

平成 27 年

第 6 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

= 定 例 会 =

自 平成27年 9 月 1 日 (火) 開 会

至 平成27年 9 月25日 (金) 閉 会

宮 古 島 市 議 会

## 目 次

◎ 第6回定例会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	2
○ 応招議員名簿	7
○ 9月1日（議事日程第1号）	9
○ 会期及び日程	11
会議録署名議員の指名について	16
会期を定めることについて	16
議案審議	17
○ 9月2日（議事日程第2号）	21
議案審議	27
平成27年第4回宮古島市議会定例会（6月）における亀濱玲子議員の一般質問に対する 答弁の発言訂正について	59
不法投棄ごみ残存問題についての説明	59
○ 9月11日（議事日程第3号）	87
一般質問	131
下地 明 君	131
佐久本 洋 介 君	140
前 里 光 恵 君	149
高 吉 幸 光 君	161
濱 元 雅 浩 君	172
○ 9月14日（議事日程第4号）	187
一般質問	189
平 良 隆 君	189
富 永 元 順 君	199
上 地 廣 敏 君	207
垣 花 健 志 君	215
嵩 原 弘 君	226
○ 9月15日（議事日程第5号）	237
一般質問	239
下 地 智 君	239
仲 間 則 人 君	250
山 里 雅 彦 君	258
新 里 聰 君	267

栗 国 恒 広 君 .....	2 7 8
○ 9 月 1 6 日 (議事日程第 6 号) .....	2 8 9
一般質問 .....	2 9 1
上 里 樹 君 .....	2 9 1
仲 間 頼 信 君 .....	3 0 2
西 里 芳 明 君 .....	3 1 3
下 地 勇 徳 君 .....	3 2 0
平 良 敏 夫 君 .....	3 2 6
○ 9 月 2 4 日 (議事日程第 7 号) .....	3 3 5
一般質問 .....	3 3 8
池 間 豊 君 .....	3 3 8
新 城 元 吉 君 .....	3 4 9
亀 濱 玲 子 君 .....	3 5 9
棚 原 芳 樹 君 .....	3 7 2
國 仲 昌 二 君 .....	3 7 9
議案審議 .....	3 9 2
○ 9 月 2 5 日 (議事日程第 8 号) .....	3 9 9
議案審議 .....	4 1 7

宮古島市告示第141号

平成27年第6回宮古島市議会（定例会）を次のとおり招集する。

平成27年8月25日

宮古島市長 下地敏彦

1 期 日 平成27年9月1日（火）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

## 上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第85号	平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）	市 長	平成27年 9月1日	平成27年 9月25日	原案可決
議案 第86号	平成27年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	〃	〃	〃	〃
議案 第87号	平成27年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	〃
議案 第88号	平成27年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	〃	〃	〃	〃
議案 第89号	平成27年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃	〃	〃	〃
議案 第90号	平成27年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃	〃	〃	〃
議案 第91号	平成27年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	〃
議案 第92号	平成27年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	〃
議案 第93号	平成27年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	〃
議案 第94号	宮古島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について	〃	〃	〃	〃
議案 第95号	宮古島市個人情報保護条例の一部を改正する条例	〃	〃	〃	〃
議案 第96号	宮古島市手数料条例の一部を改正する条例	〃	〃	〃	〃
議案 第97号	宮古島市総合交流ターミナル条例の一部を改正する条例	〃	〃	〃	〃
議案 第98号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について	〃	〃	〃	〃
議案 第99号	財産の取得について	〃	〃	〃	〃
議案 第100号	字の区域の変更について	〃	〃	〃	〃

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
議案 第101号	字の区域の変更について	市長	平成27年 9月1日	平成27年 9月25日	原案可決
議案 第102号	平成26年度宮古島市水道事業会計利益の処分について	〃	〃	〃	〃
認定 第1号	平成26年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	不認定
認定 第2号	平成26年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	認定
認定 第3号	平成26年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第4号	平成26年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第5号	平成26年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第6号	平成26年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第7号	平成26年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第8号	平成26年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第9号	平成26年度宮古島市平良字久貝財産区特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第10号	平成26年度宮古島市平良字松原財産区特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第11号	平成26年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第12号	平成26年度宮古島市水道事業会計決算認定について	〃	〃	〃	〃
報告 第9号	平成26年度宮古島市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	〃	〃		
報告 第10号	平成26年度(第16期)コーラル・ベジタブル株式会社の決算に関する書類の提出について	〃	〃		
諮問 第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃	〃	適任

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
諮問 第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	市長	平成27年 9月1日	平成27年 9月25日	適任
諮問 第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃	〃	〃
諮問 第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃	〃	〃
陳情書 第11号	「安全保障関連法案の廃案を求める意見書」採択のための陳情	沖縄県平和委員会 代表理事 与儀喜一郎	〃	〃	継続審査
陳情書 第12号	県産品の優先使用について（要請）	公益社団法人沖縄県工業連合会 会長 呉屋守章	〃	〃	採択
陳情書 第13号	外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情	福岡県行橋市今井3713-1 小坪慎也	〃	〃	継続審査
陳情書 第14号	“マイナンバー法”に反対する「陳情書」	監視社会ならん！市民ネット沖縄 代表世話人 上江洲由美子	〃	〃	不採択
陳情書 第15号	「若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書」採択に関する陳情	全日本年金者組合沖縄県本部 執行委員長 吉田 努	〃	〃	不採択
陳情書 第16号	「30人以下学級」早期完全実現に関する陳情	沖縄県教職員組合宮古支部 執行委員長 福原 学	〃	〃	採択

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
陳情書 第17号	「幼稚園・就学前教育」義務教育化・無償化に関する陳情	沖縄県教職員組合宮古支部 執行委員長 福原 学	平成27年 9月1日	平成27年 9月25日	採 択
陳情書 第18号	「労働安全衛生委員会」の設置を進め、学校労働環境の改善を求める陳情	〃	〃	〃	〃
陳情書 第19号	学校における「集団フック化物洗口導入」に反対する陳情	〃	〃	〃	継続審査
陳情書 第20号	住民合意のない「学校統廃合」に反対する陳情	〃	〃	〃	不採択
陳情書 第21号	幼稚園の教育条件・労働条件の改善を求める陳情	〃	〃	〃	採 択
陳情書 第22号	宮古島への陸上自衛隊配備及び新たな軍備の増強に反対する陳情	〃	〃	〃	不採択
陳情書 第23号	市道認定道路の道路照明灯管理移管について (要請書)	城辺地区自治会・部落会 会長 砂川雅一郎	〃	〃	採 択
陳情書 第24号	2015年10月通知、2016年1月運用開始予定の「マイナンバー制度」による混乱とリスクを避けるため、実施には慎重に対応するよう国に働きかける意見書提出を求める陳情	宮古島市平良字久貝 287-2 清水早子	〃	〃	不採択
決議案 第1号	不法投棄ごみ撤去委託事業に関する調査特別委員会の設置について	議 員	平成27年 9月24日	平成27年 9月24日	否 決
決議案 第2号	不法投棄ごみ残存問題調査特別委員会の設置について	〃	〃	〃	原案可決
決議案 第3号	県産品及び地元産品愛用宣言決議	経 済 工 務 委 員 会	平成27年 9月25日	平成27年 9月25日	〃
指名 第2号	不法投棄ごみ残存問題調査特別委員会委員の選任について		〃	〃	指 名
派遣 第2号	議員の派遣について		〃	〃	派 遣



議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
	平成27年第4回宮古島市議会定例会（6月） における亀濱玲子議員の一般質問に対する答弁 の発言訂正について	生活環境部 長申し出	9月2日	9月2日	生活環境部長が答弁 の発言訂正を行った。
	不法投棄ごみ残存問題についての説明	市長申し出	9月2日	9月2日	市長の説明の後、質 疑が行われた。

※ 陳情書第5号、宮古島市平良字下里906番地等での集会施設（葬儀場）建設反対陳情書（提出月日：平成27年3月2日、提出者：文教地区での葬儀場建設反対市民の会 代表 下里茂博）については、審議未了となった。

開会日（平成27年9月1日）に応招した議員

濱	元	雅	浩	君	富	永	元	順	君
平	良	敏	夫	〃	新	城	元	吉	〃
下	地	勇	徳	〃	亀	濱	玲	子	〃
眞	榮	徳	彦	〃	佐	久	洋	介	〃
粟	国	恒	広	〃	下	地		明	〃
仲	間	頼	信	〃	垣	花	健	志	〃
國	仲	昌	二	〃	棚	原	芳	樹	〃
上	里		樹	〃	平	良		隆	〃
上	地	廣	敏	〃	前	里	光	惠	〃
嵩	原		弘	〃	山	里	雅	彦	〃
仲	間	則	人	〃	池	間		豊	〃
西	里	芳	明	〃	下	地		智	〃
高	吉	幸	光	〃	新	里		聰	〃

平成 27 年

# 第 6 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

9 月 1 日 (火) 初 日

(議案上程、説明、聴取)

平成27年第6回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第1号

平成27年9月1日（火）午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 〃 第2 会期を定めることについて
- 〃 第3 議案第85号 平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）（市長提出）
- 〃 第4 〃 第86号 平成27年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
（ 〃 ）
- 〃 第5 〃 第87号 平成27年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号）  
（ 〃 ）
- 〃 第6 〃 第88号 平成27年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
（ 〃 ）
- 〃 第7 〃 第89号 平成27年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
（ 〃 ）
- 〃 第8 〃 第90号 平成27年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
（ 〃 ）
- 〃 第9 〃 第91号 平成27年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
（ 〃 ）
- 〃 第10 〃 第92号 平成27年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計補正予算  
（第1号）（ 〃 ）
- 〃 第11 〃 第93号 平成27年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）  
（ 〃 ）
- 〃 第12 〃 第94号 宮古島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について  
（ 〃 ）
- 〃 第13 〃 第95号 宮古島市個人情報保護条例の一部を改正する条例（ 〃 ）
- 〃 第14 〃 第96号 宮古島市手数料条例の一部を改正する条例（ 〃 ）
- 〃 第15 〃 第97号 宮古島市総合交流ターミナル条例の一部を改正する条例（ 〃 ）
- 〃 第16 〃 第98号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備  
計画）の変更について（ 〃 ）
- 〃 第17 〃 第99号 財産の取得について（ 〃 ）
- 〃 第18 〃 第100号 字の区域の変更について（ 〃 ）
- 〃 第19 〃 第101号 字の区域の変更について（ 〃 ）
- 〃 第20 〃 第102号 平成26年度宮古島市水道事業会計利益の処分について（ 〃 ）
- 〃 第21 認定第1号 平成26年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について（ 〃 ）
- 〃 第22 〃 第2号 平成26年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ

			いて	(市長提出)
日程第 2 3	認定第 3 号	平成 2 6 年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について		( " )
" 第 2 4	" 第 4 号	平成 2 6 年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について		( " )
" 第 2 5	" 第 5 号	平成 2 6 年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について		( " )
" 第 2 6	" 第 6 号	平成 2 6 年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について		( " )
" 第 2 7	" 第 7 号	平成 2 6 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について		( " )
" 第 2 8	" 第 8 号	平成 2 6 年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について		( " )
" 第 2 9	" 第 9 号	平成 2 6 年度宮古島市平良字久貝財産区特別会計歳入歳出決算認定について		( " )
" 第 3 0	" 第 1 0 号	平成 2 6 年度宮古島市平良字松原財産区特別会計歳入歳出決算認定について		( " )
" 第 3 1	" 第 1 1 号	平成 2 6 年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について		( " )
" 第 3 2	" 第 1 2 号	平成 2 6 年度宮古島市水道事業会計決算認定について		( " )
" 第 3 3	報告第 9 号	平成 2 6 年度宮古島市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について		( " )
" 第 3 4	" 第 1 0 号	平成 2 6 年度(第 1 6 期)コーラル・ベジタブル株式会社の決算に関する書類の提出について		( " )
" 第 3 5	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて		( " )
" 第 3 6	" 第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて		( " )
" 第 3 7	" 第 3 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて		( " )
" 第 3 8	" 第 4 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて		( " )

◎会議に付した事件

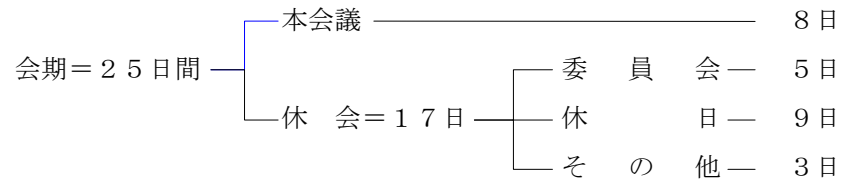
議事日程に同じ

平成27年第6回宮古島市議会定例会（9月）会期日程計画表

平成27年9月1日（火）午前10時開会

月 日	曜	種 別	日 程	摘 要
9月 1日	火	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取	開 会
9月 2日	水	〃	議案に対する質疑（付託）	
9月 3日	木	休 会	委員会	
9月 4日	金	〃	〃	
9月 5日	土	〃		
9月 6日	日	〃		
9月 7日	月	〃	委員会	
9月 8日	火	〃	〃	通告締切
9月 9日	水	〃	〃	
9月10日	木	〃		報告書作成
9月11日	金	本会議	一般質問	
9月12日	土	休 会		
9月13日	日	〃		
9月14日	月	本会議	一般質問	
9月15日	火	〃	〃	
9月16日	水	〃	〃	
9月17日	木	休 会		敬老会 (城辺13:30、 上野14:30、 下地15:30)
9月18日	金	〃		敬老会 (平良14:00)
9月19日	土	〃		
9月20日	日	〃		
9月21日	月	〃		敬老の日 敬老会 (佐良浜10:00、 伊良部14:00)
9月22日	火	〃		国民の休日
9月23日	水	〃		秋分の日

月 日	曜	種 別	日 程	摘 要
9月24日	木	本会議	一般質問	
9月25日	金	〃	委員長報告、質疑、討論、表決	閉 会



平成27年第6回宮古島市議会定例会（9月）会議録

平成27年9月1日

（開会＝午前10時00分）

◎出席議員（26名）

（散会＝午前10時21分）

議長（4番）	眞榮城 徳彦 君	議員（13番）	高吉 幸光 君
副議長（17〃）	佐久本 洋介 〃	〃（14〃）	富永 元順 〃
議員（1〃）	濱元 雅浩 〃	〃（15〃）	新城 元吉 〃
〃（2〃）	平良 敏夫 〃	〃（16〃）	亀濱 玲子 〃
〃（3〃）	下地 勇徳 〃	〃（18〃）	下地 明 〃
〃（5〃）	栗国 恒広 〃	〃（19〃）	垣花 健志 〃
〃（6〃）	仲間 頼信 〃	〃（20〃）	棚原 芳樹 〃
〃（7〃）	國仲 昌二 〃	〃（21〃）	平良 隆 〃
〃（8〃）	上里 樹 〃	〃（22〃）	前里 光恵 〃
〃（9〃）	上地 廣敏 〃	〃（23〃）	山里 雅彦 〃
〃（10〃）	嵩原 弘 〃	〃（24〃）	池間 豊 〃
〃（11〃）	仲間 則人 〃	〃（25〃）	下地 智 〃
〃（12〃）	西里 芳明 〃	〃（26〃）	新里 聰 〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	下地 敏彦 君	会計管理者	宮国 高宣 君
副市長	長濱 政治 〃	伊良部支所長	川満 勝彦 〃
企画政策部長兼振興 開発プロジェクト局長	友利 克 〃	消防長	来間 克 〃
総務部長	村吉 順栄 〃	企画政策部次長 兼企画調整課長	垣花 和彦 〃
福祉部長	譜久村 基嗣 〃	総務課長	久貝 喜一 〃
生活環境部長	平良 哲則 〃	財政課長	下地 美明 〃
観光商工局長	下地 信男 〃	教育長	宮國 博 〃
建設部長	下地 康教 〃	教育部長	仲宗根 均 〃
農林水産部長	砂川 一弘 〃	生涯学習部長	奥原 一秀 〃
上下水道部長	砂川 巖 〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局 局長	上地 栄作 君	議事係 長	仲間 清人 君
次長 補佐	友利 毅彦 〃	議事係	下地 茜 〃



平成27年第6回宮古島市議会定例会（9月）諸般の報告書

平成27年9月1日（火）

	<p>6月定例会の閉会后、15件の陳情書を受理し、そのうち14件をお手元に配付の陳情文書表のとおり付託しましたので、所管委員会のご審査をお願いします。</p>
	<p>平成27年第5回臨時会の諸般の報告において、平成27年第4回定例会（6月）で議決した意見書3件は、7月8日付で関係機関に送付した旨の報告をしましたが、なお報告すべき事項がありましたので、報告します。</p> <p>送付した意見書3件中、「合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書」の宛先のうち、所管大臣ではない「厚生労働大臣」については、その提出を控え、「総務大臣及び財務大臣」に提出しましたので、ご了承願います。</p>
	<p>宮古島市監査委員の砂川正吉委員、富永元順委員の両名から、平成27年6月分の例月出納検査結果報告があった。</p>
8月16日	<p>伊良部運動公園で開催された「伊良部・仲地七夕運動会」に出席した。</p> <p>市内ホテルで開催された「宮古島トライアスロンクラブ創立30周年記念祝賀会」に出席した。</p>
8月20日	<p>自治会館で開催された「平成27年第2回沖縄県市町村総合事務組合議会定例会」に出席し、議長を務めた。同定例会では平成26年度の4件の歳入歳出決算が認定されたほか、平成27年度一般会計補正予算（第1号）が可決された。</p>
8月22日	<p>市内で開催された「メモリアルホールこころ葬祭会館レセプションパーティー」に出席した。</p>
8月25日	<p>下地敏彦市長から平成27年第6回定例会の招集告示をした旨の通知とともに、今定例会に付議すべき議案の送付があった。</p>
8月27日	<p>議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日9月1日から25日までの25日間とするのが適当であると決した。</p>
8月30日	<p>市内ホテルで開催された「第34回全宮古書道展表彰式」に出席し、議長賞を授与した。</p> <p>平良下里で挙行された「スポーツ観光交流拠点施設建設工事合同安全祈願祭」に出席し、挨拶を述べた。</p>
8月31日	<p>下地敏彦市長から「認定第1号、平成26年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について」及び「別冊資料、平成26年度宮古島市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書」についての訂正の申し出があった。</p> <p>議会運営委員会が開催され、市長から申し出のあった認定第1号及び別冊資料の訂正の処理方法について諮問したところ、本訂正は、正誤表により処理することと決定された。</p> <p>この決定を受け、同日、正誤表を添付の上、全議員に同2件の訂正については、正誤表により処理する旨の通知をした。</p>

	<p>また、同委員会では、9月2日の「下地敏彦市長の不法投棄ごみ残存問題についての説明」に対する質疑の方法についても諮問がされ、質疑は自席から起立して行うこととし、質疑の回数については、会議規則第55条の規定により同一議員につき3回までとすることと決定した。</p>
--	---

以上

◎議長（眞榮城徳彦君）

ただいまから平成27年第6回宮古島市議会定例会を開会いたします。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は、26名で全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（上地栄作君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

去る6月定例会の閉会后、15件の陳情書を受理し、そのうち14件をお手元に配付の陳情文書表のとおり付託いたしましたので、所管委員会のご審査をお願いいたします。

8月31日、市長から認定第1号、平成26年度宮古島市一般会計歳入歳出決算について及び別冊資料、平成26年度宮古島市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書についての訂正の申し出がありました。同日議会運営委員会が開催され、市長から申し出のありました認定第1号及び別冊資料の訂正の処理方法について諮問したところ、本訂正は正誤表により処理することと決定されました。この決定を受け、同日正誤表を添付の上、全議員に同2件の訂正については正誤表により処理する旨の通知をしました。

また、同委員会では9月2日の下地敏彦市長の不法投棄ごみ残存問題についての説明に対する質疑の方法についても諮問がされ、質疑は自席から起立して行うこととし、質疑の回数については会議規則第55条の規定により、同一議員につき3回までとすることと決定いたしました。そのほかの諸報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において西里芳明君と前里光恵君を指名いたします。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題といたします。

今定例会の会期は、本日9月1日から9月25日までの25日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月1日から9月25日までの25日間と決しました。

なお、議事の都合により、9月3日、4日及び7日から10日までの4日間並びに17日、18日の計8日間は休会にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会期日程計画表のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、日程第3、議案第85号から日程第38、諮問第4号までの計36件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時03分）

再開します。

（再開＝午前10時06分）

◎市長（下地敏彦君）

平成27年第6回宮古島市議会定例会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出した議案は、予算議案9件、条例議案4件、議決議案5件、認定12件、報告2件、諮問4件の合計36件であります。

最初に、予算議案についてご説明申し上げます。議案第85号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）。今回の補正は6億7,160万1,000円の補正増で、歳入歳出予算の補正のほか、債務負担行為及び地方債の補正を行い、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ350億3,672万円と定めてあります。

議案第86号、平成27年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。今回の補正は7,313万1,000円の補正増で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ86億2,830万4,000円と定めてあります。

議案第87号、平成27年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号）。今回の補正は5,011万4,000円の補正増で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ2億9,603万5,000円と定めてあります。

議案第88号、平成27年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。今回の補正は4万6,000円の補正減で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ1億7,012万9,000円と定めてあります。

議案第89号、平成27年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。今回の補正は273万1,000円の補正増で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ7億7,162万9,000円と定めてあります。

議案第90号、平成27年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第2号）。今回の補正は3,919万3,000円の補正増で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ62億64万7,000円と定めてあります。

議案第91号、平成27年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。今回の補正は32万3,000円の補正増で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ4億5,219万4,000円と定めてあります。

議案第92号、平成27年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計補正予算（第1号）。今回の補正は267万8,000円の補正増で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ1,489万5,000円と定めてあります。

議案第93号、平成27年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）。今回の補正は3,938万円の補正増で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ8,816万3,000円と定めてあります。

次に、条例議案についてご説明申し上げます。議案第94号、宮古島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について。地方公務員法に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し、必要な事項を定めるには条例を制定する必要があるため、本案を提出します。

議案第95号、宮古島市個人情報保護条例の一部を改正する条例。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報の取り扱いについて必要な措置を講ずるには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第96号、宮古島市手数料条例の一部を改正する条例。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号通知カード及び個人番号カードの再発行に係る手数料を徴収するには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第97号、宮古島市総合交流ターミナル条例の一部を改正する条例。宮古島市総合交流ターミナルの地番の変更をするには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第98号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について。下里辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の計画（総合整備計画）の内容を変更するには議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第99号、財産の取得について。宮古島市未来創造センター（仮称）建設用地として国有財産を取得することについて、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第100号及び議案第101号、字の区域の変更については一括してご説明申し上げます。県営農地整備事業（担い手支援型）新城西地区及び洲鎌地区の工事に伴い、字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第102号、平成26年度宮古島市水道事業会計利益の処分について。地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

次に、認定についてご説明申し上げます。認定第1号から認定第11号までについては、一括してご説明申し上げます。平成26年度一般会計及び特別会計の決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付します。

認定第12号、平成26年度宮古島市水道事業会計決算認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付します。

次に、報告についてご説明申し上げます。報告第9号、平成26年度宮古島市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、議会へ報告します。

報告第10号、平成26年度（第16期）コーラル・ベジタブル株式会社の決算に関する書類の提出について。平成26年度（第16期）コーラル・ベジタブル株式会社の決算に関する書類を地方自治法第243条の3第2項の規定により、提出します。

最後に、諮問についてご説明申し上げます。諮問第1号及び諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、人権擁護委員の任期が平成27年9月30日に満了となるため、その後任を推薦したいので、本案を提出します。

諮問第3号及び諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、人権擁護委員の任期が平成27年12月31日に満了となるため、その後任を推薦したいので、本案を提出します。

以上、今回提出した議案についてご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで提案理由の説明は終わりました。

本日の日程は、これで終了いたしました。

よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

（散会＝午前10時21分）

平成 27 年

# 第 6 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

9 月 2 日 (水)      2 日目

(議案に対する質疑 (付託))

平成27年第6回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第2号

平成27年9月2日（水）午前10時開議

- |       |          |  |        |
|-------|----------|--|--------|
| 日程第 1 | 議案第 85 号 | 平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）                    | （市長提出） |
| 〃 第 2 | 〃 第 86 号 | 平成27年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）            | （ 〃 ）  |
| 〃 第 3 | 〃 第 87 号 | 平成27年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号）                | （ 〃 ）  |
| 〃 第 4 | 〃 第 88 号 | 平成27年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）           | （ 〃 ）  |
| 〃 第 5 | 〃 第 89 号 | 平成27年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）             | （ 〃 ）  |
| 〃 第 6 | 〃 第 90 号 | 平成27年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第2号）                | （ 〃 ）  |
| 〃 第 7 | 〃 第 91 号 | 平成27年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）             | （ 〃 ）  |
| 〃 第 8 | 〃 第 92 号 | 平成27年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計補正予算（第1号）       | （ 〃 ）  |
| 〃 第 9 | 〃 第 93 号 | 平成27年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）            | （ 〃 ）  |
| 〃 第10 | 〃 第 94 号 | 宮古島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について            | （ 〃 ）  |
| 〃 第11 | 〃 第 95 号 | 宮古島市個人情報保護条例の一部を改正する条例                     | （ 〃 ）  |
| 〃 第12 | 〃 第 96 号 | 宮古島市手数料条例の一部を改正する条例                        | （ 〃 ）  |
| 〃 第13 | 〃 第 97 号 | 宮古島市総合交流ターミナル条例の一部を改正する条例                  | （ 〃 ）  |
| 〃 第14 | 〃 第 98 号 | 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について | （ 〃 ）  |
| 〃 第15 | 〃 第 99 号 | 財産の取得について                                  | （ 〃 ）  |
| 〃 第16 | 〃 第100号  | 字の区域の変更について                                | （ 〃 ）  |
| 〃 第17 | 〃 第101号  | 字の区域の変更について                                | （ 〃 ）  |
| 〃 第18 | 〃 第102号  | 平成26年度宮古島市水道事業会計利益の処分について                  | （ 〃 ）  |
| 〃 第19 | 報告第 9 号  | 平成26年度宮古島市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について           | （ 〃 ）  |
| 〃 第20 | 〃 第 10 号 | 平成26年度（第16期）コーラル・ベジタブル株式会社の決算に関する書類の提出について | （ 〃 ）  |



日程第 2 1	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	(市長提出)
〃 第 2 2	〃 第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	( 〃 )
〃 第 2 3	〃 第 3 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	( 〃 )
〃 第 2 4	〃 第 4 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	( 〃 )
〃 第 2 5	認定第 1 号	平成 2 6 年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について	( 〃 )
〃 第 2 6	〃 第 2 号	平成 2 6 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	( 〃 )
〃 第 2 7	〃 第 3 号	平成 2 6 年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について	( 〃 )
〃 第 2 8	〃 第 4 号	平成 2 6 年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	( 〃 )
〃 第 2 9	〃 第 5 号	平成 2 6 年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	( 〃 )
〃 第 3 0	〃 第 6 号	平成 2 6 年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	( 〃 )
〃 第 3 1	〃 第 7 号	平成 2 6 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	( 〃 )
〃 第 3 2	〃 第 8 号	平成 2 6 年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	( 〃 )
〃 第 3 3	〃 第 9 号	平成 2 6 年度宮古島市平良字久貝財産区特別会計歳入歳出決算認定について	( 〃 )
〃 第 3 4	〃 第 1 0 号	平成 2 6 年度宮古島市平良字松原財産区特別会計歳入歳出決算認定について	( 〃 )
〃 第 3 5	〃 第 1 1 号	平成 2 6 年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	( 〃 )
〃 第 3 6	〃 第 1 2 号	平成 2 6 年度宮古島市水道事業会計決算認定について	( 〃 )
〃 第 3 7		平成 2 7 年第 4 回宮古島市議会定例会 ( 6 月 ) における亀濱玲子議員の一般質問に対する答弁の発言訂正について	(生活環境部長申し出)
〃 第 3 8		不法投棄ごみ残存問題についての説明	(市長申し出)

◎会議に付した事件

議事日程と同じ

議 案 付 託 表

平成27年9月2日（水）第6回定例会

委員会名	議案番号	件 名
総務財政委員会	議案第85号	平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）
	議案第92号	平成27年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第94号	宮古島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
	議案第95号	宮古島市個人情報保護条例の一部を改正する条例
	議案第98号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について
	議案第99号	財産の取得について
	認定第1号	平成26年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について
	認定第8号	平成26年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第9号	平成26年度宮古島市平良字久貝財産区特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第10号	平成26年度宮古島市平良字松原財産区特別会計歳入歳出決算認定について
文教社会委員会	議案第86号	平成27年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第90号	平成27年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第2号）
	議案第91号	平成27年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
	議案第96号	宮古島市手数料条例の一部を改正する条例
	認定第2号	平成26年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第6号	平成26年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第7号	平成26年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
経済工務委員会	議案第87号	平成27年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第88号	平成27年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第89号	平成27年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第93号	平成27年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第97号	宮古島市総合交流ターミナル条例の一部を改正する条例
	議案第100号	字の区域の変更について
	議案第101号	字の区域の変更について
	議案第102号	平成26年度宮古島市水道事業会計利益の処分について

委員会名	議案番号	件名
	認定第 3 号	平成 26 年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 4 号	平成 26 年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 5 号	平成 26 年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 11 号	平成 26 年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 12 号	平成 26 年度宮古島市水道事業会計決算認定について

議案第85号 平成27年度宮古島市一般会計補正予算(第5号)

歳出款項別審査委員会表

平成27年9月2日(水)第6回定例会

委員会名	款	項	頁
文教社会委員会	2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	21
	3. 民生費	1. 社会福祉費	25~26
		2. 児童福祉費	27~29
		3. 生活保護費	30
	4. 衛生費	1. 保健衛生費	31~32
		2. 清掃費	33
	10. 教育費	1. 教育総務費	45~46
		2. 小学校費	47
		3. 中学校費	48
		4. 幼稚園費	49
		5. 社会教育費	50~52
		6. 保健体育費	53
	13. 諸支出金	3. 雑支出	54
経済工務委員会	6. 農林水産業費	1. 農業費	34~36
		2. 林業費	37
		3. 水産業費	38
	8. 土木費	1. 土木管理費	40
		2. 道路橋りょう費	41
		3. 都市計画費	42
		5. 港湾空港費	43

平成27年第6回宮古島市議会定例会（9月）会議録

平成27年9月2日

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（26名）

（散会＝午後6時38分）

議長（4番）	眞榮城 徳彦 君	議員（13番）	高吉 幸光 君
副議長（17〃）	佐久本 洋介 〃	〃（14〃）	富永 元順 〃
議員（1〃）	濱元 雅浩 〃	〃（15〃）	新城 元吉 〃
〃（2〃）	平良 敏夫 〃	〃（16〃）	亀濱 玲子 〃
〃（3〃）	下地 勇徳 〃	〃（18〃）	下地 明 〃
〃（5〃）	栗国 恒広 〃	〃（19〃）	垣花 健志 〃
〃（6〃）	仲間 頼信 〃	〃（20〃）	棚原 芳樹 〃
〃（7〃）	國仲 昌二 〃	〃（21〃）	平良 隆 〃
〃（8〃）	上里 樹 〃	〃（22〃）	前里 光恵 〃
〃（9〃）	上地 廣敏 〃	〃（23〃）	山里 雅彦 〃
〃（10〃）	嵩原 弘 〃	〃（24〃）	池間 豊 〃
〃（11〃）	仲間 則人 〃	〃（25〃）	下地 智 〃
〃（12〃）	西里 芳明 〃	〃（26〃）	新里 聰 〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	下地 敏彦 君	伊良部支所長	川満 勝彦 君
副市長	長濱 政治 〃	消防長	来間 克 〃
企画政策部長兼振興 開発プロジェクト局長	友利 克 〃	企画政策部次長 兼企画調整課長	垣花 和彦 〃
総務部長	村吉 順栄 〃	総務課長	久貝 喜一 〃
福祉部長	譜久村 基嗣 〃	財政課長	下地 美明 〃
生活環境部長	平良 哲則 〃	教育長	宮國 博 〃
観光商工局長	下地 信男 〃	教育部長	仲宗根 均 〃
建設部長	下地 康教 〃	生涯学習部長	奥原 一秀 〃
農林水産部長	砂川 一弘 〃	宮古島市代表監査委員	砂川 正吉 〃
上下水道部長	砂川 嚴 〃	環境衛生課長	宮国 克信 〃
会計管理者	宮国 高宣 〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局 局長	上地 栄作 君	議事係 長	仲間 清人 君
次長 補佐	友利 毅彦 〃	議事係	下地 茜 〃

◎議長（眞榮城徳彦君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は、26名で全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第2号のとおりであります。

それでは、日程第1、議案第85号から日程第36、認定第12号までの36件を一括議題とし、質疑に入ります。

まず最初に、日程第1、議案第85号から日程第24、諮問第4号までの24件について質疑の発言を許します。

◎國仲昌二君

質疑をしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議案第85号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）について質疑をしたいと思います。

まず、7ページです。7ページの下のほうに一般財源のうち1億245万5,000円は臨時財政対策債という説明がありますがけれども、この臨時財政対策債についての説明をお願いします。どういったものなのかです。

次にですね、15ページをお願いします。歳入のほうの雑入ですけれども、説明欄に民間開発等に伴う発掘調査に係る事業者負担金というのがマイナス471万4,000円になっています。これはたしか去った6月定例会で補正予算として計上されたものだと思うんですけども、これがまた同じ額マイナスになっているということについて説明をお願いしたいと思います。

続きまして、19ページの15目ですね、中央図書館等建設費、この中で委託料と原材料費が計上されているんですけども、委託料はたしか繰り越しでも1億円余り計上されていたと思うんですけども、今回の補正の中身ですね、これを教えていただきたいというふうに思います。

それから、27ページです。1目ですね、児童福祉総務費、その中の扶助費です。出産祝金の交付事業が305万円補正になっていますけれども、これは何か制度が変わってそういうふうになつたのかどうかですね、扶助費の増があったのかどうかという説明をお願いします。

1枚あけて28ページですね、6目地域子ども・子育て支援事業費の中で委託料、病児保育事業というのがありますけれども、ちょっと聞きなれない事業なので、事業の中身を教えていただきたいと。

それから、31ページの5目健康増進事業費、これで県民の健康づくりモデル事業というのがありますけれども、この事業についても説明をお願いします。

それから、33ページのほうですね、2目の塵芥処理費の委託料で2,417万3,000円計上されていますけれども、どういった事業なのかというのを教えていただきたいと。

それからですね、39ページですね、3目観光費ですね、説明の欄にNPOガイア・アート協会補助金というのが264万円あります。これ去年もたしか9月補正で上がっていたんですけど、何か9月補正で上げる理由というのかな、当初で計上できなくて、9月補正でしか計上できない理由があるのかどうかというものです。それと、去年の9月補正では一般財源で財源内訳はあったんですけども、今回は特定財源のその他のほうに財源として入っていますけれども、これはどういう違いがあるのかについて教えていただ

きたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

補正予算書の19ページ、15目中央図書館等建設費の委託料573万円、議員からもご指摘ありました実施設計に係る委託料については繰り越しをしておりました。今回補正をいたしましたのは、防災評定業務の委託に係る補正でございます。防災評定とはということになりますけれども、平成12年の建築基準法の改正によりまして、従来の仕様規定だけでなく性能評定による規定が設けられております。性能評定、いわゆる防災評定と言われるものでございます。従来の規定では、決められた基準に沿って設計をしておりました。この防災評定を行うことによって、避難の安全性が認められた場合は排煙口あるいは防火垂れ壁などの排煙設備が不要となると。したがって、コストの縮減、それから機能性の向上が図られるというメリットがあるというものでございます。

◎総務部長（村吉順栄君）

臨時財政対策債についてのご質疑でございましたが、臨時財政対策債は、本来であれば地方交付税のほうで交付されるべき交付税額が、財源不足に伴った場合にですね、臨時財政対策債というのが交付できません。後年度において発行可能全額の元利償還金が後年度で普通交付税で算入されることとなります。

◎福祉部長（譜久村基嗣君）

補正予算書27ページ、出産祝金についての説明をいたします。

これは出産、宮古島市の妊婦さんといいますか、母子手帳の配付を受けた要するに母親が出産するときには祝金として5万円の範囲内で支給する祝金であります。当初予算で400万円計上しましたけれども、4月から6月の3カ月です。210万円の支出を見込んでいまして、42名、当初80名の予定でありましたけれども、42名の出産の喜ばしいことがありまして、その後あと約半分ぐらいは想定するかなということで、合計で141名を見込んで、705万円ということで想定いたしまして、今度の305万円を計上してございます。

それから、病児保育事業については、これは下地診療所において平成26年度より行っている事業でありまして、宮古島市の病児保育事業委託契約に基づきまして行われている事業であります。当初200人から300人の幼児を予定しておりましたけれども、基準額の6,669万7,000円を計上してございましたが、7月末現在で利用者が318人という実績が上がりましたので、これから冬場といいますか、インフルエンザ等いろいろなものを想定いたしまして、900人を超えるんじゃないかという想定をいたしまして、今回の553万8,000円の計上になったわけでございます。この病児育児というのは、もちろん両親が就業しておりますので、現場では看護師さんがいますので、軽度の幼児を保育所に預かりまして、その保育時間の間見てもらうということの事業でございます。

◎生活環境部長（平良哲則君）

補正予算書の31ページお願いします。その中で5目健康増進事業費で467万5,000円の計上してあります。これは県の補助事業でありまして、県民の健康づくりモデル事業としまして、現在宮古島市が抱えています。県内における肥満、高血圧のワーストワン、それから男女平均寿命の悪化など、本市の健康関連指数は憂慮すべき状態となっております。このような健康課題を解消する目的で実施をするものであります。内容としましては、市内の自治会、各種企業、これは金融機関や建設業などでありまして、などに呼

びかけまして、日常的に血圧測定や運動の実施、食生活習慣、飲酒習慣の検証、改善等を行ってもらいまして、その実践結果をもとに市民全体で健康問題の今後の取り組みに生かすという目的で事業を実施します。

次に、33ページお願いします。2目の塵芥処理費の中の委託料で2,417万3,000円の補正計上してあります。これは、現在建設中の新ごみ焼却施設が12月に完成しまして、年明けの1月から3月まで試験運転を実施します。今回の補正は、それに伴う試験運転管理の委託料ということであります。

#### ◎観光商工局長（下地信男君）

NPOガイア・アート協会への補助金ですけれども、なぜ9月補正かというお話ですけれども、NPOガイア・アート協会は芸術家の森万里子氏の七光湾で制作したモニュメント、サンピラーの管理を主とした活動をしている組織でありますけれども、その森万里子氏の芸術活動を支援する方々からふるさと納税がございまして、宮古島における芸術活動の振興に役立ててほしいということ、それからサンピラーのモニュメントの管理に役立ててほしいということでふるさと納税がございまして、前年度のふるさと納税額を充当していくということですので、3月までの年度までの納税を踏まえてということになりますので、どうしても9月補正という形になります。

#### ◎生涯学習部長（奥原一秀君）

補正予算書15ページの雑入、民間開発等に伴う発掘調査に係る事業者負担金のマイナスの件でございまして、この件につきましては6月補正でお願いをしたところなんですけれども、その発掘事業者ですけれども、変更に伴って事業者負担から国庫補助対象事業ということになりまして、県のほうでも調整をしまして国庫事業となり、この事業主負担の部分の減額をして発掘調査事業費の中で国庫補助という対象で計上しているということになっております。

#### ◎國仲昌二君

どうもありがとうございました。再質疑していきたいと思っておりますけれども、臨時財政対策債の説明がありました。その中でですね、後年度で全額交付税で算入されるという説明がありましたけれども、確かに将来の地方交付税で交付されることとなっているんですけど、これ総務省の資料なんですけれども、ただ交付税総額は予算折衝の動向により左右され、実際に自治体に交付される額も交付税総額に影響を受けるため、元利償還金そのまま交付されるものではありませんという説明があります。要するに一応将来元利償還金については交付税で交付しますよという制度にはなっているんですけど、この交付税総額というのは予算化されるまでわからないから、実際にそのまま全額償還されるというのはわかりませんよという説明であります。これはいろんなところで後年度交付税で返ってくるという話をしますけれども、実際にはこういうふうな注意書きがあるということを指摘しておきたいというふうに思います。

それから、15ページの今説明があった民間開発等に伴う事業者負担ですけれども、これはたしか6月補正のときは何かあとま墓というところだったと思うんですけど、これが今回国庫事業になったということなんでしょうか。歳出のほうに見当たらないので、再度説明をお願いします。

それから、33ページの塵芥処理費の委託料ですけれども、新ごみ焼却施設の試験運転管理という説明がありました。2,417万3,000円です。これは、その試験運転というのはどれぐらいの期間行うものなのでしょうか。この期間を教えてくださいたいと思います。



それから、NPOガイアアート協会補助金、ふるさと納税の関係でそういうふうに9月補正という話がありましたけれども、もう一つ私は質疑しました。去年は一般財源ということで計上されていたんですけど、今度は特定財源で計上されています。これはどういった理由でこういうふうに違っているのかということをお聞きしたい、再度お願いします。

それから、ちょっと忘れていました。議案書ですね、議案書のほうまたお願いします。議案書1ページですけども、議案第94号、宮古島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、この条例は新たに制定する条例なのかということをお聞きしたいと思っております。

以上、答弁をお願いします。

◎総務部長（村吉順栄君）

昨年は一般財源で、ことし特定財源かというご質疑にお答えします。

昨年度はもう9月に歳出を補正してございます。その中で3月のほうで財源振りかえ、ふるさと納税の特定財源ということで3月に財源振りかえしてございます。今年度は当初から特定財源ということで特定財源を財源として計上してございます。

次に、議案第94号、宮古島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてですが、今年度、今年度といいますか、最初の制定でございます。

◎福祉部長（譜久村基嗣君）

済みません、先ほどの説明ですね、説明不足がございました。出産祝金は、1世帯の第3子以降についての5万円ということですので、よろしくお願いいいたします。全ての児童じゃないです。

◎生活環境部長（平良哲則君）

新ごみ焼却施設の試験運転は1月から3月まで行いまして、4月から本稼働ということになります。

◎生涯学習部長（奥原一秀君）

補正予算書15ページの民間開発等による減額の件ですけども、あとんま墓ではなくて、宮古毎日新聞社の隣のほうで調査をやるということで、事業者が変更になったということですね、その事業者変更に伴う国庫補助金の対象ということで、9ページの教育費の国庫補助の中に遺跡発掘調査事業補助金267万2,000円という形で国庫補助という形に変更になるということですので、よろしくお願いいいたします。

（「ちょっと確認を」の声あり）

◎議長（眞栄城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時25分）

再開します。

（再開＝午前10時25分）

◎國仲昌二君

ありがとうございました。

最後にですね、再確認しますが、議案書の1ページですね、議案第94号、宮古島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、2ページのほうにちょっと条例がありまして、地方公務員法第58条の規定に基づきというのがあってですね、この第58条の2というのは、任命権者は条例で定め

るところにより人事行政の運営の状況を報告しなければならないという規定があります。今回条例を新たに制定するという事は、これまで地方公務員法で定められている公表ですね、報告、そういったものについてはもうやっていたという事になりますでしょうか。これだけを確認したいと思います。

◎総務部長（村吉順栄君）

これまでは公表してはございません。今回条例を制定しまして、それに基づいて今後公表していくということになります。

◎議長（眞栄城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎亀濱玲子君

何点か質疑をさせていただきます。

議案第85号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）のですね、29ページの放課後児童クラブ開所時間延長支援事業補助金が大きくマイナスになっていますけれど、それについてのご説明をお願いします。

それと、31ページの委託料ですね、環境衛生費の委託料は何かということについての説明もお願いいたします。

（議員の声あり）

◎亀濱玲子君

31ページの環境衛生費、第3目。環境衛生費の環境保全対策事業の委託料は何かということについてお願いをいたします。

それと、39ページの観光費の中で、今現在、前に國仲昌二議員が質疑した3目の19節、区分の19の負担金、補助及び交付金のNPOガイア・アート協会の補助金が、民間の団体に毎年このような形で出ていくということについて、何かほかにもしそんなようなことがあったら、やっぱりそのバランスはどうだということもあるかと思うので、それについて当局のお考えを伺いたいというふうに思います。

あと、条例議案の中のですね、議案第94号、宮古島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、これを詳しく説明をお願いをいたします。

続いて、議案第95号、宮古島市個人情報保護条例の一部を改正する条例、これマイナンバー制度にかかわることなので、議案第95号、宮古島市個人情報保護条例の一部を改正する条例、議案第96号、宮古島市手数料条例の一部を改正する条例をこれも詳しく説明をいただきたいと思います。説明いただいた後に再質疑で宮古島の課題についても聞きたいというふうに思います。

あと、報告は後ででしたですかね。これですかね。

以上、お答えをお願いをいたします。

◎総務部長（村吉順栄君）

議案第94号、宮古島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてということで、条例の第3条に規定してあります第1号から第9号を毎年公表するということが主な条例の中身でございます。

（議員の声あり）

◎総務部長（村吉順栄君）

失礼しました。

議案第95号、宮古島市個人情報保護条例の一部を改正する条例ということで、これまで宮古島市個人情報保護条例は個人情報保護法に基づいて整備されておりますが、今回改正はいわゆる番号法に基づく個人情報の範囲が違いまして、今回特定個人情報というのも加わりますので、特定個人情報に伴う今回の改正でございます。

◎福祉部長（譜久村基嗣君）

放課後児童クラブ開所時間延長支援事業補助金が全額補正減になっている理由ですが、これは今年度からですね、補助事業名が「支援員等の処遇改善事業」に変更になったために、その細節が補正予算書28ページの19節負担金、補助及び交付金の中に放課後児童健全育成事業の中で織り込まれております。今回2,477万7,000円の補正額を計上してございますが、この中で1,404万円も織り込まれるということになります。事業名の変更になります。よろしくお願いいたします。

◎生活環境部長（平良哲則君）

補正予算書の31ページですね。31ページの3目環境衛生費の中で353万5,000円の補正をしてあります。これは、小型家電の輸送委託業務でありまして、宮古島市が粗大ごみとして回収した品目のうち小型家電製品の例えば電子レンジ、扇風機、電気掃除機などを那覇市の業者へ引き渡すための処理費でありまして、これは平成25年に小型家電リサイクル法が施行されたことに伴って、適正に処理するために、国の認定を受けた業者がおりますので、それに移送するということであります。

◎観光商工局長（下地信男君）

一般会計補正予算の39ページ、観光費の負担金、補助及び交付金のNPOガイア・アート協会の補助金ですけれども、先ほども申し上げましたように、芸術家の森万里子氏が七光湾で制作した観光モニュメント、サンピラーの管理を主とする活動のために、このガイア・アート協会というのは設立されたと認識しております。それにとどまらず、宮古島全体のアートツーリズム等のテーマ型観光、あるいは文化交流の推進というそれを実施していこうという団体でありますけれども、その活動原資ですけれども、森万里子氏の芸術活動を支援する方々からふるさと納税ということがございまして、この管理費用に森万里子氏が設置したモニュメントの管理が大変、台風時に撤去したり、また再度設置したりという費用がかかるので、それにあわせて使っていただきたいということがありまして、こういう形でNPOガイア・アート協会に支出をしております。

他の団体のバランスということですが、そういう納税者の皆さん方の意向に沿った形で、それができなければサンピラーの管理というのが滞ってしまいますので、そういう観点から、納税者の意向に沿って管理をするということから、ガイア・アート協会への補助金というふうに至っております。

◎亀濱玲子君

今答えていただきました観光費から、再質疑しますけれど、この関係性ですね、民間団体との関係性、これが例えばこうやって本当は自立してやるものであれば、何も市を介さなくてもできるんだろうとは思いますが、この団体からのお金が滞った場合は、その管理は市のほうが行っていくということに、そういう関係性にはなりません。それについて、はっきりと相手方とずっとこのふるさと納税は毎年毎年管

理費用は払われていくという関係性はできているのかということについてお答えいただきたいと思います。もしもあるものはね、一旦つくられたものは、それは観光資源だというふうにおっしゃるのであれば、これは多分市が管理するというふうになつたときに、これはまた大きな問題になっていくんだと思うんです。それについて、このNPOとこれから後ね、例えばNPOが独自で自分たちが引き取って管理しますよというお金入れられるのであればね、そういうのが理想的だろうと思うんですが、これがあえて市を通してということは、それが市の観光に寄与するという目的もあるかもしれませんが、これが滞ったときは市が引き続き管理を責任を持ってやっていく関係なのか、これを1点お答えいただきたいと思います。

補正予算書の31ページですけれど、小型家電のリサイクルですけど、詳しくお聞きしたいと思いますけれど、集めたのはいいですね。伊良部島からも集めて最終処分場に山積みされています。現実にはあれは何トンあるのか。あれを全部那覇のいわゆる指定した管理業者に輸送するのにこの予算で十分賄えるのかということですね、あれかなりの量ありますよね。これから後も宮古島市はそのような方法で集めたものをこのような形で処理していくと。今まではもう引き取り手がなかったから非常に苦慮して、ああやって山積みされて、あれとても見ると、何かこれから先どうなるんだろうと思って見せていただいたんですけど、一体あれは何トンあるのか。あれ何年分なんですかね。伊良部島にあったのも持ち込んできて、移動してそこに置いてあるので、かなりの量になっていますよね。なので、あれ何トンあって、これから後処理する見通しは毎年例えばどれぐらいの量が予想されて、これからこの小型家電の処理はこうすると順調にいくというその予算の見通しですね、これから後の、それをお聞かせ願いたいというふうに思います。

学童保育のはちょっと心配しましたが、ありがとうございます。補助金の名称が変わるということですので、これについてはわかりました。

議長、ちょっと確認なんですけれど、報告についても質疑、この条例の中の報告も大丈夫でしたっけ。これは決算と一緒にしたっけ。報告第10号の、議案書39ページ、コーラル・ベジタブル株式会社についても大丈夫。これは次。今。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これは大丈夫です。この中です。

◎亀濱玲子君

わかりました。

じゃ、議案書39ページの報告第10号、平成26年度（第16期）コーラル・ベジタブル株式会社の決算に関する書類の提出について質疑させていただきます。すごく勢いづいてこのコーラル・ベジタブル株式会社に市が頑張ってもらおうのだということで無償譲渡して、株もですね、ここに至っているんですけど、決算報告を読むと契約は暗礁に乗り上げましたというふうに書かれています。劣悪な経営環境の中で売り上げが前年比の78.6%です。オープンした空港市場ですね、市場もですね、目標の88.6%にしか至っていません。なので、課題大です。それについて、例えばここの締めには、締めくくるにはコーラル・ベジタブル株式会社は農家の所得の向上を目的とする当社の存在意義は変わらないというふうに書いています。これについて現在の決算状況を市はどのように把握してですね、経営を任せた民間のノウハウのあるところでしっかりと立て直していけるであろうという見通しで譲ったというふうには思っているんですけど、現実にはそうならないです。なので、こういうふうに行くということを市はどういうふう考えているかを

1点。

もう一点、具体的に聞きますけど、農家の所得向上を目的とするというふうにはなっていますが、現在農家は何を生産している農家が何戸かかわっているかというのを教えてください。

そして、もう一点は、農家に対する支払いは滞っていないか。現状についてですね。見るとよく全体像がつかめないですね。原料費も書かれていますけれど。農家が何戸あって、職員は全部で16名いらっしゃるわけですが、かなりの数ですよ。この数が一体何戸の農家を相手にして、年間売り上げもマイナスになっておりますけど、これから後の見通しを考えると、しっかりと現状把握しなければならないというふうに思うんですが、お任せするにしても農家はどのような農作物を入れて、何戸の農家がそこに入っているのか、そして原料費はちゃんと支払われているのか、あるいは職員の給料等々はきちっと行っているのか、その経営状況をどう把握されているかをですね、教えてください。

戻りますけども、議案第95号、宮古島市個人情報保護条例の一部を改正する条例、総務部長お答えください。具体的にマイナンバー制度が導入されて、市民の側からすると何がどう変わっていくのかということをもっと踏み込んでお答えください。一番心配される個人情報の漏えいを宮古島市はどのように管理していくというふうに計画を立てていらっしゃるのか、そのセキュリティーはどうかしていくのかということについてですね、またその他これを実施するに当たって宮古島市が課題として挙げているのは何かというのが、もう既に目の前に来ているわけですから、それについて課題を何と挙げて、課題解決に取り組んでいるよというのが現状があればお答えください。

#### ◎副市長（長濱政治君）

一般会計補正予算書39ページのNPOガイア・アート協会、ふるさと納税がない場合はどうするかということでございますけども、これはもともと引き受けるときから管理費は私どもは持ちませんというふうに申し上げております。当然ふるさと納税がなければ我々としては管理しなくていいというふうに考えております。

#### ◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

マイナンバー制度について、概要についてですね、説明いたします。

マイナンバー制度とは、複数の機関に存在する個人の情報を同一の人の情報であるということの確認を行うために、その基盤を構築する、そして社会保障、税制度の効率性、透明性を高めて国民にとって利便性の高い公平、公正な社会を実現しようというものでございます。社会保障や税などの複数分野で使用する個人情報を共通番号である個人番号によりひもづけをし、名寄せをすることによって所得の正確な把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化、そしてきめ細やかなサービスの提供が可能となるというものでございます。マイナンバー制度の施行によって、市を初めとした市町村については個人番号の付番、そして通知、個人番号カードの交付などの役割が課せられております。なお、セキュリティーについてもですね、万全な体制で制度が施行するように、走るように取り組んでいるところでございます。

#### ◎生活環境部長（平良哲則君）

小型家電の処理でありますけど、これにつきましては、これまでは地元の業者に委託して処理をしていました。それが2013年、平成25年度に小型家電リサイクル法が施行されて、それができなくなりました。今回那覇市の処理業者がですね、受け取り体制ができたということで補正計上しております。見積もりを

とりますと1コンテナ当たり二十数万円かかります。それが今回は約15コンテナの予算計上でありまして、これで全て今あるものが処理できるということではなくてですね、とりあえずコンテナ15台分を処理したいということでもあります。

◎農林水産部長（砂川一弘君）

議案書39ページ、報告第10号、平成26年度（第16期）コーラル・ベジタブル株式会社の決算に関する書類の提出について、コーラルベジタブル株式会社の決算に関する件についてお答えをいたします。

まず、第16期の決算の状況について説明をさせていただきます。議案書の43ページ、16期、平成26年4月1日から平成27年の3月末までの第16期の決算は、43ページの右のほうで見ていただきたいんですが、総売上高で6,282万3,695円となっております。これから製造等にかかった費用4,952万4,528円を差し引いた売り上げの総利益が1,329万9,167円となっております。これに販売に要する費用、人件費等に係る費用3,129万4,219円を引きますと、営業損失で1,799万5,052円の損失高となっております。これに雑収入76万6,928円、それから営業外の支払い額370万4,932円等々を加えた結果、第16期の決算額は一番下のほうで2,093万3,056円となっております。これに税金等加えますと、16期の純損失ということで2,111万3,179円となっております。

株譲渡後どうなっているかということですが、市が保有していました株につきましては、沖縄製粉に無償で譲渡を行っております。これは、昨年の9月定例会で議会の承認を受けて無償譲渡がされております。無償譲渡以降は、沖縄製粉が筆頭株主となりまして経営を主導しております。新役員も新しく選出をされております。現在新社長からの報告では、マンゴー、それからアロエベラ等を中心に生産を行っているとのことでございます。それから、コーラル・ベジタブル株式会社の空港売店限定で販売している新商品の売上高も順調に伸びているということで、5月で138万5,000円、6月で219万7,000円、7月で231万6,000円、8月で239万4,000円と売り上げも伸びているということです。それから、本土の大手製菓メーカーとの連携を現在進めているというふうなことで、千葉県松戸市内にありますアロエベラのアンテナショップに入店するという今取引の拡大が見込めるとの報告がありました。今後も沖縄製粉の営業力を駆使してですね、コーラル・ベジタブル株式会社の製品及び宮古島市の農産物を積極的に販売していきたいということでもあります。

何戸の農家かということですが、ちょっと今これ調べてから報告をさせていただきたいと思います。

それから、未払い金ですが、現在はございません。

◎亀濱玲子君

ありがとうございます。一般会計補正予算書の31ページの環境衛生費ですけれど、小型家電等が15コンテナで、処理費がこの値段ということですが、これから後もこの見通しというか、もしも年に例えば2回とか1回とか、何かまとめたものを今のような形で処理するというような方針で、何か沖縄本島にそういう処理業者が見つかったのかというのは伺ったので、それは少し安心かなと思うんですけど、それは毎年そうやって処理していく、年に1回とか2回とか処理するというふうな方向で考えていらっしゃるのか、これから後の対応も教えていただきたいと思います。

今農林水産部長がお話しになりました報告第10号、平成26年度（第16期）コーラル・ベジタブル株式会社の決算に関する書類の提出についてですけど、宮古島市が何戸の農家がどういうふうにかかわっている

かというの把握していないというのは、これはいかななものかと思うんですけど、未払いがないというのはいいことです。ですけれども、ここに、決算を読むとね、決算書読むと環境が安定すれば必ず所期の目的は達成できると思うと史料しますと書かれているけれど、これについては何をどういうふうにしてあそこのコーラル・ベジタブル株式会社の工場をですね、生かしていくというようなものが見通しが余りこれでは見えないんですけど、これについては宮古島市もしっかりと農家のために、本当に農家のためになるようなものになっていっていただきたいと思いますけれど、今何点か挙がって話されましたけど、改善する方法というものについてね、経営の、これについて、市とコーラル・ベジタブル株式会社と例えば話し合う、そういうことというのはしっかり持っていらっしゃるのか、これから後もそれをする考えはあるのかということをお答えいただきたいと思います。何かマンゴー、アロエベラだけであそこの工場が動いていくというふうの方針が変わっていくのか、少し私にはちょっとよくわからないんですけど、何かそれで宮古島市はよいというふうに思っているのかですね。農作物をこの2種類しか今挙がっていないんですけど、どういうふう宮古島市を、全てお任せみたいなことではやっぱりどうかと思うので、これについての宮古島市の考えというのはどうお持ちかということをお聞かせ願いたいと思います。

◎副市長（長濱政治君）

マンゴーとアロエベラ、もちろんこれが主力でございます。従来も例えばゴーヤのチップ化とか、それから給食用の野菜をカットするとか、そういうのももちろんやっております。特に今回大きな目玉となっているのが、新しい商品が空港の売店で非常にいい人気を得ているということと、それが呼び水となってコーラル・ベジタブル株式会社の製品がここでしか買えないというふうなことで今非常に人気になっているという報告を受けております。さらに、本土の大手製菓と提携ができることになっているという報告を受けております。具体的にこれはもう飛躍的に伸びる、アロエですね、アロエは伸びるなということを感じております。もちろんそういうふうな話し合いをですね、持ちながら、無償譲渡やったからといって全然向こうにお任せということではありません。いろいろ話をしながら、協力できるところはまた協力していきたいというふう思っております。

（「議長、ごめんなさい、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時56分）

再開します。

（再開＝午前10時56分）

◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

マイナンバー制度の導入に当たっては、市といいますか、一般的な懸念として、いわゆる国によって情報の一元管理が行われてしまうのではないかと、それから成り済ましというものが発生するのではないかと、それと個人情報と不正にのぞき見をされるのではないかと、情報が漏れ、あるいは改ざんをされたりするのではないかと、個人情報を目的外に利用されるのではないかとといったような懸念が予想といたしますかね、言われているわけです。これらの懸念に対してですね、マイナンバー制度では、これらの個人情報の漏えい、それから不正利用への懸念を払拭するためにシステム上及び制度上でさまざまな保護措置を講じていると

いうことでございます。市としましては、こういった懸念に対してですね、しっかり答えられるようにシステム構築に当たっているところでございます。

◎生活環境部長（平良哲則君）

小型家電の処理につきましては、今後の方向性が決まりました。そういうことで、新年度からは当初予算におきまして1年間処理できる予算、それを計上していきたいというふうに考えております。

◎農林水産部長（砂川一弘君）

報告第10号、平成26年度（第16期）コーラル・ベジタブル株式会社の決算に関する書類の提出についての件で、何戸の農家と取引をしているかというご質疑にお答えをいたします。

現在アロエ農家が21戸、マンゴー農家が15戸、合計36戸の農家と取引をいたしております。

◎議長（眞栄城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上里 樹君

私は、議案第95号、それと議案第96号、ただいま質疑のあった点ですけれども、いわゆる宮古島市個人情報保護条例の一部を改正する条例と、あと宮古島市手数料条例の一部を改正する条例に関連してお伺いいたします。

まず、マイナンバーと呼ばれているこれがスタートするわけですが、宮古島市として情報漏えいやそういうことが起きないようにシステム上保護対策を今講じているという話がありました。そこで、宮古島市としてはこのマイナンバー、いわゆる番号はもうそれぞれ個人に全部通知が行くわけで、拒否できるものではありませんけれども、ICカードが発行されますよね。そのICカードはそれにいろいろ情報が組み込まれるわけですが、全国どこでも共通の情報がとれるということで、宮古島市としてはどこまでこのICカードに情報を組み込む予定なのか、いわゆる情報漏えいも懸念されているのが年金なんですけれども、沖縄の年金情報流出、全国でも1位ですよ。情報流出量が。それとか、あと税の納税状況とか、いろいろあるわけですが、予防接種の接種状況とか、個人情報が幾らでも盛り込めるんですよ。だから、それをどこまで組み込んでいく方針でいるのか、それがまず1点。

それから、システムを構築する上で莫大な費用を要すると思うんですね。個人の中小企業も大変、事業所もその問題苦しんでいますけれども、本市ではこのシステム改正、今住基カードの専用の機械もかなりの額を投入して設置したばかりです。それとの兼ね合いで宮古島市はどれだけシステム構築に財源を投入するのか、その説明をお願いします。

それから、ICカードの発行、住基カードの今の発行状況も一つのバロメーターになると思いますけれども、それを大体どこまで普及できると見越しているのか。

以上お伺いします。

◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

個人番号カードに盛り込まれる情報登録の内容ですけれども、個人番号カードには氏名、住所、生年月日、性別と個人の写真が記載をされます。個人番号カードは身分証明書としても広く活用されることになっております。これは、カードそのものにですね、所得情報とかそういうものが含まれるということではございません。



(「休憩」の声あり)

◎議長(眞栄城徳彦君)

休憩します。

(休憩＝午前11時03分)

再開します。

(再開＝午前11時03分)

◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長(友利 克君)

どの程度というよりも、全ての市民がぜひ活用していただきたいというふうに思っています。

(議員の声あり)

◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長(友利 克君)

市の業務関連のですね、個人番号カードを活用してのですね、制度を活用しての市の業務、29業務でございます。いわゆるもう福祉分野から税分野にわたる広い分野において活用する予定であります。

◎上里 樹君

まだシステム開発費用については今調べているところというので、後で回答お願いします。

それで、情報をどれだけ乗っけるかということで、組み込むかということでお伺いしましたけども、29事業と。これは各課が全部もうそれに乗っける方向が決まっているということですか。29事業全部乗っけると。幾らでも要するに組み込む……

(「カードにですね……」の声あり)

◎上里 樹君

待ってください。それちゃんと答えてくださいね。カードに、だからいろいろ個人情報、予防接種状況、一つの例ですけども、組み込むことが可能なんですよね。ですから、役所としてもそういうものでいろんな制度上の受給状況いろいろあると思うんですけども、そういう情報をみんな組み込む予定でいますかということ。まだ検討していないなら検討していない、検討中なら検討中でお答えください。

それと、普及率をどう考えていますかっていうのは、住基カードもそんな100%普及しているわけじゃないですよ。高い機械を導入していますけども。それとの兼ね合いでカード発行はいわゆる拒否できますよね。個人が受け取りを。要するに発行を、市に発行してもらうわけですけども、発行を拒否することができますよね。住基カードと同じように。ですから、それとの兼ね合いでどういう見込みをしているのかってお聞きしているわけです。

◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長(友利 克君)

ちょっと分野が多岐にわたるものですから、私の所管をお答えさせていただきます。

先ほども申し上げました。個人のカードにそういった先ほどの氏名、住所等の以外ですね、情報を組み込むということではありません。この番号を活用してそのデータを、個人のデータをですね、管理をしているところの情報を引き出して得るということでございます。ですから、これが宮古島市の場合は29業務に活用が可能となるということでございます。そのカード一つだけでですね、全ての情報が得られるということではございません。

(議員の声あり)

◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

制度を導入するわけですので、なるべく100%に近い普及を目指して頑張るべきかと思えます。

◎生活環境部長（平良哲則君）

住基関係のかかわりではありますが、通知カードの受け取り拒否はできるかということではありますが、マイナンバー制度は国の制度として行います。基本的に制度そのものを拒否することはできません。簡易書留の受け取りを拒否すれば通知カードが総務省経由で市町村役場に戻ってくるということになります。しかし、住民票に記載されたマイナンバーが消されるわけではありません。別にマイナンバーのシステム上は受領拒否者のマイナンバーの利用ができなくなるという直接の効果はありません。また、マイナンバーそのものの受け取りを拒否することは、実際のところ自分が税金や社会保険の手続で後々困ることになるということが予想されるということでもあります。

◎総務部長（村吉順栄君）

先ほどシステム構築に係る予算の件がございました。今年度の当初予算で5,617万1,000円、うち国庫のほうは3,737万1,000円でございます。

◎上里 樹君

ありがとうございます。今、情報を組み込む事業の29事業という説明がありました。それでいいんですけども、今ご答弁のありましたいわゆるカードの扱いの問題ね、個人が、要するにナンバー通知はそれは拒否できないんですけども、通知が来ますよね。ナンバーそのものは、それは個人はみんなそれにナンバー付されるわけですから、拒否はできない、そのとおりでと思います。けれども、個人情報に乗せるICカード、いわゆるそれに住所や氏名、写真を張りつけて身分証明書として扱えるカードがあるんですけども、それは拒否できますよね。

（議員の声あり）

◎上里 樹君

できるんですよ。だから、それは……

（議員の声あり）

◎上里 樹君

受け取りを拒否できるんですよ。ですから、ナンバーそのものは、それはもうみんなに振られるわけですから、それがなければだめです。ですから、そこら辺をもう少しわかりやすく説明をお願いします。

それから、5,617万1,000円のシステム開発の予算が組まれているということなんですけども、これは一般財源でやるのか、それとも国庫補助なのか、ご説明をお願いします。

◎総務部長（村吉順栄君）

先ほど答弁しましたが、今年度当初予算で総事業費が5,617万1,000円のうち国庫補助のほうは3,737万1,000円でございます。

（「済みません」の声あり）

◎議長（眞栄城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時14分）

再開します。

(再開＝午前11時15分)

◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

10月5日以降にですね、番号通知カードというのが全ての市民に郵送されることになっています。この通知カードと一緒に申請書というものもついてきますので、この申請書をもって1月以降、市民生活課のほうで正式なカードに切りかえていくということになります。

◎議長（眞栄城徳彦君）

だから、これをやらないでいた場合にはどうするかと。やらないといった場合にはどうするかと。休憩します。

(休憩＝午前11時16分)

再開します。

(再開＝午前11時18分)

◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

強制力はございません。

◎議長（眞栄城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎前里光恵君

議案第99号、財産の取得について、これは3億9,100万円ということですけども、宮古島市未来創造センターの建設用地としての取得ということですけども、ずっと現場を見ているとかなり掘り起こされているんですね。土壌の整備だったと思いますけども、ここで建設できるのかどうかと、こういう心配しますけども、いかがですか。それについてお伺いいたします。

次に、議案第102号、平成26年度宮古島市水道事業会計利益の処分についてであります。かなり大きい額ですけども、この減債積立金及び建設改良積立金というのは現在どのくらいあるのか、それぞれ積み立てられているかお示しをいただきたいと思います。

3点目に、議案第85号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）の41ページで、8款土木費の道路維持費ですね、450万円、一体どこの道路の区域をするのか、工事の内容についてお示しをいただきたいと思います。

◎建設部長（下地康教君）

議案第85号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）の41ページのご質疑についてですけども、目で道路維持費、それで道路維持費の工事請負費の中で450万円が補正として計上されています。その位置と内容というご質疑でございました。位置はですね、場所は伊良部地区でございます。伊良部地区の道路のですね、擁壁がちょっと畑とですね、段差がありまして、その擁壁がちょっと崩壊寸前でございます。それに伴う擁壁の補修費ということでございます。

◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

旧宮古病院跡地を今回取得するという議案を提出させていただきました。あの地で建設が可能かということでございますけども、十分可能でございます。

◎上下水道部長（砂川 巖君）

剰余金が7億円というような決算なんです、その中で減債積立金は平成26年度末の残高幾らかということなんです、平成26年度末で減債積立金は4条予算の不足分に全額充当してありますので、平成26年度末現在ではゼロでございます。この決算に出てきています額というのはですね、制度改正前の減価償却に含まれる補助金額を全部制度改正によって今度計上するということになりまして、この額になっております。実際の今年度末の剰余金は、1億5,000万円余の剰余金ということになります。それと、前年度の5,000万円を合わせますと、実際の剰余金は2億円余の決算剰余金ということになります。

◎前里光恵君

議案第99号、財産の取得についてですね、取得面積、取得価格がありますけれども、ちょっと平米ではわかりづらいので、坪数にしてどのくらいの面積かということと、坪単価どのくらいか、これを教えてください。

それから、議案第102号、平成26年度宮古島市水道事業会計利益の処分についての今部長がご答弁されたことですが、今後のですね、建設改良事業計画をお示しをいただきたいと思っております。

3点目に、道路維持費ですね、補正が余りにも少ないというか、例えば我々地域の道路整備要請に行きます。しかし、予算がない、予算がない、一点張りですよ。いや、コーラル舗装でもいいですよと言っても、もうないです。こういうことでは非常に市民はもう不利益をこうむっていると言いたいですね。ぜひ各地域の要望に応えられるように、市長、40億円ぐらいの予算をつくるぐらいの補正を組んでいただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、お聞きします。

◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

取得面積が2万3,319.87平方メートル、坪にしますと7,054坪ほどになります。その単価でございます。平米単価が1万6,766円、坪に直しますと5万5,430円ほどになります。

◎建設部長（下地康教君）

道路維持管理費が非常に少ないのではないかとのご質疑でございました。私ども道路建設に関しては改良工事として年間10本程度の工事を行っております、また補修関係もですね、かなりな件数をこなしてございます。その補修関係につきましてはやはり優先順位をですね、つけながら皆様方のご要望に応じていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。

◎上下水道部長（砂川 巖君）

今後の建設改良事業についてということですが、これまで平成26年度まで伊良部大橋に係る事業のほうを大方やってきました。今後ですね、老朽管の布設がえ、耐震化での布設がえというのが主な事業内容になっていくと考えております。

◎前里光恵君

建設部長、ぜひ道路関係、市民の安全、安心にかかわる問題です。私は宮原の15号線の橋の改築も要請していますが、いまだに実現できていませんので、ぜひ。ガードレールも本当に崩壊して危ないです。現場も視察をしていただいて、しっかりと取り組んでいただくようお願いして終わります。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎下地 智君

2点ばかり質疑させていただきます。

35ページ、農業振興費の中でアグリチャレンジ6次産業化支援という事業の内容とですね……

◎議長（眞栄城徳彦君）

ちょっと声が聞きづらいんですけど。何かかぶっていませんか。

◎下地 智君

じゃ、もう一度。

◎議長（眞栄城徳彦君）

お願いします。

◎下地 智君

議案第85号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）、35ページですね、農業振興費の中でアグリチャレンジ6次産業化支援事業、これのですね、事業の内容と、その下の農業・農村の産業化支援が132万4,000円計上されておりますが、現在市としてですね、6次産業化においてですね、どのような取り組み状況なのか、また今後6次産業化というのをどういうふうに位置づけて、これから農家の所得向上のためにどのような計画を立てているのか、そこら辺の内容の説明もお願いしたいと思います。

それとですね、39ページ、観光費の中で多言語観光案内サイン整備事業、委託料が1,000万円計上されております。これ場所ですね、どこでそういう案内サインの整備をするのか。それと、非常に観光客等からよく耳にするんですが、宮古島市の観光案内板ですね、数的に非常に少ないと、観光地へ行くときに非常に、今はいろいろあれはあるんですが、やはり案内板があると非常に観光地へたどり着くのに便利であるという思いから、そういう苦情等が結構寄せられております。今後ですね、市としてその案内板、こういった設置についてね、どのような計画をお持ちなのか、そこら辺の説明を求めたいと思います。よろしくお願いします。

◎農林水産部長（砂川一弘君）

議案第85号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）、35ページ、アグリチャレンジ6次産業化支援事業とはということですが、これは農業生産者がみずから農産物の加工や販売など経営の6次産業化に取り組むということで、経営の多角化や農業の所得向上を図ることを目的とした事業でございます。今回の補正ですが、マンゴー関係でマンゴーの加工処理をする機械等を整備して地産地消の推進や付加価値の高いマンゴー加工品を開発するというので申請がございました。その申請のあった方に県のほうから認可がおりておりまして、県の補助分85万3,000円、それから市の持ち出し分、市の分は4分の1の負担となりますけども、その47万1,000円を加えて今回132万4,000円の補正をさせていただきました。ちなみに、どういったのをつくるかということですが、冷凍マンゴーとかマンゴーキャラメルというものをつくりたいということで、機器についてはショックフリーザー、急速冷凍機ということらしいんですけども、これを設置してその産業化を進めていきたいということでございます。

それから、今後6次産業化をどういうふうに進めていくかということですが、これまでムラサキイモの話等もありましたけども、いまだ順調に軌道に乗っていないところがあります。今回マンゴーの話も

出てきましたので、それらも含めてですね、今後付加価値の高い農産物の開発に取り組んでいきたいというふうに思っております。

◎観光商工局長（下地信男君）

議案第85号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）の39ページ、観光費の多言語観光案内サイン整備事業、1,000万円計上お願いしておりますけれども、これ市内7カ所の観光案内板のうち4カ所が案内板の張りかえ、それから3カ所が新設です。まず、張りかえの部分は来間島の展望台、それから下地保健センター、上地地区ですね、前の案内板、それから下里、西里通りの沖縄銀行前、海邦銀行前の案内板の張りかえを行います。新設といたしまして、伊良部大橋の久松側のつけ根の部分になりますけれども、もとの工事事務所があったところにですね、1カ所、それから来間大橋の皆愛側の公園に1カ所、それから池間島のフナクスビーチに1カ所設置します。

案内板の今後の取り組みですけれども、昨年は伊良部地区を重点に約20カ所設置いたしました。平成24年、平成25年、平成26年やってきましたけれども、今後もやはり議員ご指摘のとおり案内板の不足は感じておりますので、今後年次的に整備を進めてまいりたいと思います。

◎議長（眞栄城徳彦君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

◎高吉幸光君

議案第85号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）、7款商工費の2目商工振興費ですけれども、その中で工事請負費、宮古島伝統工芸品研究センター解体工事とあるんですけれども、これ耐用年数が過ぎたということなのかということと、解体後こちらどういうふうに活用されるのか、その2点についてお答えください。よろしくをお願いします。

◎観光商工局長（下地信男君）

同じく議案第85号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）、39ページですね。2目の商工振興費の中の宮古島伝統工芸品研究センターの解体事業、工事請負費1,000万円、施設がかなり老朽化しているということで、新たに平成25年度に上野地区に宮古島伝統工芸センターを設置しております。老朽化に伴い解体をして更地にしますけれども、土地は宮古織物事業協同組合の土地になっていますので、その跡地利用についてはこの組合のほうで検討しているということでございます。

◎議長（眞栄城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎新城元吉君

簡単に二、三点質疑いたします。一番最初にやるつもりだったんですけど、みんなもう先を越されて。

議案第85号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）について1点だけ伺います。まず、4ページ、狩俣小学校の屋内運動場改築工事が債務負担行為として平成28年度に回されていますことと、これは中身を見ますと体育館の建設予定していたものがごっそり今年度施工されないで来年度に回るという意味だろうというような補正の仕方です。なぜこうなったかという理由を説明してください。

それから次に、議案第86号、平成27年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の2ペ

ージ、諸支出金の中で補正前の額よりもかなりの額、補正額が7,500万円、償還金及び還付加算金とあるんですけど、この意味を説明してください。これかなりの額ですので、この補正にかかわる額で一番大きい金額ですので、どういう仕組みでこういうぐあいな処置がされているかとの説明。

それから、議案第93号、平成27年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、5ページに歳入のほうで3,938万円、保留地処分金として補正されています。これはですね、どういう仕組みでこの保留地処分金が生じているのかということと、それから歳出について、6ページにその歳出の内容がそっくりそのままの金額その他の財源としてなっています。これはどのような財源なのか。説明のほうで見ると補償、補填及び賠償金となっていますのでね、この関連の説明を、これは土地区画整理事業におけるいろんな仕組みだと思んですけど、わかりやすく説明をお願いします。

それから、マイナンバー制についてはずっともう今まで議論があるんですけど、今度条例にあるのはですね、簡単にわかりやすく、私が理解した意味で申し上げますと、まず通知が来ます。マイナンバー制。その通知が来たら、これを申請してカードを返します。そのカードを紛失した場合の手数料、再交付における手数料と理解していいのかどうか。

それから、このカードはですね、国の方針としては、私が調べた限りではですね、さっきありましたように10月以降はカードの発送があって、来年の1月以降、市町村からはがきが届くので、指定された窓口で身分証明書などを持って行って個人カードを受け取るという仕組み。こういうのはもう国から来ていますよね。こういう手続のはね。カードを来年の1月に受け取ると、10月に出された申請書をもってカードを受け取ると。このカードを受け取った場合に、これはいわゆるカードを受け取るのが義務化されているかどうかというのは、先ほどあった義務ではないということだったんですが、しかしマイナンバーは付されるわけですよね。だから、全ての情報は行政としてはもうその個人カードに基づいて全部インプットしておくわけですから、行政なりのあれがあるかと思うんです。この制度はですね、いろいろ言われているんですけど、国が税金逃れができないようにするためにマイナンバー制度をずっと前から言い続けてきた制度ですから、目的は税金をね、逃れさせないというのが目的で、何かいろんな本なんか読んでみますとですね、行く行くは金融機関の預金口座、個人のね、これも全部国は把握する、したいと。それから、資産についてもですね、固定資産についてもその詳細を全部国が把握するというのが最終的な目的のようであります。ですから、それに向けて着々と、2018年度からは金融の預金口座番号と個人番号が結びつけられるようにするというのが国の方針。それから、資産についてもですね、そういうような個人資産を全部把握すると。国がね。ですから、税金を間違いなく誰からも不平等がないように取り立てるとというのがこのマイナンバー制度のそもそもの出発ですから、こういう形でされていく。これ企業に対しても全部やるわけですから、企業はこのマイナンバー制の負担と、それから各社員のセキュリティーをどうやって、情報のセキュリティーをどうやってやるかということで頭を痛めているというのが現在の状況であります。ですから、我々の自治体ではもう条例化しようとしているわけですから、もっともっと議会に対しても、それから住民に対してもわかりやすく周知徹底した上で10月からカードを発行、カードじゃなくて書類を発行する。番号制度のね。それで、カードを受け取った場合にこれがどのような、写真入りのカードになればいろんな身分証明書として使えるというのが国の考え方でありますので、そういうようなことをもっと詳しく丁寧に説明していかないといかんだろうと思います。しかし、今度の議会に条例が出て

いますのでですね、これに対する考え方というものはやはりお互いに十分知っていてこの条例に対応して理解していかなければいかんだろうと思います。その手続の順序についてですね、どういふようになるのかということをお教えください。

◎生活環境部長（平良哲則君）

まず1点目に、国民健康保険の件であります。国民健康保険補正の2ページで償還金と還付加算金が7,505万3,000円と大きい数字だということでもあります。これは一般会計からの繰り出しでありまして、一般会計の中の25ページにありまして、詳しいのがですね、一般会計の25ページの中で1目社会福祉総務費の中で28繰り出しがあります。その中で国民健康保険特別会計繰り出し、その他の一般会計繰り出しが7,195万3,000円繰り出されまして、これはですね、退職者医療交付金の額の減ということで、これは平成26年度の退職者医療交付金の額が8月に決定します。これが国の機構、社会保険診療報酬支払基金という団体から余計に交付したということでこれを戻してほしいということで、この額が7,195万3,000円というふうにより、この額を支払基金に支払うというものであります。

それから、マイナンバーであります。少し概略を説明したいと思います。このマイナンバーの通知がありますが、これはまず最初に国から通知カードが来ます。これは住民票のある所在地ですね、住民票のある場所に来ます。その時期がことしの10月5日以降に各家庭に発送します。これが通知カードですね。その通知カードをもらった後、このカードに基づいて、その中に個人番号カード申請書が入っていますね。その申請用紙に記入しまして、写真入れて記入しまして、それを再度国のほうに送ります。この個人番号カード申請は国のほうなんです。往復ですね。国でチェックして、これを各市町村に戻してきます。そして、市町村から個人が受け取るというふうになりますね。

（「市町村から個人に」の声あり）

◎生活環境部長（平良哲則君）

そうです。まず、通知カードが個人に来ますね。これがまた往信で国に行きます。国がチェックしまして、各市町村にこのカードが戻ってきます。これが個人カードですね。それを各個人に配付するという流れです。今回この改正の中で再交付があります。通知カードをなくした場合が500円の新たな再交付があるということ、そして一旦受け付けたカード、個人カードですね、これをなくした場合がこの条例の……通知カードの場合が500円、それから個人番号カードの再発行が800円というふうになるということですね。流れ的には国から各家庭に通知カードが来まして、それに基づいて国にまた戻す、国から市町村に来て、市町村から個人に行くという流れですね。

（「個人まで来たものをなくした場合に」の声あり）

◎生活環境部長（平良哲則君）

そうですね。あるいは、国から来たものをなくした場合が再交付でこれが500円ですね。一旦個人に支給したものをなくした場合が800円の再交付料という流れになっています。

（議員の声あり）

◎生活環境部長（平良哲則君）

カードは国がつくるわけですね。

◎建設部長（下地康教君）



議案第93号、平成27年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてご質疑がございましたので、お答えいたします。

議案第93号、平成27年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の5ページですね、歳入が3,938万円ございます。これ平成26年度に保留地を処分をして、その金額を計上しております。歳出のほうで6ページでございますが、これは物件補償ということで、同額を計上しております。その内容はですね、3件の物件補償を行うという計画でございます。

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時50分）

再開します。

（再開＝午後零時01分）

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時半から再開いたします。

休憩します。

（休憩＝午後零時01分）

再開します。

（再開＝午後1時34分）

◎教育部長（仲宗根 均君）

議案第85号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）の4ページです。債務負担行為の中で狩俣小学校の屋内運動場改築工事についてですね、工事費と、それから管理業務を翌年度に債務負担をするということなんですが、ご指摘のように当初予算でですね、今年度中で終わるということで予算を計上いたしました。しかし、これまでですね、狩俣の工事につきましては約半年間ぐらいですね、工事が延び延びになっているということもございまして、県とも調整した結果ですね、完成は平成29年度になるということが確実な状況ですので、今回債務負担を入れまして、それとあわせてですね、これは47ページのほうの委託料と工事請負費、これは本年度予算分からなんですけど、これを減額いたしました。あわせて歳入のほうでも、これ9ページの教育費国庫補助金に当たりますが、その減額と、それから市債の減額もあわせて計上されているところであります。要するに当初予算で平成27年度の単独で工事を終えますよということでしたけれども、繰り越しが確実な状況ですので、債務負担を今回入れさせていただいたという状況でございます。

（「議長」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後1時36分）

再開します。

（再開＝午後1時36分）

◎新城元吉君

私が聞いたのは、狩俣小学校の屋内運動場の改築事業費にかかわるもう一切の予算がそっくり平成28年度に移るもんだから、何かわけがあったんじゃないかということで説明してくれという意味の質疑をしているんですよ。そっくりだからね。そっくり。

◎教育部長（仲宗根 均君）

そっくりそのまま繰り越しをすると、というか債務負担で行うということではございません。当初ですね、当初予算で1億7,580万円から今回補正減で7,184万円、今年度の執行額が1億3,960万円、これ工事費なんですけれども、そのようになります。これ47ページに当たるんですけども、委託料はこれは皆減、要するに今予算として804万1,000円組まれているところなんですけど、これをゼロにするというふうになっておりますので、ご理解ください。平成27年度も1億円余り執行しますよということでございます。

（「休憩」の声あり）

◎議長（眞栄城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後1時37分）

再開します。

（再開＝午後1時39分）

◎教育部長（仲宗根 均君）

それでは、当初からですね、順を追って、ご説明したいと思います。

今現在、狩俣小学校の校舎についてというか、事業についてですね、繰り越して実は委託業務がなされております。その中でボーリング調査を行って、体育館をつくりたいということがありますので、それをボーリング調査を行った結果ですね、土地がちょっと脆弱だねということが判明いたしました。それで、深さを3メートル50ぐらいですかね、もうちょっと深めて地盤を強化しなくちゃいけないと。それにあわせて地中のはりですね、を配置したほうがいいですよと、ふやしたほうがいいですよということがありましたので、その分とりあえずこれは増額、人件費等の増額とか、それから資材費の増額も合わせてですね、その分は事業費として増額しなくちゃいけないねという事情もありまして、県と調整をした結果ですね、それならば、じゃその債務を負担する、もう今年度中無理だねということも明らかでしたので、じゃ債務負担でやりましょうということで調整の結果、今回の計上になっているということです。よろしく願います。

◎議長（眞栄城徳彦君）

新城元吉議員、よろしいですか。

◎新城元吉君

はい。

◎議長（眞栄城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（眞栄城徳彦君）

これで日程第1、議案第85号から日程第24、諮問第4号までの計24件について質疑を終了いたしました。

次に、日程第25、認定第1号から日程第36、認定第12号までの12件について質疑の発言を許します。

◎國仲昌二君

それではですね、質疑をしていきたいと思えます。平成26年度宮古島市歳入歳出決算書のほうでですね、ちょっと質疑していきたいと思えます。

まず、2ページですけれども、歳入のほうでですね、分担金及び負担金の中の第2項負担金でですね、2項の負担金、これの収入未済額1億4,400万円余でですね、がありますけれども、この中身について説明をお願いしたいと思えます。

同じく2ページ、その下の使用料及び手数料の1項使用料でですね、これも約1億円収入未済額が出ております。これの主な要因を教えてくださいたいと思えます。

3ページの諸収入、3項貸付金元利収入でですね、これも収入未済額が4,000万円余となっています。その下、雑入もですね、6,000万円余の未済額となっていますので、この主な要因をですね、教えてくださいたいと思えます。

それから、4ページ行きますと、歳出のほうでですね、歳出の総務費の中のですね、1項総務管理費、1億7,800万円余の不用額が出ております。この主な要因を教えてくださいたい。

それから次、民生費でですね、民生費の第2項児童福祉費のこれも約1億円の不用額が出ています。これも中身を教えてくださいたいと思えます。

それから、衛生費の中の1項保健衛生費、約6,500万円ですね、この不用額の部分も教えてくださいたいというふうに思えます。

それと、81ページの衛生費のですね、保健衛生費のこれは9目になりますね、総合福祉保健センター建設費というのでありますけれども、これ主に委託料でですね、これはどういったものなのかというのをちょっと教えてくださいたいと思えます。

あとですね、134ページの教育費でですね、保健体育費、この中の1目ですか、保健体育総務費、これで委託料の繰り越しがありますけれども、この繰り越しは何の繰り越しなのかというのを教えてくださいたいと思えます。よろしくお願ひします。

◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

決算書の81ページ、目でいいます総合福祉保健センターの建設費の委託料関係でございます。これはですね、平成26年度におきまして保健センターの建設に当たっての基本構想をまとめております。その際、いわゆる建物といいますか、概略のですね、図面をですね、業者に委託をいたしました。その図面を作成のための委託料でございます。

◎農林水産部長（砂川一弘君）

決算書2ページの負担金1億4,400万円余の収入未済額ですが、あわせて13ページを見ていただきたいんですが、この中に農林水産業費負担金という欄がございます。項目がございます。これ圃場整備に係る受益者負担金となっております。県営分、それから団体営分を市のほうで徴収しておりますが、その分が収入未済額という形となっております。

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

(休憩＝午後 1 時50分)

再開します。

(再開＝午後 1 時50分)

◎建設部長（下地康教君）

平成26年度の決算書の2ページの使用料及び手数料ですね、款のほうの、その中の不用額が9,900万円と計上されておりまして、その内訳としまして、決算書ですね、15ページのほうに住宅使用料という形で1,574万円程度ですね、未済額が計上されております。それと、滞納繰り越し分ですね、それが7,628万7,000円余計上されてございます。その中身でございます。

◎生涯学習部長（奥原一秀君）

決算書の134ページ、教育費、保健体育費の保健体育総務費の中で委託料で676万800円の繰越明許費の説明ですけども、現在スポーツ推進計画を策定をしまして、さらにもっと推進員の皆さんの中で協議が必要だというふうなことから、平成27年度に繰り越しをしたという事業でございます。

◎生活環境部長（平良哲則君）

決算書4ページの4款衛生費の中の1項保健衛生費で約6,495万8,000円余の不用額が出ております。その主なものは、79ページの中で衛生費、3目環境衛生費の中で工事請負費が約2,290万7,000円の不用額です。これは、旧上野クリーンセンターの解体工事の入札残であります。

それから、80ページの母子衛生費で不用額で委託料で約645万7,000円、それから一番下のほうの委託料で約886万8,000円額の不用額が出ています。これは健診料ですね、例えば乳幼児健診あるいは妊婦健診、そういったのが、健診数の減によります。それから、800万円の減は集団がん検診の受診者が減ったという要因が主な原因であります。

◎福祉部長（譜久村基嗣君）

児童福祉費、児童福祉総務費の中で9,800万円余りの不用額が出ている主な内容について説明いたします。

児童福祉総務費ですね、864万円余りが出ております。これは、こども医療費助成とですね、家庭支援事業の補助金の額の調定額を受けたんですが、実際には扶助費が出なかったと、実績が低かったということになります。

それから、児童措置費、これが417万5,000円出ております。これは、児童手当の残でございます。

それから、母子福祉費については167万円余となっておりますけども、これは医療扶助費が実績に満たなかったということになります。

それから、保育所費が5,890万円余り不用額が出ておりますが、これは1つは賃金、保育所に勤務する臨時の職員の賃金の不用額が1,600万円ほど出ております。

次に、児童館費で2,400万円余りの不用額が出ておりますが、これは公有財産購入費、今平良児童館を建設中でありまして、この用地購入費が高目といたしますか、7,000万円ほど、7,054万円査定をいたしまして予算計上したんですが、実際に保留地ですから、4,878万円の支出がありまして、これで2,175万円ぐらいの不用額が出ました。

あとはですね、子育て支援センター、これは小さいですね。これは執行率が99%ですので、これは不用

額は23万8,000円ということになっておりますので。大体主な理由はそういう形になっています。

◎総務部長（村吉順栄君）

決算書4ページ、総務管理費のほうで1億7,800万円余の不用額がございます。この主な不用額としましては、43ページのほうの一般管理費のほうで、総合事務組合負担金のほうで約1,500万円の不用額、ページ行きまして47ページ、企画費のほうで5,000万円余の不用額、その主なものが、委託料が2,800万円、負担金、補助及び交付金が1,600万円余り。

次に、54ページのほうで、沖縄振興特別推進費のほうで7,900万円余の不用額が出ております。総務管理費のほうの不用額は、主なのはこの点でございます。

◎議長（眞栄城徳彦君）

國仲昌二議員、まだありますか。

（「歳入のほう」の声あり）

◎議長（眞栄城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後2時01分）

再開します。

（再開＝午後2時05分）

◎総務部長（村吉順栄君）

決算書3ページ、21款諸収入のほうの4項雑入の6,000万円余りの収入未済額ですが、主なものは生活保護返還金滞納繰り越し分が1,378万1,000円余、それから市営住宅電気水道滞納繰り越し分が673万1,000円余等が主な要因となっております。

◎教育部長（仲宗根 均君）

歳入決算で33ページに当たりますが、奨学資金貸付金元金収入で今収入未済額が4,000万円余りということでございます。

◎議長（眞栄城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後2時06分）

再開します。

（再開＝午後2時07分）

◎國仲昌二君

ありがとうございます。ちょっと確認したいがあるので、またよろしくお願いします。

決算書13ページですけれども、先ほど農林水産業費負担金の滞納繰り越し分について説明をいただきました。これ県営、それから団体営の土地改良の負担金ということで説明がありましたけれども、これはその事業主体というか、県とか団体営の事業主体に対しては、これは市が立てかえてあるということか、その立てかえた分が1億4,300万円余り入ってきていないということなのかの確認をしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それから、ちょっと質疑漏れたんですけど、32ページですね、32ページに繰入金、この中の基金繰入金

の中にドイツ文化村の基金繰入金というのが約2,900万円ありますけど、これどういう事業に充当しているのかということをお教えいただきたいなと思います。

それから、38ページ、私は雑入の中でこれも入ってくるかなと思ったんですけども、雑入のですね、8目の中に返納金というのがあります。この返納金というのが老人保健報酬返還金、それから不当利得返還金というのがありますけれども、この2つについても説明をお願いします。

それから、48ページ、これ総務費、総務管理費の企画費なんですけれども、先ほどの答弁では委託料と負担金、補助及び交付金が大きく減になっていると、減になっているというか、不用額が大きいという説明だけでしたので、どういった理由でそういう不用額が出ているかというのを教えていただきたいと思います。

同じく55ページですね、これも総務管理費の中の沖縄振興特別推進費、これの説明で委託料と工事請負費の不用額が主な要因となっているんですけど、これもどういった理由でそういうことになっているかというのを説明をお願いします。

あと、134ページ、教育費、保健体育費のスポーツ推進計画の繰り越しなんですけれども、いろんな推進計画をつくる段階ですね、例えば当初のほうでもあったんですけど、福祉のほうでも計画策定が繰り越しになっているというのがあって、私もそれで質疑もしたんですけども、こういった計画が繰り越しというのが余りよくわからないので、詳しく理由をですね、説明をお願いしたいと思います。

以上、よろしくをお願いします。

#### ◎建設部長（下地康教君）

決算書の38ページでございます。歳入の款の21諸収入のですね、2節不当利得返還金というのがございますけれども、これが1,257万円余り。これ、以前にですね、野原学童線のですね、用地補償を行っております。その用地交渉する前にですね、債権者からの委任状が出ておまして、担当課としましては地権者にそのまま払ってしまったということで、債権者からの委任状をちょっと見逃したということですね、市がその用地補償を払っているんですけども、結局債権者のほうにもまた払ったということで、地権者の方からの用地補償を今返還金として請求しているところでございます。

#### ◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

いわゆる一括交付金の不用額が生じているがということですけども、総務費、総務管理費で沖縄振興特別推進費の委託料、それから工事請負費に不用額がそれぞれ、委託料でいいますと2,800万円余り、それから工事費で3,500万円余りの不用額が生じていると。これももう全部いわゆる事業完了による執行残といえますか、そういう内容になっております。中にはもう入札をした段階で予定額よりも低い価格で落札をしたというようなこともありますので、ほとんどが執行残と、全てですね、全てが執行残ということになっております。

#### ◎生活環境部長（平良哲則君）

決算書38ページをお願いします。38ページの中の21款諸収入の中の8目返納金があります。その中の1節の老人保健診療報酬返還金で調定額が2,714万9,595円となっております。平成26年度に1,357万4,798円の繰り入れが出ました。これはですね、佐良浜診療所診療報酬不正請求があって、その返還金という、返納金というふうになっておまして、あと1,357万4,797円残っているということになります。

◎農林水産部長（砂川一弘君）

決算書13ページ、農林水産業費負担金、これは議員ご指摘のとおり市のほうで立てかえをして払っております。支出のほうがですね、91ページ、負担金、補助及び交付金の中で県営土地改良事業負担金ということで2億3,000万円余計上されております。

◎観光商工局長（下地信男君）

平成26年度決算書の32ページ、10款2項5目のドイツ文化村基金繰入金2,890万円余使わせていただきました。その内容ですけれども、老朽化しているドイツ文化村に伴いまして修繕費がかさんでおりますけれども、主な修繕工事ですね、まずは遊具設置工事に約1,800万円、それからドイツ文化村遊歩道の改修工事、これが約100万円です。それから、キンダーハウスの天井照明の器具の取りかえ工事、それからリフレッシュパークの電線の取りかえ工事ですね、台風による欠損がありました。それから、博愛記念館のプロアの交換、これは浄化槽ですけれども、等々をドイツ村の改修工事、施設の改修に要した費用、2,800万円余でございます。

◎生涯学習部長（奥原一秀君）

決算書134ページのスポーツ振興計画の件ですけれども、議員ご指摘のとおり推進計画につきましては年内に完了すべき予定でしたけれども、委員の方々の十分な審議がもっと必要だというふうな意見等もありまして、まだ回数をふやして審議するというふうなことから、平成27年度に繰り越しているという状況になりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

答弁漏れがございました。

決算書の48ページの企画費関連の委託料、それから負担金補助金の不用額についてです。まず、委託料につきましては、島嶼型スマートコミュニティ実証事業関連に不用額が生じております。これは家庭メンバー9世帯が、200余りのモニターをお願いしているんですけれども、9世帯の脱会があったということで、委託料に減が生じております。それから、負担金関係ですけれども、これは国からの、当初予定していた国からの補助金が縮小したということで、全体の事業の縮小によって負担金が不用額が生じているということでございます。

◎國仲昌二君

どうもありがとうございます。

最後に1点だけ。決算書38ページの老人保健診療報酬返還金ですけれども、これ収入済額と収入未済額が1円違いということですが、これは2分の1ずつ払うという意味での収入未済額かどうかというのをちょっと確認したいなと思います。

◎生活環境部長（平良哲則君）

調定額の2,714万9,595円でありましたが、その2分の1をこの財産といいますか、相続するものがあつたということで、今回この約2分の1の歳入があつたということになっております。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎亀濱玲子君

幾つか……それと、生活環境部長、きのう配られた議案、6月定例会の議事録が出ていますね。それで、私がさきに質問したときの、議事録の173ページですけど、生活環境部長がね、答弁していただいたのが全く逆に記載されているんだと思うんです。もう既にお気づきかもしれないけど、これ直しておいたほうがいいと思うんです。こんな質問です。ごみなので聞いたものに、「この事業の契約内容につきましては、搬入トン数で委託料が決まるわけでありませよね」っていうふうに書かれているんです。これは、決まるわけではありませよねって答えないとつじつまが合わなくなっていくわけです。その委託契約の契約書が数量が書かれていない契約書でしょう。それで、数量によって、トン数によって委託料が決まるわけではないという契約書なんです。なので、決まるわけではありませよねって答えないとおかしいんですけど、「決まるわけでありませよね」とこれで書かれているので、多分これがミスでやったのか、そういうふうにもしお答えになったとしたら、部長が契約書を認識違えているということになるんです。これを、だからどっちなのかということをはっきりしていただいてからちょっと質疑……

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後2時24分）

再開します。

（再開＝午後2時25分）

◎亀濱玲子君

では、今のそのごみに続いてのことを聞きますけれども、決算書267ページにね、ちょっとあれでよくわからなかったの、決算書の中のもので正誤表が出ましたよ。正誤表の中の267ページのこれが正誤表が出たということなんじゃないですかね。それが143トンというふうにこれまで何か訂正したと聞いていたんですけど、これが1,140トンが193トンに直されるということなんですかね。これを少しもう一度詳しく説明をしていただきたいと思います。その正誤表が出ているということもあって、詳しく説明していただきたいと思います。

あとは、衛生費の79ページの工事請負費の不用額が2,200万円余出たというのはさきに國仲昌二議員が質疑をしたんですけど、これ上野の解体工場の残ということですけど、ちょっと聞き取りをしたところによると、上野のその解体工場の敷地内ですね、敷地内の残土の処理額が予算の中で組めなかったの、その残土の処理にとっても苦慮したということで、予算の中では汚染水の処理のお金しか確保できなくて、それに回すと残土の処理ができないというので困ったということになっているんですけど、これ見たら不用額が出ているんですよ。なので、そのあたりのことが、この解体工事の内容をですね、そこを把握しているか。そういう事情があったという、例えばあそこの敷地内にあるあれは汚染土壌というんですよ。もう何年もあそこ使っていて、敷地内にある土壌はそんなに簡単には処理できないわけです。そのあたり、あのあたりには置けない。だから、しっかりと法律ののっとって処理しなきゃいけないはずなんだけれど、それが処理先というのに予算がなくてというような話があったというふうに聞き取りでなっていますので、これについて少し詳しい説明をいただきたいと思います。

決算の中でね……まあ、いいや。この2点から聞いてから、それからまた再質疑しましょう。

（「休憩お願いします」の声あり）



◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後 2 時30分）

再開します。

（再開＝午後 2 時31分）

◎生活環境部長（平良哲則君）

それでは、決算書のまず最初に267ページをお願いします。その中で環境衛生課の不法投棄・散乱ごみ監視事業でごみのトン数が1,140トンから193トンに訂正されております。これですね、保良地区のトン数は143トンで変更ないんですが、それ以外でもごみの収集はしてあるということで、例えば市が行っている環境清掃の日が年2回あります。それから、クリーン部会とかね、そういったごみの収集が平成26年度は49,235トンありました。それに保良地区の143,355トンを加えて192.6トンというふうに今回訂正したということであります。

それから、決算書の79ページの工事請負費で2,290万7,000円という残がありまして、その議員から指摘された経緯ですね、これ少し把握していませんので、聞いていませんので、しばらくお待ちできますか。

◎亀濱玲子君

どうしましょう。一度再質疑してから。

じゃ、今生活環境部長がお答えいただいた、皆さんの発表する量が本当に二転三転していくので、143トンが記者会見で市長が述べた取ったごみの正式なトン数だということでしたね。それでお聞きしますけれども、この予算はね、2,370万円出したときは、生活環境部長は約1,300トン、これで見ると1,300トンのごみが残っているのを2,370万円で撤去するのだという説明でした。なので、残っているのが記者会見で114トンという説明だったですね。なので、このつじつまはどうやって合うんですかと。この予算はもう成り立たなくなるわけです、そうすると。なので、2,370万円の裏づけは、契約書がどうであれですよ、契約書がそういうトン数は書いていない、出来高は書いていないにしても、皆さんの裏づけはここに書いてあるんですよ。平成24年の一括交付金3,000万円活用し、31カ所ある不法投棄6,000トンを撤去した。残りの1,350トンは、残っているのが1,350トンは2,300万円をかけて撤去作業中、平成26年度に完了予定だから、きょうこれが決算で出ているわけですけど、これについて、皆さんはもともとのごみの総量を何トンとじゃ今把握されて、残りは何トン、143トン撤去されたと、これ市長の会見ですからね、それについてはどう説明されるんですかというのを確認しておきたいというふうに思います。

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後 2 時36分）

再開します。

（再開＝午後 2 時37分）

◎副市長（長濱政治君）

当初は保良とロランのところで1,350トンということでございまして、あと友利のところ、あそこで大体300トンぐらいあるのかなというふうな見通しでございました。ただ、実際にそれを取ってみるとそんなに

なかったということでした。

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後 2 時38分）

再開します。

（再開＝午後 2 時40分）

◎生活環境部長（平良哲則君）

今課長に確認しましたところ、決算書79ページの工事請負費、この残の2,290万7,000円は工事に係る不用額であると、それだけであるということなんです。

◎亀濱玲子君

当然そうですよ。工事に係る残だとわかっていて言っているわけです。だから、その土壌処理は工事の請負というか、工事費の中に入っているべきだったんじゃないんですか。入れてちゃんと安全なように土壌も処理するというようなことが前提になればいけなかったんじゃないですかという意味でその工事の何か内訳がきちっとわかれば、それが原因がわかるねという意味で質疑したわけだけれど、これはまたじゃ……いいです。時間が、また別の機会でやりたいと思います。

私がちょっと問題だと思うには、余りにも何か今の副市長の答弁も不真面目ですよ。何かまるで残っている、足したり引いたりしたらわかるわけですけど、取ったごみが143トン、残っているのが114トン。そもそも、じゃこの事業というのは成り立ったかと考えなきゃいけないわけですよ。この決算出ているんだから。だから、もう一点だけじゃ、後の人に継ぎたいので、聞きますけど、これはもう今度年度の途中から問題になっていました。この決算の意見書の中にこういうような事業のやり方があって問題だと監査委員のほうから指摘はなかったですか。これはきちっともう一回やり直さなければ、こんな事業なんかおかしいと、やり直さなければいけないような事態だと、私はゆゆしき事態だと思いますけど、監査委員を見ると、監査の意見書の中には一切このことは載っていません。監査委員会の中で問題にならなかったかというのはどなたに聞けばよろしいのでしょうか。

◎議長（眞榮城徳彦君）

監査委員長に聞けばいいんじゃないですか。

◎亀濱玲子君

じゃ、これは聞くことはできるんですか。

◎議長（眞榮城徳彦君）

できます。

◎亀濱玲子君

じゃ、よろしくをお願いします。

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後 2 時41分）

再開します。

(再開＝午後 2 時52分)

◎宮古島市代表監査委員（砂川正吉君）

監査委員の審査意見書の中で今回のごみ処理問題が付されていないと、特に問題はなかったのかという質疑でございますけれども、決算監査の審査は7月24日から入りまして、審査につきましては、決算書、それから関係する諸帳簿等につきましての監査ですので、これにつきましては特に問題はないということで監査は完結をしております。ただ、その後ごみ処理の残の問題が生じておりますけれども、議会中においてもかなりの質疑がございますし、それから市民からも新聞報道によればいろんなご指摘がございます。そこにつきましては、監査委員としましては、そういう状況の中ですので、まず見守る必要があると、今後は当然監査委員なりの監査は実施しますけれども、現在はそういう状況にあるということでございます。

◎議長（眞榮城徳彦君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

◎上地廣敏君

確認ですけれども、決算書、歳入の30ページ、ふるさと納税が1,480万円余り入っておりますけど、これは何名の方がふるさと納税をされているのかですね。

次に、38ページ、先ほど生活環境部長が答弁されておりました老人保健診療報酬返還金の問題ですけれども、これは以前の佐良浜診療所における不正請求があって、その返納金ということになっていると思っておりますが、1,300万円余り平成26年度で徴収されていると。残りのおおよそその額が残っておりますけれども、この佐良浜診療所を開所していた医師は既に亡くなっているというふうに思っているんですが、この返納金の取れる状況にあるのかですね、それと平成26年度は誰がどういった形でその1,300万円余りの返納をしたのかですね、その辺の具体的な説明をお願いしたいと思います。

それと、歳出の84ページ、これ勤労青少年ホームの管理運営費でありますけれども、この勤労青少年ホームは多分現在は、何年か前からですね、シルバー人材センターのほうに向こう入居して管理をしていると思っておりますけれども、その中で委託料、46万7,440円ですか、委託料が支出をされていると。当然需用費の中で光熱水費も出されておりますけれども、これどういった形でどこに委託を、シルバー人材センターに委託をしているのか、委託料を出した上に光熱水費も市が負担をしているのかですね、シルバー人材センターは多分いろんな作業などをして収入を得ていると思っておりますけれども、その辺の説明をお願いしたいと思います。

それから、116ページ、教育費の教育総務費の事務局費ですけれども、この中で19節の負担金、補助及び交付金で314万1,000円余の不用額が発生をしております。負担金につきましては、予算編成の時点で各協議会なり、そういったところ、団体から予算要求が上がってきて、それを積み上げて負担金、補助及び交付金の19節で計上していると思っておりますけれども、その中には補助金、いわゆる魅力ある学校づくり推進事業補助金と、もう一つ、宮古島市夢実現助成金、この2つしか補助金はありません。残りは全部負担金になっているというふうなことからすると、310万円余の不用額が出るというのは当初の予算の見積もりがどういった形でされたのかですね、その辺の説明をお願いしたいと。

次に、134ページであります。同じく体育施設管理費でありますけれども、ここでも920万円余の不用額が発生

して、その中身は委託料が642万円ほど不用になっていると。施設管理を委託するというので予算計上したと思っておりますけれども、なぜ委託料が642万円余も不用になったのか。同時に、この施設管理費には1,540万円もの補正がされております。補正を1,540万円やって、926万2,000円の不用額を出しているというのは、補正した額の約60%が不用額になっているということです。ですから、こういったやり方は適正な予算の編成の仕方ではないと思っておりますけれども、この目内でなぜ流用できなかったのかですね、その辺のところの説明をお願いしたいと思います。

◎総務部長（村吉順栄君）

ご質疑にお答えする前に、ふるさと納税について、毎年度多額の納税をしていただいております。大変感謝申し上げます。平成23年度が1,820万5,000円、平成24年度が1,718万5,000円、平成25年度が1,738万3,000円ということで、多くの方々からふるさと納税の寄附金をいただいております。平成26年度におきましては、77件の1,486万6,000円でございます。77件と申し上げたのは、コースのほうは5コースございますので、その他を含めて6コースですね、そのために件というふうに表示させていただきます。

◎教育部長（仲宗根 均君）

決算書116ページの教育総務費、事務局費の負担金で314万1,000円余の不用額があるがという話でございます。この中にはですね、当初見積もりをしていました魅力ある学校づくりの推進事業費で123万3,000円の不用額がございます。これは、講師とかを招聘してですね、旅費を使って招聘したりして各学校に補助金を上げて行くというふうな事業の中でですね、早期に購入されたので、その分は不用額になりますよということで、主な理由が123万3,000円については魅力ある学校づくり推進事業費の不用額ということになります。

それと、もう一件、117ページの右のほうの備考欄の説明のちょうど真ん中あたりなんですけど、宮古島市夢実現助成金というのもございます。これ当初ですね、30万円で7名を派遣するという形で210万円ほどを予算で見積もってございました。これが4名で120万円に、82万9,000円、約83万円の実績になりましたので、4名ということですね、120万円ほどの残額が出ております。主な理由としてはこういう事情になります。

◎生活環境部長（平良哲則君）

決算書の38ページお願いします。21款の8目返納金で、その中の1節老人保健診療報酬返還金が調定額で2,714万9,595円、収入済額が1,357万4,798円入っております。その経緯でありますけど、まずこの佐良浜診療所診療報酬不正請求の返還金は平成20年に発生しました。そのときの調定額が3,885万154円でありまして、その年度の納付額が156万7,999円でありました。平成21年度は、納入額が1,132万660円となっております。その後、平成22年度から平成25年度は納入はありません。もう既に医師も亡くなっているということで、これは10年間、平成31年までそのままゼロで来て、もう不納欠損になるというふうに思っていたんですけど、去年の9月に相続人の弁護士から宮古島市に連絡ありまして、そういった相続できる財産があるということで、調整をしてくまして、この弁護士の指導といいますかね、指導で配分といいますかね、宮古島市もこれぐらいは入ることになりまして、約半分ですね、半分の1,357万4,798円が宮古島市に納付されたということであります。ちなみに、この1,357万4,798円は、これ国、県、それから支払基金のほうにですね、返還します。宮古島市の取り分は約100万円ぐらいの歳入になるというふうに予定しております。

◎観光商工局長（下地信男君）

決算書84ページ、労働費、勤労青少年ホーム管理運営費についてのご質疑です。今勤労青少年ホームにはシルバー人材センター、それから宮古島保護司会、この2団体が入居しております。いずれも施設使用料は無料ということで、施設の維持管理費は市が負担している状況にあります。13節の委託料、これは機械警備の委託料でございまして、警備会社の委託でございまして、その他需用費、それから役務費は光熱水費、修繕費、それから通信運搬費ということでございます。

◎生涯学習部長（奥原一秀君）

決算書の135ページをお願いします。保健体育費の中の体育施設管理費の中で委託料642万円余の不用額が出ていますけれども、実はこれまでプロ野球、オリックス1軍が来るということでグラウンドの整備を委託しようという計画をしておりましたけれども、1軍が撤退をし、2軍が来るということで、2軍の監督と確認をしたら、もう整備しなくてもいいというふうなこともあったということで、この整備委託の部分が不用になったということでございます。

◎議長（眞栄城徳彦君）

いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（眞栄城徳彦君）

これで日程第25、認定第1号から日程第36、認定第12号までの12件について質疑を終了いたします。

以上で全議案の質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております36件のうち、日程第1、議案第85号から日程第18、議案第102号までの18件及び日程第25、認定第1号から日程第36、認定第12号までの12件の計30件については、お手元にお配りした議案付託表のとおり、各所管委員会に付託いたします。なお、議案第85号の歳出については、款項別審査委員会表により所管委員会のご審査をお願いいたします。

お諮りいたします。日程第21、諮問第1号から日程第24、諮問第4号までの4件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、最終本会議において処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞栄城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

しばらく休憩し、3時25分から再開いたしたいと思います。

休憩します。

（休憩＝午後3時10分）

再開します。

（再開＝午後3時25分）

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長いたします。

次に、日程第37、平成27年第4回宮古島市議会定例会（6月）における亀濱玲子議員の一般質問に対する答弁の発言訂正について、生活環境部長から申し出があります。

生活環境部長の発言を許可します。

◎生活環境部長（平良哲則君）

それでは、去った6月定例会の一般質問の中で亀濱玲子議員に事実と異なる答弁をいたしましたので、訂正しておわびを申し上げます。

平成26年度不法投棄ごみ撤去事業についての答弁の中で、搬入回数、搬入トン数をお答えしておりますが、その数値が去る8月19日に虚偽の報告に基づくものであることが判明しました。そのため、改めて精査した結果、3月22日に17回の搬入で44.6トンと答弁した数値は、実際には3カ所から回収し、仮置きしていたごみを62回計量したものであり、その実数が現在でも明確に把握できておりません。そのため、最終の総搬入量には加えておりません。また、亀濱玲子議員の質問事項にはありませんでしたが、関連して3月14日と3月17日の搬入分も答弁しました。これも3月14日を2回の1.385トン、3月17日を5回の5.10トンに訂正いたします。

亀濱玲子議員に事実と異なる答弁をしてしまい、大変申しわけありませんでした。

◎議長（眞榮城徳彦君）

次に、日程第38、不法投棄ごみ残存問題についての説明について、市長から説明の申し出がありますので、これを許可します。

◎市長（下地敏彦君）

ごみ処理問題についての経過についてご説明をいたします。

宮古島市の不法投棄ごみの量は、平成22年度に県に対し約8,300トンと報告されています。不法投棄ごみ処理は、平成23年度は7地区、平成24年度は26地区、平成25年度は6地区の合計39地区で行い、ごみを処理した旨県に報告いたしました。未処理であった城辺保良地区600トン、ロラン局崖下750トンの合計1,350トンについて、今回市の事業で実施することといたしました。城辺地区を改めて調査したところ、友利地区にもごみが存在することが判明したことから、この分についてもあわせて処理するよう業者に見積もりを依頼し、城辺保良の2地区と友利地区の合計3地区のごみ処理に係る事業費を約2,300万円としたところでした。

今回、宮古島市は保良、ロラン局崖下で処理した量は約814トンで、これに新たな残存ごみがあることがわかった友利地区分276トンの処理分を加え、1,090トンと報告をいたしました。実際に処理した量は約143トンでありました。したがって、947トンは過大に報告されたこととなります。現場を調査したところ、未処理分は全部で114トン程度あると県と市で確認の見積もりをしたところでありますから、実際の不法投棄ごみの量は、先ほど説明しました143トンに114トンを加えた257トン程度であったと推定できます。

何ゆえ県に対し1,090トン処理したと報告したのかとの問いに対し、県に報告している不法投棄ごみの量と実際にごみ処理を行ってみて数量が大きく乖離しているため、ごみゼロ宣言にはほど遠い数字になっていることから、947トンの過大報告を行ったとのことでありました。今にして思えば、平成22年時、県に報告する際十分な調査を行っていたら、宮古島市が他の市町村に比べて突出したごみの量とはならなかったと考えています。

当該ごみ処理に関する今回の契約は、ごみの数量が特定できる場所でなかったことから、数量は明示しておらず、当該場所にあるごみを撤去することの内容でありました。しかしながら、あと114トンのごみは残っていることから、その取り扱いについては県と相談をしてみたいと思います。

以上が経過であります。この経過を踏まえ、今回不法投棄ごみゼロ宣言をしたことについては、ごみ処理が完了していることを十分確認しないまま行いました。行政への信頼を揺るがせることになったことに対し、議会及び市民の皆様におわびをいたします。そのため不法投棄ごみゼロ宣言は撤回いたしますが、今後とも市民の協力を得て不法投棄ごみの撲滅に努めてまいりたいと考えております。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで市長の説明は終わりました。

これより不法投棄ごみ残存問題についての説明に対する質疑に入ります。

なお、質疑は自席から起立して行うこととし、質疑の回数については、会議規則第55条の規定により、同一議員につき3回までといたします。

それでは、質疑があれば発言を許します。

◎新城元吉君

ただいま市長において大体の概要の説明があったんですけど、私たちが調査したのとはちょっと事情が違う感じがいたします。まず、補正予算を組むときに、担当課長にですね、皆さんはこの不法ごみ投棄の予算を補正で組むとき何を根拠に見積もりしたかと言ったら、県の保健所ですね、宮古保健所、県の残存ごみの量について見積もりをしましたと。これが2,300万円ですね。2,370万円か。ですから、今市長はほぼこれに基づいて、1,350トンについて事業実施したとあるんですけど、現場の職員は県の見積もりについて、約1,500トンと我々はその県の見積もりを押さえていました。についてやったと。ところが、実際は、実際のごみの量は、今残っているごみと実際取った143トンと合わせて257トンだったと。実態はね。ところが、業者報告など入れて1,090トンを取ったと県に報告したと、今そういうことがありました。そうするとですね、当初見積もりにおいてもちょっと違うなと思います。それから、市長が今説明しました1,350トンという事業として実施したということと、本当の残存ごみの量としてあった257トン、ところが業者は1,090トン取ったわけですから、かなりの乖離があることはわかりましたね。そうすると、2,370万円というのはすごく過大な見積もりだったと。要するに事業執行する場合には見積もりを正確にして事業内容を詰めるわけですから、予算も、これが当初からもう全然ずさんであったということが1点指摘されること。

それから、今度の事件の大体の流れについてどうしてもお聞きしたいということですね、これは6月定例会の亀濱玲子議員の質問が発端となったんですけど、これによっていろんな改ざんが行われたということがわかりました。去る14日にね、8月14日に副市長は記者会見で会計、市長も述べているんですけど、会計のチェックミスはあったが、事業は適正だったというようなことを言っているし、市長はですね、8月25日に市民に謝罪という形で管理体制、会計の管理のマニュアルを徹底してするようにと指示したということを述べています。ところが、副市長はチェックミスはあったが、事業は適正だったと言っているわけですから、もう既に適正でないということは今の市長の説明によってもわかったと思います。

そこでお聞きしたいのは、改ざんはですね、具体的にどのようにして行われたかということを経会にも

市民にもわかるように担当部長説明、あるいは市長は説明すべきだと思うんです。そのことについて問題の解明がまだまだされていないと私たちは思いますので、この全容を解明して説明すべきだと思うんです。今把握しているこの改ざんの全容というのは大体どういったことなのか、1点を説明をお願いします。

次に、水増し、先ほど訂正がありましたね。水増しがどのような形で数字となってあらわれてきたかというのを具体的に説明してほしい。わかっておればよ。私らは押さえていますよ。ですから、これを議会に向けて説明してほしい。私たちが把握していることと違うのか同じなのかということを確認したいという意味でも、ぜひ水増しがどのようにしてされたかということの説明してほしい。

次に、会計がね、支出、地方自治法の第232条なんですけど、支出についてちゃんとあります。この会計が我々は実績報告に基づいてちゃんとして支出したのかどうかというのに疑問を持っていますので、これはちゃんとしたですね、事業実績、契約内容に基づいた事業実績に応じてちゃんと支出がされているのかということもぜひお答え願いたい。

それから、きょうの新聞にもありますようにですね、入札の問題が浮上してきています。入札。これは、非常に悪い言葉で言えば談合入札の疑いがあるんじゃないかというように思います。これは答弁によってはまだまだ追及するつもりですけど、この入札のあり方に非常に問題がある、これは副市長もあるのではないかと認めています、今日の新聞で。ですから、それについて副市長はどこまでこの入札のやり方を把握しているかということについてもお答え願います。

#### ◎副市長（長濱政治君）

会計の支出、実績に基づいて行われたかということでございますけれども、この会計の支出は月決めで実績を出さなくて支出するという契約でございました。ですから、それに基づいては実績に基づいて行われたというのは違います。

それから、談合入札についてどこまで知っているかということですが、昨日のマスコミ報道でわかりました。いろいろ聞きますと、ある業者がその人に、たまたま請け負った業者と会って、辞退したいというふうに言ったら、辞退するんじゃないかと、やったらどうかと言われたと、新聞報道と大概似ていますけどもね、そのような形だったということで、談合というのは、みんなが一緒になってこの人に請け負わせようというのが談合だろうというふうに思っていますけども、この新聞報道だけではまだよくわからないというところで、だったら調査委員会みたいなものを立ち上げて調査し、そしてその内容については議会、それから市民の皆様方にも報告したいというふうに昨日申し上げたところでございます。

#### ◎生活環境部長（平良哲則君）

まず、水増しの発端であります。これは平成27年の1月の中旬ごろ、業者から県に報告されている数量に到底及ばないという報告を担当が受けたということでもあります。それを受けまして、水増し行為はしてもいいという指示になったという流れであります。ただ、担当者はいつこの水増し行為をやっているかということは把握していなかったということで、実際の水増しは3月の後半から行ったというふうに聞いております。実績報告の数量は業者が数字は出してきたということで、これに関しては直接の担当は実績報告の数字には関与していないということでもあります。

伝票とデータの改ざんの経緯であります。それはまず亀濱玲子議員から指摘を受けまして、それを受



けて6月28日から計量伝票の改ざん作成をしたと、そういうふうに行ったというふう聞いております。  
7月10日から改ざんした計量伝票をもとにデータの打ち込みをしたというふうには報告はあります。

#### ◎会計管理者（宮国高宣君）

会計業務につきましてですね、今実績報告ということでございましたけど、支出命令が会計課に来た場合には、検査調書、引き渡し書、今回でいえば実績報告じゃないんですけど、状況写真等があれば会計は支出すると。契約の内容も月割りという形になっておりますので、最終的にそういう形で支払いをしたということでございます。

#### ◎新城元吉君

ただいま答弁をいただきましたんですけど、やっぱりちょっとおかしい点がありますので、再質疑します。

まず、副市長は入札についてはですね、やっぱり疑わしい点があるので、再調査するという事なんですけど、これは5つの業者から入札の具体的なあれが出されています。これよく字を見比べてくださいね、検査する場合。2通については、全く同一人物と思われる手書きの数字です。それから、1つについては市長も副市長も認めているように、きょうの記事にね、いわゆるこの工事を落札した業者の社員が違う業者の委任を受けた者として入札に参加しています。それから、残りの2つの業者はですね、書体が全く似たようなパソコンが打たれていて、これは数字はパソコンで打たれていますけど、1社については同じように同一人物がやったんじゃないかと思われるような節がある。こういうことでやっぱり談合の疑いがあると我々は非常に思っていますのでね、その辺を参考にしながら、ぜひ入札についてはですね、チェックをしていただきたい。出されている書類はあるわけですから。

それから、これが出されるについてはですね、最初黒塗りで、我々が資料請求したとき全部黒塗りで出てきたんですよ。ところが、やはりどんどん、どんどん報道されることによってこれが正式に名前が出た、業者名と金額、こういったのがきれいに出てきたと。それで大体わかりました。だから、その点も考慮して入札の経緯についてぜひ調べてください。

それから、会計管理者が出てきた内容に基づいて支出するという意味のことをおっしゃっているんですけど、普通自治法ではですね、まず前払い、実績払い、それから完了払いというのがある。ところが、今会計管理者がおっしゃっていたこと、これはね、非常に問題なのは、起案者も、それから検査員も、それから工事完了届、引き渡し書、まず起案されたのはもちろん、この事業が起案されたわけですから、ずっと前ですよ。ところが、検査員も起案者になっています。検査員、それから工事完了届、それから工事引き渡し書、これが3月25日で、同じ日にですね、なっているんですよ。これ見ておかしいなと思いませんでしたか。検査と工事完了と工事引き渡し書が同じ日付というのは、まずあり得ないんじゃないですか。それ全部ね、判こ押されて、上司の判こ押されて上がってきていますからね、これはですから全部部長も含めて課長も係長も、それから検査した人、これ名前みんなわかっているんですけど、全部判こが押されて会計課まで上がっていると思うんですよ。それに基づいて払っただろうと思うんですけど、しかしこの契約内容もですね、いつの時点で払うかというのがないというのもまたおかしい契約書ですよ。契約も。契約の中身も非常にずさんだというような感じを受けています。

それから、水増しについてはですね、いろんなドラマの形で展開がされているのは把握していますので

ね、それはおいおい明らかになっていくだろうと思うんですけど、先ほども指摘したように、市長が述べていたトン数と残存ごみの量が余りにも乖離があって、実際はね、143トンしか取れていないのに2,370万円も金が払われたという、これに市民がおかしいと思いつているわけですよ。ですから、これは全容解明して、さらにね、どうしてこういうことが生じたかということをも全容解明する必要があるという点を指摘したいと思います。ですから、今のことについてもう一度会計管理者もね、契約書の内容とか、それから支払いのやり方ってこういうおかしいと思わなかったかどうか。それから、副市長については、徹底的に入札のありよう、経緯について究明する意思があるのかどうか。

それから、改ざんについてはね、これはもっともっと深い動きがあります。これはやっぱり全容解明しないことには、市長が指摘した947トンのね、差額の、このごみがどこへ行ったか誰もわからない。どういう形でこれだけのごみが改ざんされた形で、これも1,090トンの中に入っているわけですからね、947トン、我々が調査した段階では、あそこに駐車場の南側に積んでありましたあれをヤードに置いてありましたと、いろいろ返事していたんですよ。ところが、これ全く実態がないということは調査によって指摘したら、やっぱり市長が報告したように1,090トンではなくてたったの143トンしか取れていないという実態が明るみに出たわけです。ですから、この1,090トンはどうして水増ししてされたのかということをも解明しなげりゃいかん。このごみは取らないのに取ったことになっているわけですからね。残存ごみ114トン残っていると市長はおっしゃいました。現場にはね。県と調整した結果、114トンしか残っていないと。これは目視による残存量だと思ってしまうんですけど、県とどういふような形でこれだけの数字をはじき出したのかということですね、それをもう一度市長に、この数字、114トンという数字、残りの、今残っているごみのね、それと市長にぜひ答えてもらいたいのは、1,350トンについての予算を2,370万円も措置したのに、実際は143トンしか取ってなかったということに対する市長の考え方、いわゆる捉え方をぜひお聞きして、私は質疑を終わります。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ちょっと休憩します。

（休憩＝午後3時55分）

再開します。

（再開＝午後3時55分）

◎副市長（長濱政治君）

談合の疑いがあるので、その辺を調べてほしいということでございました。これはやると言っておりますので、それはやりたいと思います。

それから、はっきりしておきたいんですが、2,370万円支払われたわけではなくて、請負額は2,251万8,000円でございますので、その辺はひとつよろしくお願ひします。

◎会計管理者（宮国高宣君）

委託料のですね、支払い時期が明確じゃないということもございますけど、委託業務契約書契約約款の第9条において乙は甲に対し委託料の月割額を請求するものとする、次に前項の委託料の請求書を受領した日から30日以内に支払うということになっておりますので、請求が来ましたので、そのとおりに支払いをしたということです。

それと、会計課が支出命令を受けたときにですね、会計規則第62条において約10項目の確認事項をします。まず第1点に、支出負担行為が法令または予算に違反していないこと、第2点に支出負担行為に係る債務が確定していること、第3点、支出負担行為が予算配当額を超過していないこと、第4点、支出命令が正当な権限を有する者の発したものであること、次に債権者、金額、所属年度及び予算科目に誤りがなく、第6点、支出すべき時期が到来していること、第7点、支払い金に関し時効が成立していないこと、第8点に必要な書類が整備されていること、9点、支出負担行為や支出命令に関し必要な合議がされていること、最後にその他法令、契約等に違反していないこととなっております。それをもちまして、3月25日の一件書類ですね、それに感じなかったかと、不備がないかどうかということなんですけど、会計課はそういったことに関して、きれいに整備されておるといことで会計事務は行っておりますので、そこまで関係書類のですね、部分については所管課がしっかりと仕事をしているとの認識のもとで会計事務は行っておりますので、以上でございます。

(議員の声あり)

◎議長(眞栄城徳彦君)

休憩します。

(休憩=午後3時59分)

再開します。

(再開=午後3時59分)

◎新城元吉君

会計管理者がおっしゃっていたように、一番疑問に思ったのは、事業が完了したということで現場に行き行って検査して、それから初めてこの事業の完了書を出させる、業者に。それで、現場をまた見てから引き渡し書を受け取る。それに基づいて支出負担行為ができるように会計課に持っていくはずなんですけど、検査日も、それから工事完了日も、それから引き渡し日も3月25日というのに非常に最初びっくりして疑問持ったんですよ。そして、問い詰めました。あんた方本当に行ったのかと言ったら、黙っていました。行ったよなという形でこれ済んだんですけど、そのぐらいですね、現場というのは、現場も見ないで、我々の予測ではですよ、それから同じ日に何で工事完了書を出していくの。何で工事引き渡し書がもらえるの。そういうようなのが背景にあるんですよ。これを会計管理者は把握していましたか。そういう結果で出された書類が全部副市長も市長の印鑑もあるんです。だから、それで新聞に報道しているように一職員があたかもやったかのようにあるんですけど、これはほとんど解明されて、一職員が本当にやったのかどうか、やったにしてもこの過程というのはね、出発からして全部市長まで判こ押してあるわけだから、みんな及んでいるんですよ。そういうようなものを徹底的に解明しない限り、市長、副市長の責任、部長の責任も免れないと思うんで、全容解明を極力早目に市民に向けて議会に向けてやっていただきたいと思いますが、その点の決意について市長の見解と、それから検査日ね、検査日、完了、引き渡し、これがなぜ同じ日であるかということ、気がつかなかったかということ、それについて、この2点について伺います。

◎市長(下地敏彦君)

入札の仕方についてですね、ちゃんと解明すると先ほど副市長も答弁をいたしました。間違いなくやってまいりたいと思います。

◎副市長（長濱政治君）

完了届、検査、そして引き渡し書、これが全部25日だったというふうな話、これはなかなか気がつかないものでございますけれども、これが一緒だったということは、業者側としては早目に最後の支出をね、いただきたいというときには先に準備しておいて、終わり次第出すというふうなことも結構あるようでございます。その後で支出調書をつくって、それで支払いを、会計課のほうに行くということだと思えます。なかなか気づかない部分がございます。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎新里 聰君

こういうときは一問一答でやりたいけど、3回までだというんで、まとめてやりますから、私ももうどこを質疑するかわかりませんが、聞くほうもじっくり聞いて答弁漏れがないようお願いしたいなと思います。

大体似たような部分の質疑になるけど、ちょっと角度違いますけど、まず最初にね、情報開示で資料を提供していただきました。開示していただきました。これも一応1つ目の質疑ね。この開示された資料は改ざんされた資料ですか。改ざんしたものを訂正した資料ですか。このことも答えてください。

それで、最初に予算を計上するときにおける考え方というのかな、まず2カ所の業者から見積書とってありますよね。ただ、この見積もりのとり方が一式ということで中身が何にもわからない。そのほうの2,376万円という高いほうを予算には補正をしてあると。もう一本の予算を組み立てするときの見積書ですよ、これについては、ごみ収集運搬の一式、重機使用一式、それから産業廃棄物処理費、こういう形で、もう一カ所にはちょっと3つの方法に分けて詳しくされているんだけど、このことを受けてですね、これ財政課に聞きたい。担当課からこの2,300万円余の補正したいと予算要求がされたとき、財政課としては根拠資料というものは求めないんですか。いわゆる予算を査定して計上しますよというときに、この予算はどのような形で出てくるかということですね、これをまず財政課のほうも答えてください。

それから、これ予算が通ったとしても、予算執行に入る場合でもそうだと思うんですが、予算を計上するときから担当者として本来やるべきことだと思うんですけども、その3カ所のごみがあるところについて、例えば人夫が何人かかるのか、重機がどれぐらいかかるのか、運搬車両がどれぐらいかかるのか、そういう設計をして、だからこう積み上げてきてこの2,300万円ですよという、そういう形でして、見積もりを業者から、業者の入札とるときでも本来そういった中身がわかるようにするべきじゃないでしょうか。これは全体の課に係ることだと思いますけども、今のごみ担当だけじゃなくて、事業執行する場合、予算計上して、全てにおいて設計書というものをつくって、担当者においては、これを業者に委託する場合は最低でも、余り最低でやったら業者が潰れていくわけですから、これ以上でこれ以下の価格で執行しようとして、こういうものをつくるんじゃないのかなと思うんですけども、その点も答えてください。

それから、入札について、入札については5社による入札となっておりますけども、契約規則の第13条かな、いろいろあるんですけど、まず入札をするに当たって予定価格は立てたのか。予定価格の設定。情報開示ではそういうものみんな入ってくるのかなと思っていたら、入っておりません。そして、この契約規則の中にですね、入札者が連合していた入札書は無効だということですけど、この意味はどういうこと

か。

それから、契約書の作成をするとき、余りにも、この契約書見るとこんなものやるのかなと思うんですけども、規則の第24条第1項から第15号まで、その事項を記載するようになっていたんですけども、でもそれは省略することもできるという規則になっております。しかしながら、この7号と9号、監督または検査の方法及び時期というものを明記するようになっていたけど、これが省略されている。これどういうことかという、なぜ省略したのかね。9号についても当事者の債務不履行の場合における違約金その他の損害金の条項が省略されている。何でもこういったものを省略されたのか、これも答えてください。

それから、今さっき新城元吉議員も話しておりましたんですけども、給付の検査、これも契約規則の中でうたわれているんですけども、予算執行者、この場合は2,300万円超える工事ですから、事業ですから、予算執行者は市長になると思いますけれども、次の各号のいずれかに該当するときはみずから、または職員に命じ、もしくは職員以外の者に委託して当該契約に基づく給付の完了を確認するため、必要な検査をしなければならないと。契約書にないから検査をしないんじゃないんですよ。契約規則にはちゃんと検査をするようになっていたわけですよ。そういうものをされているのかどうか。ちゃんと契約されているのかということですね。

そして、その検査の場合、その立ち会いが必要なんですけども、そういったものもちゃんとされているのか。検査調書は、何かこれ見たら決議票だけ出てきて、ほかが添付されていない、要するに会計規則でいう必要な書類ということですね、さっき会計管理者が話していた、その検査調書が添付されているはずなんですけども、そういったものはどうなっているのか。たくさんですから、よく聞いてくださいよ。

次は、計量票について確認しましょう。計量票いっぱいもらいました。ここでいう車両、皆さんからもらった資料で確認をすると、車の種類は14台かなと思っているんですけども、この車番とは車、その車につけられた番号かどうかというものをまず確認したい。

2番目のコード1というところに、これ200というのかな、200一般とか、217宮古島市とか、無料とかというふうにあるんですけども、これはどういうことを言っているのか。

コード2の中に可燃ごみ、粗大ごみと、1、2と分けられているけども、これの説明。

コード3の中に34宮古島市、1平良、2城辺、何かこれ見ると友利、保良、いわゆる城辺3カ所かなと思ったら、平良地区のものも大分まざっていますよね。これどういうことかということですね。

それから、この中に総重、多分総重量のことだと思うんですけど、この総重というのはどういうことか。風袋とはどういうことか。正味とはどういうことか。これ何でもこういうこと聞いているかということ、つじつまが合わないから、皆さんに答え聞かないと、だからそれを総重とはごみをみんな載せて、荷物を載せてはかったものを総重というのかどうか、風袋とはそれをおろして空車をいうのかどうか、そういったものの説明をしてください。

それから、この重量の中には、最初は1,090トンが143トンですか、になっているんですけども、これ産業廃棄物かな、家電ごみと廃プラスチックのごみがあるんですけども、この重量もこれに含まれているのかどうか、これも説明してください。

一応これを聞いてからまた次にお聞きします。

◎総務部長（村吉順栄君）

ご質疑のありました予算は、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）において計上されたものでございます。予算要求は、生活環境部環境衛生課より職員、ボランティアで撤去できない城辺保良崖下2カ所の不法投棄ごみを撤去し、美ら宮古島を目指すということで不法投棄ごみ撤去委託業務の委託料として要求がございました。要求に際しましては、環境衛生課より資料添付としまして見積書と撤去を行う予定の位置図、これ航空写真です。がございました。通常の予算査定と同様、財政課においてヒアリングを行い、事業の必要性を確認しましたので、計上を行っております。

（「議長、休憩していいですか」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後4時15分）

再開します。

（再開＝午後4時16分）

◎総務部長（村吉順栄君）

先ほども答弁しましたように、予算要求する所管課のほうからは添付資料と、これに限らずいろんな事業の予算措置をするに当たっては、見積書とか添付資料を一緒にします。その中において財政課のほうでヒアリングを行います。ヒアリングは、例えばこれまでの実績に基づいての単価とか、それらをヒアリングしながらこの予算額は決定していきます。

◎副市長（長濱政治君）

入札の予定価格の設定は行ったか。行っております。

それから、立ち会いはあったか。現場監督人が立ち会っております。

あとは……

（「入札者が連合して……」の声あり）

◎副市長（長濱政治君）

これは何条ですか。契約。

（「契約規則第13条」の声あり）

◎副市長（長濱政治君）

第13条。済みません。これはちょっと待ってください。

あとはちょっと細かいですね。

◎生活環境部長（平良哲則君）

質疑の中で計量票のことがありました。その中で総量、風袋、正味とありましたが、これは総量は当然全体の重量、それから風袋は車の重さ、それから正味は実数ということですね。

コードは相手方、伝票の中のコードですね、コード1ですね、コード1は相手方、コード2はごみの種類、コード3は地区ということでもあります。

それから、143トンの中に産業廃棄物の家電とか廃プラスチックが入っているかということですが、これは入っているということでもあります。

（「車番については。車番は、これは車を確定するため

の番号」の声あり)

◎生活環境部長（平良哲則君）

はい、そうです。

（「議長、冒頭に言った」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後4時21分）

再開します。

（再開＝午後4時25分）

◎生活環境部長（平良哲則君）

開示した文書は、8月19日に虚偽が出て、その後精査した数量でありまして、これ143トンに沿ったデータであります。

この車の時間帯が短いということですね。例えば5分ごととかね。これはですね、車は2台あるんですが、4トン車2台ですが、カードですね、これが1つのカードを使っているということで、4トン車が来てもカードは1つということで、そういった数字になっているということでもあります。

（議員の声あり）

◎生活環境部長（平良哲則君）

車の間隔は、4トン車が短くても同じカードを使っているもんだから、そういうふうなデータで出てくるということでもあります。

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

答弁漏れを指摘してください。

休憩します。

（休憩＝午後4時27分）

再開します。

（再開＝午後4時28分）

◎副市長（長濱政治君）

この契約書そのものがですね、宮古島市最終処分場整地及び周辺整備委託業務というふうな契約書があります。それを参考にしてつくられておりまして、これがですね、前払い金がない、それからいわゆる出来高払いじゃないというふうな内容の契約書になっておりまして、その担当課のほうでこういった契約書を持っていることから、その契約書をそのまま使ったということのようでございます。

◎新里 聰君

余り納得できる答弁ではないけど、まずこれ生活環境部長、これを正しいということについてだけは大変な責任をとらないといかんと思うけど、それと何で風袋かと聞くとね、同じ車がね、01338という車両がですよ、大体4,035キロというのがこの車の風袋なんだけども、これがね、3,060になったり、3,140になったり、五、六十キロぐらい変われば、私みたいに太い人がおって、2人乗っておったけど、1人がおりて

から乗ったかなとわかるけど、1トン余りも車が違うわけよ。風袋が。からの車がよ。こういったものは確認していますか、部長は。同じ車両なんだけども、これ違うわけよ。今さっき説明でカードがあって、それを積みかえるからと言うけど、あんなことでも1分ではできんでしょう。私は、これ思うときにですよ、もうどうせここで質疑をしても、それがどうのこうのとなかなか納得得られる答弁は得られないと思うんだけど、市長にこれ申し上げたい。これ間違いなく業者は詐欺です。詐欺行為です。詐欺事件で告発してください。職員については、公文書偽造です。これも告発してください。これ間違いなくそういうことです。2,300万円という大金です。それが全く何の証拠もなく、こういうふうに出てくる数字も私は間違いなくこれも改ざんしているからよ。積みかえだって1分できないよ。そこにあるごみだって。これ私らが調べようとしてもいろんな壁にぶつかりますので、どうぞ市長が答弁してください。業者については詐欺罪で告発する、職員については公文書偽造で告発する、それで市民は納得しますよ。ぜひ市長に答弁をお願いします。

◎市長（下地敏彦君）

今お話があったような形になるのかどうか十分調査をして、該当するのであればそれなりの対策をとりたいと思います。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎國仲昌二君

私も質疑したいと思います。ちょっとダブる部分があるかもしれないんですけども、よろしく願いします。

この問題についてはですね、数値が本当にいろんなところでいろんな数字が出てきますんで、まずその確認をしたいと思います。平成24年度ですね、撤去した箇所数ですけど、これ決算書、あるいはマスコミ等でですね、31カ所というのが出てきます。しかし、また別の資料ではですね、21カ所と出てきます。これはどちらが正しいのかどうかを教えていただきたいと思います。

それから、同じく平成24年度の撤去ごみ量、決算書では5,500トン。ところが、新聞では5,000トンとか6,000トンとか出てきます。これもどれが正しいのかというのをですね、教えていただきたいと思います。

それから、平成26年度ですね、事業ですけれども、これ残存しているごみというのが新聞では1,056トンというふうに出ていたと思うんですけど、きょう先ほどの答弁では保良と、それからロラン局のところ合計で1,350トンとかいう数字もまた出てきます。これも正しいのはどの数字なのか。

そしてまた、あと箇所数ですね、平成26年の撤去の箇所数、これが決算書、これきのうですか、訂正したのが出てきましたけども、保良の崖下3カ所その他というふうにきのう訂正がありましたけれども、マスコミによりますと保良の崖下が2カ所、あと友利1カ所というふうになっています。これどちらが正しいのかどうかですね、これを正確な数字をお願いしたいと思います。

それから、これちょっとダブルかもしれないですけど、私が持っている資料によるとですね、2業者から見積書をとって、担当者が設計書作成して、入札を行って契約したという流れになっていますけども、それでよろしいかどうか確認をしたいと思います。

それから、3点目ですね、先ほど契約書の件でも課にある契約書を参考につくったという答弁がありま



したけれども、この契約書は宮古島市契約規則にきちんと基づいて作成されていると考えているのかお伺いいたします。

それから、4点目ですね、これも先ほど会計管理者のほうから答弁がありましたけれども、この事業に対する対価の支払い、これは宮古島市会計規則、これに基づいて支出されているという考えでよろしいかどうかお伺いいたします。

それからですね、5点目、業者が伝票を破棄したと説明した後に実はあると言ったという問題について、ごみゼロ宣言撤回の記者会見で業者に対してペナルティーを科すというふうに言っていたというマスコミ報道がありましたけれども、どのようなペナルティーを科す考えなのか。

それから、6点目、市は謝罪会見でごみの処理量をこれまで説明してきた1,090トンから実際には143トンであったと訂正したんですけれども、この会見というのは市の呼びかけで開催したのかお伺いいたします。

以上6点、よろしく申し上げます。

#### ◎副市長（長濱政治君）

私が答えた後、担当部長のほうで答えていただきます。

記者会見は、市の呼びかけで行いました。

業者に対してどのようなペナルティーを科しているかと、科す予定かということでございますけれども、これはですね、工事請負建設業者の場合にはペナルティーの基準があるんですね。それで当てはめればいいんですけども、委託業者の場合それが今のところ我々のところがないということで、どうしようかということ今検討しております。建設工事のあのペナルティーを何とか準用できれば、それはそれでやりたいなというふうに思っております。

それから、2業者から見積もりをとって入札をしたのかということですが、予算を作成する際には2業者から一応見積もりをとりました。それで予算を一応つくりました。その入札かける際になって友利がまた入ってまいりまして、3業者に見積もりをお願いして、結局1業者が見積もりを出していただけなかったので、2業者から見積もりをとって、それで入札をかけたということでございます。

それから、業者が破棄というのは何でした。

（議員の声あり）

#### ◎副市長（長濱政治君）

済みません。業者が破棄したと言っていたんですが、実際にはあるということで、しかもそれもまたうそだったということで、最終的に143トンという数字の報告が来ているということでございます。

契約規則にのっって作成されているのかということですが、これ契約規則はその契約書を作成する法令とかなんとかで別個つくるもの以外のものについてもこの契約規則が適用されるというふうな内容ですから、この契約するのに担当課で必要だと思われるものだけは入れて、それ以外のものはその契約規則を引用するという形になるかと思います。

#### ◎生活環境部長（平良哲則君）

平成24年度のごみの撤去場所が31カ所と21カ所というふうになっているということでありますが、21カ所は一括交付金で取った場所です。31カ所は、それ以外もあったということですね、それでそうい

うふうになっています。

それから、平成26年度の残存量も県の1,350トンが正しいということです。

それから、平成26年度のごみの撤去量が3カ所以外にもあったということですね、先ほどの3カ所以外にも市の清掃の日とか、そういったそれ以外でも約40トンぐらいごみを撤去したということでこの数字になってくるということでもあります。

◎会計管理者（宮国高宣君）

支払いにつきましては、会計規則に基づいて支出はします。今回の場合、支出の方法は規則の第63条に基づいて支出をしてあります。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後4時43分）

再開します。

（再開＝午後4時46分）

◎生活環境部長（平良哲則君）

平成24年度のごみの撤去量ということで、先ほど31カ所、それから21カ所というふうに答弁をしました。この一覧表によりますと、一括交付金での21カ所は21カ所でね、このデータ見ますと撤去量は6,336.9トンというデータが出ております。

それから、保良地区の箇所ですね、これはもう保良2地区、そして友利1地区の計3カ所というふうに理解しています。

◎國仲昌二君

ご答弁ありがとうございます。

それではですね、再度ちょっと確認します。さっき2業者から見積書をとって入札あるいは契約という流れをちょっと質疑したんですけれども、設計書というのがありますよね。これ担当者のほうでつくるんですかね。これの確認をお願いします。

それから、平成26年度撤去のごみ量として、これ訂正以前の数字としては1,350トンという答弁がありましたけれども、このときのこの事業始めるときの見積書については、このときに把握していた1,350トンというのを前提につくられているのかどうかということも確認したいと思います。

それから、委託業務契約書についてですけど、先ほど答弁あったんですけど、じゃちょっと角度を変えてですね、このごみ撤去委託業務事業の内容からして、今、結んだ契約書というのは適正だと考えるのかどうかですね、これもちょっとお願いしたいと思います。

それから、契約ですとか、支出ですとか、決裁を受けると思うんですけど、事業費の2,300万円程度ですね、この決裁区分というのは市長ということによろしいかどうかということをお願いします。

あと1点ですね、市は謝罪会見、市が呼びかけたということですがけれども、これマスコミの記事から質疑するんですけど、みずから呼びかけて開催した会見でマスコミが説明の根拠となるデータあるいは資料を求めたら、情報開示請求してほしいと答えたという記事が出ております。これ自分が記者を呼んで数字

を訂正するという会見をしながら、その根拠をマスコミが求めたら情報開示請求してほしいと答えるというのはいかがなものかと思えますけれども、逆に呼びかけたほうから説明資料を配付すべきではなかったのかと思うんですけれども、これについてもお考えを伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

◎副市長（長濱政治君）

設計書は担当者がつくれます。

それから、1,350トンが前提でこの事業、特に予算書ですね、はつくられております。

この契約書は適正かどうかということでございますけれども、発注者と請負者がこの契約で印鑑を押したという意味では適正だというふうに思っております。

決裁区分は市長までです。市長です。

情報開示請求について、これについてはですね、議員の皆様方にも情報開示請求書をお願いしている、そしてまた量が結構出ているということにつきまして、それは不公平にならないように、できれば情報開示という線をお願いしたところでございます。

◎國仲昌二君

今の答弁ですけど、自分がマスコミを集めて説明して、その根拠の資料を求めたら情報開示請求してほしいと答えるのは全く逆じゃないかなというふうに思います。

最後にですね、これも先ほどから出ているんですけど、けさの新聞ですね、入札問題で組織を立ち上げるといって記事が載っていたんですけど、この組織はこの入札問題に限った組織なんでしょうか、それとも一連の不法投棄ごみ残存問題、これ全体についていろいろ調査するのでしょうか。最後にお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

◎副市長（長濱政治君）

マスコミにもお話ししたとおり、入札問題について考えております。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎亀濱玲子君

皆さんが今いろいろ質疑していただいているんですけど、私は議会運営委員会でもですけど、皆さんにも聞きたいと思うんです。市長は、今私は冒頭での謝罪が望ましいというの事務局にも議長に伝えてくださいというふうに話しました。こんなふうに大きな問題になっているのに、きのうも上里樹議員がおっしゃっていましたが、冒頭で市長が議会に謝るのが筋だというふうにまず申し上げたいと思います。

それで、市長はどこか違っているというのを私指摘します。ごみゼロ宣言をしたのを市民に対して議会に対して申しわけないという、そういう結論でした。今回の。違うんですよ。議会に改ざんされた資料をもとに答弁したということを謝らなきゃいけないんですよ、まず。議会は市長の追認機関ではありません。対等に内容を吟味する場所です。ですから、これゆゆしき問題ですよ。改ざんをしたと当局は認めています。副市長も会見で認めています。二転三転する中でもこれは申しわけないことなのに、この改ざんされた資料で答弁をしたということがどれほど重い意味があるかということを市長は議会に謝罪すべきですよ。まずそこから始まらなきゃ今定例会は始まらなかったというふうに私は思っています。ですけど、議会運営委員会でするようにということで議長がスタートされましたので、それはそのとおり進むわけで

すけれど、まずは私は与野党じゃないですよ。与党の皆さんもこの問題についてはぜひ質疑していただきたいし、問題を提起していただきたい。市長がごみ問題はゼロだと言ってしまったの申しわけないという謝り方は違ってしています。議会には改ざんされた資料をもとに答弁したことを申しわけないと謝るのが筋ですよ。そこからだというふうに思っています。そのことについて、市長のお考えまずお聞きしたいと思います。

さっき厳しい指摘を新里聴議員もされましたけれど、私はもっとあえて言います。この事業は、設計書、仕様書、積算根拠、そして見積書、全てにおいて事業としてこの2,200万円余をかけてやって妥当だったかということについては大いに疑問が持たれる内容になっているわけです。それをみんな何かすごく当たり前みたいにとんどもんども答えていますけれど、これについては事実の確認から私は今回していきたいと思いません。

この事業は、私に出された資料は11月19日からというふうに出ました。その後担当課を訪ねましたら、11月17日から始まったと言いました。違うと思います。この事業は、本当はいつから始まって、いつまでなされたんですか。このことをまず1点目お答えいただきたいと思えます。

2点目、改ざん作業はいつから始まっていつまで行われ、どこの場所で行われていたんですか。改ざん作業は2つに分かれます。1つは計量票、もう一つはパソコンから打ち出されるデータをつくりかえたと思います。それは、私の6月定例会の答弁に持ってきた、それは計量票でした。計量票が間違っているのはすぐわかりました。ですけど、今新里聴議員が言っているこれについてもう一回確認します。これは、143トンの根拠となった最近示されたものです。これについて説明がつかないことがあります。1分置きというのは、4トントラックが2台あるので、これは同じように1338の車で番号はカードを使いましたという説明ですから、基本的にはこれもだめですよ。基本的には同じ4トンでも別の番号でやるのが筋です。微妙にそれは4トントラックでも違うわけですから、そんな一括して1つの車で全部カードやるなんていうのはあり得ないこと。それをやった。だから、1分置きでもあるんだという説明です。ですけど、さっき言いました。風袋が違う、車の重さが違うのが五、六カ所出てきている。これはつくったんじゃないんですか。そうじゃなければ、打刻される、自然にスケールの上に乗って計量されるのは、これ自動的に計量されますから、きちっと打刻されていくはずですよ。それが風袋、車の重さが違って出てくるというのは考えられない。この143トンと、これはもともとのものですよと出されたものも、これはつくられたものではないですかと改めて問います。これについてお答えください。

そして、コンクリートの柱を載せてはかったという事実を私は前の議会で指摘しました。ここに書かれている計量されているところが線引きされて、手書きで書かれています。これは何ですか。これについてもお答えください。何でわざわざ打刻されている重さを、これ正味ですよ、正味これですよとなったのをわざわざ手で引いて、手書きで何トンと書きかえているのはなぜですか。もともとのデータはそうはなっていないはずですよ。ですから、このもともと水増しがこの事業において実際の重さが、実際のごみがどれだけあったかということ物語るデータにもうなっていないんですよ。これがもとのデータですよと出されているだけだけれど、これすら怪しいんだと、これすらつくられてきているんじゃないですかというのをあえて指摘します。これについてお答えいただきたいと思えます。

もう2点。改ざん作業認めました。担当課長は、新聞の取材に改ざんの事実を7月18日かな、知ったと

言いました。生活環境部長はいつ知りましたか。副市長はいつ知りましたか。市長はいつこの改ざんされた内容が議会に出たというのを知りましたか。そのことをお答え願いたいと思います。

そして、もう一点です。会計管理者にお伺いしますけど、会計が支出に関する10項目を今お読みになりました。8番目に必要な書類は整備されていること、それを条件に支出するんだというふうにおっしゃいました。私たちの聞き取りで、課は請求書はありました、何を添付して毎月お金は出されたんですか、契約書ですと言いました。毎月毎月契約書を添付して出したんですかと聞いたら、いや、違うかもしれない、そこははっきりしない。つまり実績は、あなたがおっしゃる必要な書類が整備されていることが条件だとしたら、これは支出されないことになります。課は請求書で支出をしましたと言いました。会計管理者は、必要な書類が整備されなければ出していないとおっしゃっています。であるならば何の書類が出されたから毎月それを支出することになったんですか。もしそれを説明をする支出決議表というものが出せるのであれば出していただきたい。

そして、水増しの作業にこれまで課長は出勤した職員はかかわっていないとおっしゃっていました。出勤した臨時職員がかかわってそれをされたのではないですか。その事実はしっかり調べられていますか。それについてもお答えいただきたいと思います。

いいですか。続きますよ。副市長はずっとこの契約はこういうふうな契約でお互いできているのだから、それはそのとおりいくんですよとおっしゃっているんですけど、契約の解除権というのを宮古島市は持っています。もしも3月の中旬ごろに、もう目の前に1,300トンもあるというふうにして仕事を与えたんだけど、もう全く可能性がないとなったら、この事業が執行の見込みがないとなったときは、この事業は解約されるんじゃないんですか。これがもし業者に、事業所に仕事を与えるためだけの事業じゃなければ、これはしっかりと精査されて、もう執行の見込みがないという判断をしなきゃいけないんじゃないんですか。

それと、今契約検査課にもちょっと聞きたいんですけど、130万円以上の建設とか土木とか、そういうものしか契約検査課はやりませんよと言いますが、お金が幾らでも委託業務に関しては各課でやるというのなのかということ、どうもそれは各課の課長によっても認識が違うんですよ。聞くと。なので、宮古島市はどうなっているんですかということ、明らかにしていただきたいというふうに思います。

それで、これは教えていただきたいんですけど、起案者が検査員をしているという、これはそうなっています。これは通常問題ないものなんですか。これは普通にこんなふう、2,200万円余の事業を起案者が、自分が起案した事業を検査員となって検査をして、了である、適である、了である、だから出してよいというようなことに私には見えます。なので、こういうのは通常あることなのかと。わからないから教えてください。

それと、一つ一つ答えてくださいね。一括しないで1つずつ教えてください。引き渡し書がありますけれども、引き渡し書に完成検査日が入っていません。通常、宮古島市はこういうふう、完成検査の日がわからなくてもお金は出すよというふう、会計に要望して、会計はこういうことを、検査日がよくわからないけど、出せと言っているから出しましょうというのが宮古島市の会計のシステムになっているんですか。これもお答えいただきたいと思います。

総務部長がおっしゃいましたが、いやいや、課がつくってきた見積もりや何やらを出してくれたので、

この事業を認めましたと財政おっしゃいました。見積書の1枚出します。これには何の仕様も何も書かれていません。予算が1行書かれているだけです。こういうような見積もりで適正であるとして事業を認可して2,300万円余のお金を出すというのは、通常宮古島市はしているんですか。

それぞれ質疑しました。お答えいただきたいと思います。

◎市長（下地敏彦君）

私は、先ほど謝罪のコメントを言いましたが、これの中でですね、ごみ処理が完了していることを十分確認しないままそれを行い、行政への信頼を揺るがせたというふうに申し上げました。それが議会や市民に対して非常に申しわけなかったということでおわびをしますというふうに先ほど申し上げたところで

◎副市長（長濱政治君）

契約の解除権はあると、全く執行の見込みがないなら解約されるべきということですが、この契約そのものは出来高でやっているものではありません。それで、これを月々で締めて、とにかく取れるだけ取ってくださいと、特に危険なところなので、本当にどれだけ取れるのかよくわかんないけども、そういうふうになっている契約であって、それを全く執行の見込みがないというふうなことにはならないというふうに思います。もちろん契約の解除というのはございます。その時点ではそういうふうに思っていなかったということがございます。

それから、起案者が検査員になっている、これは通常かということですが、通常とは言いがたいというふうに思います。

◎総務部長（村吉順栄君）

まず、予算を要求する場合は、できるだけ詳細な添付資料を求めるんですけど、今回はおっしゃっているように一式ということでの見積書でした。ただ、その場合にはやはりこの事業の必要性をどうその所管課が思っているかということを確認しながら、またこの2,376万円という見積書ですね、積算等についてもヒアリングを行いながら、その中においては過去の実績等をヒアリングをして確認しながら予算の計上を行います。今回もそのようにしております。今回といいますか、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）でもそうっております。

次に、契約検査課が行う入札契約なんですけど、契約検査課のほうは、建設業法に係る工事及び調査設計委託業務のうち価格が130万円以上の事業について、入札及び契約を行っております。

◎会計管理者（宮国高宣君）

完成年月日が入っていないという話でございますけど、3月25日に完成通知書、引き渡し書、検査調書、この中で3月25日に完成という形に載っておりますので、それをもって支出したということになります。

それと、毎月の支払いで請求書のみという話で、その他の関係書類がないということでございますけど、委託業務契約書契約約款第9条で毎月の支払い、月割りということでありまして、それはそのとおり、11月、12月、1月、2月と計4回、請求書と契約書にのって支払いをしたと。最後の5回目の3月分の支払いにつきまして、それにつきましては工事が完了してございますので、検査調書、あと完成通知書、それをもって最後に支出したということでございます。

それと、支出負担決議につきましては提出いたします。

◎生活環境部長（平良哲則君）

まず、いつから改ざんをしたかということでもあります。これにつきましても、先ほどの答弁にありましたが、これは亀濱玲子議員の一般質問通告書において、平成26年度不法投棄ごみ撤去委託業務の事業執行確認のため計量票の提出を求めたため、さきに亀濱玲子議員に提出してある実績報告書の数量と整合性を保つため計量票を作成したということでもあります。それによって、改ざんした計量伝票に基づいてデータの打ち込みを行ったというふうです。後ですね、データの打ち込みはですね、そういうふうに一応話しております。つまり亀濱玲子議員から議会の通告ない前はそこまでは全然手つけなかったということで、もう偽造のものそのまま残してあって、伝票はその後ということ、改ざんをですね、伝票の改ざんですね、そういうことになります。

それから、手書きの何トンというのがありますね。手書きしたものです。これはですね、3月18日と3月19日に920キログラムのブロック1個を載せたと、これもはっきりしているということで、これを引いたごみのトン数ということ、それから3月20日から3月21日はこれを2個間違いなく載せたということで、これを引いて手で書いたということでもあります。

それから、143トンですが、これはもうこの担当と業者でしかわかりませんので、もうこれですごく精査して出したということ報告を受けています。根拠は何かということに対しては、もう業者とこの担当がね、伝票をすり合わせて調整してきたということでもあります。

それから、生活環境部長と副市長がいつこの水増し行為を知ったかということでもあります。これ8月19日にこの不法投棄ごみ撤去の現場3カ所にですね、行かれた団体の中から、その中に専門的な人がいましてですね、この現場3カ所を見て、専門的に見て撤去されたごみ、この量が報告している1,090トンは到底出ないだろうと、これは物理的にそういう量でないということを言われました。そういったことを指摘されたことがなかったもんですから、その日に業者呼んでですね、こういうふうにもう専門的に見るとこの場所にごみが大量に撤去されたということは考えられないということを業者に強く言いますと、業者はそのときに初めて水増ししたという報告をしました。あわせて、これには担当職員も一緒にやったということで、この1,090トンがもう完全に水増ししているのはこの8月19日の日であるということでもあります。その報告を受けて、もうすぐ実際のトン数を精査するよということ、1,090トンが数字が完全に水増しとわかったのは8月19日ということでもあります。

（「19日」の声あり）

◎生活環境部長（平良哲則君）

19日ですね。8月19日。もうそれが判明してその日に副市長にはこの経過報告をしたということ。1,090トンの水増しは8月19日ということが判明した日であります。

（「答えていらっしやらないことを指摘してよろしいですか」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後5時17分）

再開します。

(再開＝午後 5 時19分)

◎生活環境部長（平良哲則君）

風袋に関する答弁がありませんでした。これ、計量カードは制作時に燃料満タン及び運転手を乗せて風袋の重量を計測してカードを作成するというので、そのためカードは1回計量のため風袋は固定されるというふうになっております。

◎亀濱玲子君

もうちょっと整理していきましょう。私は、このことを市長から聞かなきゃいけないと思っているんです。改ざんされた作業していると、改ざんする作業、当局が、改ざんした作業を議会に出して、これ虚偽の答弁になりますよ。それをしたということをはっきり市長の口から言っていたいただきたいということです。これお願いいたします。

今生活環境部長がおっしゃった01338の車のそれ余りにも乖離があり過ぎますよ。それは、人が乗っているとか燃料が満タンというのでは説明がつかない重さです。なので、これはつくられたものではないですかとやっぱり思うわけですよ。何回もいわゆる風袋が車の重量ですよ、それが変わる、大きく変わるということは考えられない。なので、これについてはしっかり調べてお答えいただきたい。

それとね、生活環境部長は今副市長も市長も同じ日にわかりましたと言いました。これ大事なことで、聞きます。私の一般質問は7月3日だったというふうに思います。その時点で私のテーブルに来たのが改ざんされた資料が載りました。その後もこの改ざんされた資料に足りない資料私は指摘しましたよね。17回だけど、60回ぐらいは回っているんじゃないですかと言ったら、その追加の改ざんする計量票を一生懸命つくられたわけですよ。それは、生活環境部長はもっと早い時期にこの資料が改ざんされたデータで、今おっしゃっている改ざんする作業を、さきの新聞では担当の方の一人は何か臨時職員とかっておっしゃったりしたけど、そうじゃなくて、課でこの作業やっているのはもっと早くに知っていなければつじつまが合わないんですよ。8月19日に市長も副市長も生活環境部長も知ったとおっしゃるけれど、もっと先に、もっと早くにこの作業をされているのを知っていなければつじつまが合わないんですよ。私は、聞き取りを職員にしました。どういう作業をされているか。1つ、どこでその改ざん作業はされたかというのを生活環境部長は調べてありますか。もし調べてあるんだったら、どこで行われたかお答えいただきたいと思います。

きのうの新聞から、これ一般質問でやろうと思ったんですけど、先に出たので、入札の無効というのについて改めて聞きます。入札の無効について、どういうことが入札の無効になると。極めて私は今度の事業は、例えば業者をペナルティーとか、担当の方を分限にとか、そうおっしゃっていますけど、これは市のあり方が問われているんだと私は思っているんです。市のあり方が。こんな事業の組み方はないですよと言いたいんです。まるで副市長はごみは取らなくてもいい契約になっているから問題ないと言うけれど、1,300トンあると私たちは議会で説明受けてこの予算通したんですよ。それが100トンちょっとしかない、それは3月中旬ぐらいで100トンぐらいしかないのは課ではわかっていたはずですよ。大変なことになっていると、3月末までちゃんとごみを取らなければいけないけど、取れていないということが問題になっていたはずですよ。ですから、その事業をこの契約にこんなふうなうたわれているから何も問題ないみたいにおっしゃるけど、じゃ視点を変えて言いますと、この入札が無効になるということに関してはどのような認識



を持っていらっしゃるのかお答えいただきたいと思います。

(議員の声あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

休憩します。

(休憩＝午後5時25分)

再開します。

(再開＝午後5時26分)

◎副市長(長濱政治君)

伝票がないと言っていたものがあるとわかったのが8月11日です。そして、改ざんしているというのをわかったのが8月19日です。

それから、入札の無効、どういうときに無効となるかというふうなことですけれども、これはケース・バイ・ケースだろうと思いますけども、ただ1人の人の入札が無効なのか、この入札全体が無効なのかということによってもちょっと違うと思うんですね。これはそういう状況で話されておりませんので、私もよくそれには答え切れないなと思っております。そして、3月末までに取れていないということは、そのときはわからなかったわけですよ。そのときはわからないし、そして……

(議員の声あり)

◎副市長(長濱政治君)

いや、検査するときには、特に友利などは土砂でこうしてちゃんと埋まっている写真がありますでしょう。だから、そのときにはもうこれはもう無理だと、とにかく人力では無理だという報告があったということですから、じゃもういいのかということですよ。それでまた、あと残りは、特に保良の崖下、ロランとかというところはなかなか危険なので、検査官もそこには取り切れなかったということで、3月末時点では3月まで取れていないという認識ではないということで、検査は合格というふうなものが出てきて、それで5月ごろだったですかね、そこでまだ残っているというふうな話が出てきたというふうに思っております。

◎生活環境部長(平良哲則君)

改ざん場所はわかりませんでした。

5月から、一般質問の通告からずっと一貫して感じたことは、3月22日と4月5日の水増し行為、これのみを我々はもう認識していましたね。まさか全体の水増しでなくて、我々が調査したのは3月22日の水増し行為、それから4月5日の水増し行為、それに対してのみ認識があったわけですね。それで、8月19日にそういった事実が出た場合に本当にびっくりしたということで、この現場にこれ以上ごみがなかったということを専門的にわからなかったということですね。それが指摘されて初めてびっくりしましてこの業者を呼んだということですね。そういった視点で、もう既にこの場所にごみが1,090トンあったという認識でずっと来たということですね。それが専門家の方からこちらは100トンしかないよと言われたときに衝撃を受けたということで、その事実を知って副市長には報告したということでもあります。

◎亀濱玲子君

市長になかなかお答えいただけないんですが、これはあえてもう一回言います。議会で虚偽の答弁をす

るということはゆゆしき問題です。議会の本当にありよう、議会がね、ちゃんと市がやっていることをきちっとただすのが議会の役割。間違った答えをした、改ざんをした、そういうことはトップはしっかりとそれを答えなきやいけないんです。議長、それしっかりと、議会の問題にもかかわるわけですから、それはちょっとやっぱり市長にはしっかり答えていただきたい。これがまず1点。最後に念を押します。

もう一点は、さっき車の風袋が変わることはあり得ないですよということを言いましたけれど、それ1つ。

もう一点ですね。私は、もっと先に改善作業がされているのを知っていたはずだともう一回言います。その作業は課で行われているんですよ。だから、職員は知り得ていたし、職員はその作業していた。だから、例えば、大変申しわけないんですけど、この1人の職員あるいは業者とだけでやれるものじゃないです。臨時職員だけを指示してやれるものじゃないです。ですから、いつの時点でこのことを改ざん作業しているということを知ったかということとはとても大事なんですよ。作業を課でしているのに、8月19日まで知らなかったということはないんじゃないですか。私は、議会でその前に作成した改ざん作業、終わった後も私は資料求めましたから、後も改ざん作業続いていたでしょう。この一連の作業は課で行われているから、そんなに知らないで事が済むはずがないですよ。もっと早くに生活環境部長にも副市長にもこの内容は届いていたはずですよ。これはあえてもう一回聞きます。これを知り得たのはいつですか。

◎市長（下地敏彦君）

要するにデータが改ざんされているかどうかというのがわかったのが8月19日であります。したがって、その前に当面した内容についてはその数字が正しいと思っていたわけですね。今いろいろと言われてそれが違っていたというのがわかったんで、先ほどから議会に対して私は行政への信頼を揺るがせたことに対しておわびをいたしますと、そう申し上げているところです。

◎副市長（長濱政治君）

先ほども申し上げましたけれども、伝票がないというのはうそだろうというのを問い詰めてわかったのが8月11日なんですよ。その後で、先ほど生活環境部長からも説明がありましたけれども、絶対この場所にはこんなにたくさんのごみはないと、そしてこんなにたくさんは取れていないだろうというふうな何か専門家の意見があって、それでびっくりして、それで生活環境部長が問い詰めて、それだけ1,090トンもないというのが初めてわかったのが8月19日です。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後5時34分）

再開します。

（再開＝午後5時35分）

◎生活環境部長（平良哲則君）

風袋の件ですが、今課長通して確認していますが、なかなか詳細なことがちょっと今調べられないと。

これは後でしっかりと調べて報告をいたしますので、よろしく申し上げます。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上里 樹君

もう聞けば聞くほどわからなくなるというのが今答弁聞いている印象ですけども、まず今ですね、市長が現場に視察に行って、いわゆる7月3日の亀濱玲子議員の質問を受けて現場視察に行って、7月12日に行っていますよね。計量実績は調査中ということなんですけども、その中で水増し計量の可能性があるという亀濱玲子議員が指摘を議会でしているわけです。それはもう調査中ということで7月12日時点の新聞報道です。さらに、7月14日に現場視察を市長がなさっています。それで、その現場でこう言っているんですね。「断崖絶壁にあり、作業は難航したものの、人力で取れるだけのごみは取り除いたという印象」と。それで、水増しは疑いはないということまで言っています。いわゆる業者は計量回数が多いほど市のためになると思ってやったと話していると、計量回数は62回だが、実績報告書には実数の17回と記載されていたと、計量を繰り返しても業者に何のメリットもなく、水増しの疑いはないというふうに答えていますけども、そこでお伺いしますが、市長は今でも危険だから取ることはできないという判断でしょうか。ごみは残存しているということはもう確認したとおりですけども、143トン、これは新たにこのごみは回収できるものという認識ですか。まず、それが1点。

それから、市長は一連のごみのゼロ宣言を撤回したときに、8月14日ですね、市民の皆さんにおわびを申し上げたいと、謝罪を副市長と担当部長と担当課長がなさっています。なぜそのときに同席しなかったんでしょうか。それが2点目。

それから、8月25日に市長が初めて登場して市民に謝罪をしています。いわゆるパソコンやデータ、計量伝票についても業者と一緒に改ざんしていたということも認めて、行政への信頼を揺るがせた、市民の皆さんにおわびしたいと謝罪しています。それで、國仲昌二議員も指摘しましたが、今回示された実際の処理量が143トンの根拠となるデータや資料の開示、これを求めたことについて、副市長と市長は情報開示請求してほしいと。これを読んだ市民はびっくりしているんですね。私も驚きました。いわゆるみずから記者会見を開いて謝罪をしておきながら、なぜそういう言い方になるのか。行政への信頼を揺るがせたとまで言っていますよね、謝罪のコメントで。市民の皆さんにおわびしたいと。ですから、亀濱玲子議員も何度も指摘しましたが、議会に対して虚偽を報告して、それで再三再四の私たちの情報開示を求める請求に対しては情報開示請求をやれと。膨大な資料、5,000円余りもかかっていますよ。しかも、それが黒塗り。しかも、改ざん資料。さらに、新たに出されたものも改ざんの疑いあり。こういう誠意のないね、やり方が目に余るんですよ。ですから、なぜみずから情報を市民に開示して、おわびをするのであればね、みずからその状況を説明なさらないのか。この説明、今質疑を聞いていても何にも回答が明快になっていないじゃないですか。だから、こういう姿勢は市長はどのように考えていますか。おかしいと思いませんか。

それと、先日報道のあった、あつてはならない入札と契約検査課が見解を出したという報道がありますけども、この9月1日の報道です。それで、入札が連合入札ですか、専門用語で言っていますけども、疑いありというふうに市民も思っています。ですから、予定価格も計上したということですけども、予定価

格の数字が出ていません。その予定価格は幾らだったのか。

それから、この改ざんされた伝票、これが出されたときに私たち素人ですら改ざんとすぐわかるような産業廃棄物処理業者の伝票がマニフェストで出していないんですよね。初めて新しく出された訂正の中身で出てきたのがマニフェストです。だから、専門家の指摘でごみが取られていないんじゃないかという指摘があったというんですけれども、そのときにこの改ざん伝票の指摘はなかったですか。同時にやってしかるべきだと思いますけど。マニフェストがちゃんとしてきましたから。新しく出されたものは。その専門家に話を聞いたぐらいですから、ごみの回収の方法についてもいろいろアドバイスも受けたと思いますけども、まずたくさん指摘したいことがあるんですけれども、今言った質疑をまず最初にお答えください。

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後 5 時 43 分）

再開します。

（再開＝午後 5 時 43 分）

◎市長（下地敏彦君）

実際に崖下を調査して残っているものについて回収できると思うかどうかということではありますが、その後県と市で合同で残存量の調査をいたしました。その結果、大体114トンぐらいあるだろうなというふうなのがわかっております。したがって、これをどうするかというものについては今後県といろいろと相談をしてみたいなというふうに思っております。

それから、副市長が記者会見をしたのに、何で市長はいなかったかということですが、これについてもこれまでもいろいろとマスコミ等にもご返事をしてまいりました。当時副市長が会見をしたのは、やはり早目に状況を知らせてほしいというマスコミの強い要望に応じてやったわけですが、ただ実際の数字がですね、動いていたわけです。確定していなかったんで、このときに私がもしやっていたらですね、またおかしな形になるということで、数字が確定するまでは、私はじゃ控えましょうねということであって、やらなかったという意味ではなくて、正確な形でやりたいということをやったわけがあります。

◎副市長（長濱政治君）

予定価格2,295万円。

それから、改ざん伝票での指摘はなかったのかということですが、そのとき改ざん伝票持っておりませんでした。見せることはできませんでした。

◎上里 樹君

その情報開示請求をマスコミに対して求めたということについては答えていませんけども、みずからね、内容を明らかにして、こういうことで申しわけなかったと誠意を持って市民に議会に謝罪するのが筋じゃないですか。そのことに対してもう一度見解求めます。

それから、専門家の意見を聞いていわゆる改ざんがわかるきっかけになったというんですけれども、議会で答弁した中身、これを議会で答弁しているわけですから、それを亀濱玲子議員は明快に改ざんじゃないかと指摘しているんですよね。なぜ専門家にそのことを見てもらわなかったんですかね。だから、そういう基本的な問題を早目に究明しようというそのイロハがね、どうも狂っているように感じるんです。だか

ら、それを私は記者会見では隠蔽体質だと指摘しましたが、何とかして逃れよう、逃れようという態度が見え見えなんです。ですから、市長が最後に謝罪したのも、これは免れないという、そういう追い込まれた結果じゃないかと思えますけども、台風のときの飲酒のときと全く似たものを感じるんですけども、ですから本当に申しわけなかったと思うのでしたら、しっかりみずからの情報を開示請求なしに出してくるのが筋だと思います。2回も繰り返していますけども。

それで、危険だから、命の危険があるから取れなかった、これは議会でもそのような答弁しましたよね。県と相談してやると。けれども、私たちはど素人なんですけども、私より年上の新城元吉議員も女性の亀濱玲子議員も私自身も現場におることができました。業者というのは重機を使い、それなりの専門家ですから、いろいろ足場をつくったりという技術も持っていますよ。そういった積算根拠をもとにこの数字、予定価格2,295万円とやったんじゃないでしょうか。だから、積算根拠も全く示された、出された資料の中で理解できない。だから、そういうものをなぜ汚名返上だということで、ごみゼロにする、美ら島にするということでそれを事業にしたのかということを考えれば、あの場所が危険だから取れるだけしか取れないという、そんなこと、それで実績報告もなしで契約をする。だから、全てがもう何か聞けば聞くほど疑問になっていくわけですよ。だから、県と相談すると言いますが、市長はそういう命の危険のあるところをあえてごみの撤去をなぜ事業化したんですか。お伺いします。

#### ◎生活環境部長（平良哲則君）

専門家が現場を見たということではなくてですね、ある団体が現場をですね、視察に行きまして、その中でその視察した中のお二人が専門的な立場から見るとここにごみがそれだけあったということはありません。ということで、特別こちらが専門家頼んで現場に行ったということじゃなくてですね、ただ視察するときにそういった指摘を初めて受けたということでもあります。

それから、8月19日です、これがね。それ以前にこれを知っていて、我々がこれを知らないと言う意味がないわけですね。そういうことで、これ専門家じゃなくて専門的立場からの意見だったということ訂正したいと思います。

#### ◎副市長（長濱政治君）

マスコミに対する情報開示請求については、先ほども申し上げたとおりでございます。

それから、危険な箇所を事業化なぜしたのかということですけども、結局41カ所のうち、あと2カ所残っているということで、何らかの形でとにかくごみを取れるだけは取りたいということから一応事業化したということでございます。

それから、積算の根拠をもってということもございますけども、結局あの積算の根拠をつくるためには実際にあの現場におりる、そしてどのぐらいの層たまっているのか、そして中身にどのようなものがあるのか、これを全部やってからじゃないとなかなかできないということで、それから県に対して報告してある、今にして思えば過大な報告だったと思えますけども、600トンと750トンという数字がずっと生きているわけですね。これを根拠にして、ここでどれだけ取れるんですかという見積もりをしていただいたということもございます。

#### ◎上里 樹君

聞けば聞くほど全く反省がないなと思います。いわゆるなぜこういう事態になったか、事態が起きたか、

それを皆さんは調査委員会をつくって究明するわけですよね。しなければならぬですよ。入札に限らず。連合入札に限らず。だから、市民に謝罪したわけですから、もう一つは再発防止に何が必要かと、その対応策を示すべきですよね。だけど、今お聞きしていても現場において見積もりを出すには調査しなければならなかったとか、数字だけが踊って、行政のプロが、じゃあの場所にどれだけのごみの量があるかもわからないまま、ほかの団体が調べた、合併前ですから、数値をもとに、そこにそのごみ量があるものと信じて事業化した、それでいいんですか。いわゆる積算根拠がないというのは、現場にもおりられない、崖上で危険だから見ることができないと。だけど、ごみがあるかないかすら判断しないでごみを取れという、こんないいかげんな事業ないですよ。しかも、どれだけ取ったかも実績報告もないと。ですから、そういうことに対して市長はどうお考えですか。最後にお伺いして終わります。

◎市長（下地敏彦君）

宮古島のごみの量がどれぐらいあるかというのは、平成22年度に8,300トンという報告をしてあるわけです。この8,300トンという数字がどこから出てきたかということになりますけれども、これは合併前のそれぞれの市町村が調べて報告した数字なんです。したがって、私どもはこの数字は合併してそれぞれ全て引き継いだわけですから、この数字は正しいと思ったわけです。当然この数量に対してどれぐらい、果たしてできるかという形で事業進めてきたということであって、なぜ調べなかったかといっても、全ての業務は、市町村合併する前の資料というのは全部引き継いでいるわけですから、これを当然正しいと思って事業進めてまいったということでもあります。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎下地 智君

これまでの議論を聞いていてですね、ちょっと私自身疑問だなと思う点を指摘しながら質疑をさせていただきます。

まずですね、市職員と業者がわざわざ水増しをして報告をする、これがね、私には意味がわかりません。これまでの話を聞いているとですね、あえて水増しをしてその業者に不利益があるような話の内容でもない。職員はどうしてこれを水増しをするような指導しながらね、それをやってきたか、ここがですね、私には理解ができないんですよ。だから、これをね、その理由をどういうふうに考えているのか、これをぜひ私に教えてほしい。

それとですね、今情報開示でもらった資料、これが結局実質現場からちりを取って、粗大ごみを取って運んだ実績の143トンだということで資料いただきました。そこで指摘したいのがですね、本当にこれが143キロの実際の計量……

（「トン」の声あり）

◎下地 智君

143トンですか。は一致しているのかということにちょっと疑問があるもんですから、少しだけ指摘をして聞きたいと思います。

まずですね、この中にですよ、コード3のところでは城辺とか宮古島市とか平良、あとどこだったかな、とにかくね、3カ所の現場から取るんであれば城辺と表示されるべきかなと私は思うんですね。それが平

良があったり、宮古島市があったりするものですから、これが果たして、じゃこれ全部城辺の3カ所の現場から運ばれたものかなというのがちょっと疑わしい。この説明。

それとですね、今度はまた料金を取ったり取らなかったりの計算表があるんですね。例えば平良から取ったものには大体料金を徴収して、残りは料金を徴収していない。この区別は何なのかというのもこれ疑問なんですよ。

それとですね、サインですね、サイン、最後を見てみますと、このサインはですね、これは私の感覚ではクリーンセンターの職員が運んできましたよというサインを書くのかなと思っていたんですが、私の勘違いでしたらあれなんです、これはほとんどこの業者のサインが入っていますよね。これがどういうサインなのか、この性質上ね、どういうサインなのかというのもちょっとお聞かせください。

それとですね、私どもがいただいた資料にですね、支出決議票ですか、それに決裁印のない資料が出されている。これはどういうことかな。

それと、契約期間が平成26年の10月31日から平成27年の3月25日となっているにもかかわらず、家電製品ですか、これの搬入交付日が平成27年の7月9日になっているという点ですね、これの説明もお願いいたします。

それと、私が疑問に思うのはですね、当初から、今市長の話もありましたけども、合併前のね、各市町村からの報告に基づいてその数量を把握して、この事業を展開してきたと言っております。それを根拠にですね、この事業を進めてきたというのに私は非常に疑問を感じます。例えばですよ、現在残量が114トンですか、あるというのが把握できたということはですね、その時点でもその事業に対する取り組み方をしっかりすれば残量計量できたと思うんです。おおよそ。これだけの乖離があるということはね、非常に私は疑問を感じるわけですね。そこら辺がどうしてできなかったというのを私は疑問に思うんですが、もう少しこれ踏み込んでやるべきじゃなかったかなという、これちょっとお答え願いたいと思いますね。まず、その点をお聞きしてから考えます。

#### ◎市長（下地敏彦君）

まず、最初のなぜ1,090トン処理したという報告をしたのかということですが、これは聞き取りというか、問いただしてみました。県に報告されている不法投棄ごみの量と実際にごみの処理を行って見て数量が余りにも乖離していると。したがって、これではごみのゼロ宣言はほとんどできないんじゃないかと担当は考えた。したがって、ごみは一生懸命取ったんだけど、ごみゼロ宣言をするということになると、その1,090トンに合わせた形でですね、947トンの分を過大に報告してしまったと、早く宮古島にはごみがないということを内外に示したかったというふうに言っております。今にして思えばですね、平成22年に県に報告する際にあの数量がですね、現時点で考えればですよ、本当かどうかというふうなのを検証してみればよかったなとは思いますが。ただ、あのとき8,300トンという数字がですね、県の統計上全部出てしまって、これを全部取らなければ宮古島はもうごみの山だというふうに私どもも思っていましたんで、この数字をなるべく早く取りたいという思いでやったわけですけども、実際に取って見たらそんなになかったなというのが現状であります。

（「休憩」の声あり）

#### ◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

(休憩＝午後 6 時02分)

再開します。

(再開＝午後 6 時28分)

#### ◎生活環境部長（平良哲則君）

まず最初に、コード3の城辺、宮古島市、平良の件であります。城辺と宮古島市の搬入は無料で、平良の場合が料金かかるということでありました。これはですね、カードがああ時点ではつくっていなかったということで、平良地区は一般のカードを使った。ただし、計量票には料金が出ていますが、これは発生しないと、伝票にはこの金額は出ているんですが、それはもう集金しないということだそうです。

それから、サインは誰がするかということですが、これは業者がする場合も、また計量する人が書く場合もあるということで、両方これはできるということでもあります。

それから、家電であります。これは3月20日に一応搬入してあったんですが、引き取る側が年度末で少し待ってということで延びたということでもあります。

#### ◎下地 智君

説明余り理解できない部分もあるんですが、例えばですね、サインね、サインを誰がやってもいいような今ニュアンスの答弁ですが、じゃこのサインの意義って何でしょうかね。サインはしなくてもいいんじゃないの。何でサインをやらないといけないかというのが私は必然的であると思うんですが、本来はね、だからこういうやり方でいいのかなと非常に疑問を感じるんですが、再度ですね、お答え願いたいと思います。

それと、カードをつくってなかったから、一般のカードでやったためにコード3の部分が平良になっているという今話なんです。そういうやり方で果たしてちゃんとマニフェストという意義が果たしているのかというのを非常に疑問に感じますね。やっぱりそこら辺はきちっと業者にも指導して、ちゃんとマニフェストを通してやれば重量幾らで、どの場所からで、ちゃんと料金が発生するしない、そして今言ったサイン、これはちゃんとやらないと、そういう仕事をね、やっていちゃ私はもうおかしいと思う。早急な改善策をね、これちゃんと答弁してください。

それとですね、私がまた非常に気になるのがですね、昨日の新聞で、24日ですか、23日の、これまで撤去した、一括交付金でこれまで不法投棄ごみを回収してきているんですが、5,000トンという撤去量を報告してあったわけですが、実量が750トンという記事が載っております。これは今回の件と全く一緒でありますね、報告は1,000トン余り、だけど実量は143トンしか取っていないと。非常にこれまでやってきたこの事業に対する不信感というのがおのずと出てくるわけですが、そこら辺も含めてですね、これまでの事業の展開、そして残量として今残っている113トン、これをどう処理するかというのね、明確に答弁してほしいと思います。

#### ◎副市長（長濱政治君）

サインを誰がやってもいいとか、それからカードをつくってなかったとかというふうな現場でのこういった事務処理というふうなものについては、今後改めて間違いのないようにしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。



それから、一括交付金で5,000トン取ったと、だけど実際には750トンだったということの件ですけども、結局一括交付金で21カ所やった分について、県に報告した数量がそこで5,000トンあったと。実際に750トン取ったけれども、もうここはみんななくなったということで、宮古島の残量は、これは5,000トンが全部なくなったというふうな言い方、やり方のように。県のほうではそれを皆ゼロにするというふうなことだそうです。

それから、これから残った残分、残量をどうするかということでございますけれども、契約規則にですね、契約規則の第49条に瑕疵担保というのがございます。ちょっと読み上げますけども、「予算執行者は、建物その他土地の工作物の請負に係る契約の相手方に、第39条の規定による引き渡しの日から2年間、工事の目的物の瑕疵の修補及び購入に要した費用の負担をさせるものとする」と。2項で「予算執行者は、前項に規定する期間内に瑕疵を発見したときは、相当の期間を定め請負者にこれを修補させ、または損害金を請求することができる」という契約規則がございますので、これを一応適用して、業者には残りの残分をですね、取れるだけ取っていただくというふうなことを今考えているところでございます。

◎下地 智君

副市長からいろいろ説明いただいたんですが、これまでのね、一括交付金を活用して21カ所の粗大ごみをやった事業でね、一番気になるのは、例えば今回もですよ、一千何百トンの、1,300だった、1,350トンの粗大ごみを取るために2,300万円余の予算をつけたと。じゃ、これまでやった事業もそういうように実質は少ないのに相当の金額で請負をさせていたのかというのが気になるもんですから、そこら辺の説明を再度聞いて私の質疑終わります。

◎副市長（長濱政治君）

一括交付金の場合は、例えばバックホーを使う場合の歩掛かり、それから単価でもって、実績でもって支払いをするという形をとったというふうに聞いております。今回の場合は実際にクレーンが25トンが入るのか、10トンが入るのか、20トンが入るのか、その辺も現場で合わせてみないとよくわからないということと、それからごみの量が本当に1,350トンあるというふうな前提でもって契約をして、それで取ってくださいということのやり方で、一括交付金とはちょっと違うやり方をとらざるを得なかったということで、今回このような形に実際に取った量が本当に少ないという形になってしまったというのが実情でございます。

◎議長（眞栄城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（眞栄城徳彦君）

これで不法投棄ごみ残存問題についての説明に対する質疑を終結いたします。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

（散会＝午後6時38分）

平成 27 年

第 6 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

9月11日 (金) 3日目

(一 般 質 問)

平成27年第6回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第3号

平成27年9月11日（金）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成27年第6回宮古島市議会定例会（9月）会議録

平成27年9月11日

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（26名）

（延会＝午後5時00分）

議長（4番）	眞榮城 徳彦 君	議員（13番）	高吉 幸光 君
副議長（17〃）	佐久本 洋介 〃	〃（14〃）	富永 元順 〃
議員（1〃）	濱元 雅浩 〃	〃（15〃）	新城 元吉 〃
〃（2〃）	平良 敏夫 〃	〃（16〃）	亀濱 玲子 〃
〃（3〃）	下地 勇徳 〃	〃（18〃）	下地 明 〃
〃（5〃）	栗国 恒広 〃	〃（19〃）	垣花 健志 〃
〃（6〃）	仲間 頼信 〃	〃（20〃）	棚原 芳樹 〃
〃（7〃）	國仲 昌二 〃	〃（21〃）	平良 隆 〃
〃（8〃）	上里 樹 〃	〃（22〃）	前里 光恵 〃
〃（9〃）	上地 廣敏 〃	〃（23〃）	山里 雅彦 〃
〃（10〃）	嵩原 弘 〃	〃（24〃）	池間 豊 〃
〃（11〃）	仲間 則人 〃	〃（25〃）	下地 智 〃
〃（12〃）	西里 芳明 〃	〃（26〃）	新里 聰 〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	下地 敏彦 君	会計管理者	宮国 高宣 君
副市長	長濱 政治 〃	伊良部支所長	川満 勝彦 〃
企画政策部長兼振興 開発プロジェクト局長	友利 克 〃	消防長	来間 克 〃
総務部長	村吉 順栄 〃	企画政策部次長 兼企画調整課長	垣花 和彦 〃
福祉部長	譜久村 基嗣 〃	総務課長	久貝 喜一 〃
生活環境部長	平良 哲則 〃	財政課長	下地 美明 〃
観光商工局長	下地 信男 〃	教育長	宮國 博 〃
建設部長	下地 康教 〃	教育部長	仲宗根 均 〃
農林水産部長	砂川 一弘 〃	生涯学習部長	奥原 一秀 〃
上下水道部長	砂川 巖 〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局 局長	上地 栄作 君	議事係 長	仲間 清人 君
次長 補佐	友利 毅彦 〃	議事係	下地 茜 〃

一 般 質 問 通 告 書

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
1	18番 下 地 明 君	1. 市長の政治姿勢について  2. 農業振興について  3. 公園整備について  4. 道路行政について	1. サンエー大型店舗の宮古島市へ進出効果について 2. 宮古島市不法投棄ごみ一斉収集作業実施について 3. 那覇～宮古間航空便の増便要請について 4. 障害者専用駐車場の適正指導について 5. 子育て支援（多子軽減）事業について 6. 地域づくり協議会への補助金について 7. 市道認定道路の街灯の電気料維持負担を市負担について  1. サトウキビ増産対策について ①伊良部地区サトウキビ増産対策について ②ヘリでの野そ防除から地上防除へ移行について  2. 畜産振興について ①担い手育成事業として牛の発情発見装置と分娩監視システム導入について ②ヘルパー制度の充実について  1. イムギャーマリンガーデン遊歩道台風被害について 2. 東平安名崎道路両側と公園内テッポウ百合植栽について  1. 交差点の既存ミラー並びにとまれ表示点検について 2. 排水路のガードレール設置について
2	17番 佐久本 洋 介 君	1. 市長の政治姿勢について	1. 平良港バースの整備について ①大型クルーズ船のバースについて ②海上保安署巡視船の長山港への配置について ③はやて、モンブランのバース整備について

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>2. 消防行政について</p> <p>3. 水産行政について</p> <p>4. 教育行政について</p>	<p>2. 伊良部大橋つけ根から佐良浜漁港への外灯設置について</p> <p>3. 南部忠平杯に代わるグラウンドゴルフ大会イベントについて</p> <p>1. 救急体制の強化について</p> <p>①隊員の増について</p> <p>2. 水難事故について</p> <p>①ビーチ周辺の店等に、ペットボトルや浮き輪を常時配置することが必要である。</p> <p>1. 伊良部漁協の改築スケジュールについて</p> <p>①仮売場の設置、建物解体、建設のスケジュールについて</p> <p>2. 台風後の漁獲高の減少について</p> <p>3. 冷凍庫の増設について</p> <p>1. 伊良部地区、小中一貫校の進捗状況について</p> <p>2. 全国学力テストの結果について</p> <p>①宮古地区の結果について</p> <p>②理科の結果について</p> <p>3. 佐良浜小学校の老朽校舎の解体について</p>
3	22番 前 里 光 恵 君	1. 市長の政治姿勢について	<p>1. 不法投棄ごみ残存問題について</p> <p>①ごみ処理のための予算を2,300万と計上した根拠について伺う。</p> <p>②ごみ残存量は何トンと見積もったか伺う。</p> <p>③予定価格は幾らだったか伺う。</p> <p>④業者指名は何社か伺う。</p> <p>⑤入札参加は何社か伺う。</p> <p>⑥入札は、どの課が実施したか伺う。</p> <p>⑦入札結果は幾らか伺う。</p> <p>⑧業者との委託契約書には、ごみの処理量は何トンと明記されているのか伺う。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		2. 教育行政について	<p>う。</p> <p>⑨字友利と字保良2カ所、合計3カ所の不法投棄ごみの撤去量はそれぞれ何トンと報告されていたか伺う。</p> <p>⑩一般ごみ、産業廃棄物ごみ、リサイクルごみの実際の撤去量について、実績について伺う。</p> <p>⑪3カ所の残存ごみ量は何トンか伺う。</p> <p>⑫公文書のデータ改ざん、計量伝票の改ざんは誰がどのような方法で行ったか伺う。</p> <p>⑬業者への支払い月日と金額について、また、支払いの根拠について伺う。</p> <p>⑭ごみ処理量虚偽報告に対して業者の責任とペナルティーについて伺う。</p> <p>⑮所管課の担当職員の処分と担当部長の処分について伺う。</p> <p>⑯行政のトップである市長の責任と自らの処分についての市長の見解を伺う。</p> <p>⑰今回の不法投棄ごみ処理事業の入札の方法には不正行為の疑いがあり、談合入札の疑いがあると考えるが当局は、今後どのような方法で調査を行うのか、具体的な見解を求める。</p> <p>1. 閉校になった宮原小学校の跡地利用について教育委員会の方針について宮國博教育長の見解を伺う。</p> <p>2. 本市の小・中学校の児童生徒の学力向上について取り組みについて伺う。また、学力実績と評価について教育長の見解を伺う。</p> <p>3. 学校経営と開かれた学校づくりの推進について教育長の見解を伺う。</p> <p>4. 道徳教育と人権教育の充実について、取り組みについて伺う。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>3. 環境行政について</p> <p>4. 児童福祉行政について</p> <p>5. 農漁業集落排水事業について</p> <p>6. 宮古土地改良区の運営について</p>	<p>5. 僻地教育の充実について教育長の見解を伺う。</p> <p>1. 現在工事中的ごみ処理施設等整備事業の現在の進捗状況、進捗率について伺う。</p> <p>2. 今議会の一般会計補正予算の中で4款衛生費の塵芥処理費委託料2,417万3,000円が予算計上されておりますが、事業の概要について伺う。</p> <p>1. 待機児童解消支援基金事業の現在の取り組みについて、また、待機児童対策特別事業補助金について伺う。</p> <p>2. 宮古島市出産祝金交付事業の現在の取り組みと交付実績について伺う。</p> <p>3. 地域子ども・子育て支援事業とは、どのような事業か伺う。</p> <p>1. 農漁業集落排水事業の現在の進捗状況について、また、今後の事業計画について伺う。</p> <p>1. 宮古土地改良区とはどのような組織か伺う。</p> <p>2. 運営に当たっての予算の概要について、また、国・県・市の補助金及び負担金の割合について伺う。</p> <p>3. 平成26年度の予算と決算について伺う。</p> <p>4. 宮古土地改良区と農家とはどのような関係になるか、また、受益者農家の負担金について伺う。</p> <p>5. 市は、補助金や負担金を土地改良区に支出しているし、現在宮古土地改良区の理事長は下地敏彦市長です。</p> <p>市長は、補助金や負担金を支給する市の長と受給する土地改良区の長を兼務していますが、兼務は法的に問題はないと考えるのか、市長の見解を伺う。</p>



順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>7. 地域振興行政について</p> <p>8. 海上保安行政について</p>	<p>6. 市長が宮古土地改良区の理事長を兼務することのメリットは何か伺う。</p> <p>7. 宮古土地改良区の理事長の報酬は幾らか伺う。</p> <p>1. 伊良部大橋開通による地域振興と下地島空港利活用事業との連携について、今後どのような形で取り組んでいくのか当局の見解を伺う。</p> <p>1. 宮古島海上保安署の山本署長から去った9月3日に下地敏彦市長に対して、巡視船の増強配備について報告がされております。</p> <p>報告の内容について、詳しくご説明いただきたい。</p> <p>2. 増強配備の目的は何か、増強配備内容について伺う。</p> <p>3. 宮古島に海上保安航空基地の整備と急患輸送専用のヘリポートの整備及びヘリ配備が必要と考えるが当局の見解を伺う。</p>
4	13番 高 吉 幸 光 君	<p>1. マイナンバー制度について</p> <p>2. トライアスロンについて</p>	<p>1. 個人並びに、法人に12桁及び13桁のナンバーを付与するマイナンバー制度が始まります。</p> <p>①メリット・デメリットについての説明を</p> <p>②アクセス権限と閲覧制限についてどのように管理されるのか？</p> <p>2. 兼業について、市職員の中にも兼業で農家をやっている場合がある（制限があるが）そのあたりの線引きはどうするのか？</p> <p>1. 6月定例会で質問をしたトライアスロンの改善について</p> <p>①7月に競技委員会を開催との答弁があったが、委員会の中での意見はどのよ</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>3. 教育行政について</p> <p>4. コミュニティーバスについて</p> <p>5. 不法投棄ごみ問題について</p>	<p>うな意見があり、何が決まったのか？</p> <p>②その際に、前定例会で質問した、デュアスロン時のスタート方法については議論したか？</p> <p>1. 小学校の全国学力テストの成績が改善している。</p> <p>①標準学力（小2・4、中1・2）で小中35校で行われた、アイチェック質問調査の概要の説明を</p> <p>②その中での課題について、どのように対応しているのか？</p> <p>1. 実証実験が行われていたコミュニティーバスについて</p> <p>①しばらく話題に上がってこないが現状は？</p> <p>②結節点を兼ねた環状線コミュニティーバスを宮古島市として導入できないか？</p> <p>1. 現状で一番、宮古島市民の関心事となっている、不法投棄ごみの問題について</p> <p>そもそもの不法投棄ごみの量が8,300トン沖縄県内の8割が集中しているという不名誉な状態が続いてきた。</p> <p>①この8,300トンの算定をした責任はどこにあるのか？</p> <p>②処理実数での報告（推定量、実測量）をしてもともとと言われるほどの不法投棄ごみ量はなかったことを明らかにすべきだったのではないか</p> <p>③この突出した数字に寄せるために、水増しを行ったと考えるほうが自然だと思うが見解は？</p> <p>④一括交付金での処理は適切に行われたと思うが、その時点で、推定量と実質量に乖離があることは認識していたの</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		6. ギネス認定とカギマナフラについて	<p>であれば再調査すべきだったと考えるが見解を</p> <p>⑤これまで沖縄県に行った報告を再度、実数で報告書を作成し、市民と沖縄県に報告すべき市の見解は？</p> <p>1. 市民から「なぜフラダンスなの？」との声が多い。</p> <p>①市制10周年とマウイとの交流50周年記念事業として理解してよいか？</p> <p>②クイチャーをとの声もある。フラダンスのギネス認定が決まったら、参加者全員でクイチャーを踊ることが宮古島・マウイ島の伝統舞踊での交流にふさわしいと思うが、考えはないか？</p> <p>③振りつけについての映像配信の日程はどうなっているのか？</p>
5	1 番 濱 元 雅 浩 君	1. 市政運営について	<p>1. 中心市街地活性化について</p> <p>①中心市街地活性化基本計画の内閣府認定申請について</p> <p>②根間地区公園予定地の計画について</p> <p>③西里大通りの下水道整備について</p> <p>2. 観光行政について</p> <p>①イムギャーマリンガーデン歩道整備事業について</p> <p>②イムギャーマリンガーデン砂浜整備事業について</p> <p>③伊良部島一下地島間の入り江環境整備事業の進捗について</p> <p>3. エコアイランド推進事業について</p> <p>①超小型電動モビリティについて</p> <p>②E V 充電器の運用実績について</p> <p>③エコアイランド推進の市民発信事業について</p> <p>4. 公共施設管理について</p> <p>①公共施設等総合管理計画策定の進捗に</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		2. 教育行政について	<p>ついて</p> <p>②地域型災害時避難施設の今後の建設計画について</p> <p>③老朽化している地域公民館の整備事業について</p> <p>5. 通所介護事業について</p> <p>①要介護認定とデイサービス利用の関係性</p> <p>1. 学習環境の整備について</p> <p>①劣悪な教室環境の改善について</p> <p>②教育現場における教員負担の現況と改善策について</p> <p>③コミュニティースクール導入に対する対応について</p> <p>④家庭環境に課題のある子供に対する行政対応について</p> <p>2. 幼稚園運営について</p> <p>①預かり保育実施後の現場での課題について</p> <p>②1人1園の幼稚園教諭の負担軽減策について</p>
6	21番 平 良 隆 君	1. 市長の政治姿勢について	<p>1. 平成26年度一般会計及び特別会計の決算について</p> <p>①収入未済額が出た原因と理由について</p> <p>ア. 市税、負担金、諸収入、使用量及び手数料</p> <p>②不納欠損額の内容と理由</p> <p>ア. 一般会計、国保特会、介護保険</p> <p>③翌年度繰越額が前年度より大幅に増加した理由について</p> <p>ア. 一般会計、公共下水道事業</p> <p>2. 自衛隊配備に対する市長見解について</p> <p>3. トロピカルフルーツパークの再整備について</p> <p>①計画はあるのか、あるとしたらいつごろ</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		2. 農業行政について	<p>ろ？</p> <p>4. わいわいビーチの補修について</p> <p>①計画の時期について</p> <p>5. 信号機の設置について</p> <p>①大嶺交差点とうえのドイツ文化村先交差点の設置の予定について</p> <p>1. 野田地区にある一部の沈砂池におけるオーバーフローに伴うハウス水没に対する対応について</p> <p>①計画はなされているのか</p> <p>2. 畜産の振興について</p> <p>①繁殖雌牛の増頭と子牛の増産について</p> <p>②畜産業に対する新規参入についての施策について</p> <p>3. 野そ防除事業について</p> <p>①ヘリから人手で散布に変更した理由</p> <p>4. 台風13、15号による農作物被害に対する救済処置について</p> <p>①オクラ、パパイヤ等</p>
7	14番 富永元順君	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>2. 教育行政について</p> <p>3. 保育行政について</p>	<p>1. 平和安全法制に対する市長の見解について</p> <p>2. 地方創生と宮古島活性化計画について</p> <p>3. 下地島空港及び残地の利活用計画について</p> <p>4. 伊良部島におけるリゾート施設建設計画とインフラ整備計画について</p> <p>5. 空屋対策について</p> <p>6. 新博物館建設計画について</p> <p>7. 公園の管理状況と遊園地建設計画について</p> <p>1. 小、中学校における太陽光発電施設とクーラーの設置状況について</p> <p>1. 幼稚園における保育環境について</p> <p>2. 待機児童解消の取り組み状況について</p>
8	9番	1. 市長の政治姿勢について	1. 平成26年度決算における不納欠損処理

順位	発言者	発言事項	要旨
	上地廣敏君	<p>2. 農業の振興について</p> <p>3. 福祉施策について</p> <p>4. 教育行政について</p>	<p>について</p> <p>①市長の見解を伺いたい。</p> <p>2. 収入未済額に対する取り組み方針について</p> <p>1. 今期のマンゴー生産量の内系統出荷と個人出荷量はどうなっているか</p> <p>①生産面積と生産戸数は</p> <p>2. 輸送についての課題はないか</p> <p>3. 市単独補助事業（ハウス設置）の見直しについて</p> <p>①栽培品目を検討すべきでは</p> <p>1. 高齢者在宅福祉サービス事業における食の自立支援（配食サービス）事業について</p> <p>①現在の利用状況（件数）</p> <p>ア. 旧市町村ごとに</p> <p>②事業見直しによる拡充はできないか</p> <p>ア. 回数増加等</p> <p>1. 佐良浜スポーツセンターの休止について伺う。</p> <p>①なぜ休止にしたのか、その経緯</p> <p>②今後の活用方針は</p> <p>2. 下地地区公園内の施設管理について</p> <p>①野球場及び陸上競技場の照明施設の整備計画はあるのか</p>
9	19番 垣花健志君	1. 市長の政治姿勢について	<p>1. 庁舎の管理と市民利用について</p> <p>①庁舎のロビー、広場を利用する際の申請、届け出について</p> <p>②警備員の配置について</p> <p>2. 施設の維持管理費について</p> <p>①市全施設の維持管理費（総額）について（電気、水道、人件費、補修費等平成26年度分）</p> <p>②スポーツ観光交流拠点施設の維持管理について</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>2. 福祉行政について</p> <p>3. 農業行政について</p> <p>4. 環境行政について</p>	<p>③施設の削減について</p> <p>3. 防災の取り組みについて</p> <p>①自治会の防災の取り組みについて</p> <p>②防災士について（育成）</p> <p>4. ふるさと納税について</p> <p>①納税額について</p> <p>②他市町村との比較について</p> <p>③寄附特典について</p> <p>5. マリンターミナル社の解散について</p> <p>①市民と株主への配慮について</p> <p>②宮古島市の株主の株総額について</p> <p>③職員の再就職について</p> <p>1. 子宮頸がん予防ワクチン接種について</p> <p>①支援補助について</p> <p>②医療費について</p> <p>③副反応（症状を訴えている）の人数について</p> <p>④今後の対応について</p> <p>1. 野ネズミ防除、農薬散布について</p> <p>①ヘリコプター散布取りやめについて</p> <p>②ツツガムシ病（予防）について</p> <p>2. 土地改良区の水使用料金値上げについて（今後について）</p> <p>①賦課金引き上げの経緯について</p> <p>②土地改良区の運営状況について</p> <p>③賦課金の他地域との比較について （資料がありましたら提出をお願いします。）</p> <p>1. 新焼却施設の管理について</p> <p>①施設の運転維持管理について</p> <p>②現焼却施設は老朽化に伴い、高額な修繕を繰り返している。対策はなかったのか。</p> <p>③故障等があった場合（または事故）賠償責任の補償は管理会社が行うのか。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		5. スポーツ振興について	<p>④現状（業者選定）について</p> <p>1. 伊良部マラソン（ロマン街道）について</p> <p>①補助金について</p> <p>②今後の開催について</p>
10	10番 高 原 弘 君	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>2. 教育行政について</p>	<p>1. 庁舎建設計画について</p> <p>①進捗率10%と発表しているが、内容を伺いたい。</p> <p>②分庁方式で市民に対するサービスは不便な状況で改善したいと述べているがどのように不便なのか、職員の努力で改善することはできないのか伺いたい。</p> <p>③現在宮古島市では大型ごみ処理施設、平良地区児童館、スポーツ観光交流拠点施設等が建設中であり、さらに、中央図書館・中央公民館の複合施設として未来創造センターの計画や、保健センターの建設が計画されている。膨大な建設費がかかると思われる総合庁舎の建設計画は見直し、分庁方式で市民サービス向上に取り組み、公共施設にかかる維持管理費を極力抑え、財政の健全化に取り組むことこそが最優先課題であると考えます。総合庁舎の建設は今はずべきでないとの多くの市民の声がありますが、市長の見解を伺いたい。</p> <p>1. 法律改正に伴う宮古島市の教育行政について</p> <p>①法律改正により教育行政はどのように改善されていくのか伺います。</p> <p>②宮古島市において総合教育会議の設置、教育改革大綱の策定などはどのようになっているのか伺います。</p>



順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>3. 職員採用について</p> <p>4. 水道行政について</p> <p>5. 平成27年度事業の進捗状況について</p>	<p>③児童生徒の学力向上対策については、家庭、地域、学校現場、行政を挙げて取り組まなければなりません。教育委員会としての見解、取り組みを伺いたい。</p> <p>1. 宮古島市の試験制度改革について</p> <p>①1次試験の合格者で2次試験に不合格となった受験者に次年度の採用試験において1次試験免除等の優遇制度改革はできないか伺います。進学のため島を離れた若者が島に戻るチャンスを広げることは重要と考えます。(建築士の国家資格試験等でも学科試験に合格すれば2年間学科試験は免除され実技試験のみ受験できます。また年1科目ずつ取得し5科目を5年かけて合格すれば国家資格を得る制度もあります)。</p> <p>1. 新浄水場(予備浄水場)建設計画について</p> <p>1. 農林水産部の農地整備事業のうち主事業の進捗状況について(事業名、事業費、竣工予定年度)</p> <p>2. 建設部の道路建設課、都市計画課の主事業の進捗状況について(事業名、事業費、竣工予定年度)</p>
11	25番 下地 智君	1. 市長の政治姿勢について	<p>1. 不法投棄ごみ残存問題について</p> <p>①入札のあり方について</p> <p>②見積額(予定価格)設定のあり方について(2,300万円余の根拠は)</p> <p>③公文書管理の問題点について</p> <p>④県への水増し報告の実態(一括交付金でこれまでやってきた事業、今回3地区の事業、それぞれ分けて答弁してほしい)</p> <p>⑤会計処理(事業報告書の未提出)</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		2. 農業振興策について	<p>⑥残存しているごみの処理について</p> <p>⑦業者、当局の責任所在について</p> <p>2. 地方版総合戦略策定の進捗状況は</p> <p>3. 旧城辺ふるさと文化村づくり構想計画について</p> <p>①市町村合併協定の中で城辺地区での事業優先順位の位置づけはどうなっているのか。</p> <p>②城辺町ふるさと文化村基本計画の内容と今後の計画について説明していただきたい。</p> <p>③高腰城跡の復元と整備について地元からの要請があるが市長の見解は。</p> <p>4. 天然ガス利活用について</p> <p>1. ハーベスター導入事業について</p> <p>①導入までの流れ。</p> <p>②導入の決定はどのように行われるのか。</p> <p>③ハーベスターの収穫区域は誰がどのように決めるのか。</p> <p>④事業導入申請の有無についての解決策は。</p> <p>⑤同地区に複数人の申請があった場合の決定権はどうなっているのか。</p>
		3. 観光振興策について	<p>1. スタークルーズ社スーパースターリブラの宮古島寄港の寄港回数と人数、また今後の寄港計画。</p> <p>2. カーニバル社クルーズ船宮古島寄港の可能性について</p> <p>3. クルーズ船寄港に対する受け皿づくりの課題と今後の取り組みについて</p> <p>4. 先島航路旅客船運航再開について</p> <p>①県への要請活動状況はどうなっているのか。再開へ向けての可能性は。</p> <p>5. イムギャー公園遊歩道の台風13号によ</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		4. 教育行政について	<p>る災害復旧のめどは。</p> <p>1. 本市の小中学生学力テストの結果を、沖縄県、全国との平均点と比較してどのように位置づけしているか。</p> <p>2. 今回の学力テストの結果を踏まえ、課題をどう捉えているか。また、今後の取り組みについて</p>
12	11番 仲間則人君	1. 農林水産業について	<p>1. 2014/2015年産期の、サトウキビ年内操業の実績について、当局はどのように分析をされたか、お伺いします。</p> <p>①春植え、株出しの実績は。</p> <p>②県全体で、宮古島市が減産となった要因は、何が挙げられるか、お伺いします。</p> <p>③増産に向けて、具体的な取り組み及び対策をお伺いします。</p> <p>2. ひらら市場の利用状況について</p> <p>①現在の利用頻度はどのようになっているのか、お伺いします。</p> <p>②今後の計画について、どのように考えているのか、お伺いします。</p> <p>3. ポットファームについて</p> <p>①現在の状況（収穫状況・販売先・販売単価）を、お伺いします。</p> <p>4. 沖縄県畜産共進会について</p> <p>①取り組み状況は、どのようになっているのか、お伺いします。</p> <p>5. 農商工連携について、お伺いします。</p> <p>①水産振興の観点から、農商工連携事業を推進する計画はないのか、お伺いします。</p> <p>②現在、機械故障で今年度は実績がないと答弁なされているが、他にも原因があると思われるが、当局として、把握はされているかお伺いします。</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>2. 道路行政について</p> <p>3. 観光行政について</p> <p>4. 教育行政について</p>	<p>6. 漁港管理事務費委託料、49万7,000円の詳しい説明をお願いします。</p> <p>1. 松原1号線について</p> <p>①現在の進捗状況は、どのようになっているのか、お伺いします。</p> <p>②道路幅が狭くなっている部分があるが、この箇所について、どのようにするのかお伺いします。</p> <p>③新豊線の整備について</p> <p>1. 路線バス（久松線）について</p> <p>①行政として、何らかの対策はできないか。</p> <p>2. 伊良部、市内間のバス停整備について</p> <p>3. 市制施行10周年の記念事業について</p> <p>①カギマナフラ参加人数（現在数）を、お聞かせください。</p> <p>1. 久松幼稚園園庭整備計画はどのようになっているのか、お伺いします。</p> <p>2. 少年スポーツ団の設立について</p> <p>①教育委員会が中心になり、設立することはできないか、お伺いします。</p> <p>②設立することによるメリット、デメリットはあるのか、お伺いします。</p>
13	23番 山里雅彦君	1. 市長の政治姿勢について	<p>1. マイナンバー制度について</p> <p>①マイナンバー制度はどのような場合、どのような面で必要とされるのか、事業内容について伺いたい。</p> <p>②民間の事業者も、マイナンバー制度によるマイナンバーを取り扱い利用すると聞いているが、事業者のマイナンバー利用について</p> <p>③情報管理・セキュリティー対策について</p> <p>2. 本市における児童虐待について</p> <p>①7月26日、本市で発生した3歳児虐待、</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
			<p>暴行致死事件については、綿密にコザ児童相談所・中央児童相談所、本市と各関係機関が連携をとっていれば防止できる事件であったと思うが見解について</p> <p>②今後、このような児童虐待事件がなくなるよう、どのように再発防止対策を考えているか伺いたい。</p> <p>③本市における、児童虐待相談件数過去3カ年（平成24年度、25年度、26年度）についてと相談内容。</p> <p>3. 水難事故防止策について</p> <p>①去った8月10日伊良部渡口の浜で、観光客による、シュノーケル中の家族3人が波に流され死亡するという水難事故が発生しているが、再発防止対策について伺いたい。</p> <p>②海水浴シーズン中、水難事故防止対策として、監視員（ライフセイバー）の配置の必要性について</p> <p>4. 不法投棄ごみ問題について</p> <p>①「危険だから撤去は無理というなら、業者は事前に見積もり段階から知ることができる、危ないからごみが取れない、撤去作業ができないというなら、この2,251万円の事業は成り立たない」と同僚議員が話していました。私もそう思っております。本来ならば、事業発注する前に、不法投棄ごみの量を把握し、危険であるというならば、事前に業者が安全に撤去作業を行えるように、安全対策を明示し、積算根拠となる数量等を表示することが、事業執行に関し必要だと思うが、どう考えているのか伺いたい。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>2. 漁業行政について</p> <p>3. 道路行政について</p>	<p>②不法投棄ごみの撤去確認もされず、2,251万円が5回にわたり業者に支払われているが、これでいいのか。</p> <p>③大量に残存する不法投棄ごみの現状を踏まえ、今後のごみ処理について</p> <p>④不法投棄ごみ処理問題について、市長みずから、公文書の取り扱い（水増し・データ改ざん等）問題など、全てのごみ撤去事業の情報を開示し、市民や議会に説明責任があると思いますが、市長の見解について伺いたい。</p> <p>1. 宮古島市の管理漁港である真謝漁港の整備について</p> <p>①荷さばき所の舗装整備について</p> <p>1. 新ごみ処理場施設に伴う道路整備計画について</p> <p>2. 添道1―2号線、農免農道整備について</p>
14	26番 新 里 聰 君	<p>1. 宮古島市スポーツ観光交流拠点施設整備基本計画について</p> <p>2. 自衛隊配備計画について</p>	<p>1. 年間利用規模の設定について</p> <p>①興行収入について</p> <p>②イベント収入について</p> <p>③一般利用収入について</p> <p>④会議室利用収入について</p> <p>⑤ネーミングライツ収入について</p> <p>2. 指定管理者制度の適用について</p> <p>3. イベント誘致班の設置と「黒字が出ると、黒字の部分は国に返却しなければいけないということを市民は理解してほしい」との発言について</p> <p>1. 自衛隊配備について、千代田カントリークラブの所在の自治会から次の事項が懸念として届いている。</p> <p>①基地内で米軍との共同訓練もされるのか。</p> <p>②千代田カントリークラブは約21万平方</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		3. ごみ処理事業について	<p>メートルと思うが報道で30万平方メートルは必要と報道されている。ゴルフ場外も計画されているか。</p> <p>③地域と基地との境界はどのように仕切られるのか。</p> <p>④ヘリポートも建設されるのか。</p> <p>⑤オスプレイ機も来るのか。</p> <p>⑥夜間訓練もあるのか。</p> <p>⑦周辺住民への目に見えない災害への補償は。説明を求めます。</p> <p>2. 市長は、自衛隊配備についていまだみずからの考えを市民に公表していない。政治家ならはっきり示すべきではないか。</p> <p>3. 議会が自衛隊配備の早期配備に関する要請について、賛成多数で採択して、防衛大臣等への早期配備を求める意見書については、全会一致で否決していることについての市長の見解は。</p> <p>4. 自衛隊配備について、住民投票を実施すべきとの声が多数あることについての見解は。</p> <p>1. 入札行為について</p> <p>①入札は無効であり契約は白紙に撤回されるべきではないか。受注業者の職員が他の指名業者の代理人になって入札をしたことが事実ならば、入札金額は、受注業者の指示のもとで記入されていることは明らかであり、犯罪行為である。宮古島市は何もしないのか。</p> <p>②新聞報道では、担当課長のコメントとして、「請負業者の代表からは、委任された人物が会社の代表ではなければ問題ないとの説明を受けていた」と話したとありますが、この主語となって</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		4. 観光地形成促進計画について	<p>いる会社の代表とは受注業者の代表か。</p> <p>2. 契約事項について</p> <p>①平成26年度不法投棄ごみ撤去委託業務契約書について。契約書に別紙、契約約款等によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものと定めている。ここでいう契約約款等の「等」の意味は何を指すのか説明ください。</p> <p>②契約約款第10条の損害の賠償に該当すると思うがいかがか。</p> <p>3. 受注業者の詐欺行為について</p> <p>①受注業者は虚偽の実績報告書を提出し、委託金を受領している。明らかに詐欺事件ではないか。</p> <p>4. 公文書偽造について</p> <p>①職員が文書を偽造し、本市に多大な損害を与えた場合、市のとるべき措置は。</p> <p>5. 担当職員を初め、課長、部長、副市長、市長、会計管理者全員に職責に応じた責任があると思うが、おのおのの見解を求めたい。</p> <p>1. グリーン・ツーリズム、ブルーツーリズムなど体験・滞在型観光地の地域を指定し、インフラの整備はできないか。</p> <p>①伊良部大橋が開通し、伊良部へ行くと海岸沿いに滞在施設が建設されている。しかしながら水道局に確認すると、水道管の布設について施設建設企業が自前で行っているとのこと。そこで提案したいのは市の一般行政事業として地域を指定し整備できないか。一括交付金事業の趣旨にかなった事業と思うがいかがか。</p>



順位	発言者	発言事項	要旨
		5. 新規航空会社の誘致について	1. 航空チケットの購入がスカイマーク撤退後、厳しくなっている。格安航空会社の誘致要請活動をすべきではないか。
15	5番 栗国恒広君	1. 市長の政治姿勢について  2. 福祉行政について  3. 教育行政について 4. 観光行政について  5. 農林水産行政について	1. 海上保安庁の先島地区への尖閣部隊配備計画について 2. 宮古島市生活バス路線について 3. 那覇ー宮古間航空便の増便要請について 4. (仮称) サンエー宮古島シティ計画の取り組みについて 5. 与那覇湾環境総合整備計画について 1. 宮古島市子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療費及び渡航費等助成金交付要綱について 2. 保育所等整備補助について ①新たに認可を受ける保育所は何か所か? ②待機児童の人数は? 1. 久松幼稚園の園庭整備計画について 1. イムギョーマリンガーデン整備事業について 2. 海水浴者の安全確保の水難救助員の配備について 1. 久松地区の久松農道1号線の整備について 2. 伊良部大橋の建設に伴う宮古地区の各漁港周辺の潮流調査計画の予定は? 3. 久松漁港の波除堤整備について
16	8番 上里樹君	1. 自衛隊配備について	1. 宮古島への陸自配備について ①陸自配備については、市長と議会だけの判断で決めるべきではありません。市長の考えを伺います。 ②市長は市民に陸自配備について十分に説明し市民の意見をしっかり聞くべきです。宮古島市の将来を決める重要な

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		2. 環境行政について	<p>問題であり、各地域を網羅した丁寧な説明会を開催すべきです。市長の考えを伺います。</p> <p>2. 防衛省の説明会について</p> <p>①市長は6月定例会直後、「防衛省は既に説明会を開いていますよ、上野地区、高野地区で開き、今後、西原地区、福山地区で行う、その後についてはわからない」とコメントしています。説明会の呼びかけの対象は誰で、いつ、どのようにして行い、どこで誰が、どのような説明をしたのでしょうか。説明会参加者の人数はそれぞれ何人ですか。今後の説明会の計画はどのようになっていますか。</p> <p>②議会答弁では、「地権者との話し合いができていない中で何を話すのですか、決まれば防衛省は説明会を開くと言っている」という答弁でした。それとの整合性について伺います。</p> <p>1. 不法投棄ごみの撤去について</p> <p>①「ごみゼロにしよう」と市長が決断したのはなぜですか。「ごみゼロ宣言撤回」に至る経緯について伺います。議会に、改ざんデータに基づく虚偽の答弁をしたことについて市長の見解を伺います。</p> <p>②残ったごみはどうするのか市長の考えを伺います。</p> <p>③「不法投棄・散乱ごみ監視事業」の一般会計補正予算計上に関連し、財政課とのヒアリングの内容について伺います。</p> <p>④会計支出の根拠について伺います。</p> <p>⑤入札に当たり、なぜ予定価格を公表し</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			<p>なかったのですか。</p> <p>2. 友利崖下の残存ごみについて</p> <p>①なぜ、2カ所の不法投棄ごみ撤去の事業に友利崖下が加わったのですか。</p> <p>②現場には大量のごみが残されています。残ったごみはどうするのか。</p> <p>③現場のごみの内容（変形した瓶等）から焼却炉を設置している事業所のごみと考えます。当局と消防長の見解を求めます。</p>
		3. 公設市場の管理について	<p>1. 市場店舗使用料不適正処理による職員の処分について</p> <p>①どのような経緯で発覚したのか、取り調べの内容について伺います。</p> <p>②停職2カ月の処分について、停職と産休との関係について伺います。</p>
		4. 宮古島市職員懲戒分限審査について	<p>1. 「宮古島市職員懲戒分限審査規則」と「宮古島市職員の懲戒に関する指針」及び別表について</p> <p>①規則と指針・別表の改正がされていますが、その内容と改正の理由について伺います。</p>
		5. 教育行政について	<p>1. クーラーの設置について</p> <p>①全ての小中学校にクーラーの設置をすべきです。当局の考えを伺います。</p> <p>②教室の快適な環境づくりが必要です。その対策について伺います。</p>
		6. 農林水産行政について	<p>1. イムギャー公園遊歩道について</p> <p>①遊歩道が台風で破壊されました。多くの観光客が訪れる場所であり、急ぎ整備が必要です。今後の整備計画について伺います。</p> <p>②「想定外」ということですが、今後には教訓を生かしていくべきです。当局の考えを伺います。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		7. 港湾の管理について	1. 下崎埠頭について ①大型クルーズ船の接岸で9月1日から12月までスクラップの積み込み作業ができなくなり、「収入がなくては給料も税金も支払えない」という苦情が寄せられています。その対策について伺います。
17	6 番 仲 間 頼 信 君	1. 道路行政について  2. 伊良部大橋開通に伴いバス路線延長について  3. 水難事故防止対策について  4. 農漁業の振興について  5. 観光行政について	1. 平良荷川取一先嶋シャッター前交差点道路形状改善願ひ(交通事故多発のため) 2. 伊良部大橋開通に伴い集落内交通量増加に伴う、道路改良を伊良部島全地区において調査はできないか？ 3. 伊良部大橋を渡り伊良部地区向けや佐良浜向けに街灯の設置予定は？ 4. 6月定例会で私は、伊良部池間添地区のバス運行に伴う道路改良について質問しましたが経過を説明ください。 1. 宮古島市役所、宮古高校や宮古工業高校までバス路線を延長すべきとのことに対し、協議会で十分意見を詰めてみたいと思いますと、市長の答弁でしたが、協議会の結果をお聞かせください。 1. 伊良部島渡口の浜や砂山ビーチでの水難事故後の対策は？ 1. 伊良部の住民から強い要望がございます。伊良部支所に農業係や漁業係を置く考えは？ 2. 保良漁港のしゅんせつ工事や東側防波堤の延長工事、係船用ビットの取りつけは？ 3. 船を陸揚げ時に使用するウインチが破損し取りかえが必要な状況である。城辺町時代に設置されたと聞いているが、ウインチ機材の更新を願いたい。 1. 下地敏彦市長の施政方針で伊良部地域

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>6. 議員の兼業禁止について</p> <p>7. ごみ残存問題について</p>	<p>観光地整備総合計画策定、また市長が話されていましたが伊良部大橋開通後、大橋付近には新しい事業ができ、それに伴い新しい雇用が考えられますと話された真意をお聞かせください。</p> <p>1. 今年6月定例会での副市長の説明では、宮古島市の顧問弁護士の兼業禁止についての解釈では、「議員が役員としてのかかわり合い」の重要度が高いと認められるかの判断は議会が審議して判断すると思いますと答えられた。しかし千葉県鋸南町兼業禁止事件、東京高裁平成15年12月25日判決では、「長や議員が法人の役員に就任している場合や営利目的等で法人に出資している場合などは、長や議員の職務執行の公正適正を損なうおそれが高いというべきである」と東京高裁の判決文にあります。判例を検索しご確認ください。</p> <p>西里芳明議員が沖西建設の株式を58%所有し事実上支配権者です。</p> <p>2. 業者の指名について、宮古島市として、沖西建設にペナルティーを与えたか？</p> <p>1. 開示文書の正当性を説明ください。</p>
18	12番 西 里 芳 明 君	1. 市長の政治姿勢について	<p>1. スポーツ観光交流拠点施設についてありますが、イベントの誘致班を年内に新しく設置するとメディア、報道に答えています。この誘致班の人数は何人ぐらいになるのかお聞かせください。</p> <p>2. 同じように8月31日の新聞報道によると、赤字積算の運営について、黒字が出ると黒字の部分は、国に返還しなければならないということを、市民は理解してほしいと、おっしゃっていますが、黒字になって国に返還することが、なぜいけ</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p data-bbox="512 685 778 719">2. 農業行政について</p> <p data-bbox="512 1469 778 1503">3. 教育行政について</p> <p data-bbox="512 1861 778 1895">4. 観光行政について</p>	<p data-bbox="927 297 1262 331">ないのかお聞かせください。</p> <p data-bbox="903 342 1417 674">3. 未来創造センターについてであります が、今9月定例会に、用地買収を3億 9,000万円を投入して予算計上してあり ますが、この未来創造センターの総工事 費は、大体どれぐらいを見積もってい るのか、工事発注はいつごろになるのか、 お聞かせください。</p> <p data-bbox="903 685 1417 1211">1. 野そ防除について、市は今年度からヘ リコプター散布をやめて、農家自身で野 そ防除剤を散布させると、8月27日付宮 古毎日新聞に載せてあるのですが、市は ①安全面が確保される、②予算が縮減で きる、③散布のばらつきがなくなる。と していますが、これまでにヘリコプター での散布で人身に事故が起きるような事 例は、何件あったのか、また、人力での 散布を行うことにより予算がどれぐらい 縮減できるのか、お聞かせください。</p> <p data-bbox="903 1223 1417 1458">2. 次に、高齢化が進む農家の皆さんは、 人力散布が厳しいとしていることも指摘 されていますが、私は、若者が散布する にも非常に厳しい状況だと思いますが、 当局の考えをお聞かせください。</p> <p data-bbox="903 1469 1417 1704">1. 城辺地区の学校統廃合は、教育委員会 によりますと、平成33年度をめどに行う としていますが、現在の城辺地区の、福 嶺、城辺、西城、砂川小、中学校の学校 別児童、生徒の人数を教えてください。</p> <p data-bbox="903 1715 1417 1850">2. 次に平成33年度までの、城辺地区児 童、生徒数の目安は、どのように推移し ていくのか、お聞かせください。</p> <p data-bbox="903 1861 1417 1984">1. 東平安名崎の、テンノウメ群がススキ にのみ込まれて、景観が著しく損なわれ ていますが、ススキ撤去を行う予定はな</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
			<p>いのか、このことは、毎議会のように、私と新城元吉議員とで申し上げてまいりました。ススキに寄生する、国の天然記念物であるナンバンギセルが寄生しているということで取り除けないとの答弁でしたが、普通の原野に生息しているススキでも、ナンバンギセルが寄生していたら撤去できないのか、お聞かせください。</p>
19	3番 下地勇徳君	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>2. 道路行政について</p> <p>3. 水道行政について</p>	<p>1. スポーツ観光交流拠点施設について</p> <p>2. 総合体育館、上野体育館について</p> <p>3. 宮古島海中公園の運営状況について</p> <p>4. 添道サガリバナ群生地について、またアクセス道路整備について</p> <p>1. 街路樹のヤシの木の落葉について</p> <p>2. 下崎～西原線について</p> <p>3. カママ嶺市営球場について</p> <p>1. 伊良部地区について</p>
20	2番 平良敏夫君	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>2. 道路行政について</p>	<p>1. 平成26年度から27年度8月までの間に懲戒分限審査委員会は何度開かれたか、答えてください。またその回数を少ないと思うか、多いと思うか市長の考えを聞かせてください。</p> <p>2. 6月定例会で質問しましたが、時効取得の件です。総務部長は「現段階では不法に耕作されている市有地について、時効取得が成立する案件があるかどうかについては、詳細な調査は行っておらず把握していない」と答弁しています。その後、総務部長に確認したところ、調査チームをつくって調査したい、との話がありましたが、調査は進んでいるのでしょうか。</p> <p>1. A-76号線の進捗状況について</p> <p>①工事現場を確認すると、一部は舗装を</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			<p>終え完成間近のように見えますが、一部擁壁が積まれていない場所があります。用地買収は全て終わっているのでしょうか。</p> <p>2. マクラム通り南、いわゆる下里通り東からサンエーカママ嶺店交差点までの区間ですが、道路拡幅整備計画がありますけど現在どうなっているのか、いつごろ着工するのか教えてください。</p> <p>3. 先嶋シャッター前点滅信号機の件ですが、一般信号機への変更について6月定例会の答弁では、「宮古島警察署に問い合わせたところ、現段階での変更は困難」とのことでした。それで宮古島警察署に出向いて、交通課長に直接伺ったところ、「その場所の危険度は認知している。宮古島警察署でも一般信号機に変更する準備はある。ただし条件が1つあって、交差点がいびつになっていて信号機が設置しづらい。そのところを宮古島市で修正してもらえれば、一般信号機を設置できる」との話でした。また「そのことは宮古島市には伝えてあるが、市は同交差点からココストア砂山店前交差点までの道路拡幅整備が計画されているので、その道路工事が完成するまでは先嶋シャッター前交差点の修正はできないとの返事でした」とも話してもらいました。そこで6月定例会でも質問しましたが、先嶋シャッター前交差点からココストア前交差点までの早期の工事着工を求めたところ「東環状線の一部である現道路は県と整備に向けて協議を行い鋭意努力しているところ」との答弁をしています。この工事はいつ始まっていつ終わるのか。また</p>



順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>3. 環境整備について</p> <p>4. 教育行政について</p> <p>5. 観光行政について</p>	<p>工事が終わるまで点滅信号機交差点の変更修正工事はできないか。</p> <p>1. 現在急ピッチで進んでいる新ごみ処理施設建設工事は、今年12月で終わり来年1月から3月まで試運転を行い、いよいよ4月から新ごみ処理施設の本格稼働が始まります。その後、現ごみ処理施設跡地にリサイクルプラザ棟の建設が計画されていると思いますが、その計画の進捗状況を教えてください。</p> <p>また、リサイクルプラザ棟の基本設計はどうなっているか。</p> <p>1. 小学校、中学校教員採用試験で離島の宮古島市は大きなハンディを背負っています。採用試験は沖縄本島で行われるわけでありますから、金銭的な面、時間的な面でどうしても不利な立場にあります。聞くところによると、1年で金額にして四、五十万円の負担になると、苦しい状況を話しています。教員採用試験に臨むのは、ほとんど臨時教員をしながら挑戦することになると思いますが、金銭的に苦しい彼らを宮古島市で助成して応援することはできないでしょうか。</p> <p>また、沖縄県離島市の宮古島市に出張試験会場を設けるよう宮古島市で強く要請してほしい。</p> <p>1. 今年の宮古島夏まつりは10年ぶりに引き踊りが復活し、また伊良部大橋も開通して、伊良部島からの参加者も多く、大変盛り上がりました。宮古島夏まつり実行委員会、また関係各位の方々に敬意を表します。その宮古島夏まつりを締めくくるメインイベントの東西大綱引きがありました。私も久しぶりに東軍の綱を孫</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			<p>と一緒に引きましたが、あっけなく2回とも負けてしまいました。100メートルもある大綱をたくさんの人で引くわけですけど、そんな簡単に動くものか不思議でした。</p> <p>そこで気になったのは、公設市場前大綱引き会場の道路に勾配がついていないかということです。その道路の勾配を確認したことはありますか。</p>
21	24番 池 間 豊 君	1. 市長の政治姿勢について	<p>1. 職員の不祥事について</p> <p>①ごみの不法投棄について</p> <p>②店舗使用料の不適切処理について</p> <p>③監査委員の役目について</p> <p>④管理監督、任命責任について</p> <p>2. 過疎対策について</p> <p>①中心市街地以外の地域の過疎が著しいが、均衡ある発展について対策は講じているか。</p> <p>②地方創生担当大臣が誕生しているが、離島や僻地に対する特別な事業があるのか。また、該当する事業がなかった場合、地方から提言することはできるか。</p> <p>3. 新庁舎建設について</p> <p>①現在ある本庁舎を残し、県道向かいの旧県支庁舎跡に第二庁舎を建設して、本庁舎と立橋でつなぐことで本庁舎を生かすことはできないか伺う。</p> <p>4. 養殖漁業について</p> <p>①カニの繁殖を伊良部で行っておりますが、成長産業としての可能性を感じます。補助事業を導入して、将来大規模な養殖産業に育てられないかについて伺う。</p> <p>②テレビアヤツノマタも同施設で養殖し</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>2. 観光行政について</p> <p>3. 保育行政について</p>	<p>ており、モズクやアーサの養殖と同様、地場産業として育てる必要があると思うが、当局の見解を伺う。</p> <p>1. サンプラーの管理について</p> <p>①森氏からふるさと納税を受けてサンプラーの管理に充てていると思うが、管理はどうしているか伺います。</p> <p>②他の観光施設（宮古島海中公園）と関連づけて観光スポットとしての価値を高められないか。</p> <p>③宮古島海中公園は観光施設としてどの程度利用されているのか（来園者数は入域観光客の何割程度か）。</p> <p>④3D化施設として施設を進化させることも必要と思いますが、当局の見解を伺います。</p> <p>1. 保育所費として9月定例会に5億8,229万7,000円の補正が計上されました。内訳の詳しい説明を求めます。</p>
22	15番 新城元吉君	1. 不法投棄ごみ撤去委託業務問題について	<p>1. 本議会において、不法投棄ごみ撤去事業について、多くの疑問点、問題が指摘された。副市長は詳しく調査し、市民に説明するようにする、と答弁しましたが、調査結果はどのようになっていますか。</p> <p>2. この事業の予算化に至る経緯について</p> <p>3. 事業の見積もりについて（各指名業者の）</p> <p>4. 入札につながる一連の問題について</p> <p>5. 計量における改ざん伝票と計量時の不正について（それがどのように行われたか）</p> <p>6. 撤去費の支払い処理方法に不備はなかったか。</p> <p>7. 市長の「ごみゼロ」宣言は何を根拠になされたか。また、宣言撤回の根拠は何</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		2. 宮古島市への自衛隊配備について	<p>か。</p> <p>8. 残存ごみはどのくらいあって、これをどう処理するか。</p> <p>9. 市長、副市長はこの事業を請け負った業者が催した酒宴に参加していたと聞いておりますが、事実か。同席していた主なメンバーについても伺います。</p> <p>10. この事業に係る一連の事実解明が果たされたときの責任のとり方、処分についてはどのように考えていますか。</p> <p>1. 市長は去る6月定例会で自衛隊配備促進協議会が陳情した「宮古島市への自衛隊早期配備に関する要請書」が採択されたことで、宮古島市民の民意、総意は示されたと述べていますが、現在もそのように思っているのですか。</p> <p>2. 防衛省が配備予定地を地権者から購入した場合、市長は自衛隊配備を受け入れますか。また、法令に適合していれば受け入れますか。その関係法令とは具体的にどのような法令ですか。</p> <p>3. ミサイル部隊を主力とする宮古島への配備は、日米同盟をより具現化し、集団的自衛権行使の最前線になるおそれがあると思われませんが、市長のご見解を伺います。また、今法制化されようとしている安保法制についても市長のご見解をぜひ伺いたい。</p> <p>4. 宮古島市民が関心を持つ「島嶼奪回作戦」についても市長の見解をぜひ伺いたい。</p> <p>5. 未来に、子や孫のためにも基地のない平和な宮古島を残したいと多くの市民が思っていますが、市長は市民のこのような願望をどのように受けとめていますか。</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		3. 観光行政について	<p>か。</p> <p>1. 城辺新城の海岸、海浜は観光行政の中で、どのように位置づけられ、取り組まれるのか。</p> <p>2. 新城湧水池の整備は、3年余も手がつけられていません。今後どのように取り組むのか。</p> <p>3. 城辺友利地区のイムギャー公園の遊歩道が無残な形で壊れています。今後どうするのか。また、あの遊歩道のつくり方については、地元の方々は自然の恐ろしさを知らない人たちの計画だと批判しています。どのような考え方であの遊歩道が設計、施工されたのか。</p>
23	16番 亀濱玲子君	1. 市長の政治姿勢と市政運営について	<p>1. 市長の政治姿勢について伺う。</p> <p>①「安非法制」の制定について、制定を強行する動きに対し、国民の反対の声が日増しに高まっている。戦争を体験した沖縄、宮古島から反対の声を上げる必要があると思うが、「平和宣言都市」と照らし、市長のお考えを伺う。</p> <p>2. 宮古島への陸上自衛隊配備について伺う。</p> <p>①地方自治法第147条にうたわれる自治体の首長の権限、役割に照らし、「自衛隊配備は国の専権事項」として、住民にみずから説明を行わない市長の姿勢では責任を果たし得ない。見解を伺う。</p> <p>②「新市建設計画」と自衛隊配備の整合性について伺う。</p> <p>③配備される「地对艦・地对空ミサイル」は、可動式であると聞いている。ミサイルが島内を移動する可能性があるが、その危険性について伺う。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		2. 環境行政について	<p>④自衛隊配備候補地の付近に水源流域がある。地下水汚染や土壌汚染の危険性について、どのような認識か伺う。</p> <p>3. スポーツ観光交流拠点施設について伺う。</p> <p>①当初から赤字が見込まれ、将来における財政への圧迫が考えられるが、市長の見解を伺う。</p> <p>1. 「平成26年度不法投棄ごみ撤去・散乱防止事業（不法投棄ごみ撤去事業）」について伺う。</p> <p>①平成24年度の一括交付金事業で、「保良崖下2カ所」を契約から外した理由。また、平成26年度の本事業では、同じ箇所を収集可能とした根拠。後に「危険だから、取らなくてよいと指示した」こととの整合性及び大量の残存ごみの量について伺う。</p> <p>②本事業の予算額を説明した際の、現場でのごみ量の確認、積算根拠を伺う。</p> <p>③当初2カ所で予算化し、事業執行時には3カ所とされ、また期間中に別の場所を収集したのはなぜか。実際に収集作業を行った期間を示していただきたい。</p> <p>④議会に提出された「計量票」の改ざんはどのように行われたのか説明を求める。また、改ざん作業が行われた期間を伺う。</p> <p>⑤これは、「公文書偽造」に当たるのか伺う。</p> <p>⑥計量データ及び計量票の改ざんを、上司（課長、部長、副市長、市長）が知ったのはいつか。</p> <p>⑦ごみの収集量の「水増し」作業が行わ</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			<p>れたのを、課内で知ったのはいつか。          上司が知ったのはいつか。</p> <p>⑧本事業の「入札」に関して、落札した事業者の関係者が他社の「代理人」で参加したことは問題ないか伺う。</p> <p>⑨本事業の終了後、委託事業者の招宴に、市長、副市長が参加されたか伺う。</p> <p>⑩会計管理者へ</p> <p>ア. 宮古島市会計規則第62条では、「必要な書類が整備されていること」を確認し、支出負担行為の決定をしなければならないが、その書類を示していただきたい。</p> <p>イ. 会計課に提出された「実績報告書」が、改ざんされたデータによる書類と判明した場合、どう対処するか伺う。</p> <p>ウ. 本事業の契約約款に不備はないか伺う。</p> <p>⑪宮古島市監査委員へ</p> <p>ア. 虚偽の報告書による支出と判明した場合、どのように対処するのか。本事業について、監査委員の今後の対応について伺う。</p> <p>2. 「不法投棄ごみ撤去一括交付金事業」について伺う。</p> <p>①委託契約を競争入札ではなく、「随意契約」にした理由。</p> <p>②本事業の実績22カ所750トン、31カ所6,000トンと、会見で発表したのはなぜか。</p> <p>③委託した「仕様書」の完成と、本事業の完了日（平成26年3月25日）が同日になっているのはなぜか。</p> <p>④仕様書をつくるための委託業務が完了</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>3. 福祉行政について</p> <p>4. 教育行政について</p>	<p>していないのに、本事業の執行が可能か何う。</p> <p>⑤支出負担行為の決議票に会計管理者の決裁印が押されていないのはなぜか。</p> <p>⑥実績報告を示していただきたい。</p> <p>1. 宮古病院への「血液専門外来の設置」と専門医師の配置について、本市も力を入れていただきたい。市長のお考えをお聞きしたい。</p> <p>1. 学校の校舎や体育館等の雨漏りの現状と対応状況についてお聞きしたい。</p> <p>2. 北中学校の校舎で問題となっている教室の学習環境の改善、平良中学校の教室への対応を何う。</p> <p>3. 幼稚園の改善を求める</p> <p>①1園1教諭の配置の園に、加配の必要性について改めてお聞きしたい。</p> <p>②園児数を1教室25人以下のクラスにし、きめ細かな幼稚園教育にしていきたい。</p> <p>③公立幼稚園の預かり保育の現状と課題（職員の配置と勤務待遇の状況等）についてお聞きしたい。</p>
24	20番 棚原芳樹君	1. 市長の政治姿勢について	<p>1. 県営公園の整備計画について</p> <p>①現在の進捗状況と今後の計画について</p> <p>②あと1カ所は防災機能を持った公園ということでしたが、現在どうなっているのか。</p> <p>2. 下地島空港及び周辺利活用について</p> <p>①現在の状況と今後の計画について</p> <p>3. 県から買い上げた下地島残地の農業的利用ゾーンについて</p> <p>①現在の状況と今後の計画について</p> <p>4. 伊良部島と下地島間の入り江整備と沈砂池の整備計画について</p>



順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		2. 農業行政について	<p>①現在の進捗状況と今後の計画について</p> <p>5. 第6回エコアイランド宮古島マラソンの現在の取り組み状況と今後の計画、実行委員長、長濱政治副市長の今大会への意気込みをお聞かせください。</p> <p>6. 伊良部大橋でフラダンスを踊りギネス世界記録に挑戦するというのですが、現在の取り組み状況と今後の計画をお聞かせください。また、なぜフラダンスを採用したのか、お伺いいたします。</p> <p>7. 伊良部大橋橋詰広場計画について</p> <p>①現在の状況について</p> <p>8. 伊良部農林水産室の存続について</p> <p>9. 下地島空港西側、青い楽園の南側駐車場の整備はできないのか。</p> <p>10. 伊良部地区平成の森野球場と周辺整備計画について</p> <p>①現在の状況と今後の計画について</p> <p>11. 伊良部地区下地島の中の島海岸での駐車場整備計画とシャワー設置について</p> <p>12. 白鳥崎北側の座礁船撤去について</p> <p>13. 牧山展望台周辺整備について</p> <p>1. ポットファーム実証栽培の現在の状況と今後の計画について</p> <p>2. マンゴーハウスの整備事業再開について</p> <p>①2018年度からマンゴーハウス整備事業再開ということですが、現在の状況と今後の計画をお聞かせください。</p> <p>3. マングローブガニ養殖について</p> <p>①現在の状況と今後の計画について</p> <p>②カニの大型養殖場導入について</p> <p>③カニ養殖への今後の市としての支援体制について</p>
25	7 番	1. 市の重要施策会議について	1. 庁議と政策調整会議について

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
	國 仲 昌 二 君	2. 自衛隊配備について	<p>庁議はもともと「宮古島市行政運営会議設置要綱」において、庁内最高会議と位置づけられ、市長や副市長、教育長その他各部長等が出席し、「重要施策及び重要事業計画に関する事項」を含めて、市の重要事項を議論する会議でした。それが平成22年度から「宮古島市庁議等設置要綱」に改正され、その中で庁議のほかに市長、副市長、その他企画政策・総務部長、企画調整・秘書広報・総務・財政課長で構成する「政策調整会議」という会議が設置され、「重要施策及び重要事業計画に関する事項」はこの会議の付議事項となりました。</p> <p>そこで伺います。</p> <p>①庁議は「庁内最高会議」と位置づけられているのでしょうか。</p> <p>②なぜ「重要施策及び重要事業計画に関する事項」は庁議ではなく「政策調整会議」の付議事項となったのでしょうか。</p> <p>1. 千代田カントリークラブの活用をみずから要請していたことについて</p> <p>一部マスコミなどによると、「市長は防衛局幹部との懇談で千代田カントリークラブの全ての用地を取得するよう求めた」、「防衛省は大福牧場を駐屯地の最適地と評価しているが、市長が千代田カントリークラブの活用を要望しているため、双方とも自衛隊用地として活用する方向で調整」と報道されています。</p> <p>要請については市長は否定していますが、市民の間では、当初350～400人規模だった配備計画が800人規模に倍増した要因は、市長の要請活動によるものだと</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p data-bbox="512 1563 887 1644">3. スポーツ観光交流拠点施設について</p> <p data-bbox="512 1906 858 1939">4. 五輪の合宿誘致について</p>	<p data-bbox="927 297 1209 331">の声広がっています。</p> <p data-bbox="927 342 1414 622">要請活動がないのであれば、まさに市長の名誉にかかわります。否定されるのであれば、今からでも報道したマスコミに記事の取り消しを求めるべきだと考えますがいかがでしょうか。お伺いいたします。</p> <p data-bbox="903 633 1414 714">2. 自衛隊配備による地域・経済活性化について</p> <p data-bbox="927 725 1414 963">去った6月定例会で私の「対馬では自衛隊が配備されても人口減少、産業の衰退、財政悪化の現状がある」旨の質問に、市長は「自衛隊配備と直接関係あると思いますか?」と答弁しています。</p> <p data-bbox="927 974 1414 1155">この答弁からすれば、市長は配備推進派が強調する「自衛隊配備による活性化」はないとお考えでしょうか。お伺いします。</p> <p data-bbox="903 1167 1302 1200">3. 国防に対する考え方について</p> <p data-bbox="927 1211 1414 1393">市長は6月定例会で「極めて国防の問題は国の専管事項でありますので（住民投票は）なじまないと思います」と答弁しています。</p> <p data-bbox="927 1404 1414 1552">市長は、国防に関しては住民の意思は関係なく、黙って国に従わなければならないとお考えでしょうか。伺います。</p> <p data-bbox="903 1563 1302 1597">1. 運営計画の赤字試算について</p> <p data-bbox="927 1608 1414 1888">市長はマスコミで施設の赤字試算の運営について「黒字が出ると黒字の部分は国に返却しないといけないということを市民は理解してほしい」とコメントしていますが意味不明です。説明をお願いします。</p> <p data-bbox="903 1899 1193 1933">1. 誘致の決定について</p> <p data-bbox="951 1944 1414 1977">マスコミに女子バレーのキューバチー</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		5. 市職員の不祥事について	<p>ムに五輪の合宿を要請するとの記事が出ていましたが、これは、いつ、どこで、誰が話し合って決めたのか伺います。</p> <p>1. 不祥事の再発防止について</p> <p>職員が使用料を徴収したにもかかわらず納付処理をせず、停職2カ月の処分を科されたという不祥事が起きました。</p> <p>今回の不祥事が起こった原因、経緯の詳細と、今後の再発防止策について伺います。</p>
		6. 地方公務員法について	<p>1. 人事行政の運営等の状況の公表について</p> <p>今定例会に「宮古島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」が提案されていますが、地方公務員法第58条の2では、任命権者は条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、人事行政の運営の状況を報告しなければならないと定められています。</p> <p>これまで公表はされていたのでしょうか。</p>
		7. 環境衛生行政について	<p>1. 不法投棄ごみ残存問題について</p> <p>①平成26年度事業の契約までの経緯について教えていただきたい。</p> <p>ア. 設計書の作成について</p> <p>誰が、いつ、何を根拠に作成したのか。</p> <p>イ. 予定価格について</p> <p>誰が、いつ、何を根拠に設定したのか。</p> <p>ウ. 指名業者選定の基準について</p> <p>誰が、いつ、何を根拠に選んだのか。</p> <p>エ. 契約書の作成について</p> <p>誰が、いつ、何に基づいて作成し</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			<p>たのか。</p> <p>オ. 契約の履行の確認について 各支払い月の出来高は誰が、いつ、確認したのか。</p> <p>②平成26年度事業の支出の経緯について 教えていただきたい。</p> <p>ア. 月割り払いの根拠法令、規則等 イ. 支出の証拠書類（実績報告等）</p>
		8. 農林水産行政について	<p>2. 環境衛生関係の委託契約について 環境衛生関係の委託契約はどのような業務があるのでしょうか。施設ごと、業務ごとに教えてください。</p> <p>1. イムギャーマリンガーデンの遊歩道について イムギャーマリンガーデンの遊歩道が、台風13号の影響による強い波で壊れたとのマスコミ報道がありました。 事業費は約8,500万円とのことですが。 この原因は何なのか。今後の対応策とあわせて教えていただきたい。</p>
		9. 観光、商工行政について	<p>1. 植物園の遊歩道事業について マスコミ報道によると約6,000万円の事業費で設置された植物園の遊歩道が今年4月に供用開始して3カ月もたたないうちに十数カ所で亀裂が確認されているとのことですが。 この原因は何なのか。今後の対応策とあわせて教えていただきたい。</p> <p>2. カギマナフラ事業についてフラダンスでギネス記録に挑戦するイベントが企画されており、さきの臨時会で350万円の補助金が増額されました。 現在の取り組み状況についてお伺いいたします。</p>
		10. 道路行政について	<p>1. 皆愛集落の交差点について</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		11. 教育行政について	<p>来間大橋へ向かう道路と東急ゴルフ場から東急ホテルへ向かう道路の皆愛集落の交差点についてですが、この道路は地元の人や観光客の利用もかなり多くて頻繁に車の往来がありますが、どちらが優先なのかがわかりにくく事故が頻発しています。</p> <p>県道と市道の交差点とのことですが、何らかの対応策が必要だと考えますが、いかがでしょうか。伺います。</p> <p>1. 学校の学習環境について</p> <p>小中学校の現場から「教室の暑さは最悪。教室の向きによっては温度が40度近くまで上がり授業どころではなく、子供たちの体調も心配。教室へのクーラー設置は急務だ」との声が数多く聞こえます。</p> <p>子供たちの健康面、学力向上を目指す観点から、クーラー設置は早急に必要だと考えますが、いかがでしょうか。伺います。</p>

◎議長（眞榮城徳彦君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は、26名で全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第3号のとおりであります。

ただいまから日程第1、一般質問に入りますが、通告外の質問及び一問一答の質問にわたらないよう、議事進行にご協力願います。

なお、質問の1人持ち時間は30分となっております。

それでは、通告順に従いまして順次質問の発言を許します。

◎下地 明君

ちょっと風邪がみですから、声がかすれるかと思いますが、ご容赦のほどよろしくお願ひします。

質問する前に、先日からニュース等で大きく取り上げている台風17号の影響で、関東や北日本でこれまで経験したことのない大雨で川は氾濫し、集落が大被害を受けており、今後被害が拡大しないように祈念するとともに、被災者の皆様にお見舞い申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問をしますが、当局のご理解あるご答弁をよろしくお願ひします。

市長の政治姿勢について。サンエー大型店舗の宮古島市へ進出効果について。先月30日にスポーツ観光交流拠点施設建設工事安全祈願祭がとり行われた翌日、連動してサンエーの上地哲誠社長が隣接場所に大型ショッピングセンター出店計画を発表されました。マスコミ報道で、500人余の雇用計画と発表されております。今後スポーツ観光施設を核としていろいろな施設が民間を中心に整備されると予想されますが、市長の見解についてお伺ひします。

次に、宮古島市不法投棄ごみ一斉収集作業実施について。今、宮古島市において不法投棄ごみ処理問題で当局は市民の間から大変疑問を持たれており、議会においても大きな問題として議論されております。その状況などを踏まえて、各地域、原野等の不法投棄ごみの存在場所を知っているのはその地域の住民であります。そこで、宮古島市の不法投棄ごみをなくすために、宮古島市全域で一斉に不法投棄ごみ収集作業を実施することにより、あわせて市民のモラルの向上にもつながっていくものと考えますが、市長に答弁願ひします。

次に、那覇一宮古間航空便の増便要請について。このことについては、私たち与党議員団も平良隆会長を先頭に行っております。那覇一宮古間は地元住民の生活路線であるが、観光客数の増加に伴い、現在の便数では市民が予定どおりのチケット購入が困難な状況にあり、経済的負担にも大きくつながっております。観光客への対応と市民の利便性を図るためにも、市長を先頭に議会、関係機関一体でJ T AとA N Aに対し強力な定期航空便の増便要請行動を起こすべきだと考えますが、答弁願ひします。

次に、障害者駐車場の適正指導について。公共施設、イベント会場、スーパーなどで障害者の国際シンボルマークのある駐車場に健常者の方が駐車するケースが見受けられます。みんなが住みよいまちというのは、障害者を大事にすることとお年寄りを敬うことだと思います。そのことから、さきに申し上げたところの担当者の方に適正指導をいただくようお願いできないでしょうか。

次に、多子軽減事業について。中学生以下の児童が4人以上にいる世帯には保育園の保育料を無料化し

ている市は宮古島市だけだと聞いており、大変特筆すべきことだと思いますが、なお実施している4人以上を3人以上に引き上げ実施に向け今後検討できないでしょうか、答弁願います。

次に、地域づくり協議会への補助金について。平良を除く4地域に地域の活性化支援事業として平成23年から300万円同額で支給、平成27年から全額で291万円の補助金が支給されており、地域にとってはありがたい補助金であり、市長のご配慮の事業であると理解しております。しかし、城辺地域においては、農業振興の一環として7自治会主催共進会に副賞の贈呈もあり、人口比、自治会数、学校の数からしても他の3地域と同額を検討すべきだと考えますが、答弁を願います。

次に、市道認定道路街灯の電気料と維持管理負担を市負担について。この件につきましては、6月定例会で質問したところ、基本的には維持管理は市の対応であるとの認識を示されておりますが、また去った8月27日、城辺地区自治会・部落会砂川雅一郎会長ほか、メンバーの方から市道認定道路照明灯について維持管理費の市への移管について、下地敏彦市長宛ての要請書を城辺地区関係議員4名同席で下地康教建設部長にお願いしており、眞榮城徳彦議長にも同様の要請をなされておりますが、しかし街灯の問題は宮古島市全集落市民の安全を守るために大事な防犯灯であります。そのことから、宮古島市全地域の街灯維持管理負担の市負担について市長に前向きな答弁を願います。

次に、農業振興について。サトウキビ増産対策について。伊良部地区サトウキビ増産対策について。伊良部地区への地下ダムの水が圃場へ冠水開始は平成32年度からの予定と聞いており、単収アップと株出し面積が増加するのは予想されることですが、しかし大橋開通によりサトウキビ耕作地面積の減少が懸念されますが、今後の増産対策について答弁願います。

次に、ヘリでの野そ防除から地上防除へ移行について。サトウキビの野そ被害甚大のことから、宮古本島内が伊良部地区は平成25年、池間地区が平成26年からヘリでの野そ防除が実施されておりますが、今年度から廃止することになっていることから農家の間で不安の声がありますが、廃止した理由について詳細に説明してください。

次に、畜産振興について。担い手育成事業として、牛の発情発見装置と分娩監視システム導入について。私は、このことは6月定例会でも取り上げました。この事業導入推進により、多頭飼育農家が分娩間隔を1年1産計画が実現可能となり、牛の頭数が減少している状況の打開策につながるものと確信するが、3月定例会後、JAに対して事業計画の会合は持たれているかどうか、また今後JAと連携して事業に取り組む計画はあるかについて、そしてこれまで何件の農家がこれを導入しているかについても答弁願います。

次に、ヘルパー制度の充実について。畜産農家は高齢化が大変進んでおり、ヘルパー制度を利用する農家が増加していると思いますが、これまでの作業割合受託実績と今後新たな作業受託計画があれば説明願います。

次に、公園整備について。イムギャーマリンガーデン遊歩道台風被害について。友利地区のなりやまあやぐまつりの舞台が設置されるイムギャーマリンガーデン遊歩道は、美しい海岸線を障害者や高齢者、子供たちが安心して楽しんでもらおうと一括交付金を活用し、8月の完成予定で工事中だったようですが、台風13号の影響を受け、強い波で破壊され、無残な状況であります。今後の修復工事計画について答弁願います。

次に、東平安名崎道路、これトライアスロンコースですね、両側と公園内にテッポウユリ植栽について。



東平安名崎公園は、全国の公園100選の中に選定された風光明媚な公園で、トライアスロン大会時には自然のテッポウユリが咲いて観光客の目を喜ばせているが、約2キロメートルのトライアスロンコース両側と公園内を整備してテッポウユリを植栽し、たくさんの花がほころびるとアスリートの皆さんも元気づけられると考えますが、答弁願います。

次に、道路行政について。交差点の既存ミラー並びに一時とまれ標示点検について。ミラー点検について昨年9月定例会で質問に対し、「交通安全対策特別交付金事業や、もしくは単費補修等で危険箇所を改修に努めていく」との答弁がありましたが、点検、補修は実施しているかについてと、交差点一時とまれ標示が薄くなっていたり、消えている箇所が見受けられ、とまれの標示点検が不可欠であります、2件について答弁願います。

次に、排水路のガードレール設置について。深さ約6メートルの比嘉排水路で、ガードレール設置工事ミスと思われる箇所から飲酒した男性が誤って落下し、大変痛ましい死亡事故が起きております。落下した箇所のガードレール補修工事について答弁願います。

以上質問しましたが、答弁聞いて再質問したいと思います。

#### ◎市長（下地敏彦君）

まず、サンエー大型店舗の宮古島への進出効果についてお答えします。

株式会社サンエーは、宮古空港東側に整備を進めているスポーツ観光交流拠点施設に隣接して大型ショッピングセンター、サンエー宮古シティの出店計画を8月31日に発表いたしました。サンエー宮古シティのオープンにより、空港とスポーツ観光交流拠点施設と連携した新たな拠点エリアが形成されることになり、本市の振興、発展全体に大きく寄与するものと考えています。特に新たな雇用創出による若者の定住の促進、農林水産物等地場産品の消費の拡大などで大きな効果を生むものと期待をいたしております。また、空港やスポーツ観光交流拠点施設と連携した観光振興等でも大きな可能性が広がり、スポーツ観光交流拠点施設の利活用の促進にもつながるものと考えております。

次に、宮古一那覇間の航空便の増便要請についてであります。観光客の増加並びにスカイマーク社の撤退により、宮古一那覇間の航空便はほぼ満席状態になり、宮古一那覇を往来する市民に大きな影響が及んでいる状況にあります。今後も増加が見込まれる航空需要に対応し、利用者の利便性を高めるため、航空便の増便と機材の大型化など、路線の拡充は喫緊の課題だと考えております。そのため、航空会社に対し宮古島発着路線の拡充について議会、宮古島観光協会、商工会議所等と一緒にやって要請を行ってまいりたいというふうに思っております。

次に、市道認定道路街灯の電気料維持負担についてであります。ご質問の電気料等維持管理費が各自治体の財政を圧迫しているということで、去る8月27日に城辺地区自治会から市への管理移管要請がありました。この問題は単に城辺地区だけの問題でなく、市全部の自治会の共通の課題だと考えています。街灯は、交差点、それから見通しの悪い箇所に設置することになっております。それ以外の箇所については、防犯灯を設置するという形になります。今後街灯における電気料金を含めた維持管理費は市の負担とします。防犯灯については、従来どおり自治会負担とします。そのため、街灯、そして防犯灯の管理の区分の調査を行った後、実施を行います。

#### ◎副市長（長濱政治君）

農業振興について。ヘリでの野そ防除から地上防除へ移行についてお答えいたします。

野そを防除するため、これまで殺そ剤を空中散布で対処してまいりましたが、住宅地周辺や畜舎、草地周辺への散布が制限されておりました。また、天候、風向きなどで散布が満遍なくいかないという事情もあり、そしてまた道路等への落下などもありました。そういうこと等もございまして、航空、ヘリでの散布から地上への防除ということを考えております。当面は地上防除で対応し、被害発生の推移を確認しながら、方法についてはこれからも検討してまいりたいというふうに考えております。

#### ◎福祉部長（譜久村基嗣君）

まず1点目に、障害者専用駐車場スペースの駐車スペースの適正指導についてということですが、下地明議員がご指摘のとおり、障害者専用駐車スペースに健常者所有と思われる車が駐車されている場面に直面することがあります。市管理の駐車場のうち、平良庁舎ですね、城辺庁舎、下地庁舎には障害者専用の標示はしてありますが、残りの上野庁舎についてもですね、整備を図っていきたいと考えております。今後民間事業所も含め、健常者に対して駐車しないよう呼びかけ、指導してまいりたいと思っております。健常者の方の心ない行為などで障害者の利便性が損なわれては元も子もないと思っております。市民一人一人が障害者を思いやる心を持ち、優しい住みよい宮古島市建設に向け、市民の皆様にもご協力をお願いいたします。

次に、子育て支援についてでございますが、これは多子軽減施策でございますが、議員ご指摘の4人以上いる世帯への現在の施策を3人以上に拡大したほうがいいんじゃないかというご質問の内容でございます。本市においては、子育て支援の一環で、多子世帯の生活を支援する目的で市単独施策として、平成25年度より同一世帯に中学3年生以下の子供が4人以上いる世帯で保育所に入所している児童については保育料を無料としています。今年度においても、対象者をおおむね240名とし、2,800万円の支給を想定しておりますが、議員ご指摘の3人以上を対象にいたしますと対象者が約880名になることから、減免額が約9,300万円となり、非常に厳しい財政運営を期すこととなってしまいます。少子化対策及び子育て支援のための政策であります。継続的かつ安定的な行政サービスを提供していくためには現状を維持していきたいと考えております。

#### ◎生活環境部長（平良哲則君）

まず1点目に、宮古島市の不法投棄ごみ一斉収集作業実施についてでございますが、宮古島市は平成23年度に宮古島市の環境を守り育てる市民協議会を立ち上げております。これは、宮古島市の不法投棄の問題解決には行政主体の施策では限界があるとして、宮古島市全域の関係団体、組織を網羅して結成された市民協議会であります。同協議会は、毎年5月と10月に宮古島市美化清掃の日を定めて、地域住民やボランティア等の参加による清掃活動を実施しております。この取り組みをさらに市民に周知を図り、活動の拡大等ができないか今後検討してまいります。また、近年では、関係機関やNPOの各団体でも積極的に不法投棄ごみや海岸漂着ごみの回収作業等も行っており、本市としても回収袋や回収ごみの処理など支援をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、地域づくり協議会の補助金についてでございますが、地域づくり協議会は合併後、平成18年12月に設立された下地地区を皮切りに、上野地区、伊良部地区、城辺地区の順に組織を立ち上げ、設立された経緯がございます。その後、地域の均衡ある発展を目指す観点から、各地域づくり協議会の裁量で使える地

域づくり支援事業補助金として、議員ご指摘のとおり平成23年度から各地区の協議会へ300万円の予算措置が行われております。平良地区については、平良地域を特定した地域づくり支援事業として、公募による補助金交付を行っております。今年で地域づくり支援事業補助金交付が行われて5年目になります。その間地域の状況も変わり、地域活動のあり方も変化していると考えております。市としましては、今後の地域づくり協議会の事業計画等の見直しによる活動内容によっては各地域の予算の配分について議論する必要があるというふうに考えております。

#### ◎農林水産部長（砂川一弘君）

まず最初に、農業振興について。サトウキビ増産対策について。伊良部地区サトウキビ増産対策についてお答えいたします。

伊良部地区のサトウキビ生産量は、5年前の平成22/23年期中で面積777ヘクタール、生産量で5万3,317トンから今期、平成26/27年期中ですけれども、面積で863ヘクタール、生産量にして6万1,784トンで、面積及び生産量も徐々にふえてきております。伊良部大橋の開通により、地下ダムの水を送水することが可能となり、伊良部島の農業用水を確保するために国営かんがい排水事業も着々と進められております。これにより、かんがい施設が整えば、作付も夏植え中心の作付体系から春植えや株出しの作付面積も拡大し、生産量の増産にもつながるものと思っております。

それから、伊良部地区では、平成25年にサトウキビ増産生産者大会を開催するなど、生産目標の7万トンの実現に向けて地域でもしっかりと取り組みをされております。市といたしましても、農業基盤整備や畑地かんがい施設の整備を促進し、サトウキビ生産の振興、増産に努めてまいりたいと思っております。伊良部大橋の開通に伴う農用地の減少はないものと思っております。

次に、畜産振興について。担い手育成事業についてですが、発情発見装置や分娩監視装置につきましては、国の事業メニューの中で2分の1の補助でリース事業が行われており、JAが主体となって事業導入を行っております。現在市の補助メニューはございませんが、JAと連携して推進をしてまいりたいと思っております。発情発見装置の導入ですが、2件の導入がございました。

次に、ヘルパー制度の充実について。和牛ヘルパー制度は、畜産経営の規模拡大や人手不足、高齢化に対応する制度として、地域の助け合いによりゆとりある肉用牛生産環境の確立を目的に各地域で積極的に活用されております。宮古島地区では、2001年に宮古和牛ヘルパー利用組合が設立され、現在のヘルパーの数は約37名となっております。受託頭数は平成24年度で7,709頭、平成25年度で9,486頭、平成26年度1万1,197頭となっております。さらに、平成26年度からは飼料生産ヘルパー制度、堆肥散布についても新たに事業が拡大をされております。宮古和牛ヘルパー利用組合の主な活動内容は、家畜市場への出荷作業、日常の飼育、飼養管理作業、畜産共進会会場への引きつけ、それから飼料生産等となっており、これらのヘルパー作業に関しては沖縄県肉用牛経営安定対策補完事業として、これは沖縄県畜産振興公社ですけれども、これより利用額の半額が農家のほうに補助されており、利用者はふえております。

次に、公園整備について。イムギャーマリンガーデン遊歩道の台風被害について復旧はどうするかということですが、イムギャーマリンガーデンの遊歩道については、議員からもご指摘ありましたけれども、一括交付金を活用して遊歩道の改修やあずまや等の整備を進めてきました。8月7日に襲来した台風13号により、波の影響で大きな被害を受けております。現在復旧につきましては構造等の見直しを行い、波に

よる衝撃に耐えられるよう図面等の修正作業を現在行っております。復旧につきましては、図面等の修正ができ次第、また地元への説明も経て工事には取りかかっていたいと思っております。

#### ◎建設部長（下地康教君）

ご質問が道路行政について2点、公園整備について1点ございました。まず、道路行政についてお答えしたいというふうに思います。

まず、交差点におけるとまれの白線などが薄れて、その認識ができない箇所があると、それに対する対応はどうなっているかというご質問がございました。それに関しましては、今まで道路のとまれや横断歩道等の白線の修繕につきましては宮古島警察署と調整をしながら行ってきております。したがって、道路パトロール及び市民からの情報をもとに現地調査を行い、危険箇所の解消に向け、カーブミラーも含めてですね、修繕を行ってきたいというふうに考えております。

次に、排水路のガードレールの設置についてということがございました。ことし8月にですね、比嘉集落近くの排水路にかかる橋梁部での転落事故の現地を確認をいたしております。そうしますと、転落防止柵は設置されておりますが、出入り口付近の左右1メートルに柵が設置されていないというような危険な状況がございました。そのため、早急に柵の設置を行いたいというふうに考えております。また、ほかの市道に面する排水路の状況を調査しながら、危険と思われる箇所につきましては危険防止対策を講じていきたいというふうに考えております。

次に、公園整備についてということでございます。ご質問の内容は、東平安名崎の道路の両側にテッポウユリなどの植栽をしながら景観をきれいにしてはどうかというご質問でございました。東平安名崎公園の植物は、全国でも珍しい隆起珊瑚礁に自生する植物群落であるということで、東平安名崎の隆起珊瑚礁海岸風衝植物群落として県指定天然記念物に指定をされております。沖縄県文化財保護条例第14条の現状変更等の制限によって、この地区は制限がされております。したがって、現状の変更につきましては、維持の設置または非常災害のためだけに変更が認められるという形になっておりますので、植物群落の除草につきましては現状を変更するおそれがあるということで厳しく制限をされております。また、園路沿いにテッポウユリを植栽することに関しましても、球根等が他地域からの球根である場合や当該地域のテッポウユリからの分根による植栽も含めて現状変更に当たるため、それを行ってはならないというふうにしております。

#### ◎下地 明君

再質問を行います。

まず、最初のサンエー店舗の宮古島進出については、市長からやっぱり進出効果は相当なものがあるような内容の答弁がありました。私はですね、このスポーツ観光交流拠点施設設置については、施設そのものについては総じて43億円余ですか、予算でありますよね。本当にこの維持管理費はどうかと本当に危惧していたところでもありますけども、このようにしてサンエーの大型店舗が進出するということを聞いて大変よかったなと思っております。沖縄本島にいる宮古島の方の話であります。サンエーが進出する地域はみんな土地も値上がりし、繁栄しているそうです。そういうふうなことで、500人も雇用計画があると、これは新聞報道であります。この雇用の企業が進出するということは、この観光施設計画は今考えれば、実績はまだ見えませんが、やっぱり本当に大変よかったんじゃないかなと思って、正直に申し

上げて下地敏彦市長の先を見る目というかな、それを一応は敬意を表したいと思っております。そこでですね、市長、サンエーが来ることは予想されてこのスポーツ観光交流拠点施設は設置したのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

次に、不法投棄ごみの一斉収集でございますが、部長の答弁ではそのとおり年々理解、各地域とも道路清掃作業を行っています。長間も最近もやりました。しかし、もう決まっているんですよ。道路と、私らのところには公園がありますけども、そこと大体もう班別でやっています。原野等はやりません。そういったことですね、原野は総じてごみは、いっぱい表現したらおかしいかもしれんけど、ごみはあります。各地域の原野にごみあります。間違いなくあります。それを知っているのは、先ほど申し上げたとおり、その地域の方々なんですよ。だから、その清掃等は、もう清掃日でもいいですよ、みんなを集めて、来てください、もうどこかに集めて、もうとにかく取るからというふうな考えですね、これ実施して、収集作業を一斉にやらないと宮古島の不法投棄ごみはなくならないと思うんです、私は。また、市民のモラルの向上のためにもね、これぜひとも必要だと思います。たまたま、言いたくないけども、きょう庁舎に来るときに、9時10分ごろか、宮古自動車学校前の道路である車が、小さいごみだったけども、こう投げ捨てていっているんですよ。こういったモラルですね、の改善に私はつながると思っております。ぜひですね、この清掃日のときでもいいですから、ぜひともこういった一斉不法投棄ごみの収集作業を実施してもらいたい。答弁願います。

それと、航空便の増線については、市長はしっかりと要請に向けて取り組むという答弁であります。本当に、もうきのうも旅行社に行ったら、前々からお願いしているけれども、家族みんなでお祝い兼ねて行きたいと。前からお願いしているらしいけど、6名の家族、ばらばらじゃないととれないと。前からお願いしても。そういうふうな状況のあるのを私はきのう見ました。そういうふうなことのないようにですね、市長、しっかりと増便の要請をしてください。

それから、障害者専用駐車場でありますけども、私はおとといサンエーの前で1週間車で座って見ました。確認しました。3カ所の障害者用の国際シンボルマークの駐車場にですね、やはり若い人なんかが堂々と置いて買い物に行っています。これが来た後にたまたま、障害者と言えるかどうか知りませんが、お年寄りの夫婦が来て、迷って、あとは彼の出ていくのを待ってそこに入れて、駐車して買い物に入ってしまったけども、こういったケースはもうどこにもそういったケースはありますから、ぜひともそういったこと等はですね、適正に指導してもらうようお願いしたいと思います。

それから、多子軽減事業についてでありますけども、もう財政上現状維持にしかならないという話がありました。急な質問でありますので、もちろんそのとおりだと思っております。すぐやると答弁あるとは私も期待していませんでした。ただですね、今ごみ問題も大変ですけども、それよりももっともっと大事なのは少子化対策なんですね。そういうことから、この少子化対策を本当に大事にしていくためには、本当に子供がどんどん生まれてこないことには高齢化対策にもならないわけだから、そういうことで今後ですね、早い時期に検討してもらうように福祉部長にお願いしたいと思っておりますが、これについては答弁願いたいと思っております。

それから、地域づくり協議会でございますけれども、たしか生活環境部長の答弁では各地域の事業、状況を判断して今後検討したいというふうな答弁であったと思っておりますけども、確認のためにもう一遍答弁願

いたいと思います。

それから、市道認定道路街灯については、市長から市の負担にするというふうなことがありました。本当にありがとうございました。これは本当に今ですね、もう私たちの地域の話でありますけども、90歳前後の高齢者もうちの部落の場合毎月1,500円、毎月ですよ、この集落の維持、いろんな敬老会費用とか、そういったのに均等割やっています。その中からこの街灯料も出しているんですよ。そういうふうな状況でありますので、本当に市長ですね、宮古島の全地域の街灯維持負担についてしっかりと市が負担するということでもありますので、本当にありがとうございます。

それから、農業振興についてでありますけど、なぜ私が伊良部地区のことを前回は取り上げて今回も取り上げるかと申しますとですね、宮古製糖株式会社の偉い人とちょいちょい話す機会がありましてですね、今非常に伊良部工場、機械設備に去年は5億7,000万円も、ことしはまた11億円ほど投入しているそうです。今ご承知のとおり、沖縄本島、もう製糖会社1社になりました。あれ宮古製糖株式会社が設立したときに北部、中部とみんな設立されております。そのとき増産ですから。それが今もう1社になります。大変な状況です。沖縄本島は、それでもほかに企業があるから、何とかやっていける。宮古島においてはですね、サトウキビを主とした農業、そして観光、この2つを大事にしなきゃ宮古島の観光、経済は成り立たないと思うんですよ。そういうふうなことからしてですね、この沖縄本島の状況からしたら、そして国のあれほどの自民党支持母体の農協団体を回復している今の現状からした場合には、ただいま伊良部大橋が開通しておりますので、沖縄製糖株式会社が近くにあります。沖縄製糖株式会社は、池間島からもとっています。久松地区から伊良部地区までは3540、珊瑚礁のこの橋、約4キロ渡ったらすぐ伊良部ですよ、あれ。そういうふうなこと等を考えた場合にむしろ、会社は違いますけども、やっぱりこの沖縄本島の状況を見て国は動くとしたら大変なことです。工場がなくなれば、その地域はサトウキビをつくらなくなります。そうしたら、そこの経済が衰退していきます。そういうことを心配して私はこの伊良部地区のサトウキビ対策については取り上げておりますので、しっかりと増産対策に取り組んでもらいたい。もう一度答弁願います。

ヘリ防除については、以前はネズミが異常発生するもんだから、どうすれば防除できるかと。ネズミの尻尾、何件からでも買い取りしていた時期があるんですね。その状況があるもんだから、ヘリ防除になったんですよ。そのことを忘れちゃいかんですよ。ことしはやむを得ないとして、来期からですね、どうしてもヘリ防除でやってもらいたい。部長、それを答弁願います。

畜産振興については、この1年1産に絶対にもう実現可能でありますので、部長ですね、JAと連携して取り組んでいくという答弁でありますので、ぜひともそのようにしてください。

それから、ヘルパー制度についてはもう再質問ありません。

イムギャーマリンガーデンについては、波による衝撃にも耐えるような設計でやっていきたいと思いますが、地元の方にも話しすることがありますが、私が考えるにですね、大変申しわけないですけど、どういふふうがいい設計やっても大型台風が来たら壊されると思っております。そういうことで、以前のままだをきれいに整備したほうが無難な道ではないかと私は思っております。大変申しわけないが、私はそのように考えておまして、しっかりした設計で事業はやってもらいたいと思います。

それから、東平安名崎公園についてでありますけど、建設部長の答弁ではテッポウユリは外部からもう導

入することもできない。できたらもう向こうは植物群落で、どうも手をつけないということで、そういうことであいうふうに荒れ放題にしておりますか。合併前はそうでなかったと思いますよ。これは答弁願いたいと思います。テッポウユリが外部から持ってくるができなければ、あの中にあるテッポウユリをですね、適当に分けて移植すればいいですよ。私も自分の家の庭ではそういうふうにして、いっぱい今ユリの花を咲かしています。答弁願います。

道路のミラーについては、もう時間がないので、再質問はしません。ガードレールについては、早目に設置願いたいと思います。

時間がないので、こっちですね、私見を述べさせていただきます。私は、一般質問の中では下地敏彦市長のこれまでの行政運営の多くの部分については大変評価しますと申し上げましたが、市長、申し上げましたよ。しかし、今度の職員の公金不正処理問題、そして不法投棄ごみの残存で、書類の改ざん問題を理由に総務財政委員会で与野党全会一致で2014年度決算を不認定となったことを市長は重く受けとめて、就任後最初の施政方針で、職員に意識の改革について、職員と胸襟を開いて話し合い、職員が一丸となって宮古島市づくりに取り組むことの重要性が職員の意識改革を促し、市民の信頼回復を図っていくことの重要性等の内容を述べられております。今後の市政運営に当たっては、今までよりできるだけ市長の椅子を温め、就任後最初の施政方針で述べられたことをひとときも忘れることなく、なお市民からの信頼回復に向け、健康に留意しながら宮古島市発展のために粉骨砕身頑張ってもらいたいと期待しております。

以上で私の一般質問終わります。

#### ◎市長（下地敏彦君）

スポーツ観光交流拠点施設をあそこにつくることによって、一つの大きな核になるというふうには考えておりました。あれができることによって、周辺にもいろんな関連施設、商業施設等もできてくるだろうという予測で、島の中心にあると、飛行場の近くにあるということですのでそれをつくらうというふうに思ったわけです。そして、その一環として今回サンエーが来てくれるということになったということは大変ありがたいなというふうに思っていますし、今後もあの周辺はそういう形でいろんな施設があるいはできてくるだろうなというふうに期待をしておりますし、また誘導していきたいというふうに思っています。

次に、ごみの一斉収集の作業をもっと強化したらどうかということですが、現在先ほどお話ししたように一斉のごみの収集は5月と10月に市が呼びかけてやっております。これをもっとふやすのかどうか、なかなか人を集めるというのは難しいんですけども、これも検討しなければいけないというふうに思います。なお、うれしいことに、やっぱりNPO、それから心ある人たちがですね、海岸の清掃をしていますし、それから建設業の人たちも自主的に道路脇の整理もしていただいているということで、徐々にきれいな宮古島にしようという意識が高まりつつあるというふうに思っています。今後ごみのない宮古島にしていくために努力をしまいたいと思っています。

障害者の専用駐車場に健常者がとめているということについては、市が指導するというよりもですね、これはもう個人のモラルです。しっかりとやはり思いやりの心を持つようにしてもらいたいなと思えますし、私どもは市ができるのはそういう思いやりの気持ちをですね、障害者の人たちにも十分気配りをするというをやっているように小さい子供たちからいろいろと教育をしていかなければならないというふうに思っています。

それから、多子軽減の件ですけれども、今私どもは新しく人口ビジョンをつくろうということですね、作業を進めております。せんだってもそのための協議会を開いて、人口をふやすためどういうふうな総合戦略がとれるか、これをこれから検討してまいりますので、少子化の対策というのはその中で対策を煮詰めていきたいというふうに思っています。

次に、地域づくり協議会については、いろいろと新たな事業をやりたいという意欲があるということとはとてもいいことだというふうに思っております。どうかこういう活性化のための事業があるということであれば、どうぞ担当課にお話をさせていただいてくださればありがたいというふうに思います。

伊良部のサトウキビの増産については、るる農水部長から説明がございました。着実に事業を進めてまいります。

イムギャーの遊歩道についても、台風に強い形でどうやってできるかというふうなことを今新たな設計の段階で協議しておりますから、そのような形でやってまいりたいと思っております。

残りについては、担当に答弁をさせます。

#### ◎副市長（長濱政治君）

野そ防除の件ですけれども、これ先ほども申し上げましたけれども、当面は地上防除で実施して、被害発生の推移を確認しながら方法については検討したいということでございます。これは市の単独補助営業でございますけれども、100%市持ち出しということでございます。このような事業はなかなかないということで、今後の野そ防除では財政面も考慮しながら農家負担も検討していく必要があるのかなと考えてはおりません。

#### ◎建設部長（下地康教君）

東平安名崎の整備についてでございます。東平安名崎公園はですね、県の指定記念物に指定されているエリアでございます。沖縄県文化財保護条例第14条におきまして、現状の変更については厳しく制限がされております。県の文化財保護課に問い合わせたところ、現状をですね、変更する場合、これは清掃も含めてですけれども、場合は群落の維持の措置または非常災害のための変更のみに限られるとして厳しく制限されております。また、球根の分根をですね、してテッポウユリをいろいろふやしたらどうだろうかというご質問がございましたんですけれども、これも県の文化財課のほうでは現状の変更に当たるというふうに捉えておりますので、かなり厳しい規制があるということございました。

#### ◎議長（眞栄城徳彦君）

これで下地明君の質問は終了いたしました。

#### ◎佐久本洋介君

きのう昼からずっと台風18号から発生した低気圧の被害の状況を見ていましたけど、本当になぜ東北ばかりかなと思いますね。津波では非常に大きな被害を受け、今回また、今また大きな被害を受けている。東北の皆さんには一生懸命、負けずに頑張ってもらいたいと思っています。

それでは、9月定例会に当たり、さきに通告しましたとおり質問してまいります。まず、市長の政治姿勢について伺います。1点目に、バース不足が顕著になっている平良港の整備についてです。大型クルーズ船の寄港により観光客増が見込めるが、バースの整備がおこなわれているのはもう間違いありません。石垣市や那覇はもう非常に大きなところですけど、に比べると非常におこなわれている。これはもう現状です。現在



第2ふ頭の埋め立てが行われていますが、バース整備について現状、そして今後の整備予定について伺います。

次に、海上保安署巡視船3隻が平良港の、これもバース不足ということですね、伊良部長山港への配置予定とのこと。この件については、我が国の固有の領土、領海である尖閣周辺への中国艦艇や漁船の領海侵入、違法操業に対応するための配置であり、これは大歓迎したいと思っています。しかし、この長山港は商港として整備が行われてきましたが、伊良部大橋の開通により現在利用頻度は低くなっているものと思います。それでも巡視船が利用する場合、航路や港内の水深、そして出入港時の巡視船の操作、岸壁の利用等について支障はないのか。県の管理港ではありますが、地元自治体として周辺整備も含めて県との連携等について伺います。

次に、現在第2ふ頭に係留中のはやて海運、モンブランのバースについて伺います。ふ頭内への水道、電気がまだ不備だということですが、このクルーズの後に船体を水道水といいますかね、海水じゃなくて、流さないとやはり船体に支障が出るらしいんです。それがもう思うようにできない。この電気や水道、これを早目に整備できないものかどうか、伺います。

それから、第2ふ頭整備後、現係留所は緑地帯になるとのことですが、その場合係船用のビットといいますかね、こういうのは取り付けはできるのか、そして現在のような利用は可能かどうか、それも教えてください。

2点目、伊良部大橋つけ根から佐良浜漁港までの外灯設置について伺います。この区間は、伊良部大橋が開通する前から言われたことですが、外灯がなく、非常に夜間の航行に危険な状態です。暗いために、対向車が来たときにセンターラインの確認がなかなかできない。特にカーブはセンターラインを越えたりして非常に危険な状態です。外灯設置について考えはないのかどうか。本来ならば道路整備とともに行うべきですが、道路整備についてはこれは大きな事業になりますので、まずは外灯のほうから検討していただきたいと思います。

3点目に、南部忠平杯にかわるグラウンドゴルフ大会について伺います。かつては外国、県内外を合わせ1,000人ものが参加があったサントピア沖縄、南部忠平杯も近年参加者の減少により、ついに中止となりました。愛好者の皆さんが大変残念がっています。毎年この大会に向け練習を重ねてきたが、目標がなくなってしまった。老人クラブとか、気の合った方同士で和気あいあいとゲームをするのも楽しいことではありますが、やはり年に1回モチベーションを最高に高めて参加する南部忠平杯は愛好者にとっては最大の目標だったと思います。そこで、南部忠平杯にかわる例えば宮古島チャンピオン大会とか、イベントができないものかどうか。これは、市民の健康増進のためにも検討していただきたい。

次に、消防行政について伺います。去った8月10日、渡口の浜で観光に来た親子ら3人が水死するという非常に痛ましい海難事故が発生しました。楽しいはずの宮古島観光が生涯忘れないほどの大惨事となってしまいました。救助、捜索には警察、消防、ダイビング船、そして海上保安署、石垣航空基地ヘリコプター等が出動しましたが、残念ながら3人を助けることはできませんでした。この事故により、やはり海難だけじゃなくて救急体制の強化、これは何よりも最も大切なことだと思っています。そこで伺いますが、現在の宮古島市消防本部の救急体制はどのようになっているのか、そして現状のままでよいのか。それからこの事故だけじゃなくて、これから交通事故とか、特に伊良部大橋の開通後はもう非常に交通量がふえ

ていますので、交通事故のおそれもあります。そういうものに対する体制強化を図る予定はないのか、伺います。

それから、8月10日の事故において救助された小学生の女の子は、近くにいた人が救命ブイを投げたことにより助かったとのこと。そこで、ビーチ周辺に浮き輪、救命ブイですね、それからペットボトル等の常時配置は行われているのかどうか。ペットボトルは、海の事故の場合は距離が遠くて届かない場合もありますけど、川等であれば非常に有効だと言われています。しかし、岸壁からの転落水死事故などは、統計によると大体岸壁から5メートル以内が多いそうです。それぐらいであればペットボトルでも投げることはできると思いますので、この配置状況や、それから今後の配置について伺います。

次に、水産行政について伺います。まず、伊良部漁業協同組合荷さばき場の改築スケジュールについて伺います。これはもう毎定例会で行っていますが、6月定例会では事務所の移転を7月中旬に行い、取り壊しは10月ごろと答弁していますが、現在9月ですけど、まだ動きが見えません。どのようになっているのでしょうか。それから、仮荷さばき場の整備もまだ見えていません。現在荷さばき場が非常に危険な箇所であることは、それは市当局もよくご存じだと思います。この危険性除去のためにも、早目の行動をお願いしたいと思います。

次に、台風後の漁獲高の減少と冷凍庫の増設については、これはあとは順番を逆にすべきだったかもしれないですけど、関連していますので、まとめていきたいと思っています。漁業協同組合の話では、台風15号の前までは10キロ前後のカツオが大漁であったが、台風15号の後ぱったり揚がらなくなってしまった。その要因については、農業と違ってこれほどこまめが台風被害かということが目に見えませんが、その要因についてはもう不明ですが、そして台風15号の後、今度はメバチマグロの収穫量がふえていると聞いています。しかし、ほかの漁港でも同じように収穫量がふえており、値が持たない、いわゆる値が非常に低くて、たまには運送料にもならないときもあるようです。そこで、台風前と大漁時に漁獲して、これを保管し、品薄のときに出荷できるような施設、要するに急速冷凍、これが必要とのことでもありますけど、市としてお考えはないかどうか。現在もたくさんとれているメバチを保管しておいて、年末などの品薄の時期に出せば非常に効果的だということです。そして、もちろん漁師の収入増にもつながっていきます。これを市として検討していただきたいと思っています。現在ある氷感庫でも非常にもう喜んでいますが。漁師屋というのが佐良浜漁港にありますけど、その直売店ができるのもやはりこの氷感庫があるからと、それがなければ全くできなかつたと、これに対してはもう市に対しては非常に大きな感謝を持っています。今度は、急速冷凍でまたみんなの生活向上を図っていただければと思っていますので、よろしく願います。

次に、教育行政について伺います。まず、伊良部地区小中一貫校の進捗状況について伺います。教育課程の整備については大分進んでいるようですが、肝心の用地取得についてはどうなっているのか。用地取得の進行状況や教育課程等について説明してください。現在の状況を説明していただければよろしいです。

それから、今年度全国学力テストの結果について伺います。今年度沖縄県は小学生全国20位と、昨年24位から上昇しましたが、中学校はやはり変わらず8年連続の最下位とのこと。中学校では全国平均の差は縮まったといいますが、差を縮めるだけではこれはどうにもなりません。宮古島地区の結果について伺います。国語、算数、数学について宮古島地区の結果について説明してください。

それから、理科は3年ぶりに抽出ではなく公立小中学校全校となりましたが、今回の状況はどうなっているのか説明してください。

次に、佐良浜小学校の理科室や家庭科室へ入る校舎の老朽化がもう激しくて、コンクリートの剥離、落下、雨漏り等、子供たちにとっては非常に危険な状態です。私も先日見てまいりましたが、この周囲の軒やひさしからの落下、もう本当に非常に危険な状態です。子供たちが通るときに落下した場合は、何か起きたらもう本当に大変な状態ですので、この理科室や家庭科室を他の空き教室に移し、その校舎は解体したほうがよいと思いますが、検討してください。この伊良部地区では、小中一貫校との兼ね合いもありますので、今解体してすぐ新築とか、そういうことはもうできないと思いますが、まず善処策を講じていただきたいと思います。

以上、答弁をお伺いして再質問したいと思います。

### ◎教育長（宮國 博君）

全国学力・学習状況調査についての質問にお答えをします。

まず、本地区の結果の前にはですね、本調査の目的についてご説明申し上げます。全国学力・学習状況調査は、よく全国学力テストというふうな表現のされ方をしますが、これは児童生徒をテストしているのではなく、学習指導要領に適合した教育が実施されているかどうかを調査し、明らかになった課題の改善を図り、継続的な検証、改善サイクルを確立するため、これが目的でございます。なお、平均正答率は正答した割合を示した値で、これは得点ではございません。したがって、児童生徒の達成状況をあらわし、改善を図るための指標と、このようにご理解をしていただきたいと思います。

それでは、全国学力・学習状況調査についてお答えをいたします。小学校では、国語Aで平均正答率は66.9%、全国との差はマイナス3.1%でございます。国語Bでは63.3%、全国差がマイナス2.1%でございます。算数Aで79.4%、全国との差はマイナス0.3%でございます。算数Bでは40.4%、全国差がマイナス4.6%との結果になりました。小学校では、全教科全国平均正答率を下回る結果となりましたが、算数Aにおいては全国との差がマイナス0.3%となり、ほぼ全国水準を保っております。また、無回答率の割合も全教科において全国に比べ昨年度よりも改善されており、粘り強く最後まで問題を解く学習意欲の高まりがうかがえます。中学校では、国語Aで69.9%、全国差がマイナス5.9%、国語Bで59.4%、全国差マイナス6.4%でございます。算数Aで57.2%、全国差マイナス7.2%です。数学Bで34.6%、全国差マイナス7.0%との結果になりました。中学校でも、全教科で全国平均を下回る結果になりましたが、国語A以外は昨年と比べて全国との差を縮めております。また、数学A、Bでは県平均正答率を上回っており、授業改善の結果があらわれているものと考えております。理科の結果につきましては、平成24年度に実施された抽出結果と比較すると、小学校では平均正答率が51.3%から54.8%と3.5%も上回り、全国との差も前回のマイナス9.6%からマイナス6.0%に縮まってきております。観点別に見ますと、自然現象についての知識、理解を問う問題につきましては全国平均を6.2%上回り、一方科学的な思考、表現を問う、これはグラフの問題ですけれども、これには課題が非常にあります。グラフを見分け、科学的な言葉を使うという指導がこれから我々の課題として示されております。中学校でも前回の43.5%から46.4%と2.9%も上回り、全国との差もマイナス7.5%からマイナス6.6%に縮まり、改善傾向にあります。観点別に見ますと、観察、実験の技能を問う問題です。これどういうことかということ、天気の記事とかですね、風向きとか、こういうふ

うなことを読み取るあるいは風向計を使うというような問題でございますが、これは全国平均を8.7%も上回る結果が出ております。一方、科学的な思考、表現を問う問題には少し弱いというようなところ等がございます、このときに多面的、総合的に思考できる指導や、実験をする計画する際に観察あるいは実験を密接に結びつけるような指導がこれから必要だと考えております。この結果は各学校が自校の課題を明確にし、教職員の意識改革及び児童生徒の学ぶ意欲の高揚を柱にし、全職員の協働体制で取り組んだ結果と評価しているところであります。また、各学校が連携した校内研修の持ち方の工夫や講師招聘による授業改善の取り組みによる等、いわゆる魅力ある学校づくり推進事業ですね、教育長裁量予算というふうな言い方をしておりますが、この活用も今回の大きな成果の要因と分析をしております。この成果につきましてはですね、2月の教育の日の教育を考える市民大会において分析、考察の詳細については、議会初め市民の皆さん方に詳しくご報告をするつもりでございます。

#### ◎生活環境部長（平良哲則君）

水難事故について、ビーチ周辺の店等にペットボトルや浮き輪を常時配置することはできないかという質問であります。現在宮古島市では宮古島市水難事故防止推進協議会の活動の一環として、指定された海水浴場を含む11カ所に浮き輪を設置しております。台風等により紛失したりするケースがありますが、随時点検、整備、補充していく体制は整えております。そういう観点から、ペットボトルについてですが、ペットボトルは浮き輪等の設置されていない河川での事故発生時に有効な救助方法であるというふうにされております。しかし、宮古島市においては、同種の機能を持つ浮き輪を常備していることから、現在のところペットボトルの常時配備は予定をしておりません。

#### ◎農林水産部長（砂川一弘君）

伊良部漁業協同組合の改築スケジュールについてであります。6月定例会では7月中旬というふうな答弁を申し上げましたけども、今組合のほうでですね、移転の準備を進めております。仮事務所についても、佐良浜スポーツセンターのほうに移転するというので、これ教育委員会の管理施設ですけれども、教育委員会のほうとも話をつけておまして、そちらのほうに事務所のほうは移転することになっております。これとあわせてですね、仮の荷さばき施設についてもサンマリンターミナルの北側のほうに設置する予定で今作業を進めております。売り場につきましても、そちらと並行する形ですね、そちらのほうに移転、移動させるという計画で今作業を進めております。いずれにしても、その事務所の移転が早く進めば、10月ごろをめどにですね、取り壊しに入っていきたいというふうに思っております。

2つ目の台風後の漁獲高の減少、それから冷凍庫の増設について一括してお答えをいたします。台風後の漁獲高の減少につきましては、漁港のほうにも漁業協同組合のほうにも聞き取りをしたところですけども、台風通過後パヤオでのマグロ、カツオがほとんどとれていないという話をしております。はっきりした原因はわかっておりませんが、一因として潮流の変化等の影響があるものと考えております。

それから、冷蔵庫の増設ということですけども、現在伊良部漁業協同組合の製氷施設は平成23年度に整備され、マイナス20度Cの冷凍施設がございます。マグロやカツオをストックするためには、議員からありました急速冷凍庫が必要であると思っておりますけども、今後ですね、ほかの施設等の整備の要望もかなりありますので、それらの優先順位を勘案しながら整備計画を行ってまいりたいと思っております。

#### ◎建設部長（下地康教君）

まず、大型クルーズ船のバース問題についてというご質問がございました。現在平良港では、平成24年度から平成29年度までの事業期間で、耐震岸壁220メートルの整備を含めた漲水地区複合一貫輸送ターミナル事業第1期工事が進められております。事業の進捗は、今年度締め切りの工事を終え、次年度より埋め立ての工事を行い、平成29年度第1期工事の完成に向け事業を進めてまいっております。現在工事中に伴いバースの利用制限が課題となっておりますけれども、事業完了後は十分対応できるものと考えております。また、7万トン級のクルーズ船に対応するために、耐震岸壁に続き、現在整備されている耐震岸壁でございませけれども、それに続きさらに220メートルを整備し、岸壁総延長440メートルの計画がございませ。

次に、海上保安署の巡視船長山港への配備についてのご質問がございました。宮古島海上保安署によると、巡視船の配備予定は現在配置されている巡視船「のぼる」と同型船、P S型で平成28年度に3隻、平成29年度に3隻の配備を長山港に計画をしております。配備に伴い、航路並びに岸壁の水深等を調査したところ、しゅんせつの必要はないということがございました。現在海上保安署は、長山港管理者である沖縄県と必要な施設整備等についても調整を行っているとのことがございました。

次に、はやて、モンブランのバースの整備についてというご質問がございました。現在モンブランが使用している公共岸壁は、公共施設としての配電及び給水施設が整備されておられません。しかし、現在使用している岸壁は、将来計画では緑地整備の岸壁となりますので、将来整備につきましてははですね、給水、配電施設を整備して、現在と同様な利用ができるよう検討したいというふうに思っております。

次に、伊良部大橋のつけ根から佐良浜漁港への外灯設置についてのご質問がございました。照明がないので暗いというふうで、この対応策ということがございましたんだけれども、伊良部大橋つけ根から佐良浜漁港に向けての道路は市道伊良部130号線であり、外灯設置につきましては我々のほうでは交差点及び見通しの悪い箇所の設置基準をもとに現地調査を行ってこれから対応していきたいというふうに思っております。

#### ◎教育部長（仲宗根 均君）

まず、伊良部地区小中一貫校の新築状況でございます。地権者との交渉につきましては、地権者から売り渡し承諾をいただき、順調に進んでいます。現在は、候補地が学校建設に適地かどうかの判断を行うため土質調査を行っており、結果は10月中旬に出る予定です。適地と判断された場合は、基本計画を進めながら用地購入、用地造成、測量設計、それから基本設計の委託業務などについて検討してまいります。

それと、教育課程編成の進捗状況でございますが、結の橋学園教育課程研究推進協議会を発足しております。教育目標、それから学年区分、指導体制、英語特例校の導入などの教育課程基本構想、これはまだ案の段階なんですけど、は作成してございます。今後は、外部の有識者の助言などをいただき、教育課程基本構想の策定を完了させ、地域住民に説明を行っていく計画になってございます。

それから、あと1点、佐良浜小学校の老朽校舎の解体についてというご質問でございます。佐良浜小学校の老朽校舎の解体につきましては、現在取り組んでおります伊良部地区小中一貫校の進捗状況なども考慮して検討してまいります。ご提案の老朽校舎の特別教室、理科教室の件なんですけど、特別教室を別棟の空き教室に移動させるためには給水設備等の設備が新たに発生することから、現教室の現状を調査し、安全面を確認した上で対応してまいります。

◎生涯学習部長（奥原一秀君）

廃止になりました南部忠平杯のグラウンドゴルフ大会にかわるイベント開催の予定はということについてお答えいたします。

南部忠平杯グラウンドゴルフ大会の趣旨は、県内外のグラウンドゴルフ愛好者の交流を深める冬場の観光振興イベントでありましたが、現在のところ市民スポーツ課においてはこれにかわるイベントの開催の予定はございません。グラウンドゴルフ競技につきましては、多くの愛好者の市民や団体の皆様に広場の施設を提供して市民の健康増進にも貢献しているところであります。なお、生涯スポーツの普及推進につきましては、宮古島市スポーツ推進計画に基づき、市民を対象とした運動教室等の事業を積極的に開催してまいりたいと考えております。

また、新たなイベントが開催できないかという、宮古島チャンピオン大会の提案ありますけども、市のグラウンドゴルフ協会のほうにちょっと打診をしてみたいなと思っております。

◎消防長（来間 克君）

救急体制の強化でございます。本消防本部の救急車の配備台数は、国の定める消防力の整備指針において3台となっており、近年増加傾向にある救急事案に対応する必要があるため、平成25年において新たに1台の高規格救急車の配備をしているところであります。それによって、現在4台の高規格救急車による救急活動を実施しているところでございます。消防本部としては、引き続き施設の充実と職員の研修派遣等による人材育成を図り、救急体制の強化を図ってまいりたいと思っております。

また、現在10名の職員で行っている指令業務が平成28年4月から県全体に行うこととなっており、それに伴い指令業務を行っている職員が他の部署に配置する予定であり、消防体制の強化につながると考えております。

◎佐久本洋介君

幾つか再質問したいと思います。

平良港のバース整備については、これから順次行われていくようですので、できるだけ早目の整備をお願いしたいと思います。今のスタークルーズ、スーパースターリブラ号ですか、あれよりもっと大きなクルーズ船が寄港できるような、7万トン級ということですので、観光振興のためにも非常に大事なことです。バースの整備はしっかりやってもらいたいと思います。

それから、離島である宮古島市は、やはり物資の輸送にこの海上輸送、これが非常に重要なもので、その確保のためにもやはりバースの整備は必要だと思っております。聞くところによると、今台風とかの後あるいは台風の前等に物資を乗せてきても非常に天候の、バースの向きといいますかね、それによって入港できない場合もあると聞いています。そういうことも改善していかないと離島の物資輸送には非常に支障が出ると思っておりますので、これは国や県と一緒にしっかり整備していただきたいと思っております。

それから、海上保安署の巡視船の長山港への配備については、現在のところしゅんせつ等をやる必要はないということですので、それだけじゃなくて、この港の周辺、この辺の整備もやはり海上保安署の巡視船が来る以上は、しゅんせつは必要ないというだけじゃなくて、この港周辺の整備も一緒に話し合っただけでいただきたいと思っております。

それから、はやて、モンブランのバースは、緑地帯になっても今の場所で係留できるということですので

で、よろしくお願いします。

それから、伊良部大橋つけ根から佐良浜漁港への外灯設置については、建設部長もやはり必要だということにはわかっていると思いますので、これも早目をお願いします。

南部忠平杯にかわるグラウンドゴルフ大会については現在のところ予定はないということですので、愛好者の皆さんには市の施設を利用しまして、この復活ができるまで一生懸命練習に取り組んでいただきたいと思います。

水難事故については、非常にこのビーチの周辺のお土産店とか、そういうところに配置してもらえれば一番いいと思いますけど、どうも聞くところによると救命ブイとか浮き輪とか配置しても何かなくなるそうですね。これは、もう本当に市民がしっかり考えてもらわないといけないことです。せっかく配置しても、それが誰が持っていったのかもわからないような形で減っていくそうです。非常に残念なことです。

それから、伊良部漁業協同組合の改築スケジュールについてですが、これは漁業協同組合も、例えば6月定例会の答弁で7月の予定ということになったもんだから、もういつでも引っ越せるように準備はしているんです。移転できるように。その移転するためにも、やはり仮荷さばき場とか仮売りの整備を急がないことにはなかなかできないと思います。その仮荷さばき場と仮売りの具体的な説明をお願いしたいと思います。

それから、急速冷凍庫の増設については、ほかのところとの関係もあって今すぐというのは難しいということですけど、できるだけ検討して早目にやっていただきたいと思います。

次に、教育行政についてですけど、この間の新聞で見たんですけど、沖縄県全体でも理科離れが非常に進んでいるそうですね。これは原因の分析までは見ていないんですけど、理科が一番大事なのはやっぱり観察とか実験とかが一番大事だと思いますね。特に実験や観察によって科学へのいろんな興味を喚起するような、そういう授業が必要だと思います。その辺の観察や実験等のこういう授業はどのように行われているのか。例えば観察する場合に、野外観察とかは例えば季節ごととかね、行われているのか、それから実験器具などはしっかりしているのか、その辺を説明していただきたいと思います。

それから、教育長がさっきお答えになりましたけど、学力調査の目的はわかります。この学力調査によって分析して、そして授業の改善や指導のやり方に持っていくためのものだという、それはわかります。問題はその後なんです。そうして授業の改善指導を行って、これが翌年には次の年に学力調査の結果として出てくるはずなんです。だから、目的というのはわかりますけど、その結果を出すために改善も指導の仕方も分析もやっているはずですから、それがどのようにして、生かされていないのか、生かされているのか非常にあやふやですけど、教育長、その辺をもう一度教えてください。

それから、小中一貫校については、用地取得のめども立っているようですので、その点については大丈夫だと思うんですけど、現在の予定地で作る場合に埋め土をしたり、そのときにはもうすぐ工事はできないはずなんです。地盤沈下も考えないといけないし、何年か置かないといけないと思います。それから、現状のまま使うにしては、今度はこぶ地になっていますので、排水設備などがどうなるのか、その辺を、そしてそれをやっていて本当に平成29年度の開校に間に合うのかどうか、それをお答えいただきたいと思います。

答弁をお聞きして再質問をしたいと思います。

◎教育長（宮國 博君）

まず、理科離れについてでございます。大変このことはですね、私どもも深刻に受けとめております。それで、昨年度のいわゆる抽出結果を踏まえて、今年度はその結果に基づく指導を進めてきたところでございます。それは、先ほど申し上げたとおりですね、ポイント数は上がってはきておりまして、その分野においては全国平均まで行っているというところもでございます。ただ、先ほど議員おっしゃったように、表現、取りまとめですね、こういうふうなところがなかなか宮古島市の子供はこれからの課題として残っているということでございます。

調査の結果はどのように生かされているかというふうなことなんですが、学年進行によってしかこの成果は出てこれませんので、今、去年やったからことしも成果がどう出たかというふうなことじゃなくしてですね、去年の生徒の調査と今年度の生徒の調査は対象が違います。ですから、これはことしの生徒、去年の生徒は学年進行にいて中学校で調査が行われますので、その経過の形は中学校に行きってしっかりと確認できるとこういうことです。

それから、先ほど、少し戻りますが、理科離れについてはですね、我々宮古島市教育委員会としても大変懸念をしておりますですね、ことし秋田県との交流事業の中で理科の先生を秋田のほうに派遣しております。向こうでいろいろ研修を深めてですね、夏休みのときに宮古島に帰ってきて、学校の先生方にその中間報告の形で授業改善の報告会を持っていると、こういうふうな作業を地道に続けているところでございます。したがって、調査結果を生かすということについては、授業改善の中でこれはしっかりと取り組んでいると、こういうことであります。

次に、一貫校の土地の問題なんですが、できるだけ現状の形を利用しながら、整形を加えて校地として利用していきたいと、こういうふうな考えでございます。したがって、今度ですね、10月の半ばごろに出てくる土地の調査の結果を見てしっかりとした計画を立ててまいります。一貫校の平成29年度の開校は難しいんじゃないかというふうなお話ですが、今から我々の作業がどれだけ進むかによってこの判断は出さなければならない時期が来ると思うんですが、今現在においては平成29年度の開校を目指していると、こういうふうなご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎農林水産部長（砂川一弘君）

伊良部漁業協同組合の改築スケジュールの中で、仮の荷さばき施設、それから仮の売り場の件ですけども、仮の荷さばき施設につきましてはサンマリンターミナルの渡り廊下を利用しまして、今屋根を設置してございます。あわせて、コンテナ棟も設置をさせていただいております。それから、仮売り場ですけども、サンマリンターミナルの裏側、道路を隔ててですね、裏側のほうに土間を打ってですね、そちらのほうで仮の売り場を設置をしていきたいと思っております。いずれにしても、漁業協同組合と協議をしながら早目に進めていきたいというふうにお思っております。

◎佐久本洋介君

答弁ありがとうございました。

少し所見を述べて終わりたいと思ひます。ことしに入ってから、去年から続いておりますけど、職員の停職、そして今また出てきている不法投棄ごみの処理問題、次から次へで、非常に多過ぎます。これは、もう市民も本当に唖然としている状態です。職員の皆さんには、もう少し緊張感を持って職務に当たってい



ただきたい。今の状態では、幾ら市長がよい行政をしたい、よい政策を持っていきたいと、これを行おうとしても執行するみんなが今の状況では、これは到底できません。職員の皆さんは公僕という立場でいますけど、それだけじゃないと思うんです。その以前に一市民として、一社会人としてルールを守って、そしてお互いのモラルの向上に努めていく、これは当たり前のことだと思うんです。

(「議員はどんな」の声あり)

#### ◎佐久本洋介君

議員も同じです。このごみの不法投棄問題については、やはり真相解明が行われるべきだと思っています。職員の皆さんについては、非常に市民は厳しい目を持っています。先ほどありましたけど、議員に対しても同じです。みんなでしっかり肝に銘じて頑張っていかなきゃならないなと思っています。

それから、これは市長へのお願いですけど、市長にも定期的じゃなくてもいいですから、各支所、各出先機関、それから各部署、そういうところにも出かけていきまして、市長みずからコミュニケーションをとっていただきたいと思っています。それによつては大分変わると思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

#### ◎議長(眞榮城徳彦君)

これで佐久本洋介君の質問は終了いたしました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時半から再開いたします。

休憩します。

(休憩＝午前11時52分)

再開します。

(再開＝午後1時30分)

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

#### ◎前里光恵君

会派21世紀新風会の前里光恵でございます。

一般質問を行う前に、一言御礼を申し上げたいと思います。かねてより建設中でございました鏡原幼稚園の園舎が立派に完成いたしましたので、2学期から全児童がにぎやかに真新しい教室ではしゃいでおります。市長を初め教育長並びに施工業者関係各位の皆さんに心から厚く御礼を申し上げます。校長先生にお聞きしますと教室もかなり厳しい状況になるということでもありますので、引き続き教室の建設についてもよろしく願いいたします。6月定例会でプールを壊して増設をという話は、絶対あつてはならんという校長先生のお話がありましたので、教育長にお伝えしたいと思います。

それともう一点は、今古い園舎のほうを解体しております。正門の近くで子供たちの出入りが激しいですので、絶対事故が起きないように、最新の注意、万全を期して工事を行うよう、教育長からお伝えをいただきたいと思っております。

それでは、平成27年9月定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。市長を初め当局の市民にわかりやすいご説明、ご答弁をよろしく願いをいたします。

まず初めに、市長の政治姿勢についてご質問をいたします。最初に、不法投棄ごみ残存問題についてお

伺いをいたします。去った4月15日に下地敏彦市長は、不法投棄ごみゼロ宣言の記者会見を行いました。しかし、6月定例会でごみ残存を指摘され、ごみが残っている現状が報道されるなど、城辺、保良地区2カ所と友利地区1カ所、計3カ所の不法投棄ごみが大量に残っていることが判明をいたしました。しかも、市が県に対して1,090トン処理したと報告したことについては、担当課の職員が実際に処理した数量が大きく乖離していたため、業者に水増しの指示やデータの改ざんを行い、947トンの過大な報告を行ったことも明らかになったわけでございます。本市職員と処理業者が一緒になってデータを改ざんし、虚偽の報告が行われた事件は、まさしく前代未聞の事案であり、甚だ残念であり、遺憾でございます。

そこで、次の17点についてお伺いいたします。1、ごみ処理のための予算を2,300万円と計上した根拠についてお伺いします。

2、不法投棄ごみの残存量は何トンと見積もったのか。

3、予定価格は幾らだったのか。処理予定価格ですね。

4、業者指名は何社か。

5、入札参加は何社か。

6、入札は、どの課が実施したのか。

7、入札結果は幾らか。

8、業者との委託契約書には、ごみの処分量は何トンと明記されているのか。

9、字友利、字保良2カ所、合計3カ所の不法投棄ごみの撤去量は、それぞれ何トンと報告をされていたのか。

10、一般ごみ、産業廃棄物ごみ、リサイクルごみの実際の撤去量について、実績についてそれぞれ何トンだったのか、お答えください。

11、3カ所の現在の残存ごみ量は何トンか。

12、公文書のデータ改ざん、計量伝票の改ざんは、誰がどのような方法で行ったのか。

13、業者への支払い月日と金額について、また支払いの根拠についてお伺いをいたします。

14、ごみ処理量虚偽報告に対して業者の責任とペナルティーについて当局はどのようにお考えか、お伺いをいたします。

15、所管課の担当職員の処分と担当部長の処分についてお伺いをいたします。

16、行政のトップである市長の責任とみずからの処分についての市長のご見解をお聞かせいただきたいと存じます。

17、今回の不法投棄ごみ処理事業の入札の方法には不正行為の疑いがあり、談合入札の疑いがあると考えますが、当局は今後どのような方法で調査を行うのか、具体的な見解を求めたいと思います。

次に、教育行政についてお尋ねをいたします。1点目に、閉校になった宮原小学校の跡地利用について、教育委員会の方針について宮國博教育長のご見解をお伺いいたします。

2点目に、本市の小中学校の児童生徒の学力向上について、取り組みについてお伺いいたします。また、本年4月に実施された学力テスト結果についてお伺いをいたします。それから、学力テストの結果についての評価について教育長はどのようにお考えか、評価されているのか、ご感想をお伺いいたしたいと思っております。

3点目に、学校経営と開かれた学校づくりの推進について、教育長のご見解をお聞かせください。

4点目に、道徳教育と人権教育の充実について、取り組みについてお尋ねをいたします。

5点目に、本市宮古島市は僻地になるかと思いますが、僻地教育の充実について宮國博教育長のご見解をお伺いいたします。

次に、環境行政について質問をいたします。1点目に、現在市が工事中のごみ処理施設等整備事業の現在の進捗状況、進捗率についてお伺いいたします。

2点目に、今議会の一般会計補正予算の中で、4款衛生費の塵芥処理費委託料2,417万3,000円が予算計上されておりますが、事業の概要についてご説明をいただきたいと思います。

次に、児童福祉行政についてであります。1点目に、待機児童解消支援基金事業の現在の取り組みについて、また待機児童対策特別事業補助金についてお伺いをいたします。

2点目に、宮古島市出産祝金交付金事業の現在の取り組みとこれまでの交付実績についてお伺いをいたします。

3点目に、地域子ども・子育て支援事業とはどのような事業か、取り組みについてお伺いをいたします。

次に、農漁業集落排水事業の現在の取り組みについて、また今後の事業計画についてお伺いいたします。

次に、宮古土地改良区の運営についてでございますが、1点目に社団法人宮古土地改良区とはどのような組織か、お伺いをいたします。

2点目に、運営に当たっての予算の概要について、また国、県、市の補助金及び負担金の割合についてお聞かせいただきたいと存じます。

3点目に、平成26年度の予算と決算についてご説明ください。

4点目に、宮古土地改良区と農家とはどのような関係になるのか、また受益者農家の負担金についてお答えを願いたいと存じます。

5点目に、市は補助金や負担金を宮古土地改良区に支出しているし、現在宮古土地改良区の理事長は下地敏彦市長でございます。市長は、補助金や負担金を支給する市の長と受給する土地改良区の長を兼務しておりますが、兼務は法的に問題はないのか、どのようにお考えか、市長のご見解をお伺いいたします。

6点目に、市長が宮古土地改良区の理事長を兼務することのメリットは何なのか、お尋ねをいたします。

7点目に、宮古土地改良区の理事長の報酬は幾らか、お伺いをいたします。

次に、地域振興行政についてご質問をいたします。伊良部大橋開通による地域振興と下地島空港利活用事業との連携について、今後どのような形で取り組んでいくのか、当局の見解を求めたいと思います。

最後に、海上保安行政についてであります。1点目に、宮古島海上保安署の山本署長から、去った9月3日に下地敏彦市長に対して巡視船の増強配備について報告がされているかと存じます。報告の内容について詳しく、市民にわかりやすくご説明をいただきたいと思います。

2点目に、巡視船の増強配備の目的は何か、概要についてお伺いをいたします。

3点目に、宮古島に海上保安航空基地の整備と急患輸送専用のヘリポートの建設、さらにヘリコプター配備が必要と考えます。当局のご見解をお伺いいたします。

以上質問し、答弁をお聞きして再質問を行います。よろしく願います。

◎市長（下地敏彦君）

不法投棄ごみの残存問題について、行政のトップである市長の責任はということですが、行政機関の長である私に管理監督責任があることは当然であります。今議会の冒頭でも申し上げましたが、市民並びに市議会に対し、行政に対する信頼を揺るがしたことに深くおわびを申し上げ、行政に対する信頼回復のため、一生懸命行政運営に今後とも努めてまいります。

次に、宮古島海上保安署の増強の問題についてであります。去る9月3日に宮古島海上保安署から、平成28年度予算概算要求について説明を受けました。その内容は、尖閣諸島周辺で多発する外国漁船による違法操業などに対する取り締まりを行うため、平成28年度に新たに巡視船3隻を配備し、平成29年度においても同型船3隻を増強する計画との説明を受けました。また、平成28年度には宮古島海上保安署を保安部に格上げする計画の説明も受けております。

#### ◎副市長（長濱政治君）

宮古土地改良区の運営について、市長が兼務していることに法的に問題はないと考えるかということでございます。本市は、農業の生産性の向上と経営の安定化、農地の集団化を図り、効率的な土地利用を促進するため、土地改良事業等の整備に積極的に取り組んでおります。そのような中で、宮古土地改良区は農業水利施設の管理を主に行っております。土地改良区は土地改良事業を行政にかわって実施する農業者の組織であることから、本市のみならず全国的にも市町村長が理事長を兼務しており、何ら法的に問題はないと考えております。

もう一つ、地域振興行政について、伊良部大橋開通による地域振興と下地島空港の利活用です。ことし1月に伊良部大橋が開通したことに伴い、伊良部島―宮古島間において人、物の動きが活発化し、市民及び宮古島を訪れる人々の利便性の向上が図られ、伊良部地域の活性化に大きな動きが見られます。現在、伊良部地域の振興を図るため、伊良部島と下地島間の入り江整備を進めており、また伊良部島の恵まれた資源を生かすため、伊良部地区観光地整備総合計画の策定に取り組んでいるところです。今後は、県が進めている下地島空港及び周辺用地の利活用促進事業と連携しながら、伊良部大橋開通に伴い相乗の効果が図られるよう必要な振興策を講じていく考えでございます。

#### ◎教育長（宮國 博君）

まず、教育委員会に対する質問の中で、閉校になった宮原小学校の跡地利用については、これは教育部長のほうから答えさせます。

続いて、本市の小学校、中学校の児童生徒の学力向上について、それから実績と評価についてでございます。全国学力・学習状況調査は、4月21日に行われました。その結果につきましては、8月25日に公表されております。結果につきましては、午前中佐久本洋介議員に答弁したとおりでございます。今年度の全国学力・学習状況調査について教育長の見解ということですが、極めて厳しい状況にあるというふうなことは認識をしております。しかしながら、今我々が進めておりますところの学力向上の取り組みについて、この体制を確立して宮古島市の学校と宮古島市がベクトルを一つにして目標に向かう努力を続けているところであり、近々必ず全国レベルに達するものと信じているところでございます。

次に、学校経営と開かれた学校づくりの推進でございますが、まず地域に開かれ、信頼される学校を実現するためには、保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携強化していくことが求められます。同時に、保護者や地域住民が学校とともに地域の教育に責任を負うという認識のも

と、学校運営に積極的に協力していくことも重要と考えております。各学校においては、保護者、地域住民が参画しやすい環境を整え、開かれた学校づくりを積極的に促進していく必要があります。そのためには、学校長が必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の意見を聞くための学校評議員制度の活用及び学校評価、学校評議員、保護者、児童生徒などから得たアンケート等を公表するなど、情報提供を通して保護者や地域住民に対する説明責任を果たすとともに学校、家庭、地域の共通理解を深め、連携、協力を促進し、教育の質の向上を行わなければなりません。これらの活動を通して開かれた学校づくりを各学校が地域や子供たちの実情に応じて主体的に創意工夫して教育活動を展開し、自主的、自律的な学校運営ができるよう、我々教育委員会としても学校との連携強化を図ってまいります。

次に、道徳教育と人権教育についてでございます。まず、学校における道徳教育です。管内の小中学校においては、豊かな心を育成するための道徳教育、人権教育の充実について推進しております。道徳教育は、各学校において学習指導要領に準じて年間指導計画が作成されております。自他の生命を尊重する心を基盤に毎週1時間行われる道徳教育の時間をかなめとして、学校の教育活動全体を通じて指導が行われております。学校における人権教育については、自他の人格を尊重し、共生の心を育むことを重視した全体計画に基づき各学校に人権委員会が組織され、人権を考える日を毎月1回設定して教育活動全体を通じて推進されております。教育委員会としては、各学校の道徳教育及び人権教育の充実を図るため、教員の資質、力量を高めるための教員研修等を推進するなど保護者、地域社会とも連携して管内の児童生徒の豊かな心の育成に向けた取り組みを行っています。

次に、僻地教育の充実でございます。僻地教育の充実は、もう本市教育の重要な柱でございます。本市は、全域が僻地に指定されております。僻地の学校の特性として小規模校、福祉学級等が挙げられますが、本市の僻地における教育活動についてはその特性として、少人数の不利益が生じないように児童生徒一人一人のきめ細かな学習指導の充実に取り組んでいきます。本来なら適正規模の学校が望ましいと考えますが、適正規模に満たない小規模校においては異学年集団による複式学級の充実も現在図っていかなくやならないという課題がございます。本市では、地域の人材、恵まれた自然や地域独特の伝統文化が存在するなど多くの教育資源も活用できる環境が整っており、地域連携を図ることのできる状況を僻地の強みとして教育していくことが、心豊かでたくましい生きる児童生徒の育成につながるものと思っております。私の見解を問われているわけですから、以上の形でまとめてみました。この中で、これ見解の話でございますので、質問等がございましたらまた受けたいと思います。

◎総務部長（村吉順栄君）

不法投棄ごみ残存問題の所管課の担当職員と担当部長の処分についてお答えいたします。

今回の不法投棄ごみに関する一連の問題につきましては、現在担当課に対し報告を求めているところであり、その報告書が届き次第内容を確認し、懲戒分限に関する指針に照らし合わせ、対象となる職員については職員懲戒分限審査委員会への諮問手続をとる方向で考えております。

◎福祉部長（譜久村基嗣君）

質問が3点ございまして、順に説明をいたします。

まず最初に、待機児童解消支援基金事業の現在の取り組みについて、補助金の事業内容というご質問でございました。補助金の事業の種類が3つございまして、まず1つ目が保育所等整備補助金、それから保

育対策総合支援事業費補助金、最後に待機児童対策特別事業補助金ということになっております。順次説明いたします。

保育所等整備補助金は、保育所待機児童の解消を図ることを目的として、保育所等の新設、修理、改造などに要する経費の一部を充てるために国が交付する交付金でございます。また、保育対策総合支援事業費補助金は、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育所等の設置による保育の受け皿の確保や保育を支援する保育士の確保に必要な措置を総合的に講ずることで待機児童の解消を図るとともに子供を安心して育てることができる環境整備を行うことを目的としており、今回活用する事業は小規模保育所改修費の支援事業でございます。

次に、待機児童対策特別事業補助金についてでございますが、この事業は認可外保育施設に入所している児童の処遇向上や認可外保育施設の保育の質の向上及び認可化促進など一体的に図ることを目的としており、今回活用する事業は認可化移行支援事業でございます。事業に係る経費の負担割合は、県が10分の9、それから市が10分の1となっており、事業費の事業者の負担はございません。対象となる経費は、認可外保育施設の運営に必要な費用、それから保育所の開設準備に必要な費用となっております。当該補助金での認可を受けて支援していく園は、新たに認可外保育園が3件となっております。

次に、宮古島市出産祝金交付事業の現在の取り組み、これが事業内容と、それから平成26年、平成27年度の実績がどうなっているかということでございます。この事業は、次代を担う子供の誕生を祝福し、その健やかな成長を願い、子育て支援をするとともに保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的としています。祝金の交付対象者は、出生時の父母として出産予定日の6カ月前から宮古島市に住所を有し、出産後も出生児と同居または監護している者で、申請時期は出生後3カ月を経過し、1年以内となっております。出産祝金は同一世帯の第3子以降、出生児1人につき5万円以内となっております。申請は市役所の各庁舎で行っております。取り組みといたしましては、主に当該事業を紹介するところにあると考えておりまして、出生届け出時において当該事業の紹介をしているところです。また、宮古島市の広報紙、それから地元マスコミへの掲載、それから保健センターにおいて保健師からの情報提供などもしていただいているところでございます。実績といたしましては、平成26年度は100人の方に交付しております。今年度は4月から8月までの5カ月間ですが、これは金額で310万円程度ですけれども、既に62人の方に交付しており、予算不足が見込まれておりまして、今議会に61人分、305万円を今度の補正増額を計上してお願いしているところでございます。

次に、地域子ども・子育て支援事業とはどのような事業かということについて説明をいたします。平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度において、共働き家庭だけでなく、全ての子育て家庭を支援する事業で、利用者支援事業や放課後育児健全育成事業、これ放課後児童クラブですが、それから地域子育て支援拠点事業などを総称いたしまして、地域子ども・子育て支援事業と言っております。本市においては、これまで放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリーサポートセンター事業、それから乳児家庭の全戸訪問事業、妊婦健康診査、それから一時預かり事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業を実施しております。今年度より子供またはその保護者に教育、保育、保健などの子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談、助言などを行う利用者支援事業、それから保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について児童養護施設に入所さ

せる事業である子育て短期支援事業を新たに実施しているところでございます。

◎生活環境部長（平良哲則君）

答弁をする前に、数量の訂正とおわびをいたしまして答弁をいたします。

去る9月2日の9月定例会本会議の質疑の中で、平成26年度不法投棄ごみ撤去委託業務の処理量を「約143トン」と説明しましたが、当日の議員の質疑を受けて再度処理量を精査し、「約134トン」の数量を確認しましたので、訂正し、おわびを申し上げます。約9トン減となった主な理由は、4トン車のカードを2トン車に使用したために伴う減や転記ミス等の報告を受けております。正確に計量したデータや伝票と水増ししたデータ伝票が混雑しているため、なかなか数字を固めることができず、議会に対し何度も訂正を行い、大変申しわけなく思っております。

それでは、順を追って答弁をいたします。まず、1点目のごみ処理のための予算を2,300万円と計上した根拠であります。当該箇所は除去困難場所である崖下にあつて、危険であることから回収作業のための調査ができませんでしたので、業者に見積もりを依頼し、その提示額を根拠に予算を計上しております。

ごみ残存量は何トンと見積もったかということですが、ごみの残存量については県が平成22年度に公表した数量で、保良東600トン、保良ロラン東750トンで見積もりをし、友利は県の統計上、計上されていなかったことから、担当が現場を調査し、約300トンと見積もりました。

次に、予定価格は幾らだったかということですが、予定価格は2,295万円であります。

次に、業者指名は何社であるかということですが、業者指名は5社を指名しました。

入札参加は何社かということですが、入札は5社が参加しています。

入札はどの課が実施したかということですが、入札は環境衛生課が実施しております。

入札結果は幾らかということですが、税抜きでは2,085万円、税込みで2,251万8,000円であります。

業者との委託契約書にはごみの処理量は何トンと明記されているかということですが、県への報告等に基づくごみの量は存在すると考えていましたが、不法投棄場所が崖下などの危険な場所であるため処理可能数量が確定できなかったことから、数量を明記する契約にはしませんでした。

次に、字友利と字保良の2カ所、合計3カ所の不法投棄ごみの撤去量はそれぞれ何トンと報告されていたのかということですが、業者から市に対する報告数量は、保良東が373.3トン、保良ロラン東が440.6トン、友利が276.1トンの合計1,090トンであります。

次に、一般ごみ、産業廃棄物ごみ、リサイクルごみの実際の撤去量についてであります。一般ごみは約130トンであります。産業廃棄物ごみが約5トン、リサイクルごみが冷蔵庫10台、テレビ17台、洗濯機7台であります。

次に、3カ所の残存ごみ量は何トンかということですが、3地区の合計で114.4トンであります。

次に、公文書のデータ改ざん、計量伝票の改ざんは誰がどのような方法で行ったかということですが、これにつきましては担当職員が業者からの実績報告にある1,090トンのデータ及び計量法を作成しております。

次に、ごみ処理量虚偽報告に対して業者の責任とペナルティーについてであります。ペナルティーについては建設業についてのみしかありませんので、宮古島市工事請負契約に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要領をこれに準用して対処したいというふうに考えております。

次に、今回の不法投棄ごみ処理事業の入札の方法には不正行為の疑惑があり、談合入札の疑いがあると考えられるが、当局はどのような方法で調査を行うのかということですが、これにつきましては今月末にも指名審査会に準拠した調査組織を立ち上げて、同事業の入札行為に問題がなかったか、調査をします。

以上が不法投棄ごみ残存問題に対する答弁でありました。

続きまして、環境行政について、新ごみ処理施設について答弁をいたします。現在工事中のごみ処理施設等整備事業の進捗状況と進捗率であります。現在建設中の新ごみ焼却施設等建設工事は平成26年6月に本体施設の工事に着工し、現在の進捗率は焼却炉や機械類の工場製品製作を含め、約80%で進捗しております。

次に、同じく環境行政でありまして、今議会の一般会計補正予算の中で、塵芥処理費委託料2,417万3,000円の予算計上があります。その事業の概要であります。これは現在建設中の新ごみ焼却施設等建設工事がことし12月に完了し、焼却施設の試運転が年明けの1月から3月にかけて実施されます。この新ごみ焼却施設の負荷試験運転の3カ月分に係る費用が今回の委託料の補正というふうになっております。

#### ◎農林水産部長（砂川一弘君）

宮古島土地改良区の運営について、まず初めに社団法人宮古土地改良区はどのような組織かということですが、宮古土地改良区は宮古島における農業水利施設の管理業務などを目的に、平成元年8月に沖縄県知事から認可を受けた土地改良法第13条に基づく社団法人でございます。主な業務の内容は、国営、県営、団体営で造成された畑地かんがい施設の維持管理を行っております。

次に、運営に当たっての予算概要について、国、県、市の補助金及び負担割合はということですが、平成26年度の当初予算ベースでお答えをさせていただきます。宮古土地改良区の当初予算は1億9,200万円で、その内訳は国、県、市からの補助金、負担金が合計8,852万2,000円となっており、当初予算の47.8%となっております。また、市独自の負担金はありませんが、補助事業関連からの市の負担金は合計で1,220万1,000円となっており、当初予算に占める割合は6.3%となっております。

次に、平成26年度の予算と決算についてということですが、平成26年度の決算につきましてはまだ総会が開かれていないことから答弁は控えさせていただきたいと思っております。ちなみに平成25年度の決算については、収入総額で1億9,290万8,000円、支出総額が1億7,656万3,000円となっております。

次に、宮古土地改良区と農家とはどのような関係になるのか、受益者農家の負担金はということですが、宮古土地改良区と農家との関係は、農家は土地改良区の組合員となります。農家負担金は、平成27年度4月より年間10アール当たり2,000円となっております。

それから、市長が宮古土地改良区の理事長を兼務することのメリットはということですが、宮古地区の農業振興並びに宮古島経済にとって農業用水は大変重要なものであり、農業用水を一元的に管理することは大変意義のあることだと考えております。整備された畑地かんがい施設は、宮古土地改良区によって管理されます。このことから、市長が土地改良区の理事長を引き受けることが整備から管理まで一元的な管理体制の構築がなされ、有益であると考えます。

それから、土地改良区理事長の報酬はということですが、宮古土地改良区の理事長としての報酬は年間10万円となっております。



◎建設部長（下地康教君）

海上保安行政について、2点ほどご質問がございました。

まず、1点目に、宮古島海上保安署の増強配備の目的は何かというご質問がございました。尖閣諸島周辺海域において、外国船等による不審事象、不法行為等に対する迅速かつ的確な対応を行うためとしてございます。

次に、宮古島に海上保安航空基地の整備と急患輸送専用のヘリポートの整備が必要ではないかというご質問がございました。県内を管轄する第11管区には、那覇市と石垣市に航空基地があります。現在、宮古島周辺区域は両航空基地でカバーをしてございます。県内に2カ所の航空基地を持つ管区は特別であり、宮古島への航空基地の整備については、現在のところ計画はないということがございました。

◎上下水道部長（砂川 巖君）

農漁業集落排水事業の現在の進捗状況、また今後の事業計画についてというご質問にお答えいたします。

現在、機能強化事業で比嘉地区の維持管理機能強化及び経年劣化に係る改修工事を進めております。また、今後の計画ですが、順次に機能強化事業による維持管理機能強化及び経年劣化対策を進めていく計画でございます。

◎教育部長（仲宗根 均君）

閉校になった宮原小学校の跡地利用についてお答えをいたします。

現在、宮原小学校の跡地利用は、バドミントン、剣道、ミニバスケットなどのグループが体育館を使用しておりまして、グラウンドはグラウンドゴルフなどで使用されています。また、災害時の避難場所にも指定されております。今後の宮原小学校跡地利用については、地域づくり、市の財政状況、避難施設並びに耐震化の状況などさまざまな条件を勘案しながら地域住民の意見も伺いつつ、総合的に判断し、決定される必要があると考えます。そのようなことから、これ（仮称）でございますが、宮古島市閉校施設等活用に関する指針を現在策定中でございます。

◎会計管理者（宮国高宣君）

不法投棄ごみ残存問題についての業者への支払い月日と金額について、また支払いの根拠についてお答えいたします。

業者への支払いは、5回に分けて支払いをしました。第1回平成26年12月12日、第2回平成27年1月14日、第3回平成27年2月13日、第4回平成27年3月13日、第5回平成27年5月8日の5回に分けてそれぞれ450万3,600円ずつ支払いをし、合計で2,251万8,000円支払っております。

支払いの根拠につきましては、宮古島市会計規則第62条の第1項の規定及び本委託契約書の契約約款の第9条の第1項及び第2項の規定に基づき支払いをしております。なお、会計課からの支払いの支出の確認の方法は、原則として書類に基づく形式審査をもって足りるものと解しております。形式審査とは、支出負担行為の内容を示す関係書類として、例えば契約書、請求書、検査調書等の書面の検査によって確認しております。今回の平成26年度不法投棄ごみ撤去委託業務につきましては、必要書類として委託契約書、完成通知書、検査調書、業務状況写真、引き渡し書、あと請求書をもって支払っております。

◎前里光恵君

ご答弁いただき、ありがとうございます。再質問をさせていただきたいと思っております。

予定価格についてもお聞きをしました。2,295万円だったということですが、これ公表されましたか、これひとつお答えください。

それから、きょうの新聞に載っていますけども、友利追加の件にも疑問があるということが出ております。当初の見積もりが保良の2カ所で見積もってもらったと。しかし、県の指摘で友利が出てきたと。ところが、当初の見積もりどおりに工事予算を組んだんじゃないのかと。要するに議会終了翌日に見積もり依頼をしたと、こういうことが出ておりますが、これはどちらが正しいですか、これこの報道は。お答えください。

今回の指名入札については環境衛生課が行ったということですが、何名の職員でこの指名をし、指名委員会みたいなものができたのか、そして入札を行ったのか、これについてもお答えください。

これまで公共工事、公共工事じゃないと部長がおっしゃっていますけれども、公共事業に関しては指名委員会で指名をし、入札をしていたのかなという思いがあったんですが、委託業務に関しては各担当課でやっているようなお話がございます。このこと自体が問題の発端じゃないのかなと。やはりある一定の金額からは、指名委員会、組織ございますからね。委員長、これは長濱副市長でございます、11名の皆さんが……失礼。11名じゃないですね。指名委員会の皆さんがいるわけですのでね、その中で行うべきじゃなかったのかと。こういう見直し必要じゃないのかと思います、いかがお考えですか。これについてもお答えをいただきたいと思います。

当局がこの不正、ごみ処理量虚偽報告がわかったというのが8月19日ですという答弁を質疑の中でされておりますね。実はその日は、我々21世紀新風会と宮古会、現場視察をしているんですよ。現場3カ所視察をして、どう考えてもこの崖下3カ所から1,090トンという数量のごみの処理は無理と、これ物理的には無理だと、こういう思いを強くしてまいりました。役所に戻ってですね、部長、課長、補佐を交えて意見交換をいたしまして、その中で厳しくこの数量は不正じゃないのかという追及をいたしました。1,090トンというトン数を考えたら大変ですよ。手作業である崖下から、3カ所から運び出すというこの物理的な無理な結果。10トンダンプ、10トン積むから10トンダンプと言うんですね。4トンは4トン積むから、2トンは2トン積むから2トンダンプ。これ最大積載量なんですよ。10トンダンプに10トン積んで100台ですよ、1,000トン。どう考えてもこれが無理であることは、私みたいな素人でもすぐわかること。ほかの議員の皆さん、これはもう運送業の経験もあるし、みんなわかっているんです。こういう方々の指摘、議員の指摘を受けてプロの指摘を受けたと、生活環境部長、そう答えているんじゃないですか。ほかに本当のプロの指摘があったんですか。ですから、我々21世紀新風会と宮古会が厳しく詰問をした結果、この不正を認めていると私は思っていますけど、事実はどうですか。生活環境部長、お答えください。

次に、現在のごみ残存量は114.4トンとなっていますが、このごみの残量の撤去については当局はどのように考えているのか、お答えください。

宮古島市職員の懲戒処分に関する指針というのが出ていますよね。ございます。この中には非常に明確に罰則規定、内容が書かれているわけですね、一般服務関係、非違行為の内容、懲戒処分の種類と。この6番目に、虚偽報告、事実を捏造して虚偽の報告を行った場合、減給または戒告。7番目、行政文書偽造、隠蔽、行政文書を偽造または隠蔽した場合、停職、減給または戒告。8番目、不適切な事務執行、いっばいあるんですね。私は、こういうことについて職員が本当に熟知しているのかなと、わかっているのかな

という思いを今回はいたしました。ぜひこの内容を各職員にお配りして、こういう内容がありますよと、問題が起きたら懲罰処分に関する委員会にかけられますよということを厳しく指導することから防げるんじゃないかなと思いますが、これについてのご答弁もお願いいたします。

責任は市長にあるということは、市長お認めになりました。私が聞き漏らしたのかわからないが、みずからの処分についてのお考えはどうだったのか。お答えありましたか。なかったと思うんですが、処分についての考えはあるのかなのか、これについてもご答弁を願いたいと思います。

時間が余りありません。

(議員の声あり)

#### ◎前里光恵君

いいですか。教育行政です。宮原小学校の閉校問題、もう今にも何かできそうなお話ずっと教育長答弁されていますけど、地域住民、学区民から非常に不満の声があります。現場を見たことありますか、その後、教育長。跡地利用をしっかりとやっていきますよというお話があったと思うんですね。教育長、現場はですね、方言でいうと、運動場まい、庭まい、草ぼうぼう。暴れているんですよ、本当に。大変ですよ。ぜひですね、地域住民の要望いっぱい出ていると思うんですよ。出していると思うんです。それに基づいて今後の跡地利用計画を出すというお約束をされているんですから、ぜひ早急にこの対策をしていただきたい。やっていただけますかどうか、いつまでやるかどうか、教育長、お答えをいただきたいと思います。

現在工事中のごみ処理施設、3カ月ぐらいかけて負荷運転があると、テストがあるということですけど、これだけ費用がかかるのかなという思いがしますので、この負荷運転の内容について教えてください。

海上保安行政についてですね、質問をいたしましたけども、沖縄第11管区管内ということで、石垣市にはずっと基地があって、ヘリポートがあって、ヘリコプターが常駐している。先島地区をこの地域でカバーし、那覇市からも来るというお話ですけども、午前中の佐久本洋介議員の質問にもありました。水難事故で3名の皆さんがとうとう命を失いました。これも宮古島にヘリコプターが常駐しておればあるいは助かったかもしれんと、こういう思いをするとですね、今回の3隻の巡視船の増強の報告がされていますけど、ぜひ市長、この件についてもですね、あわせて強くご要望していただきたい。やはりこれから何が起きるかわからない海上の保安あるいは災害に対応するためには、あるいは緊急を要する急患、場合によっては宮古島から那覇市に運ばなければならない救急患者も発生するわけですから、石垣市から飛んできては時間的に私はロスが多いと。一分一秒を争う人命尊重を考えるならば、これは海上保安行政の一つとしてヘリコプター基地の建設、ヘリポート、ヘリコプターの配備は必要であると、こう思っておりますので、要請をしていただけるかどうか、市長のご見解をお伺いいたします。

答弁を聞いて再々質問を行います。

#### ◎市長（下地敏彦君）

今回の不法投棄ごみ残存問題についての市長の処分をどう考えているかということです。これこれまでもずっと答弁しているように、職員懲戒分限審査委員会で職員の処分の仕方が決まっています。それを見て私がどういうふうな形でいいのかというのは決めてまいりたいというふうに思っています。

宮古島海上保安署へヘリコプターの要請をしたかどうかということですけども、建設部長が答弁したとおりですね、カバーしていると、これで今やるというふうなことがまず1つあるということ。もう一つ、

巡視船を増強するというふうに言っているということを考えると、まずは巡視船の増強を見ながらしかできないなというふうに思っています。

#### ◎副市長（長濱政治君）

予定価格を公表したかということですが、事前には公表しておりません。議会翌日に3カ所の見積もりをとったということは、それは事実でございます。ただ、これはですね、2カ所の見積もりで予算要求をいたしました。しかし、その審議していく中で、友利にもあるということが県のほうから情報が入りまして、そこもとっていただきたいということなので、それではじゃ3カ所の見積もりをとって、できるだけとらんだらそれもとりたいということで見積もりをとったということでございます。

それから、指名審査会を開いたかということですが、指名審査会は開いておりません。そういう審査会はありません。各主管部局が発注する指名審査会というのはございません。

それから、指名審査会の見直しが必要ではないかということですが、指名審査会については特に予定価格の公表をも含めまして、この各部局でやる委託料などのいわゆる公共事業ですね、それに対する審査会みたいなものはつくるようにということで総務部長に指示を出しました。

それから、8月19日の21世紀新風会と宮古会が視察して、指摘したから1,090トンの不正が出たのじゃないかと。おっしゃるとおりでございます。その指摘を受けまして、具体的に職員と業者のほうに強く、強く問い詰めました。その中で、実は水増しがあったということの話がわかりました。

それから、114.4トンの残分をどうするかということですが、契約規則の第49条の中に瑕疵担保というのがございます。その第2項に、予算執行者は前項に規定する期間内、2カ年ですね。に瑕疵を発見したときは、相当な期間を定め、請負者にこれを修補させ、または損害金を請求することができるという規定がございます。一応それを使って……

（議員の声あり）

#### ◎副市長（長濱政治君）

ですから、この条文を一応適用してできないか考えているところです。

それから、懲戒分限審査委員会のペナルティーの内容を職員に知らせるべきではないかということですが、これ職員は皆見れるような状態になっております、状況はですね。ですから、それはもう十分職員には周知しているというふうに思っております。

#### ◎教育長（宮國 博君）

宮原小学校の跡地利用の件についてでございますが、宮原小学校に限らずですね、学校適正化が進んでいきますと施設の有効活用はこれから課題として出てきます。したがって、私どもが今考えているのは、その有効活用に供するための指針が必要であるというようなことで、今総務課を中心にこの指針の策定をしているところでございます。近々に指針が完成次第活用に向けた作業に入ります。

校地が暴れておるといふことですが、私も見ております。それで、施設班のほうに現場を回って、草を刈ったりするような手入れは欠かさずにやるように指示してありますので、これは作業に入ると思います。

もう一点は、自治会からの、自分たちに管理をさせてくれないかと、そしてその費用の捻出とかお願いしますというようなことでございましたので、これについては財政と相談しながらですね、今後この委託

事業に持っていけるかどうか、委託管理がお願いできるかどうかを探っていきたいと思っているところです。

◎前里光恵君

再々質問をいたしたいと思えますけども、崖下のごみ問題、やはり1つは市民のモラルの問題があると思うんですね。不法投棄をしないために何をすべきか、当局もぜひこれをお考えいただきたいと思えますし、6月定例会でも監視カメラ、防犯カメラの設置が必要じゃないかという話もいたしました。市外地のみならず、こういう場所に監視カメラがあるよということであればやはりこれ未然に防止できるのではないかと、抑止力になるんじゃないかと、こう思っております。

平成27年8月26日付で我が会派21世紀新風会の会長、新里聡会長がですね、宮古島市情報公開条例第11条第1項に基づいて、ごみ問題についての資料の開示を市長に求めてきました。そのときの資料がこちらでございます。その中身の一つに、入札業者の2社の入札書の文体が全く一緒というのが入っているんですね。これについても問題はないのかどうか、非常に疑問に思っております。ぜひ、時間もありません。当局におかれましてはですね、これら一連のごみ問題の全容解明、早急に実施をし、速やかに市民に公表するよう強くご要望を申し上げまして、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

◎議長（眞榮城徳彦君）

最後の質問は答えられますか。最後に言った質問には答えられますか。

（「ないよ」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ないよじゃない。質問したでしょう。

休憩します。

（休憩＝午後2時42分）

再開します。

（再開＝午後2時42分）

◎副市長（長濱政治君）

先ほども申し上げましたけれども、こういった指名入札というふうなことの今回の件に関してですね、組織を立ち上げて調査をしたいと、そして究明したいというふうに思っております。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで前里光恵君の質問は終了いたしました。

◎高吉幸光君

公明党の高吉幸光です。また、登壇されている部長たちもみんな顔が下に向いているので、一回顔上げて、手を上に伸ばして伸びをしていただいたらなと思えますけど、よろしいですか。大丈夫ですか。

それではですね、質問に入ります前に、昨日の鬼怒川に続き、宮城県の渋井川の堤防が決壊。台風18号と17号の影響により被災された皆様に、お見舞いと一日も早い収束と復興を祈願いたします。

それでは、通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。まず、マイナンバー制度についてでございます。個人並びに法人に12桁及び13桁のナンバーを付与するマイナンバー制度が始まります。これについてメリットとデメリットについての説明をとありますけれども、基本的にはデメリットは余りないと

ということなので、不安視されることについての説明をお願いいたします。

2番目に、アクセス権限と閲覧制限についてどのように管理を市のほうではされるのか、これについてお答えをください。

3番目に、兼業についてでございます。市職員の中にも、兼業で農家をやられている方は結構いらっしゃるというふうに思います。その副業についてはある程度制限があるというふうに思いますけれども、今後そういう部分がマイナンバーによって明確にされていくんじゃないかなということが不安視されますので、この辺についての線引きをどのようにするのか、この辺をお答えください。

2番目に、トライアスロンについてでございます。6月定例会で質問をいたしましたトライアスロンの改善について、1番目、7月に競技委員会を開催との答弁がございました。委員会の中ではどのような意見が出て、何が決まったのか、教えてください。

2番目に、その際、前定例会で質問をいたしましたデュアスロンのスタートの方法についての議論はあったかどうか、またそれについてももしあったのであればその結論はどういうふうになったのか、教えていただきたいというふうに思います。

3番目に、教育行政についてでございます。小学校の全国学力テストの成績が改善をしているというふうにこの間新聞で報道されておりました。中学校についてはまだ大分頑張りが足りないというか、これからだということだというふうに思いますけれども、標準学力、小学校2年生、小学校4年生、中学校1年生、中学校2年生を対象にして、小中学校35校で行われたアイチェック質問調査の概要の説明をお願いいたします。

その調査の中から出てきた課題について、どのように教育委員会として、また現場のほうは対応しているのか、こちらについても教えてください。

4番目に、コミュニティーバスについて。実証実験が以前行われて、非常に好評を得たというふうに聞いてはおりますけれども、その後しばらく話題に上がってこないが、現状はどうなっているのか、教えてください。

2番目に、結節点を変えた環状線コミュニティーバスを宮古島市として導入ができないかどうか、こちらについてもお考えをお聞かせください。

5番目に、不法投棄ごみ問題について。これから最後までいろんな方が質問をされるというふうには思いますが、現在宮古島市民の一番の関心事となっております不法投棄ごみ問題について、そもそも不法投棄ごみの量が8,300トンあると、沖縄県内の8割が集中しているというような不名誉な現状がこれまで続いてきたというふうに思っております。この8,300トンを算定した責任はどこにあるのか、お答えください。

2番目に、処理実数での報告、推定量と実測数をしてもともとと言われるほどの不法投棄ごみ量はなかったことを明らかにすべきだったのではないかと。

3番目に、この突出した数字に寄せるために水増しを行ったと考えるほうが自然だと思うが、見解はどうでしょうか。

4番目に、一括交付金での処理は適切に行われたというふうに答弁されておりましたけれども、その時点で推定量と実質量に乖離があることは認識していたのであれば再調査をすべきだったと考えるが、見解

をお聞かせください。

これまで沖縄県に行ってきた報告を再度実数で報告書を作成し、市民と沖縄県に報告すべきだと思えますけれども、市の見解はどのようになっているのか、お聞かせください。

6番目に、ギネス認定とカギマナフラについてでございます。市民から、なぜフラダンスなのかという声が多いうふう聞いております。1番目に、これ市制10周年とマウイ郡との交流50周年事業というふうなことがうたわれているというふうな思いますが、この部分の発信が非常に少ないのではないかと、これはそういうふうなものとして理解してよいかということについてお答えください。

2番目に、宮古島であればクイチャーをとの声もあると。フラダンスのギネス認定が決まったら、参加者全員でクイチャーを踊ることが宮古島、マウイ島の伝統舞踊での文化交流にふさわしいと思うが、考えはないか、これについてお聞かせください。

3番目に、振りつけについての映像配信の日程はどうなっているのか、こちらも教えてください。

以上、答弁を聞いて再質問いたします。よろしくお願いします。

#### ◎教育長（宮國 博君）

アイチェックの件について答弁をいたします。

概要説明でございますが、宮古島市教育委員会においては確かな学力の育成を重要課題として位置づけています。アイチェックは、確かな学力、とりわけ学力向上を推進するための調査として採用しております。確かな学力を育むためには、基本的な生活習慣、学習習慣の土台となる児童生徒の自己肯定感を高め、学習意欲の向上を図るとともに、他者とのかかわり合いを豊かにして社会性を養うことなどが課題となります。アイチェックは、このような課題に対して学力向上を目的とした学級経営や生徒指導の指針づくりに役立つ児童生徒理解のための調査として作成されております。学年や学級集団の課題や児童生徒一人一人の課題を明確に把握し、今後の指導に生かすための調査でございます。

アイチェックの調査結果とその後の対応でございます。平成27年度におきましては、ほとんどの項目において小学生、中学生ともに肯定的な回答が全国平均を上回っております。全体として自己肯定感が高いという状況がうかがえます。このことは、確かな学力あるいは学力向上を推進するための土台が全体として宮古島市は良好であると、このような考えであります。しかしながら、一部の児童生徒においては、環境要因や対人関係、本人自身の要因において課題を持つ児童生徒も調査結果から浮かび上がってきております。このような調査結果をもとに各学校においては調査項目ごとの考察を行い、学校全体の課題、学年や学級集団の課題、個別の課題を明確にするとともに、日常生活指導及び学習指導の推進体制を構築して対応を図っています。また、個別の課題に対しては、状況調査をもとに定期的に教育相談及び保護者との面談を行うなど、全児童生徒に対して個に応じた支援の対策を図っております。

#### ◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

マイナンバー制度について、メリット、それから不安視される点です。

まず、メリット、効果と言われるものでございます。マイナンバー制度で期待される効果は、行政手続で申請を行う際に必要とされる添付書類などについて申請を受けた行政機関が、関係する機関に照会を行うことで市民サービスを受けようとする窓口で提出する書類が簡素化され、市民の利便性の向上が図られます。また、住民の情報をよりの確に把握することができるようになり、市民一人一人にきめ細かなサー

ビスの提供が可能となるなどが挙げられます。

次に、不安視される点でございます。幾つかの懸念があるということでございます。まず、国によって情報の一元管理が行われるのではないかと。次に、偽造や成り済ましなどによって個人情報が不正にのぞき見されるのではないかと。次に、情報が漏れたり、改ざんされるのではないかと。そして、個人情報を目的外に使用されるのではないかとといった懸念が予想をされているところです。これらの個人情報の漏えいや不正利用への懸念に対応するため、システム上、そして制度上でさまざまな保護措置が講じられているところでございます。

次に、マイナンバーのアクセス権限と閲覧制限についてどのように管理されるのか。マイナンバーを利用できるのは、自治体の中でも番号法や条例で規定される限られた事務のみとなっております。番号を利用する事務以外での個人番号データへのアクセス及び閲覧については、住民情報の利用権限を厳しく制限することになっています。市では、職員の利用申請に当たっては、業務を担当する課長及び各情報所管の課長、そして情報政策課長の承認を必須としておりまして、3段階のチェックを行うことになっております。その上で個人番号の利用を承認された場合のみ職員は個人番号をシステム上で確認、利用できるということになっております。

#### ◎総務部長（村吉順栄君）

兼業についてのご質問にお答えいたします。

市職員は、地方公務員法において、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする会社役員や会社経営または報酬を得て事務等に従事することは制限されております。農業についても、兼業は原則禁止となっております。今のところ、兼業についての線引きは考えておりません。

#### ◎生活環境部長（平良哲則君）

まず、1点目に、市の不法投棄ごみの約8,300トンと算定した責任はどこにあるかということですが、この約8,300トンの不法投棄ごみ量は、県が平成8年度から平成13年度に産業廃棄物及び一般廃棄物不法投棄実態調査を実施しまして、各市町村から報告があった数量、それが基本であるというふうになっております。

次に、処理実数の報告をしてもともとと言われるほどの不法投棄ごみはなかったことを明らかにするべきではなかったかということですが、不法投棄ごみの数量について、平成22年度に約8,300トンと報告した数量を再検証せず、これに基づいて事業を実施したことに原因があるというふうを考えております。

この突出した数字に寄せるために水増しを行ったと考えるのが自然だと思うがということですが、議員ご指摘のとおり、実際に撤去した数量で報告しておけばこのような疑惑を招くことはなかったというふうに思っております。

一括交付金での処理は適切に行われたと思うが、その時点で推定量と実質量に乖離があったことを認識していたのであれば再調査すべきであったのをどう考えるかということですが、当該箇所が除去困難場所である崖下にあつて、危険であることから回収作業のための調査ができなかったということになります。

次に、これまで県に行った報告を再度実数で報告書を作成し、市民と県に報告すべき、市の見解ということですが、今回の不法投棄ごみの処理数量については県に報告するとともに市民に対しても市



の広報及びマスコミ等を通してお知らせをしたいというふうに考えております。

◎観光商工局長（下地信男君）

トライアスロン、コミュニティーバス、フラダンスイベントについてご質問をいただきました。順を追ってお答えします。

まず、トライアスロンの競技方法の改善についてであります。トライアスロン実行委員会では去った8月14日に専門委員会、9月2日に競技委員会を開催しまして、前大会の反省と次回大会に向けての開催要項等について協議を行いました。その中で、伊良部島を取り組んだ新バイクコースについての協議がなされております。まず、前大会、伊良部島内のコースにおいて転倒が目立った場所につきましては、看板による注意喚起や、あるいはボランティアをふやすなどの改善策を講じていくということ。また、デュアスロン時の伊良部大橋コースの取り扱いについては、伊良部島のバイクコースは選手の皆さん方に大変好評でありまして、悪天候の際は選手みずからが注意して競技を行うのが基本であるという意見がありまして、第32回大会もこの新しいコースを採用して競技を行うことにいたします。

また、デュアスロン時の第1ランにおいて時間差スタートを採用する必要があるか否か、これも競技委員のほうから意見が出されました。結果、デュアスロン競技の第1ランにおいては水泳競技のようなバトルによってけがや事故が起こる可能性が低いこと、また時間差スタートをするとなると競技の制限時間、これ全体の制限時間13時間30分をどう整理していくかという課題があります。これも第32回大会には、一般選手はそれぞれスタートラインに着いた順に、整列順にスタートすることになります。招待選手については、スタート地点前面に誘導して整列を促してまいります。

次に、コミュニティーバスの導入について、議員ご指摘のとおり、平成24年度にまちなかバスの実証運行を行って、コミュニティーバスの導入の可能性を検証しております。実施期間は3週間程度で、ちょっと短い期間ではありましたが、利用料金を無料としたところ約4,000名の利用がありました。この利用者の皆さん方のアンケートでは、多くの方が有料でも利用したいと答えておりまして、市民ニーズは高いものがあるというふうに分析しております。このことを踏まえまして、市としてはバス会社にこのまちなかバス、いわゆるコミュニティーバスの運行検討をお願いいたしましたけれども、バス会社は採算が見込めないということで実施に踏み込めない状況でございます。今後市民の利便性を高める、あるいは利用者をふやすバス路線のあり方については、今後も研究をしていく必要があると思います。

次に、環状線コミュニティーバス、環状線コミュニティーバスというのがよくわかりませんが、結節点機能を有する市内循環バスというふうに理解しておりますけれども、なかなか市の直営でというご指摘ですけれども、ご提案ですが、今は民間のほうでバス事業を島内で、市内で実施しております。基本的には、この民間バス事業所に担っていただくということが筋であり、基本であるというふうに思います。今後も先ほど申しあげました利便性を高める、あるいは利用者をふやすという仕組みづくりについては研究し、バス会社と協議してまいりたいと考えております。

次に、フラダンスイベントに関して、ギネス記録認定についてなぜフラダンスかというご質問ですが、これまでも各団体あるいはマスコミを通して市民には周知しているところですが、ことし市制施行10周年という節目の年であるということ。それから、ハワイ州マウイ郡と姉妹都市提携50周年の節目に当たるということ。それからもう一つ、この宮古島市とハワイとの関係を深化するために一昨年フラダ

ンス大会を本市で開催していること。もう一つは、やはり伊良部大橋の開通という宮古島市を発信する観光資源ができたこと等々を掛け合わせまして、これらの特徴を最大限に引き出せるような、特にマウイ郡との人的、文化的な交流がさらに深まることを願ってフラダンスということを採用いたしました。

次に、フラダンスの認定が決まった場合に全員でクイチャーと、クイチャーとフラダンス、ハワイとの文化の融合ということが考えられないかというご指摘ですけれども、今大会ギネス挑戦あるいはカギマナフラ i nには島外から500名ほどの参加者がございます。こういう方々にもこれからクイチャーをご指導していくということになりますと、なかなかスケジューリング的に難しいのがあると思います。今回は、フラダンス一色でさせていただきたいと思います。

それから、振りつけの動画配信、これは既にもう8月からカギマナフラの実行委員会のホームページに掲載して発信しております。また、島内の各高校、中学校、婦人会、PTA連合会、市内の企業、団体、老人クラブ等々にも参加依頼をお願いしておりますけれども、この際には振りつけのDVDを配して参加依頼とあわせたPRに努めているところです。

#### ◎高吉幸光君

答弁ありがとうございました。順を追って再質問をしていきたいというふうに思います。

マイナンバーについてでございますけれども、行政の業務の簡素化、また不安視する点では情報の漏えいとか国による一元管理がというふうないろんな不安があるというふうに思っているんですけども、この辺のいろんなものが情報として市民とか国民に対して不足をしているんじゃないかというふうなのが非常に言われております。

それで、システムについての質問なんですけれども、これはまた一元管理というふうな不安があるということなんですけれども、この場合どういうふうに管理をなされるのか。例えばいろんな項目どういうふうになるのか、教えてください。例えばICチップをやったカードがあるということなんですけれども、これに対しこれの中に入る情報はというふうなのが入るのか、どういうものが入らないのか、これがわかるのであれば教えてください。

アクセス権限と閲覧の制限3段階のチェックがあるということでもありますけれども、これに関してはですね、あとは端末を含めてその配置が必要だというふうに思うんですね。要はのぞき見防止フィルムでありますとかその端末の配置をする方向、こういったものも非常に考えていかないと、後ろからさっと見られるとか、そういうふうなことが考えられるので、この辺の対策をどのように考えているのか、教えてください。それと、このマイナンバーを利用したという履歴がわかるようなシステムはあるのか、こちらのほうも教えてください。

次に、トライアスロンについてですけれども、8月14日と9月2日に開催をされたということでございます。特にバイクコースに関してはですね、特に転倒が多かった箇所、雨が降っていたということもあるんですけども、その場所については前回の6月定例会でも質問をしましたがけれども、例えば吸水性の高いアスファルトで整備をすとか、そういうことは話として私が挙げたというふうに思うんですけども、これについての検討はなされたかどうか、お聞かせをください。

デュアスロン時のスタートについてですけれども、特に早いメンバーに関しては先に出されるのでいいと思うんですけども、中盤以降の人が非常にいっぱいいるところなんかは非常に大変だというふうに思

います。伊良部大橋でも前で転んだ人に2台が巻き込まれるというふうな事故があったかというふうに思うんですけども、そういうふうなのがね、非常に怖いというふうに、特に伊良部大橋下りは非常に速いスピード出ますし、実際自分がトライアスロンの練習をしている車両と一緒に走ったことがありましたけれども、私の車追い抜いていったぐらいだったので、80キロぐらい出ていると思うんですけども、非常に危ないというふうなのが印象でした。これに関して特に中盤あたりで非常に自転車が多いときに選手同士でその安全を確保するべきだというふうにはあるんですけども、多少なりともやっぱりその辺はね、必要じゃないかなというふうに思っております。これについてなかなか答えは出てこないというふうに思うんですけども、またお聞かせください。

教育行政のアイチェックのことについてでございますけれども、これ非常に、宮古島の子供は非常に楽観的であるというふうな傾向が強いというふうに、ということはまたそれなりに問題を抱えている子のほうが少し浮き彫りになりやすいから、それをまた教育機関、また現場としては注意して見れるということでもよろしいですね。だから、こういうふうなのがわかるかようになるのであれば重点的に心配りをしてあげることができるんじゃないかなというふうに思いますので、これはもう今後も続けていってほしいと思いますので、頑張ってください。

不法投棄ごみ問題についてでございます。県が平成8年から平成13年まで調査をして、各市町村からの報告をまとめたというふうになっているということは、要は当時の城辺町あたりが非常に過大な見積もりをして出したということになると理解していいのか、これを教えてください。実数処理でやっぱり報告をしていけばそういうふうなことはなかったというふうに思います。特に平地でどのぐらいあるなというのがある程度わかるような場合に関しては、そのような支払いの仕方、そのような発注の仕方でもよいのかもかもしれませんけれども、今回のように上から見てよくわからないような場合には必要な人件費だけがある程度算出をして、その後出来高払いのような形で発注することができないか。例えば2,000万円までなら2,000万円までと、ここまでの費用でとってくださいというような形の契約をすれば出来高払いとしてやることが一番目に見えてわかりやすいんじゃないかなというふうに思うんですけども、今後いろんなことでそういうふう話し合い、また調査がされるとは思いますけれども、ぜひ仕事のあり方についてもぜひ検討をいただきたいなと思います。これについてのご見解をよろしくお願いをいたします。

また、ギネス認定とカギマナフラについてでございますけれども、記念事業であるということと、また伊良部大橋が完成したということ、またいろいろ重なっているということなんですけれども、前里光恵議員のほうから、何人踊ればギネスが更新されるのか、聞いてほしいということがありましたので、これを教えてください。

クイチャーに関してですけども、これ非常に踊りやすいと思うんですね。地元の各婦人団体とかいろんなところにもお願いをするわけですから、その配置をね、ちゃんとして、私たちのまねしてよと、これは別にギネスに認定する、そのフラダンスの踊りが全部同じような形で踊れているかどうかを確認した上でギネスを認定するというふうに思っているんですけども、これが決まったら、別に間違ってもいいですよ、クイチャー。一生懸命踊って、わあっと盛り上がっているのを、これ中継はどこが入るんでしょうかね。宮古テレビと音声でエフエムみやこが入るというふうには聞いてはいるんですけども、そのほかに入るのがどこかまた教えていただきたいというふうに思います。この盛り上がりもね、やっぱり映像な

りなんなりで見てもらうというのが非常に大事ななというふうに思いますので。例えば宮古テレビがトライアスロンのときにユーストリームで全国にインターネット中継をしているんですね。こちらにお願いはできないかどうか、また協力してもらえようようにまたお願いしてもらいたいなというふうに思っております。

また、今回のこのフラダンスに参加するたしか申し込み期限がきょうまでですよ。これをちょっと延長する考えはないか、こちらをお願いします。

また、参加をした人、そういう人たちに、例えばSNSとか、フェイスブックとか、ツイッターとかでシェアなり、リツイートをしてもらうような働きかけをして、呼びかけをするために、例えばあと1週間延ばしますからぜひツイートしてくださいと、広げてくださいというふうなお願いができないかどうか、またこれもよろしくお願いをいたします。

あとですね、これ通告をした後で市民のほうからあったんですけれども、建設部長、下地線のファミリーマートの入り口をとめるための車どめのポールがまた壊れているということなので、こちらのほうちょっと確認をしていただきたいなというふうに思いますので、これについてはご答弁要りませんので。

以上、再質問に対しまして答弁を聞いてからまた登壇したいと思います。よろしくお願いたします。

#### ◎副市長（長濱政治君）

不法投棄ごみについてでございます。当時の城辺町が過大評価、見積もりしたのかということにはなりますけれども、そのとおりだと思います。

それから、出来高払いなどこの契約のあり方について検証すべきだということですが、確かにそのとおりだと一応思います。ただ、今回の場合は従来にないごみの回収の仕方ということで、担当もちょっと戸惑ったとは思いますが、実際に従来は事前にどのぐらいあるかというふうなところは大概わかる。見えるところ。それで見積もりとかは何とかできると。しかし、今回は崖下にあつてなかなかその調査ができなかったというところがあつて、なかなかまいぐあいこの事業ができていなかったということになります。もちろん今回の件を踏まえまして、もしこのような事例が出るようなことがあれば研究して、しっかりとした対応をしたいというふうに思います。

#### ◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

幾つかの懸念に対する対応、まず一元管理に対する対応でございます。個人情報と特定の機関に集約して一元的な管理をするということではございません。従来どおり個人情報は各行政機関が保有をしまして、他の機関の個人情報が必要な場合に情報提供ネットワークシステムを使って情報の照会、提供を行うことができるいわゆる分散管理方式という仕組みをとっているところでございます。

それから、ICチップの中身でございますけれども、これは氏名、それから住所、生年月日、性別、そして個人の写真、この5つということになっております。

それから、アクセス制限に対する対応でございます。いわゆる端末の配置場所、それからのぞき見防止という、いわゆる役所の中での職員の対策かというふうに思いますけれども、情報漏えいなどの懸念に対応するさまざまな個人情報の保護、対策が講じられているところでございますけれども、市の職員に対する教育、訓練は不可欠でございますので、現在までも説明会、研修会などを開いて徹底を図っているところでございます。

それから、マイナンバーと申しますか、個人の情報を誰が、いつ、どこで見たかというようなことがわかるのかということでございますけれども、例えば役所の中で申しますといわゆる住民情報システムについては操作記録を保存し、必要に応じて確認を行えるようにしています。利用アカウントを職員個人に設定をしているのはこの記録を個人単位で残すため、いつ、誰が、どのような情報を確認をしたのかといったこともですね、できるようなシステムになっているところでございます。また、個人がですね、自分の情報がいつ、どのような形で使われたのかと。確認されたのかという仕組みもこれはできておまして、これはマイポータルサイトといったような形で自分の情報がいつ確認をされたのかというようなことも確認できるような仕組みになっているところでございます。

#### ◎観光商工局長（下地信男君）

たくさん質問をいただきましたので、答弁します。抜けている部分をご指摘ください。

まず、トライアスロンのバイク競技で転倒事故がある場合の対策として、路面の吸水性の高いアスファルト採用ということはないかと、考えられないかというご指摘ですが、競技委員会ではこのような議論はありませんでした。どちらかというハードの部分ですので、競技委員会の中では議論がまだ出なかったという状況になります。ただ、実行委員会ではもちろんしっかり安全対策はやって、講じてまいります。昨年伊良部大橋を採用するに当たって、大変起伏の激しい高い場所、30メートルという高い地点を通過すると、風は影響ないか等々ちょっと心配だったので、自転車の専門家にいろいろアドバイスをいただきました。その中で、やはり安全対策を講じていくのはとても大事なことですけれども、ある条件の中でベストを尽くしていくのが競技者であると。いろんな状況を判断してこれに対処していくのも、やはりそれも競技のうちだというご指摘をいただきました。本当に安堵しましたけれども、選手の意識というんですかね、みずからの身は自分で守っていくという安全意識を持ってやっていくというのがとても大事だと思いますし、もちろん実行委員会ではしっかりした安全対策は講じてまいります。

それから、事故が起きる可能性が多いと、1,500名の選手がバイクでだんご状態になっている場所が見られるということもありますけれども、やはり1,500名の選手が競うわけですから、全て事故を想定して対処していくというのは基本的に不可能だと思うんですね。それも先ほど申し上げたやっぱり選手が危険を回避するような対策はみずから講じていくということが大事だと思います。

次に、ギネス認定ですけども、ギネス記録、今アメリカで達成された1,478名がギネス記録ですので、それを一人でも上回る必要があります。したがって、今2,000名という市民の皆様方に協力をお願いして、これ減点方式になるわけです。ちょっと間違ったり、ちょっととまってしまうと認定員から一人一人減点になっていくと。500名減点になっても記録はクリアしているということになって、そういうことで意味合いがあって2,000名というふうな目標をしているところです。

クイチャーを最後にできないかということで、とてもいいアイデアだと思います。やってみたいという気はしますが、今もう最終調整に入っていますので、ご提案として受けて、企画会議で議論してみたいと思います。

それから、どの放送局が入るのかということですが、宮古テレビ、それからエフエムみやこ。先日、NHKにもぜひ全国に発信できるような番組をつくって欲しいというお願いしてあります。それから、QABもおもしろいアイデア、企画だということで、いろいろバックアップしてくれるということを知っており

ます。

それから、申し込みです。実はきょう合同練習ということで総合体育館で6時からやりますけども、やはりまだ2,000名というのはちょっと感触的にまだ足りないのかなという気がしていますので、2度目の全体練習を今月の27日に同じく総合体育館で行いますので、その辺までは十分といいますか、申し込みを募っていきたいなと思っています。

それから、参加募集、SNSとかツイートでということですので、ぜひこれはもうお願いしたいと。むしろそういった部分からも宮古島を発信していくということになるとと思いますので、それはぜひ協力お願いしていきたいと思います。2,000名大変正直言って苦戦していますので、ぜひ議員の皆さん方も率先して踊っていただけるとありがたいなと思います。

#### ◎高吉幸光君

ご答弁ありがとうございます。

マイナンバーのほうなんですけども、閲覧履歴残るのかというふうな質問しようと思ったらそれもちゃんと言っていたので、ありがとうございます。自分自身で確認できるこれマイナポータルというふうに言います。

(「ああ、そうですか」の声あり)

#### ◎高吉幸光君

はい。運用が2017年1月からというふうになっておりますので、これでパソコン、いろんなのから自分の情報がどこに行ったのか、どこが閲覧したのかというのがわかるようになるというふうになっております。また、預金口座、これの情報もというふうなのがあるんですけども、これが2018年に適用されて、これは任意ということになっているということもお知らせをしておきたいなというふうに思いますけれども、非常に利用すれば簡便で非常にいいものになると、漏えいしたら非常に大変なことになるというふうに、物すごくもろ刃の剣的な制度ではあるというふうに思うんですけども、恩恵を受ける人は非常に多いのかなというふうに思っておりますので、市としてもちゃんとセキュリティー、いろんな対策しっかりしていただければなというふうに思いますので、ぜひよろしく願いをいたします。

トライアスロンについてですけども、これいろんな、やっぱり選手自身がというふうにありますけれども、私も写真協会としてコースの中入りながら一緒に撮影をしたりするんですけども、きちんとね、前詰まっているよ、危ないよというふうに呼びかけをしてくれる選手は結構いらっしゃいますので、例えば選手たちにね、こういうふうな特に前が詰まっているとか、危ないよかというふうな声かけを後ろに向かってもやってくださいというようなことをね、今度はまた選手のいろんな競技規則の説明がありますよね。そういったときに危ないなと思う場合には注意の声かけを周りにしてくださいというふうにお願いするように、これはぜひやっていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

コミュニティーバスについて、私質問するの忘れておりました。こちらはですね、今回総務財政委員会で富山県を視察をしてきました。ここの中では、ライトレールといって路面電車を使っているんですね。この中で、この場合、公設民営という形をとっております。その中でライトレールを、もともとつながっていなかったものを環状線化をすることによって非常に利用客が伸びたというふうなことがあります。観光商工局長のほうにもそのときの資料、コピー上げてありますけど、ぜひこれ読んでいただいて、

参考にさせていただきたいというふうに思います。

私がちょっとイメージしているものは、役所を出まして平良港、宮古病院を通過して、島の駅を通過して、イオンタウン行って、宮古空港行って、合同事務所へ行って、ツタヤ寄って、サンエー行って、役所に来るといふようなこの環状線の中に3つの会社の結節地点を持ってくるような形にすると。例えばその3つの会社、バスのチケットを持っているのであればそのコミュニティバスは利用無料ですとか、それ以外そこから乗る場合には100円ですとか、そういうふうな形をとっていければなというふうに思います。これあくまでも例なんですけれども、富山県の場合には公共交通を活性化することで歩いて生活ができる、徒歩圏内で生活ができるというような公共交通を利用してできるまちづくりをしているんですね。宮古島、沖縄県の場合には路面電車が、鉄軌道とかそういったものがないので、その辺は非常に厳しいなというふうには思うんですけれども、今後高齢化社会がやっぱり進んでいくと、車を持っていない、車を運転できないという世代がふえてくるというふうに思いますので、この辺をやっぱり充実していくというふうなのが非常に大事ななというふうに思っています。本音を言えば、あれだけ補助金が入っているのであれば市バスにしてもいいんじゃないかというふうなのが、私としてはそういうふうにと考えたりもするんですけれども、なかなか、その全部が全部一回にできるわけではないので、例えばそのコミュニティバスに関しては市がやりますよと。こんな大きいものじゃなくてもいいですよ。このまちなかだけをちょいちょいと回れるようなのが本当にできればなというふうに思っています。この辺に関しては逆に3社と協議をして、これをやった上で、例えば最終的には統合をして、一つの会社として運営をしていくとか、そういう方向もあってもいいんじゃないのかなというふうに思っております。いつも、船に関してもそうでしたけれども、非常に補助金の割合が高いというのがやっぱりなかなか厳しい問題かなと。利用率が上がればやっぱりいいなというふうに思うんですけれども、この富山県の例というのは非常に利用率が上がったというふうな成功事例ですので、これ参考として宮古島型にどういうふう置きかえられるかということを考えてもらいたいなというふうに思いますので、これはぜひ検討をお願いしたいと思います。

不法投棄ごみ問題ですけれども、これについてはまだまだいろんなことが出てくると。きょうも訂正がありましたけれども、これどのように幕引きをしていくのか、どのように処分をしていくのか、どのように再発防止をしていくのか、これが非常に大事ななというふうに思っております。これを市民は非常に注視をしているというふうに思いますので、これに関してはもう非常に厳格に臨んでいただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

ギネス認定ですけれども、クイチャーちょっと蹴られましたけれども、じゃもういいです。最後に音楽だけ流してください。ギネス認定されたというところでクイチャーが流れれば、地元から参加している人は踊りますよ。そしたらそれに合わせて周りの人も一緒に踊りますから、その自然に出てくる踊りというのがうれしいのかなというふうに思いますので、これはもうぜひ、ここだけ市長をお願いしたいと思いますけど、クイチャー流してください。よろしくお願いをいたします。

あとはそうですね、申し込みも少し延長してもらえということですので、ぜひまた呼びかけを私のほうもいろんなところ使ってやっていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上をもちまして9月定例会の私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎市長（下地敏彦君）

フラダンスを踊った後ですね、三々五々解散という形になりますけれども、完成した暁にはやっぱり流したほうがいいということで、ちょっと相談してみます。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで高吉幸光君の質問は終了いたしました。

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長いたします。

しばらく休憩し、3時45分から再開したいと思います。

休憩します。

（休憩＝午後3時32分）

再開します。

（再開＝午後3時45分）

休憩前に続き、一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎濱元雅浩君

濱元でございます。よろしく申し上げます。本日最後の質問者でありますので、皆様最後までおつき合ってください。

それでは、通告に従いまして一般質問を行っていきたいと思います。まずは、中心市街地活性化についてご質問いたします。1点目、中心市街地活性化基本計画の内閣府認定申請についてです。中心市街地の活性化に関する法律では、市町村による基本計画の作成及びその内閣総理大臣による認定を受けた基本計画に基づく事業に対しては特別の措置をもって整備を図るとあります。そこでお伺いいたします。宮古島市として、内閣総理大臣認定を受けるための中心市街地活性化基本計画の策定をしていくお考えはないのかについて、またこの認定を受けることのメリットと宮古島市における中心市街地とはどの範囲を指すのかについてもお答えください。

2点目として、根間地区公園予定地の今後の利活用計画についてのお考えと進捗状況をお聞かせください。

3点目、西里大通りの下水道整備についてですが、この整備については長い間問題とされてきましたが、一向に進んでいないその要因は何であるか、お聞かせください。

続きまして、観光行政についてです。1点目は、イムギャーマリンガーデン歩道整備事業ですが、この事業の中で駐車場から橋に向かう1号遊歩道というものの整備があります。高床式の歩道で、今回台風被害を大きく受けた場所です。この1号歩道の整備については、友利部落会として要請をしたことはなく、また事前の説明会等がなかったことから、工事が始まってすぐに地元では景観に合わないのではないかと、波や風の影響を受けて危険ではないかという声が上がっていたそうです。そこでお伺いいたしますが、この1号遊歩道の設置計画はどのような要請に基づいてどのような検討が行われて実施されたのか、その経緯をお聞かせください。

2点目、イムギャーマリンガーデン砂浜整備事業について。これは、去った6月定例会の上地廣敏議員の質問に対して市長は、9月までの間に臨時会を開く機会があれば、その中で補正対応して砂だけは入れたいという趣旨の答弁をされておりますが、この対応はどのようになっているのか、お聞かせください。



また去年同様の要請を友利部落会のほうから県と市に要請した際には、運搬費については地元負担となるということで友利部落会としては断念をしたという経緯があったそうです。今回は地元負担はないと考えてよいのかについてもお答えいただきたいと思います。

3点目、伊良部島一下地島間の入り江環境整備事業、この事業の目的と事業内容、予算規模及び現在までの進捗状況をお聞かせください。

続いて、エコアイランド推進事業についてです。1点目は、現在もう終了したのかな、本田技研と取り組んでおりました小型電動モビリティ等の活用に関する社会実験プロジェクト、この事業の内容と成果、また今後の展開計画の有無をお聞かせください。

2点目、市が保有している電気自動車の充電施設の運用実績をお聞かせください。また、それにかかった電気料と現在の宮古島の電気自動車普及台数、またそれに伴うCO<sub>2</sub>排出の削減量がわかるようであればあわせてお答えいただきたいと思います。

3点目は、エコアイランド推進の市民発信事業についてです。エコアイランド宮古島を推進していくという中で、やはり市民への発信の事業が大切であるということはずっとお話に上がっていました。その市民発信を今後どのように取り組んでいくかということの予定をお聞かせください。

続きまして、公共施設管理についてです。1点目は、6月の定例会の私の一般質問において、総務部長が今作成をしているというふうにお答えいただきました公共施設等総合管理計画策定の進捗についてお聞かせください。

2点目は、下地の与那覇地区防災センター、また伊良部地区の津波避難施設など、地域型の災害時避難施設が完成しております。この地域型の避難施設、これの今後の建設計画について、またこの避難施設はどのような基準でこの建設地の決定を判断しているのかについてもお聞かせください。

3点目は、各地域で交流拠点として活用されている公民館や改善センター等についてですが、多くの建物で老朽化が進んでいます。地域にとっては、平時においても、また災害時においてもとても大切な施設であることから、この建物の点検や整備などがどのように行われているのか、これについてお聞かせください。

続いて、通所介護事業についてです。これは市民の方から問い合わせがあったので、この場でお伺いをしたいというふうに思っております。その方のお話では、お母さんが高齢になって1人で家にいる時間が多くなり、ふさぎ込んでいたそうです。そして、要介護1の認定を受けてデイサービスを利用したことによって、非常に元気で快活になったということで喜んでおりました。しかし、お母さんが元気になったことで要介護認定が外れると、これまで行っていたデイサービスを利用できないというふうに言われたそうです。そうすると、また前のように家にこもってしまうのではないかと心配をして、息子さんがサービス利用に必要な費用を全額負担するので、これまでどおりデイサービスを利用したいというふうに申し出たのですが、利用は認められなかったそうです。そこでお伺いいたします。この要介護認定とデイサービス利用の関係についてお聞かせください。

続いて、学習環境の整備についてです。1点目、学校における劣悪な教室環境、これは夏場の教室の温度が非常に高いという件ですね。これについては、教室へのクーラーの設置を求める声が保護者や学校現場から上がっておりますが、その状況確認と改善策をどのようにお考えか、お聞かせください。

2点目は、教育現場における教員負担の現状と改善策についてお聞かせください。

3点目は、コミュニティスクールの導入に対する対応についてお伺いします。平成27年3月に教育再生実行会議の第6次提言において、全学校がコミュニティスクール化に取り組むことが提言されておりますが、宮古島市においてはどのように対応していくお考えか、お聞かせください。

4点目、家庭環境に課題のある子供に対する行政対応についてはどのような取り組みがなされているのか、お聞かせください。

最後に、幼稚園運営についてです。1点目が今年度からスタートした幼稚園での預かり保育について。事業実施後の現場や保護者から上がってきた課題はどのようなものがあるか、どのように改善策がとられているか、お聞かせください。

2点目は、1人1園の幼稚園教諭の負担軽減について。これは、1人の教諭が複数名の子供たちを午前中いっぱいもうっかりずっと見ていかなきゃいけない、これ非常に負担が大きいという声も上がっております。これについての改善等々のお考えをお聞かせください。

以上、多岐にわたりますが、ご答弁を聞いて再登壇したいと思います。よろしく申し上げます。

#### ◎教育長（宮國 博君）

劣悪な教室環境の改善についてでございます。大変子どもも気にしておりました。幼稚園、小学校、中学校の全普通教室へのクーラーの設置につきましては、本市の普通教室数が幼稚園28室、小学校158、中学校58室ございまして、合計して264室あります。全教室にクーラーを設置した場合にですね、設置費用が、我々の試算です、約9億2,000万円、電気代が年間1,500万円の費用が必要となることから、財政負担はかなり大きいと考えております。しかし、児童生徒の学習環境の整備は必要であると考えていることから、年次計画を策定して順次に整備をしていきたいと思っております。

次に、コミュニティスクールのことでございます。保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校、家庭、地域が一体となってよりよい教育の実現を目指す、地域に開かれた地域に支えられる学校づくりのための制度でございます。平成27年度4月現在で、全国の2,389校、沖縄県では27校の公立小中学校で導入されております。現在宮古島市では、各学校で校長の学校運営に対して意見を述べて支援していく学校評議員制度、平良中、佐良浜中校区においては学校の教育活動を支援していくための学校支援地域本部事業が取り込まれており、それ以外の学校ではPTAや学区体育協会、地域づくり協議会等の学校支援ボランティアによる学校支援が行われております。学校と地域、保護者が協力して教育活動が展開されているものと認識をしております。教育委員会としましては、各学校における学校運営協議会の設置に関しては現在のところ考えておらず、コミュニティスクールの導入は予定されておられません。

#### ◎総務部長（村吉順栄君）

まず、1点目の公共施設等総合管理計画ですが、この計画は公共施設が抱える諸問題への対応と今後の総合的な管理に資することを目的に、公共施設全体の状況を把握し、長期的な視点から有効活用や適正配置、適切な維持管理など、公共施設のあり方及びマネジメントに関する基本方針、計画を作成するものであります。平成26年度中に計画策定業務の委託契約を締結しており、平成27年度中には策定を完了いたします。

次に、地域型防災避難施設の今後の計画であります。これまで与那覇地区防災センター、伊良部地区

津波避難施設など、施設建設は今年度の完成に向けて今池間地区防災センターを建設中でございます。池間地区が完成後は、今のところ計画はありません。この3施設の背景としましては、与那覇地区、伊良部地区においては海拔が非常に低いということと、津波に対応できる建物がないということと、それから浸水被害範囲外に出るまでに時間を要するという事で与那覇地区、伊良部地区は建設しております。池間地区に関しては、住宅街が海拔の低いところにあり、公民館や小学校等の公共施設も海側に面していることから、津波だけじゃなく台風避難場所の確保もできないということで、津波だけじゃなく台風の避難場所としてもできるということで選定してございます。

#### ◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

超小型電動モビリティについて事業概要、実績、今後の方針。超小型電動モビリティ事業については、国土交通省の認定制度及び補助事業を活用しまして、宮古島市、それから東芝、本田技研工業、本田技術研究所の4者で協議会を設立しております。2人乗りの超小型電動モビリティを導入しまして、運輸部門におけるCO<sub>2</sub>の排出量の削減、移動の経済性の向上、そして災害時における電源確保対策及びそれに伴う地域の活性化を図るため、離島における利活用モデルの検証を行っているところでございます。これまでの主な取り組み実績としましては、車両の体験やアンケートを目的とした試乗会を4回開催しました。延べ143人の方に体験をしていただいております。また、災害時における利活用の検証としましては、3カ所の避難所へ車両を実際に配置、持ち込みまして、車両から電気で家電を動かしまして、停電時にも災害情報の収集がパソコンを通じて可能になることを確認しております。この事業は、今年度が最終年度でございます。本実証の成果を取りまとめるとともに、今回の実証成果を踏まえ、電気自動車の普及に向けて今後可能性を探ってまいりたいというふうに考えております。

それから次に、エコアイランド推進事業についてのEV充電器の運用実績についてです。急速充電器の運用実績につきましては、ことし8月までの1年間の充電回数、宮古島海中公園が70回、ドイツ文化村が845回、海宝館が1,297回、平良庁舎が2,482回というふうになっております。

それから、この4カ所の電気料でございますけども、24万2,768円というふうになっております。

それから、CO<sub>2</sub>の削減量ということでございますけども、ガソリン車と比較をしまして約6トンの減というふうになっております。

それから、電気自動車の普及台数、これは8月の時点で128台というふうになっております。那覇市とほぼ同数というふうになっております。

それから、最後になります、市民発信事業についてでございます。エコアイランド推進の市民発信事業については、今年度一括交付金を活用しまして、予算額300万円の単年度事業を予定しております。事業内容としましては、市民が参加するイベントを開催しまして市民の意識の高揚を図るとともに、市のエコアイランドについての施策等についてマスコミ、そしてインターネットを利用して島内外への情報の発信を行う予定であります。具体的な内容としましては、イベントを学校の1日に見立てて、エコに関する授業、部活動、そして特別授業として著名人の基調講演を予定しております。また、エコパーク宮古を活用しまして、スタンプラリーなど子供から大人まで楽しく参加できるイベントになるよう検討しているところでございます。開催時期につきましては、年内には開催したいというふうに考えております。

#### ◎福祉部長（譜久村基嗣君）

要介護認定とデイサービス利用の関係性についてでございます。介護保険制度において、デイサービスを利用するには要介護認定を受け、介護支援専門員が要介護認定者の心身の状態に応じた計画を立て、サービスを利用することができます。要支援、要介護状態に該当しない高齢者の通いの場として、介護予防普及啓発事業、これ生き生き教室と申しますが、それや2次介護予防事業として転倒予防教室、ワイドー教室や筋力アップ教室などの事業を実施しております。そのことに関連した質問で、要介護認定で非該当となった場合の実費でデイサービスを利用するがというご質問の内容でございました。要介護認定で非該当となった場合、介護保険制度でのデイサービス利用はできませんが、この場合実費での利用になります。実費にて利用した場合、利用者と事業者の介護保険外利用の契約となりますので、市でその利用の有無についての判断はできないこととなります。

◎生活環境部長（平良哲則君）

老朽化している地域公民館の整備についてであります。地域の公民館施設の管理運営については、基本的に地域が管理し、各自治会の活動のために有効活用することになっておりますが、地域の高齢化や過疎化により、自治会単独での施設整備は厳しい状況にあるとのことは認識しております。市としましては、自治会が管理運営している公民館施設について、建設された経緯や施設の利用頻度等を確認し、建築年数、老朽化の状況や緊急性、必要性を勘案しながら関連する部署と調整を行い、自治会の要望や現状に応じて今年度から実施しています自治公民館修繕事業補助金、自治公民館建設事業補助金の要綱に沿った形で支援策を検討してまいりたいというふうに考えております。

◎農林水産部長（砂川一弘君）

イムギャーマリンガーデンの整備についてですが、経緯ということですが、イムギャーマリン公園内の遊歩道につきましては、旧城辺町時代にですね、整備がされておまして、整備から20年余が経過しており、遊歩道の転落防止、手すりや休憩施設等が塩害の影響でコンクリート内の鉄筋がさびて膨張し、亀裂が生じております。そういうことで、今回一括交付金を活用して補修、修繕をしたいということで事業をスタートさせたわけでありまして、地元への説明ということですが、全体的に修繕、改修ということで老朽化した手すり等の改修という認識もありましてですね、それから被害を受けた木製の遊歩道についても観光客を初め地元の方々、子供たちにも安全に海岸の散策ができるものと思い、特に説明をしておりませんでした。しかしながら、今回の台風13号による被害を受けて友利地域の皆さんからも疑問の声が出ておまして、8月25日に地元友利地域の皆さんへもその整備に至った経緯等も説明をさせていただいております。その中で、議員からもご指摘がありましたけれども、その工事発注前に説明すべきではなかったのかとか、あるいは自然を生かしたつくり方をすべきではなかったのかとか、あるいは波に対する考え方が甘いんじゃないのかと、大分厳しいお叱りを受けたところでございます。そういうことで、その時点では復旧の方法等もまだ決まっていなくてですね、これについても復旧の方法が決まればですね、地元にもちゃんと説明をして復旧には当たっていきいたいというふうに説明をさせていただいております。今は構造等の見直しを行ってですね、波による衝撃に耐えられるよう図面等の修正を行い、復旧に向けて作業を進めております。図面がはっきり決まればですね、また地元にもちゃんと説明をして復旧には取りかかっしていきたいというふうに思っております。

次に、イムギャーマリンガーデンの砂浜整備事業につきましてですが、議員から今ありましたように6

月定例会で上地廣敏議員からの質問の中で、砂を搬入しますというふうにお答えをさせていただいております。現在砂の搬入に向けてですね、作業を進めておりますけれども、地元の自治会にもですね、今市のほうでストックしてある砂がありますので、その砂を入れたいというようなことで現場のほうを見ていただいて、狩俣のほうに市がストックしてある砂がありますので、それを確認をしていただいております。来月10日にですね、なりやまあやぐまつりが開催されますので、それまでには砂の搬入を完了したいというふうに考えております。

それから、地元負担はということですが、地元の負担は考えておりません。市のほうで搬入したいと思っております。

#### ◎建設部長（下地康教君）

まず、中心市街地活性化基本計画の認定についてというご質問がございました。これは、中心市街地活性化法においてですね、中心市街地活性化推進計画を市が策定することで、内閣総理大臣を本部長とする中心市街地活性化本部で認定されることによって市の活性化を図るために重点的な支援が受けられるという施策でございます。それをですね、市がこれからやっていくかというご質問だったと思うんですけども、中心市街地活性化基本計画の作成に当たりましては数多くの利害関係者の調整を要することから、地域住民の強いニーズと一致団結した取り組みが前提となってきます。この取り組みを踏まえて、地域住民の皆様方で計画策定に向けた機運を盛り上げていただくことが重要だというふうに考えております。その中心市街地活性化の事業範囲といたしましては、基本的には西里通り、下里通り、市場通り、マクラム通りに囲まれた範囲というふうに捉えております。

2点目にですね、根間地区公園の予定地の計画についてのご質問がございました。根間公園は、去った5月20日に都市計画原案について住民説明会を行っております。現在今年度中の都市計画を目指し、宮古島市都市計画審議会開催に向けた作業を進めております。また、整備がおこなわれている要因につきましては、当初現予定地の約3分の1が都市計画決定されていましたが、今回計画の変更により、都市計画の決定手続を進めることにおいて現在に至っているということでございます。

#### ◎上下水道部長（砂川 巖君）

西里大通りの下水道整備について進まない要因は何かというご質問でございます。西里大通りの下水道整備については、これまでも数名の議員により質問がありました。西里大通り商店街振興組合、通称通り会の意向は、商店街の活性化には道路の拡幅が望ましいとして、県が提案するコミュニティ道路整備ではなく、あくまでも拡幅による整備を求めています。また、県は路面の段差解消のための路面改修工事を実施したばかりであることから、市としましては県が示すコミュニティ道路整備計画と一体となった下水道整備を進めたいと考えております。そのために平成24年度に実施設計を終えておりますが、実施に向けての理解がまだまだ得られていない状況にあります。

#### ◎教育部長（仲宗根 均君）

教育行政についてでございます。教育現場における教員負担の現況と改善策ということでございますが、学校現場における教職員の授業以外の業務については大きく分けて2つございます。1つは児童生徒の指導に関する業務ということですが、テスト問題の作成、採点、成績一覧表、通知表の作成、指導要領の作成、それから学期末の成績統計評定処理というのがございます。それから、学校の運営に関する業務とい

たしまして、生徒理解の児童生徒、保護者アンケートの実施、集計、会議のための事前準備といたしまして書類の作成、開催の連絡、その事後処理といたしまして会議録のまとめの作成などがございます。また、そのほかに国や県教育委員会からの調査やアンケートへの対応など多岐にわたっております。教育委員会としましては、各学校が組織的に、継続的に業務改善に取り組んでいけるよう、平成22年度において全小中学校教職員に校務用パソコンの1人1台の環境を整備し、校務支援システム導入を行ったところです。日常校務業務で使用する出席簿や業務日誌、予定表、教育委員会と幼小中学校間及び学校内で利用する掲示板、個人連絡、これはメールのことなんですけども、を整え、情報の共有、連携を強化し、校務の軽減を図っているところでございます。また、教員以外の専門的人材、特別教育支援員などを要望のある幼小中学校へ配置し、支援を必要とする幼児、児童生徒への支援を行い、負担の軽減も行っているところでございます。今後も各学校と連携を図りながら学校サポート体制を構築し、教職員の負担感の解消を目指して取り組んでまいります。

続きまして、家庭環境に課題のある子供に対する行政対応ということでございます。学校においては、新年度が始まりますと全児童生徒の家庭環境状況調査を実施するとともに、担任による家庭訪問、児童生徒との教育相談、保護者面談等を通して児童生徒の理解と家庭環境の把握に努めております。その中で、特に連携が図りにくい家庭や支援を要するなどの課題のある家庭については、教育委員会へ報告及び相談を行い、連携して対応を図っているところでございます。教育委員会では、学校の報告を受けてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、教育相談員を派遣してケースごとに聞き取りや相談を行い、福祉、医療、警察等の関係機関とも連携し、児童生徒のよりよい生活環境の改善に努めているところでございます。

続きまして、幼稚園運営の中で預かり保育の実施後の現場での課題についてということでございます。今年度より全園児を対象に実施している預かり保育事業の実施園としては、単独園が9園、複数園を束ねた統合型が3園の計12園で実施しております。8月現在の利用状況は、午前保育が478名に対し預かり保育は254名で、約5割強の利用率となっております。預かり保育の現状と課題につきましては、職員研修の参加または休暇取得などに支障が生じているため、研修参加などに対応する代替職員のさらなる確保を行っております。十分に確保できていないことから、引き続き職員の確保を行い、幼児教育の質の確保と安全、安心な預かり保育の実施に努めてまいります。今後の課題といたしましては、市内の保育所での5歳児保育の拡充が見込まれていることから、さらなる人材不足が懸念されております。そのため、福祉部とも連携を密にし、人材確保に努めてまいります。

続きまして、幼稚園運営の1人1園の幼稚園教諭の負担軽減策についてでございます。1人1園の幼稚園についても、預かり保育の実施により研修参加や休暇取得が困難な状況のため、対応する代替職員の確保などに努めてまいりたいと考えております。

#### ◎伊良部支所長（川満勝彦君）

伊良部島一下地島間の入り江環境整備事業の目的、それから事業内容、予算規模、進捗率についてお答えをいたします。

入り江環境整備事業は、伊良部島一下地島間の水質改善を図り、入り江の利活用に資することを目的に、平成24年度に基本計画を策定し、平成25年度は測量、それから底質調査、排水処理施設等の検討を行い、

平成26年度は排水処理施設の実施設計、これは佐和田、長浜地区でございます。それと不発弾探査、水路の一部作濬工事を実施しました。この全体計画事業費は、約6億7,400万円を予定しております。現在の進捗率は、計画事業費ベースで約10%でございます。なお、全体事業は、平成30年度をめどに年次的に排水処理施設の整備4カ所、それから水路作濬工事約7,500メートルを実施してまいります。

#### ◎濱元雅浩君

それぞれご答弁ありがとうございました。順を追っていききたいところなんですけど、学習環境のあたりからちょっと入らせていただきますが、1点目で質問しましたクーラーの設置の件なんですけれども、264室で9億2,000万円かかるという答弁でしたが、これ部屋数で割ると1室当たり350万円という、すごく高いような気はするんですが、そういう試算が出ているという内容がちょっとわからないので、説明いただきたいなというところ、また全室でということなんですけど、私は1つやっぱり考えるのは、過度な対応を求めているのではなくて、やはり劣悪な環境にある現実がある教室が、そういうものの改善というところの視点からいくと、しっかりとした調査でまずはそこをどう改善していくかという対応がやはり望まれるもので、もちろんそれが最終的に全室になるかならないかというご判断、これはもう全体の中で決めていくことだとは思いますが、今喫緊の課題としてあるものに対してどのように対応していくかということもしっかりとお答えをいただきたいと思います。

2点目でありました教員負担というので教育部長から説明ありましたが、話聞いているだけで教員大変そうだなというふうな思いがあります。その後、4点目で言っている家庭環境に課題のある子供たちの対応ということも、これまた同じように教員に全部負担が行っているような感じがございました。お話の中では、このあたりとか幼稚園の教諭の負担、これ幼稚園の教諭のお話で午後からの預かりのときには午前中の生徒より人数が少ないのにスタッフが2人いると。どうにかそういう体制がとれないかと。午前中のほうが生徒が多いのに私一人だというお話もあります。このあたりはちょっと私のほうも勉強不足なので、この後の質問は亀濱玲子議員にお任せするとうたしまして、この教室のお話、これだけはお答えください。

それと、コミュニティースクールの件なんですけれども、現状行われている評議会、評議員制度だったとか地域運営の制度というのとコミュニティースクールという制度は大きく違う制度でございます。説明少しだけさせていただくと、これは学校運営協議会というのを各学校に設置して、教育委員会から任命された保護者や住民、また教職員などが一定の権限を持って学校を運営していくという形です。いわゆる学校の理事会制みたいな形、理事という形になるようなつくりでございます。そこにある権限というのは、学校運営の基本方針を承認する、教育活動に対する意見を述べる、教職員の採用その他の任用に関する事項について任命権者に対して意見を述べる事が保障されている制度ということです。これはある程度、範囲はありますけれども、人事権及びカリキュラム設定もこの理事会で承認を得なければいけない。逆に言うと、それぞれ各校の特性を生かした教育プランを立てられるというシステムでございます。これのトップは学校長ということになっておりますので、学校長のリーダーシップを高めるということもできますし、各校が特色のある地域に根差した学校をつくっていくことができるというシステムでございますので、もう少ししっかりと検証をした上で、今後、今回はいいです、今後また質問させていただきますので、お答えをそのときにいただければというふうに思っております。クーラーが350万円かかる件はお答えいただ

きます。

続きまして、その他の件でいきたいと思います。ちょっと済みません、長くなっておりますが、頑張っています。まず、中心市街地活性化のお話です。申しわけでないです。建設部長、何か嫌な捉え方を私はしたかなと思いますので、違っていれば言ってください。これ市民が元気がないから、私らはできませんのように聞こえてしまったので。だから、であるならば中心市街地の活性化を望む方々どのような機運の上げ方をすれば行政は協働でやっという手と手を組んでいただけるのか。機運を上げてと言いますが、じゃどういう行動が行政に認められる機運の上げ方なのか、教えていただければと思います。

この内閣府の認定を受けていく際に、中心市街地活性化協議会というものの設立をすると少しスムーズにこれは進んでいきます。これには民間事業者、また市町村、商工会議所等々が入って、この計画の中心メンバーとして動いていく、そのための計画を策定していくという協議会でございます。これは、第1次宮古島総合計画の中で、商業の振興という項目の中に明確に中心市街地活性化協議会の設立というものがうたわれております。ということは、この協議会の設立を早急に進めていく、またその先にこの認定を目指していく、そういう委員会をぜひ行政の側からも立ち上げていこうという機運の盛り上がりを見せていただきたいというふうに思っております。これに関しては、明確にご答弁いただきたいと思います。

続きまして、下水道整備の件についてです。こちらも上下水道部長申しわけないです。通り会が全く協力的ではないので、進んでいないというふうに私には聞こえました。これ県に確認しに行きました。県は、現在あの通りに関してコミュニティー整備事業というものはもうあれ白紙になっているので、全くございませんという見解です。県は。なのに、市としてはコミュニティー整備事業とあわせてということであれば、県はそんな事業はもう今ないという見解であるのに、それは少しおかしいんじゃないかと。現在までそのようなことがあったことは私も理解はしております。それで、その上で今質問をしているのは、例えば西里大通りを下水道整備するとした際に今課題となる点は何か、それを住民の皆さんに理解していただいて、それに協力できないかということ私を説明をしたい。そのために、その段階で課題となる点は現状何だと思われるかについてお答えをいただきたいということです。もう一度お願いいたします。

続いて、イムギャーマリンガーデン。まず、砂浜整備の件ですけれども、これ第10回目の記念大会となるなりやまあやぐまつりが10月10日に開催が予定となっております。それにあわせてしっかりと砂浜の整備というのをお願いしているところであります。地域の皆さんも期待をしております。しかしながら、これ10月に入るとステージの準備等々で砂浜が使いにくくなっていくというか、狭くなっていく。なので、できれば月中でこれが対応できないかという意見がありますので、いろいろこれ厳しいとは思いますが、その地域の方々と調整をして早急に対応していただければと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それですね、このイムギャーマリンガーデンの遊歩道の件です。遊歩道の件、私全体像の補修があるということはわかります。今地域の皆様からもおかしいというか、どうしてだと言われているのは、この駐車場から橋までの区間の話。その奥は、もちろんもともとあったものの整備をしております。それは皆さん存じております。この駐車場から橋までのいわゆる1号遊歩道として整備されている点、これ私から言わせれば新設ですよ。それ住民説明もない。何となくどういう経緯なのかというのが余りわからなかった。この区間は、なぜああいう高床式になって、どういう理由でどういう計画で、誰からの要請でどのように進んでいったのか。この部分だけでいいです。全体はいいです。この高床式の歩道を採用した経緯、



これはもう一度お答えいただきたい。

続いて、伊良部一下地島間の入り江の整備の件です。私は、この入り江は観光資源として非常に魅力的であり、またエコアイランド宮古島の本旨である生物多様性の確保を体感できる教育の場としても合致しているというふうに考え、将来にわたっての宮古島の宝だと感じております。そこで、この環境整備事業で生活排水や土砂の流出を防いでいただき、入り江の環境保全に努めていただきたいというふうに応援をしております。しかしですね、その思いで今の事業の内容と規模をお聞かせいただいたときに、この大規模な作滞の事業がですね、これ環境への負荷、例えば作滞したことによって海流の変化が起こるのではないかと、これで海やサンゴへの影響はどうなるのか、生物多様性を育む干潟とか藻場などへの影響はないのかというのがやはり少し気になるんですね。そこでお伺いをしたいんですけども、この工事に先立って行われたであろう環境影響評価、環境アセスメントですね、とか平成25年度に行われている調査等々では、こういう環境への影響は少ないという回答を得て、それで今なされているのかということに関してお答えをいただきたいと思います。

続きましては、エコアイランド推進事業についてですけども、最初の超小型電動モビリティのプロジェクトというのはですね、ちょっと余り私から見ると、もちろん試乗会等々をやられていた、また公用車として利用して、その利用の内容を報告する等々の事業かなと思います。これ今後の取り組みとしてぜひ検討していただきたいということは、ああいう小型の電動車両を使って近距離用のカーシェアリング等々に使えないかということも少し今後検討していただきたいなと思っているんですけども、そのような検討がなされるかどうか、まず1点。

そして、2点目の電気自動車の充電施設、これやはり平良庁舎はかなり多い利用頻度になっているのかなと思います。私も電気自動車乗っております、この平良庁舎の充電施設何度か使おうとするんですけども、やはり市民の皆様多くて、結構並んでいる方もいらっしゃいますんで、中心というか、市街地のあたりにもう一台どのような形で設置できないかなと。これマックスバリュのほうが少し今故障してとまっているので、その改善にも向けてやっていただけないかなというふうな思いがありますので、これも少しお答えいただきたいと思います。もちろん設置費用等がありますので、どこかのメーカーに協力を要請していただいて、可能であればということになるとは思いますが、そのような動きをしていくお考えがあるかということについてお聞かせください。

それで、通所介護についてですが、ご答弁からいくと当時者同士でこれは話をしてくださいというようにことになるかなと思います。では、その当時者同士でお話をした際に、それでもどうしても受け入れられないという場合には、市は何か協力というか、後押しというか、そういうことはできないのでしょうか。その前に1年間とかやはり通っていたところというところは愛着もあるし、やはりそこで元気になった、また友達もふえたという環境でありますので、ぜひ継続でということをおっしゃっている、それなのにやっぱり断られてしまったという現実でありますので、再度それ要求をお願いしますというふうに本人にはお伝えいたしますが、それでもだめな場合というものはいくらか手だてがあるかということに対してお聞かせください。

話がいっぱいあって資料がわからなくなってきましたが、避難施設に関してなんですけれども、1点ちょっと私、明和の津波の際にたしか2,500名の方の命が奪われたということで、そのうち友利、砂川、新

里、宮国で2,100名ほどの被害があったというふうに記されていると思います。そういう意味においては、あのあたりのイムギャー付近、こちらはまた宿泊施設や観光施設の利用も昨今進んでおります。ですので、一時避難の場所として、やはりこれまでも歴史の中で被害があったということでございますので、このあたりの検討をぜひしていただきたい。これは要望として伝えておきます。

さらにですね、この地域にある公民館等の補助金というお話がございました。この補助金に必要な申請の仕方、また窓口、これについてお答えをいただきたいと思います。

以上、またご答弁を聞いて再質問は考えたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ◎教育長（宮國 博君）

2つほどご指摘がございました。まず、劣悪な環境にある教室の整備でございますが、クーラー設置をする場合に、あの算定はどこから出てきたかというふうなのは細かく数字がございますので、その数字は部長のほうから答えさせます。

それから、順序はですね、どういう形になるかといいますと、議会の皆さん方と我々とは恐らく共通認識でこの学校のこの教室あたりは非常にまずいなというふうなのは共通認識としてあると思います。ですから、我々これから配置、いわゆる整備計画策定していくときに、そこがまず先にその計画の中に乗っていくと、こういう形になるというふうに考えております。したがって、具体的にどの学校というふうなのはここでは申し上げられませんが、具体的に教室そのものの環境については我々のほうでも調査しておりますので、そういう形になると思います。

#### ◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

小型モビリティ自動車、2件ほど質問ございました。まず、市街地における充電施設の設置についてでございますけども、現在ですね、民間の主導でもちまして電気自動車の協議会が設立をされております。その協議会の意見もですね、いろいろ聴取しながら検討していきたいというふうに考えております。

それから、カーシェアリングとしての活用はということでございますけども、電気自動車を、モビリティ自動車ですね、普及をさせるという視点からしますとですね、その可能性についてはぜひ検討する必要があるかと思っておりますので、今年度の実施しております実証事業の中でですね、図ってまいりたいというふうに思っております。

#### ◎生活環境部長（平良哲則君）

老朽化している地域公民館の整備についてであります。これにつきましては先ほど自治公民館修繕事業補助金、それから自治公民館建設事業補助金が活用できるというふうに答弁しましたが、これにつきましては申請とか相談は生活環境部のまちづくり振興班が一応窓口というふうになっております。

#### ◎福祉部長（譜久村基嗣君）

先ほどの説明はですね、基本的には利用できないということを説明いたしました。まさにそのとおりであります。その際利用者と事業所との協議のもとでその利用はかないますというご説明をしましたが、市といたしましてはその事業の目的がですね、高齢者が心身ともに健康で元気な生活を送っていただくということが一番重要だと考えていますので、そのために市単独事業でその通いの場の生き生き教室とかですね、筋力トレーニングとかという教室を開いていますので、ぜひ教室もですね、利用していただきたい。議員が最後に言いましたその利用についての、事前に介護時点での認定を受けたときの利用していた施設

との協力についてはですね、市としても担当課を通じてサポートしていきたいというふうに考えています。

◎農林水産部長（砂川一弘君）

イムギャーマリンガーデンの遊歩道整備で、1号遊歩道だけなぜ高床式にしたのかと。確かに既設の遊歩道もごさいます。コンクリートの石張りといいますか、コンクリートで固めた状態での遊歩道がごさいました。しかし、より安全にですね、安心してその散策ができるようにということで、ちょっと高床式にして板張りの遊歩道を設置したという経緯で、そういった計画でこの高床式を採用して設置をしております。

◎建設部長（下地康教君）

中心市街地活性化についてでございます。中心市街地活性化のですね、基本計画を策定する必要があるのじゃないかというご質問でございました。その基本計画を策定するためには協議会の設立が必要ですよということでございます。それで、その協議会の事務局としましてはですね、全国の事例からしますとですね、商工会議所のほうが担っている事例が多うございます。それで、また協議会の設立をする前にですね、設立準備会というのを立ち上げていくのが重要となってくるというふうに考えます。また、その中心活性化事業の中でですね、基本理念として地方公共団体、地域住民及び関連事業者が密接な連携を図りながら主体的に取り組み、その取り組みに対して国が集中的、効果的に支援を行うという形になっていますので、やはり地域の皆様方の声を十分聞きながらですね、市としても一体となって事業を進めることにおいてはですね、一体となって進めていく必要があるのではないかとこのように考えています。

◎上下水道部長（砂川 厳君）

下水道事業を進めるに当たっての課題は何かということでありまして、現況道路で例えば工事進める場合ですね、西里通りの全面通行どめという形での工事になろうかと思っております。その辺の通り会のご理解も協力も必要ですし、ただそれ工事に伴う補償関係ですね、その辺も課題になるかと思っております。通り会の皆さんと協議を重ねることによって、その課題の解消もできていくもんだと思っております。今後例えば事業を進めるに当たってはですね、通り会と協議を重ねまして事業が進めればと思っております。よろしくお願いたします。

◎教育部長（仲宗根 均君）

全普通教室へのクーラーの設置の見積もりの件なんですけど、正式に見積もりをとったということはないんですけど、今教育委員会で行われています特別教室ですね、特別教室という、パソコン教室とかですね、それから理科の教室あたりの、今これはリースで対応しているんですけども、その実績ですね、見まして、今想定されているのは1教室あたりですね、クーラーが最低でも2台必要ですね、これに200万円ぐらいかかりますねということと、それから空気清浄機というんですか、換気をやらなきゃいけませんね、最低2台は必要ですねということでこの200万円程度ですね、それから配線とか取り付けが必要なわけですから、それに対する改修費で50万円、それで設置費が合わせて350万円、1教室にですね、かかりますという今概算をしているところでございます。ちなみに、実は我々の実績に基づいて、今度はまた宮古高校のですね、設置したときのごさいましたので、それも参考にさせていただいてこの1教室あたり350万円という試算をしたところでございます。

◎伊良部支所長（川満勝彦君）

下地島—伊良部島間の入り江はですね、そもそも生活雑排水が流入してヘドロ化が進んでいました。その中で、まず水質調査、希少生物調査等を実施してですね、まずは排水処理施設を設置することだと、それから作濘ですね、これ作濘工事はですね、普通のしゅんせつ工事と違ってですね、工事が幅が大体10メートルぐらいで、深さが1メートル内……

(「声が小さい」の声あり)

◎伊良部支所長(川満勝彦君)

1メートル内で、水の流れをよくして、その中で水質改良していくという工法でありましてですね、環境に負荷はないと考えておりますけれども、この実施した、作濘した箇所をですね、効果を検証しながらですね、見ながら実施をしてまいりたいと思っております。その後ですね、再度水質調査、それから希少生物の調査ですね、を行って確認をしてまいりたいと、こう思っております。

◎濱元雅浩君

ありがとうございます。時間もございませんので、最後は意見を少し述べて終わりたいと思います。

教室の環境に関しましては、ぜひこれだけ多くの意見も出ております。しかし、私先ほど言ったように過度にそれをやることということではなくて、できる範囲のことをまずやるべきだということ、それとしっかりとそのじゃ全体像はという見積もりも、予算、費用かかるかもしれませんけれども、ひとつしっかりと対応していただければというふうに思っております。これはみんなの期待もあることなので、ぜひ実施していただきたいなというふうに思います。

それと、入り江の件に関しましては、やっぱり非常に大切な地域だというふうに思いますし、自然環境は一度破壊してしまったら二度と戻らないものであるという中で、よかれと思ってやった保全事業が失敗に終わってしまうという例もなくはないことですので、やはりいろいろ状況を見ながらその対応をしっかりと、変更するんであればしっかりと変更しながら慎重に進めていただきたいというふうに思っております。

それと下水道に関してですけれども、向こうを全面通行どめにしてというのはやはり、ああいう環境でございますので、少し難しい点も出てくるとは思いますが、例えばああいうにぎやかな場所でもありますので、夜間工事等々の協力を要請していくとか、例えばセンターに1本ではなくて今の雨水路、あれの改善、その下に埋めるとか、いろいろな手法をその地域の方々やとりをして、それで一步でも前に進められる事業にしていただければというふうに思っております。その際はぜひ地域のメンバーとしても協力をしていきたいというふうに思っております。

最後に、イムギャーマリンガーデンの歩道の件なんですけれども、あれはやはり景観としてもどうかという声もありますし、危険度も高いという、また事前説明も余りなかったということで理解が進んでいないということもあります。ぜひ今の計画を白紙に戻してもとどおりで運営していくことも検討していただけないかという声も上がっておりますので、このあたりは地域の皆さんとぜひいい意見交換をして進めていただければというふうに思いますので、その点をお願いして私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

◎議長(眞榮城徳彦君)

これで濱元雅浩君の質問は終了いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会いたします。

(延会=午後5時00分)

平成 27 年

第 6 回宮古島市議会(定例会)会議録

9 月 14 日 (月) 4 日目

(一 般 質 問)

平成27年第6回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第4号

平成27年9月14日（月）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成27年第6回宮古島市議会定例会（9月）会議録

平成27年9月14日

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（26名）

（延会＝午後4時30分）

議長（4番）	眞榮城 徳彦 君	議員（13番）	高吉 幸光 君
副議長（17〃）	佐久本 洋介 〃	〃（14〃）	富永 元順 〃
議員（1〃）	濱元 雅浩 〃	〃（15〃）	新城 元吉 〃
〃（2〃）	平良 敏夫 〃	〃（16〃）	亀濱 玲子 〃
〃（3〃）	下地 勇徳 〃	〃（18〃）	下地 明 〃
〃（5〃）	栗国 恒広 〃	〃（19〃）	垣花 健志 〃
〃（6〃）	仲間 頼信 〃	〃（20〃）	棚原 芳樹 〃
〃（7〃）	國仲 昌二 〃	〃（21〃）	平良 隆 〃
〃（8〃）	上里 樹 〃	〃（22〃）	前里 光恵 〃
〃（9〃）	上地 廣敏 〃	〃（23〃）	山里 雅彦 〃
〃（10〃）	嵩原 弘 〃	〃（24〃）	池間 豊 〃
〃（11〃）	仲間 則人 〃	〃（25〃）	下地 智 〃
〃（12〃）	西里 芳明 〃	〃（26〃）	新里 聰 〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	下地 敏彦 君	会計管理者	宮国 高宣 君
副市長	長濱 政治 〃	伊良部支所長	川満 勝彦 〃
企画政策部長兼振興 開発プロジェクト局長	友利 克 〃	消防長	来間 克 〃
総務部長	村吉 順栄 〃	企画政策部次長 兼企画調整課長	垣花 和彦 〃
福祉部長	譜久村 基嗣 〃	総務課長	久貝 喜一 〃
生活環境部長	平良 哲則 〃	財政課長	下地 美明 〃
観光商工局長	下地 信男 〃	教育長	宮國 博 〃
建設部長	下地 康教 〃	教育部長	仲宗根 均 〃
農林水産部長	砂川 一弘 〃	生涯学習部長	奥原 一秀 〃
上下水道部長	砂川 巖 〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局 局長	上地 栄作 君	議事係 長	仲間 清人 君
次長 補佐	友利 毅彦 〃	議事係	下地 茜 〃



◎議長（眞榮城徳彦君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は、26名で全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第4号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について、先日に引き続き質問を行います。

本日は、平良隆君からであります。これより順次質問の発言を許します。

◎平良 隆君

私見と所見を交えながら一般質問をしたいと思いますので、どうぞ市長初め副市長、部長の皆様方よろしくお願いを申し上げたいと思います。

下地敏彦市長のこれまでの市政運営に対しては、多くの市民の皆様方が高い評価をなされてきておりました。しかし、昨今多くの職員の皆様方の不祥事が起きております。また、昨年は7月の台風時において特別警報時におきまして、市長みずから飲酒なされて社会問題にもなりました。市長も大変反省もなされ、また責任も感じながら、責任もとっています。あれ以来庁舎での飲酒は一切ないとのことでございます。これは、大変私はすばらしい、いいことではないかと思っております。しかし、最近本当に職員の皆様方の不祥事が起きて、下地敏彦市長も大変頭の痛いところではないかなと思っております。職員のやはり飲酒絡みの交通違反問題、また公金の不適正の処理の問題、また今大きな問題になっているごみ問題でございます。やはりごみ問題というのは、マスコミ等でも毎日報道なされておられ、次から次とやはり疑惑といいますか、疑問が生じてきております。やはりこれは多くの市民も大変関心を持っておられます。この問題を全容解明することがこれからの下地市政、行政に対する信頼回復につながるもんだと私は期待をしております。どうぞ市長初め副市長、胸襟開いてやはり職員の皆様方とコミュニケーションをとりながら、ぜひ問題解決のために頑張っていただけたらと思っております。

それでは、質問に入っていきたいと思えます。第1点目に、平成26年度一般会計、特別会計の決算についてお伺いをしたいと思います。皆様方ご承知のとおり一般会計の決算については、総務財政委員会でいろいろ問題があるということで、不認定という結論が出ております。こういう不認定になった決算に対して質問するのも何か気が引けるわけでございますけれども、せっかく通告してありますので、質問をしていきたいなと思っております。

今回の一般会計で歳入が385億1,200万円余、歳出が367億1,300万円余と、差し引き残高19億9,900万円、翌年度繰り越し財源の3億6,500万円を引いて実質収支額が14億3,300万円の黒字となっております。実質収支率も7.5%ということで、大変私はいい決算ではないかなと思っていたわけでございますけれども、このようなことが起こってですね、不認定になったのは非常に残念に思っているところでございます。また、特別会計も実質収支額が4,900万円と、これも黒字決算でございます。両方とも黒字決算でございます。そういうことで、我が宮古島市の一般会計、当然経常収支比率が83.6%、若干高いようございまして、これはやはり財政構造の弾力性を説明する指数でございます。やはりこれが高いとこれからのいろんな面に響いてくるわけでございます。経常収支比率が83.6%、当然財政構造がこれも硬直状態になっていることだと思っております。その件についてもやはり原因を究明しながら、ぜひ改善をしていただきたい。特に

この改善のためには経常経費、義務的経費をですね、抑制していかなければなかなか改善はされないものだと思っておりますので、どうぞその辺も十分考えてこれからの行政運営に尽くしていただきたいと思っております。

私は、今回収入未済額と欠損不納額、それと翌年度繰越額について質問を通告してあります。今回収入未済額、これは一般会計全体で約39億3,300万円、去年よりは10億3,300万円より増加をしております。なぜ去年よりこれだけの収入未済額が生じたのか、それについてもお答えをいただきたいと思っております。特に私は市税と分担負担金、使用料、手数料、諸収入を挙げております。この項目というのは自主財源に値する、これは項目でございます。こういうのがやはり一応収入未済額となっておりますので、その内容と原因をぜひ説明していただきたいと思っております。

次に、不納欠損の処理でございますけれども、この不納欠損の処理もされる中で一般会計が昨年度より1,794万円増加をしております。やはり不納欠損の処理というのは慎重に私はやるべきことだと思っておりますけれども、毎年毎年全体で、特別会計ですと1億円以上の予算が不納欠損の処理されております。当然これは税法に基づいての処理かと思っておりますけれども、それでもやはりこれは税の負担の公平性からいっても慎重にやるべきことだと私は思っております。そういう中で、去年までは不納欠損をされていなかった現年度課税分、これ今回現年度課税分が不納欠損されているわけでございます。それに対して、総務財政委員会委員の皆様方も大変疑問を感じていたところでございます。なぜ去年は現年度分に対しての不納額なかったんだけれども、今年度はこの不納額があったのかどうか。それと、非常に固定資産の不納処理が現年度分多いわけでございます。現年度分51件の不納欠損処理があったんですけども、その中で固定資産税は41件でございます。そういう状況でございます。そういうことで、この不納欠損はどういうことでこのように不納欠損したのか、ぜひその説明をしていただきたいと思っております。

次に、翌年度繰越額でございますけれども、前年度より大幅に増加をしております。今回の翌年度繰越額は65億2,230万円余でございます。昨年に比べて36億8,000万円余の翌年度繰り越しがふえております。この理由についても説明していただきたい。また、公共下水道、これがまた大幅に繰越額ふえております。昨年は300万円余でございますけれども、今回は1億5,000万円余、約1億2,000万円余が翌年度繰り越しになっております。その理由についてもお聞きをしたいと思っております。

次に、自衛隊配備についてでございますけれども、皆様方ご承知のとおり去った5月11日に左藤防衛副大臣が宮古島を訪れております。下地敏彦市長に会って、陸上自衛隊の配備計画の説明と、またこの配備に対するご協力を要請したと聞いております。その要請を受けて、市長も自衛隊配備に対するコメントを6月25日になされております。市長のコメントを見てみると、備えあれば憂いなしという配備であるということで、やはり配備は必要であるというコメントを出しておられます。我々議会のほうにおいても、6月定例会ですけども、自衛隊協力会からの早期配備に関する要請について議会は採択という結論を出しております。私も自衛隊配備については賛成の立場をとっています。それはなぜかと申しますとですね、自衛隊配備というのは我が宮古島市にとって大きなメリットがあるわけでございます。今我が宮古島市においてもいろんな課題があります。特に今人口が減少しております。その人口歯どめに対しても非常に今下地敏彦市長は頑張っておられます。また、少子化が進行しております。また、雇用拡大を図っている、いろんな課題が今宮古島市には山積みをしています。その課題の解決に私はなるものだと思っております、自

衛隊配備というのは、今800人規模の自衛隊配備計画がなされております。宮古島市に800名の隊員が配置されるというのは、やはり経済効果というのが年間、これはこの800名の方々が宮古島市に落ちる金が50億円ぐらいあるそうでございます。それと税収が約1億2,000万円、それとですね、やはりここで生活しますから、消費とかいろんなものが宮古島市に、これは消費する経済が自衛隊に与えていくわけでございます。そういうことで、やはり私は自衛隊の配備というのは我が宮古島市は離島というハンディを持っているわけでございます。やはりこういう課題解決につながるのも、少しでもやはり解決なのは自衛隊配備、特に自衛隊配備することによって自衛隊の交付金というのがおきるわけなんですよね。現在旧上野村の野原にあるわけでございますけども、年間1,700万円の基地交付金がおきています。800名ぐらいの規模の自衛隊配備された場合には、恐らく1億円以上の基地交付金が出るもんだと思っております。そういう中で、やはり私は自衛隊配備は大きな宮古島市にとってメリットがあるのではないかと思っております。当然今宮古島においては、市民の中では賛否両論でいろんなところで反対運動、賛成運動が展開をされております。しかし、これだけの自衛隊配備によるメリットがあるんだから、ぜひ議員の皆様方もご理解していただいて、配置には前向きになって考えていただきたいなと思っております。

それで、市長にお聞きしたいわけでございますけども、市長は配備については必要があると、しかし表明はなされていないということをおっしゃっておりますけども、その後心が変わったのかですね、市長のご見解をお聞きしたいと思っております。

次に、トロピカルフルーツパークの整備についてでございます。この件については、何回も何回も質問をしております。この施設はですね、旧上野村が3大プロジェクトで計画なされた事業の一環としてですね、これ整備をなされています。総事業費が1億5,200万円、面積がですね、7万8,000平米、遊歩道が大体2キロぐらい、このフルーツパークの整備というのはですね、自然を利用してここに熱帯果樹、フルーツですね、これ30種類ぐらいのフルーツを植えるだけで、歩道を散策しながらですね、心を癒やすという目的でこれは整備された施設でございます。特に3大プロジェクトの構想というのは、これ宮古島のですね、観光振興と地域の活性化のためにですね、小さい上野村が多くの皆様方の知恵をかりてこれ整備されている、大事な施設でございます。そういう施設なのに、合併後ですね、行政の管理のずさんさから今の状態になって、観光地として機能を果たされておられません。これは、当然市長も現場を視察なされておると思っておりますけども、もう私が市長にお願いしてから2年もなろうとしています。その後市長、この再整備についてのお考えをお聞きをしたいなと思っております。

次に、博愛わいわいビーチの補修整備についてお聞きをしたいと思っております。この件についても、もう何回も何回もこれは質問をしております。副市長と担当部長がですね、交互に答弁をなされていますけれど、いまだに実現はしてありません。なぜ私がこの件についてすごく質問するかというと、ここの地域は湾岸内にあるわけなんですよね。たくさんの観光客が訪れています。しかし、ああいう状況を見ると非常にイメージを悪くするわけでございます。だから、観光振興のためにもやはりこのビーチのですね、補修整備は一日も早くやらなきゃならないということで、私は前から、前からこれを市に訴えているんですけども、市はこれは県の管轄だということで、なかなかいまだにこの補修整備がなされておられません。うわさによると、何か県が立ち上がって計画するといううわさも聞いておりますけれども、当然去る3月定例会におきましては担当部長がこの整備計画はないということを答弁なされております。あれから6カ月しかなら

ないわけでございますけども、しかし私はこの県のいろんな方々に聞くとこの計画はされているという話も聞いておりますけども、本当に6カ月前はですね、計画なされていなかったかどうか、その点について非常に私疑問に思っているんですよ。恐らく要請はしないで、自分の考え方で計画されていないということを答弁したかなと思って、これに対しても疑問に思っているわけなんですけども、その後どうなっているのかですね、お聞きをしたいなと思っております。

次に、信号機の設置についてでございます。私は、大嶺交差点とうえのドイツ文化村の先のですね、交差点でございますけども、この件についても前から、これは私は合併前から大嶺交差点については一応お願いは、行政にお願いしているわけでございますが、いまだに設置をなされていません。大嶺部落の交差点というのは、これは死亡事故がですね、何回も起きている交差点でございます。やはり信号機を設置することで、こういう事故が防げるわけなんですよね。例えば例を言いますとですね、千代田カントリークラブのこれは平良上野線ですけども、西側に十字路があるんですけども、向こうもよく死亡事故、衝突が起こっているんですけども、点滅信号1つだけでもほとんど事故が起こっておりません。一つも起こっていない。だから、信号の役割というのは非常に大きいわけでございますね。それでしつこく私は信号設置についてお願いしているわけでございます。ぜひ大嶺部落というのは国道と学道の交差点でございます。大変人通りも多いところだと思いますので、ぜひですね、恐らく要請して、設置順番というのがあるらしいですけども、大嶺部落はですね、いつごろ、特に要請をしているかどうかですね、お聞きをしたいなと思います。特にまたそのうえのドイツ文化村、ここも一周道路が保良上地線がですね、完成してからこれを取りつけるということを言っていたんですけども、もう開通してから3年も過ぎているんですけど、いまだに設置されておりません。この設置についてもお聞きをしたいなと思っております。

次に、野田地区にある一部の沈砂池におけるですね、オーバーフローに伴うハウスの水没に対する対応についてでございますけども、恐らくこれ野田地区ですから、池間豊議員もですね、その辺は十分事情は知って、この地主さんと、また自治会長さんと一緒に上野にある農林水産部まで行って話をしてあると思っております。去年の5月初めてこの沈砂池がオーバーフローしてですね、ハウス内が水没したと聞いております。去年の5月が最初の水没、あれから今日まで8月までの間6回もハウスが水没して非常に甚大な被害を受けているようでございます。この周辺にはサトウキビ農家、また葉たばこ農家もいらっしゃいます。そういう方々もやはり被害を受けております。これ自然災害でございます。なぜいまだにそのままにしておいているのか、もし計画なされているのだったら、いつごろ計画なされているのかですね、その点をお聞きをしたいなと思っております。

次に、畜産の振興についてでございます。非常に畜産の農家がですね、高齢化になっておりまして、非常に飼育戸数が平成21年度をピークにして15%ぐらい減少しているということです。飼育戸数で平成21年度、これ宮古島市だけです、多良間村は別ですよ、1,084戸あった飼育戸数がですね、平成26年度では925戸、約15%減少していると聞いております。それと、肉用牛の飼育頭数もですね、これも平成21年ピークに平成21年1万4,300頭いたのがですね、平成26年には1万1,481頭、約1,249頭減、18%減になっております。このうちですね、繁殖雌牛というのが非常にまた18%ぐらい減少しております。また、子牛の生産頭数もやはりこれも平成21年をピークにしてですね、平成26年度1,208頭減、19%ですね、減っているわけでございます。それにあわせて当然子牛の競り市上場頭数も減ってきております。これだけやはり畜産産

業というのは30億円の産業でございます。宮古島の経済を本当に支えていると言っても過言でございませぬ。そういう産業がですね、これが衰退していつているんですよね。いろいろと農業協同組合もですね、いろいろ増頭キャンペーンもやりながら今頑張っているようでございますけれども、この宮古島市が増頭に対してどのような計画をなされているのか、その点お聞きしたいと思います。

それと、やはり高齢化が進んでおります。やはり新規にですね、新規就業をふやさないといけないということ、若い方々をですね、やはり畜産に携わせなきゃならない。しかし、補助事業が余らないと、今の畜産の補助事業というのが30頭から50頭規模の補助事業ということで、なかなかこれについていけないというのが現状だろうと聞いております。農家の方々からの話聞くと、やはり10頭から15頭規模が一番いいんじゃないかという話をしています。その補助事業があるかどうかわからないですけども、やはり私はこれからの畜産振興のためにはこの新規参入ですね、ぜひふやしていただきたい。そのためには、やはりこういう規模を縮小して補助金を与えてですね、私は畜産振興を図っていったほうがいいんじゃないかと思っておりますけれども、その点どのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

次に、野そ防除についてでございます。この件については、初日の一般質問の下地明議員からもありましたけれども、やはり農家の方々には非常に心配をしております。やはり地上でのですね、防除というのは山林とか原野、そういったところが除外されているということで、非常にこれからまた異常発生しないかという心配の声も聞こえております。長濱政治副市長の話では、一回今年度だけやってみて、また見直すとき見ますということで、見直すときには農家負担も必要ではないかという話をしておりますけれども、ぜひ農家負担のないようによろしくお聞きしたいと思います。

次に、台風13号、15号の農作物に対する救済処置についてです。市長の方針については、やはり台風被害に対する救済というのは、やはり共済制度があるからそれを利用しなさいということおっしゃっています。それは、市長のこの考え方一理あるかと思いますが、しかし、共済制度が適用しない作物、例えばオクラはやったことがございます。これも恐らく台風における被害状況というのは調査されておりますけれども、こういった共済制度が適用されない、あそこの方たちの救済処置がされないことがあるわけですね、お聞きをしたいと思います。

答弁を聞いて、答弁によっては再質問していきたいと思っておりますので、よろしくお聞きいたします。

#### ◎市長（下地敏彦君）

まず、自衛隊配備についての見解ということですが、本案件につきましては、さきの6月定例会で議会としての意思は示されました。私も必要であると申し上げました。防衛省が地権者の同意を得て、場所が最終的に確定した後、計画内容を説明すると同時に市民に対しても説明会を開催し、十分な説明を行うよう申し入れてあります。その計画が関係法令等に適合しているかどうかを見て、最終的に市長としての判断をしたいと考えております。

次に、トロピカルフルーツパークの再整備についてです。上野トロピカルフルーツパークの再整備については、多種類の熱帯果樹を栽培し、園内を散策しながら園内でとれる果樹の試食や販売ができないかどうか考えております。そのため調査を行います。

#### ◎副市長（長濱政治君）

野そ防除事業についてでございますけれども、先日もお答えいたしましたけれども、空中散布についてい

ろいろと問題が出てきているということで、地上での防除への移行をやってみて、その結果を踏まえて今後どうするかということを検討したいというふうに考えております。その際に、財政面も考慮しながら農家負担も検討していくべきではないかというふうに考えておるところでございます。

◎総務部長（村吉順栄君）

収入未済額が出た原因と理由について、一般会計についてご答弁申し上げます。

まず、市税の収入未済額については、一括で納められなくて分割納付している方や不動産差し押さえはあるが納付までに至っていないケース、また死亡や行方不明、倒産、生活困窮のため納付できない方がおり、収入に結びついていないためでございます。対応としましては、これまで同様滞納整理の早期着手と滞納処分による差し押さえ等徹底的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、分担金及び負担金、使用料及び手数料、諸収入についての主な収入未済額の原因についてお答えいたします。まず、分担金及び負担金についてでございますが、農林水産業費農家負担金、これは現年賦課分についてですが、約100万円の収入未済額がございます。事業完了後、農家負担金の決定通知送付と徴収期間が短期となっているため、年度内の徴収が困難となっております。

次に、同じく農林水産業費負担金の滞納繰り越し分でございますが、約1億4,300万円余の収入未済額がございます。未納に対しては、電話催告や戸別訪問等により約1億522万2,000円徴収しておりますが、滞納額全ての徴収ができておりません。

次に、市営住宅使用料についてでございますが、徴収率100%を目指しまして、住宅情報センターに指定管理を委託して督促状の発送や電話催告等により取り組んでいるところですが、95.7%の上昇率となっております。

次に、同じく市営住宅使用料滞納繰り越し分でございますが、市営住宅使用料及び市営住宅電気、水道料については、旧市町村から引き継いだ滞納繰り越し分が主な原因ですが、退去時に分納誓約書を交わした方が、不履行になっている方や退去後連絡がとれない方などの未収入が主な原因となっております。

次に、諸収入について申し上げます。奨学資金貸付金元金収入でございますが、平成26年度調定における滞納者は80名でしたが、電話催告及び戸別訪問等により年度内の完納者が12名、年度末の滞納者は68名となっており、合併直後の7,000万円より300万円ほど改善してございます。

次に、生活保護返還金についてでございますが、生活保護法に基づく返還金や徴収金の発生する理由は、世帯の収入未申告や手当等の遡及などの収入が主な原因となります。返還金、徴収金はほとんどが生活保護費からの返還となることから、受給者からの債務期間延長申請により生活維持に支障を来さない範囲で最長5年を期限とする債務額返済計画徴収しております。このため返済計画の来年度以降の債権額が未済額として計上されていることが主な理由でございます。

次に、老人保健診療報酬返還金、これは旧佐良浜診療所診療報酬不正受給に伴うものでございます。この返還金は平成19年に実施されました沖縄県及び社会保険事務局合同監査による診療報酬の不正請求が発覚しております。これまでも平成21年と平成22年度に一部納付があり、この時点での未済額は約2,714万9,000円となっていました。その後平成26年10月に債務者の相続人の代理人である弁護士から返済の申し入れがあり、平成27年2月に未済分の約1,357万4,000円を返済しており、残り約1,357万4,000円が未納となっております。

次に、不当利得返還金、これは野原学道線の補償費を差し押さえ債権者でなく物件所有者へ支払ってしまったため、差し押さえ債権者より訴訟を提起され、裁判所命令で補償費と同額を差し押さえ債権者へ支払っております。そこで、市は物件所有者へ支払った補償金を返還してもらうため、不当利得金等請求訴訟を起こし、勝訴していますが、平成20年10月より毎年返還請求を行っておりますが、いまだ納付がございません。

次に、不納欠損についてお答えします。平成26年度一般会計決算における市税の不納欠損額は3,747万9,432円となっております。税ごとの内訳を申し上げますと、個人市民税が527万5,077円、法人市民税が82万478円、固定資産税が2,987万9,977円、軽自動車が150万3,900円となっております。市税は滞納があれば税法に基づいて、まず差し押さえを行うことが原則であり、平成26年度においては2,030件、1億2,486万4,087円を執行しております。不納欠損の要件は、死亡や行方不明、倒産、生活困窮者あるいは差し押さえる財産がない状態にある納税者であることから、地方税法に基づき不納欠損しており、適正に処理されております。なお、市税は自主財源であることから、滞納者の納税意識の向上を図ることとともに、滞納整理の強化を図り、徴収率のアップに努力してまいりたいと思っております。

それから、現年度課税分の不納欠損が前年度はなかったというご質問もありましたが、平成25年度においては固定資産税のほうで10件、53万7,000円、軽自動車で1件、1,000円の現年度課税分の不納欠損を行っております。ご理解願いたいと思っております。

次に、繰越明許費が大幅に増額した分について、一般会計についてご説明申し上げます。平成26年度の繰越明許費の総額は65億2,200万円となっており、平成25年度の繰越明許費の総額28億3,900万円より約36億8,300万円の増となっております。平成26年度の繰越明許費が前年度と比較して大きくなった理由として、事業費の大きな事業が例年よりも増加していること、国の補正予算による繰り越し事業が含まれていることとございます。事業費の大きな事業としましては、ごみ処理施設整備事業の約23億5,100万円、宮古島未来創造センター、仮称でございますが、新築事業が約5億4,900万円、スポーツ観光交流拠点施設整備事業が約5億7,300万円、平良児童館建設事業が約1億5,300万円となっております。また、国の補正による事業としまして、消費喚起生活支援型の事業でプレミアム商品券事業が約4億9,200万円、地方創生型の事業で人口ビジョン総合戦略策定事業が1,000万円、観光プロモーション事業が約5,200万円等の繰り越しとなっております。

#### ◎生活環境部長（平良哲則君）

1点目に、平成26年度特別会計の決算について、まず国民健康保険歳入決算における収入未済額についてお答えをいたします。

平成26年度の国民健康保険事業特別会計の歳入決算における収入未済額は、歳入合計で3億9,325万2,000円で、そのうち国保税が3億9,059万8,000円、諸収入が265万4,000円となっております。主な原因として、国保税については国保税を納入するよう督促状等で促しても失業、営業不振等を理由に納付がおくれるのが国民健康保険税の収入未済額が出る要因であります。平成26年度の国民健康保険税の未収額は現年度分が1億48万1,000円で、対前年度より575万1,000円の減となり、率にしまして対前年度比で5.41%の減であります。繰り越し分は3億55万3,000円で、対前年度より5,934万3,000円の減となっており、率にして16.49%の減となっております。現年度分の未収額の減は収納率の増によるもので、滞納繰り越し

分の減は収納率の増と、それから不納欠損金によるものであります。

次に、同じく特別会計の決算で後期高齢者医療特別会計の収入未済額についてお答えします。平成26年度の後期高齢者医療特別会計の歳入決算による収入未済額は139万1,000円で、そのうち普通徴収保険料の収入未済額の主な理由につきましては、被保険者の医療費負担増等により保険料の納入が困難であるというのが主な原因になっております。

次に、平成26年度特別会計の決算について、不納欠損額の内容と理由であります。平成26年度国民健康保険税の不納欠損額は5,131万1,000円で、対前年度より1,927万8,000円の減となっており、率にしまして27.31%となっております。不納欠損額の主な理由は、平成21年度に賦課された国民健康保険税の滞納額でありまして、これは平成20年度に導入されました後期高齢者支援制度に伴い、合併後の不均一課税及び赤字を解消するために税率が改正をされましたが、それに伴いまして大幅に未納金がふえたため、平成20年度に税率を引き下げる改正を行いました。景気の低迷も相まって納入できない世帯がふえたことにより、納入額が約1億9,200万円という大幅な未収額があったというのが理由であります。

続きまして、信号機の設置についてお答えします。上野地区の大嶺交差点とうえのドイツ村先交差点の設置の予定についてであります。まず大嶺交差点であります。これは、国道390号線と宮国学道交差点が交わる場所で、交通量は比較的多いもの見通しは良好であるというふうに警察署は言っております。ただ交通規制状況も、それから横断歩道やとまれの標識、標示は設置しているなど、交通の安全と円滑は図られているというふうに警察署は判断しているということでもあります。しかしながら、交差点の幅員が大きいということもあり、交通事故防止の観点から信号機設置を昨年度、平成26年度より沖縄県公安委員会へ上申しているという回答をしております。

次に、上野字宮国地区から南へ下って一周道路と交わる交差点、県道235号線と市道が交差する十字路交差点であります。この地点は交通規制状況は横断歩道やライン等による主従も明白で、交通の安全と円滑は図られており、現段階では信号機の必要性は低いという回答を受けております。

#### ◎福祉部長（譜久村基嗣君）

一般会計の不納欠損、それから繰り越しについては総務部長が答弁しましたので、私のほうは介護保険特別会計の不納欠損額についてお答えいたします。

平成26年度介護保険特別会計決算における介護保険料の不納欠損額は341件で、1,757万3,140円となっております。その内訳ですが、平成22年度分が1件で1,500円、平成23年度分が25件で13万1,720円、平成24年度分が315件で1,734万9,920円となっております。介護保険料の徴収権能期間は介護保険法第200条によりまして2年と定められており、時効によって消滅した不納欠損額となっております。不納欠損該当者の多くが無年金者や低所得者であるため、納付相談や文書、電話等による催促を行っても納付につながっていない厳しい状況になっております。

#### ◎農林水産部長（砂川一弘君）

まず、1点目のわいわいビーチの補修についてであります。上野宮国にありますわいわいビーチは、沖縄県の管理しているビーチであります。補修整備について県のほうに確認しましたところ、平成28年度予算化に向けて現在作業を進めているとのことでもあります。また、整備の内容について地元の意見や要望を聞いた上で、整備の計画をしていきたいとのことでありました。



次に、野田地区にある一部沈砂池におけるオーバーフローに伴うハウス等の水没についてですが、当地区はちょっと大雨が降るとですね、雨水によってハウスの水没や土砂の流出等が発生している箇所であり、農業基盤整備促進事業、補助事業ですけれども、これを活用して今年度で調査設計を行い、来年度に工事を着工したいと思っております。

次に、畜産振興について、繁殖雌牛の増頭と子牛の増産について、増頭に向けての施策としては導入事業として優良繁殖素牛等導入促進事業や畜産担い手育成総合整備事業、それからJAが実施します優良遺伝子繁殖素牛保留事業等があります。昨年度は約400頭が導入されております。また、子牛の育成対策として肺炎予防ワクチンの接種事業による子牛の育成率の向上に取り組んでおります。

次に、畜産業に対する新規参入についての施策についてということでもあります。新規就農者に関する就農支援事業としましては、宮古島市初期投資支援事業を行っております。肉用牛についても、同事業において簡易牛舎の導入を進めております。ただ助成対象として、基準等がございます。計画でおおむね年間175万円以上の経営計画とかですね、そういった基準がございますので、詳しい内容につきましては市の担当課、農政課のほうになりますけれども、確認をお願いいたします。

次に、台風13号、15号によるオクラやパパイアの救済処置はどうなっているかということですが、現在市の単独での救済処置はございません。ただ農作物の救済処置としましては、共済加入への促進ということで助成をしております。露地野菜につきましても、共済組合、議員からもご指摘ありましたけれども、露地野菜については共済加入ができないという話がありました。これについてはですね、再度共済組合に露地野菜についても共済制度ができないか確認をして対応してまいりたいと思っております。

#### ◎建設部長（下地康教君）

平成26年度港湾特別会計の収入未済額についてのご質問にお答えしたいと思います。

港湾における収入未済額は、繋船料等の滞納繰り越し分が主な要因となっております。内訳を調査しましたところ、主に平成8年度から平成17年度にかけての滞納が見られております。滞納繰越額としましては、160万円余りございます。督促状の送付等徴収の手続が確認できていないものもございますので、今後調査を進め、弁護士等にも相談しながら法的手続を検討していく予定でございます。

#### ◎上下水道部長（砂川 巖君）

公共下水道事業特別会計の収入未済額が出ている原因と理由でございます。

下水道の使用料の収入未済は島外や県外に転居した際、最終月の使用料未納となってしまうことが主な原因ですが、ほかにも転居先不明、死亡等により請求ができないなどがあります。現年度分については、3月調定分が6月以降に支払われるというような納入おくれ等も多くあります。

次に、負担金ですが、農漁業集排事業での負担金ですが、収入未済については死亡による請求不能や高齢で経済的に支払いが困難なことが主な原因であります。

次に、繰り越しがふえた理由についてお答えいたします。翌年度繰越額が前年度より大幅に増加した理由ですが、繰越額がふえた主な理由は汚泥等の回収工事の脱水機が省エネ法改正に伴い、メーカーがその対応に追われて納入がおくれたことや、そのほかまた幹線、枝線工事などで宅地への接続管の取り付け位置調整に不測の日数を要したこと、また工事中で地盤がれき質から岩盤になり、工事のおくれが生じたことなどが挙げられます。

◎平良 隆君

再質問をしたいと思います。

時間がありませんので、かいつまんで再質問したいと思います。信号機の設置についてのご答弁をいただきましたけれども、皆さん方本当にこの場所の状況を見て要請はなされているんですか。ただ我々がこの地区を、地域に設置してほしいという要望に対して、これだけのことで要請しているような感じがしておりますけれども、やはり状況を見ないと要請力が私はないんじゃないかと思っております。特にうへのドイツ文化村ではいろいろあるから計画ないというようなご答弁されておりますけれども、本当に交差点であるんですけど、いびつな交差点ですね、どこが優先かどうかわからなくてですね、よく車がぶつかるということがたくさんあるようでございます。特に向こうは観光地帯ですから、観光する方々の車ですね、レンタカーなんかよく通るんですね、あの状況を見てやはりこれは判断しないと、今の状況ではできないというようなご答弁、納得私はいかないわけなんです。それと、警察署からの情報を聞きますとですね、宮古島においては順番が決まっているということで、ちゃんとドイツ文化村もですね、順番に組まれているんですよ。それなのに計画ないというのは、私どうもおかしいようなご答弁ではないかと思うんですけども、信号の設置についてはですね、これからどういう要請のやり方でやるのか等ですね、検討していただきたいと思っております。

大嶺地区もですね、これは私は合併前から何度も質問しているんですけども、これも今の答弁のとおりなんです。ただ、なかなか実現してくれないというのが状況でございます。ここは本当に学道で死亡事故も何回も起きている交差点でございます。信号を設置するだけでですね、こういう事故が防げるわけなんです。それを十分やはり考えていただかないと私は信号の設置、特に田舎にはですね、信号設置ができないんじゃないかと私は思っておりますので、それらも十分考えてこれから要請をしていただきたいと思っております。

次に、野田地区の件なんですけども、今農林水産部長の答弁によりますと今年度は調査をして、来年度から農業基盤整備事業の補助事業で事業を進めていきたいということなんですけども、その間はどのように対応していかれるんですか。これ今の状況だったら、また台風来たり雨が降ったりしたら、またハウスは水没してですね、これからもまたいろいろ要請はすると思うんですけども、この期間はですね、どのような対応していただくとかですね、その点についても一度ご答弁をお願いをしたいと思っております。

次に、台風時における救済措置なんですけども、同時に市長方針としたら共済制度に入って、それに対してしてくださいということなんですけども、しかし露地栽培という、これまで共済制度適用されていないんです。適用されていないにもかかわらず、ほとんど救済されていないというのが……じゃ時間だそうですから、私の一般質問を終わりたいと思います。

◎農林水産部長（砂川一弘君）

野田地区の沈砂池の件ですが、整備までどうするかというご質問ですけども、沈砂池が今オーバーフローしているんですね、そこに入ってくる雨水とかそういったものは調査をしていかないといけないと思いますけども、とりあえず応急の処置としましては、農地水もございまして、それで沈砂池を一旦土砂等を取り除いて応急処置的にはやっていきたいというふうに思っております。

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時01分）

再開します。

（再開＝午前11時01分）

これで平良隆君の質問は終了いたしました。

◎富永元順君

台風18号の影響により関東及び東北地方を襲った50年に1度という記録的な豪雨で、これまで氾濫がなかった鬼怒川の堤防が決壊するなど、多くの地域で東北大震災の津波被害に似た大きな被害が出ております。そこで亡くなられた方々へ心からのご冥福をご祈念申し上げますとともに、被災された多くの皆様にお見舞いを申し上げます。そして、国や自治体の早急な救済措置をお願いしたいと思います。

それでは、一般質問に入っていきたいと思います。まず、市長の政治姿勢についてお伺いしたいと思います。1点目に、平和安全法制についてであります。ここで、さきの衆議院本会議で政府提出の平和安全法制関連2法案に賛成討論をした公明党の遠山清彦衆議院議員の討論の内容をここで紹介したいと思います。少々長くなりますけれども、よろしく願いいたします。

日本は戦後70年間多くの犠牲を内外で出したさきの大戦への痛切な反省を踏まえ、憲法の平和主義のもと自国防衛のための専守防衛を貫き、他国に脅威を与える軍事国家とはならず、非核3原則を守るとの基本方針を堅持してまいりました。この平和国家路線は今回の平和安全法制で何ら変わるわけではありません。また、国際社会の平和あってこそその日本の平和であるとの立場から、23年前より国連平和維持活動に自衛隊を派遣するとともに、海外での大規模災害発生時の国際緊急援助活動、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動等にも自衛隊を派遣し、日本にふさわしい形での国際貢献を行ってまいりました。特筆すべきは、この間任務中の自衛官の死亡者はゼロであります。また、自衛官により殺傷された者の数もまたゼロであります。これを偶然だなどと言う人がおりますが、見当違いも甚だしい浅はかな見方です。これは、日本の歴代政権がPKO参加5原則の適用など法制面と運用面においてリスク極少化に努めてきた証左であり、またそれ以上に派遣された自衛官の高い練度とリスク管理に対する強い責任感のたまものであります。今回の平和安全法制において、自衛隊の任務が一部拡大されている背景には、この国際社会から高い評価を得ている自衛隊の国際貢献のこれまでの実績があることをぜひ国民の皆様にご理解いただきたいと思います。昨年7月1日の閣議決定は、公明党も参加した与党協議において、一層厳しさを増す現在の日本の国際安全保障環境を踏まえ、憲法9条のもとに許容される自衛の措置の限界を整理し、新3要件としてこれを明示いたしました。いかなる事態であっても新3要件全てに合致しなければ自衛の措置は発動されません。新3要件に合致する事態の一部は、存立危機事態であり、これは我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生していることを契機としているため、国際法上、集団的自衛権を根拠とする場合があります。しかし、それに続く部分、すなわちこれにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合とは、自国の防衛に目的を限定したものであり、昭和47年見解で示された従来の憲法解釈の基本的論理の枠の中にあることは明らかであります。政府が再三再四答弁されているように、本法案成立後も国連憲章において国連加盟各国に行

使が認められているのと同様のいわゆるフルサイズの集団的自衛権の行使が憲法上許されるわけではあり  
ません。また、事態の認定等において政府が恣意的な判断、運用ができないような歯どめも存在いたしま  
す。存立危機事態の明白な危険の判断基準としては、攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、事態の規模、  
態様、推移、日本に戦禍が及ぶ蓋然性、国民がこうむる犠牲の深刻性と重大性、この5要素が国会質疑で  
明示され、政府はこれらを総合的に考慮して判断を示さなければなりません。存立危機事態とは安倍総理  
大臣並びに横島法制局長官の答弁にあるように日本が直接武力攻撃を受けたときと同様な深刻かつ重大な  
被害が及ぶことが明らかな場合に認定されることとなります。こうした政府が武力攻撃事態等や存立危機  
事態を認定する前提となる事実は、原則的に国会の事前承認にかけられる対処基本方針に記載され、万  
一武力行使をする場合も国民を守るためにほかに適当な手段がないことを明記することが義務づけられま  
した。重要影響事態や国際共同対処事態における後方支援活動についても認定事実が基本計画に明確に記  
載され、国会が判断できる仕組みになっております。すなわち、公明党が3原則の一つとして強調してま  
いりました民主的統制としての国会の事前承認の原則は確保されており、かつ政府は国会の判断の基  
準となる十分な情報開示、情報提供をすることが義務づけられているのであります。

最後に一言申し上げます。憲法のもとに国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守る責任は政府だけ  
にあるわけではありません。議会制民主主義の日本においては、国会もその責任を共有しているのであり  
ます。野党の皆様の中にはこの自覚と基本的認識すら欠如している方がおられると思えて残念でなり  
ません。日本の安全保障を確保し、そして国際平和のための外交的努力においては、与党、野党を超えて  
私たち国会議員全員が自覚と責任を持つべきであると申し上げ、私の討論を終わりますとあります。

そこで、この討論に対する市長の見解をお伺いしたいと思います。

次に、地方創生と宮古島活性化計画についてお伺いしたいと思います。現在日本は急速に進む少  
子高齢化社会、人口減少社会の中にあつて、地方創生や女性が輝く社会の実現を通じて日本の成長力  
回復を目指して、昨年9月に政府はまち・ひと・しごと創生本部を創設し、ことし1月に長期ビジ  
ョンと総合戦略を策定し、関連法案が制定されております。宮古島市においても人口減少の幅や  
地方創生などに関する地域の人口ビジョン及び総合戦略について検討する宮古島市、ひと・ま  
ち・しごと創生推進本部会議が先日9日に発足したことがマスコミで報道されております。政府  
は、自治体が地域再生計画の策定に際してアベノミクスの効果が十分に及ばず、回復がお  
くれている地方経済の振興や高齢化や人口減少等などに十分配慮し、専門家の派遣や、例  
えば宮古島市においては今回立ち上げられた会議、委員長の沖縄国際大学の名嘉座元一教  
授もそうだと思います。そういった専門家の派遣や財政支援や補助事業などを市長に提  
案できることも法案に盛り込んであると聞いております。そこで、今回選任された委員の  
皆様には最大限の知恵と工夫を發揮してもらいたいと思っております。

そこで、最初にお聞きしたいのは、特に宮古島市においては若者の雇用の問題、また若  
者の定住促進や子育て環境の整備、そしてリーディング産業としての期待の大きい観  
光産業の振興計画など、そして空港、港湾のインフラ整備、ホテルやそこに働く人材  
などの受け皿整備が特に重要になってくると思っておりますけれども、それぞれに  
対する当局の取り組みをお伺いしたいと思います。

そこで、私の提案でありますけれども、宮古島市の総合戦略の核の一つとして英  
語学校の誘致を図って、グローバル人材育成の拠点にしていきたいと思つてお  
ります。ことし5月11日に、ちょうど台風接近

のさなかでありましたけども、現在フィリピンでマンツーマン方式の英語学校を経営している方を宮古島市に招いて、議員や関係者を案内してその内容についてこの6階会議室でプレゼンをさせていただきました。ますます国際化、そしてグローバル化が進む中で、それに対応していくための人材育成の大きな鍵として先進的な英語教育は時代のニーズに欠かせないことを強調しておりました。そして、宮古島は地理的に見るとアジアの中心に当たり、韓国、台湾、中国、もちろん日本からの英語留学生を受け入れる最良の環境にあることも強調しておりました。そこで、英語学校誘致に対する市長の見解をお伺いしたいと思います。

次に、下地島空港及び残地の利活用計画についてお伺いしたいと思います。何度もこの質問、多くの議員が質問しておりますけれども、下地島空港と残地の利活用計画をやはり宮古島市としても、しつこいぐらいに思われてもいいぐらいに県との協議をですね、強く進めていくことが宮古島市の経済活性化につながると私は確信しておりますので、ぜひ下地島空港及び残地の利活用についてですね、現在宮古島市として県とはどのような協議をしているのか、その進捗状況についてもお伺いしたいと思います。

次に、伊良部島におけるリゾート施設建設計画とインフラ整備計画についてお伺いしたいと思います。特に伊良部大橋開通に伴って次々と海岸沿いにリゾート施設が建設されております。皆さんもご承知だと思います。これからもリゾート施設の建設がふえてくると思われまので、特にその中で水道施設等のインフラ整備が必要になってくると思っておりますけれども、やっぱり当局はですね、この将来見込まれるリゾート開発に対するインフラ整備をぜひですね、適切な情報の収集も図りながら、この地域でのインフラ整備をぜひ進めていただけたらと思っておりますので、当局の計画についてよろしくお聞きしたいと思います。

次に、空き家対策についてお伺いしたいと思います。さきの議会で石垣市の例を取り上げながら、宮古島市の空き家対策の取り組み状況を質問いたしました。その後の宮古島市の調査でどのような実態がわかってきたのか、そしてまた県の条例制定等を確認しながら、宮古島市としても空き家対策計画及び条例制定を進めていくという話でございましたけれども、現在この市の調査に基づいてどのような計画が進められているのか、お聞きしたいと思います。

次に、新博物館建設計画についてお伺いしたいと思います。宮古島市総合博物館は、宮古島の自然、歴史、文化を県内外に広く伝え、地域文化の向上、発展に供することを目的に1989年、平成元年に開館しております。外観ですか、入り口のほうの、中世琉球の都の首長を務めた仲宗根豊見親の墓地をモチーフにして建設されておるそうであります。館内には島の地形の成り立ち、サンゴ礁などの自然環境、そして宮古島に人が住み始めたところからの歴史、文化を紹介し、そして伝統芸能と行事をパネルや実際に使われている仮面、パーントゥなどですね、仮面や小屋などの展示を伝え、国の無形文化財に指定されている宮古上布などの特色ある織物や焼き物等も紹介されております。多くの市民、また観光客に親しまれている重要な宮古島市の施設であります。

ここでお聞きしたいと思いますけれども、先ごろ第29回企画展ピルマス展、これは期間が7月17日金曜日から9月1日火曜日まで開催されておりますけれども、その内容と成果について、まずお聞きしたいと思います。そして、この展示を通じて今後の課題等についてもお聞かせいただきたいと思っております。また、年々博物館の来館者がふえていると聞いておりますけれども、過去3年間のですね、来館者数の推移についても、あればお聞きしたいと思います。

これ平成元年につくられておりますので、約30年近くなっております。この施設の老朽化の問題、また特に交通というんですかね、利便性の問題を検討する時期に来ているのではないかと考えております。今後大型観光バスでの観光客にも対応できるようなやっぱり駐車場を整備した場所にですね、新しい博物館を建設していくべきだと私は考えておりますけれども、当局の計画をお伺いしたいと思います。

次に、公園の管理状況と遊園地建設計画についてお伺いしたいと思います。宮古島市における都市公園の設置状況、そこの公園にある遊具施設、附帯設備、施設の管理状況はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

それと、休みなどに孫と一緒に遊びに行きたい、けれども宮古島市には動物園も遊園地もないということで、何とかならないかという相談も来ております。市で遊園地の建設はできないのかどうか、お伺いしたいと思います。

次に、教育行政についてであります。小中学校における太陽光発電施設とクーラーの設置状況についてお伺いしたいと思います。教室へのクーラーの設置については、一般質問初日に濱元雅浩議員も取り上げておりました。宮古島市の小中、幼稚園も含めてクーラーが設置されていないということです。本当に中には40度を超えるような夏場、そういった教室もあると聞いております。そういった中で、やはり子供たちの教育環境には、これはどうしても解消しなければならない課題だと思っております。私も特に劣悪な環境にある教室へのクーラーの設置は早急に対応していただきたいと思っておりますので、教育委員会の今後の計画をお聞きしたいと思います。

それと、委員会の質疑でいただいた小中学校の太陽光発電設備設置校一覧によりますと、小学校では東小、池間小、これは中学校と併校ですけれども、それと伊良部小、佐良浜小、中学校では平良中、鏡原中、西辺中、上野中、城辺中、西城中、伊良部中、佐良浜中に設置されておられません。そこでお聞きしたいと思いますけれども、今後の設置計画はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

次に、保育行政についてお伺いしたいと思います。1点目に、幼稚園における保育環境についてですが、今年度より宮古島市は全園児を対象に預かり保育を実施しております。仕事を持つ親御さんには大変助かっていると思っておりますけれども、関係者にはさらなる保育の充実に力を注いでいただきたいと思っております。そこで、現在の預かり保育の利用状況と利用料とおやつ代はどうなっているのか、説明をお願いしたいと思います。

また、やっぱり園児は昼寝の時間がありますので、先ほど申しましたように幼稚園にもクーラーありませんので、そういったクーラーのない部屋での昼寝が十分にできないという、それを何とかしてほしいという要望が上がってきていると思っておりますけれども、現場ではどのような対応しているのか、それについてもお伺いしたいと思います。

2点目に、待機児童解消の取り組みについてでございます。認可外保育園を認可保育園に整備するなどして待機児童解消に努めているということでもありますけれども、現在の取り組み状況についてお伺いしたいと思います。

答弁を聞いて再質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

#### ◎市長（下地敏彦君）

平和安全法制に対する見解ということでもあります。日本を取り巻く国際的な情勢は、急激に変化しつつ

あり、その中であって日本の果たすべき役割も一段と重要度が増してきています。加えて日本領域への侵犯が今も続いており、国土の保全を含め国民の生命、財産を守る観点から、今、国会で論議をされていると理解をいたしております。同法案は衆議院で可決され、今参議院で審議されているところですので、その動向を注視してまいりたいと考えています。

◎教育長（宮國 博君）

博物館を新しく建てかえる計画はないのかというふうなご質問でございます。現在の博物館は、築26年と経過していることから、新市建設計画において平成32年度に新たに建設すると位置づけられております。財源は合併特例債を活用する予定です。過去3年間の入館者数は年々増加しており、今後とも宮古島の歴史や民俗、文化、芸術及び慰霊の日に関連した特別展等を考えております。また、博物館建設策定のスケジュールは、今年度関係機関の職員で構成する内部検討委員会を立ち上げ、立地場所等も含め検討を始めます。ちなみに、博物館への入館者数は平成24年度が1万1,161人、平成25年度は1万2,417人、平成26年度は1万2,210人でございます。

◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

地方創生の取り組み、それから下地島空港関連2点質問いただきました。

現在市の総合ビジョン、総合戦略の策定作業を進めているところでございます。これは、少子高齢化の進展及び人口減少に的確に対応した住みよい環境を確保し、将来にわたり活力ある地域社会の維持を目指し、国及び県のまち・ひと・しごと創生長期ビジョン、総合戦略を勘案しながら作業を進めているところでございます。策定に当たりましては、庁内組織としまして市長を本部長とする市のまち・ひと・しごと創生推進本部、それからそのもとで作業部会を設置しまして、また市民から幅広く意見を聴取するため外部組織として、まち・ひと・しごと創生推進会議を設置しております。これまで推進本部会議を2回、作業部会を4回、推進会議をせんだっての1回開催をしております。その中で宮古島市人口ビジョンの素案の検討を行いました。そして、2060年までの宮古島市の人口の将来展望と総合戦略の基本目標と方向性について確認をしたところでございます。今後は、人口ビジョンの素案に示しております人口の将来展望の実現に向けた戦略的な施策、取り組みを検討しまして、来年2月には人口ビジョン、総合戦略を決定する予定でございます。

それから、関連しまして、グローバル人材の育成、それから英語教育機関の誘致についてということがございました。若者の定住を促進するということからしますと、非常に重要な提案だというふうに思っております。作業部会、それから本部会議のテーブルに上げて検討していきたいというふうに思っております。

次に、下地島空港関連でございます。下地島空港及び周辺用地の利活用については、県が昨年度下地島空港及び周辺用地の利活用基本方針を作成しております。そして、利活用候補事業として4つの事業を選定しております。利活用事業の具体的な方向性としてしましては、空港の利活用に関してはパイロットの育成、それから訓練、そしてドローンなどの操縦士の育成、訓練、プライベートジェット機や小型機等による利活用、周辺用地の利活用に関しましては、プライベートジェットなどの航空利用と連携をしました新たなリゾート地とすること、それから空港と近接性を生かした新世代のリゾートとして利活用の提案がされているところでございます。

現在県は4つの事業の提案者おのおのとですね、提案事業の実現に向けて具体的な協議を重ねているところでございます。そして、ことし12月ごろには利活用事業者の決定があるものと思っているところです。市のかかわりでございますけども、県と提案事業者の協議の状況について随時報告を受けております。報告を受ける中で、事業者から今後ですね、市に対して要望が上がる可能性のある、つまりはインフラ整備などについて一応確認をしているところでございます。今後とも県が進めている利活用の促進事業の実現に向けて連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎福祉部長（譜久村基嗣君）

待機児童解消の取り組みについてということでございました。平成26年度においては、待機児童の解消を図るため、沖縄県安心子ども基金事業補助金を活用いたしまして、認可保育所3件、認定こども園1園の整備を完了し、前年度よりも110名の定員増となりました。しかしながら、依然として待機児童の解消には至っていない状況から、今年度も継続いたしまして認可外保育所を4カ所、それから5名以上19名以下の小規模保育所を4カ所認定候補者として新たに選考したところでございます。今後の予定、スケジュールといたしましては、今定例会に予算を計上してございます保育所等整備交付金及び待機児童解消支援基金事業を活用した整備を進め、整備状況や保育士確保の状況等を踏まえて設置認可をしていく予定となっております。施設整備も重要なことから、待機児童の解消の取り組みについては重要なことでありますけれども、そのほかにも保育士確保の問題も進めているわけございまして、沖縄県の事業であります地域限定型の保育所保育士を確保するために宮古島でも38名の方が応募いたしまして、沖縄県におけるその資格をですね、受験する方が出ているということで、保育士の確保にも取り組んでいるところでございます。

◎建設部長（下地康教君）

ご質問は2点ほどございました。空き家対策についてと公園の整備についてというご質問でございました。

まず、空き家対策についてお答えしたいと思います。空き家対策の推進に関する特別措置法が平成26年度に制定されており、今後自治体で空き家対策計画を策定することとなっております。本市としましては、今後ですね、平成28年度をめどにその計画を策定する予定でございますので、計画策定に伴う調査を今後実施してまいります。また、現時点では危険な空き家等の管理は、所有者または管理者が行うこととなっておりますので、所有者または管理者へ対策についての助言及び指導、勧告等を行っていきたいというふうに考えております。

次に、公園の整備に関してでございます。公園の維持管理につきましては、管理委託契約や清掃作業員にて適宜管理を行っております。また、遊具の点検等は定期的に遊具の異常、劣化などの有無を調べるため日常点検を行って、修繕についてはできるだけ早目の対応を行うこととしております。

それと、公園と一体化した遊園地の整備はできないかというご質問もございました。基本的に都市公園は都市公園法によって公共の福祉の増進に資することを目的として設置をされております。良好な都市環境の創出、都市の災害時の避難場所、憩いの場、地域の活性化等の機能を有していなければならない、乗り物などの遊具を設けた施設である遊園地とは目的と役割が違ってくるものでございます。都市公園内に遊具機能を整備することは困難であると、今のところは考えております。

◎上下水道部長（砂川 巖君）



伊良部島におけるリゾート施設の建設計画とインフラ整備計画についてであります。伊良部大橋開通したことによりまして、伊良部地域は今後ますます観光ホテル等の施設の建設が見込まれます。そのことから、水道管の布設について一括交付金が活用できるかどうか、県と調整して今後検討したいと思います。

◎教育部長（仲宗根 均君）

まず、小中学校における太陽光発電施設とクーラーの設置状況でございます。本市の小中学校で太陽光発電施設が設置されている学校数は、小学校が9校、中学校が4校で合計13校となっております。

クーラーの設置状況については、現在は特別教室のみ設置されておりますが、老朽したものについては計画整備しているところでございます。本年度220台を交換をいたしたところです。また、普通教室においてですね、先日濱元雅浩議員にも答弁したように幼稚園、小学校、中学校、これは合計で264室になるのですが、年次計画を策定して今後順次整備をしまいたいと考えております。

それと、保育行政についてでございます。幼稚園における保育環境につきまして、本年度より全園児を対象に実施している預かり保育事業の実施園は12園でございます。その利用条件は、保育所の入所条件と同様に就労等で家庭保育ができない保護者を対象としておりまして、その経費は月額5,000円、1日単位の保育料につきましては半日で400円、1日で800円となっております。なお、ご質問の別途経費のほうですが、園によって異なりますけれども、昼食にデリバリーを利用しますと月に約6,000円程度、またおやつ代等に月に1,000円程度の経費となっております。それと、昼寝は現場ではどういうふうに行っているかということなんですが、現在現場ではですね、4月の暑い時期から始まりまして、昼寝はさせているのですが、寝た後ですね、水分補給とか栄養、あめなどを与えるというふうな措置を行っているということでございます。先ほどの説明、クーラーの設置の件でもお話ししたとおり、今後も幼稚園についてもクーラーの設置をしていきたいというふうに考えております。

◎富永元順君

答弁ありがとうございました。それでは、再質問をしたいと思います。

平和安全法制に対する市長の見解は、今参議院で審議中だということでありましてけれども、テレビ等では反対集会の場面しか見せておりませんが、ようやく最近になって何か賛成する方々の集会もテレビで取り上げられてきていると聞いております。公明党の山口那津男代表も日本の平和安全には言うまでもなく対話外交の取り組みが第一です。今回の関連法案は抑止力を強化することにより、対話外交による解決を促すものでありますと確信持って述べております。私もこの地球上で二度と戦争が起こらないようにするためにも、ぜひこの平和安全法制の成立を望むものでございます。

次に、地方創生と宮古島活性化計画についてお伺いしたいと思います。先ほど企画政策部長からも総合戦略の中にグローバル人材育成のための機関としての英語、学校の誘致を進めていくとありますので、ぜひこの総合戦略の中にですね、グローバル人材育成のためのそういった宮古島が先進的な英語教育の拠点となるようにぜひ進めていただきたいと思っております。ちなみに、フィリピンにたくさん英語学校ありますけれども、韓国から年間10万人以上、そして日本からは約1万人の方々が英語留学に行っていると、先ほど申し上げましたように宮古島はアジアにとっては中心的な地理的条件にありますので、また環境的にもそういった安全な地域でありますので、そういった意味でこれは大きくですね、これからの宮古島のリーディング産業である観光産業を力強く下支えて支援していくためにもですね、この学校の誘致はぜひ

市長にも取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、空き家対策でありますけれども、前回の質問に対する答弁から全く進展していないように思います。石垣市でもそんなに多くは、調査した時点でいいですので、どのような危険箇所がどの地域にあるのか、実際に空き家が今宮古島市にどれぐらいあるのか、これをですね、把握しているのか、まずそれを実態を今後どうするかについては、今後の課題でありますけれども、まずは実態、本当に私の家の周辺にもあります、空き家。本当にガジュマルが生い茂って、何かお化け屋敷のような地域があつて本当に危険なところでもあります。そういったところが何か所あるかですね、またそういう周辺、例えば事務担当員がいらっしゃいますよね、宮古島に、行政連絡員ですか、そういった方々を通じてその空き家の大まかな実態調査、これをぜひ進めてですね、危険な箇所は早急に対応していく、これはそういう消防署とも対応してですね、万一そういうこれから冬場火災が発生する時期の季節になりますので、そういった未然防止のためにもですね、ぜひその実態調査を早急に進めていただきたいと思います、進めていけばですね、それを報告していただきたいと思います。

それと、新博物館建設については平成32年度に建設予定だと、本当にぜひすばらしい博物館をですね、つくっていただきたい。今は駐車場も10台しかとめられない、こういった博物館ではですね、幾ら市民にいらっしゃいと言ってもですね、休みのときには車がとめられない、結局入ろうにも入れないという状況、ですから今後私が提案したいと思っておりますけれども、場所についてはですね、今いろいろとスポーツ観光交流拠点施設、それからサンエーの大型そういう施設ができると、その近くにですね、やっぱり誘客できるような、人が集まるようなところにこそこういった宮古島の大事な施設というのは建設すべきであると思っておりますけれども、よろしく、それについてですね、ぜひ候補地として、これは久松、久具のまた自治会の皆さんの協力も出てくると思っておりますので、それをぜひ検討していただきたいと思います。

それで、特に幼稚園でのクーラーの設置、これは預かり保育をスタートしているわけですから、昼寝ひどいと言っていますよ。昼寝できないと、それにぜひ補正でも組んでですね、今部屋にいても熱中症になる時代でございますので、子供、大切な幼稚園児のですね、保育環境、そのためにもぜひ早急なクーラーの設置をお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

#### ◎建設部長（下地康教君）

空き家対策についての再質問がございました。それに関しましてはですね、空き家対策の計画をですね、策定するためには、実態調査が必要となってきます。したがって、平成28年度においてですね、計画策定に向けて予算を要求してまいりますので、その時点で調査を実施していくという形になると思っております。

#### ◎教育長（宮國 博君）

ご指摘のありました幼稚園の昼寝のことも含めてですね、預かり保育の昼寝のことも含めて、今預かり保育をしている幼稚園の実態をですね、もっと詳細に調査をして、できるだけそれ優先的に取り組むという形での議論を教育委員会でやってみたいと思っております。ちなみに、久松と鏡原は大変預かり保育もするという前提ということじゃなくて、そういうふうな子供たちがふえますねと、それから預かり保育もいよいよスタートしていますねという形での配慮を非常にやましてね、暑さ対策もしっかり設計の中に入れてはいるんですが、それなりに涼しさは確保できているんですよ。ところが、実際にやっぱり向こうに行ってみますとね、子供たちが寝ている間は大変暑いと、それでこれも正直に申し上げますが、久松

の場合には寝る子供と寝ない子供がおりますので、昼寝の時間といっても、寝る子供に関しては先生方のいわゆる準備室の近くで冷気を送り込みながら寝ていると、こういう実情にございますのでね、やはり議員ご指摘のとおり何らかの対応しなきゃならんなどという感じは受けてきました。そのような方向で考えていきたいと思っております。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで富永元順君の質問は終了いたしました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時半から再開いたします。

休憩します。

（休憩＝午前11時52分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎上地廣敏君

質問に入る前に、さきに東北地方で集中豪雨がありました。お亡くなりになりました方々にお見舞いを申し上げ、そして一日も早い復旧、復興を願っております。

では、質問に入りたいと思います。さきに通告をいたしました件につき一般質問を行います。当局におかれましては、明快なる前向きなご答弁を求めたいと思います。

まず初めに、市長の政治姿勢について伺いをいたします。今定例会には、議案として平成26年度の一般会計及び特別会計の決算書が提案をされておりますが、その中で自主財源の中核をなす市税について伺いをいたします。まず、市税とは代表的なものが市民税の個人分、そして法人分、次に固定資産税、そして軽自動車税、この3税が主でありますけれども、この3税において不納欠損処理された税額が実に3,747万9,432円であります。これは、平成26年度一般会計決算における不納欠損額4,522万5,192円の実に82.87%を占めており、市民に対する税負担の公正、公平な観点からも、あるいは徴収率の向上の面からも大変憂慮すべきことであると考えておりますが、このことについて市長の見解を賜りたいと思います。

次に、同じく収入未済額についてであります。先ほどの3税、いわゆる市民税、固定資産税、軽自動車税における収入未済額は3億332万351円となっております。徴収率向上については、徴収業務に当たる納税課の職員の皆さんのご努力によって年々改善されてきていることに対し、部課長初め職員の皆様方にはご苦労さんと申し上げたいと思います。どうぞ今後とも徴収体制に万全を期していただきたいと思っております。

そこで、伺いをいたしますけれども、この収入未済額は今年度の平成27年度予算において滞納繰越額として調定をされることになると思っておりますが、平成27年度予算における市民税、いわゆる個人、法人、そして固定資産税、軽自動車税の滞納繰り越し分の現在における調定額をお示し願いたいと思っております。そして、今後税金の収入未済額に対する取り組みについてどのような方針をもって臨むのか、市長のお考えをお伺いいたします。

2点目に、農業の振興について伺いをします。宮古島市はご承知のとおり沖縄県におけるマンゴーの拠点産地として、平成21年3月に県のほうから認定をされました。認定当時の生産量は、概算でおよそ350ト

ン、生産額にして6億円から6億3,000万円程度と記憶しておりますが、その後生産農家の増加によって生産面積や生産量も飛躍的に拡大をしてきました。

そこでお伺いをいたしますが、平成27年度におけるマンゴーの生産面積と生産量及び生産農家数をお聞かせ願いたいと思います。また、今期から本格的に船舶輸送が開始されました。これまで指摘されてきた航空機による積み残し、いわゆる滞貨問題がほぼ解消され、品質面においても航空機輸送と比べ何ら遜色がないとのことでありますが、市としてどのように認識をされているのか、お伺いをいたします。加えて、将来に向かって生産量は確実に拡大、増加するものと思いますが、輸送における課題について、もしあるとすればどのようなものか、示していただきたいと思います。

次に、市の単独補助事業であるハウスの設置事業についてお伺いをいたします。宮古島市においては、合併当初から旧市町村で実施されてきた単独事業のほとんどを引き継ぎ、実施してまいりました。当然に簡易パイプハウス等によるマンゴー栽培も認められ、法人組織による大型鉄骨ハウスの事業導入が厳しい農家においては、簡易ハウス等をさらに補強した形でマンゴー栽培を続け、それなりの実績を上げていることはご承知のとおりであります。

ところで、宮古島市にマンゴーハウスとして大型の鉄骨ハウスが事業導入されたのは、たしか昭和60年度ごろが最初であろうと、今から30年前であります。現在ではこの大型ハウスも施設の老朽化による腐食が進み、危険な状態のハウスも見受けられます。修理費用が高額となるために、手をつけられず、そのままの状態が続いているハウスなど、そういった実態が見られるところであります。市におかれては早急にそういった腐食が進んでいるハウス等の補修についてもですね、何らかの手だてができないものか検討をしていただきたいと思います。一方で、マンゴーの生産農家も、これは農業全般に言えることでありますが、これもやはり後継者の育成対策は早急に取り組んでいかなければならない喫緊の課題であると思っております。

そこでお伺いをいたしますけれども、後継者の育成確保と果樹栽培における新規就農者の定住促進等を図る観点からも、市単独事業によるハウスにおいて現在栽培が規制されている、制限されているマンゴーの栽培を認めていただきたいと思います。このことは、全マンゴー生産農家のもので、願意であると思っておりますし、実際に私のところにもですね、ぜひ議会で取り上げていただきたいと思います、いわゆる簡易ハウスによるマンゴー栽培を認めていただきたいと思いますというふうな要望が寄せられております。たしか大型の鉄骨ハウス、7,000平米から1万平米ぐらいの事業導入でつくっているハウスなどが平成23年度から、それから簡易のパイプハウスが平成24年度ごろからマンゴー栽培を制限しているというふう聞いておりますけれども、このことについて市長の見解を賜りたいと思います。宮古島市はマンゴーの拠点産地として、今多分700トンから750トンぐらい生産量あると思っておりますけれども、聞くところによりますとですね、どうしても1,000トンは必要であるというふうな形で、そういった声が本土のほうからは聞こえてきております。ぜひこのこと含めてですね、このことについても市長の考えをお伺いをしたいと思っております。

3点目に、福祉行政についてお伺いをします。宮古島市では介護保険制度以外でサービスが受けられる事業として、高齢者在宅福祉サービス事業の中で食の自立支援事業、通称配食サービスと言われておりますが、こういった事業があります。この事業は、食事づくりが難しい高齢者の自宅を訪問して弁当を提供する事業であり、現在多くの高齢者の方々が利用して大変好評でニーズの高い事業であります。

そこでお伺いをいたしますが、旧市町村ごとのこの事業の利用状況についてご報告を願いたいと思います。加えて、現在週2日ですね、月曜日から金曜日の平日、昼食として配食されておりますが、事業の見直しによる拡充はできないか、お伺いをいたします。

4点目に、教育行政についてお尋ねいたします。初めに、佐良浜スポーツセンターの休止問題であります。特に佐良浜地区の子供たちは、毎年夏休みに入ってスポーツセンターのプールで水泳ができることを唯一の楽しみとしていたというふうに聞いております。私が申し上げるまでもなく、この施設はふるさと創生事業を活用して佐良浜地区における港湾整備事業等によって消滅された海水浴場の代替施設として、子供たちの健全育成や子育て支援等の目的で整備された施設であります。なぜ地域からの強い要望にもかかわらず休止したのか、その経緯と理由を示していただきたい。そして、次年度以降の施設の活用方針はどうなっているのか、お伺いをいたしたいと思います。このことは、一般質問初日に佐久本洋介議員の質問の中で、農林水産部長が伊良部漁業協同組合の事務所としてスポーツセンターを利用したいと、教育委員会と調整中であるというふうな答弁をされておりますが、本当なのかどうなのかですね、であるとすれば、これは目的外の使用であるというふうに私は申し上げたいと思っております。そのことについて、ぜひ明快な答弁をよろしく願います。

最後に、下地地区公園内の施設管理についてお伺いをします。公園内には、勤労者体育センターである体育館を初め陸上競技場、野球場、テニスコート、ゲートボール場、室内練習場など多くの施設が配置され、各種競技会や地域住民の体力づくりや健康増進の場として広く活用されております。しかしながら、陸上競技場と野球場に設置されているナイター施設は、全くその機能を果たしておりません。陸上競技場においては3基、いわゆる3カ所に設置されていたナイター照明であります。これが今1基あるのみで、しかもこの1基は現在点灯していないということでもあります。一方、野球場のナイター設備は6基が設置されているが、全て点灯しない。いわゆる電球、いわゆる器具もですね、器具の向きも上下左右、あっちを向いたり、こっちを向いたりですね、それぞれみんなばらばらで全く管理されていない状況であります。仕事を終えて夜のひとときをウォーキングや軽スポーツで楽しんでいる方々の不満というのは、日々募るばかりであります。暑い日中を避けてナイターでの野球試合など、光景はもう一昔前のこととなりました。そこで、市長と施設管理者である建設部長にお伺いをしますが、このナイター設備はそのまま放置をするのか、それとも修繕復旧して市民の利便性向上を図っていくのか、簡潔にお答え願いたいと思います。

以上、答弁を聞いて再質問をいたしたいと思っております。よろしく願います。

#### ◎市長（下地敏彦君）

平成26年度決算における不納欠損処理についてであります。市税は滞納があれば税法に基づいて、まず差し押さえを行うのが当然であり、平成26年度においては2,030件、滞納額にして1億2,486万4,087円を執行しております。しかし、一方で実地調査の結果、死亡や所在不明、倒産、生活困窮者あるいは差し押さえる財産がないなどが確認されれば、不納欠損処理を行わなければなりません。地方税法に基づき、適正に処理をしております。

#### ◎総務部長（村吉順栄君）

市税の収入未済額に対する取り組み方針についてお答えします。

市税の収入未済額圧縮及び徴収率向上のため平成18年10月に納税課を設置いたしました。納税課設置時

の平成18年と平成26年度を比較しますと、平成18年度の収入未済額は8億7,623万9,000円で、徴収率が82.8%、平成26年度の収入未済額は3億4,079万9,000円で、徴収率が93.4%となっており、収入未済額は5億3,544万円の減、徴収率は10.6ポイント増となっており、収入額は5億9,544万1,000円の増となっております。徴収率は年々上昇しており、上昇してきた主な要因として、滞納整理の早期着手と滞納処分による差し押さえ等取り組んだことが挙げられます。今後ますます自主財源の確保は重要になることから、引き続き税負担の公平性の観点から収入未済額の圧縮と徴収向上に取り組んでまいりたいと思っております。

それから、平成27年度予算における滞納繰り越し分の調定額というご質問もございました。市民税のほうで8,825万円、固定資産税のほうで2億3,536万1,000円、軽自動車のほうで1,718万8,000円、合計で3億4,079万9,000円となっております。

#### ◎福祉部長（譜久村基嗣君）

配食サービス事業の旧市町村ごとの利用状況、件数、それから事業見直しによる利用回数の増加等ではできないかという質問の要旨でありました。一括してお答えいたします。

配食サービスは、宮古島市食の自立支援事業実施要綱に基づき、在宅のひとり暮らしまたは高齢者夫婦のみの世帯のうち、調理が困難で近隣に食事を提供する家族もいない方を対象に週2回昼食に弁当を配達し、あわせて安否の確認を行うサービスでございます。平成27年7月末現在の利用者数は、平良地区42人、城辺地区30人、伊良部地区11人、下地地区8人、上野地区が9人、計100人となっております。現在週2回となっており、次年度から拡大することを検討いたしますが、課題といたしましては配達時間が集中するため参入する事業者が今現在2カ所なんですけど、少なく、旧市町村ごとに配達するシステムを構築することが先決だと考えております。

#### ◎農林水産部長（砂川一弘君）

農業の振興について、今期のマンゴーの生産量、それから生産面積、生産戸数はということですが、今期のマンゴーの生産量は787トン、これ見込みでございまして、実績につきましては今県のほうで集計の作業を進めております。それから、生産面積につきましては、74.45ヘクタール、農家戸数は221戸となっております。

2点目の輸送についての課題はということですが、輸送についてはこれまで航空輸送が主で、収穫ピーク時期の滞貨問題解決が課題となっておりました。今年度から本格的に航空輸送と船舶輸送の複合輸送が実施され、課題であった滞貨問題も解決の糸口が見られつつあります。今後複合輸送を定着して輸送量が拡大されれば、ハウスの整備も再開をしていきたいと思っております。県のほうには平成30年度に新規ということで、現在要望を出しているところでございます。

それから、市単独事業でのハウスの見直しについてということですが、市では平成25年度より単独補助事業実施において、マンゴー栽培での導入を制限しておりました。これは、出荷時期に起こる滞貨問題の解決の見通しが立つまではということ、面積の拡大を控えるとの方針でした。しかし、今年度から本格的に航空輸送と船舶輸送の併用が実施され、滞貨問題の解決の糸口が見られつつあります。輸送実績の推移を見ながらですね、簡易ハウスによるマンゴーの補助の復活については、今後また台風対策等もありますので、これらを検討して対応していきたいと思っております。

それから、腐食が進む大型ハウスへの対応はということですが、老朽化したハウスへの補修については助成ができるかですね、減価償却等の絡みもありますので、その辺を調査しながら進めていきたいというふうに思っております。

◎建設部長（下地康教君）

下地公園の施設整備についてのご質問にお答えいたします。

内容は野球場及び陸上競技場の照明施設の整備計画はあるのかというご質問でございました。下地公園につきましては、現在のところ新たな整備計画はございません。野球場のナイター施設についてはですね、以前は夜間の野球の試合とか非常に頻繁に利用されていたという状況であったんですけども、公園の整備の後ですね、台風などの被害によって施設の使用がなかなかできなくなって、修繕が難しいという形になっているのが現状でございます。また、陸上競技場においても同様な状況が発生しているというのは認識してございます。しかしながら、照明施設の修繕または撤去に関しては、公園の利用状況を踏まえながら今後検討していきたいというふうに考えております。

◎生涯学習部長（奥原一秀君）

佐良浜スポーツセンターの休止についてお答えいたします。

市営佐良浜スポーツセンターは平成2年に開所され、築25年を迎え老朽化しております。また、利用期間は夏場の5月から9月に限定されており、利用者数も1日平均6人程度の利用者数となっております。そのため佐良浜スポーツセンターは休止することとし、今後は佐良浜小学校プール等の活用について学校長とも協議を進めているところでございます。

それから、水産課のほうより佐良浜地区にある伊良部漁業協同組合の荷さばき施設の解体及び建てかえ計画に伴って工事期間中、組合の仮事務所として使用するという申請が上がってきております。申請期間は平成27年の7月1日より平成29年の3月31日までの1年9カ月間を使用したいという申請内容でございます。目的外使用の件ということでもありますけれども、ふるさと創生事業で単独事業の建設の部分でちょっと目的外使用になるのかどうかを確認をしてみたいと思っております。

◎上地廣敏君

再質問をいたしたいと思えます。

まず、税金の不納欠損処分でありますけれども、市長の答弁では地方税法にのっとって適正に処理をしているという答弁でありました。ただこれは総務財政委員会でも問題になって、いろいろ各委員から質疑が上がってございましたけれども、現年度分の不納欠損処分というのが死亡、個人の場合ですと死亡、それから法人の場合ですと会社の倒産、こういったものがあって不納欠損処分をした件数がそれぞれ個人、法人とも4件ずつあったというふうな報告がされました。ただ市民税の個人、法人分は別としましてですね、固定資産税における現年課税分の不納欠損というのは、これは固定資産税というのは財産に対して課税される税金であります。本人名義の財産があって課税されたわけでありましてけれども、本人死亡のために税額を徴収することなく不納欠損処分をしたというのはですね、ちゃんと財産は本人が死亡してもあるわけでありまして、これの相続人、当然相続人がいると思われまして。もしない場合でも税法の手続によって裁判所へ通知をし、国庫に入るかどうかはわかりませんが、そういった一連の手続があることは間違いありません。ですから、相続人が確定するまでの間、例えば現年課税分を不納欠損処分をしないで

翌年度に繰り越しをすると、いわゆる滞納分として翌年度に繰り越しをして、まず調定をしておく、相続人が確定した段階で、その相続人から税金を徴収するというふうな方法も一つのとれる方法ではないかというふうに思います。これむやみやたらに安易にですね、不納欠損処分をしてしまいますと、これ恐らく悪く考えれば徴収率を向上させる、上げるために不納欠損処分をしているんじゃないかというふうに疑われても仕方ないというふうに思います。これ悪く考えた場合の例でありますけれども、したがって先ほど申し上げましたようにですね、税の公平、公正さを期するためにも現年度分をそっくりそのまま不納欠損処理をするということではなくて、様子を見るためにも滞納繰り越しに回して行って、それでもなお徴収見込みが立たないという場合に限って不納欠損処理をするというふうなことに持って行ってもらいたいというふうに思います。そのことについて、もう一度答弁を求めたいと思います。

平成26年度分の不納欠損、この3税ですね、市民税、固定資産税、軽自動車税、この3税の不納欠損処分された金額は132万1,287円あります。非常に大きな額でありますから、特に不納欠損処理をする場合には注意をしていただきたいと思っております。

それから、収入未済額、平成27年度に繰り越しをされる、平成26年度の収入未済額含めて平成27年度現在における滞納繰り越し分が市民税で8,825万円程度、それから固定資産税で2億3,500万円程度、軽自動車税で1,718万8,000円程度で、合計しますと3億4,000万円余りの税金が滞納繰り越しされております。職員の徴収努力もさることながら、滞納額が年々ふえてきているような感じがしますけれども、徴収方法についてもっと別の方法がとれないのか、あるいは別の、一例を挙げますとですね、専任の徴収員を採用いたしまして、その専任の徴収員で徴収をすると、どうしても職員でやるとですね、5時15分以降、超勤が発生しますけれども、限りがあると思っております。したがって、現在農林水産部では土地改良事業などの負担金の徴収については専任の徴収員を2人嘱託で採用しまして、負担金の徴収業務を担当させましたところ非常に徴収率がよくなってきたというふうな事例、実際に市の内部でありますからですね、そういった方法を検討する、あるいは債権回収をしている民間の企業などもあります。そういったところを利用できないかですね、方法論としては幾つもあると思っておりますから、そういったものも検討していただきたいと思っております。このことについても答弁を求めたいと思います。

次に、マンゴー栽培の件であります、今マンゴー生産農家ほとんどもう50歳から60歳前後の方々が中核となって一生懸命頑張っておられます。この人たちですね、息子さんたちが二十二、三歳あるいは二十五、六歳、農業大学などを出てきて新たにマンゴー栽培に挑戦したいというふうに思っている人々も少なくありません。また、新規に果樹栽培、いわゆるマンゴーを中心とした果樹栽培に取り組みたいというふうな新規の就農者も出ていることは確実、確かであります。そんな中で最初から大型ハウスを導入するというのも資金面とか実績、そういったものがある程度ないとですね、非常に不安要素が多いというふうなことから、マンゴーの生産農家の間ではぜひこれまでやっていた簡易ハウスの補助事業を再開していただきたいと、いわゆる面積を10アール程度簡易ハウスをつかって、そこでマンゴー栽培して技術の習得をしていくと、確実にもうかる農業の確立ができるというふうな自信がついたときに、法人を組織するか、あるいは面積を拡大していくのかですね、そこで考えさせたいというふうな後継者育成をそういった形でやっていきたいというふうな農家が今非常にたくさん出ております。簡易ハウスでの新規のマンゴー栽培が規制をされたためにですね、中には以前冬春期の本土出荷用として導入したハウスで、野菜の栽培から



マンゴーに切りかえると、その施設そのものを資材を補強して切りかえている農家も見られますから、そういう実態を見ながらですね、実態に即した事業の展開をしていただきたいというふうに思います。このことについても、滞貨問題が解消されて輸送問題がうまく複合輸送が確立されれば検討したいということでもありますけれども、これ平成27年度の輸送実績でも、まだJAのマンゴー部会の総会がされていないから、滞貨、船舶輸送についての問題が果たしてどういったものがあるのか、総括されていないと思いますけれども、こういったものを確認してからというふうなことで、来年になるか再来年になるかですね、時期がまたさらにずれていくということですから早目に市単独の簡易ハウスの補助事業でマンゴーが栽培されるようなですね、取り組みを早急にやっていただきたいと思っております。答弁を求めたいと思いません。

次にですね、佐良浜のスポーツセンターの件についてお尋ねをしますけれども、これはですね、施設が25年たって老朽化しているからとか、そういったものは全く理由にならないと思う、鉄筋コンクリートづくりのあの施設がですよ、25年で老朽化、多分コンクリートづくりなどは耐用年数60年ぐらいあると思います。その3分の1の時点で、老朽化しているから使いませんというふうなのは事業で取り組んだ、ふるさと創生事業で取り組んだあのときですね、佐良浜地域の方々が非常に喜んだと思っておりますけれども、今後は佐良浜の学校のプールを使いたい、しかしですよ、教育委員会は平成29年度に小中一貫校を開校するというふうなことです。来年は平成28年度、再来年平成29年度、佐良浜の小学校のプールを使うとしても誰がそこを管理してプール使用を認めてやっていくと思いませんか。私は今あるあの施設をですね、再開をして5月の連休から夏休みが終わる9月まで、ぜひ次年度に向けては今休止しているプールを再開するというふうなことで検討していただきたい。このことについては、ぜひ佐良浜地域でですね、市民集めて市民の意見を聞いて、もしあの地域の市民の方々が学校のプールを使用してもいいよというふうな意見が多数であれば、それはそれでいいと思いますけれども、地域住民の意見を聞かないままにですね、今年度も休止をしたということで、相当佐良浜の皆さんからは不満が出ておりますから、それは親切にですね、丁寧に地域の声に耳を傾けていただきたい。これについても、もう一度答弁を願いたいと思います。

それから、福祉行政でありますけれども、配食サービス、今宮古島全体で100件の利用者がいらっしゃるということでですね、周囲からも非常にニーズの高い事業だと思っております。その配食サービスを受けることによって、安心して仕事に、特に共働きの家庭においては安心して仕事に従事できるというふうなことであります。旧市町村ごとにですね、ぜひ事業所の掘り起こしをしていただいて、今週2回実施している昼食の配食サービス、できれば週4回ぐらいにでもふやしてですね、実施をしていただきたいと、このことは財政的に配食を受ける側が大体300円ないし400円ぐらいの負担をしておりますから、市に与える財政的な影響というのもそんなに大きいものではないと思っております。ぜひ高齢者の方々が望んでいる配食サービス、もっともっと力を入れていただきたいと思っております。平成28年度当初からですね、回数がふやせるというふうな明快な答弁を求めたいと思います。

最後に、公園のナイター設備ですけれども、利用頻度を見て修繕をするか撤去をするか検討したいというところでありますが、施設をですね、完全なものに修繕をしないと利用する人はいないですよ。真っ暗な公園に、あるいは野球場、陸上競技場に来てウォーキングをする、軽スポーツをしたいというふうな人、電灯がつかないのにどうやって利用頻度を高めるんですか。これは、以前あった3基あるいは6基全部を

つけるということではなくてもですね、今1基しか残っていないナイター設備をですね、ぜひ点灯できるように検討していただきたいと思っております。

以上、答弁を聞いて再々質問するかどうかは考えたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎市長（下地敏彦君）

まず、不納欠損処理についてであります。ご指摘のように地方税法に基づいてですね、税の公平、公正性を期すということは当然であります。したがって、これからもですね、いろいろと提案のありました固定資産分等についてもですね、しっかりと対応してまいりたいというふうに思っております。

次に、マンゴーの新規参入者に対して簡易ハウスを復活してほしいということでもありますけれども、確かに輸送の方法が改善されてまいりました。マンゴー栽培をしたいという農家がふえているということは十分知っております。ただ従来どおりの簡易ハウスというわけにはいかないなど、これまでも台風等でやられてきたという経緯があるわけですから、従来の簡易ハウスじゃなくて、どうすればもう少し台風にも強い簡易ハウスができるかどうか、まずこの検討をしてみたいというふうに思っております。新規参入をどうするかというのは大きな課題です。JA等とも協議をしながらですね、新規参入者が参入できるような方策を考えていきたいと思っております。

配食サービスについては、次年度から拡大するという形で答弁をいたしました。これは、なぜ拡大とだけ言ったかといいますとね、やっぱり旧町村部分をどういうふうに配食するかという配食のシステムがまだないということなんですね。今宮古島市内には2カ所しかないということになると、昼飯の時間にこれだけ全地域をやるかという問題があって、旧町村にそういうふうな、まずやってくれる人を探すということをしてほしいということでもあります。やらないということじゃなくて、やるという前提で私どもはやっているということをお願いしたいと思っております。

◎総務部長（村吉順栄君）

徴収率のアップ対策ですけど、貴重なご提言もいただきまして大変ありがとうございます。今のところ徴収率アップについては、滞納整理の早期着手及び滞納処分を徹底的に取り組んでまいりたいと思っております。それから、休日や夜間でも対応できるコンビニ納付をこれまで以上に推進してまいりたいと思っております。

◎建設部長（下地康教君）

下地公園の照明に関する件についての再質問にお答えしたいと思います。

議員がおっしゃいますとおりですね、施設をもとに戻さなければ利用状況はわからないという考え方も確かにございます。しかしながら、またもとに戻したとしてもですね、また台風の被災を受けるのは必定という状況もございます。そういう意味では、あの当時公園を整備したときにですね、野球人口と今の野球人口を比べるとですね、サッカーの競技人口もかなりふえておりますので、なかなかあの当時のように球場がナイター施設が使われるというのはですね、ちょっといろいろ考えなければいけないということもございますので、ぜひ地域の皆様方ですね、ご意見を十分聞きながら修繕及び撤去に関しての方策は検討していきたいというふうに考えております。

◎生涯学習部長（奥原一秀君）

佐良浜市民プールについての再質問にお答えいたします。

今現在ですね、利用状況が1日平均6人というような状況にあります。また、水質浄化装置等ですね、破損、傷などがあって、その修繕費に費用を要するというような状況もあって、今後プールの利用者ですね、ふえるというのが少し見込まれないという状況もあって休止せざるを得ないという状況にありますけれども、今後また持ち帰ってですね、市民プールの件について検討してみたいと思っています。

#### ◎上地廣敏君

1点だけ、ぜひ教育委員会の皆さんにはですね、せっかく1億円の創生事業をかけてつくったプールがありますから、ぜひ佐良浜地区ですね、PTAの皆さんの意見をぜひ早目に聞いて、来年度どうするかですね、いよいよ10月ごろから平成28年度の予算要求事務が始まってくると思いますから、それまではですね、ぜひ地域の声を聞きながら平成28年度改修するのかどうか含めて早急に検討していただきたいというふうに思っております。

最後に、ちょっと所見を申し上げて終わりたいと思いますが、連日不法投棄ごみの処理撤去についてのマスコミ報道があります。真相が早目に究明されて、そして本来の行政事務が一日も早くもとの形になってですね、元気にまた職員の皆さんが職務に精励できるような環境をぜひ早目につくっていただきたいと、市長によろしくお願いを申し上げたいと思っております。

最後に、建設部長に申し上げますけれども、下地球場のナイター設備、向こうは去年までオリックス・バファローズの2軍が昼間は練習場として使っておりましたし、毎年ですね、実業団の公式野球チーム、それから大学生の公式野球チームが十何チームも訪れて練習をいたします。ナイター設備が使えるということであれば、もっとふえる可能性もあると私は思っておりますから、ぜひ施設の維持補修についてはですね、真剣に取り組んでいただきたいと申し上げて、一般質問を終わります。ありがとうございました。

#### ◎議長（眞榮城徳彦君）

これで上地廣敏君の質問は終了いたしました。

#### ◎垣花健志君

何回一般質問をしても緊張するもんでありますけれども、一般質問を行う前にですね、少しばかり所見を述べて一般質問に入りたいと思います。

いまさっき上地廣敏議員もごみの不法投棄の問題を取り上げて、取り上げるといっても所見の中で申しおりました。私自身毎日マスコミですね、この問題が出るたびに心が痛む思いがしております。ぜひ当局には上地廣敏議員もおっしゃっておりましたけれども、一日も早いですね、解決をしていただきたい、特別委員会を立ち上げて、そしてきちんと整理をしていただきたいなというふうなお願いをしたいと思っております。平成22年度に約8,300トンというふうに宮古島市の不法投棄ごみは報告されておりました。県内ワースト1位という記事が載るたびに非常に寂しい思いをしておりました。私自身は当選して以来、環境問題、観光問題を中心に議員活動をしてまいりました。その中で不法投棄のごみの問題も何十回も取り上げてきました。ポイ捨てのことも取り組んできましたけれども、当選してから四、五年たった後にポイ捨て条例ができて、喜んだことを記憶に新しく覚えております。ただ条例でありますので、ざる法と言われておりますが、まるっきり取り締まる状況も見えない中でですね、この条例の効果があったのかなというふうな思いもしているところであります。ただこの不法投棄のごみの問題は、旧平良市時代からですね、何度も撤去についてはお願いをしてまいりました。ところが、1トンどころか100キログラムも減ら

ないような状況でまいってきました。そのような中で、下地敏彦市長は平成23年度から不法投棄ゼロを目指して一生懸命頑張ってきたわけであります。当初の8,300トン、正直言ってこの量はなぜこんな大量のごみだったのかなど、私は想像を絶する量だというふうに思いますし、撤去して初めてわかったと思いますけれども、これだけのごみはなかったというふうに私は考えております。当然このごみを処理をする中で、いろんな問題が出てきたこともあります。しかし、実際にはこのようなごみの量はなかったのではないかなど私は思っております。そして、今当局を初め担当の方がですね、一生懸命このごみ問題に対して取り組んで、この処理をできるだけ早くゼロにしようという思いは私から言わせると大変ありがたく、感謝を心から申し上げたいなというふうに思っております。残り114トンということでありますけれども、これまでの経緯から見ると約200万円ぐらいはかかるのかなというふうに思いますけれども、できるだけ早目に調査委員会を立ち上げていただいて、そして解決の後にはこの114トンのごみをですね、全部とっていただいて、きれいな宮古島にさせていただきたい。そして、これまで難儀をさせていただいた当局、そして担当課の皆さんには正直言っていろんな問題があるとしても、私としては頑張っていたことには心から感謝を申し上げたいなというふうに思っております。

それでは、これより通告に従いまして一般質問を行います。少々厳しい部分もあるかと思っておりますけれども、ご答弁をよろしく願いいたします。まず、市長の政治姿勢についてであります。庁舎の管理と市民利用についてということでありますけれども、実は庁舎の中ですね、その広場を利用する際の申請、届け出についてということでありますけれども、これ私何度も新聞で見っておりますが、毎週金曜日の6時から7時で市役所平良庁舎前を利用して集会を持っている団体があります。こういう団体は、申請をしているのか、それとも何も申請する必要はなく、自由に利用することができるのかどうか。私は、活動に対して賛成とか反対とかという問題ではありません。やはり公共の施設を利用する際には、それなりの手続が必要ではないかなというふうなことであります。

次に、警備員の配置についてであります。本土の市役所ですね、不審者による事件があったというふうに記憶しております。庁舎内でもやはりどういうことがあるかわかりませんから、やはり警備員の配置が必要であるというふうに思いますけれども、当局としてはどのようにお考えか、お聞かせを願いたいと思います。

次に、施設の維持管理費についてお伺いいたします。宮古島市、実は皆さんのところに届いていると思っておりますけれども、この市町村の概要の中でですね、合併して間もないせいもありますけれども、非常に施設がですね、各市町村に比べて物すごい量の施設があります。例えば支所、出張所ですと、宮古島市は5カ所あります。那覇市でも3カ所です。名護市が5カ所ですが、これも非常に広いということもあるかと思っておりますけれども、その名護市と同様の支所、出張所がありますね。

次に、児童館であります。これも5カ所です。前の市町村に比べると結構大きな市町村がありますから、同等な部分もありますけれども、例えば公開場、市民会館は7カ所になって県内でトップであります。公民館も8カ所です。体育館も7カ所です。陸上競技場も6カ所です。集会場130カ所というふうになっております。人口比で見ると非常に恐らく県内群を抜いて1番ではないかというふうに考えております。私が今維持管理費についてお伺いしたいのは、例えば北海道夕張市はですね、維持管理費が突出して市の財政を圧迫したということで、あのような状況

になったというふうに聞いております。そこでお伺いしますけれども、宮古島市の全施設の維持管理費が年間どれくらいになるか。

そして、2番目にスポーツ観光交流拠点施設の維持管理費であります。これも含めて大体年間どれくらいかかる予測があるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

次に、3番目に施設の削減についてであります。これについても前回質問をしてあります。当然市町村合併をして、その地域の皆さんは近くに施設があるというのは大変大切なこと、また十分に利用していることは理解できます。しかし、財政上本当に県内の中でこれだけ多いとなるとですね、これ本当に今後宮古島市運営上どうなっていくのかということが憂慮されますので、この辺についてのご答弁をよろしくお伺いをしたいと思います。

次に、防災の取り組みについてであります。これについては、実は新城さんという方がですね、宮古新報、毎日新聞、地元のマスコミに投稿をしてあります。少し読み上げてみたいと思います。「宮古島には活断層が数本走っており、直下型地震の可能性も指摘されています。244年前の1771年4月24日にいわゆる明和の大津波が発生し、宮古八重山地方で1万2,000人も犠牲が出ています。これらの災害の教訓を生かし、また必ず来るであろう災害に対応しなければなりません。自然災害に立ち向かう姿勢、ふだんからの工夫、備え、対策が大事なことと言えます。災害が発生した場合、まずは自助、共助、そして公助という基本的な防災、減災の取り組みが必要です。そして、自治会の中には自主防災会組織を結成して市行政当局とともに防災意識の向上に積極的に取り組んでいる団体がある」というふうに投書しておりますけれども、そこでお伺いいたします。自治会の中で防災に取り組んでいる自主防災会というのが宮古島で何カ所あるのかどうか。

次に、防災士についてのことですが、実は育成のことについてだけお伺いをしたいと思います。今宮古島市では3名の防災士がいらっしゃるようですが、実は消防団に属している皆さんはですね、分団長以上の方は申請のみでその防災士になれるということでもありますけど、この辺も含めて防災士の育成について市はどのような取り組みをしていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、ふるさと納税についてお伺いをいたします。納税額について、昨年の納税額をお教え願いたいと思います。そして、他市町村との比較についてであります。これは十何億円というですね、ふるさと納税をいただいている市町村もあります。そういったこととの比較をしてみたことがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

次に、宮古島マリンターミナル株式会社の解散についてお伺いいたします。まず、市民と株主への配慮についてということですが、実は6月定例会の前にですね、その解散についてのお話がありました。株式総数は1万5,400株、市の持ち株は3,780株、出資額は1億8,900万円ということでもありますけれども、ある方が私に宮古島マリンターミナル株式会社ですね、解散について、市長はどのようなことを議会の場で話されたのかというふうなことを話しておりました。当然下地敏彦市長のことではないんではあるんですが、実際政治というのは継続しているわけですから、1億8,900万円というのは市民の税金で出したお金である、当然市民の皆さんにもそれなりの謝罪があっただけではないかということをお話しておりました。正直申し上げて、市長は私、議会の場でそれなりに話していただけたと思うんですが、市民の人にはそのようなことはなかったというふうなことをお伺いいたしますので、この辺のところ市長、その配

慮についてですね、お伺いしたいというふうに思います。

株主の総額については私のほうで申し上げましたので、3番目の職員の再就職についてお伺いいたします。これについては、就職先のあっせんなどを行いたいということでありましたけれども、それについてのその後の成り行きについてお伺いしたいと思います。

次に、福祉行政についてお伺いいたします。子宮頸がん予防ワクチンの接種についてでありますけれども、これについてはこれまでも何名かの方が当然質問をしております。私自身実はある市民の方から電話がありまして、自分の孫がどうもこの対象になっているようだということですね、呼ばれて担当課の課長と一緒に行ってまいりました。実はアンケートをとっているんですね、そのアンケートには答えていなかったらしいんです。ですから、私この質問は、ぜひ実は子宮頸がん予防ワクチンを接種した方の中ですね、やはり自分で気づかないままに、副作用が出ているというものをぜひそれぞれでちゃんと確認をすることができないかなというふうな思いで、この質問をしたわけでありまして。アンケートの未回答が7人あったそうではありますが、回答の中でも自分が体調の変化の中で副作用であるということですね、どうもわかっていない方が何名もいらっしゃるのではないかなというふうな思いがしておりますけれども、支援補助について宮古島市は各市町村に先駆けてですね、一番最初に取り組んでいただいたことには本当に心から敬意を申し上げたいと思いますし、今後も支援補助、そして医療費の助成についても今後とも金額についてもですね、考えていただきながら取り組んでいただきたいというふうに思います。

3番目の副作用の人数についてであります。その後副作用の人数に変化がなかったのかということをお伺いしておきたいと思っております。

農業行政についてお伺いいたします。これは、何名も質問をしておりますが、きょうの新聞にも出ておりました。申し込みが6割に達していないということでもあります。市がヘリコプターの散布をやめた理由ですね、住宅地や草地、果樹園、道路などが除外されて安全面が確保できるということでもありますけれども、お伺いしたいんですが、安全ではないという、何か被害届があったのかどうか。私は、例えばそれが散布されることによって、最初の新聞ではたしか家畜、動物等が誤って食べてしまうことが懸念されるというふうなことも書いてありましたけれども、正直申し上げて猫であるとか、犬であるとか、ああいうふうに放置されているんですね、犬や猫が食べることはそんなに問題でもないと思うし、それが住民から苦情が来たのかなというふうなこと考えると、やはり逆にそういうことがあってもいいんじゃないかと思ったりします。この問題にはですね、実は池間島の、後でやりますけれども、ツツガムシ病についてですけども、池間島は全部手でやっていたんですね、ところが農家の方の聞きましたら、どうしても畑の真ん中まで行けない、そして草地とか山林とかに入って行けない。なおかつ、年寄りだから自分の周りにしかまかない、そのせいでネズミがふえてきたのではないかと、そしてネズミがふえることによってネズミを媒体とするツツガムシ病が出てきたのではないかとというふうなことを言われておりました。そこで、お願いをして、ヘリコプターの散布をしていただいたんです。たったの2年間でありましたけれども、その効果がどうだったのか、まだわかりませんが、これを1年ですぐ効果が出るものではないと思うんですね。そういう意味でも、できれば継続をしていただきたいと思っているところに、ヘリコプターの散布をやめるというのを聞いて、正直申し上げて池間島の例から学ばなかったのかなと、非常に懸念をしております。先ほど言いましたように、申し込みも6割に達していない、農家の皆さんも場合によっては申請し

ない理由に税金の問題もあったかもしれませんが、これがこのような状況で、もし散布がきちんとできない場合、そしてネズミの被害が広がった場合にはどうするんですか。それが広がってからやるということでは遅いと思うんですよ。今現在ネズミが余りいないような状況の中で、やはり継続していくことが大事だというふうに考えますけれども、当局の考えを聞かせていただきたいと思います。そして、これきょうの新聞でもそうですが、副市長がどなたかの答弁にですね、農家負担も検討する必要があるのではないかとということでしたけれども、私は場合によってはその必要もあるなら、例えば他市町村との比較の中で場合によってそれを負担している市町村があるのかどうか、それもお伺いしておきたいと思います。

次に、土地改良区の水道料金値上げについてお伺いしたいと思います。実は3番目に、資料がありましたら提出をお願いしますということで、皆さんの手元に各市町村のですね、比較表が出ていると思います。実は聞き取りに行きました。その経緯も含めてこれ聞きたいと思いました。ところが、いただいた資料を見ますとですね、ほかの改良区より非常に安いんですね。ですから、ただ賦課金の値上げの経緯について、土地改良区の運営状況についてはですね、市民の中からこの土地改良区の職員が多くなって経費がかかっているの、その分を水代に上げてしまおうじゃないかというふうな考えがあるのではないかとということをおっしゃっていました。当然そのことについても、いろいろこの金額を見る限りですね、相当な努力をしているということがうかがえるんですけれども、この辺についてのご答弁をよろしくお伺いいたします。

次に、環境行政についてお伺いいたします。新ごみ焼却炉についてですけれども、施設の運転維持管理についてであります。補正予算でじんかい処理費委託料2,417万円が計上されておりますけれども、維持管理の業者の選定は今現在どのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

次に、現焼却炉の建設の老朽化ですけれども、管理の重要な点は建設メーカーと管理業者の補修についての協議であるというふうに考えております。専門的な能力を持っている企業がふさわしいと考えますが、長期的な視野で考えるべきだと思いますけれども、当局のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、3番目ですけれども、事故があった場合にですね、それは当然人的な事故、機械の事故、いろんな事故があると思いますけれども、これは金銭的にも特殊なものであってですね、やはりその補償については高額だと思いますけれども、これは管理業者が行うのかどうかということですね。

次に、4番目の現状の業者選定についてでありますけれども、本来であるなら地元企業の請負が可能であれば、そのほうがよいというふうに考えます。しかし、賠償責任であるとか、それ相当の金銭的な体力が必要であるというふうに考えた場合ですね、当該企業との連帯ができればよいのではないかとというふうに考えますけれども、この辺についての当局のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、スポーツ振興についてお伺いいたします。伊良部マラソン、これはロマン海道についてですけれども、補助金が予算からなくなっております。この辺についてのご答弁をよろしくお伺いいたします。

そして、今後の開催についてでありますけれども、担当者の話を聞きましたら、市の協力がほとんど得られていないと、このような中で継続するのは非常に難しいと考えているというふうなことでございました。今後市は小さな大会というふうに考えているのかどうか分かりませんが、議員も四、五名毎年参加をしております。そういう意味では、非常に身近なスポーツとしてですね、親しまれてきたこのロマン海道を市はどのような形で今後継続に向けて協力していくのか、お聞かせ願いたいと思います。

以上、答弁をお聞きしてから再質問行いたいと思います。よろしくお伺いいたします。

◎市長（下地敏彦君）

宮古島マリナターミナル株式会社に関連して一括してお答えいたします。

宮古島マリナターミナル株式会社は、平成27年6月30日の定時株主総会において解散する議決が承認され、同日付で解散が決定をいたしました。同社はこれまで民事再生手続による会社再建に向け、取り組んでまいりましたが、余りにも累積債務が大きいということ、累積債務が17億5,000万円近くあるということです。累積債務が非常に大きく、再生するのは困難であるというふうに考えたかと、またそれをそのまま続けていくと傷がますます深くなるというふうなことで、今回解散をするということになりました。議員のおっしゃるように宮古島市も約1億8,900万円の出資をいたしております。そういう意味では、この出資金が全てなくなるという形になりますけれども、ここはこれ以上傷を大きくしないと、これ以上市民に負担をかけないという観点からの解散であります。非常に残念ではありますけれども、市民の皆様のご理解をひとつよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それから、職員の再就職につきましては、現在職員は清算業務を行っております。引き続き今清算会社の役員という形にはなっておりますけれども、職員の新たな就職先についていろんな企業等へ今働きかけを行っているところであります。

◎副市長（長濱政治君）

ふるさと納税についてでございます。納税額について、平成26年度のふるさと納税寄附件数が77件、1,488万6,000円です。ちなみに、平成25年が56件の1,738万3,000円です。

続きまして、他市町村との比較についてでございますけれども、ふるさと納税の寄附者に対する返礼品につきましては全国的に高額なものを準備し、寄附者に対しPRしている市町村がふえております。宮古島市としましては、そのような高額なものを準備するという点についてはちょっと控えさせていただいておまして、宮古島市の特産品の中から一定額の品物を選定し、寄附額に関係なく同一品物を返礼品としてお送りしています。しかし、それではですね、ちょっと足りないというふうに思っております。特産品を幾つか選別しまして、例えば5つ6つ、その中から選んでいただくような形、そして金額の多寡によってお礼の品をですね、決めていただくというふうな形をとるようということで、今考えております。

それから、野その話でございます。犬、猫の被害届があったのかということですが、過去に一、二件あったというふうなことがあるようでございます。

それから、野そがふえて被害が広がった場合どうするのかということですが、これはせんだつても申し上げましたし、きょうも申し上げておりますけれども、当面は地上防除で対応してみると、そしてその推移を確認しながら、方法についてはこれから検討したいということでございます。

それから、他の市町村で負担をしているところがあるかということですが、今わかるだけで申し上げますと、石垣市が15%の補助をしているということのようでございます。つまり他市町村としてはそれほど野そについて補助をしていないということのようでございます。

◎総務部長（村吉順栄君）

庁舎の管理と市民の利用についてというご質問にお答えいたします。

庁舎を市民等が利用する際、庁舎管理規則第5条の行為に該当する場合は、市長の許可を受けなければならないとなっております。その場合は、行政財産使用許可申請書による申請書が必要で、申請後の内容



を精査した上で、許可の有無について判断することとなっております。

次に、警備員の配置でございますが、現在警備員については交代制で1名を24時間配備しています。これ庁舎を管理する警備員ですね。

次に、施設の管理について、市全施設の維持管理費と施設の削減についてというご質問にお答えいたします。この範囲が非常に広くて、どこまでかということでございますが、普通会計の決算統計というのがございます。検討統計における施設に係る管理経費についてお答えしたいと思っております。

維持補修費が約910万円、物件費が14億6,800万円、うち2億円が臨時職員の賃金でございます。光熱水費が1億6,800万円、委託費が約7億円でございます。この施設等に勤務する職員の人件費は8億6,300万円でございます。

次に、施設の削減についてですが、先日濱元雅浩議員にお答えしましたように、現在策定中の公共施設等総合管理計画を本年中に策定します。この計画に基づき、施設の統廃合につきましては検討してまいりたいと思っております。

次に、自治会の防災の取り組みについてでございます。自治会が防災の取り組みとして自主防災組織を結成しているのは城辺地区、西中自治会の1件となっております。本市では、毎年行われる地震、津波避難訓練への参加自治体や講演会等で自主防災組織の必要性を訴えておりますが、結成までには至っておりません。今後とも災害に強い島づくりを目指して、自主防災組織の結成に向けて地域と連携して努めてまいります。

次に、防災士についてのご質問にお答えします。防災士とは、NPO法人日本防災機構が認証する民間資格で、自助、公助、協働を原則として社会のさまざまな場で減債と社会の防災力向上のため活動が期待され、かつそのために十分な意識、知識、技能を有する者として認められた方です。宮古島市においては議員おっしゃったように3名の方が防災士として活動しております。市としましては、今後研修会等があれば地域のリーダーを派遣し、災害時における対応力向上に努めてまいりたいと考えております。

#### ◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

スポーツ観光交流拠点施設の維持管理費についての質問がございました。施設はまだ整備中ですので、基本計画で示してあります年間の収支で答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、支出でございます、1,767万円、収入が1,408万円、それぞれ見込みでございます。

#### ◎生活環境部長（平良哲則君）

まず、子宮頸がん予防ワクチン接種についてであります、1つ目に支援補助についてお答えします。

子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する助成については、去った5月26日に要綱を定めましたが、その後議会でのご提案や当事者からの要望等を可能な限り実態に即した形で支援できるよう見直しを図っているところであります。支援の内容といたしましては、一定条件のもと渡航費、医療費、宿泊費、車賃を対象として支援をしております。

次に、医療費についてであります、医療費についてはワクチン接種後、日常生活に支障を来す症状について、市に相談された非接種者が医療機関を受診した際に支払いをした入院費、薬剤費、紹介状等の診療を対象として助成をしております。

次に、副反応症状を訴えている人の人数であります、これまで市に相談のあった件数は14件で、うち

2名の方は厚生労働省からの報告者で、既に東京の病院で治療を受けております。現在受診を予定されている方は琉大附属病院が6名、それから東京の副反応研究班の医療機関予定者が2名、宮古病院予定者が1名となっております。既に受診を受けられた方の中で薬の処方により症状が軽減された方は1名で、琉大附属病院を受診された3名のうち2名は副反応ではないとの診断を受けております。

次に、新ごみ焼却施設の管理についてお答えをいたします。まず、1点目に、施設の運転維持管理についてであります。現在建設中の新ごみ焼却施設は施設本体の建築物の完成を平成27年12月を予定しており、完成後負荷試験運転を行い、供用開始は平成28年4月を予定しております。施設の運転管理については、現在検討委員会を立ち上げ、発注方法等の基本内容の検討、方針決定についての検討を行っております。この業務の過程は、試験管理委託業務の契約を11月ごろに締結をしまして、そして新ごみ焼却施設での運転業務は来年4月からの試験運転からというふうになります。

次に、現焼却施設は老朽化に伴い、高額な修繕を繰り返しているということですが、現在の焼却施設は供用開始から約40年近く経過し、老朽化が進んでいます。本来であれば施設の機能回復と延命化を図るために、国の補助事業である基幹改良工事、これは7年に1回の事業であります。これを導入して施設管理に努めながら運転管理をするのが望ましい形でありました。しかし、焼却施設が宮古島市には1施設しかなく、工事期間中のごみ処理が課題になり、この事業を導入することができなかった経緯がありまして、こういった状況を踏まえて事前の点検、そういった心がけをしながら大きな事故が発生しないように維持管理に努めてきたということでもあります。

同じく新ごみ焼却施設の管理について、故障等があった場合、賠償責任の補償は管理会社が行うかということですが、一般的な施設の運転委託業務の内容は運転管理業務、保守点検業務、環境管理業務、情報管理業務がありまして、基本的に3年間の瑕疵期間でふぐあい等が生じた場合は、施工メーカーが補償しますが、運転管理委託受注者の故意または過失により本市や第三者に被害を与えた場合、それに関する一切の費用は受注者が負担するというふうになります。

次に、同じく新ごみ焼却施設の管理について、現状の業者選定についてであります。この焼却施設は性能補償により担保された廃棄物処理施設の維持管理という特異性から、競争入札等の条件の設定等が不十分であれば、業務遂行に必要な能力に不足する業者が受託する事態を生じかねないなど、もっと大きな問題を残すことにもなりかねないので、現在試験管理委託業者のあり方については十分検討する必要がありますので、検討委員会の中で発注方法等基本内容の方針決定について、今検討しているところということでもあります。

#### ◎農林水産部長（砂川一弘君）

農業行政の土地改良区の水使用料料金値上げについて、土地改良区の運営状況、賦課金の他地域との比較についてということで、一括してお答えいたします。

まず、土地改良区の運営状況についてですが、圃場整備が進む中で水利用量が拡大しております。それに伴って、施設の老朽化等維持管理に多くの費用がかかっております。職員がふえての料金値上げではないかということですが、現在職員は14人、ほぼ同じ推移で来ているということです。それと臨時職員が4人ですね、この体制で業務を行っているということです。それから、賦課金の他地域との比較ですが、議員の皆さんのお手元にも資料が行っているかと思いますが、他地域との比較ですが、石垣島土地改良区宮

良川地区では年間10アール当たり5,900円、それから名蔵川地区で年間10アール当たり4,900円と、あと1種類ですね、この地域においては3,500円プラス1立方当たり5円の流量追加分がございます。それから、本島南部土地改良区は年間10アール当たり3,000円プラスの1立米当たり25円の流量追加分があります。羽地大川土地改良区の名護市では、年間10アール当たり4,000円、伊是名土地改良区では年間10アール当たり4,500円プラス1立方当たり13円の流量追加分となっております。

◎伊良部支所長（川満勝彦）

ロマン海道伊良部島マラソンは、平成11年度に第1回大会が開催され、一昨年で第16回目を数え、出場者数1,014名、完走率99.8%と大変人気の高い大会に成長してございます。この大会は、旧伊良部町の観光協会が中心になって実行委員会を立ち上げ、運営実施をしてきていると聞いております。平成27年度の伊良部島マラソン補助金については、これまでロマン海道伊良部島マラソン実行委員会に対して行ってきましたが、今回は伊良部観光協会補助金として一本化して計上しています。なお、開催方法につきましては実行委員会で決定されますが、伊良部大橋も開通し、ますます参加者もふえてくると考えております。伊良部島で開催される唯一の観光スポーツイベントとして、これからも大事にしていくべきだと認識しております。課題等もあろうかと思いますが、実行委員会と調整、協力しながら大会の持続開催に向けて努めてまいります。

◎総務部長（村吉順栄君）

先ほど施設維持管理費の答弁の中で維持補修費が910万円と申し上げましたが、9,100万円ということで訂正させていただきます。済みません。

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後3時05分）

再開します。

（再開＝午後3時08分）

◎垣花健志君

再質問を行いたいと思います。

まず、庁舎の管理についてでありますけど、新聞にも週1で載っていると思うんですね。ああいうふうに新聞にも載っていて毎週のように、場合によっては拡声機を使っていたりするんですけど、そういう集まりを市役所が黙認をしている理由をちょっと教えていただきたいと思います。

それとですね、ふるさと納税についてですけども、実はこのような本が出ております。この中でですね、一番ふるさと納税が多いところはですね、13億8,717万281円だそうであります。これだけの額が来ると、市の運営にとっても非常に楽になるのではないかというふうに考えますが、そういった比較であるとか努力であるというのをやるべきだと思いますけど、その辺のところをもう一度お伺いしたいと思います。

その中で、実はこれは全市町村を対象にしてですね、アンケートを行っております。その中で沖縄県内では53市町村の中で13市町村だけが、物は半分違うんですが、そういうふういろんな特産物をお上げしているんですね。石垣でも最近テレビでやっていましたけれども、いろいろ努力をしているのが見られます。やはりこの前言ったように13億円の中でこの金額が伸びた理由は、やはり地元の特産品をですね、送

ってあげることによって向こうからの思いをどんどん、どんどん金額がふえてくるという状況だと思うんです。例えばこの中でもいろんな農産物をつくっている人がいると思いますけども、特に夏になってマンゴーが送られてくるとなるとですね、私はもっとふるさと納税ふえていくのではないかなと思うんですが、正直申し上げて何も努力をしていないというのが現実じゃないかなと私は思います。実際こういう本が出ていて、アンケートも調査をしているところ、いろんな努力をしている市町村が多い中で、宮古島市何もやっていない。聞いたら、海ぶどうを送っているんだというふうに聞きました。海ぶどう、いいと思います。ただし、やはりもっといろんな特産物があるわけですから、その季節、季節によって送っていくことによって宮古島市の特産がどんどん、どんどん日本中に行き渡るというのを考えたら、もっと何かうれしくなっていくませんか。ぜひこの辺の努力をですね、やっていただきたいと思います。ただこの中で、実際アンケートに答えたのかどうかということも少しわからないところでもありますけども、この辺についての答弁は要りませんが、ぜひいろんなところで、いろんな努力をしている市町村があるわけですから、その辺の努力を行っていただきたいというふうに思います。

次に、子宮頸がんについてですけれども、実は本当に電話があって、18と言っていましたかね、その女の子にお会いしたんですが、体中に発疹が出てですね、本当に大学に行く予定であったけれども、勉強どころではないというふうなことで、琉大にも行ってきたというふうに話しておりました。これが我々が議会で話している子宮頸がん予防ワクチンの副作用だということを知らなかったんですね、そういう意味でもやはりこの部分をもっともっとアンケートをとりながら、そして場合によっては連絡しながらですね、その子供たちの手当てをしていただきたいなと強く思います。ただ先ほども言いましたけれども、県内の市町村に先駆けて支援補助していただいたことには本当に感謝をしたいなというふうに思っております。

次にですね、新ごみ処理施設についてですけれども、運転維持管理については、運転に関する資格を十分に網羅した上で、実績と経験が豊富な企業を選定した上で、ぜひ入札をさせていただきたい。将来的な維持管理をどう競争性を発揮させ、提言できるかが市民にとっても重要な関心事であり、市にどう貢献できるかがポイントとなります。安全、安心、安定で、なおかつ維持費の低減が可能な運転が継続できるような公平な入札となるようにしっかりとご検討していただきたいというふうに思います。

質問の中で、ぜひ総額についてですね、お伺いしたかったんですが、その額を聞いてから再質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ◎副市長（長濱政治君）

ふるさと納税についてでございます。いろいろ他の市町村がやっているというのをもちろん知ってはおります。ただ先ほども申し上げましたけども、高額なお礼の品でふるさと納税をたくさんやってもらうというふうなことはいかがかなということはございますけども、ただもう少し特産品の選び方をですね、もっと、今までは1年に1品だけというふうなやり方をしていたというところがございますので、それではだめだということで、1年で5つ6つの特産品ができるんだとしたら、そのメニューをつくってそれをふるさと納税していただいた方々に示して、その中でできるだけ、ちょっと差を設けてですね、おっしゃるとおりマンゴーであるとか、例えば宮古牛であるとか、そういった類いのものも入れていくというふうな形をとっていきなというふうに思っております。

それから、新ごみ焼却施設の管理です。現在試運転をどこにさせていただくかということの検討委員会を

第1回目を持ちました。今後2回、3回と持って行ってですね、どんな形が一番いいのかということを決めようと思っております。そういう中で、競争入札がいいのではないかとご提言でした。それはその委員会の中でまた議論させていただきたいと思っております。

◎総務部長（村吉順栄君）

庁舎等使用している団体について、特に意図的にこれを黙認しているということではございません。今後は規則に基づいて許可申請書を提出するよう指導してまいりたいと思っております。

それから、施設の維持管理費の総額でございますが、24億2,200万円ということですよ。

◎垣花健志君

維持管理費24億2,200万円プラス、スポーツ観光交流拠点施設ができますと1,767万円がプラスされるようですよ。その上にさまざまな施設がまだ建築中ですよ。正直申し上げて、この金額、ほかの市町村にも問い合わせしてみたいとは思いますが、すごい膨大な金額ではないかと思っておりますが、やはり施設の削減についてはですね、積極的に取り組む必要があるのではないかと申し上げておきたいと思っております。

次に、野ネズミの駆除についてでありますけれども、実は私が大量発生したらどうするんだということをお聞きしたのはですね、池間島がまさにそのいい例だと思うんですよ。手でまけない部分があって、野ネズミが大量に発生して、前も言った船の中ですよ、エンジンの線まで食われてしまうというふうなこともある。ツツガムシ病もこれは宮古島でしか起こっていないんですよ、なおかつ池間島でしか。国内の中で7件全てが宮古島で、なおかつ池間島、野ネズミが多いせいなんですよ、悪く言うと。それが媒体すると言われておりますから。保健所のほうも福祉保健部のほうも一生懸命取り組んでいるのは十分理解をしております。それを超えてネズミが多いということなんです。ですから、農家の皆さんも本当に手ではだめだというふうなこと言っているわけですから、ことしは予算組まれて、我々も場合によっては認めた部分もありますから仕方ないかもしれませんが、来年からはぜひヘリコプターの散布をしていただきたいというふうに思っております。

次に、ロマン海道伊良部島マラソンですが、どうも実行委員会の皆さんは市の協力が少ないということをお聞きしております。楽しみにしている市民も多いですから、ぜひこれからですね、実行委員会と協力をして、すばらしい大会を継続していただきたいとお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（眞栄城徳彦君）

これで垣花健志君の質問は終了いたしました。

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長いたします。

しばらく休憩して、3時35分から再開したいと思います。

休憩します。

（休憩＝午後3時20分）

再開します。

（再開＝午後3時35分）

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

質問の発言を許します。

◎嵩原 弘君

9月定例会の一般質問に入りたいと思いますが、質問に入ります前に市民から寄せられました声を2点ほどお伝えしたいと思っております。

女性の方からですが、この方はこれまで福祉や教育、そして社会的弱者の声を届ける政党として、清廉潔白なイメージの日本共産党を応援し、支持してきたとのことですが、最近宮古島における日本共産党の行動はこれまでのイメージとは違い、過激な行動が目に見えるように感じますとのこと。今市内のあちらこちらに日本共産党の違法ポスターが見られます。法令を守るべき立場の政党とは思えません。宮古島のイメージもダウンします。急いで片づけてくださいとのことでしたので、お伝えしておきます。先ほど垣花健志議員も市庁舎前での無届けの集会のこと言っていました、やはり法律は、法令はしっかりと遵守していただきたい。

もう一点は、宮古平和運動協議会は自衛隊宮古島配備に反対する要請や抗議の記者会見をたびたび行っています。この方もこの小さな宮古島に自衛隊配備については不安もありますが、尖閣諸島への中国船のたび重なる領海侵犯の報道のたびに不安になります。ぜひとも日本共産党議員には平和運動協議会の方々と力を合わせ、中国船による領海侵犯に対し抗議していただきたい。そして、在日中国大使館に対しても抗議文を送り、要請していただきたいと思っております。ということで、お伝えしておきたいと思っております。

もう一つ、これも届けてもらったんですが、これは平和運動協議会の代表の方です。これ地元紙の投稿なんですが、2007年、ちょうど8年前ですね、一部紹介したいと思っております。「最近何度か八重山支庁から職員が自宅へ見える。私は2002年から石垣市白保の新空港建設予定地の一面の共有地主、白保の海と大地を未来に残す全国ネットワークの一人になっている一坪地主というものだ。県からこの土地を売ってくださいとの通知があり、そのことで県職員が見えるのだ。申しわけないが、私は毎回売却の意思はないと答え、お引き取りを願う。滑走路も長くなる新空港の軍事利用を懸念して建設することに反対だからだ」と、30年以上新石垣空港の実現をおくらせることができるということに対し反対運動を徹底的に抵抗してきたという投書であります。2年前に新石垣空港開港しまして、今石垣市は報道でもありますように物すごく経済が活性化しております。軍事利用の話は全くありませんので、そのことについてこの方々がどのような形でそういった運動をするのか、私は危惧しております。

そして、尖閣諸島の中国の圧力、領海侵入が常態化ということで、地元の漁師の池間島の方、そして伊良部島の佐良浜の漁師の方々のコメントが載っております。尖閣諸島の周辺には怖くてもう行けないと、一本釣りの漁師の男性は漁船の前で寂しげな表情を訴えたと、中国公船による尖閣諸島周辺海域への領海侵入は毎月6隻から9隻のペースで常態化している。中国漁船による領海侵入も2013年の88隻から2014年には208隻に急増した。ことしは既に8月末で60隻に達していると、漁船の侵入は単なる違法操業ではなく、公船と一体化した海洋圏域拡大のための活動と見ているということで、本当に国際ルールを守っていただきたいものだと思っております。

また、さきに9月3日、抗日戦争勝利70周年の記念式典が中国であったという報道がありました。これは、ちょっと見にくいんですが、これは弾道ミサイルと言われているものですね、その次には500を超える車両や弾道ミサイル兵器が、最新の兵器がパレードに参加しました。そして、200機を超える航空機が上空

を飛んでおりまして、その登場した兵器や航空機の84%が今回初公開ということで、これについて調べてみますと透明威嚇という言葉があるようですが、こういうものを自分たちは持っているんだということを見せて、いろいろ外交とかなんとかに使っているようであります。そういったこともぜひ抗議をしていただきたいと思っております。

そして、通告にもう少しで入りますけど、今定例会通告の後ですね、地元のマスコミは今一番市民の関心が高い、また議会でも多くの方々が取り上げている不法投棄ごみの処理についての一般質問をする方の名前を挙げておりました。私も今定例会ではそれについては取り上げていないんですが、宮古島市にある課題はそれだけではないはずで。また、このごみ問題に関しましては、さきの定例会で亀濱玲子議員が非常に綿密な調査をして、亀濱玲子議員を中心とする野党の皆さんが一生懸命頑張っておりますので、これは大変重要な問題でありますから、当局に対しては徹底的に追求し、問題解決をぜひお願いしたいところであります。

それでは、通告に従いまして質問いたしますので、当局には誠意ある答弁をよろしくお願いいたします。市長は、去る7月24日、市政運営2期目の公約の進捗状況を発表しましたが、その中で市総合庁舎の建設計画の進捗率を10%と発表しておりますが、その内容をお聞きしたいと思います。

現在平良庁舎、城辺庁舎、上野庁舎、下地庁舎、伊良部庁舎と合併前の施設を有効に活用していると思いますが、報道によりますと市長は分庁方式では市民に対するサービスは不便な状況で、それを改善したいと述べております。市長が考える市民に対するサービスはどのように不便なのか、これは職員の努力が足りないのか、または職員の努力で改善することはできないのか、お伺いしたいと思います。

また、よく市役所は民間企業に例えられ、市民サービスの最大産業であると、こうよく言われます。市長は例えれば社長であり、経営者であり、企業の業績を上げ、市民生活を向上させる責任がありますが、経営者のかじ取りによっては倒産する企業もあります。いろいろ例を挙げたいと思いますが、行政経営も常に緊張感を持ち、現状把握をしっかり認識する必要があると思います。例えば企業の倒産にはいろいろな原因があると言われていますが、ビジネス社会でゆでガエル理論というのがあるそうです。これは、熱いお湯にカエルを入れると驚いて跳びはねる、ところが常温の水に入れて徐々に熱していくとその水温になってくる、そして熱湯になったと気がついたときには跳び上がることができずにゆで上がってしまうということだそうですが、このように徐々に悪化している経営状況にもかかわらず、その現実を注視せず、具体的な対策を講じないまま倒産していく企業が非常に多いということですが、これはまた行政に当てはめることもできるかと思えます。ぜひそのようなことがないようにお願いしたいと思います。

次に、放漫経営があります。放漫経営とは、社長のずさんな経営管理体制や本業以外への出資などが原因や社員の不正等が原因で倒産するケースなどがあり、景気がよいときや企業の業績がよいときほどしっかりと引き締めた経営を心がける必要があるとしています。

そして次に、設備投資過大があります。設備投資は成功しても失敗しても資金繰りを悪化させます。設備投資は十分に慎重に検討しなければなりませんと言われております。行政、いわゆる市役所は絶対に倒産しないと思われてきましたが、2007年、約8年前、北海道夕張市は353億円の赤字を抱えて事実上破綻しました。炭坑のまちとして栄えましたが、炭坑閉山後、観光産業にシフトし、リゾート開発を行ってきましたが、財政負担がふえ、巨額な債務を抱えながら不適切な会計処理で隠蔽していたとのこと。また、

市長は職員の意見も聞かず、議会もチェック機能を失っていったことも原因の一つとも言われております。我が宮古島市に当てはまるのがないでしょうか。

合併10周年を迎える宮古島ですが、経済活性化に取り組んできた効果は着実に市民生活の向上に見られますが、先ほど述べました、垣花健志議員も取り上げておりましたが、大型公共施設……ちょっと飛ばしてあります、済みません。失礼しました。現在宮古島市で大型ごみ処理施設、平良地区児童館、スポーツ観光交流拠点施設などが建設中であり、さらに中央図書館、中央公民館の複合施設として、宮古島市未来創造センターの計画や保健センターの建設が計画されております。膨大な建設費がかかると考えられます総合庁舎の建設計画、これについては見直し、分庁方式で市民サービス向上に取り組み、公共施設に係る維持管理費を極力抑え、財政の健全化に取り組むことこそが最優先課題であると考えます。総合庁舎の建設は今すべきではないとの多くの市民の声があります。後ほど市長の見解をお伺いしたいと思います。

その次から経営に関するものが来る予定でしたけど、ちょっと前後しましたけど、どうぞご理解ください。

先ほど述べました大型建設施設がめじろ押しの形で計画されており、これらの維持管理費は当然のことながら、市の財政負担となります。これ以上の財政負担をかけないためにも、総合庁舎の建設については現時点では建設すべきではないと思います。旧市町村の庁舎もまだまだ活用できます。どうか当局には慎重な行政運営をお願いしたいと思います。

また、先月30日に起工式が行われたスポーツ観光交流拠点施設の式典の中で、市長は公共施設は黒字が出たら黒字の部分は国に返さなければならないとコメントしております。このドーム型施設につきましては、先ほどの垣花健志議員の質問にもありましたけど、当初予算30億円から約13億円余アップし、43億円の超大型工事となり、この施設の収支予測は先ほど企画部長が答弁しましたように、年間1,700万円余りの支出の試算であります。建設費の大幅アップにより、年間の支出額も予想を大幅に超える赤字になるのではないかと危惧しております。このような市民の負担となる赤字の維持管理費がかかる公共施設に対し、市長は黒字が出たら国に返さなければならないとのこの発言は、赤字運営を正当化する発言ではないかとの市民の声がありました。市長としては、市民負担をできるだけ軽減する行政運営を心がけるべきと考えます。報道では、またイベント誘致班を設置し、ドーム型施設の有効活用をしたいということで発表しておりますので、しっかりと黒字運営ができるよう頑張ってくださいと思います。

次に、教育行政についてであります。昨日は宮古島全域、約17小中学校で運動会がありました。教育長も行かれたと思いますし、議員の皆さんもほとんどの方が参加したと思いますが、非常に元気のある子供たちの運動会の姿を見て頼もしく思ったものですが、市長の施政方針の中に法律改正に伴う宮古島市の教育行政についてがあります。お聞きします。法律改正により、宮古島の教育行政はどのように改善されていくのか、お伺いします。宮古島市において、総合教育会議の設置、教育改革大綱の策定などはどのようにになっているのか、お伺いします。

次に、児童生徒の学力向上対策については、家庭、地域、学校現場、行政を挙げて取り組まなければならないと考えます。教育委員会としてどのような見解を持ち、取り組みをしていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

次に、職員採用についてであります。毎年多くの若者が宮古島市の職員として頑張りたいということで



採用試験を受けていると思いますが、1次試験の合格者もしくは2次試験まででもいいんですが、最終試験に不合格となった受験者に次年度の採用試験において1次試験免除等の優遇制度改革はできないのか、お伺いします。名護市では、名桜大学の生徒に名桜大学卒というのを採用の条件に設けてあるという報道もありました。進学のために島を離れた若者が島に戻るチャンスを広げることは重要かと思えます。例えば建築士の国家試験等ではですね、学科試験に合格すれば2年間学科試験は免除され、実技試験のみ受験できます。それに合格できれば建築士の国家資格が得られます。また、税理士試験では年間1科目ずつ取得し、5科目を5年かけて合格すれば税理士としての国家資格を得る制度もあります。ぜひ検討していただきたいと思えます。

次に、水道行政についてであります。去る先週11日に台風18号が日本列島を襲いました。北関東や東北地方について本当に3.11の大津波を思わせるような、またそれ以上の被害かと思うような大水害がありました。その中で、これ私が平成23年9月定例会で取り上げたんですが、水害ですね、栃木県の小山市という人口9万ぐらいの市があるんですけど、そこで3カ所ある浄水場が2カ所被害を受けたと、そして市内全域で即断水状態となり、市は給水車で水を配り、住民たちが長蛇の列をつくったと報道されました。そして、その被災された2カ所の浄水場はいつ再開できるのか、修理できるのか、まだめどが立たないということであります。宮古島市においてもですね、今これ平成23年9月定例会の市長の答弁でありますけど、袖山浄水場は断層の上にあると、万一大地震等が発生した場合は、対策は早急に検討しなければならない重要な課題であるというふうに思っていると、厚生労働省の指導に基づき水道事業計画、これは俗に水道ビジョンと言っていますが、基本計画の策定進めているというふうに市長は発表しております。災害はないにこしたことはないんですけど、いつ何とき来るかわからない、きょうも阿蘇山が噴火したというので、非常に大きなニュースになっていました。日本は本当に災害が多い国であります、あるものということで、ぜひ新浄水場を整備していただきたい。特にいろんな災害起きた場合に、電気の場合は発電機もあるし、またいろんな復旧も意外とやりやすいようですが、水道の場合は即停止なんですね、観光客どころか、我々のライフラインが寸断されて生活が破壊されるというふうに感じますので、基本計画の策定を含めどようになってきたのか、お伺いします。

次に、平成20年度事業の進捗状況についてお伺いします。これを取り上げましたのは、きょうの1番手に立った平良隆議員も繰り越しかいろんな問題、市の行政のおくれを指摘していたと思えますが、昨年の繰り越しもたくさん農林水産部、建設部にあります。その中で、まず1つに農林水産部の整備事業のうち、主事業の進捗状況についてどのような事業があり、どのくらいの事業費でその事業の竣工年度予定はいつごろなのかをお聞きしたいと思います。

次に、建設部の道路建設課、都市計画課の主事業の進捗についてであります。これらについては、日々の市民生活に密接にかかわりある事業であります。多くの議員も道路整備とか、いろんな区画整理とか、そういったものについてこれまでも聞いてきております。しかし、こういった事業のほとんどは農林水産部も含めまして、市民の協力があってこそ予定どおり事業も執行できるかと思えますが、現在行っている主事業の進捗状況について事業名、事業費、また竣工予定年度などをお聞かせください。

以上、答弁を聞いて再質問してみたいと思えます。

◎副市長（長濱政治君）

職員採用についてでございます。職員の採用試験では、第1次試験が一般教養、高等学校卒業程度の社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断整理、数的整理及び資料解釈に関する一般知能、2次試験、論文試験、事務適性検査、3次が面接という形になりますけれども、つまり1次試験を一回通った者は2次試験、3次試験にいくような形ということですが、この中身は括弧書きで書いてあるような建築士とか税理士とかというふうな、そんなふうな難しいというふうなものではないと、一般教養というふうなところで皆勉強しているわけですね、そこで競争しているということからすると、1次試験をことし受かったから来年はなしというふうな形では、ちょっと公正、公平に欠けるのではないかとこのように思います。

#### ◎教育長（宮國 博君）

質問が2点ほどございました。

まず、法律改正に伴う宮古島市の教育行政についてでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律が昨年度改正されまして、平成27年度4月より施行されております。教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化等の改革が行われております。

改正のポイントとしては3つございます。まず1つに、教育委員長と教育長を一体化した教育長の設置でございます。これまで教育委員会の代表者、会議の主催者である教育委員長と具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者である教育長がおり、どちらが責任者であるのかがわかりにくいという指摘、課題がありました。教育長と委員長を一体化した新教育長を置くことにより、第一義的な責任者が教育長であることが明確になりました。また、これまで教育長は委員の互選により教育委員会が任命しておりましたが、新制度では市長が議会の同意を得て直接任命することになるため、任命責任も明確になります。ただし、在任中の教育長についてはどうするかというふうなことになっておりますが、これ市長の判断もいろいろあるんですが、人気中はいわゆる移行措置として現体制でもいいですよというようなことになっております。したがって、徐々に新制度に移行していくこととなります。

2つ目のポイントは、総合教育会議の設置になります。総合教育会議は市長と新教育委員で構成し、市長が招集をします。教育に関する予算の編成や条例提案などが重要な権限を有している市長と教育委員会が十分に意思疎通を図ること等が目的となっており、教育大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童生徒等の生命、身体の保護、緊急の場合に講ずべき措置などについて協議することになっております。

3つ目のポイントは、教育に関する大綱の策定です。教育の大綱は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を総合教育会議で協議し、市長が定めることになっております。この大綱の主な記載事項は、各地方公共団体に委ねられておまして、主として学校の耐震化、統廃合、総合的な放課後対策、幼稚園、保育所、認定子ども園を通した幼児教育、保育等の充実等についての目標や根本となる方針となっております。

以上が法改正の主な内容となっております。

次に、学力向上についてのお尋ねでございます。テストの調査の結果につきましては、先日佐久本洋介議員の質問に答えたとおりでございます。私どもが取り組んでいる状況を説明したいと思っております。子供た

ちを取り巻く社会環境が急激に変化し、教育課題が多岐にわたる中、宮古島の児童生徒の学力向上を図るためには、学校現場、教育行政の教育関係者と保護者はもとより全ての地域住民がオール宮古島の意識を持って学力向上に取り組む必要があります。教育委員会では、本市の幼児、児童生徒の学力向上を推進していくために、学校教職員、社会教育関係者、学校評議員、教育行政職員で組織する宮古島市学力向上推進委員会を年3回開催し、学力向上に係る取り組みについて検討を行っています。各種学力調査や生活実態調査については、結果の分析を行い、課題を明確にし、学校、家庭と連携した取り組みを実施しております。

今度の学力調査の中で私どもが少しずつ自信を持ってきているのはですね、ほかの地域との比較よりも我々の生徒たちが全国レベルにどれだけ近づいているかと、これを変え我々重視しております、これ徐々に全国レベルと近づいていくという方向性が十分に示される結果になっております。その中でも特に宮古島の子供たちが無回答率というのが非常に高かったんです。回答しないんです、最初から。その無回答率を減らすという取り組みを一生懸命やりました。いわゆる問題を解こうとする姿勢を育成しようということでございます。その結果、無回答率では大変に子供たちが一生懸命取り組んだという結果が出ておまして、これについては大変私ども自信を深めつつあります。見方によっては、いろんなことを言う人もおります。ただ単に回答しただけじゃないかというふうなですね、非常にマイナス要因の意見を言う人たちもいますけども、そうではなくして子供たちが真剣にこの調査の、いわゆる問題に対して取り組んだという成果として我々はそれを捉えているわけでございます。今年度末には全国学習状況調査を含めた学習調査や生活実態調査の結果及び分析が記載され、宮古島市学力向上推進実践成果報告書を作成し、教育を考える市民大会において報告をいたします。

学校や家庭の取り組みとしては、各学校における授業改善を促すために、宮古島市基本授業スタイルを作成しました。さらに、魅力ある学校づくり推進事業を活用した講師招聘等の校内研修の取り組みにより、教師の授業力向上が図られています。また、全児童生徒に保護者のかかわり合いが掲載された「家庭学習のすすめ」を配布し、家庭と連携した家庭学習の取り組みを進めています。児童生徒の学力向上をさせるためには、学校、保護者、地域住民、そして教育行政が一つになって取り組むことが必要であり、宮古島市教育委員会としては具体的で実効性のある取り組みの推進に向けて、これからも全力で取り組んでまいります。

◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

庁舎建設について、3点ほど質問ございました。

まず、進捗率、公約の中で掲げた進捗率10%についてです。進捗率を10%としておりますのは、新市建設計画の中に盛り込んだということで10%としたところでございます。

それから、職員の努力で改善できないか、分庁方式の主な課題としましては、行政機構の分散化による住民利用の不便性、それから行政運営の非効率化が大きな課題というふうに言われているところです。現在もいわゆる市民の不便性の軽減を図るべく、各庁舎職員努力をしているところだと思います。ただやはり課題の解決には至っていないのではないかとこのように思っております。いずれにしても分庁方式のあり方は、新庁舎の建設の方向性とあわせて検討されることになるものというふうに思っております。

それから、総合庁舎の建設についていろんな意見がありますと、早期に着手すべきという意見、一方で

慎重に検討すべきだという意見、双方あることからですね、現在は建設の際の事業費でありますとか規模、建設時期についてまさに慎重に検討しているという状況でございます。

次に、教育行政についての教育大綱についてです。先ほど教育長からも教育会議、それから教育大綱については詳しく説明がございました。私からは、取り組みの状況を答弁したいというふうに思います。まず、5月に要綱を策定いたしました。第1回の会議を8月17日に開催しております。第1回の会議では、設置要綱の確認、そして今後のスケジュール、教育大綱の策定に向けて協議を行っております。教育大綱につきましては、市長が素案を作成をしまして、教育委員会に提案をします。双方協議を重ねながら決定をしていくということになっております。現在事務局から教育委員会のほうに素案を提案をしておりますので、教育委員会のほうでその素案を洗い直しをしているというところでございます。10月中には大綱を策定したいというふうに思っているところです。

#### ◎農林水産部長（砂川一弘君）

平成27年度事業、農林水産部の農地整備事業のうち主事業の進捗状況についてお答えいたします。

農地整備事業、圃場整備事業、畑かん事業ですけれども、農山漁村活性化対策整備事業という事業で、9地区で現在整備を進めております。地区ごとに進捗状況を説明いたします。

まず、スナ地区、これは平良のほうですけれども、事業費で4億1,500万円、事業年度が平成24年度から平成28年度までとなっております。平成26年度末の進捗状況は86.2%となっております。

次に、横嶺地区、これは伊良部島のほうですが、事業費で3億2,899万4,000円、事業年度が平成24年度から平成28年度、平成26年度の進捗状況は96.7%です。

次に、入江東地区、これ下地のほうです。事業費で9億9,877万5,000円、事業期間が平成25年度から平成29年度、平成26年度末の進捗状況は29.9%です。

次に、竹後原地区、これは平良、城辺、上野にまたがっている地区で、中休みの東側に当たりますけれども、事業費で4億1,977万5,000円、事業年度が平成25年度から平成29年度、平成26年度末の進捗状況は52.4%です。

次に、大牧西地区、これは城辺のほうです。事業費が9億3,079万5,000円で、事業年度が平成26年度から平成30年度、平成26年度末の進捗状況は3.3%となっております。

次に、南上原地区、伊良部島のほうでございます。事業費で5億5,294万5,000円、事業年度が平成26年度から平成30年度となっております。平成26年度の進捗状況は4.3%でございます。

次に、山田地区、これは城辺のほうです。事業費で5億2,110万円、事業期間が平成26年度から平成30年度、平成26年度の進捗状況は4.8%となっております。

次に、下南東第二地区、城辺のほうでございます。事業費で2億6,230万5,000円、事業年度が平成27年度から平成31年度ということで、平成26年度末までの執行状況は今ゼロとなっております。今年度新規ということですので。

次に、オホナ東地区、下地のほうでございます。事業費で2億8,564万円、事業期間が平成27年度から平成31年度、今年度新規地区ということで、進捗状況はゼロ%です。

以上9地区で、事業費で47億1,532万9,000円、平成26年度の進捗状況で27%となっております。

#### ◎建設部長（下地康教君）

現在の主な事業と進捗状況、建設部におきましては、まず道路建設課で平良地区において下崎西原線、これ進捗状況が85%、完了年度が平成29年度を目指しております。添道1号線が進捗率68%、完成年度が平成30年度、A—76号線、進捗率が30%、完了年度が平成29年度です。B—80号線、これは中央公民館前の道路ですけれども、進捗率が90%、完了年度が今年度となっております。A—23号線、これバリアフリーの道路でございますが、進捗率が70%、完了年度が今年度になってございます。松原1号線、それが進捗率6%、完了年度が平成31年度、その6路線ですね、平良地区が。

次に、下地地区が西原線、これはサニツ浜に向ける道路でございますが、進捗率が69%、完了年度が平成27年度、今年度でございます。

上野地区において2路線、上野海岸線が進捗率13%、平成29年度が完了予定でございます。新里21号線、進捗率が20%で、平成29年度の完了予定でございます。

伊良部島地区が1カ所、伊良部111号線が進捗率が52%、完了年度が平成27年度となっております。

次に、都市計画課におきまして、大道線の道路改良工事、これは平良第一小学校西側ファミリーマート隣の交差点からサンエーカママヒルズ交差点までの工事区間でございますけれども、これが完了年度が平成29年度、現在進捗率が20%となっております。パイナガマ公園事業で、これが今年度進捗率が46%、完成年度が平成30年度となっております。カママ嶺公園整備事業が進捗率が60%、完成年度が平成29年度です。竹原地区区画整理事業がですね、現在進捗率が80%、平成31年度の完了を目指しております。

#### ◎上下水道部長（砂川 巖君）

災害時に対応するための予備浄水場の建設計画及び水需要増への対応についてであります。新たな浄水場建設するには、膨大な建設費と維持管理費を要することから併用運転することは負担が大きく、公営企業会計にとっては好ましくないと考えております。水需要増への対応についてであります。観光客やリゾート施設の増加により、今後予想される水需要の増加に対応するために、新水源の開発に向けて白川田水源流域及び東添道水源流域において、現在調査中であります。

#### ◎嵩原 弘君

答弁いただきましたが、上下水道部長、私が質問した趣旨とちょっと違うかなという感じがしたんですけど、新しい浄水場をつくる計画はあるのかどうか。新しい水源は調査して終わっていますよね。浄水場つくる予定はあるかどうかということで、それ答弁しましたか。

（「厳しいということで」の声あり）

#### ◎嵩原 弘君

厳しいということで、これはもっと4年前はですね、非常に前向きな答弁をいただいているんですよ。新たな浄水場の整備も盛り込んでいきたいというふうに答弁しているんですけど、4年間何もしていませんでしたか、じゃ。実際宮古島には今年間約50万人もの観光客が来ようとしているわけですね、行政挙げて観光産業の発展も力入れていますし、また今約5万3,000人という市民がいるわけですし、災害が起こってからこれに対応するというのはいかなるものかと私は思って再度取り上げたわけでございます。その後4年間たちますけど、どういうふうな計画の策定はあるのかなと思ったんですけど、全くそれがちょっと進捗状況がないというの、これは怠慢と言われても仕方ないんじゃないかと思っておりますけど、市長これどうしますかね、計画はやらないんですか。ちょっと市長の答弁を聞きたいと思っております。

それと、総合庁舎の件でありますけど、答弁では新市計画の中に盛り込んだから進捗率は10%という答弁でありました。総合庁舎の予算はですね、今のところ見込みとして約60億円近くを見込んでいると思いますが、昨今の日本全国、東北大震災での復興事業、また2020年の東京オリンピックのいろんな建設事業など、この狭い、小さな宮古島においてもですね、人件費はこれまでと比較してもかなりアップしていますし、また資材面でもかなり高騰しているんです。それでスポーツ観光交流拠点施設でもですね、本当にわずか何カ月の間に見積もりが13億円も予算が足りないということで、補正でたった何カ月間に13億円も上げたわけですよ。総合庁舎というのは現時点で約60億円、面積は、ちょっと規模はまだわからないんですが、近くを見込んでいる中において、これいずれはまた当初予算を組んで来たらかなりの工事費のアップが危惧されますけど、企画政策部長の言い方では今推進したいという人もいるし、また慎重な意見をやるのとのということで、今これを考えてはいないということで受け取っていいんですか。後でもう一度答弁をお願いしますね。

その程度ぐらいでしょうかね、再質問というんですか、やはり先ほども言いました前市政のときには市民の心配は第二の夕張市になるんじゃないかという、これが毎日の話題でありました。下地敏彦市長になってからスピーディーな行政運営をしていただいたおかげで、今宮古島は非常に元気が出てきています。しかしまた、職員のいろんな不祥事もことしになって酒気帯びだとか飲酒運転だとか、いろいろ公金の不正保管だとかと、いろんなものがありました。私がだからそれをビジネス用語でのゆでガエル理論とかでですね、それを言っているのも、こういったもっともっと緊張感を持って行政運営をしていただきたいと、多分北海道の夕張市もですね、炭坑が閉山したために観光産業を盛り上げようということでやったんですけど、これが思うようにいかずに、またどんどん、どんどんこれをつくっても大丈夫じゃないか、あれをつくっても大丈夫じゃないかということで、そういった箱物をつくってきたと、そして議会に不適切な会計処理をして、これが表に出てきたときには350億円余の借金ができてしまって、にっちもさっちもいなくなり、今当初11万人ぐらいた夕張市の人口も今1万人切っているんですよ。ですから、やはり議会としてもしっかりとその点はチェックしなきゃならないと思って、私はこれを言っているわけです。

市長、市長が当初市長に就任したときと同じようにですね、緊張感を持って職員の意見も聞く、職員もまた上司にいろんなことを相談し、報告し、また連絡もするという、いわゆる当たり前の報告、連絡、相談というのをもう一度しっかりと取り入れていただきたい。そして、先ほども言いましたけど、慎重な行政運営をお願いしたいと、つくってからこんなはずじゃなかったと言ってからでは遅いんです。今庁舎もあります。いま市町村合併して、特に城辺地区出身の議員の方からは役所が遠くなって寂しいという、廃れてきているという声もありました。これがもし総合庁舎になるとこれも全部なくなるわけです。逆に私は今のままで、まずしばらくは様子を見てこの地域の均等な発展を図るべきだと思っております。ぜひ市長の見解もお聞かせいただきたい。

それで、先ほども言いました市長の考えがですね、公共事業でドーム型施設の件ですけど、黒字になれば国に返さなきゃならないと、これ市民に理解してもらいたいというの言っておりますけど、じゃ裏を返せば赤字でいいんじゃないかということになると思うんですが、その赤字になった部分は市民の負担となるわけです。ですから、市民の負担にならないように、黒字になって国に返してもいいじゃないですか。黒字になるような運営をぜひお願いしたいと思うし、そのような考えは少し改めていただきたいなと思っ

ております。

これで私の一般質問終わります。ありがとうございました。

◎市長（下地敏彦君）

まず、浄水場の建設についてであります。新しい浄水場をつくったらどうかということなんですけれども、今持っている浄水場で市民及び観光客等が来るのについては十分対応できる施設になっているわけですね、そういう現状を踏まえて、ではこれをつくるとなった場合にいろんな補助事業を導入しなければなりません。そうすると公営企業会計上ですね、現在十分賄っているのに何で新しいのに補助金を出すかという問題も出てまいります。したがって、理屈としてはわかるんです。わかりますけれども、現実につくるとなると、ではこれは全部市の財政で持つのかというわけにもいかない。そういうことで、今私どもがやっているのは水源が新たにやるかどうかという調査が終わったという段階であります。したがって、これから観光客もふえるだろう、市民ももしふえてくるとなれば水需要の状況を見ながらですね、新しい浄水場が必要かどうか、公営企業上できるかどうか、そういうふうな見きわめをしながらやってまいりたいというふうに思っています。

それから、市の総合庁舎の建設及び大型の工事についてですね、非常に危惧をなされているということでもありますけれども、私どもは中期財政計画の中でですね、財政の健全化を目指した形で計画はつくっているわけです。ただ総合庁舎については多額の費用がかかります。したがって、これをいつの時点でやるかどうかというのは、これから検討に入ります。一般論で言えばですね、建設経費を節減するということがあれば合併特例債がある間にやったほうが、これは非常にいいなというのが、これは一般論です。しかし、それでなくてもいいという多くの意見があれば、それはそれでやって構わないと思いますし、特に私どもはこれを急いでいるというわけではございません。十分市民の理解を得ながらですね、総合庁舎の建設等については進めてまいりたいつもりです。

◎議長（眞栄城徳彦君）

これで嵩原弘君の質問は終了いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞栄城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会いたします。

（延会＝午後 4 時30分）

平成 27 年

第 6 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

9 月 15 日 (火) 5 日目

(一 般 質 問)



平成27年第6回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第5号

平成27年9月15日（火）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成27年第6回宮古島市議会定例会（9月）会議録

平成27年9月15日

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（26名）

（延会＝午後4時31分）

議長（4番）	眞榮城 徳彦 君	議員（13番）	高吉 幸光 君
副議長（17〃）	佐久本 洋介 〃	〃（14〃）	富永 元順 〃
議員（1〃）	濱元 雅浩 〃	〃（15〃）	新城 元吉 〃
〃（2〃）	平良 敏夫 〃	〃（16〃）	亀濱 玲子 〃
〃（3〃）	下地 勇徳 〃	〃（18〃）	下地 明 〃
〃（5〃）	栗国 恒広 〃	〃（19〃）	垣花 健志 〃
〃（6〃）	仲間 頼信 〃	〃（20〃）	棚原 芳樹 〃
〃（7〃）	國仲 昌二 〃	〃（21〃）	平良 隆 〃
〃（8〃）	上里 樹 〃	〃（22〃）	前里 光恵 〃
〃（9〃）	上地 廣敏 〃	〃（23〃）	山里 雅彦 〃
〃（10〃）	嵩原 弘 〃	〃（24〃）	池間 豊 〃
〃（11〃）	仲間 則人 〃	〃（25〃）	下地 智 〃
〃（12〃）	西里 芳明 〃	〃（26〃）	新里 聰 〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	下地 敏彦 君	会計管理者	宮国 高宣 君
副市長	長濱 政治 〃	伊良部支所長	川満 勝彦 〃
企画政策部長兼振興 開発プロジェクト局長	友利 克 〃	消防長	来間 克 〃
総務部長	村吉 順栄 〃	企画政策部次長 兼企画調整課長	垣花 和彦 〃
福祉部長	譜久村 基嗣 〃	総務課長	久貝 喜一 〃
生活環境部長	平良 哲則 〃	財政課長	下地 美明 〃
観光商工局長	下地 信男 〃	教育長	宮國 博 〃
建設部長	下地 康教 〃	教育部長	仲宗根 均 〃
農林水産部長	砂川 一弘 〃	生涯学習部長	奥原 一秀 〃
上下水道部長	砂川 巖 〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局 局長	上地 栄作 君	議事係 長	仲間 清人 君
次長 補佐	友利 毅彦 〃	議事係	下地 茜 〃

◎議長（眞榮城徳彦君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は、26名で全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第5号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は、下地智君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎下地 智君

久しぶりの一般質問でございますから、誠意ある答弁をお願いしたいと思います。7点ばかり通告をしてありますが、順を追って質問をさせていただきたいと思っております。

まず、第1点目、不法投棄ごみ残存問題について質問させていただきます。1点目に、入札のあり方についてであります。受注業者の従業員が他業者の代理人として入札に参加したことがマスコミで報道されておりますが、もしそれが事実であれば連合していた入札書、宮古島市契約規則第13条の入札の無効に抵触すると思っておりますが、市の見解を賜りたいと思っております。

次に、県への水増し報告の実態についてと保良2地区、友利1地区の事業費の見積額2,376万円については関連しているので、一括して質問したいと思います。2012年度、市は一括交付金を活用して島内の不法投棄ごみの一掃を目指し事業を展開しました。21カ所から約5,000トンの不法投棄ごみを3,000万円余の予算を投じ撤去したことになるのですが、実際は750トンしか撤去していなかったということが発覚しています。ここで私が疑問に思うのは、なぜ県へ虚偽の報告をしなければならなかったのか、この時点で県へ正直に報告すれば、県内不法投棄の約9割が宮古島に残存していると言われていたわけですから、かなり汚名挽回ができたと思っておりますが、これは何か市にとって不都合なことでもあったのか、お伺いしたいと思います。

また、保良2地区については危険だということで取りやめた経緯があるのに、平成24年度に事業採択をし、わざわざ一般財源を投じて事業施行した、この整合性をですね、教えていただきたいと思っております。

また、21カ所のごみ撤去の実績から、当然実際の残存量の調査をして保良2カ所の見積もりを生かすべきだったと思っておりますが、調査がなされず2,376万円の予算を計上した根拠は何だったのかお伺いします。

また、友利地区の見積もりが議会予算承認後にされたのではないかと、それが事実であれば、撤去箇所がふえたにもかかわらず保良2カ所の見積額よりも下回ってそのまま事業実施されたことになるとのマスコミ報道がなされておりますが、どうなっているのでしょうか。また、友利地区においては2012年度の一括交付金活用事業のときに撤去完了の県への報告がされていると、これもマスコミで報道されております。この事実をも明らかにしていただきたい。

次に、公文書の管理についてであります。3月22日と4月5日の日曜日の不自然な計量実績が指摘された日の資料を環境衛生課が業者に手渡ししており、業者は水増し行為をする必要がないという考えから伝票を破棄したとしております。ここで、公文書の管理上問題はないのか、また業者に対して証拠隠滅ということにはならないのか、見解を賜りたいと思っております。また、加えて職員のパソコンのデータ改ざん、業

者の計量実績の虚偽報告、このような行為は、職員については公文書偽造、受注業者にとっても既にお金を受け取っているわけですから、詐欺罪に当たるんじゃないかと考えますが、市の見解を賜りたいと思います。

次に、残存しているごみの処理について、市長はマスコミに現場視察の際にこれ以上の撤去作業は人命にも影響が出ると感じた、取れるだけのごみは取ったという印象を受けた、これ以上は無理という見解を示しております。今でもそのときの見解に変わりはないのか、もし処理をするのであればいかなる方法でこの残存ごみの処理を解決するのかお伺いしたいと思います。

次に、会計処理についてお伺いします。宮古島市会計規則第62条、必要な書類が整備されていることとありますが、必要な書類の中に通常であれば、分割払いの場合、これは5回に分けて支払っておりますから、分割払いですよね。に見合う出来高検査調書、事業実績ですね、の提出が義務づけられてしかるべきと考えますが、本事業の契約約款では出来高検査調書の取り扱いは果たしてどうなっていたのかお伺いしたいと思います。

また、業者から提出された実績報告書の虚偽が認められた場合、会計課としてどのような対応ができるのでしょうか。お伺いします。

次に、業者、当局の責任所在についてですが、この問題が発覚してから2カ月余経過して、今議会のやりとり、マスコミでの報道を見ても、当局の説明には一貫性がなく、到底市民に理解できるようなものではなく、市と業者に対する不信感は増すばかりであります。今市民が求めているのは、透明性の高い調査を議会も当局も進めることであります。議会は、この問題を理由に2014年度の一般会計歳入歳出の決算を全会一致で不認定といたしました。市民に議会の存在意義を示すためにも、ここは百条委員会の設置でこの問題の全容解明をするべきだと思います。当局においては、これまで述べたように業者、職員の不正行為は明らかであり、業者と当局との疑惑が疑われる中で警察署に委ねる、全容解明することがよいのではないかと考えますが、当局の見解を賜りたいと思います。

次に、地方版総合戦略策定の進捗状況について通告してあります。この件については、きのうの富永元順議員も取り上げており、また今月9日のマスコミ報道等でもあり、進捗状況については理解できました。私が懸念しているのは、本市の大きな課題として人口減少が沖縄県内11市の中でも唯一本市が非常に懸念される材料の件であります。総合戦略策定においては、人口減少問題の克服、成長力の確保をするための計画策定であるわけですから、しっかりと取り組んでいかなければなりません。

そこでお伺いしますが、これまで庁舎内での本部会を2回、作業部会を4回の会議でのその内容ですね、こういったことがお話しされているのかお伺いしたいと思います。来年2月までに計画策定をするとしているが、この計画案が所期の目的を十分に反映させていくためには十分な論議ができるのかどうか、時間的に非常に切迫しているのではないかと、そういう感がするんですが、どうでしょうか。ちょっと見解を賜りたいと思います。

次に、旧城辺ふるさと文化村づくり構想計画について。この計画は、合併前、構想の段階から3年余の歳月をかけて多角的な視野で慎重に検討を重ねて、平成8年に基本計画が策定されております。比嘉高腰城跡周辺約44町歩、敷地面積に高腰城の復元を含め城時代村の建設、歴史文化が学べる学習エリア、宮古島に生息する動植物の飼育と資料展示等、産業エリア、商業エリア等に区分した施設等を整備し、郷土の

歴史文化を後世に継承していくこととあわせて観光産業の主力となる事業であるということで非常に期待をされていた事業であります。

そこでお伺いしますが、この事業は市町村合併協定の中での事業優先順位のですね、位置づけはどうなっていたのか教えていただきたいと思います。

また、地元比嘉自治会はこの事業への誘致に向け非常に熱心に活動しております。看板、横断幕とか、のぼりの設置等でですね、この事業に向けてのPR活動を展開しております。議会でも市長へも要請がなされております。議会では文教社会委員会に陳情書が出て、計画が広範囲で文教社会委員会の管轄外の部分もかなりあってですね、なかなか審議ができないということで、審議未了ですか、になっていると聞いておりますが、この事業の可能性についてですね、市長の見解をぜひ賜りたいと思います。よろしくお伺いします。

次に、ハーベスター導入事業についてお伺いします。1点目に、国への承認申請までの流れを説明していただきたい。また、収穫区域はどのようにして決められていくのか。

次に、城辺地区の区域において導入申請をしたが、受理されず、地元外の方の導入が決定しているということで、農政課を訪問し、苦言を呈していたという話がございます。その内容についてもですね、お答えを願いたいと思います。

3点目に、同地区で複数人事業申請があるときですね、1人に絞り込む作業はどのように進められているのでしょうか。実はきのう、伊良部島の方なのですが、佐良浜地区の方から電話があつてですね、自分は平成12年度に法人会社を設立して、昨年2月にハーベスター導入の申請をしたそうなんですがね、これまでの実績から見てもどうして自分がこの選考に漏れてですね、実績のない方が、彼に言わせれば実績のない方が選ばれたと、自分は全く理解できないという苦情の電話等も入ってきております。その場合ですね、やはり複数人の申請があつた場合は、導入の選定会議においてもですね、それぞれヒアリングをして申請している方たちのお話を聞きながら、本当に誰がふさわしいのかというのはぜひ実施してほしいなというふうに思っておるんですが、そこら辺の見解をも賜りたいと思います。

次に、天然ガス利活用についてお伺いします。この件については、今月8日の新聞の報道によると、利活用検討委員会が立ち上げられ、受託事業者からの利活用についていろんな提案がなされ、保良泉ビーチ海宝館を核とした試掘周辺での温泉水を利用した宿泊施設建設も浮上していることを挙げ、波及効果の広がり期待されるということで、来年2月まで利活用の方針を決定するとしております。

ここでお伺いしますが、海洋療法、燃料、冬場ハウスへの暖房供給など、将来供給量の増大が見込まれることを想定し、さらに試掘本数をふやしていく考えはないのでしょうか。また、現在の試掘場所周辺は土地改良された広大な農地があります。この場所で宿泊施設と農業以外に活用したいという企業とかあらわれた場合ですね、農地法の縛りとの相関関係はどのようになるのかお伺いしたいと思います。

次に、観光振興策についてお伺いします。最初に、7月28日から来年2月まで、週1回、本市に寄港中のスタークルーズ社スーパースターリブラの寄港実績は、マスコミ報道によると乗客が4,054人ですね、ツアーバスが82台、シャトルバス5台、タクシー218台が利用されるというマスコミ報道がございました。そして、運航スケジュールの変更で今回からですね、ナイトステイが始まっております。本市にもたらす経済効果は大きいものがあると思いますが、私が一番懸念しているのは、将来ですね、継続的にこのリブラ

が寄港できるかどうかということですね。そのためには来訪者が満足できる受け皿づくりが大事だと考えますが、現在その課題としてどのようなことが挙げられるのかですね、その辺をお伺いしたいと思います。

次に、カーニバル社クルーズ船宮古島寄港の可能性についてお伺いします。世界最大のクルーズ船社カーニバル・コーポレーション最高責任者アラン・バックルー一行が宮古島への寄港可能性を探るために来島し、市長との意見交換をしております。その後、カーニバル社との話し合いはなされていないのか、接触はあるのかどうかですね、また今後の展開について市長の見解を賜りたいと思います。

次に、先島航路旅客船運航再開についてお伺いします。私はもうこの件はですね、何度も何度も議会でも質問しておりますが、一向に前進が見られません。せんだって美ぎ島美しゃ市町村会から県への要請項目がマスコミで報道されておりましたけども、この先島航路旅客船運航再開に向けての要請が入っていなかったように感じますが、今後の展開に非常に懸念を抱いているわけですが、どうなっているのかお伺いします。今飛行機もなかなか切符がとれないというご時世でございますから、特にこういった船でも旅客航路があればですね、非常にこういったまた利用する方もこれからはふえていくんじゃないのかなという思いもありますから、そこについてはどういう状況なのかですね、教えていただきたいと思います。

次に、イムギャー公園遊歩道については、もうせんだって2人の同僚議員も取り上げてありますので、割愛させていただきたいと思います。

以上、答弁を聞いて再質問をいたしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

#### ◎市長（下地敏彦君）

私からは、カーニバル社のクルーズ船の寄港の可能性についてお答えをいたします。

世界最大のクルーズ船社カーニバル・コーポレーションの最高執行責任者であるアラン・バックルー氏が7月7日に来島し、宮古島が冬場のクルーズ船の寄港地として大きな可能性を秘めているという見解を示しております。しかしながら、カーニバル社が所有しているクルーズ船は大型船が多く、現在の港湾施設では受け入れが厳しい状況にあります。将来に向けて大型クルーズ船を受け入れるためのまず環境整備をする必要があるというふう考えております。

#### ◎副市長（長濱政治君）

不法投棄残存問題についてでございます。友利地区の追加ということですね、結局予算要求の際には2カ所しか要求しておりませんでした。その途中から友利地区にもあるという話が保健所のほうからありまして、じゃそこも取ろうということで業者に見積もりをしていただきまして、本当に取れるものかどうか、この予算で大丈夫なのかということをお願いしまして、それでもその予算内で取れるというふうな見積もりが上がってまいりました。これはですね、それで入札をかけたわけでございます。じゃ、実際にどれだけ本当にあるのかどうかというのはよくわからない状態で入札をかけたわけですね。それで、見積もりをとって入札をかけて、一応落札して、取れるということになったということでございます。

それと、2012年に友利地区を撤去したということでございますけども、友利地区には県に報告した報告書にはあるという、たくさんあるというふうな報告だったのですが、実際に2012年段階でその場所を探したんですよ。探したんだけど、探せない。探せないけれども、道のそばにあるごみがあると。その地番にですね。あの地番とても大きな地番になっていまして、その道のそばにあるごみを一応撤去したということで、一括交付金ではこの地番はこれだけしかなかったというふうな報告はっております。しか

し、後で違うところにたくさんのごみがあったということでございます。

それから、受注業者の職員が入札に入ったということについてでございます。受注業者のアルバイトの職員が他の会社から委任されて代理人として入札に参加しております。しかしながら、そのある会社の代表者が会社の印鑑を押して委任をこの人に任せたとことから、無効ではないというふうに思っております。

それから、公文書を破棄したということについてですが、これ当初破棄したと言っていたんですが、結局あったということでございます。ただ、その破棄したということ自体は、その行為自体が非常に問題でございます。いわゆる公文書を保存期間が来ない前に破棄するということは、これあってはならないことだというふうに思っております。

それから、詐欺罪じゃないかというふうなことでございますけども、この業務委託の特記仕様書の中では業務内容等として不法投棄された廃棄物の回収を行うものとなっております。実際にこの特記仕様書、契約書に基づいてごみの回収は行っているわけでございます。受注業者は特記仕様書に基づき回収したことを整理して報告するというのでよかったというふうに思っておりますが、それを過大に報告してしまったということでございます。しかし、この行為が果たして、虚偽の報告ではあったけれども、詐欺罪に当たるのかどうかということについては、そこまでは言えないのではないのかというふうに考えております。

それから、一括交付金で撤去したごみの水増し報告ということでございますけれども、平成24年度に一括交付金で21カ所から750トンのごみを回収しております。事業終了後、県に完了報告を行い、県は各撤去現場にごみが残っていないことを確認し、この21カ所のごみが撤去された旨公表しております。市が県に報告した21カ所の推定量が約6,000トンありましたが、その全てが、推定量は約6,000トンでしたけれども、回収した数量は750トンということございました。結局、推定量は約6,000トンだけれども、そこにあったのは実際、そこから取れたのは実際に750トン、一応県も確認していただいて、じゃもうここにはないねということで、この推定量がそこで全部消してしまうことになるんですね、県としては。ですから、実際には750トン取ったけれども、その推定されていた量そのものがもうなくなったということになるという、実際とその推定ということの乖離があります。

それからもう一つ、天然ガスの利活用についてでございます。本数をふやすべきではないかということでございます。今実際に1本掘ったんですが、この幾ら出るかということの上限の調査がまだ行われておりません。それそのものがまだ行われていないです。ですから、実際にはその上限の1日何トン、何立米出るのかということの本当は調査を県にまずしてほしいと、そうでなければ実際に利活用する場合足りるのか足りないのかというふうなところがよくわからない状態では今あります。しかしながら、量的には結構な量出ておりますので、現在のところですね、その量をもとにある程度の利活用計画をつくって、実際に利活用していく中で必要ならばもう一回、もう一本、本数を掘るというふうなことを今考えております。とりあえず利活用計画をつくって実際に動かしてみようということでございます。

それから、農地法との絡みでございましてけれども、農業振興地域を外すということについては、実際にどこを外すのか、どこでどう使うのかということがよくわからないことでもありますけれども、関係法令にのっとり、そのときはきちんと外すなら外すというふうな手続をとるということになります。

◎教育長（宮國 博君）

城辺ふるさと文化村基本計画についてお答えをします。

基本計画の概要と今後の計画をわかりやすく説明せよということでございますが、実はこの城辺の文化村基本計画の中心となるのは高腰城址の復元になっておるわけです。私ども教育委員会のほうにいろいろ課題がたくさんございまして、そのほうからのお答えをしたいと思います。

本計画は、旧城辺町が平成8年に基本計画を策定しております。概要としましては、高腰城址の周辺に城時代村エリア、学習エリア、動植物エリアなどを設け、高腰城址の復元や時代村の整備、歴史民俗資料館の整備、宮古島に生息する動植物の飼育と資料展示やアスレチック広場などを整備する計画でございます。また、産業エリアや商業サービスエリアなどを設けて地場産業の掘り起こしや観光関連事業を展開するなど、地域の活性化策を提起した基本計画であります。現在、私ども教育委員会としましては同計画の中心となる高腰城址の調査を始めているところであり、その復元の可能性を見きわめながら検討をすることになります。

高腰城址の復元と整備につきましては、城辺所在のいわゆる県指定史跡としての文化財指定を受けている高腰城址を要請のあった内容について文化財保護法及び県並びに市文化財保護条例に基づき文化財としての価値を適切に保存、活用することができるよう現在取り組みをしている、検討しているところであります。

城壁の石積みにつきましては、基礎となる根石の部分は残っているんです。ところが、もうその残りが全くわからないという状況にありますのでね、現在地元の関係者の皆さん方に聞き取り調査を行い、過去の形状などを確認しているところであります。今の調査を進めている中で、復元の可能性があるかどうか、これはもう県との話し合いの結果になると、こういうことになります。私どもは今一生懸命調査をしているということであります。

◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

総合戦略の策定の進捗状況、それから先島航路の再開について。

まず、総合戦略の進捗状況について答弁いたします。昨日の富永元順議員の質問にもお答えしたところです。策定をするに当たっては、庁内組織として推進本部、それから作業部会を設置してあります。市民の代表から成りますまち・ひと・しごと創生推進会議を設置したところでございます。推進本部を2回、それから作業部会を4回、推進会議を1回開催をしまして人口ビジョンの素案というものをまとめてあります。

その人口ビジョンの素案をまとめるに当たってですね、取り組みの状況、それから素案の内容をですね、ちょっと説明をしたいと思います。まず、人口ビジョンを策定するに当たっては、人口の現状分析というものを行っております。現状分析の中では、いわゆる20代、20歳から24歳の階級の人口が非常に少ない。極端に少なくなっている。それから、合計の特殊出生率は2.27と全国3位と高いものの、20歳から39歳までの女性の比率が全国、それから県平均よりも極めて低いと。未婚率の上昇なども課題となっていると。それから、男女を問わず、男女ともに20歳から29歳代の転出が転入を上回っているといったことが人口の現状分析というふうになっております。人口が減少しますと、労働力の減少による地域経済の縮小、それから社会保障費の負担増加、財政への負荷、そして社会サービスの低下といったことが懸念として上がっ



てくるということでございます。

また、あわせて市民の意識調査も実施をしております。意識調査の中では、結婚、出産、子育てに関しては願望は大変ありますと。ただ、経済的な余裕がない、あるいは出会いが少ない。結婚、出産、子育てに重視すべきはということで、子育てと仕事を両立できる職場環境、それから若い世代の経済的安定化といった回答が多かったと。定住については、住みやすい、またずっと宮古島に住みたいという回答は非常に高かったと。ただ、住みたくない理由としては何かといいますと、買い物など生活に不便、それから所得や賃金など地域格差が大きいといった回答が多かったと。島の将来については、やはり産業振興をし、雇用を拡大させて経済を活性化する取り組みを行ってほしいといったような意識調査の結果が出ております。

これらの人口の現状分析、それから将来展望に向けた意識調査の結果を踏まえて、やはり目指すべき将来の方向ということで2つの柱、いわゆる社会減対策、もう一つは自然減対策ということで、社会減対策としては、暮らし続けたい、暮らしてみたいと思う選ばれる島づくりを目指そう、そして自然減の対策としましては、若い世代の結婚、出産、子育ての希望がかなうとともに安心して暮らせる島づくりを目指そうと、この2つの大きな柱のもとで人口の将来展望というものをまとめております。人口の将来展望、これは45年後、いわゆる2060年までには出生率を2.73までに引き上げたい、そして人口の目標を5万4,800人程度を目指すというような将来展望を人口ビジョンの中ではまとめております。今後その総合戦略づくりということになりますけれども、総合戦略をまとめるに当たっては、この2つの大きな柱のもとで5万4,800人という将来人口の目標を達成するために、やはり雇用の拡大、それから人の流れの促進、そして子育て支援、定住条件の整備といったところが柱となって人口の増加につながるような施策を盛り込んだ総合戦略づくりというものを進めていきたいというふうに思っております。

それから、切迫した中でというようなお話がございました。全国の市町村、切迫した中で総合戦略づくりに当たっているものと思っております。本市としましては、これから10月から2月にかけて推進本部、作業部会、それから創生推進会議、それぞれ3回ずつ、計9回を開催しまして、2月には総合戦略をまとめたというふうに思っているところです。

次に、先島航路の再開についてお答えします。平成20年の沖縄本島と宮古、石垣の旅客航路運休を受けまして、宮古、多良間で構成される宮古市村会、そして美ぎ島美しゃ市町村会において圏域旅客の航路の再開に向けて県へ要請してまいりました。平成27年度においては、県と県内市町村長で構成される沖縄振興拡大会議におきまして旅客航路再開の実現に向けた要請を行ったところです。県としましては、平成23年10月より身体的な理由で、潜水病などですね、理由で飛行機に搭乗できない方が貨物船を利用できる仕組みが整ったこと、そして平成24年に実施をしました離島航路就航可能性調査でもって本島間の移動のほとんどを空路を利用しているという状況にあることから、採算性や事業主体などの課題があつて航空運賃の低減化を図る事業、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の状況を踏まえながら慎重に検討するというふうにしております。市としましては、利便性の向上を図る上でも、また産業振興を図る上でも必要なことだというふうに思っておりますので、引き続き県のほうには要請をしていきたいというふうに思っているところです。

◎総務部長（村吉順栄君）

旧城辺ふるさと文化村づくり構想計画の合併協定の中での位置づけについてのご質問にお答えいたします。

旧城辺ふるさと文化村づくり構想計画については、合併協定書の7項目めに新市建設計画は別添島づくり計画に定めるところによると決定されております。新しい島づくり計画では、地域資源を生かした観光の振興の中でふるさと文化村建設事業と記載されております。

なお、新市建設計画に盛り込まれている事業については、特に順位づけはされておられません。

#### ◎農林水産部長（砂川一弘君）

農業振興策について、ハーベスターの導入事業について5点ほどご質問いただきました。

まず最初に、導入までの流れですが、事業導入を要望する各事業主体から要望書を受け付けた後に、沖縄製糖、宮古製糖、JAサトウキビ対策室、宮古地区ハーベスター運営協議会、それから宮古島市で構成される導入予定地区選定会議に諮ります。導入の決定ですが、この選定会議の中でハーベスターが導入されていない地区や、生産量が多くハーベスター利用率が高い地域を優先順位として地区の決定を行い、決定を受けた各事業主体が国へ申請を行うこととなります。最終的には国の審査会において決定されます。

次に、収穫区域はどのように決めるかというご質問ですが、事業導入を希望する事業主体から導入希望の申請を受け、既存導入地区との整合性を図りながら調整を行い、先ほど申しあげました選定会議の中に諮ることとなります。

次に、申請の受け付けについてですが、ハーベスターの事業導入申請の受け付けについては、事業導入要望書を事業導入を希望する事業主体から提出してもらい、農政課で受け付けした後に課内で供覧した上、保管をしております。提出したけども、受け付けがされていないというふうなことがありますけども、今後は誤解が生じることのないように、受領書等を発行して申請及び受領を明確にしていきたいと思います。

次に、複数人の申請があった場合の決定権はどうなっているかということですが、同じ地区で複数の事業導入を希望する申請があった場合は、申請書類に不備がない限り、申請の順位や、それから地域の担い手としてリース期間内、7年ですけども、これが順調に作業受託が可能なのかということ等を基準にしてですね、先ほどの導入予定地区選定会議で選考をしております。

#### ◎観光商工局長（下地信男君）

スーパースターリブラ号の入港状況と受け入れの課題、それから今後の計画でございます。今回、第7回目の入港になります。昨日から入港しておりますけども、初めてのナイトステイということで、昨夜のナイトツアー、そして本日の島内ドイツツアーと宮古島じっくりと楽しんでいただいていることと思います。今回530名の乗船客ということなので、累計でこれまで4,531名を受け入れたということになります。

外国からのクルーズ船受け入れの大きな課題、いろいろありますけども、CIQの問題、あるいは着岸バースの問題、あるいはバス、タクシー、乗り物の不足の状態、いろいろありますけども、やはり大きな課題は言葉の問題です。現場では外国語に対応できる人材が不足しているという状況にあります。今回の定期入港のスーパースターリブラ号の受け入れは、岸壁で観光案内所を設けて、4名ないし5名の通訳員を配置して対応しておりますけども、やはり細やかな部分で行き届かない部分がございます。今後、英語はもちろん、中国語、韓国語、最低この3カ国語の通訳員の確保というのはやはり官民も連携して取り組

まなければならない課題だというふうに思っております。

今後の入港計画ですけれども、来年2月末まで週1回の入港はほぼ決定していると思っております。入港手続の代理店である沖縄シブスエージェンシー社の話によりますと、3月以降も検討しているということでもありますけれども、まだ決定しているということではないようです。昨夜もスタークルーズ社の幹部の皆さん方と交流会がありましたけれども、やはり3月以降もぜひ継続してほしいというお願いをいたしました。

#### ◎会計管理者（宮国高宣君）

会計処理についてでございます。2点ほどあります。出来高払いについて。虚偽があった場合について。

まず、今回契約書においては、宮古島市建設工事請負契約約款においての出来高払いという支払い方法については、今回の委託契約書の内容では明記されておられません。よって、宮古島市契約規則第24条の第1項の第5号において支払い方法及び支払い時期を明記することになっております。今回の委託契約書においては、委託契約書契約約款第9条において委託料の支払い、第9条第1項、乙は甲に対し委託料の月割額を請求するものと明記されておりますので、そのとおり支払いをしました。

第2点の虚偽があった場合の支払いということでございますけど、現在、予算執行者側並びに監査委員会のおおの調査するということになっております。それを見きわめてから判断するものと理解しておりますので、今回は答弁は控えさせていただきたいと思っております。

#### ◎下地 智君

答弁ありがとうございました。

まず、答弁漏れをちょっと、不法投棄ごみ残存問題について。どうして県に虚偽の報告をしなければならなかったのか、一括交付金事業で採択した事業の中でですね、これも明確にお答え願いたいと思います。

それと、保良2地区については、その当時ですね、一括交付金を充てた事業のときには危険だということ取りやめた。しかし、平成26年度ですか、に事業を採択して今回実施したというこの整合性をですね、やはりどうしてなんだろうという疑問がありますので、教えていただきたいと思います。

今回の事業について私が一番疑問に思うのは、委託契約書ですね、ここに非常に業者に有利なような契約書になっているんじゃないかという思いが非常にあるわけですよ。出来高払いも普通でしたら出来高払いで支払うべきのものがですよ、じゃもし仕事していないで請求書来たら、これ払いますか。私は、おかしいと思います。やはり約款の時点ですね、しっかりとリスクのないような契約書を作成すべきだったと、これは非常に私は指摘したいと思います。この点についての見解をも賜りたいと思います。

私の後で登壇する議員の皆さんもたくさん通告してありますから、私はこの程度にしてですね、この問題は、つないでいきたいと思っております。

次に、地方版総合戦略策定の進捗状況ということで質問をしましたが、企画政策部長の答弁では2本の柱をもってですね、今後進めていくと。人口については、2060年、出生率を2.7%、そして人口5万4,800人を維持するようにすると。社会減、自然減のですね、原因をしっかりと精査しながらその対策をとっていくという答弁だったと思いますが、来年の2月までに計9回の会議を持って、これを計画を終了するというのですが、私はこれだけで足りないような気がするんですよ、やはり。これだけ大きな問題ですからね。今後の宮古島の将来にもかなり影響のある計画策定ですから、9回と言わずにですね、その都度もう本当

に頻繁に会議を持っていただいて、しっかりと取り組んでいただきたい。ほかの県を見ますとね、非常にもう10月で既に政策済みの自治体とかですね、また10月までにはしっかりと策定をするという、そういうことで進めている地方自治体、特に栃木県、滋賀県ですかね、は非常にすばらしい取り組みをしているんですよ。それで、例えば7部署に分けてですよ、その会議を、各分野に分けてきめ細かく、そこに総勢120名余りの委員の皆さんを集めて何回も何回も会議を開きながら対処していると、そういう自治体もあるわけですから、来年の2月までにはしっかりとですね、頑張ってください。これは要望しておきたいと思います。

次に、旧城辺ふるさと文化村づくり構想計画なんですけど、これは市長、合併協定の中でも新市建設計画にも位置づけられております。この事業はですね、本当にこれまで宮古島でないようなインパクトのある事業だと私は認識しておりますのでね、ぜひ市長におかれては、市長も旧城辺町時代の助役もなさっていて、この構想もしっかりと理解していると思いますから、地元の熱い思いもあります。どうぞ建設に向けてですね、前向きにやっていただくよう、市長の答弁を、見解をですね、ぜひ賜りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

先日また富永元順議員が質問しておりました市の博物館ですね、これを平成32年度に向けて計画しているという答弁がありましたんで、その建設場所をですね、やはりこの今私が言っている文化村づくり構想の中に組み入れてやったらどうかと思うんですよ。取り残されている感のある城辺地区の活性化策のためにも宮古島で一番高い場所で高腰城跡の復元、そしてそこには宮古島の歴史と文化を感じられるような場所、博物館ができればですね、非常に本市の観光地の拠点として地域活性化の中核の役割を担う施設になると私は思います。どうぞ市長、前向きな答弁をぜひお願いします。

次に、ハーバスター導入事業についてお伺いしますが、先ほど農林水産部長の答弁ではですね、やはり申請を受理したくないはですね、おっしゃっているように受理書など発行してそういうトラブルのないようにぜひ今後改善していただきたい、そういうふうに思います。

それとですね、同地区に複数人の申請者があった場合、やはりそこで皆さんは公平にやっているつもりでも、その申請者の皆さんは不公平と感じる人多いんですよ。それを誤解を招かないためにも、その選定会議においてその申請人も一緒にですよ、交えてヒアリング等とかそういうのを実施していただければそういう誤解も招かないで済むんじゃないかなと、これは私の提案なんですけど、ぜひそこら辺の見解をですね、お願いしたい。

次に、天然ガスの利活用についてですが、今掘削したところからの生産量の上限というのがまだはっきりわかっていないと、その調査した上で必要であればふやしていこうという前向きな答弁だったということで、非常に感謝しております。それとまた、農地についてもですね、その使用目的に応じて農地法の縛りも大丈夫だという答弁だったと思います。私は、城辺の福嶺地区ですね、資源がいっぱいあるんですよ。太陽光、実証実験の七又のですね、それと地下ダム、皆福地下ダムもございます。それとあわせて今回の天然ガス、この3カ所をですね、やはりリンクさせたエコエリアをぜひ形成するプロジェクトを専門家の知恵をおかりしてですね、取り組んでいければその相乗効果ははかり知れないものが私はあると思うんです。そこら辺に向けた取り組みをぜひ考えてほしいんですが、市長の見解を賜りたいと思います。

以上、ちょうど時間もなくなってまいりました。答弁を聞いて私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

◎市長（下地敏彦君）

まず、ふるさと文化村構想についてです。これは平成8年にですね、旧城辺町が基本計画を策定し、合併時に引き継がれているというものであります。先ほども教育長から報告がありましたように、高腰城の今復元が可能かどうかという調査を県と一緒にやっているところです。この調査結果を見てですね、可能性があるかどうかを見て、その後じゃどうするかというふうなのは検討していきたいというふうに思います。いずれにしても文化財ですからね、これをまず第一義的に保存するというのが大切な形になります。文化財を保存しながら、ふるさと文化村がどういうふうにかかせるかどうか検討いたします。

それから、天然ガス、確かに掘っております。天然ガスと太陽光と地下ダムという自然の資源を生かした形ですね、あの一帯がエコの何らかの形でできるかというご提案ですけれども、なかなかいい提案だなと今思いました。そういう意味では、あのエリアが活性化の一つの考え方として少しこれから検討してみたいと思います。

◎副市長（長濱政治君）

一括交付金の実績を虚偽で報告したというお話ですけども、それはありません。一括交付金使ったのは平成24年だけです。そこで750トン取りました。しかしながら、県に報告した推定量では約6,000トンあると、6,000トンあるところから実際に取ったら750トンしか取れなかったということで、県のほうには750トンという報告を出してあります。虚偽ではございません。

それから、何で平成26年度事業を平成24年度で行わずに平成26年度でやったかということですけども、これ県に報告した箇所がですね、最後にこの2カ所、2地区だけ残ったんですね。この危険なところが。ですから、結局県に報告したところの全体のごみを何とか取りたいと、そうしないといつまでたっても残っているということで、どうしても取りたいという思いで補正予算を組んでいただきまして、それで事業化したということでございます。

それから、この業務委託契約書ですけども、環境衛生課のほうで最終処分場整地及び周辺整備委託業務という業務がございます。これもですね、前払い金がないということと、それから機材を毎月レンタルで借りなければならないということと、それから搬入されるごみを整地するんですけども、これが一定量決まっていないということで、これのちょっと似通った部分があるということで、この契約書をそのまま使ったということでございます。

◎農林水産部長（砂川一弘君）

ハーベスター導入事業について、複数人の申請があった場合、申請人も含めてヒアリングをすべきではという話ですが、確かに申請人が複数いた場合ですね、そのそれぞれがどのような計画を持っているのかということは決定に当たって大変重要なことだと思っておりますので、今後導入予定地区選定会議のほうにですね、提案をさせていただきたいと思っております。

◎議長（眞榮城徳彦君）

いいですか。

（「答弁漏れ」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

(休憩＝午前11時04分)

再開します。

(再開＝午前11時05分)

◎副市長（長濱政治君）

予定価格についてお答えいたします。

予定価格につきましては、宮古島市契約規則第20条第1項第6号の予定価格が50万円未満の規定により随意契約ができるということになっております。そのため、3社から見積書を徴しまして、一番低い価格を提示した会社と随意契約を行っております。予定価格調書の作成を省略しております。これは省略できるという項目がありますので、それに準じております。

今回の不法投棄ごみに関する一連の問題につきましては、現在担当課に対し詳細な報告を求めているところであり、報告書が届き次第、内容を確認の上、懲戒処分に関する指針に照らし合わせ、対象となる職員については職員懲戒分限審査委員会への諮問手続をとる方向で考えております。告訴につきましては、報告内容を精査し、顧問弁護士と相談し、慎重に対応してまいりたいと思っております。

(議員の声あり)

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

(休憩＝午前11時07分)

再開します。

(再開＝午前11時08分)

◎副市長（長濱政治君）

失礼しました。平成26年度の予定価格ですね。あのごみを取ろうとする場所が非常に崖下であって、なかなか幾らぐらいあるのかということがよくわからないということで、見積もりを業者の方にしていただきました。その業者の見積もったうちの一番低い額を一応予定価格として設定しております。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで下地智君の質問は終了いたしました。

◎仲間則人君

質問に入る前に、去った9月11日、12日両日に行われました久貝、松原両自治会の敬老会にご多忙にもかかわらず市長みずからご出席いただき、ありがとうございます。この場をおかりしてお礼にかえさせていただきます。

また、宮古地区における葉たばこ買い入れも、8月12日をもって無事終了しました。今期の葉たばこは5月12日の台風で甚大な被害を受け、それを裏づけるような成績になりました。例えばキロ単価のほうは過去最高と並ぶ2,125円、総額は前期対比で6億9,500万円の減ということで16億4,899万円。1農家当たり大体被害額が平均で700万円余の収入減ということで農家も大変困っていたところ、10アール当たり28万1,820円、昨年に比べ11万8,055円安と農家としては悔いの残る1年でしたが、また市長を初め関係各位には台風被害に対する迅速な対応をしていただき、農家としては大変助かっているとのこと。これから

も関係機関ともども協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行いたいと思っております。まず初めに、農林水産業についてであります。2014/2015年産期のサトウキビ年内操業の実績についてであります。当局はどのように分析されているか、お伺いいたします。

春植え、また株出し実績はどのようになっているか。もしできれば、夏植えのほうも実績が上がっているのであれば、実績のほうを報告をお願いいたします。

次に、県全体で宮古島市が減産と通告されていますが、作付面積が減った理由はどのような要因が挙げられるか、お伺いをいたします。

次に、宮古島市は今年度の株出しを10アール当たり6,500キロ見積もりをされております。増産に向けての立派な計画だとは思っておりますが、ほかの春植え、夏植えに向けての増産に向けての具体的な取り組みはどのように行われているのか、ここら辺もお伺いいたします。

次に、ひらら市場の利用状況についてであります。市場建設されるまでの間、ひらら市場、棧橋のほうですね。その現在の利用頻度はどのようになっているのか、お伺いいたします。

さらに、この地がどのような今後計画でなされているのか、そこら辺もお伺いいたしたいと思っております。

次に、ポットファームについてであります。このポットファームは近代農業のまず宮古島市での本当の立派な施設だと私も思っております。先日ちょっとのぞいてみたところ、ちょうどトマトの受粉作業を見ることができました。しかしながら、なかなか中には入れてくれません。すばらしい徹底した管理のもと事業が行われているなど見てきました。先日の新聞に初出荷ということで、ああ、順調に軌道に乗りつつあるなど感じました。

そこで、現在の状況、新聞等では出荷が始まったということですが、現在1日大体どれぐらい収穫がなされているのか、そして単価はどれぐらいなのか、そして販売先はどのような方向先になされているのか、そこをお伺いします。年間大体どれぐらいの収量を目指しているのか、そこら辺もあわせてお聞きしたいと思っております。

次に、沖縄県畜産共進会についてであります。県内で生産される肉畜の比較品評を行う中から種畜の改良方向及び畜産農家に具体的な飼養管理並びに改良増殖の目標を与え、もって畜産農家の経営安定と本県の畜産振興の発展に資することを目的とした沖縄県畜産共進会が10月25日に宮古島市で36年ぶりに開催されます。これについて、今現在畜産課としては沖縄県畜産共進会に向けてどのような形で取り組んでいるのかお聞きしたいなど、お聞かせ願いたいと思います。

次に、農商工連携についてお伺いいたします。去った3月定例会のほうでも少しばかりお聞きしましたが、そのときの答弁では、宮古島市は水産業で宮古島漁業協同組合と生産グループと加工業者の連携でモズクの加工を行っていますということで答弁がされています。

そこで、その機械は半生モズクを主に行うことになっていると答弁なされています。現在、機械の故障により動いていないという答弁がありました。通告書の中には、水産振興の観点から、宮古島市として農商工連携の事業を推進する計画はないのか。

それと、現在機械故障で今年度の実績がないと答弁されているが、お話によるとまだ動いたこともない

機械がなぜ実績があるんだというような生産グループの方々からありまして、去った3月定例会の答弁では、実績としては生モズクが7トン、シオグラモズクが10トンの実績というふうな答弁がされています。これが事実かどうか、まず確認したいなと思っております。

次に、漁港管理事務費委託料49万7,000円の詳しい説明を。経済工務委員会の中でも少しばかりは説明ありましたが、また市民の前でも説明をできればよろしく願いいたします。

次に、道路行政についてであります。松原1号線についてであります、現在の進捗状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

次に、道路幅員が狭くなっている部分があるんですが、その部分についてはどのようなお考えであるのか、お聞きしたいなと思っております。ちょうどバイパスからこの松原1号線、久松小学校向けの東側のほうが100メートル近くかな、若干狭くなっている部分があります。そこを今回の改修事業によって整備されていくのか否か、そこら辺を詳しくお伺いしたいなと思っております。

3番目に、新豊線の整備についてであります、これは1年前、昨年3月定例会で整備をしますというふうな答弁がありましたけど、なかなかしてくれないものですので、再度今回取り上げました。確かにこの道路は、市道新豊線ということで、今度スポーツ観光交流拠点施設、また今回計画に上がっているサンエー等の南側の道路であります。この線は市道でありながら周りは農道。しかし、農道は立派なアスファルトが舗装されています。以前のお願いという形で質問したときには、今後この道も何らかの計画で改修なりなんなりしていきたい旨の答弁がありました、今現状ね、本当に農道はきれいな形なんだけど、市道はとんでもないでこぼこな道路になっていますので、ぜひともその辺も再度ご答弁いただければうれしいなと思っております。

次に、路線バス（久松線）についてであります、新聞等で挙げられていたとおり、2015年末に姿を消すということで新聞紙上であります。栗国恒広議員をまた中心に、この復活をしてほしいということでバス会社にも要請に行っております。また、廃止の理由として幾つか挙げられているんですけど、その理由で交通弱者、我々久松学区のお年寄りが交通弱者になってしまうと。確かに伊良部島の共和バスが伊良部大橋開通と同時に大きな路線は走っているんですけど、部落内は入らずにそのまま市内に向かっていきます。このバスを何とか市としてもね、共和バスにお願いしながら、久松地区のほうにも足を伸ばしていただくようお願いできればいいなと思っておりますので、ぜひ市の対応を何とかお願いいたします。答弁もよろしく願いいたします。

次に、伊良部一市内の間のバス停、これも去った3月定例会ですか、質問をさせていただきました。本当にこの松田整形外科医院からバイパスのファミリーマートの間に3カ所もバス停があるということ、本当に間隔が短いのではないかと、そのときも同じような質問でした。答弁としては、短い区間の間に3つのバス停が必要かどうかこれも含めてバス会社と協議しながら、また道路の実態を調査してみたいというふうな答弁でありました。それについてバス会社との協議も行われたのか、それとまた実態も調査されたのか、そこら辺をお伺いしたいなと思っております。

次に、市制施行10周年記念事業についてであります、もう通告のとおり、カギマナフラ参加人数、現在の参加人数はどれぐらい集まっているのか、そして本当に2,000名、ギネスに挑戦する人数確保は本当に可能なのか、そこら辺をお聞かせください。



次に、教育行政であります。市長を初め、教育長、教育委員の皆さん、本当にありがとうございます。久松幼稚園も新学期から供用開始ということで、子供たちも楽しく毎日学校に行っているよという話をお聞きしております。本当にありがとうございました。

そこで、久松幼稚園園庭整備計画はどのようになっているのか。今、校舎はきれいな校舎でき上がっているんですけど、その園庭の整備はまだされていません。その計画はどのようになっているのか、そこら辺をお聞きしたいなと思っております。ぜひよろしく願いいたします。

次に、スポーツ少年団設立についてというふうなものを質問をしていますが、このスポーツ少年団設立に教育委員会が中心になり、設立することはできないのかというふうなお伺いを立てております。これは県全体お聞きしたところ、宮古島市がなかなかメジャーなスポーツ、実際あることはあるんですよね。ハンドボールとか、卓球とかはスポーツ少年団はあります。しかしながら、メジャーであるバレーボール、バスケットボール、野球、そういった一番活動しているスポーツ等が、なかなかスポーツ少年団が設立されていません。そこをお伺いしたところ、どこでどのようにするのかわからないということで、ぜひとも教育委員会を中心にしてこのスポーツ少年団の説明会なり、また年何回か指導者講習等々もあると伺っています。今、本当に教育委員会が立ち上げ率先してやることによって、バレーボール、バスケットボール、少年野球、少年サッカー、その父母会は本当に動くと思います。ぜひともこの辺について教育委員会のお力をおかりできないものか、そこら辺をお伺いいたします。

そこで、設立することによって、メリット、デメリットはあるのか、そこら辺をお伺いしたいなと思っております。

以上、答弁を聞いて再質問を行いたいなと思っております。よろしく願いいたします。

#### ◎市長（下地敏彦君）

沖縄県畜産共進会の開催の取り組みについてであります。

沖縄県畜産共進会の宮古島開催に向けて、昨年11月に開催の実行委員会を立ち上げいたしました。現在、この実行委員会を中心にいろいろな準備の作業を進めているところであります。7月には、審査会場の整備を終了いたしました。現在は、会場のレイアウト、展示の仕方などについて、沖縄県畜産共進会協議会と調整を行っているところです。また、出品牛の選抜に当たりますは、選抜委員会で今最終の決定に向け、巡回審査を行っております。9月末には出品牛を決定する予定であります。作業は、順調に進んでおります。

#### ◎農林水産部長（砂川一弘君）

農林水産業について、2014/2015年産期のサトウキビの実績ですが、まず春植え株出しの実績はということです。春植えが、収穫面積で321ヘクタール、生産量で1万7,235トン、株出しで収穫面積が1,691ヘクタール、生産量で9万1,810トン。それから、夏植えですが、収穫面積で2,503ヘクタール、生産量で19万2,222トンとなっております。

次に、減産となった要因は何かということですが、宮古島市の減産については、春植え株出し面積は増加しているが、単収のある夏植え面積が200ヘクタール少なくなっております。春植え株出しの単収が伸びず全体の生産量が少なくなっていること、さらに前期より収穫面積も36ヘクタール少なくなっていることが減産の原因と思われまます。

次に、増産に向けて具体的な取り組みということですが、増産に向けては昨年から実施している年内操業を継続し、次期春植え及び早期株出し管理を実施するとともに土づくりや肥培管理を徹底し、単収アップに向けた取り組みを行ってまいります。株出し栽培については、かんがい施設の整備された圃場条件の整った圃場を選定し、管理作業を行うよう指導してまいりたいと思います。

次に、ひらら市場の利用状況について、現在の利用頻度、それから今後の計画について、一括してお答えいたします。平良港入り口にあるひらら市場の利用については、毎週日曜日に農産物の即売、朝市を行っております。今後の計画については、現在利用している方々の意見や要望を確認しながら利用の方法等を考えていきたいと思っております。

次に、ポットファームについてですが、収穫状況、販売先、販売単価についてお答えいたします。ポットファームの実証栽培は、6月10日、11日に2品種のトマトの苗、2,856本を植えつけし、実証栽培をスタートいたしました。今月9月1日から収穫が始まり、現在JAあたらす市場と島の駅みやこで販売をいたしております。販売単価は直売所や市内の各スーパーでの販売価格を調査し、平均単価を算出して、500グラム入りで360円、250グラム入りで180円で販売をいたしております。今後宮古島市物産販売奨励協定を締結しているイオン琉球株式会社とも連携しながら販売の促進を図ってまいります。

1日どのくらいかということですが、1日大体60キロぐらいを収穫しております。ただ、全部出荷ということではなくて、中には形が悪いものもありますので、選別して出荷をいたしております。

それから、年間は幾らかということですが、一応今植えてあるものは来年4月までを予定しております。初年度としては、約17トンの収穫を見込んでおります。将来目標としては、25トンまで伸ばせればと思っております。

次に、農商工連携について、水産振興の観点から農商工連携事業を推進する計画はないか、それから機械故障で今年度は実績がないと答弁されているが、ほかにも原因があると思われるがということについて、一括してお答えいたします。議員ご指摘の農商工連携事業ですが、これは農商工等連携促進法に基づき農林漁業者及び中小企業者が協働して連携事業計画を策定し、国の認定を受けた者については国の支援を受けられるというものであります。これまで市がかかわった連携事業はありませんが、水産関係では平成20年9月に国の認定を受けた宮古島モズクを用いた半生タイプの商品開発と販売という事業が1件あり、同事業関係者がある宮古島漁業協同組合久松モズク生産組合のほか、県外企業などが共同して平成20年11月に宮古島LLP、宮古島有限責任事業組合を設立し、半生モズクのほかグリーンモズクを主とした加工品の製造、販売を目的として事業を開始しております。この事業に市はかかわっておりませんので、その事業状況は細かく把握しておりませんが、このたび事業の状況について改めて確認したところ、今期3月から5月の期間では原料ベースで1,574キロの加工をし、出荷しているとのことであり、半生モズクについては、宮古島LLPの販売担当事業者からの注文がないため、製造はしていない状況にあるというふうに聞いております。

次に、漁港管理事務所事務費委託料49万7,000円の詳細についてお答えいたします。本定例会で9月補正で計上している漁港管理事務所事務費委託料ですが、当事務費は久松漁港区域内にあります赤浜区域に関する事務委託であります。当赤浜は海岸保全区域にも指定されておまして、船だまりへの砂の流入の影響で船の出入り口が浅く、支障を来しております。砂の流入対策として、砂防堤の改修を計画しております。

今回の補正で委託の積算内容としましては、砂防堤及び防波堤の設計の委託費となっております。

#### ◎建設部長（下地康教君）

松原1号線について2点ほど、それと新豊線の整備について1点ございました。

まず、松原1号線でございますが、進捗状況のご質問がございました。松原1号線は、平成27年度から事業が採択されております。平成31年までの事業となっており、今年度から測量設計業務がスタートしています。全体事業費が2億5,000万円で、事業費ベースで進捗状況は6%となっております。

2点目に、道路の幅が狭くなっている箇所があるということで、それはどのようになるのかと、整備されるのかというご質問がございました。ご指摘の場所は、国道390号線バイパスの交差点から久松小学校向けの約100メートルの部分でございます。当該箇所の整備内容につきましては、今後周辺住民の皆様方の意見を伺いながら、また沖縄県などの関係機関との協議を踏まえながら、今年度実施しています松原1号線道路改良工事の測量設計業務に反映をして決定をしていきたいというふうに考えております。

次に、新豊線の整備でございます。これは、以前からご質問いただいております。今まで応急処置としての検討をしていくという形で回答をしております。この新豊線につきましては、昭和50年代に市が市道として認定をしております。旧平良市時代にですね、平成14年ごろ下地線から空港に突き当たる箇所については当時村づくり課で整備をされた経緯がございます。そこで、道路建設課としましては、平成25年9月定例会以降に道路整備事業として整備を検討してまいりますというふうなお考えしておりますけれども、現状の道路利用形態を見ますと農道としての利用頻度が高いと思料されています。そこで、道路所管の新規事業として採択するには厳しい状況となっております。したがって、利用形態を十分検討しながら整備の可能性を図っていきたいというふうに考えております。

#### ◎観光商工局長（下地信男君）

路線バス関連関係とフラダンスイベントに関するご質問をいただきました。

まず、路線バスについてであります。久松線廃止に伴う市の対策ということですが、久松線を運行するバス会社によれば、本路線は廃止することになった主な理由を利用者の減少としております。平成19年1日当たり14.4人の利用者があったということですが、平成26年度においては1日当たり4.4人とかなり減少している状況にあります。現在、久松自治会から要請を受けた伊良部地区のバス会社において、路線延長について検討されていると聞いております。検討しておりますけれども、やはり大きな課題があるという話をしておりますので、市としてはバス会社にまずは意見交換をしてみたいと思います。バス会社が課題として捉えているのは、やはり遠回りになることによって通学する高校生に影響が出る。そもそも利用者がいなくて廃止になったと、今後利用者がこの路線で見込めるかということも課題として捉えているようであります。まずはその辺の話を聞いてみたいと思います。

次に、松田整形外科前から久松ファミリーマート前までの区間のバス停車帯がなくて渋滞を引き起こしているという問題ですが、バス会社に確認しましたら上り下りの両側合わせて3カ所にバス停を設置していると。伊良部大橋開通に合わせて一応利用者が多く見込めるということでバス会社で設置されておりますけれども、県への設置申請に当たってはいずれも停止帯なしのバス停標示板のみの申請であったということ聞いております。市としても、私ども現場を朝のラッシュ時といいますか、渋滞時を状況確認しました。3月から伊良部大橋からトゥリバーへの道路も開通しております、一時期より交通渋滞も緩和

されていると感じております。停止帯、県の許可が必要ですが、県も要望があれば何とか対処したいという話をしておりますので、この辺も県との協議も再度詰めてみたいと思います。

それから、フラダンスイベント、現在の参加人数ですが、フラダンスの部、トゥリバー・フラが326名、フラ・コンペティションが182名、508名の申し込み、参加を予定しております。フラダンスギネス世界記録挑戦、2,000名を目標としておりますが、9月11日現在で正式名簿が上がっている数1,064名です。また、婦人会等々の団体あるいは高校、中学校側の名簿提出が今のところございません。目標2,000名大丈夫かというご質問ですが、実態として正直申し上げて苦戦しているという状況になります。ぜひ市民の皆さん方には参加、賛同して、このギネスぜひ達成していきたいと思っております。協力をお願いします。

#### ◎教育部長（仲宗根 均君）

久松幼稚園の園庭整備につきましては、現在学校側へ遊具の配置や園庭整備の内容についてPTAと協議するようお願いしているところでございます。学校の方針の決定を受け、平成28年度で委託設計と工事を行う計画となっております。

#### ◎生涯学習部長（奥原一秀君）

スポーツ少年団の設立についてお答えいたします。

沖縄県スポーツ少年団体及び日本スポーツ少年団登録事務手続については、スポーツ少年団加入を希望する登録団体が原則として4月1日から6月末日までに所属する市町村へ登録団体として申請し、市民スポーツ課ではそれを取りまとめ、7月末日までに公益財団法人沖縄県体育協会、沖縄県スポーツ少年団登録手続を行っている現状にあります。スポーツ少年団の加入につきましては各団体の判断でありますので、教育委員会としましてはこれまでどおり登録事務及び各大会等へのスポーツ少年団に関する業務を行ってまいりたいと考えております。なお、各団体への周知等につきましては、これまでどおり新聞や広報紙などを通じて広報、周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、スポーツ少年団に対するメリット、デメリットの件ですが、メリットに関しましては公益財団法人日本体育協会スポーツ少年団の開催する行事参加に参加資格を得るということであり、その未登録の場合はこの大会に参加資格がないというような状況がありますので、積極的な登録をするように呼びかけをしていきたいと考えております。

#### ◎仲間則人君

答弁ありがとうございました。順を追ってかいつまんで再質問していきたいなど、要望等していきたいなどと思っております。

農林水産業増産に向けての取り組みということで、肥培管理、また地力の増進、栽培管理等徹底していきたいという農林水産部長のお話でありましたが、実は減産になっている。増産に向けてもっともっと種苗の、せっかく市は予算をかけて東村から原苗種をね、導入しているわけですから、ぜひともね、種苗の選定、そこら辺もぜひとも検討して、今あるサトウキビはもう大分退化しているんじゃないかなど。なかなか原原苗種ですか、あれがなかなか普及していないんじゃないかなど思われます。ぜひともね、農家と一緒に、関係機関と一緒に増産に向けて種苗の選定も、また波及に向けても努力してもらえればなどと思っております。今年度は品種は何品種ぐらいを東村のほうから取り入れるのか、そこら辺もまたひとつよろしくお願いたします。

農商工連携についてであります。今農林水産部長の答弁では、市はタッチはしていないと、事業に関しては。お話しですが、水産振興の面からもこれは農林漁業者と商業者等が通常の取引関係を超えて協力し、お互いの強みを生かして売れる新商品、新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うというふうな農商工連携の事業の目的でありますので、宮古島市には多分農商工連携、宮古島市漁業協同組合久松モズク生産組合、そこでつくるべきものが半生モズク、いろんな等々両者話し合っこの企画をしたと思います。しかしながら、半生モズクが何も生産されていないということは、これは業者間、中小企業と生産グループとの間に何かがあったのではないかなと思われま。ぜひともね、水産振興を図るためにも、もう少し市が仲介役になってですね、この農商工連携という事業も見出していければ、進んでいければね、いいかなと思っています。6次産業化は、もう稼働に乗りつつあります。しかし、農商工連携が今年平成20年度に法律施行されて、平成22年に宮古島市は導入したと答弁されていますので、ぜひともそこら辺ももう少し関与してですね、水産業の生産農家ともぜひとも農商工連携も宮古島市の特産品をつくる形としてね、やっしていければいいんじゃないかなと思っていますので、それらについても答弁をいただきたいなと思っています。

それと、ギネス、カギマナフラ参加1,064人、大変厳しいというお話でありました。ぜひともね、市長の一番本当に力を入れている事業でありますので、もっともっと力を入れてぜひ成功させましょう。

それと、スポーツ少年団の設立についてであります。マスコミと新聞等を活用してやっているという答弁でしたが、果たしてどこまで浸透しているのかなと。いや、私が言っているのは、各学校に少年スポーツ、野球、サッカー、バレーボール、バスケットボールやっ、そこでちゃんとやっていると思いますよ、子供たちも、それから指導者も。そこに私が言っているのは、教育委員会がこういったのがありますから、ぜひ参加してくださいと。メリットはこうこうこうありますよというのを私が今訴えているのは、その辺ができないのか。そして、やり方、いろんなもの集めてその団体いついつやりますから、中央公民館なり、どこかなりやりますので、ぜひ参加して投げかけを、マスコミ等じゃなくて直接学校に行っですね、指導者に、現在指導者いますから、に投げかけることはできないのかという趣旨であります。ぜひともそのようにやっただけければ、今この指導者たちは待っている。今宮古島市のスポーツ少年団、だからハンドボールと卓球ですかね、の2つがやっぱりスポーツ少年団は加入されていると思っています。ぜひとも今盛んな野球、サッカー、バスケットボール、バレーボール、その指導者にもぜひともね、こういった今生涯学習部長がおっしゃったとおり、このスポーツ少年団が主催する、登録されているものには参加できる。しかし、登録されていない宮古島市の主なスポーツの子供たちは参加できないんですよ、実際言いますとね。スポーツ少年団の聞くところによりますと、少年スポーツ先島大会というのが少年野球の中にあります。そして、宮古島市はスポーツ少年団に加入していないものだから、石垣市だけで少年スポーツ野球大会をやっている現状であります。ぜひとも教育委員が中心になってね、足を運んでいただいて、1つでも多くの少年、少女の活躍の場を開かせていただければなと思っています。その辺について、また答弁をよろしく願います。

これをもちまして、答弁を聞いて一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

#### ◎農林水産部長（砂川一弘君）

サトウキビの増産に向けて東村からの品種はということですが、まず今宮古島市で栽培されている主な

品種ですが、農林27号が61.5%、それから農林21号が14%で全体の75%を占めております。そのほかの品種としましては、農林15号が3.68%、農林25号が7%というふうになっております。今年度東村から原苗圃を入れますけども、10品種を予定しております。ただ、どれをとということが、まだ詳しいのがわかりませんので、わかり次第また後でこれは報告したいと思います。

それから、農商工連携についてですが、新しい連携事業の予定は、市もかかわったほうがいいんじゃないかということですけども、既存、新規ともに連携事業については今のところ相談は来ておりません。ただ、こういった相談があればですね、市としてもきちんと対応はしていきたいというふうに考えております。

#### ◎教育長（宮國 博君）

再質問の趣旨はよくわかっております。ただ、これまで教育委員会がそういうものへかかわってなかったということではございません。それぞれの連盟あるいは協会等々にこの作業、この人が少年スポーツの育成の役目を担っているわけなんです。ですから、我々としては、体育協会を通してこういう人たちにそういう青少年の健全育成のための活動をぜひお願いしたいと、こういうことに、この流れになっているわけでございます。ですから、私どもとしては特にそれぞれのチームに教育委員会は対応するのではなくして、こういう大きな流れの中での対応になると。それは、それぞれの連盟なり、あるいは協会なりのですね、例えばバスケットボール協会なり、あるいはハンドボール協会なり、あるいは野球連盟なりのそれぞれの組織の活性化につなげるような形での取り組みにならなきゃならないと思っております。ただ、このスポーツ少年団に対する事務手続とか、そういうふうな積極的に私どものほうで協力してですね、このスポーツ少年団の数がふえるようないろんな取り組みはやっていきたいと思っております。もちろん我々のほうが先に走っちゃうとですね、いろんな声を、組織が活動とまってしまうという場面あるわけなんです。ですから、それぞれの組織を活発化させる流れの中で青少年の育成を図っていくと、こういうふうな考えでございます。

#### ◎議長（眞榮城徳彦君）

これで仲間則人君の質問は終了いたしました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時半から再開いたします。

休憩します。

(休憩＝午前11時57分)

再開します。

(再開＝午後1時30分)

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

#### ◎山里雅彦君

21世紀新風会の山里雅彦でございます。私もですね、質問の前にちょっと私見を述べさせていただきます。

宮古一那覇間の航空路線についてであります。ことしはですね、特にチケットがとれなくて乗れなくて困っているという市民の皆様の声が数多く聞こえてきます。景気発展のためには観光路線としての面で

も忙しいことはいいんですが、まずは我々の生活路線、市民の皆様の生活路線ということで、しっかりですね、我々は宮古一那覇間を安価な運賃でスムーズに利用できる環境整備をすることが住民サービスの面では本市の重要な課題だと思っております。我々会派21世紀新風会もこれまでそういった意味では要請活動も行ってまいりました。市民の負担軽減のため、格安航空、LCCですか、も含めた、参入も含めたANAやJTAにもですね、我々議会としても行政としても取り組んでいかなきゃならないんじゃないかというふうに思っておりますので、頑張っていきたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。まず、マイナンバー制度についてであります。いよいよですね、来月10月1日から日本全体の住民票を有する全住民といいますかね、一人一人に12桁の番号が通知されます。本市においてもこの個人番号カード等がですね、発行も順次始まるということで、実際にこのマイナンバー制度はどのような場合にどういった場面で必要とされるのか、このマイナンバー制度に関するですね、実際実施状況の流れを含めた事業内容についてですね、市民にもわかりやすく説明していただきたいと思っております。

2点目に、この制度はですね、民間の事業者もですね、税や社会保障の手続等で従業員のマイナンバーを記載する項目、必要があるということで、この制度によるですね、個人番号を取り扱うということになっております。企業経営者やそこで働く従業員の皆様もこのマイナンバー制度についてはですね、かなり不安があるというふうな話を聞いております。この民間事業者のですね、マイナンバー制度、利用制度についてですね、わかりやすく説明していただきたいと思っております。

3点目に、マイナンバー制度の情報管理、セキュリティー等についてもですね、説明していただきたいと思っております。

次に、本市における児童虐待についてであります。去った7月26日に本市においてあってはならない児童虐待事件が発生しました。継父による3歳児女児のですね、虐待暴行死事件でありました。6月半ばごろに沖縄市から本市、宮古島市に引っ越してきたやさきの事案だったということであります。沖縄市のほうでも4月の時点で通報があり、管轄であるコザ児童相談所、警察署等々ですね、その各行政機関も加わっていたようでしたけど、この問題に関しては、今回の事件は防ぐことはできませんでした。市民の声がありまして、なぜ今回の事件は起きたのか、なぜ今回の事件は本市で宮古島市での案件でもあるにもかかわらず対応ができなかったのか、かわいそうでたまらないという、悲しい事件であるという市民の声が数多く寄せられました。もう二度とですね、このような事件は起きてほしくない、起こさないほしいという声がありましたので、今回の件についてですね、お伺いしたいと思います。この暴行死事件は、綿密に沖縄市や児童相談所、コザのですね、児童相談所、そして宮古島市と管轄である、本市は那覇の中央児童相談所らしいですね、各関係機関が連携をとっていけば防止できる事件ではなかったかと思いますが、当局としてこの点どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

2点目に、今後ですね、このようなあってはならない児童虐待事件等がなくなるように、どのように再発防止対策は考えているのかお伺いしたいと思います。

これは通告しておりませんがですね、再質問でもいいんですが、今回のこの児童虐待事件、暴行死事件についてですね、市長、教育長、そして福祉部、教育委員会等とですね、協議、防止対策等のですね、意見交換は行われたかについてもですね、お伺いしたいと思います。

3点目に、本市における児童虐待相談件数、過去3カ年ぐらいでいいですかね、市民からの相談内容とともにですね、どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

次に、水難事故防止対策について。去った8月10日、伊良部島の渡口の浜で観光客によるシュノーケリング中の家族3人が海に流され、死亡するという水難事故が残念ながら発生しております。伊良部大橋も開通し、観光資源として期待されている伊良部島、下地島などですね、観光振興の面でもイメージダウンにはなっているんじゃないかというふうに思っておりますが、この水難事故再発防止対策についてですね、当局はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

2点目に、海水浴シーズン中、そういった水難事故を防止する対策として、パイナガマビーチ等海水浴場や事故のあった渡口の浜や、昨年ですか、ありました砂山ビーチ等、そういった観光地にですね、監視員、ライフセーバーですか、そういった配置など必要だと思いますが、対策としてですね、いかがでしょうか、お伺いします。

次に、不法投棄ごみ問題であります、今定例会においてもたくさんの議員が取り上げております。午前中も下地智議員も取り上げておりましたが、重なる部分もありますが、しっかり答弁していただきたいと思っております。今定例会において行われた総務財政委員会、髙原弘委員長のもとですね、不法投棄ごみ処理事業が含まれる平成26年度一般会計歳入歳出決算書が審議されましたが、本市の単独事業で実施した問題のこのごみ撤去事業について、発注や入札、事業の執行、会計支出に至るまで不正、公文書偽造など不明瞭な問題点が数多く見られるということで、総務財政委員会で全会一致で不認定となりました。委員会質疑の中でもいろいろ問題点が明らかになり、不正や疑義が見られることから、当然の結果だと思っております。そこで、今回の不法投棄ごみ事業についてですね、何点かお伺いしたいと思います。

1点目に、事業発注に関し、当局は危険だから撤去は無理と言っております。そう言うなら業者は見積もり段階から知ることができる。危ないからごみが取れない、撤去作業ができないというならこの2,251万円の同事業は成り立たないという、亀濱玲子議員ですかね、取り上げておりました。私も全くそのとおりで思っております。本来ならばこの事業を発注する前に不法投棄ごみの数量を把握し、危険であるというなら事前に業者が安全に撤去作業が行えるような安全対策を明示し、積算根拠となる数量等ですね、しっかりと表示することが事業執行に関し必要だと思いますが、当局の考えをお伺いしたいと思います。

2点目に、今回の不法投棄ごみ処理事業は会計支出の際にも実績報告や何の根拠もない検査調書、引き渡し書等によりこの支出がされております。今回の事業は、不法投棄ごみの撤去確認もされず、なぜこの2,251万円が5回にわたりですね、業者に支払われたのか詳しく説明していただきたいと思っております。

3点目に、当局が発表しております114トンの大量に残存する不法投棄ごみの再処理処分計画ですか、についてですね、どのように考えているのかについてもお伺いしたいと思います。

4点目に、今回のごみ事業に関しては、請負業者による水増し計量、撤去したごみ処理実績の虚偽報告、職員による公文書の改ざん、不明瞭な見積もり、事業予算額、入札や会計支出問題など、数多くの面で問われております。この件に関しては、市長はみずから今回の不法投棄ごみ処理撤去事業の全ての情報を開示し、市民や議会に説明責任をする必要があると思っておりますが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

次に、漁業行政について。本市の管理漁港である真謝漁港の舗装整備についてであります。ことしですね、2度の台風ですね、2度にわたり影響を受けてですね、荷さばき所のコーラルといいますか、コー



ラルが波によってもぎ取られてですね、道路に散乱し、通行どめになりました。地元漁師の皆さんも直後ボランティア等でその都度対応はしておりますが、限界がありですね、なかなか車が通行することができません。そういった点ですね、毎年のように水産課によりですね、重機等を使って復旧作業が行われる状況であります。毎年のように台風の影響でコーラルが散乱し、通行どめが続いている真謝港のですね、地元は真謝港と言うんですよね、真謝港の荷さばき所の舗装整備についてお伺いしたいと思います。

次に、道路行政について。新ごみ処理施設建設に伴う道路整備計画についてであります。1点目は割愛したいと思います。今度聞きたいと思います。

2点目に、今定例会においてですね、辺地にかかわる公共施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更、いわゆる総合整備計画の変更についてであります。今定例会において提案されておりますが、新ごみ処理施設建設に伴うですね、整備計画、地域住民の皆様からの要請、要望だと聞いておりますが、今定例会で提案されています辺地対策事業、添道1—2号線というらしいですね、生活環境部長から教えていただきましたが、この農免農道整備についてですね、どういった事業を行うのか、各区等のですね、この事業内容、どのようにするのか説明していただきたいと思います。

以上、答弁を聞いて再質問を行います。

#### ◎副市長（長濱政治君）

一家は6月に沖縄市から宮古島市に転居しておりますが、住民登録は行っておりませんでした。県の情報によりますと、一家は中度から重度の児童虐待と認識し、4月からコザ児童相談所の事案として対応しておりました。宮古島に転居しても児童福祉司と母親の関係性を重視し、対応を別機関、中央児童相談所ですけれども、に移さず同児童相談所での継続支援をしておりました。議員のおっしゃるとおり、管轄する中央児童相談所や児童家庭支援センターにケース移管していれば、密接に連携しながら支援できたのではないかと考えております。

次に、このような児童虐待事件がなくなるようどのような再発防止対策を考えているのかです。直接宮古島市の管轄ということではなかったんですが、本市ではこういった児童虐待の対応については職員及び児童相談員の2名で対応しており、虐待に関する相談、通告があった時点で安全確認などの調査を行い、調査後、県児童相談所、宮古保健所、宮古警察署等関係機関と連携、協力し、子供と保護者にとって実態に即した効果的な対策をとっているところです。今後、社会情勢、家庭環境の変化とともに処理困難なケースや児童虐待ケースの相談件数が増加していく中で、相談に迅速、的確に対応するため、県に対して県中央児童相談所宮古分室の設置を要望しているところでございます。

次に、相談件数及び内容についてお答えします。本市における児童虐待に関する相談延べ件数は、平成24年度31件、平成25年度160件、平成26年度473件となっており、相談内容としましては、身体的虐待、心理的虐待、それからネグレクト、育児放棄ですね、などとなっております。

それから、教育委員会と福祉部が話し合いがなかったかということでございますけれども、この件については話し合いはなかったということです。

それから、不法投棄ごみの問題、今後のごみ処理についてです。平成26年度不法投棄ごみ撤去委託業務の契約約款及び宮古島市契約規則に基づき、残存ごみは処理させたい、させます。

続きまして、不法投棄ごみ問題について、市長みずから公文書の取り扱い問題など、全てのごみ撤去事

業の情報を開示しについてです。市長は、8月24日に今回の問題について記者会見を行い、経緯を説明するとともに、今9月定例会でも経緯等を説明しているところです。なお、入札の調査や業者の措置、職員の処分、残存ごみの回収等についても丁寧に公表していきたいと思えます。

◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

マイナンバー制度についてお答えいたします。

制度はどのような場合に必要とされるか、事業内容について。マイナンバー制度は、社会保障や税の給付と負担の公平感、そしてきめ細かなサービスの提供や業務の効率化に向けて、住民票を有する全てのいわゆる国民、市民に12桁の個人番号を割り当てる制度でございます。マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の中でも法律や自治体の条例で定められた行政手続に限って使用することになっています。今後10月以降、住民票を有する全ての方にマイナンバーが通知をされます。そして、来年の1月からは個人番号カードの交付が始まり、税の申告、それから社会保障の手続などで利用が開始されます。市におきましては、児童通所給付費、それから障害児相談支援給付費、高額障害児通所給付費の支給申請、それから生活保護の申請受け付け、審査、支給、児童手当の現況届など26の事務において利用を進める予定でございます。

次に、民間の事業者の利用についてでございます。来年1月以降、民間の事業主においても契約社員、パート社員、アルバイト社員を含む全ての従業員や従業員の被扶養者のマイナンバーを利用しまして社会保障や税の手続を行うことになっております。具体的な手続としましては、報酬などに係る支払い調書、源泉徴収票、健康保険被保険者資格の取得届、厚生年金保険被保険者資格取得届などにマイナンバーを記載し、関係する行政機関へ提出することになっています。事業者向けの周知につきましては、宮古法人会、商工会議所、それから税理士事務所などが事業所向けの説明会を開催しているところでございます。沖縄県も商工会議所、それから伊良部商工会議所の協力のもと、今月30日に県の宮古合同庁舎で説明会を開催を予定をしているところです。市もホームページに事業所向けのマイナンバーに関する情報を提供しておりますので、ぜひ活用をしていただきたいと思います。

次に、セキュリティ対策についてです。初日の高吉幸光議員にもお答えをいたしました。いろいろな懸念があると。それに対するセキュリティ対策はどうなっているのかと。まず、1つ目としまして、マイナンバー法で規定されるものを除き、特定個人情報の収集、保管、データベースの作成、提供を禁止しています。2つ目に、事前評価といたしまして特定個人情報保護評価の実施を義務づけています。3つ目に、個人番号を取り扱う行政機関を監視、監督する第三者機関である特定個人情報保護委員会が設置されます。4つ目として、国民が自宅のパソコンから情報提供などの記録を確認できる仕組み、マイナポータルを提供する。そして、5つ目に個人情報保護法よりも罰則を強化しているなどがセキュリティ対策として挙げられています。マイナンバー制度では特定個人情報保護評価を実施することになっています。この保護評価といいますのは、問題が生じた後に対応を行う事後対応ではなく、問題が生じる前に対応を行う事前対応を講じること、そして地方公共団体などが国民、住民のプライバシー保護に対してどのように取り組んでいるかなどを公に示し、これを通じて住民、市民から信頼を得るということにございます。市におきましても、ホームページにおきまして特定個人情報保護評価書を公表しておりますので、ぜひまたごらんになっていただきたいと思います。

◎生活環境部長（平良哲則君）

1点目に、水難事故防止対策についてであります。

去った8月10日、伊良部渡口の浜で水難事故が発生しているが、その再発防止ということでございます。今回の事故の対策としましては、事故発生後、8月13日に宮古島市水難事故防止推進協議会の緊急理事会を招集しました。その中で、この今回の事故が昨年と同様に台風通過後の余波がある中での遊泳中の事故であるということなどから、台風接近時はもちろん、通過後も注意喚起パトロールをすると、そういった申し合わせをしまして、宮古島市水難事故防止推進協議会の組織で役割分担しましてパトロール活動を強化したということであります。具体的には、宮古島警察署、海上保安署、宮古島市消防、宮古島市の各支所を中心にして、台風接近の3日前から、それから通過後の3日後まで注意喚起を促すテープを作成しまして、広報車を活用したパトロールや看板の設置、増設または観光協会などの協力を得て観光関係部署、例えばホテルとかレンタカー業者などへ啓発のパンフレットの配布なども行ったということでもあります。

同じく水難事故防止対策の中でライフセーバー、監視員の配置の必要性であります。現在宮古島市の海水浴場は東急リゾートホテル南側の前浜ビーチの一部、それからトゥリバー地区のサンセットビーチの2カ所が指定されており、この2カ所には監視員を配置しております。その他の海浜につきましては、先ほど言いましたように市の水難事故防止協議会が必要に応じて海浜のパトロールしているという状況であります。この監視員の配置ということになりますと、海浜の管理は県が管理権を有していることから、その取り扱いにつきましては、この実情を踏まえまして県と話し合うということが先であるというふうに感じております。

次に、不法投棄ごみ問題につきまして、この事業をするならば、本来ならば事業を発注する前に不法投棄ごみの量を把握し、危険であるというならば事前に業者が安全に撤去作業を行えるように安全対策を明示し、積算根拠となる数量等を表示することが事業執行に関し必要だと思うがということではあります。この事業については、これまでも答弁したとおり、当該箇所が除去困難場所である崖下にあつて、危険であるから回収作業のための調査ができませんでしたので、業者に見積もりを依頼し、その提示額を根拠に予算を計上したという流れであります。

◎農林水産部長（砂川一弘君）

漁業行政について、市の管理漁港である真謝漁港の荷さばき所の舗装整備について、議員からもご指摘ありましたけども、真謝漁港の荷さばき所は台風等の高潮の影響を受け、一部が海水により流されております。漁民の皆さんを初め利用する皆さんには大変支障を来しているところでありますが、面積が約400平米ほどあります。整備につきましては、本年度アスファルトの舗装で整備を行ってまいります。工事の発注を10月に予定をしております。

◎会計管理者（宮国高宣君）

不法投棄ごみの撤去の確認もされず、2,251万円が5回にわたり業者に支払われているが、これでよいのかという質問でありました。会計課では、支出の確認の方法は原則として書類に基づく形式審査をもって足りるものと解されておりますので、検査は支出負担行為の内容を示す関係書類として、契約書、請求書、検査調書等の書面検査によって確認しております。よって、宮古島市会計規則第62条第1項の規定並びに

本委託契約書契約約款の第9条第1項、第2項の規定に基づき5回に分けて支払いをしました。なお、実施検査は会計課は行っておりません。

◎生活環境部長（平良哲則君）

答弁漏れがありましたので、お答えをいたします。

添道1—2号線の農免農道整備についてであります。この事業は、この添道の1—2号線農免農道幅整備につきましても、新ごみ処理施設の供用開始に伴い、交通量の増、車両の大型化が想定され、アクセス道路からの進入道路として延長約850メートル、幅員を7メートルから9メートルに拡張したい旨、農道を管理しています農地整備課と協議を行い、平成28年度に辺地債を用いて整備する方向で今作業を行っているということでもあります。

◎山里雅彦君

再質問を行います。

まず、マイナンバー制度についてであります。何度か説明を受けましたんですがですね、徐々に慣れていくと思いますが、項目が多いんですね、非常に。この制度に関しては、セキュリティーも含めてですね、初日の高吉幸光議員も質問しておりましたが、市民の皆様にはですね、丁寧にその都度説明していき、そのことがなれてくるようになるんじゃないかというふうに思っております。行政手続の簡素化、効率化、年金、福祉の申請時等にですね、そういった意味では市民の負担が軽減される、国民の負担が軽減されるということではありますが、ぜひこの説明をですね、市民には丁寧にやっていただきたいと思っております。

次の児童虐待についてであります。副市長も答弁ありましたが、コザ児童相談所の管轄ということ、なかなか手が、体制が整わなかったということではありますが、ここにですね、ちょっとありますが、紹介したいと思います。識者談話ということですね、元コザ児童相談所所長ということでもあります。新聞の報道であります。「宮古島は県中央児童相談所の管轄になっている。なぜ家族が宮古島に転居した段階で中央児童相談所にケースを移管しなかったのが問題だ。中央児童相談所には宮古島の担当者がある。また、宮古島にはその児相の下の組織に当たる児童家庭支援センター等もあります。中央児相とは連携をとり合っているため、中央児相に移管していれば密接に連携しながら支援できたのではないかと。例えばセンターの保健師が育児支援という形で家庭に入ることもできたかもしれない。宮古島の担当ではないコザ児童児相は、宮古島との連携がなく、警察を頼ることにつながったのかもしれない。突然警察が訪ねてきたら誰でも怒るのではないかと。その夫は介入が嫌で引っ越ししたのかもしれない。だとすれば、なおさら警察が来ることで自分のことを告げられ、かっとなるだろう。その矛先は子供に向かう。警察が訪ねるなら子供を保護する必要があった」というふうな談話があります。そういった意味ではですね、本市も教育委員会と行政とですね、昨日の嵩原弘議員にも力強い教育委員会の取り組み、総合教育会議の中での取り組みということですね、質問の答弁でですね、その中で幼小中、保育所等の幼児教育を連携して全力で取り組みますという、多分そういう答弁があったんですね。力強くしている割には組織の改編ということで本年4月1日からですね、教育委員長と教育長が一本化した新しい教育長制度が話しているように始まっております。その中でですね、いろんなことができるという組織の改編なんですね。これは文部科学省のもんですが、総合教育会議は市長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議、調整を行う場であり、両者が教育施策の方向性を共有し、一致して遂行に当たることが期待されます。こ

れは髙原弘議員に教育長が話をされておりました。その中でですね、総合教育会議では予算や条例、提案等に加え、保育や福祉等の、ここが問題ですよ、保育や福祉等の市長の権限にかかわる事項等についても協議し、調整を行うほか、教育委員会のみ権限に属する事項についても協議、自由な意見交換を行うことができる、そういうふうな形であるんですよ。それにもかかわらず、先ほど副市長の答弁では教育委員会とは何らこの件に関して協議も意見交換もなかったということでありまして。この教育制度は、じゃ本市においてはまだスタートしていないんですか。4月1日からこの制度は始まったと思うんですが、ぜひこの辺ももうちょっと説明していただきたいなと思っております。

次の水難事故防止対策についてであります。去った6月定例会においても、平良生活環境部長ね、私は二度と去年の砂山ビーチの2度にわたる死亡事故がないような形でぜひ取り組んでほしいという、去った議会でも質問しました。全く同じ答弁がされておりました。ちょっとここにですね、去年の8月のマスコミの新聞がありますが、そこでもですね、全く同じように宮古島市水難防止協議会の理事会を行いましたということで、内容は砂山ビーチで水難事故が2件発生し、4人が亡くなったことを受けての理事会。その中でですね、会議の冒頭で理事長である平良生活環境部長はですね、2カ月もたたないうちに2度も水難事故が発生する異常事態、市は観光地としての取り組みに力を入れており、早急な対応が必要だということでありまして。その中でですね、潮の流れなどの調査が必要との認識を示したということでありまして、今度の渡口の浜の事故はですね、台風の余波であって、まさに潮の流れの波の事故だと思うんですよ。なぜこういうふうに認識しているにもかかわらず、そういった離岸流ですか、そういった潮の流れの対策、岩盤等も含めて、いろんな監視員も含めてですね、できなかったのか。先ほどの答弁では県がライフセーバー、監視員に関しては管理権を有しているということでありまして、我々の宮古島市の管轄するそういった観光地、ビーチでありますよ。ぜひそういった面はですね、一日も早く取り払うというか、払拭してですね、整理整頓して、その監視員、ほとんどの事故がですね、6、7、8月なんですよ。そういった短期間にもかかわらずなかなかパトロールとか、そういった監視しかしていないんですよ。重立った海水浴場、ビーチ等ではですね、監視員を期間中だけでもぜひ配置していただきたい。無駄に予算を消化しているごみ処理事業の面もありますので、そういった意味では、そういった人命にかかわる、非常に宮古島市の観光振興、そういった面においても必要な水難安全事項だと思いますので、ぜひですね、この短期間でもいいですから、できない理由を県の管轄だということでは話しておりましたが、ぜひそういうことを言わないように、来年はですね、やりますということではちょっと答弁いただきたいなと思っております。よろしくお願ひします。

次の不法投棄ごみ問題についてであります。まずじゃ5回にわたり2,251万円を支払われたということでありまして。会計管理者ですね、今度の同事業にかかわる委託料の支出については、通常と全く違うといひますか、方法で支払われていることだと思うんですよ。月割り支払いの際にはですね、通常請負業者からの実績報告、担当課から会計課に示されて、その中で支払うと思うんですよ。明記してですね。支払いは、実際は実績報告もなしに支払われている。そのことが問題なんですよ。その中身のない書類、ただ支出するということが今起きているから、ここが問題になっているんですよ。そういった事業が、支払いしてくれという部署が来たらですね、ぜひその事業の中身を精査してですね、やっていただきたい。もう一度これ会計管理者にもお願ひしたいなと思っております。

市として市長はですね、この件に関して先月の24日に謝罪しております。市長、読みますか。時間がいいですね。謝罪して済めばいいんですが、謝罪して済む問題じゃないんですね。ぜひ、謝罪したのであればこの事業の全てですね、情報開示をして、みずから市民にもわかりやすく説明していただきたい。会議も設置して、その中での結果次第で云々の話をしておりましたが、そういうことではないと思うんですね。ぜひ市長、いつでも言っている、平良隆議員も言っていますが、行政のプロとしての今がその腕の見せどころだと思っているんですよ。ぜひですね、であるならば、そういった今回の事業に関し、しっかりとした形で明示、わかりやすく説明していただきたい。説明責任を果たしていただきたいと思っています。

もうちょっと話したいんですが、たくさんちょっと再質問のこの不法投棄ごみ問題に関しては準備してきたんですが、1点だけ。当初予定の保良の崖下2カ所からですね、県の指摘を受け、3カ所、聞いているんですが、わかりづらいんですね。結果撤去箇所がふえたにもかかわらず、予算も変わらずそのまま去年9月定例会で認めた予算で同じようにやる。午前中に下地智議員も質問していましたが、ちょっとわかりやすくもう少し、その辺ちゃんと答えていないんで、答えてくださいよ、副市长。もう一度これお願いします。

そしてですね、時間がありませんが、道路行政について、添道1—2号線についてであります、場所はですね、何か聞いたら上原団地から下の十字路から東側の添道の野球場といいますかね、小さな公園がありますが、そこまでの850メートルということではありますが、ぜひそれだけじゃなくてですね、同じ辺地債を利用するのであれば、その上原団地の上のほうの交通量といいますか、かなりあるんですね。そこから共同調理場ですか、県道にまたがる四、五百メートルだと思うんですが、そういった意味ではそこも整備したほうが将来の交通量の緩和にも、保里2区の皆様もね、そういった安心、安全の面からも必要になってくるんじゃないかと思えますよ。伊良部地域の皆さんは多分そこを通過してごみ搬入すると思うんですね。そういった意味ではしっかりやっていただきたい。

再度質問する時間はありませんね。じゃ、今回の不法投棄ごみ問題はですね、市長、ぜひ曇りのないような形で市民にわかりやすく、議会にもぜひ証明してみせてですね、いただくと、特別委員会なり、そういった意味では、できなければ告発とかですね、議員のほとんどの皆さんが言っているような形でやっていただきたい、そういうふうに思っております。聞いて私の一般質問終わりたいと思います。ありがとうございました。

#### ◎市長（下地敏彦君）

まず、児童虐待についてでありますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、これはことしの4月から施行はされております。ただ、これに基づく市の組織というのはまだでき上がっておりません。私どもは、この教育大綱の中でですね、議員がおっしゃるような連携をとりながらやるという形の大綱を今考えておまして、そういう形で対処したいというふうに思っております。

次に、ライフセーバーの問題であります。ビーチという場合にですね、議員の言っているビーチと私どもの言っているビーチというのは少しニュアンスが違うんですね。私どもがビーチと言っているのは、指定をされたものをビーチと言っていて、それ以外は一般の海浜という扱いなんです。先ほど言ったようにビーチと指定されているのは2カ所ですと、この2カ所にはちゃんと監視員も置いていますと、それ以

外の海浜についてはパトロールをしていますということなのですが、やっぱりこれでは、観光客がこれだけたくさん来てですね、いろんな海浜に行って泳いでいるというのを考えると、管理権は一応県にあるわけですから、一括交付金の中ですね、県分があります。沖縄県は観光を大々的に奨励するという立場にあるものですから、何も宮古島だけじゃなくてね、ビーチに指定された以外の海浜についての管理についての費用を海浜のある市町村に配分できないかどうか、これをちょっと相談をしてみたいというふうに思っております。

不法投棄ごみの処理の問題については、今定例会でも丁寧に説明をしているつもりでありますけれども、一連の形で処理をした時点できちんと説明をしてまいりたいと思います。

◎会計管理者（宮国高宣君）

契約書が通常とは違う、なぜかということでございました。契約書の作成については、宮古島市契約規則の第24条で予算執行者が行うこととなっておりますので、今後は予算執行者側もですね、もっと細かい形の中で作成していただきたいと思っております。議員からの指摘もございますので、今後会計課においても二重、三重のチェックをして市民に誤解のないような支出のあり方をやっていきたいと思っております。

◎農林水産部長（砂川一弘君）

添道1—2号線の整備ですが、先ほど今回の整備する区間につきましては、事業内容につきましては生活環境部長のほうから説明がありました。残り区間、西辺側、県道の保良西里線まで整備すべきじゃないかというご質問だったと思います。この農道につきましては、既に補助事業でですね、整備が終わっておりますけれども、今後交通量がふえていくということも考えられますので、今回辺地債の計画がされております。この中で議員ご指摘の区間についてもですね、その辺地債を活用して整備できないか検討をしていきたいと思っております。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後2時26分）

再開します。

（再開＝午後2時26分）

これで山里雅彦君の質問は終了いたしました。

◎新里 聰君

21世紀新風会が続きます。21世紀新風会の新里聰です。早速ですけども、一般質問、通告に従って行います。

まず、宮古島市スポーツ観光交流拠点施設整備基本計画について。スポーツ観光交流拠点施設については、去った8月30日に起工式も終わり、工事も着手しているところでありますが、完成後本市の大きな財政負担となるお荷物施設になるのではないかと懸念する声が多くあることに当局は真摯に耳を傾けなければならないだろうと思います。本工事の請負契約締結の採決において与党議員の一部が反対を表明する事態になったのも、完成後の施設の維持管理費を含め43億円余と言われる予算を投資して箱物をつくって、

本市へもたらす経済効果を考えたとき、果たして賛成していいものかどうか悩んだことと思います。

そこで、私が今回この問題を取り上げたのは、施設を建設することが目的のような印象でありますけども、建設後のもたらす経済効果について全く議論されていないし、もう説明もされていないということも思ったからでございます。施設建設は宮古島経済を潤すための手段の一つだという視点に立った説明がなされなければならないというふうに思っております。

そこで、基本計画の中から年間利用規模の設定について、ちょっと数字を何点か、疑問に思いましたんで、質問します。興行収入について、397万円を見込んでおりますけども、美ぎ島ミュージックコンベンションイン宮古島とか、宮古アイランドロックフェスティバルだとか、宮古の産業まつりだとか、全日本トライアスロン宮古島関係のイベントとか、マンゴーまつり、こういった5本が本施設を利用する利用料の設定の想定となっております。それに施設建設によって新規事業を3件として、合計8件、それぞれの興行期間を2日として、合計16日という形で、1日の利用料金を20万円、2日間と見て最低で40万円、これに照明代、冷房費が加算されるということになっております。そうしますと、1回の興行に約45万円かかります。想定している興行のうち3事業、ロックフェスティバルとかこれに189万9,000円、トライアスロンに730万円、マンゴーまつりに135万円等々の市が補助金を出しております。こういった計画の立て方で大丈夫かということをお答えいただきたいと思っております。

2点目、これイベント収入についても同じようなものです。イベント収入として253万5,000円見込んでおりますけれども、事業内容見ると中体連関係で5件、地域運動会が13件、ゲートボール大会等として3件で、合計21件、さらに民泊関係で60校が2時間ずつ使用すると延べ10日を想定しているとあります。計画では、イベント開催に係る利用料金が1日4万円です。これにこのほか照明代、冷房費が加算されます。中体連は運営費が逼迫しております。そのために市から80万円の補助金を受けてぎりぎり運営していると聞いております。当局の計画では、中体連が要するに5回ということは20万円余り払って利用する。本当にそういうこと考えているのか。地域の運動会、周辺幼稚園等の運動会、4万円使ってここに来て運動会するのかどうか。老人クラブ、婦人会、これもしかりです。市の補助金をもらって、あるいは各自治会の補助金をもらってようやく活動している団体です。民泊関連の修学旅行生が利用料払って使用するというのも考えられない。私は、この計画そのものがずさん過ぎると思っておりますけども、いかがでしょうか。お答えください。

同じように、一般利用収入について、スポーツレク収入として314万6,000円見込まれております。私は、この計画にも大きな疑問を持っております。計画では、フットボールの1面のコートの利用料が430円の3時間ということで1,290円かかります。照明が540円の5時間2,700円、合計で3,990円です。約4,000円の利用料金を支払うこととなります。そして、その回数が年間1,886回と試算をしております。本市は5万人ちょっとの人口で、計画見込みの利用があると当局本気でお考えですか。基本計画の中にそういう数字がありますので、説明ください。

次、会議室利用についてもそうです。会議室利用については、トライアスロン事務局としての施設利用が想定されていることから、稼働率を70%として想定しております。会議室利用料金143万円を見込んでおりますけれども、会議室利用のほとんどをトライアスロン事務局の利用が見込まれていると思っております。例えばトライアスロン事務局以外に会議室を利用する例はどういうことが考えられるか、これについても説



明をお願いしたいと思います。

5点目、ネーミングライツ収入について。ネーミングライツ収入については、300万円を見込んでおります。この種の収入は毎年あるものなのか、1回限りのものなのか説明してください。計画書を見る限り毎年あるような記載ですけれども、説明を求めたいと思います。

次に、指定管理制度の導入について。管理運営体制について、指定管理者制度の適用を想定するとありますが、時期はいつごろを想定しているのかお答えください。

次に、イベント誘致班の設置と、これ何名かの議員も言っておりますけれども、黒字が出ると黒字の部分は国に返却しなければならないということを市民は理解してほしいとの発言について。この施設が冒頭にも述べたようにお荷物施設として本市の財政を圧迫するのではないかと多くの市民が懸念をする中、市長は施設の利用促進に向け、今年度中に各種イベント、行事等誘致に向けた専門部署を市役所内に設置する考えを示し、施設利用を活性化することで赤字が出ないよう運営に努めてまいりたいと語ったとありますけれども、一方において赤字資産の運営については黒字が出ると黒字の部分は国に返却しなければならないということを市民は理解してほしいと語ったと報道されております。そこで伺いたい。黒字が出たら黒字部分は国に返還するということですが、国に返還しなければならない法的な根拠があるのかどうかお伺いしたい。

2点目、黒字が出たら国に返還するんでしたら、イベント誘致班を設置する意味もないんじゃないかと、矛盾しているのではないかと思いますけれども、これについても説明を求めたいと思います。

次に、自衛隊配備計画について。自衛隊配備について、千代田カントリークラブの周辺の自治会から次の事項が懸念として届いております。地域住民の声について説明してください。

1点目、基地内で米軍の共同訓練もされるのか。

2点目、千代田カントリークラブは約21万平米と思うが、報道では30万平米は必要と報道されている。ゴルフ場外も計画されているのか。

3点目、地域と基地との境界はどのように仕切られるのか。いわゆる鉄条網だとか、ブロックなのか、そういったことなども聞いております。

4点目、ヘリポートも建設されるのか。

5点目、オスプレイ機も飛来するのか。

6点目、夜間訓練もあるのか。

7点目、周辺住民へ目に見えない災害への補償、何か電磁波みたいな話だと言っているんですけども、等の声が寄せられております。そういったもの等があったときに補償はあるのかということ千代田の皆さんから声が寄せられておりますので、お答えいただきたいと思います。

次に、市長は自衛隊配備について、いまだみずからの考えを市民に公表していない。政治家でしたらはっきりと示すべきではないかと私は思っております。市長は、陸上自衛隊配備については、市民の生命、財産を保全するためには必要との認識は示しつつも、みずからの考えについては受け入れを表明するものではないとして責任を回避し、市議会の判断を尊重するとして責任を市議会に転嫁していると、私はそう思っております。そして、その市議会は去った7月8日、6月定例議会最終本会議において市民団体から提出されている本市への自衛隊早期配備への陳情書を賛成多数で採択いたしました。市長は、そのことを

議会の意思として尊重すると発言をしております。本来この種の問題は、国から市長に対し配備要請があったわけですから、市長はみずからの考えを述べて、その考えを議会に諮り判断すべきことだと、これが行政法上のあるべき手続のあり方だと私は思っております。前回の定例会でもそう申し上げました。定例会後の市長のマスコミとの一問一答では、「正式表明の方法はどんな感じであるのかまだ決めていないが、私の最終的な考えというものは何らかの形で表明します。当然です」と申し述べておりますが、既成事実が積み上げられ、後に引けない状況になってから市長が賛成ですと言っても何ら意味をもたらすものではないというふうに思います。ぜひこの本定例会において市長の答弁を求めたいと思います。

次に、議会が自衛隊早期配備に関する要請について賛成多数で採択して、防衛大臣等への早期配備を求める意見書については全会一致で否決をすることについての市長の見解を求めたいと思います。

4点目、自衛隊配備については住民投票を実施すべきとの声が多数あることについての見解も求めたい。市長は住民投票はなじまないとの答弁でありましたんですけども、今でも考えに変わりがないのか答弁を求めたい。

次に、不法投棄ごみ処理事業についてお伺いします。まず、入札行為についてお伺いします。私は、入札は無効であり、契約は白紙に撤回されるべきではないか、受注業者の職員が他の指名業者の代理人となって入札したことが事実ならば、入札金額は受注業者の指示のもとで記入されていることは明らかであり、犯罪行為である。宮古島市は何もしないのか、こういう通告をいたしました。本市の契約規則第13条では、入札の無効として次のようにうたわれております。第13条第1項第2号では、同一人がした2以上の入札書、3号では入札者が連合していた入札書とあります。今回の事案は同一事業を入札するに際し、受注業者の職員2人が、これが臨時職員であろうと何であろうと職員に変わりはございません。代理人となり、入札に参加しているわけでございます。見解を求めたいと思います。

それともう一つは、午前中において下地智議員の質問がございました。副市長の答弁でですね、予算額は2カ所の方で予算額は計上した。しかし、後から友利地区の部分が出て、3カ所の入札をしようとするときにこれで大丈夫かと業者に確認したら大丈夫と言うから入札をしたという答弁があったと私は聞きました。もし間違っていたらテープをもう一回起こしてください。これが事実だとすると私は大変なことだと思います。これは、副市長、もう一度確認をします。

次に、新聞報道では担当課長のコメントとして請負会社の代表からは委任された人物が会社の代表でなければ問題はないとの説明を受けていたと話したとありますけども、この主語となっている会社の代表とは受注業者なのか、どの会社なのか、これも説明をしてください。

それと、入札執行権者は当局でありながら、なぜ請負会社の代表の問題はないとの説明で判断をしたのか。誰が仕事の発注者なのか本末転倒していると思います。何でその請負会社の代表の問題はないとの説明で判断をしたのか、これについても説明してください。

次に、契約事項について。契約書にこうあります。別紙契約約款等によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものと定める。ここでいう契約約款等の最後の「等」の意味は何を指すのか説明ください。

2点目、契約約款第10条の損害の賠償に該当すると思うが、いかがか。第10条、乙は業務の遂行に際し、その責めに帰すべき事由により甲または第三者に損害を及ぼしたときは、乙はその賠償の責めを負うもの

とする。つまり今回の問題発生によって生じた行政経費の請求はしないのか、これについてもお答えください。

次は、受注業者の詐欺行為について。私はあえて詐欺行為と申しておりますけれども、受注業者は虚偽の実績報告を提出し、委託金を受領している。明らかに詐欺行為ではないかと。この問題の集中質疑でも明らかになったように、ごみの量を水増しするためコンクリート塊を車両に積み込み計量票を作成するなど、とても信義に基づく健全な業者とは言いがたい。このことについて、先ほどの副市長の答弁はその過大報告が詐欺に当たるかどうかわからないと。だから、わからないから告発してくださいと言っているんです。これ調査委員会立ち上げてやっても当局でこれが詐欺とか詐欺でないとか認定できるのであれば、それを答えてください。当局にあっても詐欺と断定するには専門家でないと判断難しいと思いますが、ですから刑事告発すべきではないかというふうに思っております。見解を求めたいと思います。

それと、次にコンクリート塊を車両に積み込み計量したのは受注業者の判断なのか、それとも当局、いわゆる担当職員の指示で行われたのか、誰がコンクリートを載せて量をはかるようにやったのか、これについても答えてください。

次に、公文書偽造について。職員が文書を偽造し、本市に多大な損害を与えた場合、市のとるべき措置についてお答えいただきたいと通告してございます。そこで、文書の偽造は認めるのか認めないのか、あるいは市のとるべき措置はどういう措置があるのかどうか、そういう形でお答えをいただきたいと思いません。

次、担当職員を初め課長、部長、副市長、市長、会計管理者全員に職責に応じた責任があると思うが、おのおの見解を求めたいと通告してございますけれども、鬼にも心があるというのかな、担当職員と課長についてはこの場でやらなくてもいいのかなと思いますんで、部長、副市長、市長、会計管理者、先ほど来言っている予算執行者というのはこの事業の場合市長なんですよ。500万円未満が部長で、1,500万円未満が副市長で、それを超えるものは全て市長が予算執行者であるわけですから、当然責任がございませぬ。見解を求めたいと思います。

次に、観光地形成促進計画について。グリーンツーリズム、ブルーツーリズムなど体験、滞在型観光地の地域を指定し、インフラの整備はできないかということについてお伺いします。これについては、富永元順議員が話していたものとこれは重なります。伊良部大橋が開通し、伊良部島へ行くと海岸沿いに滞在施設が建設されております。しかしながら、水道局に確認をすると、水道管の布設工事についても施設建設企業が自前で行っているとのことでもあります。これでは余りにも策がなさ過ぎます。そこで提案したいのは、市の一般行政事業として地域を指定して整備できないかということでもあります。島の人口をふやすということは本市の重要な課題であります。政治が政策的に誘導して人口増加対策を推進する、伊良部島のあの風光明媚な海岸沿いをリゾート振興地域として指定して企業が参入しやすい環境を整備する、これこそ沖縄県の、ここに持ってきたんですけれども、企画政策部長からいただきました。観光地域促進計画に沿った事業として計画をやれば一括交付金の事業の趣旨にかなった事業として認可されること間違いなしと思っております。いかがでしょうか。上下水道部長は先ほど一括交付金事業でできないか検討してみたいという答弁でありますけれども、公営企業で一括交付金が使えらと思えませぬので、あくまでも市が一般行政の中で計画をして立案をして、工事も発注をする、要するに観光振興地域として、リゾート地域と

して指定をして、その地域に市が水道管を布設しますよと、それによって政策誘導しますよというのを市長部局のほうでやっていただきたいというのがこの趣旨でございます。

最後に、新規航空会社の誘致について。スカイマーク撤退後、航空チケットの購入が厳しくなっております。初日にも下地明議員、あるいは与党議員団も増便の要請、そして先ほども山里雅彦議員もありました。既存のJTAとかANAを増便することもいいことでしょうけども、私はぜひともですね、格安航空、第3の航空会社の誘致要請をしていただきたいと。これについては、市長も関係機関と早急に一緒になって要請したいと、増便についてでありますけども、そういうふうに答弁されております。ぜひ第3の航空会社、スカイマークのような、そういうところを入れて私どもの本当の足となる航空、飛行機であるような、なかなか切符買えないです。木曜日に連絡を受けて土曜日に行こうとしたら、もう切符買えない、2回ございました。ぜひお願いしたいと思います。

答弁を聞いて再質問をしたいと思います。

#### ◎市長（下地敏彦君）

自衛隊配備の問題についてお答えします。

まず、千代田カントリー所在の自治会から7つの事項について懸念があるということで、どうなっているかということでもあります。一括してお答えをしたいと思います。この7つの事項について防衛局に問い合わせをいたしました。現時点です、具体的な計画はまだ決まっていないということでありまして、計画が具体化する中で市民に対し説明会をちゃんと開催するようというふうなこともあわせて申し入れをしているところであります。

次に、自衛隊の配備について、まだ市長ははっきりと態度を示していないんじゃないかということですが、これは6月定例会終了後に記者会見を開き、議会としての意思は示されましたと、私も必要であると申し上げました。今後は、防衛省が地権者の同意を得て施設配置等の設計を確定し、その後市に関係書類を提出することになります。当該書類が関係法令等に照らし適合しているか否かを見てその後判断をいたします。

次に、議会は早期配備については賛成したが、防衛大臣への意見書については否決をしたと、これについての市長の見解ということですが、自衛隊の早期配備に関する要請について、市議会として意思は示されているというふうに理解をしております。

次に、住民投票についてであります。6月定例会でも申し上げましたとおり、選挙によって市民の代表として選出された議員の皆様が支持者や地域の住民の方々と十分に話し合い、そこで集約された意見をもって議会の場で論議をすることが議会制民主主義であり、これにより市民の意見を反映することにつながるというふうに考えております。

次に、不法投棄ごみゼロ宣言については、ごみ処理が完了していることを十分確認しないまま行い、行政への信頼を揺るがしたということに対し、議会、市民の皆様におわびをいたします。そのため、不法投棄ごみゼロ宣言は撤回し、今後とも市民の協力を得て不法投棄ごみの撲滅に努めてまいります。

#### ◎副市長（長濱政治君）

まず、スポーツ観光交流拠点施設イベント誘致班の設置と黒字が出るとという件についてお答えいたします。

スポーツ観光交流拠点施設の運営につきましては、庁内の関係16課の課長による有効活用等検討会議を設置し、有効活用に向けた取り組みを始めています。また、年内には同施設の運営業務を主とする職員を配置し、市民利用の促進及びイベント等の積極的な誘致に向けた調査活動に取り組む考えです。

次に、黒字部分の国への返還についてであります。これはネーミングライツ料など施設利用料以外の収入を含めた収支に余剰金、黒字が生じた場合はネーミングライツ料に係る余剰分は補助金の返還があり得ることを想定しておくようにとの国からの助言、指導があったことを説明したものでございます。

続きまして、不法投棄ごみ処理事業について、入札行為についてでございます。入札金額は受注業者の指示のもとで記入されていることは明らかであり、犯罪行為であるとおっしゃっております。これは、委任をした代表者に話を伺いました。実際に自分が本人に口頭だったか、メモを渡したか、いずれかの方法でとにかくやったと、はっきりとは覚えていないけれども、自分が指示したということでございます。

それから、この入札行為ですけれども、受注業者のアルバイト職員が他の会社から委任され、代理人として入札に参加しております。委任状も、つまり代表権のある社長、それから会社印が押された委任状もあり、代理人として入札に参加できることとなります。無効とはならないと思っております。

それから、本市契約規則の第13条では、これは入札書の無効の話ですよ。入札の無効ではなくて。こういう場合は入札書は無効ですよという意味だと思っております。

また、同一人がした2人以上の入札書とおっしゃっておりますけれども、入札書ではなく委任状でございます。その委任状の内容も宮古島市長、下地敏彦と職員が宛先の記載がなかったことから入札終了後に書き加えたもので、入札者が連合していた入札書については、連合していたかどうか明確な証拠は現時点では承知しておりません。

それから、同じく入札行為について、新聞報道では担当課長のコメントとして請負業者の代表から委任された人物がという件でございます。請負業者の代表から説明を受けたというのは課長の思い違いで、実際は当該会社の取締役です。この話は入札を執行している段階では知らず、8月下旬ごろマスコミからそういう事実があったかと聞かれ、その後当該会社の社員に確認をしたということでございます。ですから、入札当時知っていてそれをやったということではございません。

それから、同じく不法投棄ごみ処理事業について、契約事項についてです。契約約款等と、この「等」は何かということでございますが、契約約款等の「等」は平成26年度不法投棄ごみ撤去委託業務特記仕様書のことでございます。契約約款と特記仕様書が一对になっております。

それから、契約事項について、契約約款第10条の損害の賠償に該当するということでございますけれども、その該当すると思えます。損害賠償の請求はしないのかということですが、損害賠償よりは残存ごみを処理させるというふうに考えております。

それから、受注業者の詐欺行為についてというところでございます。当該業務委託の特記仕様書では、業務内容等として廃棄物が不法投棄された廃棄物の回収を行うものとなっており、実際にごみの回収は行われております。受注業者は特記仕様書に基づき回収したことを整理し、報告することでよかったんですが、数量を過大に報告したのが今回の問題でございます。しかし、これにより虚偽の報告はあったものの、詐欺行為に該当するとまでは言えないのではないのでしょうか。

それから、コンクリートの塊を車両に積み込み計量したのは受注業者の判断でございます。市の統計上

の残存ごみ量1,350トンに近づけるための行為であり、担当はこの報告を受け了承したということです。

それから、ごみ処理事業について、公文書偽造についてでございます。今回の不法投棄ごみに関する一連の問題につきましては、現在担当課に対し詳細な報告を求めているところであり、報告書が届き次第、内容を確認の上、懲戒処分に関する指針に照らし合わせ、対象となる職員については職員懲戒分限審査委員会への諮問手続をとる方向で考えております。告訴につきましては、報告内容を精査し、顧問弁護士と相談し、慎重に対応してまいります。

それから、同じくごみ処理事業について、副市長、職責に応じた責任があると思うが、見解を求めたいということについてお答えします。当該事業の執行に当たり、職員が公文書偽造を行い、市民、議会に虚偽の報告を行ったことについて、副市長として部長、課長に対し適正な事業執行を指導、監督できなかったことを申しわけなく思っております。

それから、不法投棄ごみ問題について、市長は去った8月24日に今回の問題について記者会見を行い経緯を説明するとともに、今9月定例会でも経緯等を丁寧に説明しているところです。なお、入札の調査や業者の措置、職員の処分、残存ごみの回収等についても丁寧に公表していきたいと思っております。

同じく不法投棄ごみの問題について、今後のごみの処理についてです。契約約款や宮古島市契約規則に基づき残存ごみを処理させます。

それから、観光地形成促進計画についてでございます。伊良部大橋が開通し、水道管の布設についてということです。これ先ほども上下水道部長が説明いたしましたけども、伊良部地域は今後ますます観光ホテル等の施設の建設が見込まれることから、水道管の布設について一括交付金が活用できるか県と調整します。市部局の事業として単費でというふうな話をお話しなさっていたと思いますけれども……

(議員の声あり)

#### ◎副市長（長濱政治君）

一括交付金。じゃ、失礼しました。私の間違いです。観光地の形成、観光振興に資するものという考えで一括交付金ができるのではないかとというふうに考えておりますので、一括交付金でぜひやって……

(議員の声あり)

#### ◎副市長（長濱政治君）

県と調整してみたいと思います。

#### ◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

スポーツ観光交流拠点施設の運営についての質問をいただきました。基本計画では、議員ご指摘のように興行収入、イベント収入、一般利用の収入、そして会議室利用収入が示されております。これらの収入算定は、参考となり得るものとして既存イベント、それから市内の小中学校、それから地域、市民、市民サークル活動などを参考にして、基本として算出をしたものでございます。基本計画で示す収支計画は、施設運営の今後の方向性を検討する上で大変参考になるものということで扱わせていただいているところでございます。今後は、基本計画で示している先ほどの利用の想定を基本に安定的な施設運営を図るため、さらに施設利用の幅を広げた調査、検討を進めてまいりたいと考えているところです。これが先ほど副市長から答弁がありましたように、庁内16課の関係課長による有効活用検討会議でありますとか、また運営業務を主とする職員の配置の検討といったところになっているわけでございます。

それから、指定管理についてございました。基本計画の中でも指定管理制度の導入について盛り込まれているところです。指定管理の導入については、運営方法の一つというふうを考えております。今後施設利用の調査、検討を進める中で、導入の是非についても探ってまいりたいというふう考えているところです。

◎生活環境部長（平良哲則君）

ごみ処理事業について、担当部長として職責に応じた責任があると思うがという件であります。今回この当該事業の執行に当たり、職員が公文書偽造を行い、市民、議会に虚偽の報告を行ったことについて、部長として課長、職員に対して適正な指導、監督ができなかったことを申しわけなく思っております。また、不法投棄ごみゼロ宣言を行い、行政の信頼を損ねたことについて、おわびをしたいと思います。大変申しわけありませんでした。

◎会計管理者（宮国高宣君）

職責に応じた責任があると思うがということでございます。お答えします。

会計管理者が支出命令の審査をする場合の確認事務は、原則として書類に基づく形式検査で足りるものと解されております。したがって、今回の委託業務につきましては、確認に当たり書類は完備しておりましたので、支出をしました。これによったものとすれば、会計事務に携わる者の責任が免れないものとは考えられませんかと地方財務実務提要において解されておりますので、以上のとおりに考えております。

◎観光商工局長（下地信男君）

格安航空会社への要請活動はできないかというご質問ですが、先日の下地明議員のご質問にもお答えしましたキャリア航空会社については要請してまいります。スカイマークの例でもわかるように、やっぱり格安航空料金は私たち市民にとって経済的な負担軽減になっただけではなく、観光客の増加にもつながったと考えています。加えて、今日のようなチケットが得られにくい状況ですので、やはり可能性のある会社にはお願いしていく、要請していきたいと考えております。

（「議長、答弁漏れと……」の声あり）

◎議長（眞栄城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後 3 時10分）

再開します。

（再開＝午後 3 時10分）

◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

大変失礼しました。

基本計画では毎年ということになっております。

◎議長（眞栄城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後 3 時11分）

再開します。

（再開＝午後 3 時13分）

◎新里 聰君

再質問を行います。

スポーツ観光交流拠点施設、再質問というよりもね、考え方を。いわゆる宮古島市の経済効果をもたらすようなプラス思考での考え方ね。ところで、このスポーツ観光交流拠点施設整備基本計画には、事業効果の検討としてロックフェスティバル規模のイベント1回で3億2,200万円の経済効果があるとして、この2分の1程度のイベントを2回、そして同じく2分の1程度の島民を対象としたイベント3回、それに含めて屋外で行うべきものが中止されることのリスク、そういうものを考えると9億1,800万円の経済効果をもたらすという試算も出されておるわけです。ですから、これからはですね、もう事業は走り出しました。今さらマイナス思考でだけ考えてもならないと思いますから、今の説明聞きますと16課の課長等で班も設けてこれから、誘致班ですか、やっていきたいということでもありますから、その事業効果9億円とは言わずですね、もっと数十億円の経済効果がこの施設をつくることによって宮古島市にもたらされますよというような計画をぜひ誘致班には期待をしたいというふうに思います。

それから、自衛隊についてですけども、まだ具体的計画はないというんで、千代田の方々にはそういうことですけども、市としてはぜひとも丁寧に市民に説明をして不安の解消に全力で取り組んでいただくことを要望したいと思います。

それから、ここで1点だけ確認しますけれども、重要な事項、例えば米軍との共同訓練はしないとか、オスプレイ機は飛来をしないとか、夜間訓練はしないとかというような、そういうものは、そこに基地をつくる際において地元住民と協定書みたいなものは締結できるのかどうかというものについてはお答えをください。これ通告してはいるんですけども、やっぱり地元の人からするとこれ、きょう答えられなかったら、後からでもどうぞ調べて教えてください。

もう一つ、市長の自衛隊配備に対する考え方ですね、あの新聞読みました。「あの土地が買えるかどうかかわからないんですね。防衛省はあの土地を買いました。そして、あの土地にどういうふうな配備をするのか、当然私に説明に参ります。あとは関係法令に照らして、いいのかどうか見てからじゃないとできない」と言っております。国が用地を購入して関係法令に照らしてからしか表明できないんですしたら、もう市長、最後まで表明しないほうがいいと思いますよ。市民はですね、白紙の状態、すなわち市民が賛否で割れている現段階において、政治のリーダーとして市長が方向性を持って導くために表明してくださいと言っているのであって、後々から私は賛成ですと言っても、これはもう効果はないんじゃないかと思えます。答弁があればお願いしたいと思います。

時間が余りないですね。ごみ処理について、「等」ということについては特記仕様書だということですけども、この中にはいわゆる契約書でうたわれていないその事業の契約にかかわる必要なこと、つまり大きく言えば地方自治法だとか、あるいは宮古島市でいえば会計規則だとか契約規則だとか、そういうものの中でこの契約はあるんですよという意味を含めての「等」ではないのかなと思うんですけども、ただ特記仕様書だけなのか、これについても一度答弁を求めたいと思います。

非常にこのことについてはわからないのがいっぱいあるんですね。先ほどの保良とロラン局のところの見積もりでもって3カ所入札をした、そのときに、これもまた答えていないですね。市長、副市長は業者に確認したら、これで大丈夫と言うからやったと。これについてもまだ答弁されていないですね。ぜ



ひこれについてはお願いしたいと思います。

時間ございませんので、最後に所見申し上げたいと思いますから、答弁を聞いて最後はもう一回やりた  
いと思います。よろしくお願いします。

◎市長（下地敏彦君）

千代田とのですね、防衛省との締結というふうにおっしゃいますけれども、現時点で千代田でやるかど  
うかがわからないんですよ。やりたいとは言っているんですけども、まだ同意を得ていない段階です  
から、これについてどうのこうの言える段階には今がないということを理解していただきたい。もし決ま  
ればですね、それは、そういうふうなのは、いろいろと疑義がありますから、それについて協定書を結ん  
だらどうですかということ聞いてみますけれども、今の段階ではちょっとまだ決まっていないんで、そ  
れは言えないというふうに思っています。

それから、千代田にしる大福にしる、私有地です。その土地を使用している人がその土地をどうするか  
というのを決めない前にですね、ここは使わさないほうがいいのか、使わせとかですね、幾ら市長でもそ  
こまでは言えないと。まずは所有権者の意向を聞いた後にしかできないということで、だから同意を得て  
からというふうなことをお話ししているところです。

◎副市長（長濱政治君）

契約約款等の「等」ということにお答えしたのはですね、契約書の中に別紙契約書約款等と書いてある  
もんですから、別紙というふうに書いてありますね。だから、契約書と一緒にってくるのは特記仕様書  
でございまして、もちろん市の契約規則であるとか、地方自治法の分とか、そういうふうなものは当然入  
るというふうに思っております。この別紙というものは何かと、別紙でいう「等」ということからすると  
特記仕様書ということになるかと思えます。

それから、予算を計上するときには2カ所で見積もりをとって計上しました。そして、実際に入札かけ  
る際に保健所から友利にもあるという報告が来たので、じゃこの予算の範囲内でできるものかどうなのか  
ということで3社に見積もりを、業者ですね、見積もりをお願いして、2社から見積もりが来たというこ  
とですけども、その予算の範囲内であったということで、だったら入札をしようということになって、入  
札をして受注業者が決まったということでございます。

◎新里 聰君

最後となりましたんで、所見を申し上げて終わりたいと思いますが、時間内で終わるようにしたいと思  
います。ただ、この問題非常に不可解ですから、それによって総務財政委員会でも決算書が不認定となっ  
ているということもございます。ぜひ百条委員会を設置して問題の解明に当たりたいもんだというふう  
に思います。

最後に、所見。私たち21世紀新風会5名の議員は、下地敏彦市長2期目の出馬に際し、さまざまな角度  
から議論をした結果、下地敏彦市長を支持することを決定いたしました。私どもの支持決定が無投票への  
大きな流れになったと自負をしております。その支持決定における最たる理由は、市町村合併後の混迷続  
ける市政を短期間で安定した行政機関へ改革した実績を高く評価してのものであります。ところが、2  
期目になると、気象庁の全国で初めて発令した特別警報発令時にもかかわらず、市長みずから執務室にお  
いて飲酒をし、軽率な行為が全国マスコミからも報じられ、本市の信用は大きく失墜し、危機管理の欠如

が市民の失望へとなってまいりました。みずからの処分を報酬50%……そういう厳しい目があるということとをどうぞ肝に銘じて今後の市政に当たっていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで新里聰君の質問は終了いたしました。

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長いたします。

しばらく休憩して、3時40分から再開したいと思います。

休憩します。

（休憩＝午後3時25分）

再開します。

（再開＝午後3時40分）

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

順次質問の発言を許します。

◎栗国恒広君

一般質問3日目の最後の質問者です。多少疲れがみだと思いますが、最後までおつき合いよろしく願いいいたします。

まず、一般質問に入る前に、私見をちょっと述べたいと思います。去った8月30日、スポーツ観光交流拠点施設の起工式が行われました。マスコミの報道で多額な予算が投資されると報道がありましたが、採算性が少ないとかよく言われています。私は、あの施設が本市の負担が一括交付金を利用して1割程度という予算でできるということは、宮古島市にとって必要不可欠な施設だと思います。久貝、松原の両自治会も、宮古島市にとって雨天時にも左右されず行事等がスムーズに行えることが久貝、松原両自治会の土地を宮古島市に売却されました。また、残地に関してもドームの施設が建設されるということから、大手サンエーもショッピングセンターを、（仮称）サンエー宮古島シティ建設計画を立て、久貝、松原両自治会の皆さんは土地の賃貸手続を終え、建設計画がスタートしたということは、皆さんもご存じのとおりだと思います。

（「久松のおかげだ」の声あり）

◎栗国恒広君

ありがとうございます。スポーツ観光交流拠点施設の建設に当たっては大型公共工事です。地元の建設業者が受注を行い、地元の宮古島の建設業の技術力を発揮することだと確信しております。ぜひとも共同事業体の皆さんにおかれましては、無事故、無災害で工期内に工事を終えるように頑張ってもらいたいと思ひ、議場からもエールを送りたいと思います。

それでは、通告に従って一般質問をしていきたいと思ひます。当局におかれましては、誠意ある答弁をよろしくお願いいたします。まず、市長の政治姿勢についてお伺ひいたします。新聞報道で宮古島の平良港、伊良部島の長山港に海上保安庁が尖閣諸島部隊を配備するという報道がありました。2012年9月、ちょうど3年前に尖閣諸島が国有化され、中国公船による領海侵犯、排他的経済水域の航行が日常化している一方、中国漁船の違法操業も活発化しております。初日の一般質問の下地明議員の一般質問の答弁の中で、長山港の岸壁整備としゅんせつ等の計画はないという答弁でしたが、私は少し角度を変えて質問し

たいと思います。平成28年度に巡視艇3隻、平成29年度に巡視艇3隻、計6隻の配備の予定とされています。そして、専門部隊の人数も数百名規模の部隊配備が予想されると伺っています。長山港周辺の整備計画、例えば巡視艇に燃料を積んだり、水を積み込むような施設、また専門部隊である宿舎等の建設の計画はないか、お伺いたします。

次に、宮古島市生活路線バスについてお伺いたします。バス対策協議会で久松線の乗り合いバスが2015年度末で廃止する、久松路線を廃止了承したという報道がありました。廃止の理由は、乗客数の減少、また伊良部大橋開通による近接する県道192号線への他社の路線が運行され、廃止を承認したという報道です。この件に関しては、午前中の仲間則人議員も質問されていましたが、私たち久貝、松原両自治会の会長もお年寄りの生活路線である大事な生活バス路線はぜひ必要とのことから、伊良部島の共和バス社、新里社長に久松地域へのバス路線の延長を要請してきました。宮古島市生活バス路線確保対策補助金交付要綱によると、市の委託または依頼を受け生活路線を運行すると、集合バス事業者がそれを定めるということから、ぜひ行政のほうも共和バスへ久松地域内へのバス路線の延長を要請していただくようお願いいたします。

次に、那覇一宮古間の航空便増便についてですが、先ほど山里雅彦議員も、新里聰議員も質問していました。やはり沖縄県に行きたくてもすぐに乗れない、もうきょう行きたくても行けない、チケットがなかなかとれない状況はもう皆さんご存じのとおりだと思います。ぜひJTA、ANA、いろいろ今2社が運航しているんですけど、私は格安航空券のためにも他社、第三者のスカイマークあるいはジェットスター・ジャパン、またFDA、フジドリームエアラインズですね、その第三者へ要請し、特にスカイマークには運航再開を強く要請してみてもいかがでしょうか、市長の見解をお伺いたします。

次に、(仮称)サンエー宮古島シティ計画の取り組みについてお伺いたします。サンエーが宮古島に大型店舗を進出するという記者会見が8月31日にありました。大手サンエーは、スポーツ交流拠点施設に隣接する久貝、松原両自治会の土地への建設計画ですが、本件物件の建築に関しては都市計画法、建築基準法、区画整理建築法、農地法、関係法令及び許可申請等の必要事項があると思います。その必要事項の調整等を本市がどのようにしてスピーディーに取り組むかによってサンエーの工事が、スタート時期が決定することですから、本市の取り組みについてお伺いたします。

次に、与那覇湾環境総合整備計画についてお伺いたします。去った4月4日にラムサール条約2周年記念事業として、与那覇湾で生育地域が減少している海藻コアマモの植えつけが行われました。また、崎田川上流では水質、底質改善の工事が行われ、下流のほうでは水質、底質保全、再生が期待されるということで工事が行われ、現在は雨が降っても濁り水が与那覇湾に流出するのが少なくなっているという地域の声が聞かれています。今後整備計画にあってはどのように整備していくのか、お伺いたします。

次に、福祉行政についてお伺いたします。宮古島市子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療費及び渡航費の助成交付金の要綱についてお伺いたします。この質問には、昨日垣花健志議員の質問の答弁の中で、6月定例会の予算の変更で要綱が変わったという答弁がありました。答弁内容を家族の皆さん方に丁寧に説明されたのか、また要綱外であります平成23年から現在平成27年までの医療費、渡航費の助成はできないか、お伺いたします。

次に、保育等整備補助についてお伺いたします。この質問にも同僚議員が質問されていましたが、私は保

育所等の整備助成金に約4億8,450万円計上されていますが、さきの答弁で保育所の新設は4カ所と、許可を受けるのも4カ所とありました。そこで、質問をちょっと変えて質問したいと思います。4カ所新たに認可外保育所が新設されると、今宮古島市で待機児童されている児童数はゼロになるのか、また何人ぐらいこの新設する保育所によって減少されるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

次に、観光行政についてお伺いいたします。この質問に関しても初日の同僚議員の質問があったように、イムギーマリンガーデンの整備事業についてですが、完成間近だった城辺、友利イムギーマリンガーデンの遊歩道が壊れたまま1カ月になります。地元の人からは早急な復旧を求める声がありますが、遊歩道は8月の台風13号の影響により、高波でアルミ製の手すりや床板が壊れています。今後の対策として災害復旧事業に該当するのか。また、設計見直しも検討したいということですが、地元の人によると前のような自然のままの石の石畳がよかったということをおっしゃっております。そこで、私は提案したいと思うんですが、今の遊歩道じゃなくて石積みをされた遊歩道をしてみてはいかがでしょうか。石積みでやったほうが波、風にも強いし、台風にも強いんじゃないかなと思っています。そして、景観も岩の凹凸する場所でもありますから、その景観にも伴って石積みで遊歩道を建設してみてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

次に、海水浴者の安全確保の水難救助員の配備についてですが、この質問も先ほどの山里雅彦議員も質問していました。先月10日に本当に痛ましい事故が渡口の浜で発生しました。その後、市の水難事故防止推進協議会は、伊良部島の渡口の浜、パイナガマビーチ等に海水浴をする場合の注意点、離岸流の、潮の流れですね。での対応、関係機関への連絡などを書き込んだ看板が設置されています。やはり宮古島市に訪れる観光客は、宮古島市の青い海、白い砂浜を求めて宮古島市に来ていると思います。台風でせっかく来たのに海に入れない、何とかしてこの青い海で、白い砂浜のもとで泳ぎたいという観点から、どうしても無理をして海に入って犠牲になられたかと思っています。毎年同じような事故が続いています。先ほどの答弁の中で、県の一括交付金を利用して何とかぜひ検討したいということですので、これはもう本当に宮古島市を訪れる観光客のため、そして宮古島市で海で泳ぐためにはもういろんな措置を考えて、水難救助員、ライフセーバーですね。を配置するようよろしくお伺いいたします。

次に、教育行政についてお伺いいたします。久松幼稚園庭園整備計画についてお伺いいたします。午前中の仲間則人議員の質問にありましたが、かねてから建設中の久松幼稚園園舎が4月末に工事を終了し、夏休み期間中に引っ越し作業も終え、2学期から真新しい園舎で園児たちがはしゃぎ回っている姿が見えます。園舎の建設に当たっては、隣接する老朽化した使用していないプールの解体工事も同時に行われ、現在では広い更地になっております。今後の園庭整備計画について見解をお伺いいたします。午前中の答弁の中で、学校関係者、PTAの意見交換をするという答弁がありました。ぜひ暑さ対策もですね、本当に考えながら、木の上、木を植えたり、陰をどうしてもつくってほしいというPTAの方がいますので、ぜひその辺もですね、踏み入れて整備計画をしっかりと検討していただきたいと思います。教育長、答弁よろしくお伺いいたします。

次に、農林水産行政についてお伺いいたします。久松地区の久松農道1号線の整備についてお伺いいたします。現在、久松農道1号線の舗装工事が行われています。この農道は海岸沿いにあるため、雨が降ると海岸、海へ濁り水が流れることから、農道1号線へ側溝を設け、沈砂池を設けることはできないか、見

解をお伺いいたします。

次に、伊良部大橋建設に伴う宮古地区の各漁港周辺の潮流についてお伺いいたします。伊良部大橋が建設され、各漁港の潮流が変化していると思われています。現に来間漁港の西側では砂が蓄積し、また久松地区の赤浜地区でも砂が蓄積されています。また、トゥリバー地区でも同じような現象が見られています。聞くところによると、狩俣地区のほうも砂が流出しているということです。また、伊良部島の長山港周辺でも砂の蓄積、そして流出が見られるということから、ぜひ潮流検査を検討してみたいかなものか、お伺いいたします。

次に、久松漁港の波除堤整備についてお伺いいたします。久松漁港の波除堤整備ですが、磁気探査地質ボーリング調査が進んでいると思います。たしか平成26年度に工事が着工し、今年度で工事が完了という答弁がありました。今後の予定についてお伺いいたします。

以上、答弁を聞いて再質問をいたしたいと思えます。

#### ◎市長（下地敏彦君）

（仮称）サンエー宮古島シティ計画の取り組みについてお答えします。

去る8月31日にサンエーは、宮古空港東側で大型ショッピング施設、（仮称）でございますが、サンエー宮古島シティ建設計画を正式に発表いたしました。これを受けまして現在建設部では、建設予定地において大規模集客施設の立地を可能にするため、都市計画決定に向け、関連法手続等を含め、関係機関と今調整を精力的に進めています。都市計画決定までは、おおむね2カ年程度を要する見込みです。また、取りつけ道路の整備については、今後事業主体、つまりサンエーですが、サンエーと調整を行ってまいりたいというふうに思っています。

#### ◎副市長（長濱政治君）

福祉行政について、保育所等整備補助についてでございます。

本市の待機児童は、平成27年4月1日現在で、ゼロ歳児が2名、1歳児が19名、2歳児が26名、合計48名となっております。待機児童解消の取り組みといたしまして、認可外保育園の認可化としての整備が3園、それから認可保育園の5歳児保育室の整備が1園、それから19名以下の小規模保育所の整備が4園となっております。これらが全部できたことといたしまして、317名の増が見込まれております。さらに、プラスで繰り越し事業として今整理中のものが中央保育園、それから自主事業として整備しているものが78園、8名増、トータルで全部合わせますと455名ほど増になるということで、待機児童の解消はできるものというふうに思っております。

#### ◎教育長（宮國 博君）

午前中も仲間則人議員にお答えしたとおりの作業になるんですが、実はこういうことです。園と保護者でいろいろ話をし合って、そこで園庭の平面図を、イメージ図を書いてもらいたい。そのイメージ図の中に、例えば植栽とか、あるいは遊具とか、その他の園児の育成にかかわるような施設を考えてほしい。例えばその他の施設としては、砂場とか、あるいは山をつくってそこから滑って子供たちが遊ぶと、こういういろんな形がそこにはイメージとしてできるんですが、その図をもって我々教育委員会のほうに出していただきたい。そうしたら私どものほうには施設班とか、あるいは幼稚園を担当する職員がおりますのでね、そこでいろいろ協議をしまして、また私たちの案を園あるいは保護者のほうに提示をして、そこ

のやりとりの中でしっかりした計画を立てていくということでございます。その中におけるところの暑さ対策、これは加わっていくと、こういうことでございます。早速そのことは話をしておりますので、園のほうに。向こうのほうでいろいろ話をしていると。それが終わり次第我々はそれを対応していくと、こういうことになると。部長の答弁の中で次年度これしっかり取り組みますよという話でございますので、そのようになるということでございます。

#### ◎生活環境部長（平良哲則君）

まず、1点目に、与那覇湾環境総合整備計画についてお答えします。

ラムサールに登録された与那覇湾の整備計画については、与那覇湾の保全再生、利活用、交流学习を基本とし、豊かな生態系を築き、持続可能な生き物と人々の共生を推進する目的で取り組んでおります。今年度は先ほど議員からもありましたように、サニツ浜カーニバルやラムサール登録記念日に地元自治会、川満船主組合、宮古野鳥の会、地元の児童生徒の協力を得て、コアモモの植えつけ体験を行いました。工事については、平成26年度から平成27年度まで崎田緑地公園内にある崎田川の整備や沖縄製糖前の池田橋下方の作濬、石積み突堤改修等を行います。今後の計画としましては、サイクリングロード、自然観察学習館、野鳥観察小屋等の整備を順次行ってまいります。ちなみに事業計画期間は、平成24年度から平成33年度までを予定しております。

次に、子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療費及び渡航費等助成金交付要綱についてであります。ご質問の助成金交付要綱は去った5月26日に交付したところですが、この要綱では附則の中におきまして、この告示の施行前に子宮頸がん予防ワクチンの接種を受けた者についても適用するというふうになっておりまして、これに沿って対応をしているところではありますが、当然さかのぼって対応できるというふうになっております。ちなみに8月現在でこの子宮頸がんに伴う支給額は125万6,000円となっております。

次に、観光行政につきまして、海水浴者の安全確保の水難救助員の配備ということではありますが、現在宮古島市水難事故防止推進協議会は昨年の砂山の事故を教訓としまして、今年度からさらに活動の強化を図っているところではありますが、さらにまた今後一括交付金、その活用の可能性もしっかりと検討していきたいというふうに今考えております。

#### ◎農林水産部長（砂川一弘君）

観光行政について、イムギャーマリンガーデンの整備事業について。

イムギャーマリンガーデンの遊歩道の整備につきましては、完成間近というところで去った8月7日に襲来した台風13号による波の影響で大きな被害を受けてしまっております。復旧につきましては構造等の見直しを行い、波による衝撃に耐えられるよう現在図面等の修正作業を行っております。復旧につきましては、図面等の修正ができ次第地元友利部落の皆さんにも説明を行って、復旧工事に取りかかりたいと思っております。それから、復旧に要する費用ですが、災害復旧事業等でできないか、現在国、県と協議を進めているところでございます。

それから、議員からもありました石積みでの復旧はできないかということですが、今図面等の見直しを行っているところでして、極力高さをですね、低くした形でやっていきたいという形で、ただ石積みにするだけではなくて、石を積んでもまたそれをちゃんと根固めといいますか、コンクリート等で固めない

台風で壊れることがありますので、その辺も含めながら現在図面の修正をしているところでございます。

次に、農林水産行政について、久松地区の久松1号線の整備についてでございます。現在、久松地区では平成18年度にスタートした村づくり交付金事業が進められております。久松1号線も同地区事業に入っており、議員ご指摘の雨水対策についても今年度この事業で浸透ますを設置し、整備をいたします。

次に、伊良部大橋の建設に伴う宮古地区の各漁港周辺の潮流調査計画の予定はということですが、本市において市管理漁港の潮流調査実施計画の予定は現在ございません。

次に、久松漁港の波除堤整備について。本年度整備を予定しておりました久松漁港の波除堤整備は、位置の変更等について国、県との調整が必要になり、計画変更など事務手続に時間を要したため、整備を平成28年度の変更を行っております。整備計画見直しについて今後県とも協議し、その結果を踏まえて地元関係者への説明会を開催していきたいと考えております。

#### ◎建設部長（下地康教君）

海上保安庁の先島地区への尖閣問題における配備計画についてというご質問だったと理解しております。宮古海上保安署におきましては、現在56名の職員が配備をされております。今後は尖閣問題に対処するため、平成28年度より巡視船3隻が配備され、さらに平成29年度においても同型巡視船3隻が増強される予定となっております。新たに配備される巡視船は1隻当たり16名の職員配置となりますので、現在の職員と合わせて将来は約150名規模の部署となるということでもございました。それによりまして平成28年度から宮古島海上保安署を保安部に格上げするという事も予定されているとのことです。新たに配備される巡視船の拠点港は、長山港を予定しているとのことでもございました。また、拠点港における事務所等附帯施設の整備については、必要であるという考えをお聞きしております。これにつきましては、長山港の管理者である沖縄県との調整になってくるものというふうに考えております。

#### ◎観光商工局長（下地信男君）

2点ほど質問いただきました。

まず、生活バス路線について、久松線の廃止に伴う伊良部路線を久松地域を通過する形で路線延長の後押しはできないかというご質問です。久松線を運行するバス会社によれば、本路線を廃止する主な理由として利用者の減少を挙げております。それから、補助金交付がない路線として毎年赤字を計上していると。自社努力での維持は困難ということ。それから、伊良部大橋開通により県道192号線を伊良部バスが運行することによって久松地域の利便性は確保されると、こういう3つの理由で廃止しております。市としましては、バス対策会議の中で本路線廃止の意向を示したバス会社に対して委員から特に意見等がなかったことから、廃止はやむを得ないと判断いたしました。現在、久松自治会から要請受けた伊良部のバス会社で路線延長について検討をしていると聞いておりますけれども、これは仲間則人議員にもお答えしましたけれども、やはり課題があるということをお話しされております。まずは、遠回りすることによって通学する高校生に影響がある。そもそも利用者がいなくて廃止する路線、利用者が確保できない、見込めないということがあられるようです。市としましては、このバス会社のそういった課題を踏まえて意見交換をしてみたいと思っております。

それからもう一点、那覇一宮古間の航空路線の増便要請。これはこれまで答えているとおりですね、宮古発着路線の今の現状、それから今後の予測を踏まえると、可能性のある航空会社には飛ばしてほしいと

というのが率直な思いです。幅広く要請してまいります。

#### ◎栗国恒広君

答弁ありがとうございました。順次追って再質問をしたいと思います。

まず、海上保安庁の尖閣部隊の長山港の配備ですが、やはり1隻当たり16名、100名ぐらいふえるんじゃないかなということですので、海上保安庁の隊員がふえるということはこれ人口増にもなりますので、ぜひ県としっかり連携をとってですね、周辺整備をしっかりと宿舍関係を含めやってもらいたいなと思っています。この件に関して答弁はいいです。

バス路線ですが、利用者がいないんじゃないくて利用者はいるんですよ。お年寄りがいるんですよ。そういう中で廃止というんじゃないくて、私たちが要請したのは伊良部島から市内行くのに大体1日12便ぐらい行っているんですよ。朝の学生の通勤時間帯じゃなくて8時半ごろ、通学の路線が終わった後のお年寄りが病院行くまでですね、それを1日3回、朝、昼、晩ぐらいですね、12便のうちですね、それを久松地域内へ通してくださいということです。この件に関しては、沖縄県の企画部ですね、交通政策課の陸上交通班所長の阿波根さんですかね、これ一応いろいろ連絡してみました、バス路線につきましては沖縄県交通政策課では宮古島市が決めるということをおっしゃっていました。その辺も考えて、赤字だから採算性がとれない、補助が出ていないからやめますというんじゃないくて、まだ利用している人はいるということですね、念頭に入れながら、ぜひ共和バスとですね、しっかり意見を交わして、路線バス廃止じゃなくて、1日3便でいいです。朝の8時から9時台、そしてお昼、夕方、それをですね、迂回するような感じで、迂回しても10分はかかりません。ということで、もちろん共和バスには負担かからないような路線の継続をお願いしたいと思っています。

航空便に関しては一生懸命やっているということですので、ぜひ頑張ってもらいたいなと思います。

サンエー宮古島シティ計画、やはりこの計画はあのスポーツ交流拠点施設がああ地域に建てられるということから、サンエーの上地社長は、あの辺を回ってみて、あっ、ここにもうサンエーを持ってきたましようということで決めたと言っております。計画の予定では、この手続等が終わると2018年春ごろに工事を着工し、2019年秋にはオープンしたいということですが、やはり開発にとっては先ほど言った建築基準法、いろんな法律があるので、それをクリアしなければならないということですので、ぜひ宮古島市としてもその辺の対応をしっかりして、一日でも早くサンエーがオープンできるように協力してもらいたいなと思っています。

与那覇湾環境総合整備計画にしても、ラムサール条約に認定されてから本当に水質がきれいになったと。魚もやはり小魚は戻ってきていると。その小魚を、餌を求めて渡り鳥もですね、よく見受けられるということですので、平成33年と言っていますけど、長い期間ですので、しっかり対応してもらいたいなと思っています。

福祉行政、宮古島市子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療費、渡航費です。これは、本当にこの若い子供たちがよかれと思って接種を受けたところ、こういった被害に遭われています。市長におかれましては、他の市町村よりも宮古島市は真っ先に助成金を出して、子供たちを何とか救おうという市長の熱い思いで助成金を出しております。市長に対しては本当に感謝を申し上げたいと思います。しかしながら、千何名という方がこの子宮頸がん予防ワクチンを接種しています。アンケート調査で被害調査が



上がってきているということも伺っていますけど、未来を託す子供たちが本当にこの子宮頸がん予防ワクチンを接種して苦しんでいます。何とか行政でもしっかり支えて、そして家族の皆さんにも負担がかからないような措置を対応してもらいたいなと思います。高校、大学に進学したいけど、勉強がやりたくてもやはり副反応の症状で勉強できないという家族の思いが本当に伝わってきます。ぜひ市長、これからもしっかりした対応をよろしく願いいたします。

保育所に対しては、450名ぐらいふえるということで待機児童はゼロになるかということですので、この辺も認可保育所が4カ所ということで、大変子育てには宮古島市は力を入れているなということがうかがわれます。

久松幼稚園の園庭整備計画ですが、老朽化したプールが取り除かれ、本当に広々とした園庭が今見えていますので、ぜひ学校関係者、そしてPTAなどに相談してですね、今後の整備計画をしっかり取り組んでいければなと思います。

つけ加えて、プールがなくなった分、室内温水プールの建設もいろいろ検討してみたいかなものかなと思っています。プールは1年に2カ月か3カ月しか使わないですけど、室内プールって年から年中使います。そういうことを考えて、各地区のプールを合併するというんですかね、プール事業を行うためにも、1つの温水プールをつくって一年中使用できるようなプールを計画してみたいかなものかなと思っています。

イムギャーマリンガーデンにしても、遊歩道、やはりあの遊歩道は下地島の通り池にもあるんですよ。でも、あの通り池も、もう台風で1年で壊れました。そもそもあの設計は、宮古島には向いていないと思います。やはり私はいつも議会で赤浜のことを言っていますが、石を積んだほうが波の影響も受けなく、そしてそこにカルバートを入れて、波が来たときに波が抜けるような設定をですね、風情ある、コンクリートじゃなくて、宮古島のトラバーチン、石畳のですね、遊歩道を設置してみたいかなものかなと思いますので、ぜひその辺も検討してください。

海水浴者の安全確保に関しては、市長みずから答弁があったように、一括交付金を利用して何とかやっもらうものと期待しております。宮古島に来られる観光客の命を、生命を守るためにも、ぜひ水難救助員の配置をよろしく願いいたしたいと思います。

久松農道ですけど、赤浜地区の農道、農地、圃場整備が終わって、雨が降ると海岸沿いですから、低い地面ですから、上からどっと水が流れ込むんです。その赤土が海へ流れると、今度アーサの養殖場の、久松地域のところに宮古島漁業協同組合と相談して養殖場所を設けましたので、その辺の漁民に対しての影響もないように、ぜひ側溝をですね、沈砂池を設けて、流れてくるのをみんなここで沈砂するような設計にしてほしいなと思います。

各漁港の潮流検査ですけど、やはり来間大橋ができたときに潮流の変化でウインディまいばまの建物が流されました。そういった意味でも、しっかりこの潮流調査をですね、行い、海岸線の侵食、そして砂の蓄積等もですね、参考のためにも潮流検査をしてもらいたいなと思います。

久松漁港の波除堤に関しては平成28年度でやるということですので、完成を楽しみにしている漁民もいますので、ぜひ整備をよろしく願いいたします。

子宮頸がん予防ワクチンに対しての平成23年度から平成27年度までにですね、かかったところの旅費を

助成できるかどうか、その辺の答弁を少しよろしくお願いします。さかのぼって渡航費とですね、医療費を。

答弁を聞いて再々質問いたしたいと思います。

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後 4 時26分）

再開します。

（再開＝午後 4 時27分）

◎生活環境部長（平良哲則君）

子宮頸がん予防ワクチンの助成であります。先ほど答弁しましたように、これはさかのぼって支給できる要綱になっておまして、8月現在、申請者が7名で、それから支給者が4名。そして、額は先ほども言いましたように、125万6,000円支給してあります。今後平成23年度にさかのぼってそういった方が出た場合にはですね、当然これは支給するというふうになっております。

◎農林水産部長（砂川一弘君）

イムギャーマリンガーデンの遊歩道の復旧についてですが、復旧の方法、先ほどもお答えしたと思えますけども、極力遊歩道の高さをですね、抑える形で、それから岩に密着するような形でやっていきたいと。その中で、宮古島の石、石灰岩も利用していきたいというふうを考えております。

◎観光商工局長（下地信男君）

伊良部島路線の久松地域への延長について、これバス会社はやはり課題があると捉えているようですので、行政としてもこの課題を共有して議論してみたいというふうにお答えしています。行政側が一方的にやれと言えない状況もまたご理解いただきたいと思えますし、バス会社の意向を尊重する必要があると考えておりますので、まずは意見交換をしてみたいと思えます。

◎栗国恒広君

答弁ありがとうございました。今度の赤浜の予算も、市長、ついたということで、本当にありがとうございます。私見を述べて一般質問を終わりたいと思えます。

去った東関東、東北地方の水害におかれましては、被災された方々の、亡くなった方々のご冥福を心からお祈り申し上げたいと思っております。そして、あの水害被害で一番活躍したのは、陸上自衛隊、航空自衛隊。あの映像で救助している映像を見ると、ヘリコプターからあの雨の中、一人一人、人命救助に携わった自衛隊の方々に敬意を表して、私栗国恒広の9月定例会の一般質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで栗国恒広君の質問は終了いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会いたします。

(延会=午後 4 時31分)

平成 27 年

# 第 6 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

9 月 16 日 (水) 6 日目

(一 般 質 問)

平成27年第6回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第6号

平成27年9月16日（水）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成27年第6回宮古島市議会定例会（9月）会議録

平成27年9月16日

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（26名）

（延会＝午後3時57分）

議長（4番）	眞榮城 徳彦 君	議員（13番）	高吉 幸光 君
副議長（17〃）	佐久本 洋介 〃	〃（14〃）	富永 元順 〃
議員（1〃）	濱元 雅浩 〃	〃（15〃）	新城 元吉 〃
〃（2〃）	平良 敏夫 〃	〃（16〃）	亀濱 玲子 〃
〃（3〃）	下地 勇徳 〃	〃（18〃）	下地 明 〃
〃（5〃）	栗国 恒広 〃	〃（19〃）	垣花 健志 〃
〃（6〃）	仲間 頼信 〃	〃（20〃）	棚原 芳樹 〃
〃（7〃）	國仲 昌二 〃	〃（21〃）	平良 隆 〃
〃（8〃）	上里 樹 〃	〃（22〃）	前里 光恵 〃
〃（9〃）	上地 廣敏 〃	〃（23〃）	山里 雅彦 〃
〃（10〃）	嵩原 弘 〃	〃（24〃）	池間 豊 〃
〃（11〃）	仲間 則人 〃	〃（25〃）	下地 智 〃
〃（12〃）	西里 芳明 〃	〃（26〃）	新里 聰 〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	下地 敏彦 君	会計管理者	宮国 高宣 君
副市長	長濱 政治 〃	伊良部支所長	川満 勝彦 〃
企画政策部長兼振興 開発プロジェクト局長	友利 克 〃	消防長	来間 克 〃
総務部長	村吉 順栄 〃	企画政策部次長 兼企画調整課長	垣花 和彦 〃
福祉部長	譜久村 基嗣 〃	総務課長	久貝 喜一 〃
生活環境部長	平良 哲則 〃	財政課長	下地 美明 〃
観光商工局長	下地 信男 〃	教育長	宮國 博 〃
建設部長	下地 康教 〃	教育部長	仲宗根 均 〃
農林水産部長	砂川 一弘 〃	生涯学習部長	奥原 一秀 〃
上下水道部長	砂川 巖 〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局 局長	上地 栄作 君	議事係 長	仲間 清人 君
次長 補佐	友利 毅彦 〃	議事係	下地 茜 〃

◎議長（眞榮城徳彦君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は、25名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第6号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について、先日に引き続き質問を行います。

本日は、上里樹君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎上里 樹君

日本共産党の上里樹です。少し鼻声になっていますけども、お聞き苦しいと思いますが、よろしくお願ひします。

それでは、通告に従いまして一般質問を進めさせていただきます。きょう、もう国会緊迫していますけども、本当に歴史が大きく変わろうとしています。安倍晋三政権と自民公明の与党は、国民が戦争法と呼び反対し、廃案を求める平和安全保障法案の採決を今週中にも強行する構えです。本日の地方公聴会を受け、その直後にも締めくくりの総括質疑と採決を強行する構えです。廃案を求める声は、高齢者から若者、各界各層にわたり、史上空前規模に広がっています。戦争はさせない、9条を壊すな、民主主義破壊を許さない、この国民の声は、憲法の平和主義も立憲主義や民主主義も破壊する安倍政権の暴走を決して許しません。憲法違反の法案は廃案しかない、廃案まで諦めない戦いを強めることを表明し、平和安全保障法案と一体の宮古島市への陸上自衛隊配備についてお伺いをいたします。

市長は6月25日、自衛隊配備について、配備の必要性を認め、かつ議会での結論を促すかのようなコメントを発表しました。その後自衛隊早期配備に関する要請書が市議会で採択されたことについて、マスコミの取材に対し市民の総意とコメントしています。先日の一般質問で「市議会として意思は示されていると考える。選挙において市民の代表として選出された議員が地域住民と話し合い、集約された意見をもって議会で議論するのが議会制民主主義と考える」と答弁しています。しかし、市議会はその要請書の採択に当たって4人の議員の反対と6人の議員の退場する中、15人の賛成多数で採択しましたが、要請の最大の眼目である防衛大臣や沖縄防衛局局長などへの宮古島市への自衛隊早期配備に関する意見書については、議会の側からそのような要望はすべきではないという理由で全会一致の否決でした。つまり市長も議会の側も配備は必要としながら、受け入れ表明ではないとしている、そう理解します。加えて、同要請の採択に当たり、行政は責任省庁である防衛省に対し自衛隊配備の内容について説明を求めるべきであるとの意見が付されました。

そこでお伺いします。第1に、陸上自衛隊の配備については市長と議会だけの判断で決めるべきではありません。市長の考えを伺います。

第2に、市長は市民に陸自配備について十分に説明し、市民の意見をしっかりと聞くべきです。事は宮古島市の将来を決める重要な問題であり、各地域を網羅した丁寧な説明会が開催されるべきです。市長の考えを伺います。

次に、防衛省の説明について伺います。第1に、市長は6月定例会直後、「防衛省は既に説明会を開い

ていますよ。上野地区、高野地区で開き、今後西原地区、福山地区で行う。その後についてはわからない」とコメントしています。説明会の呼びかけの対象は誰で、いつどのようにして行い、いつどこで誰がどのような説明をしたのでしょうか。説明参加者の人数はそれぞれ何人ですか。今後の説明会の計画はどのようになっていますか。お伺いします。

第2に、市長の議会答弁では、「地権者との話し合いができていない中で何を話すのですか。決まれば防衛省は説明会を開くと言っている」という答弁でした。まだ地権者が売るとも決めていない中、説明会が開かれたこととなりますが、それとの整合性について伺います。

次に、環境行政について伺います。不法投棄ごみの撤去について。事業の見積もり、予算化、入札行為、事業の実施、実績報告、会計支出に至るまで大変不可解な、聞けば聞くほど疑問の湧く、そういう内容になっています。平成24年度の一括交付金事業の宮古島市内生活環境及び観光地原状回復事業委託業務で急な崖により足場設置及びごみ回収は不可能とした不法投棄ごみの撤去を平成26年度2,300万円の一般財源を投入してごみ回収をしたのですが、ごみの回収量を改ざんしていたということが発覚して市民の怒りを呼んでいます。私は、確定したというごみの回収量についてもまだ疑問が解消できていません。

そこでお伺いします。第1に、ごみゼロにしようと市長が決断したのはなぜでしょうか。ごみゼロ宣言撤回に至る経緯について伺います。また、市長はごみゼロ宣言をしたことについて、回収ごみ量の確定を受けおわびをしています。議会に対して改ざんデータに基づく虚偽の答弁をしたことについてのおわびの言葉はありません。市長の見解をお伺いします。

第2に、残ったごみはどうするのかということですが、さきの一般質問の答弁で契約書の瑕疵条項を適用して業者に回収してもらうということですが、そこでお伺いします。なぜ危険で回収できないと担当課と市長が判断したごみを回収できなかった業者に回収を求めるのですか。撤去実績の虚偽報告、これは犯罪ではないでしょうか。ごみの回収をさせるのではなく、支払ったお金の返金を求めるべきだと考えますが、いかがですか。

第3に、不法投棄・散乱ごみ監視事業の一般会計補正予算計上に関連し、財政課とのヒアリングの内容について伺います。

第4に、議会が終了直後に友利崖下が加わったことにかかわる会計支出の根拠について伺います。

第5に、入札に当たり、なぜ予定価格を公表しなかったのですか。さきの一般質問の答弁で事業が公共工事ではなく委託事業だからということですが、平成24年度の一括交付金事業は随意契約で、なぜこの事業は競争入札になったのか、その違いも含めて理解ができません。お答えください。

次に、友利崖下の残存ごみについて伺います。第1に、なぜ2カ所の不法投棄ごみ撤去の事業に友利崖下が加わったのか。議会終了後、追加という行為は行政ミスと考えます。いかがですか。

第2に、ごみの回収作業したら地盤があらわれたから作業を中止したということですが、現場には大量のごみが残されています。残ったごみをどうするのか伺います。

第3に、現場のごみの内容について、変形したガラス瓶等々が、焼却灰等にまざった残存物が見られます。これは野焼きで見られるものだとは思えません。数千度を超えるような高温で焼却処理する焼却炉を設置している事業所のごみと考えます。当局と消防庁の見解を求めます。

次に、公設市場の管理について伺います。ごみ改ざん謝罪と重なって新聞報道された事件ですけれども、



市場の店舗使用料不適正処理による職員の処分について伺います。まず、どのような経緯で発覚したのか、取り調べの内容について伺います。

次に、停職2カ月の処分について、停職と産休との関係について伺います。

次に、宮古島市職員懲戒分限審査について伺います。調査しましたところ、宮古島市職員懲戒分限審査規則と別表についてですけれども、規則と別表の改正がされていることがわかりました。その内容と改正の理由をお伺いいたします。

次に、教育行政について伺います。クーラーの設置についてですけれども、この問題についてはかねてから質問を繰り返しやってまいりましたけれども、今回は援軍も多く、前向きな答弁が得られてうれしく思っています。このクーラーの設置の問題、これはもう全ての小中学校にクーラーをと私は要求していますけれども、この間の答弁で、暑さ対策として、とりわけ厳しいそういう状況に置かれている教室を優先して年次的に対応していくというお答えですけれども、そういった意味で快適な環境整備が必要だと考えます。その対策、それをぜひ前向きに進めていただきたいと。それで、現場に行くとはですね、教育部長も実際に教室に入って体験をなさったとお伺いしました。どのような状況であったのか、その感想も含めてお答えください。

次に、農林水産行政について伺います。イムギーマリンガーデン遊歩道についてですが、台風が発生してですね、建設間近だった遊歩道、これが無残にも破壊されてしまいました。床を張ってですね、島に着くまで工事が進んでいましたけれども、波の力によって無残に破壊されています。その波の強さというのが想定外だと担当課はおっしゃいますけれども、やっぱり教訓として今後に活かしていくべきだと考えるんですね。それで、観光客も多く訪れる場所です。この写真を撮影した日も多くの観光客がこれは何ですかと物珍しそうに見ていました。それで、なりやまあやぐまつりも開かれる間近ですけれども、急ぎ整備してほしいという住民の声もあります。

そこで、私に寄せられました住民からの手紙がありますから、紹介したいと思います。「私は、イムギヤーの近くの友利元島で生まれ育った者です。現在も母親が住んでいますので、実家に行くときイムギヤーをもちろん通ります。台風13号による高波で破損した遊歩道が新聞に載っていました。私は、あきれ果てて笑わずにはられません。被害は起こるべきして当たり前が起こったことなのです。台風が来るたびに遊歩道が設置されている場所は外海のほうから高波が打ちつけてどういう状態になるのかと行政の人間は全く知らないのです。何千回、いや、何万回、何十万回と高潮が岩や遊歩道に打ちつけるさまはすさまじいものです。外海とイムギヤーの湾内が一つにつながるんですよ。そのさまを私たちは実際に見て育ったのです。実際の自然の猛威と恐ろしさを知っています。だから言えるのです。行政の人間はそれを知らないから、平気で約1億円近いお金をかけて工事をするんだと。本当にはらわたが煮えくり返ります。どんなに修繕してもまた台風が来たら同じことです。自然に勝てるわけがない。繰り返しになります。税金の無駄遣いになります。どうかいま一度考え直してください。なりやまあやぐまつりで子供たちが安全に通れるように、障害者が利用できるようにとのことで工事したと言っていますが、今まであったコンクリートと舗装された道でも十分安全だと考えます。ウガン山の遊歩道歩いたことありますか。外海のほうの遊歩道も最初から壊れています」、そういう声が寄せられています。ぜひ教訓にして活かしていただきたいと思えます。

以上お伺いして、再質問をさせていただきます。

◎市長（下地敏彦君）

自衛隊の問題についてお答えをいたします。

市長と議会だけで判断すべきかということです。この問題については、平良隆議員、新里聰議員にもお答えしたとおりです。本市の議会運営の制度は、議会制民主主義に基づいて行われており、これにより市民の意見は反映されていると考えております。憲法の前文では、国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動すると規定をしております。

次に、丁寧な説明を市長はすべきであるということについてです。私の考えは、これまでも議会や記者会見を通して市民に伝えてまいりました。沖縄防衛局に対し、具体的な計画が確定し次第、市民を対象とした説明会を開催するよう申し入れてあります。防衛局からは必ず開催する旨の同意を得ております。

次に、防衛局はいつどこでどのように説明をしたかということですが、これは宮古地区自衛隊協力会の主催と聞いております。呼びかけの対象は、高野漁業協同組合関係者、上野地区各自治会長、西辺船主会です。いつどこで誰がということですが、高野漁業協同組合関係者は7月5日午後5時からです。上野地区各自治会長は7月5日午後6時30分からです。西辺船主会については7月28日午後6時からであります。宮古地区自衛隊協力会から沖縄地方協力本部及び沖縄防衛局に依頼し、南西地域の部隊配備の必要性及び地域への影響について説明をしてもらったということでもあります。参加の人数は、高野漁業協同組合関係者が10名、上野地区各自治会長が20名、西辺船主会が30名ということです。

今後の説明会はどのようになっているかということですが、福山自治会へ何度か勉強会の開催を申し入れているということですが、自治会側から日程の都合がつかないという理由で開催ができていない状況にあります。福山自治会の日程の都合がつけば説明会を開催したいという意向を示しております。また、沖縄防衛局に対し、具体的な計画が確定し次第、市民を対象とした説明会を開催するよう申し入れてあり、先ほども申し上げましたように説明をするという同意を得ております。

次に、私の答弁で整合性がないんじゃないかということですが、自衛隊配備に反対する団体などが市民を対象に集会を開催しているのを受け、宮古地区自衛隊協力会も関係者を対象に勉強会を開催していることです。勉強会の内容は、国の内外の情勢及び自衛隊の配備の必要性など、防衛白書を中心に説明したと聞いております。

次に、不法投棄ごみについてであります。宮古島市が県に報告した不法投棄ごみは約8,000トンで、県内の8割を占めていました。この不名誉な事態を改善し、ごみのない美しい宮古島市にしたいとの思いから取り組みを始めました。ごみゼロ宣言撤回に至る経緯については、9月定例会の2日目に報告をし、おわびもいたしました。市と議会は信頼をもとに論議をする場であることから、確かな数字で報告しなかったことは信頼を損ねたと思い、改めておわびを申し上げます。

◎副市長（長濱政治君）

公設市場の管理についてです。どのような経緯で発覚したのかということです。公設市場を管理する商工物産交流課において、ことし2月に公設市場使用料の滞納整理を行うため未納者に請求書を送付したところ、2名の方から既に支払ったとの回答がございました。そのため、その2名と当時の担当職員から事情を聞くことになって発覚したということでございます。そのうち1名の使用者は、領収書を保管してい

たことから、支払い済みであることが判明いたしました。この件につきましては、担当職員への聞き取りにより私物と一緒に自宅にあることが判明し、既に納付処理を済ませてあります。もう1名の使用者は、役所に来所し、職員に支払った。領収書は担当に後日持ってくると言われたが、もらっていないと主張しておりますが、担当職員は過去に何度か受け取った事実はある。しかし、領収書はその都度手渡ししか郵送していた。この滞納分については受け取っていないと主張しております。双方の意見に食い違いが見られております。

それから、このような状況を踏まえて、担当局のほうから同問題について提起があり、懲戒分限審査委員会で本人からの弁明書、それから事情聴取等を行い、処分を決定したところです。

それから、宮古島市職員懲戒分限審査委員会規則と宮古島市職員の懲戒に関する指針についてです。規則の改正につきましては、平成21年12月21日付で職員の賠償責任に関する事項、市長から意見を求められた場合を追加しております。また、指針につきましては別表を平成27年9月1日付で行政文書偽造、隠蔽、不適切な事務執行についての項目を追加しております。改正理由につきましては、改正前に行われた職員懲戒分限審査委員会での議論を踏まえ、審査会での判断基準をより明確化する必要があるとの判断に基づき、改正を行ったところでございます。

#### ◎教育長（宮國 博君）

教育行政について、全ての小中学校にクーラーの設置をすべきですということと、当局の考えを聞くというお話でございます。これ前の濱元雅浩議員、それから高吉幸光議員にもお答えをしてあるんですが、本市の普通教室は幼稚園、小学校、中学校を合計して264室でございます。ここに全部クーラー設置した場合には多額の費用がかかると。それから、維持管理費にも相当な金額がかかります。これは前回に答えたとおりでございます。したがって、この財政負担を今後どのような形で財政当局にお願いをしていくかというふうなことになるわけですが、これは一気にできる作業ではございませんので、年次計画を立てまして、宮古島市の幼稚園、小学校、中学校にクーラーを、普通教室にクーラーを設置するような形で計画を策定してみたいと思っております。ちなみに、設置率についての県内の状況でございますが、11市の中で宮古島市を除く平均設置率は、幼稚園が65%、小学校が67%、中学校が約61%でございます。本市においては、ご案内のとおりゼロです。県内で非常に設置率が高い、100%の設置率の市もございますが、これは平成26年4月1日の調査でございますが、それによりますと、この設置率の非常に高い市町村というのは基地周辺整備事業を活用している市町村であると、こういう形が見えております。

教室の快適な環境づくりが必要だというふうなご質問でございます。まず、教室の環境としましては湿気及び朝日の照射等の解決も含めてですね、本市の全ての教室にクーラーを年次的に設置するというのは、その計画を策定してそのような形で進めますというふうなお答えしたとおりでございます。今後私どもが新改築をする校舎につきましては、この湿気対策や風通し等を考慮した校地配置や設計を実施してまいります。

#### ◎総務部長（村吉順栄君）

市場店舗使用料等の不適切処理により処分を受けた職員は、発覚当時育児休業中でありました。職員が育児休業期間中に停職処分を受けた場合、地方公務員の育児休業等に関する法律第5条に基づき、育児休業は失効となります。

◎生活環境部長（平良哲則君）

不法投棄ごみ撤去について、1点目に不法投棄・散乱ごみ監視事業の一般会計補正予算に関連し、財政課とのヒアリングについてであります。予算要求に当たっては、保良崖下2カ所の不法投棄ごみの撤去を行いたいが、危険な場所にあることから、職員やボランティアでの撤去は困難で、市の単独事業で行いたい旨の説明を行っております。見積もりは実際は2社から徴集しましたが、そのうち金額の低い見積書を提出するとともに、現場の航空写真も提出し、危険な場所に不法投棄ごみがあることも説明をしております。

次に、入札に当たり、なぜ予定価格を公表しなかったかということですが、市における予定価格の公表は、宮古島市公共工事予定価格の事前公表に関する要綱に規定されており、入札に付す予定価格が130万円以上の公共工事となっております。しかし、今回のこの事業、ごみ撤去事業は生活環境部の委託業務で、従来から予定価格の事前公表はしていませんでした。

なぜ平成24年度の一括交付金が随契だったかということでありました。この平成24年度の一括交付金事業は、事業が単価契約となっております。そういうことで、予定価格の設定については宮古島市契約規則の第20条第1項、第6項の予定価格50万円未満の規定により随意契約ができることから、3社から見積もりを徴して一番低い価格を提示した会社と随意契約を行っております。今回のこの事業の違いは、崖下で作業の内容が違ったということもあります。

次に、なぜ2カ所不法投棄ごみ撤去の事業に友利崖下が加わったのかということですが、平成26年9月補正予算を要求した後で県から友利に不法投棄ごみがあると報告を受けました。そのため、予算可決後、友利を加えた3カ所の見積もりを業者に依頼したところ、予算内での見積額だったため、友利の崖下を追加しております。契約は不法投棄ごみの撤去を求めた内容で、特に数量は明示していません。そのため、場所がふえても予算額で変更する必要はないというふうに考えております。

次に、現場には大量のごみが残されています。残ったごみはどうするかというご質問ですが、これにつきましては、平成26年度不法投棄ごみ撤去委託業務の契約約款及び宮古島市契約規則に基づき、残存ごみは処理をするというふうに考えております。

次に、現場ごみの内容、変形した瓶等から焼却炉を設置している事業所のごみと考えているということですが、これにつきましては、変形した瓶があるのは市としても認識をしております。しかし、友利崖下現場の表土の層部分には製造年月日が特定できる瓶等があり、約30年前のものと確認をされております。当時この場所では野焼きを頻繁に行ったという地元の住民からの証言もあることから、変形した瓶等はこの野焼きした後のごみであるという認識をしております。

（「議長、ちょっと休憩お願いします。確認したいことがあるんで」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時34分）

再開します。

（再開＝午前10時34分）

◎農林水産部長（砂川一弘君）

農林水産業について、イムギーマリンガーデン遊歩道について、遊歩道が台風で破壊されましたが、今後の整備計画、それから今後に教訓を生かしていくべきではないかということについてお答えいたします。

イムギーマリンガーデン遊歩道については、8月7日に襲来した台風13号による波の影響で大きな被害を受けてしまいました。復旧につきましては、構造等の見直しを行い、波による衝撃に耐えられるよう図面等の修正作業を現在行っております。復旧工事につきましては、地元友利の皆さんへも説明を行い、復旧工事には取りかかりたいと思っております。

それから、今後に教訓も生かすべきではないかということですが、自然災害とはいえ今回のことについては重く受けとめですね、今後いろんな事業を展開する場合の教訓として生かしていきたいというふうに思っております。

◎会計管理者（宮国高宣君）

不法投棄ごみの撤去についての4番目の会計支出の根拠についてお答えいたします。

まず、予算執行者は会計規則第47条に基づき関係書類を添付して会計課に送付します。その支出命令を受け、会計課では会計規則第62条の第1項の規定により書面による審査をし、支出の決定をしております。そして、不法投棄ごみ撤去委託業務契約約款の第9条第1項及び第2項に基づき支出をしました。

◎消防長（来間 克君）

友利崖下の残存ごみについての見解ということをございますけども、消防が出動する場合は火災通報等によって出動するんですけども、指摘している場所については出動経歴もなく、現場調査も行っていないということで、消防としては判断しかねるということをございます。

◎上里 樹君

再質問をさせていただきます。

まず、自衛隊配備についてですけども、市長は憲法前文を持ち出しました。確かに憲法前文ではそういう規定がありますが、うたっておりますが、私が市長と議会だけの判断で決めるべきではないというのはですね、地方自治法に基づいて問いたいと思うんですよ。いわゆる地方自治体は何のためにあるのかということです。地方自治法の第1条の2では、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする書かれています。ここでいう住民福祉とは、憲法第13条の全ての国民は個人として尊重される、生命、そして自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政上で最大の尊重を必要とするという住民自治の原則と国に対して自主的に活動できるという団体自治の原則に基づいて運営されます。ですから、どのような規定の自治体にするかはそこに住む住民自身が決めることであって、国が強制することはできません。住民によって選出された議員であっても、住民よりすぐれた判断をするとは限りません。特定の案件についても、議員の見解が常に住民の意思と合致しているということもまれなことです。このような背景を考えると、議会を通じて間接的な住民自治を補完する上からも、重大な案件に際しては住民投票のような直接的な住民自治制度を取り入れて活用することが必要ではないかと考えます。自衛隊配備問題は、今生きている私たちだけの問題ではありません。子や孫たちに影響を受ける大事な問題です。

そこでお伺いします。この見解に対する市長のご見解を伺います。

もう一つ、市長は市民に説明するという、整合性の問題でお答えになりましたけども、いわゆる私がこのことを問うたのは、5月12日付の新聞に陸自関連予算計上についてどうかと問われて、関連予算の計上については要求をできればするが、市の判断も待つことになる。下地敏彦市長の判断を待つと言っているんですね。ですから、市としては議会を含め相談し、返事してくれると思う。この記事を読むにつけ、基本的には議会が民意を代表していることになると思うので、まずは議会に諮ってもらうことが大切と思う。次のステップは市と相談した上で決めると。しかし、切り抜き用意してきたんですけども、今ここに持っていません。190億円の概算要求が盛り込まれる方針が決まっていますね。ということは、市長は了解したということでしょうか。お答えください。

次に、防衛省の説明会についてですけども、協力会から地方協力本部、そういうところに要請して必要性和防衛白書に基づく中身を勉強をしたというご答弁ですけども、その他方で反対する人たちの勉強会に対応してということですけども、対応してというのであれば、なぜその説明会に広く一般住民を呼んでいないのか。利害関係者だけを対象にしているのか。せんだって中央公民館で行われた勉強会には、希望者が多数いたにもかかわらず、中に入れてもらえませんでした。反対者は自由にどういう方でも一緒に考える、そういう機会をつくっています。ですから、そういう中でそれとの関係、市長はどのように考えるのか。

それで、私は上野地区、それから西原地区で配付された資料と最新の中央公民館で配付された資料、これを手に入れました。その中身は、ページ数が24ページだった7月12日の説明に対して、9月6日は26ページにふえました。それで、どういう中身になっているかということ、最初の7月12日の中身は自衛隊の今度の南西諸島への配備について、今の国民が戦争法と呼んでいる安保法制と一体だという口頭での説明を耳にしました。ところが、この12日の資料の中には安保法制は関係ありませんと書いてあります。それが9月6日の中央公民館の説明資料の中にはすっぱりと抜き取られています。そういう違いが見えます。いわゆる反対派の言い分に対する対応という、まさに市長がおっしゃったとおりの中身に即した説明、勉強会になっていると思いますけども、こういうものは希望する者は排除しないと防衛局はおっしゃっていましたから、ぜひそういう説明会については広く一般市民が入れるようにしていければと思います。それについて市長の考えをお伺いします。

次に、不法投棄ごみの問題ですけども、改ざんデータに基づく虚偽の答弁、これに関して私は市長が謝罪をしていないこと、このことを指摘しましたけども、また先ほどの答弁でも改ざんデータに基づく虚偽答弁については触れませんでした。意図的でしょうか。なぜ私がそれについて聞くかということ、私たちは情報開示資料、1回目、2回目、3回目、手数料を払ってとりましたよ。ところが、第1回目の議会報告の改ざん資料は改ざんだと認めて、新しく中身が出てきたんですね。その中身の出たきたものもさらに根拠がない中身だということ指摘したいと思います。それは、工期が3月25日で終わっているにもかかわらず、3月27日、28日、こういう計量票兼領収書なるものがついていきます。これをどう説明しますか。量が確定した、そうやって市民に市長は謝罪したはず。ところが、議会に対する改ざんは一度もわびていません。市長の見解を伺います。

さらに、残ったごみをどうするのかについて、市長は契約の瑕疵条項に基づいて業者に回収させると答

弁しています。しかし、危険だからということで見積もりもできなかった場所、そういう場所を業者に選定してもらった結果、危険だからということで回収できない、市長も現場を見てこれ以上は取れない、取るだけ取ったというコメント出しているように、そういう業者に対してなぜ同じ仕事をやらせるんですか。これは、瑕疵条項に基づいてやれというよりも、もう取れないと判断をした、そういう中でもう業者に対してはお金を返してもらい、それが筋だと思います。いかがでしょうか。

それから、不法投棄、散乱ごみの監視事業の見積もりの中で、危険な場所であり、2社から見積もりをとったと、要するに市としては現場を確認ができなかったというんですけども、業者はその見積もりをどうやって出したのか。その内容はどんな内容になっているかお聞きします。

それから、会計支出の根拠についてですけども、会計規則第47条に基づいてという月払いをおっしゃっていますけども……

(傍聴席から何事か声あり)

◎議長（眞榮城徳彦君）

ちょっと待ってください。

傍聴人の方に申し上げますけども……

休憩します。

(休憩＝午前10時49分)

再開します。

(再開＝午前10時49分)

(傍聴席から何事か声あり)

◎議長（眞榮城徳彦君）

傍聴人は退場しなさい。

休憩します。

(休憩＝午前10時49分)

(傍聴人1名、退場)

再開します。

(再開＝午前10時55分)

◎上里 樹君

質問を続けさせていただきます。

財政支出に当たっての根拠、これが会計規則第47条に基づいて月払いのね、支払いを行ったというんですけども、これはいわゆる議会を通った後に友利崖下が加わったという経緯がありますけども、そういったものは何ら問題にならないのかどうか。お伺いします。いわゆるこういう崖下が新たに加わって、予算内だからという部長の説明がありましたけども、それでよいのかどうかお伺いします。

それで、また繰り返しになりますけども、不法投棄のごみの撤去については、8月14日に市長はいわゆる謝罪会見、市長は参加せずに担当課長と部長、副市長の3氏がごみゼロ宣言を撤回する発表を行い、謝罪しました。それから、8月24日に市長、副市長、部長の3氏が水増し指示データ改ざんについて記者会見を開き、謝罪しました。伝票に記載されている数量から実際の処理量がわかったと、数字が確定したの

で会見すると判断したとコメントしています。処理量が3カ所190トンと報告していましたが、実際のごみ回収量は143トンで、947トンは過大に報告されていたと報告しましたが、9月2日の本会議で同様の報告をしましたが、その後4トン車のカードを2トン車に使用したこと等から実際の計量数が変わったとして、実測数量134.365トンと変更しましたが、この数字もさっき指摘したように間違いだと言わざるを得ません。そこでお伺いします。なぜ、繰り返すのですけどね、3月28日の計量票が存在するのか、そのことについて伺います。

時間がありませんけれども、1回目の質問で質問漏れがあります。議長の許しを受けて質問させていただきます。港湾の管理についてですけども、下崎ふ頭についてです。大型クルーズ船の接岸で9月1日から12月末までスクラップの積み込み作業ができなくなって困っていると、いわゆる収入がなくては給料も払えない、税金も払えないという苦情が寄せられています。その対策について伺います。

それから、市場の使用料の不適正処理についてですけども、これはなぜ平成24年度に集金したお金を2年以上も処理できなかったのか、上司は何も指摘しなかったのか、課としてどう処理したのか伺います。

それから、未納があると更新できないはずですが、なぜ未更新のまま更新できたのか。

以上お伺いして、再々質問させていただきます。

#### ◎市長（下地敏彦君）

多岐にわたる再質問でありました。

まず、憲法と地方自治法との関連のお話でありました。両方とも基本的には議会制民主主義を前提にして制定されているものと思ひまして、そういう意味ではこの議会制民主主義に基づいて物事を判断するというふうなのが当然であるというふうに考えております。

次に、自衛隊が予算要求をしているのは市長のある程度の了解があったというふうなことではないんですかというニュアンスの質問でありました。私は、これまでもずっと言っているんですよ。まず、その土地が確定していないと、どこにどういうふうに施設をつくるかもわからないと、したがってそれを見て関係法令等に適合しているかどうか見てから判断すると言っているわけです。予算要求するのは、国がみずからやるべきことであって、私の判断に基づいてやっているわけではありません。そこは誤解をしないようにしていただきたいと思ひます。

次に、自衛隊の協力会、それから父兄会、隊友会と一緒に説明、会員等に対してですね、理解をしている人たちにとって説明会を開いている中に自分たちも入れるのかと、自衛隊の協力会に対して、協力会だろうな。本部か。本部に対して問い合わせをしたら、できるというふうに話をしていたんで、行ったということですが、主催をしているのは自衛隊の隊友会、父兄会、協力会であるわけですから、問い合わせる相手が違っているんじゃないですか。それは主催者に対して問い合わせをして判断をすべきであって、そうじゃない人に対して聞いたらいいいと言っていたから、何で入れないかということ自体がおかしいと私は思ひます。

次に、3回ぐらい開いているんだけど、その内容がそれぞれ違っていると申しているんですけども、その内容まで私どもは把握しているわけではありません。それぞれ……

（「防衛白書の中身を……」の声あり）

#### ◎市長（下地敏彦君）



そうと聞いております。だから、具体的に資料です、どんなものがある、こんなものがあるということまでは自分でやっているものについてまでは私どもは把握していないということでもあります。

次に、不法投棄ごみについて私は謝罪していないんじゃないかということですが、私としては謝罪をしているというふうに理解をいたしております。

#### ◎副市長（長濱政治君）

契約の瑕疵条項を使ってごみを回収させると、危険だからもう取れない、業者に返金させるべきだということについてお答えいたします。

その友利の特に崖下については、回収した後に土壌が出てきてしまったんですね。土砂が。それで、ごらんになったと思いますけども、あの状態でもうこれは手作業では無理だということになって、一応完了ということになりましたけれども、多分雨風であの土砂が全部流れて下のほうからごみが出てきたということがございます。そこで、前はこれ以上の手では取れないというふうな話だったんですけども、ああいふふうなごみの出方がすると手でも取れると、そしてまたたくさんの方が出入りしたおかげで、あの現場には機械が多分持ち込めるような状態に今なっているということもありますので、残っているごみがある以上、取らせたいというふうに思っております。

#### ◎生活環境部長（平良哲則君）

伝票に3月27日、28日が入ってということではありますが、この件につきましては、8月19日にこの伝票の改ざんが発覚しました。その後、実際の搬入データをもとにしまして数量を決定しました。その中で143トンというふうになりました。この事業期間は3月25日までであります。搬入は当初3月22日までだったんですが、実際の伝票を精査しましたところ3月21日の搬入までしかこの143トンには含まれておりません。9月2日の質疑の中で、4トン車のカードを2トン車に使ったために、再度精査しまして134トンというふうになりました。このときにこの変更したデータを亀濱玲子議員に提示したところ、そのものがたまたま下のほうに入っていたということで、私も亀濱玲子議員から指摘を受けました。すぐ戻して担当課に確認したところ、これは恐らく違うと、この伝票は間違いなく3月21日までのデータだというふうになりました。差しかえて亀濱玲子議員には提出してあったんですが、ちょっとこれ説明不足で上里樹議員までデータが行っておりませんでした。そういうことで、このトン数は3月21日までの計量の搬入ということになります。

#### ◎建設部長（下地康教君）

平良港下崎ふ頭の利用についてのご質問がございました。ご質問の内容は、大型クルーズ船の接岸でスクラップの積み込み作業ができなくなるのではないかと内容でございました。お答えいたします。

クルーズ船の運航計画は、平成28年の2月23日まで続くというふうになっております。クルーズ船とスクラップ運搬船の岸壁利用については今後調整する必要があるというふうに考えております。そのため、下崎ふ頭内にですね、スクラップ専用スペースを設け、すみ分けできるよう配置する計画をしております。また、クルーズ船の運航計画につきましてもスクラップ事業者と情報を共有し、港湾施設利用に支障が出ないよう努めてまいりたいというふうに考えております。

#### ◎観光商工局長（下地信男君）

公設市場の使用料につきまして、平成24年10月から明けて1月までの使用料について職員が不適正な処

理をしていたということの今回の問題ですけれども、その10月から1月までは納付処理していなかったということで、滞納という形になっておりました。そこで、なぜ滞納なのに施設の使用が更新できたかというご質問ですが、現在、これ平成27年度に改めましたけれども、現在は滞納のある方にはあらかじめ納付を呼びかけまして、更新時までには納付ができなかった方には更新を認めておりません。または分割納付誓約書を交わすことができたならば、この方には更新を許可しているという対応に改めました。平成24年度当時、これは昨年度までですけれども、未納のある方についても更新を認めておりました。ただし、未納分を催促して納付相談をするという形で、実際その場では納付するという方向になっている方については更新をしていたという経緯がありました。そういうことで、未納分についても相談をしながら納付していただくという方向を確認しながらやってきたということですので、更新を認めたということでございます。

◎会計管理者（宮国高宣君）

まず、平成26年度の不法投棄ごみ撤去委託業務につきましては、去年の9月定例会におきまして議会の承認を受けて予算が決定されております。会計課は、この予算について疑義を申すことができません。支出の命令を受けて初めて支出すると、関係書類を審査をし、支出をするということになっておりますので、予算につきましては疑義を申すことができません。

◎上里 樹君

質問させていただきます。

指摘したいことが山ほどあるんですけれども、3回限りの質問では消化し切れません。次の機会に譲るとしましてですね、まずクーラーの設置については、教育部長も現場入って確認したということですので、劣悪な状況にある特に北中、平良中、久松中、小学校等も含めてぜひ優先順位をつけて整備に努めていただきたいと思います。

あとは、市長もおっしゃったように、用地取得に私190億円と言いましたけれども、108億円の間違いです。訂正します。この予算計上と。これを見て市民も驚いていますけれども、市長がおっしゃるように予算計上といっても決まるのは12月末です。それまでにあと数カ月もあります。そんな中で国会を通るかどうかもわかりません。未知数です。ですから、住民自治を発揮してですね、まちづくり計画、その将来を誤らないように住民としっかりとともに考えてですね、この問題とめていきたいと思います。国も宮古島市もこういう重要な問題を議会だけで決めようということは絶対にあってはならない、このことを指摘して終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（眞栄城徳彦君）

これで上里樹君の質問は終了いたしました。

◎仲間頼信君

時間の制限がございますので、すぐ質問に入りたいと思います。

その前に少しだけは述べてみたいと思います。市長におかれましては、日ごろから宮古島市民の生活向上、生活の安全のためにご努力されていることに敬意を払うとともに、感謝し、質問に入ります。

道路の形状、この場所はですね、平良荷川取線先島シャッター前交差点の道路の形状改善願いですけど、たびたび発生する市内の交通事故発生交差点につき、どうしてもですね、改善の必要性があると。非常に危険な交差点でございます。この交差点は、交差道路の形状から極めて見通しが悪い状況となっております。

す。すなわち、一方が急カーブとなり、他方が直角で交差する道路の交差のため、交差点内に進入しなければ一方の急カーブの道路を見通すことが全くできず、交差点に進入した段階で急カーブ道路からの車両を発見し、衝突や接触しそうになり、危険この上ない状況です。実際本交差点が関係する企業から近い場所にある関係から、同交差点内での自動車事故をたびたび目撃しています。また、本市議会においても同僚議員から再三にわたり本交差点の危険性が指摘され、信号機運用での改善などが要求されています。日々同交差点を通る市民といたしまして、同交差点の危険性を再三指摘されました同僚議員を高く評価するとともに、今後ともまた大いに活躍されることを強く期待申し上げまして、これからまた同交差点について私見等も申し上げたいと思っております。信号機運用での改善は必要な一つの方法だと私も思いますが、本交差点の事故防止の抜本的解決は、道路の形状、構造を改善する以外にないと考えております。すなわち、現在の交差点直前では見通しができない状態を、砂山ビーチ方向の急カーブの道路の角を取り払い、見通しができる状態にすべきだと思います。いずれにせよ本交差点の危険性の除去は一刻も早くなされなければならない重要な課題であることは明らかです。したがって、本交差点における交通事故件数の資料提供願を宮古島警察署に提出し、宮古島警察署の協力を得て資料提供をしていただきました。宮古島警察署の資料でも同交差点の危険度は非常に高い。本交差点の危険性除去は、一刻も早くなされなければならないと思いますが、当局の考えをお聞かせください。

また、早急に立て看板等で同交差点の注意喚起はできないものかについてもお願いします。

伊良部大橋開通に伴い、集落内交通量増加に伴う道路改良を伊良部島地域において調査はできないかも質問したいと思います。伊良部大橋を渡ってですね、伊良部地区は佐良浜向きに街灯はございません。そういった面等で質問に入りたいと思っております。伊良部島各集落内の道路の幅員を拡張させて、交通事故が発生しない安全、安心な生活環境を実現するためには伊良部大橋に街灯を取りつける。さらに、伊良部大橋を渡って字伊良部方向にも街灯がなく、真っ暗な状態です。暗い場所は、犯罪の温床、交通事故発生の原因となります。宮古島市民が安全で安心に利用できる状態に持っていく。そして、佐良浜方向にも街灯は一個もございません。大変危険な状態ですので、早目に街灯を取りつけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。答弁願います。

私が去った6月定例会において、池間添地内でのバス路線について道路の改良願いをしました。さらに、伊良部大橋開通に伴い、バス路線を宮古市役所、宮古高校、宮古工業高校まで延長していただきますよう申し上げました。市長の答弁では、協議会で十分意見を詰めてみたいと思いととの答弁でございました。先月8月6日に宮古島市バス対策会議が開催され、平成28年度における補助対象路線の協議がなされていますが、同会議で伊良部島からの路線延長の問題が議論になったとすれば、内容と結果をお聞かせください。

また、補助金の対象は生活バス路線に限られているとされていますが、高校通学の必要性を生活上必要と認めることで補助金支出を教育、そして子育て、福祉の観点から見るのが可能ではないかと考えます。現状の平良地区高校通学生の数のみにとらわれず、将来を見据えて利便性を考えたバス路線の設定が必要と考えますが、市長の考えをお聞かせください。

私たち伊良部島住民は、伊良部大橋開通前は伊良部島から平良に通うとき等には、また学生等は定期船により宮古島に渡り、港から徒歩、またはタクシーによる通学を余儀なくされてきました。それが伊良部

大橋開通によりバス通学は可能となり、安心して通学できると期待し、伊良部大橋開通に向けた協力も惜しまなかったのですが、現実には従来と変わらず平良港より徒歩、またはタクシーで通学をする状況となっており、私たち伊良部島住民の期待が失望に変わりつつあります。住民の悲願と言われた伊良部大橋は、要請から40年の歳月を経ての実現となったことはいまだに記憶に新しいことであります。伊良部大橋開通に当たっての祝賀会で翁長雄志県知事は、伊良部大橋の完成は教育や医療、福祉等の生活環境の向上につながるかと述べられ、国を代表して松本洋平内閣府大臣政務官は、伊良部大橋が有効に活用され、島外通学等の負担軽減、病院への搬送時間の短縮など、生活環境、文化水準の向上並びに産業振興に貢献すると申されていました。また、下地敏彦市長は主催者を代表して、伊良部大橋の開通により島の人々の生活環境は向上し、離島苦の解消はもとより、環境や農業の振興によって島の活性化が図られると強調されました。私たち住民は、生活環境の改善を大いに期待していますが、その実現に向けて市長が政策、施策の実行をいかにするかと思っておりますので、ぜひとも実現願いたいと思っております。平成28年度予算のヒアリングに入れてですね、予算をつけていただきたいというふうに強く要求したいと思っております。

それから、バス路線の補助金はですね、バス費用の総額の85%を補助でやっているわけですから、その補助についても聞いてみたいと思っております。この補助の中でですね、例えばバス等の車検代とか、それからタイヤのパンク修理代とか、それから車庫の使用料とか、そういったものも含まれているかなど等も説明願いたいと思っております。

それから、水難事故対策について。水難事故は、非常に残念でなりません。今後は、災いを教訓にして、宮古島市が全ての対策を講じて防止しなければならないと考えます。一旦事故が発生しますと、宮古島市に観光にいられた観光客の方々からもよくないイメージを持たれてしまいます。宮古島に観光に行き、きれいな海で泳ぎたいとの期待、好奇心が失われてしまいかねません。私が気づくだけでも、宮古島市の水難事故対策については安全第一になされておるとは思っておりません。例えば2014年7月と8月に発生した砂山ビーチでの水難事故後について、水難事故が起きないような対策をとられたのか、水難死亡事故を発生させない思い切った対策を講じられたのか説明願います。

また、先月25日に地元紙で、水難事故防止推進協議会では市の職員、宮古島海上保安官、宮古島警察署員によって遊泳の注意事項等が書かれたパンフレットを配布し、波が高いときに海に入らないなど注意を促したとの報道がございました。宮古島市は、なぜパンフレットとか看板とか、そういったことだけで十分に水難事故防止は講じられていると考えられるのか、なぜ監視員を配置されないのかについても説明を下さい。

農漁業の振興について。伊良部島の住民から強い要望がございます。伊良部支所に農業係や漁業係を置く考えはないでしょうか。

それから、保良漁港についての質問に入ります。東平安名崎の保良漁港について、保良漁港を停泊港にして漁業されておられる方から漁港の状況について説明を受け、現場確認、調査を行いましたので、保良漁港の状況を幾つか説明し、本漁港の早期改善をお願いしたいと思います。1点目がですね、東側防波堤の延長工事、これは台風時に砂が流入するというところでございます。それから、2点目、しゅんせつ工事もお願ひしたいと。漁船を港から出して漁に出たいが、大潮のとき港内が浅いため船が出せないということです。また、漁の最中などに海が急に荒れたときなど、保良漁港は水深が浅いために大分離れた浦底の

港か、または博愛漁港に避難する状況だと。3点目。台風時に船のロープを巻きつけるために棧橋や防波堤にあるべき綱取り用ビットがない。綱取り用ビットがないので、船主たちはですね、この防波堤棧橋にボルトを打ち込んで使用していると。それから、4点目、船の陸揚げ時に使用するウインチが破損して取りかえが必要であると。これは、城辺町時代このウインチは設置されたと聞いているが、ウインチの更新を願いたいということでございます。私見を申し上げますとですね、東平安名崎は宮古島市でも有名な観光地でありますので、多面的な想定で、防犯、防災の連絡上、東平安名崎で観光客相手に商売されております方々にも協力をお願いしてですね、連絡所を設ける。例えば観光客が事故に遭ったとしても、また海に落ちたとしてもですね、落ちないとも限らないわけですから、これだけの人数の方々が観光客で来られるわけですから。そういった場合にも観光客の救助要請が保良漁港の船主にあったとしてもですね、これは潮が下がっていて浅いために救助に出れないということになってしまいますので、市長には保良漁港が普通に使用できる状態に改善をお願いしたいと思っております。

それから、観光行政について。下地敏彦市長の施政方針で、伊良部地域観光整備総合計画策定、また市長が話されていまして伊良部大橋開通後、伊良部大橋付近に新しい事業ができ、それに伴い、新しい雇用が考えられますと話されておられました真意をお聞きしたいと思っております。

それから、議員の兼業禁止について質問いたします。去った6月定例会において、副市長の説明では、宮古島市の顧問弁護士の解釈では、議員が会社の役員としてのかかわり合いでその重要度が高いと認められるのかの判断は議会が審議して判断すると思いたいと伺ったことと答えられました。地方自治法第92条の2についての判断は、議員の身分についての判断は議会がするのでありますが、宮古島市当局は工事指名業者に宮古島市の議員がついている場合は指名をすべきではないと考えるが、指名審査委員長であられます長濱政治副市長の考えも顧問弁護士と同じく、指名する場合でも問題なしとの考えか伺います。

しかし、千葉県鋸南町兼業禁止事件、東京高裁平成15年12月25日判決、すなわち長や議員が法人の役員に就任している場合や営利目的等で法人に出資している場合などは、長や議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが高いというべきであると東京高裁の判決文にあります。これは、検索で確認してください。私が申し上げているのはですね、議員が沖西建設の株式を58%所有しているということです。これは、きのう、15日に県に出向いてですね、県の資料で確認してきました。この千葉県の鋸南町兼業禁止事件の東京高裁の判決文の中に書かれているのに目を通しますとですね、これはやっぱり株を過半数以上所有しているわけですから、これは名を伏せたほうがいいんじゃないかなというふうな考えですね、私の考えは。これは、副市長がどういうふうな理由で指名をし続けているかはわからないわけですが、指名を続けるのであれば議員の身辺整理をですね、させてやるべきじゃないかなというふうに、私はそういうふうに考えております。ぜひ副市長ですね、これは答弁を願いたいと思います。

それから、6月定例会で、個人が請負をしたことによって、2015年6月9日に熊本県天草市での兼業禁止で議員が即処分をされたというふうなことですけれども、これについて副市長は、個人の場合だから即これは身分を失うというふうな説明でございました。これは、兼業禁止にはですね、個人の請負の禁止と法人請負に関する禁止と2種類あるわけですね。だから、この個人だから即身分を失うというふうなことじゃなくて、これを認めるのはですね、これは議会が3分の2以上の判断でもって身分は決定するわけであって、個人も法人も同じでございますので、そういったことを答弁するのであればちゃんと調べてです

ね、答弁しないと、私はあなたがそういった答弁すればまたどこかに行って調査してくる。忙しくて大変ですよ、本当。だから、答弁する場合には調査してきちんと答弁してもらいたいと思っております。副市長、よく聞いておいてから今後は調査して、質問に対しては答えてください。

それからですね、ごみの残存問題について。去年の平成26年のごみ不法投棄の開示文書ですね、正当性を説明していただきたいんですけど、今までの同僚議員の質問に答えられていることを聞きますとですね、七転び八起きみたいな、二転三転、もうどれを信用していいかわからないような答弁がございます。これは、そういう答弁の仕方よりは、ちゃんと調査して答えますと、そういうふうな説明をしないとですね、考えたらいいかげんな答弁だなというふうになるわけでございます。

ごみの量なんですけどね、この前までの143トンが134トンになったというふうなこと、そういうその日その日で答弁が違うのであればですね、先ほど申し上げたように調査してちゃんとした数字を説明してもらいたいと。

それから、このちりを運んだという車が、コード番号などを数えてみますとですね、12台あるんです。どこからこれだけの車を探してきて運んだのかなというふうな思いもあるわけですけど、これはまた会社の力によってはそれなりにまた車を出したかもわからんし、そういったことについてもですね、生活環境部長、説明を願いたいと思っております。

それから、どういうふうに判断するかわからないものについてはですね、これはもう警察署に告訴して警察署の力で解決させないとですね、これは新里聡議員もおっしゃっておられましたけど、これはややこしい問題ですので、こういったのは告訴すべきだと私も思っておりますので、これについても、市長はよろしいですけど、副市長は答えてください。

#### ◎市長（下地敏彦君）

まず、伊良部の支所に農業や漁業の係を置く考えはないかということであります。伊良部農林水産室につきましては、伊良部大橋開通に伴い、地理的利便性が大幅に改善され、これまでの業務を担当課に集約いたしました。しかしながら、伊良部大橋が開通して日が浅いことから、農業、漁業への行政サービスの低下を防ぐ観点から、当分の間農業と水産をあわせた担当を設置します。

次に、伊良部地域観光地整備総合計画についてであります。伊良部地域観光地整備総合計画については、今月中に発注する予定で作業を進めております。また、伊良部地区では今後ますます観光ホテルなどの施設の建設が見込まれることから、幹線水道水の布設等についても県と調整をしております。あわせて下地島空港及び残地についても、今県がプロジェクトの選定作業を進めており、県と十分協議し、伊良部島の活性化に向けて今後も取り組んでまいります。

#### ◎副市長（長濱政治君）

議員の兼業禁止についてでございます。東京高裁の判決を読ませていただきました。千葉県鋸南町兼業禁止事件、東京高裁平成15年12月25日の判決では、議員ご指摘のとおり、営利目的で法人に出資している場合などは、長や議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが高いというべきであるというふうに述べております。また、当該法人の性格や請負契約の内容を考慮すべきであり、これらの事情の有無と当該法人の請負比率を相関的に総合判断して、当該請負の重要度が長、議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っているか否かを判断すべきであるとも述べております。ご指

摘の議員が全株式の58%を所有していることが直接兼業禁止に当たるということではなく、請負契約の比率についても考慮し、総合的に判断することになると思います。請負の重要度は、当該事業者の請け負った総額に市の発注した事業の請負額の比率で判断するというものであり、これについては資格審査特別委員会で該当しない旨の判断がなされておるところでございます。

それから、業者の指名について、宮古島市としてペナルティーを与えているかということでございますけれども、ペナルティーは与えておりません。ただ、仲間頼信議員が平成26年12月15日に兼業禁止違反であるという提起をしております。その翌日から沖西建設への指名はずっと控えておりました。

あと、県に報告するやつで書類が間違っているということで、県のほうが平成26年12月22日に市議会事務局に立入調査し、西里芳明氏の議員活動を確認、午後からこの会社に立入検査、そしてヒアリング、その間に西里芳明議員が建設業法第7条第1項第1号に規定する条文に当たらないことを確認して、そして……

(「そんなこと言わないよ。取締役をおりたわけでしょう」の声あり)

◎副市長（長濱政治君）

そうです。

(「これからそうなる」の声あり)

◎副市長（長濱政治君）

そうです。おっしゃるとおり。ですから、建設業法で答えていますよ。それで、平成27年1月23日付で県の行政指導がありました。それで、ペナルティーは科さないということの判断を県のほうがしております。指名停止等の処分は科さないということでございました。そのことから、1月26日から指名はしております。

不法投棄ごみ残存問題の開示問題です。今回情報開示のあり方に一貫性のない対応を行い、大変申しわけなく思っております。今後の対応につきましては、担当部署と連携を密にし、他市町村の事例も参考にしておいて対処していきたいというふうに考えております。

それから、告訴の話がございました。これにつきましては、先日もお答えしたとおりでございますけれども、今回の不法投棄ごみに関する一連の問題につきましては、現在担当課に対し、詳細な報告を求めているところであり、報告書が届き次第、内容を確認の上、懲戒処分に関する指針に照らし合わせ、対象となる職員については職員懲戒分限審査委員会での諮問手続をとる方向で考えております。告訴につきましては、報告内容を精査し、顧問弁護士と相談し、慎重に対応してまいりたいというふうに考えております。

◎生活環境部長（平良哲則君）

まず、1点目に水難事故防止対策についてお答えします。

市の思い切った対応ということでありました。水難事故防止につきましては、市だけの対応では大変難しい面があります。昨年の砂山ビーチで起きました2件の事故、それを踏まえまして宮古島市水難事故防止推進協議会では活動の強化を行ってまいりました。この宮古島市水難事故防止推進協議会の会員、宮古島警察署、海上保安署、宮古島消防、それから観光協会、そういった組織会員、そして市の城辺支所、下地支所、上野支所、伊良部支所の職員、そういった者が網羅して、台風の接近の3日前、それから通過し

た3日後、そのときに分担しまして広報車を利用したパトロール、あるいは注意喚起、そういったものを初めてことしから実施したということでもあります。

それから、この監視員の配置であります、これにつきましてもきのうから答弁しているように、海浜の管理は県が管理権を有しているということから、その取り扱いにつきましては一括交付金の活用もですね、念頭にしながら県と話したいというふうに思っております。

それから、不法投棄ごみ残存問題の件で搬入車両の件がわかりにくいということがありました。これにつきましては、2台の4トン車があるんですが、それを搬入する場合に1つのカードを使っているものですから、非常にわかりづらい伝票になっているという面があります。これは、非常に反省する部分であるというふうに思っております。

#### ◎農林水産部長（砂川一弘君）

農漁業の振興について、保良漁港のしゅんせつ工事、防波堤の延長、それから係船用ピットの取り付けについてご説明いたします。

現在保良漁港の漁船の利用状況ですが、3トン未満の漁船が15隻、それから3トンから5トン未満が2隻の計17隻が登録漁船となっております。保良漁港の整備は平成8年に完成しておりますが、台風等で砂の堆積により水深の浅い場所ができていく状況にあります。こういった状況を踏まえて平成25年度に深淺測量、深さを調査する測量ですけども、調査を行っております。調査の結果、議員からもご指摘のとおりしゅんせつの必要があると思っております。ただ、しゅんせつにつきましては、ほかの漁港においても同じような状況の箇所もありますので、漁港の利用状況等を踏まえながらしゅんせつの計画を立てて対応していきたいと考えております。

それから、防波堤の延長工事ですが、防波堤の延長工事につきましては1漁港当たりが利用する漁船の総数が50隻以上、あるいは登録漁船数が50隻程度という条件等もございますので、これにつきましては県のほうともですね、整備に向けて協議をしまいたいというふうに思っております。

それから、係船柱、ピットの取り付けですけども、台風時の災害防止を行うため、岸壁への係留ができるよう取り付け箇所の調査を行い、設置する方向で取り組んでまいりたいと思っております。

それから、巻き上げ機、ウインチの取りかえにつきましては、議員からもご指摘のとおり壊れて使えない状況となっております。また、現在ある巻き上げ機の場所が船揚げ場からずれた場所にありますので、新たに設置する場合にも設置場所の変更をですね、船主会からも聞き取りをしていきたいと思っております。設置につきましては、補助事業での整備ができるよう県や関係機関と協議を進めていきたいと考えております。

それから、東平安名崎に防災時の連絡所を設置したほうがよいのではという話ですが、災害時、津波等の連絡所を東平安名崎にも設ける必要があるということにつきましては、災害時の万が一のことを考えた場合、こういった連絡所あるいは連絡体制は必要だと思っております。ただ、防災の観点からですね、防災担当等も含めて協議をさせていただきたいというふうに思っております。

#### ◎建設部長（下地康教君）

道路行政についてでございます。まず、1点目、平良荷川取線先島シャッター前の交差点の形状の改善についてというご質問がございました。ご指摘の箇所は東環状線で、先島シャッター前交差点から平良土



建交差点までの未整備区間でございます。同交差点において、危険な状況があるということは認識しており、通行車両や歩行者の安全確保を図る上からも交差点を含めた道路整備は必要だというふうを考えております。市としましては、現在安全性や緊急性を考慮し、県や関係機関と調整しながら平成28年度における新規採択に向け、取り組んでおります。また、整備実施までの期間における安全確保につきましては、宮古島警察署等関係機関と調整をしながら注意喚起の看板設置などを検討していきたいというふうを考えております。

次に、2点目です。伊良部大橋を渡り、伊良部地区や佐良浜地区に向けた道路に街灯がないと、街灯設置はできないかというご質問でございました。お答えいたします。伊良部大橋つけ根より長山港入り口までの区間は、県道として認定をされております。したがって、県が道路整備を進めておりまして、沖縄県宮古土木事務所に問い合わせたところ、平成27年度は実施設計を行っているということでございます。したがって、市としましては道路街灯の設置を県に強く要望してまいります。また、伊良部大橋つけ根から佐良浜漁港へ向けての道路は、市道伊良部103号線となっております。街灯設置につきましては、交差点及び見通しの悪い箇所など街灯設置基準等を考慮しまして現地調査を行って、設置に向けて検討していきたいというふう考えております。

#### ◎観光商工局長（下地信男君）

バス路線について3点ほど質問をいただきました。まず、バス対策会議での内容についてでございますが、バス対策会議はバス会社の代表、それから地域の代表、行政で構成されておりまして、生活バス路線のあり方について協議、意見交換を行っております。今年度の会議においても、議員ご指摘のとおり宮古高校や宮古工業高校までの路線延長について、伊良部地区の委員から意見がありました。この意見に対しましてバス会社からは、他のバス会社との競合になるのではないかと、また赤字がかさむのではないかと等の意見がありました。市としましては、新たな路線や路線延長に当たっては、生活バス路線が補助金で維持されているという現状にあることから、市や県の補助金交付要綱に照らし、検討する必要があると回答しております。そのように回答した理由はですね、市、県の補助金交付要綱では他社のバス路線と一定の競合区間がある場合は補助金が減額されるという、そういう仕組みになっておりますので、路線編成に当たっては注意が必要であるということ、また交付要綱の中に経営改善査定制度というのがありまして、前年度より赤字が2%以上悪化すると最高10%の補助金減額がありますよと。市、県からの補助金があったとしても一定の制限やペナルティーがあるということに注意する必要があると申し上げたつもりでございます。

次に、バス路線の編成に当たっては市民の利便性を考慮して設定する必要があるのではないかとご質問です。ことし2月の伊良部大橋開通に伴い、バス路線の改編を行っております。伊良部線は、新たに伊良部島から平良港のバス結節点までの路線ができました。これは、伊良部大橋の例ですけれども、このような環境の変化に伴う人々の移動に変化が生じた場合は、市民の利便性を考慮してバス路線も組み直すという作業をバス会社と協議しながら行っております。今後も利用者の利便性を考慮してバス路線の維持には努めてまいります。

また、宮古高校、宮古工業高校までの運行につきましては新しい路線になります。利用者がどういう状況になるのか、あるいは先ほど申し上げました交付要綱との兼ね合い、あるいはバス会社の運行計画との

兼ね合いを調査しながら検討してまいります。

次に、バス会社の経営状況に示された費目の中の費用について、伊良部島のバス会社からの聞き取りでは車検費、それからタイヤの取りかえ、修繕費もその中に含まれているということでした。

#### ◎仲間頼信君

副市長の答弁を聞きますとですね、議員が業者の役員をしておっても構わないというふうな答弁だと思います。地方自治法第92条の2では兼業禁止と書かれているわけです。それで、議会が判断するのは、地方自治法第127条第1項の規定によって出席議員の3分の2以上の者でこの判断をします。あなたが言っていることは非常に大変なことですよ。じゃ、あなたはこの指名している議員の会社から、今は宮古島市から48%ですか、それとも30%ですか、あと21%とっても大丈夫ですねとか、そういうふうな説明を受けてから指名をするんですか。冗談言わんでくださいよ、副市長。やるなと自治法にあるわけだから、これはやってはいけない。また、私は先ほども申し上げましたけど、指名を続けるのであれば出資金とかもですね、この株なども誰かに移動させてですね、移して、そして身の回りを整理させて指名をすべきだと私は思っております。これももう一度答弁してください。

それから、これは言いたくなかったんですけどね、副市長、バス路線について先月8月6日に宮古島市バス対策会議がございましたね。8月6日、バス対策会議、あなたはそこですね、伊良部島から参加した委員から、利便上はですね、乗りかえないで伊良部島から宮古島市の市役所、宮古高校、宮古工業高校までこれは通すべきだというふうな意見が出されたわけです。あなたは、そのときにですね、考え方としては以前は佐良浜港から連絡船で平良港まで来ていたから、そこからタクシーで移動してもいいんじゃないかというふうな答弁をやっているんじゃないですか。失礼ですよ、これ。いつまでも伊良部島の方はそういうふうに苦労しなさいということですか、これは。それで、これに対してこの自衛隊父兄会の野原委員はですね、平良港があるので、平良港から歩きなさいと言えるのかというふうなことを彼は申しているわけです。つまり副市長、あなたはこの伊良部島の方に失礼なことを言われているんですよというふうなことを野原委員は申しているわけです。だから、そういうふうな考えじゃなくして子供たちの教育の面、利便性、そういったことからですね、ぜひ市役所、宮古高校、宮古工業高校まで延長させるようにしないと、あなたがこの考えをずっと持つておったら伊良部島の人は貧乏になりますよ、これは。何のために橋をかけたんですか。冗談じゃないですよ、これ。あんな言い方では。平良港に結節点が設置されたんで、これをできるだけ活用して乗りかえてもらおうと、そんなことでは伊良部島の人間に対して非常に失礼でございますので、そういう考えはしないでですね、この宮古島市を今後担うであろう子供たちのためにも、学生たちのためにもですね、ぜひ利便性を考えてもらってですね、宮古高校、宮古工業高校までバス路線を延長して、私はこれは敬老会のときにもあなたがそう言ったというふうに話していますよ、これは。だから、いいかげんなことはしないでくださいよ、答弁は。

それから、農林水産部長ですね、この浦底漁港の船主たちは漁に出ているときに海が荒れたときですね、戻れなくて、遠くの浦底港とか博愛漁港に行かれていますということですから、そういう面からも、ぜひこの安全の面からもですね、これは優先的にやってもらえればというふうに思っています。これだけは答弁してくださいね。

副市長、第92条の2の違いももう一回答弁してください。

◎市長（下地敏彦君）

バス対策会議で副市長がお話したのはですね、先ほど観光商工局長が言ったようにですね、もし通ずるとなるとバス路線が競合しますよと、競合した場合に補助金が減額にされるというのが前提にあるわけです。それを十分説明しないままそれはすぐできないということでお話をしているんであって、伊良部島の人の利便性を全く除外して答弁しているということではありません。ここは十分理解をしていただきたいと思えますし、どうやって今後バスの路線をですね、うまく組み合わせるかということは、宮古島のバス路線全体の問題ですから、それはその中で検討してまいります。よろしくお願ひします。

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後零時04分）

再開します。

（再開＝午後零時07分）

◎観光商工局長（下地信男君）

よく整理されておられませんけども、基本的にバス会社、バス路線に対して赤字部分を市が補助しています。これはですね、通常民間だと赤字になると廃止ですね。運営できません。ただ、路線が廃止になった場合に市民、交通弱者が不利益をこうむるということで、市が補助金を投入してでも路線を維持することがあるからやっています。先ほど答弁しましたけども、85%補助金を出しているから、じゃ赤字を垂れ流してもやりなさいということじゃないんですね。補助金、県の要綱の中でも市の要綱の中でも同じですけども、先ほど申し上げました一定区間の他社との競合があるとその分は減額されます。例えばその競合区間が全路線の50%競合があった場合にこれは適用されますけれども、例えば1キロの路線があったときに500メートルあると補助金は2分の1になります。

（議員の声あり）

◎観光商工局長（下地信男君）

だから、これは競合した場合のペナルティーの話です。もう一つ、先ほど申し上げましたけど、経営改善査定制度というのがあって、前年度より赤字が悪化していくと最高10%まで補助金を減額するということになっているんです。これは、市の補助金が減額するだけではなくてバス会社が赤字をさらに抱えるということなんですね。路線バスの運行というのは、基本的にバス会社が採算性を考慮し、利用者がいるかということを見定めて運行します。それが維持されるための補助金を市が出しているんです。バス会社に赤字覚悟でやりなさいということを行政は言えませんので、まず第一義にバス会社の判断というのが大事です。バス会社の意見を尊重しなければなりません。そして、やりましょうといったときに、市、地域の代表、これバス対策会議ですけど、確かにこの路線は必要であると、市民の皆さんは必要だし、行政からも必要、バス会社もやりましょうとなったときに初めて生活バス路線として認定して運行してもらおうといった、そういう流れです。1つは、バス会社が赤字を抱え込むとバス会社に不利益がありますよということ。もう一つは、やはり利用者がいてその運行は成り立つということなので……

（「やってみないとわからない……」の声あり）

◎観光商工局長（下地信男君）

だから、この辺はよく状況を踏まえて調査して検討したいという話を申し上げています。

(「休憩」の声あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

休憩します。

(休憩＝午後零時10分)

再開します。

(再開＝午後零時15分)

◎副市長(長濱政治君)

宮古島市が指名をする際には、地方自治法施行令第167条の11、指名業者の参加者の資格及び宮古島市建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する要綱並びに宮古島市建設工事指名業者選定委員会要綱に基づき行っております。議員が請負会社の役員であるとかないとかというふうなものは、この中には入っておりません。そしてまた、出資のパーセンテージは何%かというふうなものもこの中には入っておりません。ですから、形式的な審査だけで指名をするというのが宮古島市の指名のあり方でございます。

それから、地方自治法第92条の2は、議員の兼業禁止を定めておりますが、その趣旨は普通地方公共団体の議会の議員が当該団体の締結する契約の議決に参加することになることから、議会の適正な職務の執行と議会の公正な運営を確保することを目的としています。したがって、市議会議員が個人事業主として直接市と請負契約を締結する場合は、地方自治法第92条の2の兼業禁止に抵触することになります。しかし、議員があくまでも法人としての会社の取締役である場合は、直ちには同法第92条の2は該当しないと解されております。

(「休憩」の声あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

休憩します。

(休憩＝午後零時17分)

再開します。

(再開＝午後零時18分)

◎農林水産部長(砂川一弘君)

保良漁港については、海が荒れたときに入れないと。それで、浦底漁港、あるいは博愛漁港に避難する状況にあるということで、優先的にしゅんせつをしていただきたいという再質問だったと思いますが、平成25年に保良漁港につきましては深淺測量、深さを調査する測量を行っております。その後しゅんせつの工法について検討を行いましたけども、通常は台船に重機を載せてですね、しゅんせつをする方法がとられると思うんですけども、保良漁港につきましては航路側から台船が港内まで入らないということで、陸側からやった場合かなり費用もかかるということで、再度またしゅんせつの工法等も検討しなければならぬと。その分費用もかさむということ等もありますので、そことまた別の漁港のしゅんせつのことでもありますので、できるだけ優先的にしゅんせつを進めていきたいと、取り組んでいきたいと思っております。

(「休憩」の声あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

休憩します。

(休憩＝午後零時20分)

再開します。

(再開＝午後零時20分)

これで仲間頼信君の質問は終了いたしました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時半から再開いたします。

休憩します。

(休憩＝午後零時21分)

再開します。

(再開＝午後1時30分)

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

#### ◎西里芳明君

もう18番目ともなりますと、同僚議員と重複する部分もたくさんあると思いますが、とにかく頑張って質問してまいりますので、当局の誠意あるご答弁をよろしくお願いたします。

まず最初に、市長の政治姿勢についてでございます。1点目、スポーツ観光交流拠点施設についてであります。市長は、イベント誘致班を年内に設置すると報道の皆さんに答えておりますが、この誘致班の人数は大体どれぐらいになると考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

2点目、昨日新里聡議員のほうからもなぜ黒字をしてはいけないのかという、これは再質問のような形でやらせていただきたいと。施設利用料金とネーミングライツなどは別々と考えるということで、そういったことから黒字が出れば国に返還するという話なんですけど、やはりせっかくですね、誘致班も設置しながら、43億円という巨額の予算を投じてやるわけですから、その辺国に返還するとか、そういうふうな話じゃなくて、ぜひともね、これ市長の抱負を聞かせていただきたいと。加えて、やっぱりこれだけのものをつくるんですから、この辺はやっぱりこうやってぜひやっていきたいというふうな話を市長からいただければと思っております。

次に、宮古島市未来創造センターについてであります。今定例会にもですね、用地買収で3億9,100万円ですか、予算計上してあります。図書館と中央公民館を合体してつくるといことですが、この宮古島市未来創造センターは大体どれぐらいの見積もりを行っているのか、工事発注はいつごろになるのか、ぜひともお聞かせ願いたいと思います。

次に、農業行政についてであります。野そ防除についてはですね、先般垣花健志議員や下地明議員も言っていましたんですけど、なぜヘリコプター散布をやめて農家自身が野そ防除剤を散布するというふうになっている。新聞によるとですね、安全面が確保される、予算が縮減できる、散布のばらつきがないとしています。これまでにですね、ヘリコプター防除での人身事故が起きるような事例はあったのか、あったとすれば何件あったのか、また人力での散布を行うことにより予算がどれだけの額を削減されるのか、ぜひともお聞かせください。

2点目にですね、高齢化が進む農家の皆さんは人力散布は厳しいとしていることも指摘されております

が、私はこれやっぱりサトウキビ畑、いわゆる原野など広大な土地であります。また、来年の刈り入れするためのサトウキビ畑はもう生い茂ってですね、やはりそこに人間が入って行って散布するという事はなかなか厳しいんじゃないかと。高齢者だけじゃなくて若者が散布するにしても、この労力というんですかね、畑の規模が小さい方は、それは1日、2日で終わるかもしれないんですけどね、やっぱり耕地面積が広い方になると、これはもうとんでもない。1週間から2週間かかってしまう場合もあるんじゃないかなと思いますので、この辺も答弁のほどよろしく願いいたします。

次に、教育行政についてであります。教育委員会の話では、城辺地区の学校統廃合はですね、平成33年度をめどに行うとしています。私は、これちょっと遅過ぎるんじゃないかなという部分での質問になりますが、現在のですね、城辺地区の福嶺、城辺、西城、砂川の小中学校の学校別児童生徒の人数を教えてください。教育長、よろしく願いします。

2点目に、平成33年度までの城辺地区児童生徒数の目安、この平成33年度までにですね、どういうふうに移っていくのか、できれば細かくお聞かせください。

次に、観光行政についてでございます。毎年、毎年東平安名崎のテンノウメ群がですね、ススキ群にのみ込まれて景観が著しく損なわれている。ススキの撤去を行う予定はないのか、このことはもう毎議会のように同僚議員であります新城元吉議員とですね、申し上げてまいりましたが、ススキに寄生する国の天然記念物、ナンバンギセルが寄生しているということで、なかなかその撤去が厳しいという答弁をいただいております。それでもですね、やっぱりこの東平安名崎一帯はこのテンノウメ群があって景観がいいから国指定の公園になっていると思うんですよ。ススキに寄生するこのナンバンギセルが取り除けないからススキ群も取り除けない、こうやっていくと宮古島で唯一の観光名所、東平安名崎、この景観をこのまま放置しておくとうとうどういふふうになってしまうのかなと危惧されるわけですよ。それからまた、テッポウユリなどもですね、最近は雑草にのみ込まれてなかなか見受けられない部分がありますので、ススキを全部撤去しなさいとは言いません。それでもやっぱりテンノウメ群に覆いかぶさっている部分を何とか撤去していただけないかなと思っておりますので、ぜひとも答弁よろしく願いします。

質問は以上ですが、答弁を聞いてから再質問をしたいと思っておりますので、よろしく願いします。

#### ◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

スポーツ観光交流拠点施設関連の質問です。昨日の新里聴議員の質問にも副市長からお答えしたところでございます。繰り返しになりますけども、スポーツ観光交流拠点施設の運営につきましては、庁内の関係16課の課長による有効活用検討会議を設置しました。有効活用に向けた取り組みを始めています。会議では、基本計画に示している市民利用、既存イベントのほかに各課で想定し得るイベントでの積極活用、そして日常的利用の促進、さらには規模の大きい総会、あるいは会議などの誘致について意見が交わされました。そして、年内には同施設の運営業務を主とする職員を配置し、イベントなどの積極的な誘致に向けた調査活動に取り組む考えでございます。何人ぐらいの人員の配置かという質問がございました。人員の数については、年度途中の人事ということになりますので、大変限られたものになるものと思っております。

次に、これも昨日新里聴議員から質問のございました黒字が出ると黒字部分は国に返還しなければならないということについてということけども、黒字部分の、仮に発生した場合ですね、国への返還について

はネーミングライセンス料などの施設利用料金以外の収入を含めた収支に余剰金、黒字が生じた場合は、ネーミングライセンス料に係る余剰分は補助金の返還があり得ることを想定しておいてくださいという国からの助言、指導があったことを説明したものでございます。

◎農林水産部長（砂川一弘君）

農業行政について、野そ防除についてヘリコプターでの散布で人身に事故が起きるような事例はあったかということ、人力での散布を行うことにより予算がどれぐらい縮減できるかということについてお答えいたします。

これまで本市において野そ防除に係るヘリコプター散布による人身事故はございません。

それから、予算の縮減額ですが、平成26年度のヘリコプターでの空中散布作業委託料として1,764万1,800円を支出しております。

それから、高齢化が進む農家の皆さんには散布が厳しいのではないかというご質問ですが、圃場全体に満遍なくということではなくてですね、10アール当たり500グラムということを考えておりますけども、まずは周辺に散布をしていただきたいと、それと原野等はどうするのという話ですけども、原野等につきましてはさとうきび生産組合、あるいはJ A、それから製糖工場とも協議をしてですね、対応していきたいと考えております。

◎教育部長（仲宗根 均君）

城辺地区の学校別児童数、そして生徒数、それから平成33年度までの推移についてお答えをいたします。

これは、平成27年5月1日現在の調査からの現状と、それから推計になりますけれども、まず福嶺小学校は現在26名で、平成33年度は3人増の29名、それと福嶺中学校は現在11名で、平成33年度は4名増の15名、城辺小学校は現在105名で、平成33年度は25人減の80名、城辺中学校は現在48名で、平成33年度は11名増の59名、西城小学校は現在99名で、平成33年度は18名減の81名、西城中学校は現在47名で、平成33年度は4名減の43名、砂川小学校は現在61名で、平成33年度は12名増の73名、砂川中学校は現在54名で、平成33年度は27名減の27名と推計されております。学校によって増減にはばらつきがありますが、城辺地区全体としては生徒数は減少傾向にあり、小学校は現在291名で、平成33年度は28名減の263名、また中学校は現在160名で、16名減の144名と推計がなされております。

◎生涯学習部長（奥原一秀君）

東平安名崎の景観についてのご質問にお答えいたします。

東平安名崎の管理は、国指定名勝「東平安名崎」保存管理計画に基づいて行っております。特に現状変更等の取り扱いにつきましては、名勝としての価値を長く保存するため、樹木の伐採または植物の植栽など人為的な行為は原則認められておりません。ただし、保存、管理、活用の観点から、宮古島の風土的特色を代表する景勝地として広く活用が図られるよう維持管理に努めている現状にあります。ススキの刈り取りに関しましても、美しい景観を維持し、必要な範囲の刈り取りを行っております。

維持管理については以上です。

◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

答弁漏れがございました。宮古島市未来創造センターの総工事費、それから工事の発注時期をお答えします。

宮古島市未来創造センター建設に係る総工事費につきましては、当初30億円から35億円を見込んで業務を進めてまいりました。設計を進めていく中で、人件費、資材の高騰、消費税率のアップなどによって3割程度の上昇を余儀なくされているところがございます。したがって、現在約40億円ほどというふうになっているところです。

それから、工事の発注時期についてでございます。年度明け早々には発注をとというふうを考えておりますので、工事費に係る来年度予算をしっかりと確保したいというふうに思っています。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ちょっと休憩します。

（休憩＝午後1時46分）

再開します。

（再開＝午後1時47分）

◎農林水産部長（砂川一弘君）

ヘリコプター防除を行わないことで予算がどれくらい縮減されるかということですが、平成26年度にですね、ヘリコプターの空中散布作業委託料ということで1,764万1,800円を支出してございます。ですから、約1,800万円が縮減できるというふうに思っております。

◎西里芳明君

再質問をさせていただきます。

スポーツ観光交流拠点施設については、市長の抱負をと言ったんですけど、市長からなかなか答弁いただけないので、よろしくお願ひしますとしか言いようがないんですけど、宮古島市未来創造センターについてですね、当初予算は30億円から35億円と見込んでいたんですけど、3割程度、消費税アップに伴って40億円ぐらいになるだろうと。私は、このスポーツ観光交流拠点施設についてもですね、臨時会で反対した人の一人です。なぜ私がそういうふうな反対をしたかということ、結局は30億円が43億円になり、そうやって財政面も厳しい、厳しいと言ひながらですよ、一括交付金でできるからそういうふうなものをつくるんだと。黒字になるから返還すると。今度宮古島市未来創造センターをつくらうというときに30億円が40億円になる。私は、スポーツ観光交流拠点施設に対して反対じゃございませぬ。順序が間違っているんじゃないかと言ひたいから反対した。例えばですよ、一昨日の垣花健志議員の質問に対してですね、宮古島市が抱えている施設はどれぐらい年間維持費がかかるかということに対して24億2,200万円と。これは、総合庁舎をつくることによってどれだけ削減できるかなと思ひんです。宮古島市未来創造センター、保健センター、博物館、総合体育館、総合庁舎、軒並みにあるんですね。そういったことからいうと、やっぱりこれ総合庁舎が最優先じゃなかったかなといった意味で私は反対しました。

この宮古島市未来創造センターについても、いま一度伺いたひと思ひます。ざっと見積もって40億円というんですけど、やはり私はそんな大げさなものをつくる必要はないと。例えば図書館は図書館、中央公民館は中央公民館でつくればもっと予算を削減できるんじゃないかなと思ひますので、その辺のところもよろしくお願ひします。やはり今の中央公民館を解体した際には空き地になりますけど、あの辺は一番図書館に最適場所じゃないかなと思ひますので、その辺も含めてご答弁よろしくお願ひします。

次に、野そ防除についてでございます。圃場の周辺にだけやると。原野については、さとうきび生産組



合、宮古製糖株式会社、沖縄製糖株式会社、JAでやっていただけるということなんですけど、これ圃場の周囲だけで本当に野そ防除はできるんですかね。私は、圃場の周囲に、道の横からまいて、それで野そ防除ができるとは全然思いませんよ。結局は、農家の皆さんがまく。それで、原野に対してはそういった団体がやってくれる。それでもやっぱり野そを甘く見たらいかんと思うんです。結局最後に収穫時期に泣いて泣くのは農家ですからね。副市長がおとといの答弁でも言っていたんだけど、農家負担も考えると、当面は地上防除をやっていききたいというふうな答弁でしたけど、これはやっぱり削減されたヘリコプターの散布料が農家に対してどれだけの負担になっていくかはわかりませんが、農家も当局にばかり任せないで、この野そ防除に関しては農家負担があっても私はいいんじゃないかと思うんですよ。できればそういうことをやって、やはり農家のためになるような野そ防除をやっていたらいいと思いますので、いま一度ご答弁をよろしくお願いします。

次に、教育行政です。私は、この城辺地区の児童の推移がどうも気になって質問してみたんですけど、最終的に城辺地区の小学校は平成33年度では28名の減、中学校は160名から144名に減と。教育長、これどう見ても福嶺などは学校とは言えない。宮原小学校が鏡原小学校に統廃合した際には、結局は児童数不足、複式学級、それを解消するために統廃合したんですよ。福嶺小学校というのはだんだん、だんだん児童生徒が減っている。そうなってくると、結局は平成33年度までもつのかどうか、そういったことも懸念される。教育委員会では、小学校は2校統廃合、中学校では4校統廃合と言っています。私は、この数字を見る限り4校の統廃合が望ましいんじゃないかなと思いますので、その辺をお聞かせ願えればと思っております。

次に、東平安名崎の件なんですけど、ススキの刈り取りに関しては美しい景観を維持し、必要な範囲の刈り取りを行っていますと。必要な範囲とはどれぐらいをいうんですか。本当にね、行ってみてくださいよ。あんなすばらしい景観の場所が、何ですか、あれ。ススキケ原とこの間の新城元吉議員の表現にもあったんですけど、私が見てもこれは本当に相当な問題だと。そこにこ入れして何としてもこの宮古島の景観を維持するんだという意気込みが見えてこない。もうちょっと誠意のある答弁をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。答弁を聞いて再々質問するかどうかは決めたいと思いますので、答弁よろしくお願いします。

#### ◎市長（下地敏彦君）

スポーツ観光交流拠点施設についてはですね、これからもしっかりと誘致の活動を進めていきたいと思っております。完成は2年後です。そうすると、全国規模のいろんな会議だとかですね、イベントというのは大体2年後まではもう決まっているわけですね。ですから、今誘致班をつくって今から誘致を進めないとあの施設の有効な利活用というのに問題が出ると思っておりますから、誘致班を年内に設置をいたしまして、一生懸命頑張って利活用に努めます。

#### ◎教育長（宮國 博君）

適正化の作業につきましては、これはもう議会でもずっとお話し申し上げているとおり年次計画で進むわけでございます。我々教育委員会としましては、城辺地区に関しては平成33年をめぐりに中学校の統合を進めましょと、小学校につきましてはその状況を見ながら進めますという報告をしてございます。実はそうなった理由はですね、当初は我々は小学校も含めて1つの学校にしようじゃないかという案を持って

地域へ説明に回りました。ところが、猛然と反発する人たちがおりましてですね、まかりならんということでございました。当時児童生徒の推移についてもきちっと説明をしていましたけれどもね、学校環境、教育環境の整備という議論にはならず、いわゆる地域の活性化云々という、あるいは長い歴史が学校にあるんですよというような議論のほうに走りまして、我々はおたたくなそこにとどめることができなかつたという状況がございました。それで、地域との話し合いの終着点として私どもが提案したのが平成33年度の中学校の統合、そしてその状況を見ながらの小学校の統合という結論を得て現在に至っているわけです。ところが、その後各地域からいろんなご批判もございましたけれども、適正化を進めていく中で多くの市民からその方向性については理解を得て、現在宮原小学校が今年度の4月1日から鏡原小学校に統合、それから来間中学校は昨年度の4月で下地中学校に統合ということと、それから平成32年度の伊良部地区の統合を提案したところ、いや、もう早目にやってくれと。しかも、これまで我々が言っていたような統合の形じゃなくして、小学校も中学校も同時にやって、そこで小中一貫校をつくろうじゃないかというお話になっているわけなんです。それが今進んでいるという今日状況ですけども、その統合したことによって、それでは来間中学校の児童生徒がどうなったか、あるいは宮原小学校の児童生徒がどうなったかという検証を今進めているところなんです、これは我々がいろんなことで教育委員会が批判をされていたような、あるいは課題じゃないかと突きつけられていたようなことはほとんど起きておりません。それで、平成29年度の伊良部地区の小中一貫校についても何としても完成をしたいという思いで今ずっと続けて作業をしているところなんです。それを踏まえて議員のご質問にお答えしますが、いずれにしても減少は、これはもう想定されるわけなんです。それで、平成33年度の中学校だけの統合が終わって、それで小学校の部分については時期を見ましようかということで、果たして状況の余裕があるのかなという心配は持っております。それで、これから再度地域の人たちにですね、もう一度お話を持っていきまして、こういう状況ですよ、平成33年度以降の状況をどう考えましようかという話の中で、今議員ご指摘のように早まるという形が生まれるのか、今の我々の計画どおり進めなさいという状況が生まれるのかというふうなことになろうかと思えます。ですから、もう少し、もう少し時間をいただきたいと。これが現状の教育委員会の状況でございます。

それから、保良の天然記念物のことですけどもね、これは天然記念物の保全と景観の問題は別の次元の話です。景観からいうと、天然記念物をどうするかという話になるわけです。天然記念物をずっと我々は大事にしましようということになってくると、景観がちょっとまずいんじゃないかという話にもなるわけなんです。ですから、これから、向こうは観光商工局の管轄になりますかね、そこで天然記念物を保全しながらの景観の維持という2つの目的を達しなきゃならないという極めて難しい部分がございますので、一つ景観だけで議論すると天然記念物の問題が出てくると、天然記念物だけ我々しようすると今度は景観の問題が出てくるというふうになりますので、もう少し話し合いをさせていただきます。よろしくお願ひします。

◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

宮古島市未来創造センター、いわゆる中央公民館と図書館は別々で整備すべきではなかったかという質問でございました。まず、中央公民館のですね、敷地はいわゆるアクセスに課題がある。また、敷地もちょっと狭い。それから、一番は形状ですね。形状に課題があるということで、図書館の整備の計画があ

るのであれば複合施設として整備してはどうかというような考えになったわけです。両施設をですね、併用するメリット、これは駐車場、それから会議室、トイレ、事務所など、いわゆる共用することによって効率的な施設整備が図れる。さらにはまた、併用することによって両機能の相乗的な効果が高まるというふうな期待ができるということで、複合施設として整備したほうが望ましいという決定に至ったわけでございます。確かに40億円今のところ見込まれています。今後またさらにですね、縮減が図れるか、縮減努力を図っていきたいというふうに思っております。

◎農林水産部長（砂川一弘君）

野そ防除について、農家も負担してもいいからヘリコプター防除すべきではないかというご質問でございますが、今年度の予算につきましても100%ですね、農薬については市のほうで負担しております。農家の皆さんにはぜひ受領してですね、散布をお願いしたいと思っております。散布の方法については、当面地上防除で対応して、推移を見ながら方法については今後検討していきたいというふうに思っております。

◎西里芳明君

丁寧なご答弁ありがとうございました。企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長、誘致班ね、市役所職員でやるのか、はたまた専門家の人を雇って班長にしてね、市役所の職員にやるのかどうか、これ最後の答弁よろしくをお願いします。

もう大体わかりましたので、要望と私見を述べてから一般質問を終わりたいと思います。国勢調査に関して、5年に1度の国勢調査が行われています。その中で、集合住宅等の集合ポストにスマート調査のパスワードの入った書類がポストイングされている現状が見受けられます。他人による抜き取りや成り済ましによる入力などをやるやからが出ないとも限りません。基本的には家人に直接渡すことがよいのですが、ポストイングするにしても十分に配慮が必要で、特に集合住宅などは集合ポストではなく部屋のポストに入れるようにしていただきたいと。報酬もですね、1調査区3万8,000円、2調査区7万3,000円などと発生する仕事ですから、調査員の確認、指導をお願いします。

最後に、私見ですけども、やはり不法投棄ごみ収集についてはですね、私は2点の疑問があるんです。例えば入札についてね、副市長、当該業者の従業員、アルバイトがやったからとかどうのこうの、それって物すごく怖い話じゃないんですか。だって、私がある方に依頼するとき、自分の会社の秘密を漏えいするような、入札書の中身をですね、別の会社のアルバイト職員に委託できますか。私は、こんなことできないと思う。それ自体が間違っているからこういう結果になったんだと思います。ですからですね、入札規約というんですかね、それをもうちょっと改めていかれた方がいいんじゃないかなと思うんですよ。

2点目に、ごみの数量、1,090トンあるべきと目されていた収集ごみの量ですけど、結局は134トンしかなかったという結果。農林水産部、建設部などの入札に関しては数量が多く発生すれば増額契約をやるのに、減になった場合には減額契約をもう一回やり直すんですよ。何でこの入札に関してだけ、これだけのごみの量が違うのに減額契約ができなかったかねと思うんです。そういうことですから、当局側もですね、入札やいろんなことに関してはもうちょっと真剣味を持ってですね、やっていっていただきたいと思いません。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎副市長（長濱政治君）

スポーツ観光交流拠点施設の専門家を雇うのか、それとも職員かということでございました。職員でいきたいと思っております。具体的には県のほうと少し話をしようと思っております、県の東京事務所で誘致活動をやっているところがあるんですね、いろいろなイベントの。そういう担当者がいます。そことちょっと、今の宮古事務所の課長と話をしましたけども、こういう人を配置するから一緒にやってくれないかということで、実際に配置したら東京事務所へ行ってそこの誘致班の方々と話をして、何カ所かとにかく紹介してくれと、そういうふうなことのほうがやりやすいということで、全然行政の中身をご存じない方が来てすぐできるというふうなわけではないと思いますので、当面はこの職員で頑張っていたいで、具体的に指定管理等になってきた場合には、それはまたそれなりに考えていかなければいけないんじゃないかというふうに思っております。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで西里芳明君の質問は終了いたしました。

◎下地勇徳君

まず最初に、去った台風18号がもたらした豪雨で関東、東北地方が甚大な被害をこうむりました。お亡くなりになったご遺族の皆様には心よりお悔やみを申し上げるとともに、被害に遭われた地域の皆様には一日も早く復旧することを心よりお祈りいたします。

それでは、通告に従いまして私見、所見、要望を交えながら一般質問を行っていきたいと思います。当局の誠意ある答弁をよろしく願いいたします。最初に、スポーツ観光交流拠点施設についてお伺いいたします。多くの皆様が質問なされていますが、視点を変えてちょっと質問していきたいと思います。去った8月2日より10月12日までの間、16競技で宮古体育大会が行われております。去った13日までに14競技が終了し、2競技を残すだけとなりました。競技会場には選手や応援する人たちが多くいます。その中でスポーツ観光交流拠点施設の話が多くなっております。43億円という多額の予算をかけて建設するスポーツ観光交流拠点施設が市の財政に大きな負担になるのではと懸念する市民の声が多くあることを市長にお伝えしておきます。スポーツ観光交流拠点施設では、軽スポーツなど数えると少ないスポーツしかできないのになぜスポーツ観光交流拠点施設なのか。また、今後メジャースポーツ等ができるように設計の変更はできないか、お伺いいたします。

次に、総合体育館と上野体育館についてお伺いします。両体育館の老朽化が著しく進んでいますが、両体育館の建設設計はないのかお伺いいたします。

次に、宮古島海中公園の運営状況、アクセス道路の整備についてお伺いいたします。宮古島海中公園の年間入館者数、アクセス道路の今後の整備計画はないのか。宮古島海中公園入り口前の公園の清掃はどのように行われているのか、また駐車場の整備計画はないのかお伺いいたします。

次に、添道サガリバナ群生地環境整備について、またアクセス道路の整備についてお伺いします。前回は、私見として添道サガリバナ群生地の夜間花見の話を行いました。これからの宮古島市の観光に大きく寄与することと思っております。今後の計画をお伺いいたします。

次に、道路行政についてお伺いいたします。下崎自治会の街路樹のヤシの木の落葉についてお伺いします。前回も同じ質問を行っておりますが、前回の答弁では、昨年6月ごろ落下防止の結束バンドを装着し、現在はなくなっている状況にある、小まめにパトロールを行い、落葉除去に努めたいとのことでしたが、

現在どのようなことを行っているのかお伺いします。

次に、下崎西原線についてお伺いします。現在の進捗状況は86%となっておりますが、1つ気になる場所があるので、質問をさせていただきます。位置は、西原と成川の間で個人の土地となっておりますが、現在地主との交渉はどうなっているのか、お伺いします。

次に、カママ嶺公園市営球場についてお伺いします。前回の答弁では、早期に駐車場や応援ベンチを含めた整備を行っていきますと答弁されていますが、13日現在全く手がつけられているようには見えないが、どうなっているのか。また、グラウンドの土の改良整備はできないか、お伺いいたします。

次の水道行政については割愛しますが、皆さんが質問されていますように、伊良部地区は伊良部大橋が開通して、リゾート施設の建設がふえ、観光客は大幅増になると思います。去ったテレビの番組で、長野県か岐阜県だったと思うんですが、どちらかだと思うんですが、行政で水道設備を行い、リゾート施設からは民間の10倍以上の水道料金を取っていると聞いております。ぜひ宮古島市も伊良部地区については考慮してみてはどうかと思います。

以上、答弁を聞いてから再質問を行いたいと思います。

#### ◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

スポーツ観光交流拠点施設の設計の変更の予定はないかということでございます。バスケットボール、あるいはバレーボールなどの球技利用はできないのかというような問い合わせなどは届いているところです。ただ、こういった室内床スポーツについてはですね、体育館とのすみ分けを図りたいということは、これまでの議会でも述べてまいりました。この施設は、いわゆる軽スポーツ、ほかのスポーツもそうですが、そういうスポーツ利用に加えてですね、やはり何よりもイベント利用、先ほども申し上げました規模の大きい総会でありますとか会議、そういったコンベンション的な機能もあわせ持たせるという施設でございます。そういったことからしますと、今のところ設計の変更の予定はございません。

（「議長、ちょっと休憩お願いします」の声あり）

#### ◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後2時21分）

再開します。

（再開＝午後2時22分）

#### ◎農林水産部長（砂川一弘君）

宮古島海中公園の運営状況についてですが、宮古島海中公園の利用者数は、供用開始した平成23年度は8万626人、平成24年度は6万5,403人、平成25年度が5万3,688人、それから平成26年度が6万1,212人で、4年間で合計26万929人の入館者数がございます。

それから、公園入り口の清掃ですが、健康ふれあいランドの清掃ですが、これは農林水産部むらづくり課のほうで清掃管理をいたしております。

それから、宮古島海中公園入り口の駐車場の整備については、現在のところ計画はございません。

次に、宮古島海中公園へのアクセス道路の整備でございますが、この道路は農道白川原7号線で、この農道は現在白川原土地改良区の財産となっております。本市への所有権移転の手続きを進めており、また防

風林や給水栓ボックス等の移設についても関係機関と協議を進めています。農道での整備が終わっていることから、今後このような手続が済み次第ですね、農道から市道へ格上げして整備をしていきたいと考えております。

次に、添道サガリバナ群生地について、案内板、それから沈砂池の清掃、アクセス道路の舗装、駐車場の整備についてですが、サガリバナ群生地への案内板、沈砂池の清掃、駐車場整備については地元自治会、添道自治会になると思いますが、地元の自治会、それからサガリバナ群生地を管理している宮古島環境クラブと意見交換を行い、整備に向けて取り組んでまいります。農道の舗装については、平成29年度で舗装を予定しております。

#### ◎建設部長（下地康教君）

道路行政についてのご質問と、それとカママ嶺公園市営球場の管理ですね、それに関する質問がございました。お答えいたします。

まず、道路行政の街路樹のヤシの落葉について、その後対応はどうかというご質問がございました。お答えいたします。ご質問の内容の件につきましては、6月定例会でも答弁したとおり、小まめな道路パトロールを行って落葉除去に努めてまいりました。しかしながら、やはり落葉が見受けられるということで、今後結束バンドの設置を実施したいというふうに考えております。

次に、道路行政の2点目でございます。下崎西原線の件でございますけれども、まず進捗状況はですね、平成26年度末で84.8%となっております。用地取得に関しましては、数十名の共有地及び未相続用地、または単価の不一致や残地買い取り要求などにより交渉が困難をしている状況がございます。なお、今年度につきましては平成29年度を完了予定として今担当課のほうで鋭意努力をしておるところでございます。

次は、カママ嶺公園市営球場整備についてのご質問がございました。市営球場整備における要望につきましては、現在駐車場工事を含めた周辺整備の発注段階にあり、年度内の発注と完成を目指しております。それとまた、供用開始をしているんですけれども、散水時の水圧が弱いとか、またベンチの横に水道が欲しいとか、そういったご要望がございました。それに関しては対応させて、今完了をしております。

それと、グラウンドの土の改良はできないのかというご質問もございました。グラウンドの土はですね、在来の土と砂を混合させたものを今現在使用しております。供用開始後ですね、やはり水はけの問題があると利用者の方々からお聞きしておりますので、十分状況を調査しながらですね、改善に向けて努力をしたいというふうに考えております。

#### ◎農林水産部長（砂川一弘君）

大変失礼いたしました。答弁を訂正させていただきたいと思っております。健康ふれあいランドの清掃の件ですが、むらづくり課が清掃しているというふうに答弁をいたしましたけれども、むらづくり課が担当課でございますが、清掃につきましては狩俣の御嶽と文化財を守る会という会がございまして、そちらのほうに年間契約で清掃いただいているところでございます。

#### ◎生涯学習部長（奥原一秀君）

総合体育館、上野体育館の件についてでありますけれども、宮古島市総合体育館は築30年という、老朽化が進んで雨漏りをしている現状にあります。同じく上野体育館でも雨漏りをしている現状にありまして、大会等を企画している主催者側に大変ご迷惑かけているところであります。今定例会で雨漏りの補修の補

正をお願いしているところでありますし、今後ですね、市の総合体育館の建設予定につきましては新市建設計画の中で平成32年度をめどにですね、計画を一応しております。合併特例債の最終年度の年に計画を一応してございますので、これまでの間は雨漏りの補修を行い、利用者に支障を来さないように頑張っていきたいと考えております。

#### ◎下地勇徳君

それでは、順を追って再質問を行っていきたいと思います。

先ほど西里芳明議員からもお話があったんですけども、スポーツ観光交流拠点施設、そして宮古島市未来創造センターはつくり方が逆じゃないのかという話があったんですけども、自分としてもですね、今必要となっているのは体育館のほうが先じゃないのかなと。非常に多くのスポーツが、スポーツアイランド宮古島とうたっているように、今メジャースポーツ関係が来年度以降多くのスポーツ行事を予定しているという話が聞こえております。本来ならこういった老朽化した体育館施設を先に行った後、スポーツ観光交流拠点施設の建設に当たるべきではなかったのかと思います。また、これだけ多くの市民の皆様から懸念の声が聞かれている中、また議員の皆様方の忠告も取り上げられている中、市長の見解をお聞かせいただければと思います。

それと、総合体育館は平成32年度予定だということを知り、うれしく思います。早くできれば一番うれしいことだと思いますけども、上野体育館のほうはどうなっているのか、いま一度よろしく願いいたします。

宮古島海中公園の件ですけども、年々観光客数はふえているが入館者数が少なくなっている。昨年は、若干上がって6万1,000名ということになっておりますが、やっぱり地元ということもありましてですね、北部地域の発展を願っているものなんですけども、最近宮古島海中公園周辺を見ますと駐車場しかり、そして隣の公園しかり、本当に掃除をしているのかなと思われるぐらい非常に汚いです。観光客を迎えるに当たってこういう状態でもいいのか。また、先ほどほかの団体に委託しているという話を聞きましたけども、そういった指導は行っているのかどうか、お伺いしたいと思います。

それと、サガリバナ群生地、整備を行っていただくということでね、非常にうれしく思います。自分も第4回大会、6月26日から7月2日までですね、毎晩7時30分から9時半まで、1週間の期間ですね、自分も3回ほど見に行きました。花見をする方も非常に多くて、合計で3,730名の来場者があったということを知っております。先ほど整備の件で話がありましたんですけども、表示板と、そして道路の舗装、駐車場整備、そしてもう一つ欲を言えばですね、群生地を観光地としてPRをしていただく。宮古島市の地下水保全学習の場としてエコアイランド推進課のほうにやっていただきたい。こういった面にもし答えられるのであればお答えをお願いしたいと思います。

次に、落葉の件ですけども、落下防止用結束バンドの件ですけども、寿命がわかれば教えていただきたいと思います。私も6月定例会で質問した以上、ちょっと責任を持ってヤシの木が街路樹になっている部分を見て回っております。その中で、非常に落葉も多いし、また結束バンドにぶら下がったまんま非常に危険な状態になっている箇所も何カ所も見られます。交通量の多い城辺線ですね、2車線道路の中央分離帯もヤシの木の街路樹になっていますけども、あそこは結束バンドがされてはいるんですが、皆さんも通行してわかるとおり、結束バンドにぶら下がったまんま枯れ葉がそのままあるのも何カ所か見られており

ます。そして、下崎地区の場合はですね、先週8日に見て回ったんですけども、32本の落葉が見られました。こまめに見て回っているという建設部長の答弁でしたけども、本当にたった2カ月で32本も落下があったのかなとちょっと疑問に思うんですが、もう一度お聞かせ願えればと思います。

そして、もう一つ、万が一落下によってですね、事故が起きたときの責任はどうなるのか、そちらのほうもお答えできればよろしく願いいたします。

それと、下崎西原線についてですけども、下崎西原線、信号から大体200メートル成川方面にやってくると非常に幅員が広くてですね、見通しも悪くなっていますし、また道路に段差が生じております。わからずにスピードを出して入ってくると非常に危険な状況になる。万が一事故が起きてからでは遅いので、この周囲のギンネム等の伐採ができないかどうか、また段差の表示板が設置できないかどうか、そちらもお伺いしたいと思います。

続いて、カママ嶺公園市営球場なんですけど、けさある方から電話をいただきました。小学生から大人まで多くの市民が利用しているのに、グラウンドの土がかたくてけが人が多く出ていると、これでは市営球場の役目を果たしていないのではないかとということで電話がありました。行政としては非常に大変だと思うんですが、いま一度土の改良はできないかお伺いいたします。私も60歳過ぎていますが、野球をちょっとやります。先ほど嵩原弘議員とも13日に還暦野球をちょっとやってまいりました。それよりその前にですね、OB野球がありまして、建設部長も一緒だと思うんですが、雨が降った後グラウンドに入るとですね、畑の中を歩いたような状態で靴の底に土がくっついて、これで本当に野球場なのかなと思えるぐらいのグラウンドの土でありました。市長も考えていただいて、ぜひグラウンドの土の改良をお願いしたいと思います。建設部長は、回答をよろしく願いいたします。

答弁を聞いて再質問を行いたいと思います。

#### ◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

スポーツ観光交流拠点施設の前に体育館、あるいは図書館などを整備すべきではなかったかというお尋ねだったと思います。まず、特にこれだけ大型の事業を実施するに当たっては財源の検討、これがまず先に来るわけですね。財源が一緒、競合するような場合でありますと、当然優先順位というものは必要になってくるかと思えます。そういうことで、いわゆる体育館、図書館、庁舎、これについては合併特例債の活用を検討、予定しているということで、図書館を先に整備しましょうというような優先づけがされているものというふうに思っています。一方で、スポーツ観光交流拠点施設はいわゆる一括交付金を活用しての事業でございますので、財源の競合がない、また高率補助事業であるということから現在スポーツ観光交流拠点施設の整備を進めているということでございます。

#### ◎農林水産部長（砂川一弘君）

宮古島海中公園周辺の清掃、健康ふれあいランドもそうですけども、指導は行っているかというご質問でございました。年間での委託契約を行っておりますので、清掃についてはきちんと指導をして、ちゃんと清掃するように徹底していきたいと思っております。

それから、添道サガリバナ群生地観光地としてのPRにつきましましては、先ほども申し上げましたが、宮古島環境クラブが管理をされているということで、その時期になりますとそのパンフレットも作成してですね、PRをされているということですので、私ども行政としてもPRにどういった形で携わることが



できるかということをおま一度宮古島環境クラブと話し合いをして、協力できるのであれば協力をさせていただきたいというふうにお思っております。

◎建設部長（下地康教君）

まず、街路樹のヤシの落葉についてのご質問がございました。ご自身が調査したところ、大分落葉があるというふうなご意見、ご指摘をいただきました。私どものほうもですね、一応担当課からはですね、道路作業班を持って巡回しながら清掃しているという報告は受けておりますけれども、このようなご指摘があるということですね、さらにまたパトロールをですね、充実させていきたいというふうにお考えております。最初に申し上げましたように、結束バンドの設置を行っていくというふうに対応していきたいと思っております。

また、落葉におけるけが等があった場合の保険等はどうなっているかというご質問もございましたんだけれども、これはやはり公共施設に関する事故でございますので、そういった保険がございましたので、その保険で対応していくという形になると思っております。

次に、下崎西原線の未完成の部分の安全管理はどうなっているかということでございますけれども、これも十分また現場を調査をして、事故のないように対応していきたいというふうにお考えております。

それにまた、カママ嶺公園の市営球場を今年度新しく供用開始をしたところ、グラウンドの土が非常にかたいというご意見等をいただいております。これにつきましてもですね、やはり整備したばかりですので、我々としてもいろいろなご意見が出ておりますので、完全であるという認識はありませんので、いろいろな方からのですね、ご意見とご要望を受けながらですね、またグラウンドのですね、改善に努めていきたいというふうにお思っております。

◎生涯学習部長（奥原一秀君）

上野体育館の整備の件ですけれども、現在のところ新しく整備計画はございません。現在雨漏り補修の工事をですね、徹底しまして、現施設のもので対応してまいりたいと考えております。

◎下地勇徳君

ただ、カママ嶺公園市営球場につきましては、少年野球から大人の職業野球まで、多くの方が利用しておりますし、自分の聞いた範囲でもですね、役所の課長の方もお一方何か野球で手の骨折があったように聞いております。本当にですね、けがが多いということで、朝早くから、もし一般質問でできるのであればやってほしいという話がありましたんでね、ぜひ考えていただきたいと思っております。

最後にちょっと述べてから終わりたいと思っております。池間民族のミャークヅツが昨日から行われ、農家の皆さんがサトウキビの夏植え後の雨が降らず心配していたところ、ミャークヅツの願いが通り、雨が降りまして、農家の皆様方は安心しているところだと思っておりますが、話は変わって行政といたしましては最近不法投棄ごみ問題など多くの問題が出ております。市長、副市長初め部長の皆さん方、早期に解決し、合併10周年の記念式典が楽しく祝えればと思っております。

これで一般質問を終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで下地勇徳君の質問は終了いたしました。

しばらく休憩し、3時5分から再開いたします。

休憩します。

(休憩＝午後 2 時49分)

再開します。

(再開＝午後 3 時05分)

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

質問の発言を許します。

#### ◎平良敏夫君

自由民主党の平良敏夫でございます。よろしく申し上げます。じゃ、たくさんの私見を交えながらですね、一般質問を行ってまいりたいと思います。

まず、市長の政治姿勢ということで、市職員の不祥事が多いように感じていますが、平成26年度から平成27年8月までの間に懲戒分限審査委員会は何回開かれたかお答えください。また、その回数を少ないと思うか多いと思うか、市長の考えを聞かせてください。

次に、6月定例会でも質問しましたが、時効取得の件です。総務部長は、現段階では不法に耕作されている市有地について、時効取得が成立する案件があるかどうかについては詳細な調査は行っておらず、把握していないと答弁しています。その後部長に確認したところ、調査チームをつくって調査したいとの話がありましたが、調査は進んでいるのでしょうか、ご答弁ください。

次に、道路行政についてであります。A-76号線の現在進めている区間の進捗状況について、工事現場を確認すると一部は舗装も終え、完成間近なように見えますが、2カ所ほど側壁が完成していない場所があります。用地買収は順調に進んで全て終わっているのでしょうか。進捗状況とあわせてお答えください。

次に、マクラム通り南側、いわゆる下里通り東からサンエーカママ嶺店前交差点までの区間ですが、道路拡幅整備計画がありますけど、現在どうなっているか、いつごろ着工するのかどうか、教えてください。

次に、先島シャッター前点滅信号機の件ですが、仲間頼信議員からも質問がありましたけど、今回もやってみたいと思います。一般信号機への変更について、さきの6月定例会では、宮古島警察署に問い合わせたところ現段階での変更は困難とのことでした。それで、直接宮古島警察署に出向いて交通課長に伺ったところ、その場所での危険度は認知している、宮古島警察署でも一般信号機に変更する準備はある、ただし条件があって、交差点がいびつになっていて信号機が設置しづらいので、そのところを宮古島市で修正してもらえれば一般信号機を設置することは可能との話でした。また、そのことは宮古島市には伝えてあるが、市は同交差点からココストア砂山店前交差点までの道路拡幅整備が計画されているので、その道路工事が完成するまでは先島シャッター前交差点の修正工事はできないとの回答だったと話していました。そこで、6月定例会でも質問しましたが、先島シャッター前交差点からココストア前交差点までの早期の工事着工を求めたところ、東環状線の一部である現道路は県と整備に向けて協議を行い、鋭意努力しているところとの答弁をしていました。そのときは、はっきりした日時等は聞きませんでしたので、お伺いします。この拡幅工事はいつ始まっていつ終わるのか、また工事が終わるまで先島シャッター前のいびつな交差点の修正工事は行うつもりはないのかお答えください。

次に、環境整備についてということで、現在急ピッチで進んでいる新ごみ焼却施設建設工事はことし12月で終わり、来年1月から3月まで試運転を行い、いよいよ4月から新ごみ処理施設の本格稼働が始まりま

す。その後現ごみ処理施設跡地にリサイクルセンターとリサイクルプラザ等の建設が計画されていると思いますが、その計画の進捗状況を教えてください。あわせてリサイクルプラザ等の基本設計はどうなっているのかどうか、お答えください。

次に、教育行政についてということで、小学校、中学校教員採用試験で離島の宮古島は大きなハンディを背負っています。採用試験は、沖縄本島で行われるわけでありますから、金銭的な面、時間的な面でどうしても不利な立場にあります。聞くところによると、金額にして1年で四、五十万円ほどの負担になると苦しい状況話をしています。教員採用試験に臨むのは、ほとんど臨時教員をしながら挑戦することになるとは思いますけど、金銭的に苦しい彼らを宮古島市で助成して応援することはできないでしょうか。

また、沖縄県離島市の宮古島市に出張試験会場を設けるよう市で強く要請してほしいと思いますが、いかがでしょうか。考えをお聞かせください。

次に、西里芳明議員から割愛したほうがいいんじゃないかと言われました不評の観光行政について、宮古島の大綱引きの件ですけど、せっかく準備してありますので、頑張ってやってみたいと思います。ことしの宮古島夏まつりは10年ぶりに引き踊りが復活し、また伊良部大橋も開通して、伊良部島からの参加者も多く、大変盛り上がりました。宮古島夏まつり実行委員会、また関係各位の方々に敬意を表したいと思います。その宮古島夏まつりを締めくくるメインイベントの東西大綱引きがありましたが、私も久しぶりに東軍の綱を孫と一緒に引きましたが、手が痛くなるまで一生懸命引いたのにあっけなく2回とも負けてしまいました。100メートルもある、聞くところによると1.5トンもある大綱をですね、大勢の人で引くわけですけど、そんな簡単に動くものか不思議でした。そこで、気になったのは、公設市場前大綱引き会場の道路に勾配がついているのではないかということです。質問します。その道路の勾配を確認したことはありますか。大切なことだと思います。

答弁を聞いて再質問をしたいと思います。よろしくお願いします。

#### ◎市長（下地敏彦君）

平成26年度からことし8月までに職員懲戒分限審査委員会は7回開催しております。職員は、法令等を遵守し、市民へのサービスを適切に行う義務があることから、懲戒処分を受けることは好ましくないと考えております。今後とも職員の公務員としての意識を高めるよう指導を行ってまいります。

#### ◎教育長（宮國 博君）

採用試験の件についてお答えをいたします。

おっしゃるように、大変大きなハンディを背負っております。平成27年度沖縄県公立学校教員候補者選考試験を受けるとされる人数は、管内の小中学校で小学校臨時的任用教員や非常勤教諭をしている人たちが該当すると思われ、ちなみに、臨時的任用教員は小学校で28名、中学校で33名、臨時的任用教員登録者は小学校5名、中学校5名、合計で109名……失礼しました。非常勤教諭というのがございます。これの数をもう一度申し上げます。小学校で20名、中学校で18名、これで109名ですね。プラス各小中学校の支援員等をお願いしている方々もおられますので、その人たちが教員候補者選考試験への挑戦と、こういうことになるとは思います。それで、その該当する人たちに助成金をというお話でございしますが、ほかの職種との兼ね合いもございしますので、特段に教員の希望者だけに助成金をというふうなことは大変厳しいのではなかろうかという思いをしております。

次の出張試験会場のことですが、現在沖縄では久米島、八重山、それで我々宮古島というふうな離島がございますけれども、そこでも教員採用試験が出張で行われているという状況はございません。それで、今議員ご指摘のところがございますので、まず宮古島市の教育事務所と連携をしながらですね、県の教育委員会に要請行動をとってみたいと思います。

◎総務部長（村吉順栄君）

土地を時効取得するためには所有の意思を持って占有する、すなわち民法第162条により自主占有していることが必要です。この所有の意思を持ってする占有とは、通常は売買契約を締結して所有権を取得したとか相続をきっかけに所有権を相続したとかの信頼できる客観的事実が必要です。単に土地を不法占拠しているということでは、時効の要件である自主占有者にはなりません。以上のことから市有地の不法占拠者について、時効取得が成立するかどうか綿密な調査が必要となりますので、現在不法占拠土地を特定する調査を行っているところです。今後は、現地調査を行い、境界及び不法占拠者の特定、個別の状況を確認した上で、売買等を含めて調整してまいりたいと考えております。

◎生活環境部長（平良哲則君）

リサイクルプラザ等の進捗状況と基本設計についてであります。現在建設中の新ごみ焼却施設の供用開始は平成28年4月を予定しております。供用開始後、既存のごみ焼却施設を解体撤去しまして、施設の敷地の造成工事を行い、リサイクルセンター、これは工場棟とプラザ棟であります、の建設を平成28年度から平成30年度まで計画をしております。今年度は、施設整備に係る実施計画業務を行っており、あわせて建設委員会を立ち上げ、施設整備の内容に関する基本事項等を検討する予定であります。また、リサイクル施設専門メーカーからの技術提案を受けまして、地域性や自然環境等に配慮した安全、安心なリサイクル施設整備に向けて取り組みを行ってまいります。

◎建設部長（下地康教君）

まず、道路行政についてのご質問です。A-76号線の進捗状況のご質問がございました。お答えいたします。

用地買収につきましては、全体で46筆買収予定でございます。現在14筆用地買収を完了しております。今後も継続して用地交渉を行っていく予定でありまして、完了年度は平成29年度となっております。全体の進捗状況としましては、平成26年度末時点で進捗率が29.6%というふうになっております。

また、質問の中で一部擁壁が積まれていない箇所があるが、用地買収は終わっているのかというご質問もございました。それにつきましては、当該区間は用地買収はですね、一部まだ残っておりますが、今年度この区間に関しましては工事を完了する予定でございます。

次に、マクラム通りの整備に関するご質問がございました。お答えいたします。議員ご指摘の路線は県道243号線、高野西里線であり、当該道路を管理しています宮古土木事務所都市港湾班に問い合わせたところ、現在住民説明会に向けて準備中であり、平成28年2月に都市計画変更手続を行い、平成28年3月に実施設計委託業務を発注する予定であるというふうな回答を得ております。

次に、先島シャッター前の交差点の改良工事についてというご質問がございました。お答えいたします。本路線は東環状線で、先島シャッター前交差点から平良土建交差点までの未整備区間でございます。同交差点における危険な状況があるということは認識をしており、通行車両や歩行者の安全確保を図る上から

も整備は必要だというふうに考えております。現在道路建設課では道路改良工事をですね、10路線抱えております。また、平成27年度、今年度ですね、完了予定の路線もございます。したがって、本路線につきましては安全性や緊急性を考慮し、県や関係機関と調整しながら平成28年度の新規採択に向け、取り組んでおるところでございます。また、整備実施までの期間における安全対策につきましては、宮古島警察署等の関係機関と調整をしながら注意喚起の看板設置などを検討してまいります。

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後 3 時25分）

再開します。

（再開＝午後 3 時27分）

◎観光商工局長（下地信男君）

宮古島夏まつりの大綱引き会場の道路の勾配について確認したことがあるかというご質問ですが、宮古島夏まつり実行委員会の事務局に問い合わせたところ、そのような確認はしていないということでした。

◎平良敏夫君

綱引きのことは一番最後に再度質問させていただきたいと思いますが、懲戒分限委員会が7回ということは市長は多いか少ないかという答弁は先ほどもらわなかったんですけどね、再質問ということで、市職員の不祥事が私は多いと思います。國仲昌二議員がよく使うハインリッヒの法則によれば、1回の懲戒分限審査委員会にはその下に懲戒分限審査委員会に至らなかった不祥事が29件あり、その下には軽微な不祥事が300件あるそうです。今市民の間で市職員の資質が問われています。飲酒運転、公金の不適切処理、公金私的流用、職員の業者との不適切な関係など、一般市民からしたらとんでもないことです。平成26年の宮古島市民の平均年収は180万円で、宮古島市職員の年収は567万円で、市民の3倍強となっています。宮古島の中小、零細企業は労働環境がよくなく、低賃金、有休なし、ボーナスなし、社会保障なし、退職金なしの労働環境の中で働いている市民が普通にいます。また、子供が好きで保育士の資格を取り、希望に燃えて保育園で働き始めるが、収入の面で家庭を支えることができず、仕方なくダンプの運転手をしているという若者がいます。もちろんそういうもろもろのことも問題で、沖縄県は県民所得が47位で全国最下位、その中で宮古島市は沖縄県平均以下ということは改善しなければいけない課題ではありますが、そういう市民が公務員をどう見ているかということです。高給取りで有給休暇と休みもたくさんあり、ボーナスもあり、社会保障は完備されていて退職金はたくさんあり、年金もたくさんあり、ありあり尽くしの中で老後の心配だけがない、そういう恵まれた環境の人たち。しかし、何かプライドが高そうで、役人として威張っていそうという率直な感想が現実だと思います。公務員は公僕です。市民に奉仕する者です。前回も言いましたが、市職員は採用に当たって市の発展のために、市民のために頑張ると決意したことだと思います。それと、難関を突破して採用された喜びは大変なものだったとも思います。今市全職員が一度初心に返って公僕の意味を思い起こして、市の発展、市民のためにとの思いで、ボランティア精神を大いに発揮して頑張るとき、市民の市職員に向けられる視線が変わってくるものと思う。そういう気持ちで自信を持って働くとき、時間はかかると思いますが、市民の市職員に対する悪いイメージも払拭できるもの

と信じています。もちろん公僕として真面目に頑張っている市職員も多くいることでしょう。しかし、いま一度全員で考え直してみることが必要かもしれません。また、この話は課長、部長、管理職の方々にももちろんお送りいたします。市長は、宮古島の市長としての、首長としての責任があります。どうぞいま一度たがを締め直してください。

時効取得の調査ということですが、現在調査中ということですので、ぜひ早目に調査してですね、市有地は市民の財産です。財産が把握できていない、管理できていないことはゆゆしき問題です。沖縄県不法投棄ごみの大半が宮古島にあり、その処理問題で今日の大事に至っているのは、市町村が合併したとき、ごみの相当数を各市町村の資料をもとに算出したことが全ての始まりで、宮古島市が独自に調査するべきだった。そうすれば、沖縄県の不法投棄ごみの大半は宮古島市にあるという不本意な恥ずかしい新聞報道を読むこともなかっただろうし、不法投棄ごみ処理の不祥事もちょっと違っていただかもしれない。私が言いたいのは、宮古島市は市の土地管理のことも含め、また富永元順議員が質問していた宮古島市には空き家は何件あるかも含め、いろいろな調査を怠っているのではないかということです。物事を進めるに当たって、調査が一番先にあり、調査が何よりも大事だと思います。そのことについて、どうか見解を述べてください。

マクラム通りの進捗状況ですが、平成28年3月には業務委託をするということでもあります。それについてもちょっと私見をとということで述べさせてもらいたいと思います。平良市街地の商店街は、大型店舗進出により非常に苦戦を強いられています。大型スーパーの進出は、宮古島の活性化にはよいかもしれませんが、考えなければいけないのは、一方で市街地の小さな商店街が寂れていく現実です。宮古島市は、そこにも目を向けなければいけません。そこで、市街地の商店街の道路には車の駐車帯を設けるべきだということを提案したいと思います。ちょっとの買い物にちょっとの間車をとめ置ける駐車帯を設けることが市街地商店街の生き残れる道ではないかと考えます。そこで、マクラム通り南の道路拡幅工事に当たってもぜひ駐車帯を設けるべきだと思いますが、県のほうに提案していただけないでしょうか。ご答弁よろしくお願ひしたいと思います。

先島シャッター前点滅信号機の件ですが、何度も何度も質問しているし、仲間頼信議員も先ほど質問されていましたが、本当に危険な場所だということは見た方はみんな認識していると思うし、警察署の中でも本当に認識しているという話でした。それで、警察署にその交差点をどのように修正すれば、ちょっといびつになっているもんだから信号機をつけづらいという話を私は交通課長から聞いたんですけど、生活環境部長、建設部長にちょっと地図を渡してありますのでですね、そこら辺をですね、修正すれば信号機が設置できるという話があったんですよ。少しの道路改良で一般信号機を設置できるのであれば、この危険な交差点の交通量の多さという点から、大きな人身事故が起きる前に速やかに改良して一般信号機を設置するのが正解だと思いますが、この道路工事が終わるまで何年になるんですか。平成28年から始めて多分平成30年、その間ほっとくのかということでもありますので、ぜひちょっと答弁をお願いしたいと思います。

リサイクルプラザ等の設計の件なんですけど、保里2区自治会は新ごみ処理施設建設に当たって宮古島市の下地敏彦市長と基本協定書を締結しました。そのとき自治会の要望書も提出しましたが、その中に特に重要な項目を3点上げてあります。1つ目は、クリーンセンター西側の道路建設を含む開発、2つ目は

クリーンセンター南側、市民になかなか足を運んでももらえない北学びの森の再開発、このことは以前私の一般質問で副市長は、あの森林の地域は国庫補助金が入った森林公園となっているため、再開発は無理ですとの冷たい答弁をもらっています。しかし、西側の開発がおくれた地域の開発と森林公園の再開発はこれからも要請していきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。3つ目は、リサイクルプラザ内に100人ほど集まれる規模の集会場の設置を要望しました。以前の私の一般質問に副市長は、リサイクルプラザ内には環境学習及び研修用の大会議室の設置を計画しており、市民の環境学習等及び地域住民の集会等にも活用できる施設にしたいと温かい答弁をしています。その考えは間違いないか、確認のためご答弁ください。

また、リサイクルセンター建設委員会を立ち上げ、地元住民代表も委員に加えて地域住民の意見を参考にしてほしいと思っておりますので、どうかそのことも含めてご答弁ください。

次に、教員採用試験の件であります。宮古島は本当にですね、教員採用試験のことだけじゃなくても離島というハンディは皆さん十分認識していると思う。しかし、沖縄本島の方はね、意外と頭では理解していても本当に理解していないところがありまして、いろんなことで難しそうなお話ししてはいたんですけど、じゃほかの仕事はどうするのよという話もあったし、助成するというのは例えば奨学金を交付したらどうかという、そういう話でありますので、ひとつ再質問の準備してありますので、読みたいと思ひます。宮古島の教員採用試験合格者は、採用試験が難関ということもあり、離島市ということがハンディになって非常に少ないと思う。どうかこの点を宮古島市で解消してあげて、宮古島の教員採用試験に臨む若者を応援してほしいと思ひます。例えば奨学金制度を設けるとか、下地明議員からも今さっき話出たんですけど、自分の知り合いの子供がですね、ちょうど台風の進路に当たって予定していた飛行機に乗れないと。そのときに、だけど試験は普通に沖縄本島で行われるわけですよ。それ一生懸命頑張つて、夕方の便に乗るべきだった予定をどうにか1便乗る予定を繰り上げて、現在は合格して立派に先生をしているという話もありましたので、例えば台風が本当にあったらどうしていくのかということもありますので、いろんな災害ありますので、八重山も久米島もやっていないよという話じゃなくて、逆に言ったら共同戦線を組んで離島でも出張試験をやってもらえるように言ってもらえれば、そういうことは可能ではないでしょうか。そう思ひますので、ぜひ教育長、ひとつまたその件に対して答弁をよろしくお願ひします。

宮古島夏まつりの道路の勾配の件なんですけど、宮古島夏まつりの最後を締めくくる東西大綱引きは、その前に勾配をね、レベルで見たことはないという話でしたので、勾配をはかったよ、向こうは平たんだよと言ったら私どうしようかなと思つたんですけどね、はかっていないということですので、ぜひはかってほしいということを伝えるために、宮古島夏まつりの最後を締めくくる東西大綱引きは、雄綱側、東軍が勝てば五穀豊穡、雌綱側、西軍が勝てば大漁、豊漁が約束されます。また、各地域の青年団が東西に分かれて自分の勝利のため一生懸命盛り立てている姿、勝利した側の青年会が勝ちみこしを掲げて喜びを爆発させている姿、また負けたことにより、時間をかけて準備してきたであろう勝ちみこしを担ぐことができず、意気消沈している姿がそこにはあります。五穀豊穡を願う農家の方々、大漁を願う漁師の方々、また地域青年会の熱い思いを思うとき、どっちが勝つてもいいんじゃないか、楽しかったらというような、こんな軽い気持ちには私はなれません。そういうことから、東西大綱引きは公正、公平な条件で行わなければならない。ぜひ道路の勾配を確認してください。確認するかどうか、ぜひ答弁をよろしくお願ひした

いと思います。

答弁を聞いてから再々質問を考えたいと思います。

◎市長（下地敏彦君）

まず、公務員の綱紀の肅正についてであります。近ごろ不祥事が多いんじゃないかということでありまして、やはりもう一度ですね、職員に対して襟を正して公務に精励するようしっかりと指導してまいりたいというふうに思っております。

それから、各種の事業をいろいろと議員を通してご要望があります。やはりしっかりとした調査のもとに事業の実施はしなければならないというふうに考えております。調査についても何が重要か、その優先度を考慮しながらですね、調査もしっかりとやってまいりたいというふうに思っております。

◎生活環境部長（平良哲則君）

まず、リサイクルプラザ建設に関する建設委員会の設置であります。これはことしの10月を予定しております。構成員は学識経験者、それから地域の代表、婦人会、福祉関係者、そして市職員を含めて約10名程度の委員で構成をします。また、議員ご指摘のリサイクルプラザ等には学習室、それから集会場は計画に入っております。そういったことで、この建設委員会の中で要望や意見等が反映される、そういった施設に向けて取り組みをしてみたいと思います。

◎教育長（宮國 博君）

平良敏夫議員の熱い思いはよく承りました。久米島にどのような形でアプローチするかというのはまずおいておいてですね、向こうは非常に那覇と近いのです。議会が終わりましたらですね、石垣市の石垣朝子教育長と、それから竹富町の慶田盛安三教育長、与那国町の崎原用能教育長、それから多良間村の池城三千雄教育長が集まって、宮古島は強いこういう思いを持っているよと、皆さんのところはどうかという話の中から共同歩調がとれるかどうかを探ってみてみたいと思います。宮古島としては、宮古教育事務所の田場秀樹所長とこの問題については話し合ってますね、場合によっては単独の要請活動というようなこともある、まずこれを前提にして、先ほど申し上げた八重山地区との連携は模索してみたいと思います。

◎建設部長（下地康教君）

マクラム通りの整備内容についてのご質問だったと思いますけれども、中心市街地の活性化の観点から新たに整備されるマクラム通りで駐車帯の整備が必要ではないのかというようなご質問でございました。これは、事業主体であります県とですね、議員のご提案も含めながらですね、十分担当課のほうで県と協議をしていきたいというふうに思います。

それと、もう一点、先島シャッター前の交差点の改良の問題でございました。基本的には県と調整をしながら平成28年度の新規採択に向けて頑張ると、取り組んでいくということでございますけれども、採択までの期間、また完成までのですね、期間はどういうふうにして安全対策をとっていくのかというご質問だったと思いますけれども、それまでは一応ですね、宮古島警察署とですね、十分協議をしながら注意喚起の看板の設置などを考えています。また、1つ効果を発揮している事例としまして、添道1号線と市営体育館のほうから延びてくる交差点でですね、ポストコーンというものをですね、設置をしてあります。これは、かなりきいておる状況でございます。つまりポストコーンを設置することによって徐行してくる



と、徐行で交差点に入ってくるということがございますので、かなり交通事故が激減しているケースもございます。そういったものも考えながらですね、いろいろと検討していきたいというふうに考えております。

#### ◎観光商工局長（下地信男君）

実行委員会では、今回の大綱引きは伊良部大橋開通後の祭りだということもあって、伊良部島の方々が多く参加して西軍についたから勝ったのではないかという話もしておりました。勾配が影響しているかということはよくわからないということでしたけれども、大綱引きに熱い思いがあるようですので、実行委員会に勾配の確認などしてはどうですかという申し入れはしてみたいと思います。

#### ◎平良敏夫君

その話しするとね、来年はコートを別々でやれよという、いろんな話出るんですけど、ただそういう問題じゃないと思うんだけど、私は。やっぱり公正、公平な真つすぐのところで引かないと。一昨年はいい勝負しているんですよ。場所が違ったね。去年からことしにかけて1勝3敗、やっとなら東が勝っているという状況を見ると絶対勾配ありますので、ぜひはかってください。

市長、しっかりと職員をですね、本当に指導していただいて、みんな職員も立派に宮古島の職員だよというふうに自信を持ってですね、胸を張ってやっていけたらと思っております。

先島シャッター前の信号機の件なんですけど、多分あの道路は始まって完成するには結構時間かかると思うし、答弁あったんですけど、その間に安全なね、施策をやっていききたいということなんですけど、6月定例会の私の質問の後に生活環境部長はカーブミラーをどうにか……今カーブミラーが、例えば吉信産業のほうから来たら右側が、下崎側からカーブが見えない。向こうからの車がね。向こう側にカーブミラーが2つあるもんだから、2つ見ているとどうまびてどこがどこかわからなくなるから、ぜひ1つはですね、反対側のほうへ持って行って、下崎側から来る車ははっきりわかるようなカーブミラーを設置してほしいなと。それをポストコーンを含めてですね、ぜひ信号機が普通信号機にかわるまでの間はしっかりやってほしいなと思っております。

教員採用試験の件なんですけど、宮古島の若い子供たちは能力は全然劣っていませんので、教員を目指している宮古島の子供たちがですね、教員にたくさんの方がなれるようにぜひ応援してやってください。よろしくをお願いします。

最後に、一言でなく二言言って終わりたいと思います。北部振興のことなんですけど、市街地の南側にある久松地区は今伊良部大橋の開通で大きく発展しています。道路も広くきれいになり、学校までが新品になっています。そして、今空港の東側でドーム建設が始まっていますが、その近くにサンエーの大型ショッピングセンターができるそうです。総合庁舎もあそこら辺に建てる予定だとうわさを聞きます。空港の東側の周りに大型ホテルも何棟も建ちそうで、あの地域が大きく発展するのは目に見えます。うらやましい。また、北部地域が取り残されるとの焦りもある。地域の均等ある発展のためにも、どうか市長、北部地区の振興を真剣に考えてください。総合博物館を建てかえる予定があるようなんですけど、今の場所は利便性が悪い。富永元順議員が言っていた大型バスがとまれる駐車場を備えた立派な博物館を荷川取あたりにつくったらどうですか。荷川取は、宮古島の文明、文化発祥の地で、総合博物館は荷川取にあるべきだと思います。よろしくお願ひいたします。

また、もう一つ、地域の均衡ある、均等ある発展を急ぐためですね、荷川取線道路工事を前倒しでぜひ進めてほしいと地域住民からも強い強い要望がありますので、おくれたドームに追い越されているような感もありますので、ぜひ前倒しでやってほしいなと思っております。

もう一つの点は、スタークルーズ社のクルーズ船が9月14日からナイトステイとあって、言いたいことは下崎ふ頭自体がやっぱりクルーズ船が停泊するにはちょっとという感じがあるんですけど、そこからですね、臨海道路までの道路が余りにも汚いと。本当に汚いですよ。観光商工局長、しょっちゅう通っていると思うんですけど、目に映っていないのかなと思うんですけど、ぜひですね、お客さんを迎えるのにああいう汚いところに、きのう朝行ってみたんですけど、そこにはスタークルーズ社のクルーズ船の観光客がですね、散歩している姿もあるんですけど、歩道が汚くて、それでモクマオウが倒れて歩道は通れないようになっている。よけて通らんと行けない、そういう状況でありますので、ぜひですね、今すぐきれいにし、掃除してお客さんを迎えてほしいなと思っております。よろしくをお願いします。

これで終わります。どうもありがとうございました。

◎議長（眞栄城徳彦君）

これで平良敏夫君の質問は終了いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞栄城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会いたします。

（延会＝午後3時57分）

平成 27 年

第 6 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

9 月 24 日 (木) 7 日目

(一 般 質 問)

平成27年第6回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第7号

平成27年9月24日（木）午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 〃 第 2 決議案第1号 不法投棄ごみ撤去委託事業に関する調査特別委員会の設置について  
(議員提出)
- 〃 第 3 〃 第2号 不法投棄ごみ残存問題調査特別委員会の設置について (〃)

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成27年第6回宮古島市議会定例会（9月）会議録

平成27年9月24日

（開議＝午前10時29分）

◎出席議員（26名）

（散会＝午後6時34分）

議長（4番）	眞榮城 徳彦 君	議員（13番）	高吉 幸光 君
副議長（17〃）	佐久本 洋介 〃	〃（14〃）	富永 元順 〃
議員（1〃）	濱元 雅浩 〃	〃（15〃）	新城 元吉 〃
〃（2〃）	平良 敏夫 〃	〃（16〃）	亀濱 玲子 〃
〃（3〃）	下地 勇徳 〃	〃（18〃）	下地 明 〃
〃（5〃）	栗国 恒広 〃	〃（19〃）	垣花 健志 〃
〃（6〃）	仲間 頼信 〃	〃（20〃）	棚原 芳樹 〃
〃（7〃）	國仲 昌二 〃	〃（21〃）	平良 隆 〃
〃（8〃）	上里 樹 〃	〃（22〃）	前里 光恵 〃
〃（9〃）	上地 廣敏 〃	〃（23〃）	山里 雅彦 〃
〃（10〃）	嵩原 弘 〃	〃（24〃）	池間 豊 〃
〃（11〃）	仲間 則人 〃	〃（25〃）	下地 智 〃
〃（12〃）	西里 芳明 〃	〃（26〃）	新里 聰 〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	下地 敏彦 君	会計管理者	宮国 高宣 君
副市長	長濱 政治 〃	伊良部支所長	川満 勝彦 〃
企画政策部長兼振興 開発プロジェクト局長	友利 克 〃	消防長	来間 克 〃
総務部長	村吉 順栄 〃	企画政策部次長 兼企画調整課長	垣花 和彦 〃
福祉部長	譜久村 基嗣 〃	総務課長	久貝 喜一 〃
生活環境部長	平良 哲則 〃	財政課長	下地 美明 〃
観光商工局長	下地 信男 〃	教育長	宮國 博 〃
建設部長	下地 康教 〃	教育部長	仲宗根 均 〃
農林水産部長	砂川 一弘 〃	生涯学習部長	奥原 一秀 〃
上下水道部長	砂川 巖 〃	代表監査委員	砂川 正吉 〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	上地 栄作 君	議事係長	仲間 清人 君
次長補佐	友利 毅彦 〃	議事係	下地 茜 〃

平成27年第6回宮古島市議会定例会（9月）諸般の報告書

平成27年9月24日（木）

	<p>「陳情書第15号、『若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書』採択に関する陳情」については、お手元に配付した2015年9月10日付文書、「『陳情書』の訂正について」のとおり、陳情事項3中の文言「年金の支給開始年齢引き下げ」を「年金の支給開始年齢引き上げ」に訂正したい旨、提出者から申し入れがありました。</p> <p>同陳情書を付託された文教社会委員会は、提出者からの申し入れのとおり訂正の上、ご審査をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--

◎議長（眞榮城徳彦君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時29分）

本日の出席議員は、26名で全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第7号のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長に報告させます。

◎事務局長（上地栄作君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

陳情書第15号、「若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書」採択に関する陳情については、お手元に配付した2015年9月10日付文書、「「陳情書」の訂正について」のとおり、陳情事項3中の文言「年金の支給開始年齢引き下げ」を「年金の支給開始年齢引き上げ」に訂正したい旨、提出者から申し入れがありました。

同陳情書を付託された文教社会委員会は、提出者からの申し入れのとおり訂正の上、ご審査をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長（眞榮城徳彦君）

それでは、日程第1、一般質問について、先日に引き続き質問を行います。

本日は、池間豊君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎池間 豊君

質問をする前に、所見を述べてから質問をいたしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

2週間前に起きました北関東、東北の豪雨によってお亡くなりになった方たちへのご冥福をお祈りしますとともに被災された方々にもお見舞い申し上げます。一日も早い元氣と回復を願うものであります。

もう一つですね、一般質問2日目に狩俣地域のことを取り上げていただきました。平良隆議員からありましたけども、この指摘された場所は間那津地区のトウガンをつくるビニールハウスの施設の件であります。大雨のたびに水没してもう作物が全滅してしまうという、平良隆議員は根本的な改善を求めておりましたけども、農林水産部長の答弁では農道基盤整備事業ですね、それで対応していただくということでもありますけども、その場所はですね、ことしの2月に1度水没して、もちろんトウガンも全滅でありますけども、また5月ごろにも、半年で2回なんですね。そして、この道路から、県道の横にそのトウガンハウスありますけども、3メートルぐらいの壁、壁面になってはいますが、表層、表面からの雨水じゃなくて、雨水ももちろんこれは流れますよ。この壁面からですね、滝のように流れてくるんですよ。これ雨がやんだ翌日もこういうふうにもたまたま流れています。ですから、この根本的な改善というのはそこら辺のことにもありますし、また狩俣地区はこの農道、圃場整備に関しては本当に宮古島で一番最初にやったものですから、この土も40センチという浅い入れ方ですね。それから、設計上も大変やはり最初ということで、どんどん経験を積むほどに改善されていく中では、これ一番最初ということでやっぱりちょっと足りないところ

ろが多くて、かなり土が流される。沈砂池がオーバーフローするところがたくさんあります。場所によってはU字溝の一番底が見えるぐらい土が流されているところもありますから、これはもう農業をされている方であれば十分わかると思います。U字溝の一番底が見えるぐらい流されていますからね。ですから、ぜひそういった面でもこの根本的な改善をお願いしたいなと思います。通告をしておりますから、答弁は要らないんですけども、根本的な改善をお願いしたいなというふうに思っております。平良隆議員、ありがとうございました。

それでは、質問をいたします。職員の不祥事が相次いでおります。ごみの不法投棄問題、公設市場の店舗使用料の不適切な処理問題、そして疑義を感じる監査業務など、特にごみの不法投棄については半数以上の議員が質疑したり、所見を申し述べたりしておりますので、それだけ問題の大きさ、市民の関心の高さのあらわれかなというふうに思います。市長は、これら職員に関しては職員懲戒分限審査委員会を設置し、ごみの不法投棄問題の解明には特別調査委員会を設置して、処分や全容解明に当たりますと言われました。私も、市長には強い決意を持って処分や全容解明に当たってほしいと思います。それから、これまで不法投棄問題への答弁では、この業者に対するペナルティーはないから処分はしていないという、ペナルティーを与えていないということでもありますけども、指名をしているという話も、問題が発生以降ですね。話を聞いておりますけども、それは本当なのか。また、指名しているのであれば何回やったのかをお答えください。

次に、公設市場店舗使用料については、新聞で見たんですけども、店舗の使用料の入金をしたにもかかわらず、2カ年もの間未処理のまま自宅に持ち帰っていたということでもあります。普通領収書には控えとかつづりですよ、それから店番、番号などが順番になったりして、やっぱりはっきりわかるべきものだと思うんですよ。そういったのがなぜ2カ年もの間気づかれなかったのか、この部署内でそういったからくりはどうなっているのかですね、そういったことの詳しい説明をお答えください。

それと、もう一方の1件についてはですね、もう領収書がないから、この担当部署からはやっぱり払っていないと言うし、この領収書をなくした方からは、払ってあるけど、領収書がないから、でも払ってあると言っているし、この両方も全く違う意見ですけども、当局はこの両方をどういうふうに決着するかですね、その辺もお伺いします。

次に、監査の業務と監査委員の責務について伺います。そもそも監査の業務というものは、宮古島の全ての業務が宮古島市民に不利益を与えないように、適正に執行されているかということを経営し、検査し、適正であれば適正として、不適正であればその旨の過ちを問題が大きくなならないうちに指摘するのが業務だと思っております。今回の平成26年度の決算については、既に6月定例会で不法投棄ごみの指摘もあり、伝票の改ざんの疑義も指摘されております。疑いも指摘されております。関係部署での調査等はなかったのか。平成26年度の宮古島の監査委員の決算審査意見書については適正であると記されておりますが、総務財政委員会では不認定とされました。監査業務に疑義を感じるころがあります。監査の業務と責務についてご説明をください。

下地敏彦市長には、この一連の職員の不祥事について、多くの議員の質問に対して職員懲戒分限審査委員会は設置するし、調査委員会も設置するという旨の答弁をされておりますけども、ぜひ私も市長には強い決意を持ってそのように対処していただきたいというふうに思っております。それから、ご自身の責任



の有無についてもお答えください。

次に、過疎対策について伺います。県内市町村の人口動向調査結果が平成22年度の国勢調査をもとに公表されました。沖縄県を宮古、八重山、南部、中部、北部の5つの地域に分けて、唯一宮古圏域だけが減少しているという残念な結果公表であります。社会的減少や自然減少などいろいろあると思いますが、主な要因はどういったものがあるのでしょうか。また、これまで人口をふやすための対策も講じてきていると思いますが、余り効果がなく減少し続けていることに対して市長はどのように考えているのか、伺います。これまでいろんなデータを見る限り、平良地区以外の周辺地域の人口の減少が著しい。これは平良地区の北部も含めますが、毎月発行される広報紙からも市街地以外の周辺地域の減少が見てとれます。すなわち宮古島市の人口減少は、過疎の進む地域の人口減が宮古島市の人口減につながっているものと思います。市長は周辺地域の過疎化対策を真剣に考え、効果のある、均衡ある発展の手だてを講じなければならぬと思っておりますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、ひと・まち・しごと創生推進本部会議が発足しております。今政府のほうでも地方創生担当大臣が誕生しておりますが、そのチャンスと捉えた戦略であると受けとめてよろしいのでしょうか。これまで本市においては活性化に向けた取り組みをいろいろ講じてきていると思いますが、余り効果なく年々人口が減り続け、目には見えにくいんですが、だんだん衰退の一途をたどっているのではないのでしょうか。それが現在の宮古島市であります。若者が定住しにくい、産業が育ちにくい、人や物の移動のリスクが高いなど、離島である本市の厳しい課題をひと・まち・しごと創生推進本部会議の総合ビジョンの中でしっかりと立ててほしいし、今度こそ机上の空論にならないように、とりわけ周辺地域の活性化に向けた取り組みでしっかりとやっていただきたい、ぜひ宮古島全体の均衡ある発展を実現させてもらいたいと思います。ひと・まち・しごと創生推進本部会議の詳しい説明を求めます。

次に、新庁舎建設について伺います。新庁舎建設には60億円余という膨大な予算が伴うと伺っております。さらに、スポーツ観光交流拠点施設の43億円という予算、未来創造センターの40億円という予算、そして今現在建築中でありましてごみ処理施設も60億円余りの予算をつけております。そして、一方で平成28年度から平成32年度までの5カ年で30億円ほどの地方交付税が削減をされることになっております。このような状況での新庁舎建設には、できるだけ経費を抑え、まだ23年ほどしかたっていない現在の旧本庁舎をもっと活用すべきだと思っております。この旧本庁舎向かいの旧県支庁舎跡に第二庁舎を建設して、陸橋ですね、渡り廊下でつなげば、この旧本庁舎を第一庁舎、そして新たにつくる旧県支庁舎跡につくるのを第二庁舎とすれば総合的な庁舎ができるものと思っております。そういうことによって経費もさらに3分の1以下に抑えられるものじゃないかと思っておりますが、市長のお考えをお伺いします。

次に、観光行政について伺います。森万里子氏が建立したサンピラーが狩俣の七光湾に建てられております。サンピラーの管理については、どの団体が、どのように管理をされているのか、伺います。このサンピラーは、森万里子氏がふるさと納税として本市に納めているものを管理費には充てていると伺っていますが、そのことについてもお答えください。

森万里子氏は世界中いろんな国を回って見てきて、七光湾のあの場所が一番のパワーを感じるスポットだとしてあの場所にサンピラーを建てたということでありまして。パワースポットのサンピラーと宮古島海中公園や健康ふれあいランド公園は隣接していますが、それぞれ関連づけてもっと魅力ある観光スポット

にできないものでしょうか、伺います。

また、宮古島海中公園を3D化施設として、時代にも合わせて進化させる必要もあると思います。入園者の増加にもつながると思っていますので、当局の考えを伺います。

次に、保育行政について伺います。今定例会で補正の5億8,000万円余の予算が計上されました。今回の補正は単に当初予算の補正ではなく、宮古島市の保育環境を劇的に改善する大変頑張っていたいただいた予算計上だと思っています。その予算について、補正について詳しくご説明を求めます。

答弁をお伺いして再質問いたします。

◎市長（下地敏彦君）

職員の不祥事に関して管理監督、任命責任はどうなっているかということですが、行政機関の長である私に監督責任があるのは当然です。今定例会の冒頭でも申し上げましたが、市民並びに市議会に対し行政に対する信頼を揺るがせたことに深くおわびを申し上げ、行政に対する信頼回復のため、今後一生懸命行政運営に努めてまいります。私の責任については、職員の処分を決定した上で判断をしたいというふうに思います。

次に、過疎化の対策であります。宮古島市全体の均衡ある発展に向けて、特に市街地以外の農村部の振興については、各種の支援、補助事業を実施することによって農業など第1次産業の基盤整備に努め、農業の振興による農村部の支援を積極的に取り組んでいます。しかし、宮古島市全体で少子高齢化による人口減少が続く中、若者を中心に生活の利便性を求めて中心市街地に移り住む傾向が続いています。高齢化が進む農村部においては、地域づくり支援補助金などを活用し、地域の伝統文化の継承や行事を通じた地域コミュニティ活動の支援などに取り組んでいるところです。また、宮古島市全体で若者の定住を促進するため、子育て支援策として待機児童ゼロを目指した保育施設の拡充、支援、出産祝金の支給、子ども医療費助成事業などを実施しています。さらに、教育委員会と連携して幼稚園での午後の預かり保育の充実に取り組み、農村部における子育て環境の支援に取り組んでおります。今後とも均衡ある発展を目指して行政を進めてまいりたいと考えております。

◎副市長（長濱政治君）

ごみの不法投棄についてでございます。何回指名したかということでございますが、この方は工事の指名審査を受けておまして、1回です。平成27年7月14日に1回。それから、全体のものはよくわかりませんが、環境衛生課関係の分ですね。これについては、宮古島市最終処分場整地及び周辺整備委託業務、これがことしの6月1日から3月31日まで。それから、宮古島市クリーンセンター委託業務、4月1日から来年の3月31日まで。それから、ごみ収集運搬委託、これがことしの4月1日から3月31日まで。この3件になっております。

（議員の声あり）

◎副市長（長濱政治君）

何回ですかと、何で……

（議員の声あり）

◎副市長（長濱政治君）

人の質問に一々聞かないでください。再質問で聞くはずです。

それから、職員の不祥事についてです。公設市場使用料の不適正処理が起こった原因は、担当職員が使用料を徴収したにもかかわらず、机の中に保管したまま放置して納付処理を忘れてしまったことが原因です。後任の担当者が滞納処理を行うため未納者に使用料を請求したところ、2名の方から支払ったとの回答があり、1名は領収書を保管していたことから支払い済みであることが判明しました。この件については、担当者への聞き取りにより、私物と一緒に自宅にあることが判明し、既に納付処理を済ませております。この件に関し、当時の担当職員を2カ月の停職処分、上司2名を戒告処分といたしました。この使用料を納めたという言い分がございます。これについては、職員に確認したところ、相手方が訴えるというんであれば受けて立つという話をおっしゃってございました。我々の調査段階では、もうこれが限界でございました。

それから、新庁舎建設について、第二庁舎を新しく建設してということについてでございます。新庁舎の建設に当たっては、建設場所、面積等さまざまな角度から検討することになります。現在の第二庁舎の敷地一帯は埋蔵文化財が存在することから、庁舎等の建設は困難と考えております。

#### ◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

過疎化対策、離島や僻地に対する特別な事業があるかという質問です。地方創生は、日本全体で人口の減少局面に入り、東京圏に人口が集中する中で地方がますます疲弊するおそれがある。この悪い流れを食い止め、地方の活性化を図ることで日本全体の活性化を図ろうというものでございます。そのため、離島、それから僻地に限定した特別な事業があるという制度ではございません。これまで地方創生の緊急的な取り組みとして地域の経済対策、地域消費喚起・生活支援交付金などの支援があり、宮古島市ではプレミアム商品券事業、観光プロモーション事業、人口ビジョン・総合戦略の策定事業に取り組んでいるところでございます。今後は総合戦略に基づく事業を実施することによって財政的な支援を得ることになっていることから、総合戦略にどのような事業、つまりは自立性、主体性、地域性のある事業が盛り込めるかが大きな鍵になってくるものというふうに思っているところです。

#### ◎福祉部長（譜久村基嗣君）

質問の内容がですね、補正予算の保育所費の5億8,229万7,000円の説明ということですが、この保育所費の19節負担金補助及び交付金の内容の説明だと思いますけども、それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

#### ◎福祉部長（譜久村基嗣君）

合計金額が事業費、4つの事業費で5億9,789万円となっておりますので、その説明をいたします。

まず1つ目に、保育所等整備補助金の4億8,590万1,000円、これは保育所待機児童の解消を図る目的として保育所の新設などに要する経費の一部に充てるために国が交付する事業であります。今年度当該補助金を活用して整備を予定している保育所は、認可外保育所3園、それから認可保育所1園となっております。

2つ目に、保育対策総合支援事業費補助金の8,800万円についてですが、この事業の内容は地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育所等の設置による保育の受け皿の確保や保育を支える保育士の確保に必要な措置を総合的に講ずることによって待機児童の解消を図るとともに、子供を安心して育てることができる環境整備を行うことを目的としている事業でございます。小規模保育所改修費等支援事業

でありますので、今年度はその事業を活用いたしまして整備を予定している園は、認可外保育所の3園、それから新規が1園となっております。

次に、待機児童対策特別事業費補助金1,774万6,000円についてであります。認可外保育施設に入所している児童の処遇向上や認可外保育施設の保育の質の向上及び認可化の促進等を一体的に図ることを目的としている事業でございます。対象となる経費は、認可外保育施設の運営に必要な費用、保育園の開設準備に必要な経費となっております。主に認可化移行支援事業でございます。今年度は、4園を支援する予定となっております。

次に、ひとり親家庭認可外保育施設利用補助金624万3,000円についてであります。この事業の内容は認可保育所にあきがないなどの理由で認可外保育施設を利用しているひとり親家庭への支援策として、ひとり親家庭の子供が認可保育所に入所した場合に係る保育料のみの負担となるように認可外保育施設の設定する保育料と市の設定する保育料との差額と事務手数料を認可外保育施設に対して補助するものでございます。今年度の事業期間は、来る10月1日から翌年の3月末日までとなっております。6カ月となります。

#### ◎農林水産部長（砂川一弘君）

観光行政について、サンピラーの管理に関連して、宮古島海中公園内に3D化施設を整備し、施設を進化させたらどうかというご質問についてお答えいたします。

3D技術は、画像を立体であるように映し出すものと理解しております。議員のご提案は興味深いところではありますが、宮古島海中公園の利用者からは本物の海を見てもらうことで好評をいただいているところでもあります。このようなことから、今のところ導入については予定はしておりません。

#### ◎観光商工局長（下地信男君）

七光湾のサンピラーの管理につきましてですが、芸術家、森万里子氏がデザイン、設置した七光湾のモニュメント、サンピラーの管理は、NPOガイア・アート協会にて行っております。協会では、年に数回あるいは台風の通過後にサンピラー本体の清掃及び点検作業を行っております。また、七光湾周辺に案内板やサンピラーに関する説明板を設置して観光客や市民への周知に努めるとともに、七光湾周辺のごみ拾い、雑草の除草作業を実施しているという報告を受けております。

それから、宮古島海中公園と関連づけて観光スポットとしてその価値を高められないかというご質問ですが、NPOガイア・アート協会では今後の取り組みとして、サンピラーの周知を図るため、宮古島海中公園内で写真展やイベント等を実施するほか、宮古島海中公園からモニュメント、サンピラーへの誘導看板の設置をすることとしております。市としても観光市のグレードアップを図る観点からこのような取り組みを支援しながら、宮古島海中公園と七光湾を含む周辺施設の連携または一体的な空間づくりに向けて取り組んでまいります。

#### ◎代表監査委員（砂川正吉君）

監査委員に対するご質問がございました。2点ほどに要約されるかと思えます。監査委員の業務と責務につきまして、それからあと1点が、不法投棄ごみ撤去委託業務が平成26年6月以降問題となって取り上げられていると。そういう状況の中で、平成26年度の決算において意見書に付されていない、これはどういうことかというお尋ねでございます。

まず、業務と責務であります。監査委員の業務と責務につきましては、自治体の長、その他の執行機関及び外部の干渉を受けることなく、そして特定の者や集団に特定の利益または不利益を与えることのないように、法令及び条例、規則に忠実に従い、みずからの判断と責任に基づいて、誠実かつ厳正にその職務を遂行すべきとされております。

次に、不法投棄ごみ撤去委託業務、これに関する決算審査意見書に付されていないということであり、決算報告の審査であります。これは平成27年4月24日から8月20日の間、審査をいたしました。不法投棄ごみ撤去委託業務が決算審査意見書に付されていないことについてであります。決算審査は市長から決算審査に付された書類について審査するものでありまして、決算書及び附属資料に基づき、法令上、係数上、予算の性質上の検証を行い、これらの項目について審査を実施するものであります。

なぜ監査の対象としてできなかったのかということでもありますけれども、本件の事業に関する監査となりますと定期監査になります。しかしながら、平成26年度の定期監査は、同年4月1日から9月30日までにおける予算の執行、収入、支出、契約、財産管理などの財務に関する事務の執行が適正か、かつ効率的に行われているかどうかを主眼に監査を実施するものであります。本件の不法投棄ごみ撤去委託業務は、平成26年9月定例会において補正予算として可決をされております。そして、10月30日の契約締結をもって業務が執行されております。そういうことから、平成26年度の定期監査の対象期間においては存在しない事業でありました。先ほども申し上げました決算審査につきましては、市長の決算審査に付されたものに対しましての審査を行うということでもあります。

(「議長、休憩してください」の声あり)

◎議長(眞栄城徳彦君)

休憩します。

(休憩＝午前11時06分)

再開します。

(再開＝午前11時08分)

◎代表監査委員(砂川正吉君)

その間における監査ないしは調査をしたのかということではありますが、それについてはまだ監査は実施しておりません。したがって……

(「監査じゃなくて調査」の声あり)

◎代表監査委員(砂川正吉君)

これについては、調査はしていません。

(「もう一回休憩お願いします」の声あり)

◎議長(眞栄城徳彦君)

休憩します。

(休憩＝午前11時09分)

再開します。

(再開＝午前11時10分)

◎代表監査委員(砂川正吉君)

この事業は、議会においても現在審議をされ、問題となっている事業であります。監査委員としましては、地方自治法の第199条第5項の定めに基づきまして、これから随時監査を実施する方向で現在日程調整をしております。

◎池間 豊君

答弁に対して再質問をする前に、1つ忘れて質問していないのがありますので、それを終わってからやりたいと思います。

カニの養殖についてを通告したんですけれども、質問していませんので、これからお伺いします。カニの養殖について、3月定例会で佐久本洋介議員からの質問がありました。私も今回視察させてもらうことができたんですけれども、大変有望な成長産業として大きく可能性を秘めたカニの養殖かなというふうに思っております。担当の方には、現場を見たかということに、視察したかということに関して確認したところ、見てきたということであります。大変産業の少ないこの本市においては、ああいった産業が大きく成長する、見込まれることに関しては本当にしっかりと見きわめながらですね、連携して補助事業も導入しながらぜひ大量に生産をできるように、そうすれば雇用も大きく可能性はありますし、そういった意味でもぜひこのカニの養殖をしっかりと見ていただきたいなというふうに思っております。

それから、その施設の中ではですね、テレビアやツノマタも試験的に養殖しております。それらも、これまでアーサとかモズクとか養殖業ありますけれども、それらと同様に育てていけないかについてもお伺いをいたします。

それでは、これまで答えていただいたことに対して再質問をいたします。市長、この調査委員会、それから職員懲戒分限審査委員会、ぜひこれは、きょうの新聞にも百条委員会が大きな見出しで出ておりましたけども、これは議会でのことですから、ぜひこの市長部局の中でもですね、この調査委員会というのはぜひ設置して、新聞、テレビ等を見ている、大きな問題を発生した企業だとか団体とかという中では、ほとんど部署内でも外部の人間も入れながら調査委員会を設置して全容解明に当たっているんですね。ぜひ当局でもそういったのは必要かなというふうに思っていますので、市長の強い決意でもってお願いをしたいというふうに思っております。

それから、店舗の使用料でありますけれども、受け取ったというその時点でなぜ全体でこれがわかるような仕組みにならないかということを私は伺いました。この仕組みが何で、受け取っているにもかかわらず、新聞では家に持ち帰って2カ年たったとあったし、今の答弁では机の中に置いてあったということですが、そういうことは別にしても、なぜその時点でわからなかったのかというこのからくりをなくさなければいけないと思うんですよ。徴収したらその時点でその部署では全員でわかる、そういうシステムにしなければまたこういう問題は必ず出てきますから。そういう意味で、領収書には複写のつづりもあるし、原板もあるでしょうというのは言いました。これは一番基礎的な部分と思うんですけれども、このからくりをですね、しっかりつくって二度とこういうことのないようにやっていただきたい。

それから、監査業務に関しては、少し答弁には納得いかないんですけれども、この現場の調査もこれからやるということでもありますけれども、ただこの問題はですね、前に終わった問題だから、そしてこれ過ぎた後だからということじゃなくて、しっかりと監査は不利益を与えちゃいけないとさきに代表監査委員から話が出ておりますのでね、もちろんこれはもう全員そういうのは承知の上ですよ。ですから、監査の業務

を市民も納得するようにですね、これからしっかりとやっていただきたいと、そういうふうに思っております。

過疎対策とひと・まち・しごと創生推進本部会議については大体似たようなものでありますけども、この過疎対策については空き家対策も一つの方法と思います。狩俣でも、空き家に対して自治会で1万円の家賃を補助していたときもありました。そのときには、やはり地域には移り住む人もいますね。また、地方では通信のインフラというのがなかなか整備が行き届いていないところもありますから、そういった通信インフラの整備も必要です。そして、市長が申し上げた農業、漁業の本当にたくさんの補助を導入していただいて、手厚くやっていただいておりますけども、なかなか育ちにくい。そういう意味では、この空き家もセットしながらそういった農業、漁業との担い手につないでいけるようなですね、そういったのもぜひ考えていただければなというふうに思っております。

狩俣自治会でも、過去10年の中でほぼ200名ほど減っています。嵩原弘議員が質問の中にカエルの例を出したんですけども、本当に気づかぬうちにもうにっちもさっちもいかない状態になるんじゃないのかなというような心配もあります。今本当にこれはもう緊急の課題だと思いますよ。今のうちにこの過疎化対策をしっかりとやっていただければ、そういう意味でこのひと・まち・しごと創生推進本部会議の中でも関連づけてできないのかなというのは申し上げました。新聞かテレビで出ていたんですけども、石破茂地方創生担当大臣が林業の復興がなければ地方の創生はないというようなコメントもありました。ですから、自立性とかというような答弁をされておりますけども、ぜひ宮古島からこういった事業をすれば間違いなく、画期的じゃないにしても、少しずつでもふえていくという、活性化していくという、そういった事業をですね、つくっていただいて、提案していったらこういう事業化できないものかと。そういった部分をそういう意味も含めて申し上げたつもりであります。その辺についてもお答えをお願いします。

それから、新庁舎ですね。最初言いましたように、たくさんの大型予算をつぎ込みます。これから先こういうツケが回るような行政運営も本当にこれは考えなければいけない。そういう意味では、経費を抑える。もちろん総合庁舎という意味では、これも経費を抑えるための施策でありますから、総合庁舎は必要と思っておりますけども、またこの60億円余りの新庁舎建設となると、やはりこれは次の世代に、将来にどうしても負担を強いるという心配がありますから、できるだけ経費の抑制は努めていただきたい。そういう意味での新庁舎建設に取り組んでいただきたいというふうに思っております。できればだから向かいの旧県支庁舎の跡に、副市長は埋蔵文化財があるから厳しいというお話でありますけども、これは東側とか奥行きとか敷地的には結構あると思うんですね。もう一度ご検討いただければなというふうに思います。

それから、観光行政のサンプラーですけども、あの一帯は小さな砂浜等もたくさんあって、観光客等もただ宮古島海中公園に行くだけじゃなくてですね、あの辺を散策しながら、そして健康ふれあいランド公園も遊歩道とかもありますから、かなり時間を使いながらの観光という意味ではできるかなというふうに思っているんです。狩俣でもこういったマップをつくりました。市長、こういった狩俣でマップをつくっています。農林水産部長も、観光商工局長も、これ後で見てくださいね。こういったのもぜひ関連づけてね、やって、もちろんこれは狩俣自治会の問題もありますけども、関連づけてやっていただければかなりもっとも魅力のある、グレードのある観光スポットになるんじゃないのかなというふうに思ってお

ります。

次に、3Dの施設ということは難しいということでもありますけども、進化していくという意味ではね、私は何かしらやらなければいけないと思います。今の時点では配当金もしっかり入ってきていて、間違いなく黒字であります。ただ、これは今の料金で、果たしてあと5年、あと10年と今の状態でいくのかなと思うときにこれ不透明ですから、どんどんあの手、この手をやはりやっていかないといけないんじゃないかなと思いますから、ぜひいろんなことのご検討願いたい。餌づけというのもその一つの方法だと思いますね。ブセナの海中展望台にも餌づけしてかなり大型の魚も回遊してきておりますから、そういったいろんな方法を検討してもらいたいなというふうに思っています。

保育行政についてであります。市長も話されたように、第3子からは5万円というのも、お祝金ということも話がありました。今年度も80名の予定が大幅にふえて120名というふうに、やはりこういうふうになると、これもこの5万円の効果かなと思っているんですね。ぜひ5万円じゃなくて、第2子から10万円とか20万円とかやって、第3子にはその半分ぐらいでもいいんじゃないですか、市長。福祉部長が答えられたら、認可外保育所の3園の認可と、それからもう一カ所の法人の予算の話もありましたけども、今の宮古島市は本当に子供たちが少ない。人口が減り続けるという意味では、今回のこの補正予算を計上したということについて、本当に環境、子づくりの環境、子育ての環境本当によくしたのかなというふうにごく敬意を表したいなと、市長にも担当部署にも思っております。

ぜひ日本一の子育てがしやすい宮古島市にしていきたいなというふうに思っていますし、また教育長にはですね、先月だったか、先々月だったかね、中央公民館で教育講演会がありました。「パパ、ママこっち向いて」という題ですね。それで、大変意義のある講演会だったかなというふうに思います。ああいった取り組みもね、子供たちに教育だけじゃなくて、家庭での我慢をさせるという意味での講演だったと思うんですけども、そういった取り組み等も大変必要と思っていますんでね。ただ、しばらくはそういった宣伝が少なく、100名にも足りないばらばらとした人数でしたので、そういったときにはたくさんの人呼んで、聞かせてもらうような方法もしていただきたいというふうに思っております。

時間ですので、私の質問を終わります。ただ、答えられる部分は二、三点ありますから、よろしく願いします。

(「ちょっと休憩していただけますか」の声あり)

◎議長(眞栄城徳彦君)

休憩します。

(休憩＝午前11時25分)

再開します。

(再開＝午前11時27分)

◎農林水産部長(砂川一弘君)

養殖漁業について、伊良部島で行っておりますカニの養殖、それからテレピア、ツノマタの養殖について、一括してお答えいたします。

伊良部島佐和田にある宮古島市水産物養殖加工施設については、ガザミ類の養殖試験を主な目的として民間が使用しております。議員のほうからもご指摘のとおりですね、新たな地場産業としてカニは可能性



があります。市といたしましても、海業センターで生産したタイワンガザミの種苗も提供しながら養殖試験への支援を行っているところでもあります。ただ、現時点では補助事業の導入は予定しておりませんが、具体的に要望があれば事業計画等の内容をお伺いした上で取り組みを考えていきたいと思っております。

(「議長、休憩をお願いします」の声あり)

◎議長(眞栄城徳彦君)

休憩します。

(休憩＝午前11時28分)

再開します。

(再開＝午前11時30分)

◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長(友利 克君)

通信インフラの整備という質問でございました。いわゆる高度情報通信網の全島化というものかと思えます。これについてはですね、現在市街地の一部のみしかいわゆる機械化されていないということで大きな課題があるわけです。そこで、今回のまち・ひと・しごとの総合戦略にも当然盛り込んでいきたいというふうに考えているところです。加えてですね、既存の制度、補助制度をまた中心にですね、他の制度でもこれが全島整備できないかということですね、現在検討をしているところがございますので、いずれにしても情報格差の是正、それからいわゆる観光振興という面でもですね、全島光化と、高度情報通信化というものは早期に整備すべきものというふうに考えているところです。

それから、人口ビジョン・総合戦略をこれから策定をしていくわけですが、先んじて人口ビジョンの素案をまとめております。せんだっての下地智議員の質問にもお答えしました。2060年、いわゆる45年後には5万4,800人を目指すんだという一つの目標を掲げております。この5万4,800人を実現するために4つの基本目標を掲げました。1点目が島の特性を生かした産業振興による雇用の創出、それから地域資源による多彩な交流を促進する、そして若い世代の出会いから就業までの希望をかなえる、4点目が健康で安全、安心に暮らせる持続可能な島をつくると、この4つの基本目標を一つの柱として諸施策を盛り込んでいくということでこれからまた作業を始めていくということになります。

◎副市長(長濱政治君)

調査委員会ということですが、現在宮古島市にあつては工事関係の指名停止の審査会がございます。しかしながら、委託業務に関する指名停止等の審査会がございません。まずそういう工事関係の指名停止審査会に倣ったものを一応つくって、そこで審議していきたいというふうに思っております。

それから、店舗使用料の不適切処理についてです。こういった取った、取らなかったというふうな話がありましたので、議員おっしゃるとおり、複写もちゃんとやっているんですね。領収書を書いたらそれを渡すというふうなこともありながらこのような話が出てきたということから、平成26年度から全て銀行振り込みという形にしてあります。

それから、新庁舎の建設についてでございます。議員ご指摘のところはですね、埋蔵文化財があるということで、大きな建物ができない、それから深く穴を掘ることができないというところがございますので、なかなか難しいのではないかとはいふには思っております。しかしながら、現在総合庁舎庁内検討委員

会というのを立ち上げておりますので、その中で議論していきたいというふうに思っております。経費の抑制ということでございますけども、例えばPFI方式なども含めて検討をしていきたいというふうに考えております。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで池間豊君の質問は終了いたしました。

◎新城元吉君

本日の2番手ですけど、これから一般質問を行いたいと思います。

通告に従って質問したいと思うんですけど、まずですね、不法投棄ごみ撤去委託業務、この名称がね、新聞記事とか当局の発表とかいろいろあって最初の予算化の名称も変わったりしているんですよ、ころころ、ころころ。だから、本当はどういう業務なのかということ伺いたいぐらいですよ。

では、まず1番目にですね、この問題についてはね、本定例会において、2日目、集中質疑をしました。そのときに不法投棄ごみ撤去について、多くの問題点、それから疑問点、疑惑、こういったものが指摘されたんですね。その段階で副市長は詳しく調査し、市民にわかるように説明するようにしますということをお答えしてあります。その調査結果はどのようになっていますか。この問題が最初にやはり議会で取り上げられ、市民がわかり始めたのが、6月定例会の亀濱玲子議員の指摘によってであります。それからかなりの日数がたっています。ですから、その間において、当局においてもですね、この事業に関するいろんな調査をしたであろうと思いますので、今現在どのようにしてこの調査結果が公表できるのかということをお伺いしたいと思います。

2番目に、この事業の予算化に至る経過についてとしてあります。これはこの予算化に至る経緯についてもですね、いろいろちょっと疑問や疑惑があるんですよ。ですから、これを質問するわけですけど、まず保良崖下2カ所ということでこの予算化は一応市から業者側に問いかけるような文書があります。崖下2カ所の予算が2,376万円で、これ補正予算でついています、平成26年度の補正でですね。このときは崖下2カ所なんですけど、その後からのいろんな書類が出てきますね。それで見ると崖下3カ所になっているんです。これは、友利が加わっています。それぞれの箇所の数字も、聞くたびに、あるいは情報を開示するたびにころころ、ころころ変わって、全くつかみどころがないというのが現在の状況であります。ですから、そういうことを踏まえてですね、この事業の予算化、要するにどうやって予算が決められたかということについて説明をお願いします。

それから、事業のいわゆる見積もりについて、各業者のと書いてありますけど、これはこの事業に対しては5社指名されています。指名競争入札であります。委託事業ということになっているんですけど、指名競争入札というのがこの事業の大事な論点でありますので、その点についても伺いますけど、後でですね。この各業者がですね、見積もりをしたこの見積書もですね、情報開示でやっと思わせてもらったんですけど、非常に問題点があるなど、これはもう調査特別委員会などが設置されたときに具体的に出てくるだろうと思うんですけど、この見積もりがですね、予定価格なのか、あるいは見積もりなのかかわからん、5社からちゃんと出ているんですけどね。その前に2社から出た予定価格を決める、設定するための見積もりだろうと思われるのもあるんですけど、それはあと3社についてはないということで、しかも財政課にはですね、1社についての見積もりのみが予定価格として報告されているんですけど、これは落札した業

者じゃありません。落札した業者は、その予算化をするための価格よりも高い価格をつけてあります。これも後でいろいろ疑わしい点があります。どうせ自分に落札されるだろうという思いがあったのではないかというような数字であります。

次に、この点についても答えてください。いわゆる予定価格はどうやって決められたか。これは、各業者にはこの予定価格はいつの時点で知らせたかの点についてお願いします。

それから、入札にかかわる一連の問題についてであります。これはもうかなり入札にあってはならないことなどが新聞に報道されて、いわゆる競争関係にある他社の入札に落札業者の社員が参加して入札したという、これはもう絶対やってはならない問題だとして各議員から指摘されています。こういうものと、それから、副市長がですね、この入札にかかわる問題をいろいろ聞かれたり、あるいはマスコミから取材を受けた段階でいろんな問題点があるようで、疑わしい点もあるので、業者間ですね。これは今後調査しますということなんですけど、こういうことが発表されています。これ一体どうなっているのか。

それと、5番目、計量の改ざん伝票の問題です。この改ざんのやり方がですね、どのように行われたかということは、我々の調査、それから新聞報道などによって大体発表されているんですけど、ここでね、ちゃんと計量の改ざん、これ伝票とそれから物ですよ。いわゆるコンクリートの柱は7本用意しておいて、これを1個にしたり、5個にしたり、4個にしたり、それでトンバックを積んでというようなやり方、伝票とこの物によるね、実態、重量による改ざんが、不正がどのようになされていたかというのを非常にわかりやすく説明してください。

それから、撤去費の支払いの処理方法について不備はなかったか。副市長は、今までの答弁やあるいは新聞報道などを通してみると、経理の、会計の段階まで多くの問題があったというような談話を発表しています。私はこれ疑問に思うのはですね、この撤去費の支払いの処理方法については、ちゃんとした書類が備わっていないということと、特に委託業務契約書契約約款の第9条に、この事業の支払いは5回に分けて行われるとあるんです。競争入札によって結ばれた締結、いわゆる契約が締結される場合に、この支払いについてはですね、誰がどういう法律に基づいて5回と決めたのかということと、それから支払い方法についてはいわゆる落札業者とその都度ね、その都度、落札業者と行政側によってこれが自由に決められる状況にあるのかどうかということと、支払い方法で。これを根拠にして支払ったというのが会計管理者の答弁ですのでね、この第9条何回も出てきます。このやり方が妥当だったかどうか、法的にね。これができる法律があれば示してください。私はないと思っています。これ一番重要な問題ですので、下から上がってくる段階でね、支出負担行為の中でも全部ありますけど、非常に問題の点かと思いますので、ぜひ答えてください。それから、市長のごみのゼロ宣言をしました。その根拠はどういうことでやっているんですか。それからすぐまた、二、三か月たってから最近取り消しました。その根拠は何だったかということ。

次に、8番目、残存ごみはどのぐらいあって、これをどう処理するか。これは最近の報道にもあったんですけど、この残存ごみはですね、実際に県と立ち会って調査したとのことなんですけど、数量が発表されていますね。114.4トンとかなり細かい数字で出ているんです。この中で一番疑問に思うのがですね、友利のほうで708トンとあるんですよ。保良の平安名崎寄りのところが28.9トン、それからロラン局が14.7トンと発表されているんですけど、この友利はですね、かなりとられたことになっていて、それでこ

の業者が、この処理問題に対して落札した業者がですね、そのたびにどこから何トン、どこから何トンと出しているんだけど、毎回数字が違う。これも県に報告したことになるんですけど、本当にこれで妥当なのかね、残存ごみ。これについても、具体的にどうしてこの数字は出てきたのかというのをお聞きしたい。

それから、9番目、市長と副市長はこの事業を請け負った業者が催した酒宴にね、5月7日に夕方参加しているということが情報が寄せられました。事実かどうか。同席していたメンバーはどういう人たちなのか、差し支えなければここで報告してください。

10番目、この事業にかかわる一連の事実解明、これはもう幾人かの議員が聞いています。これ大変な問題だということで市民も受けとめていきますのでね、この一連の問題が完全に解決され、いろんな解明ができた段階で市長、副市長及び関係職員がどのような責任のとり方があるのかということをも市民は興味を持って見ていますのでですね、こういうものの考え方、いわゆる責任のとり方について、市長も一旦答弁をしていますけど、改めてね、事実関係が明らかになった場合はどうするのかということをも市長も副市長もぜひ答えてください。

次に、2番目に、自衛隊配備についてであります。市長は去る6月定例会で、自衛隊配備促進協議会が陳情した宮古島市への自衛隊早期配備に関する要請書が採択されたことで、宮古島市民の民意とか総意は示されたと述べていますが、現在もそのように思っていらっしゃるのか。これは新里聡議員も質問があったんですけど、これあくまでも一市民団体の自衛隊早期配備に関する要請書を議会が委員会を通して本議会でこの陳情書を賛成多数で採択したというだけであって、議会は意見書を関係行政庁に送るということは見送ったんです、全会一致でね。ということは、議会の意思というのは宮古島市議会の意思に基づいて意見書を出したわけじゃないから、一市民団体の陳情書を採択したにすぎないと。こういうことをちゃんと踏まえて答弁してもらわないと、市長が判断しないとですね、これで議会の意思、宮古島市民の民意は示されたというような解釈をしたら大変なことだと思いますので、その点についてもどのようなわけで徹頭徹尾このような考え述べておられるのか、ぜひ示してもらいたい、議会の意思なのかどうかということもね。

それから、2番目に、防衛省は8月31日に2016年度の予算の概算要求でですね、いわゆる宮古島への陸上自衛隊の配備の土地取得費を108億円計上していたということで報道されました。具体的な数字で出ています。それで伺いますけど、防衛省がですね、配備予定地を地権者から購入した場合、市長は自衛隊配備を受け入れますか。また、法令に適合しておれば受け入れるというようなことをかつて市民に対して述べておりましたんですけど、法令に適合していればね、受け入れるかどうかということね。それから、関係法令という表現も使っていますが、関係法令とは具体的にどのような法令ですか。

次、3番目、ミサイル部隊を主力とする宮古島への配備や日米同盟をより具現化して、そしてもう具体化する、集団的自衛権の行使の最前線になるおそれがあると思われまます。今後法制化されようとしている点で、もう既に法制化されました安全保障法制についてですね、これは非常に密接不可分の関係にあると捉えられて、宮古島はいよいよもって危険だなというような感じを持ちます。ですから、集団的自衛権行使の最前線になると思いますが、市長はどういうぐあいに思うのか。それから、今度法制化された安全保障法制との関連で宮古島について、市長はどのような見解を持っているのかもぜひ伺いたいと思います。

それから次に、宮古島市民が関心を持つ島嶼奪回作戦、これは島嶼奪回作戦の候補地として真謝港近辺が挙げられたりしてましたんで、非常に市民が関心を持って、恐怖感すら抱いています。このことについてね、この島嶼奪回作戦というのはこれアメリカと自衛隊がアメリカで訓練をしてやっている作戦でありますので、これは島嶼奪回ですから、宮古島とどういう関係があるのかなという不安を持つわけですから、その奪回作戦について市長はどのように受けとめて、宮古島とどういうぐあいに関連づけて受けとめているのかをお伺いしたい。

5番目に、しょっちゅう言われていることですがけれども、この自衛隊配備されることに対して不安を抱いている市民はですね、将来子や孫のために基地のない平和な島、宮古島を残したいと思っている人がたくさんいます。市民のほとんどはそうであろうと思っています。市長は、このような市民の願いをね、願望をどのように受けとめていますか、正直にお聞かせください。

次に、観光行政について、城辺新城海岸、海浜は観光行政の中でどのように位置づけられ、取り組まれるのかということです。大体ああいう海というのは、各地域のその近くの部落、集落が生活のため、あるいはいろいろな面で行き来しているのがあって、伝統的にですね。それで、ここが守り育てて、管理している海岸が多いです。これを地先住民と言います。地先住民がこの観光化によってだんだん、だんだん追い出されて、もう自分たちの海じゃないという意識を持って、非常に不満を持っています。これを宮古島市はね、観光資源、観光地として位置づけるのであれば、あそこの海岸、海浜をどのようにしてね、観光行政の中に位置づけていこうと思っているのか、お聞かせください。

それから、ここと関連かなりあるんですけど、新城の湧水池の整備はもうやりますと言ってから3年、予算をつけ始めようとしてから3年たっています。いまだに実行されていません。多分一括交付金でやる、やると言ってきましたんで、スポーツ観光交流拠点施設の弊害がここにも出ているんじゃないかと。スポーツ観光交流拠点施設建設のね、予算がそこへ回されてここへおりてこない。宮古島の観光整備というのは、やはりスポーツ観光交流拠点施設建設の予算にほとんど使われて、一括交付金が使われているために観光地の整備がおくれているんじゃないかというのが市民の指摘としても多く聞かれます。ですから、この湧水池の整備はですね、それで自治会等に呼ばれていろいろ話を聞きますと、今ほかの地権者がいて、地権者がそのままあると、名義が。しかし、現状はもうこれらがみんな土地を提供して、名義は残っていても湧水池がつくられていると。ここを新城自治会がどうのこうのするというのはおかしいんじゃないかというんで、これは市の市有地にして市が責任持ってこれ整備していくのが当然だというような、新城自治会はここをいわゆる自治会の財産として取得しても何の意味もないと。メリットもないと。しかし、市の財産として位置づけていくのであれば非常にすばらしい観光資源になるんじゃないかというような意見などが出ていますので、市の財産としてね、財産の中に組み入れてここを整備するというようなことをしてほしいという要望に対してはどのように受けとめられますかということです。

それから、友利のイムギャーマリンガーデンの遊歩道についてはですね、たくさんの議員から質問が寄せられました。余りにも無残でみっともないから多分みんな写真を撮ってね、ここで取り上げているだろうと思うんです。私も友利の古老とか深いつき合いのある人たちから聞くと、濱元雅浩議員がおっしゃっていたように、全く地元には相談ない。あそこにああいうのをあんな化け物みたいな色でつくるのはおかしいんだというような長老すらいました。要するに真っ赤っかで、向こう、前の島状をウガンヤマと言うん

ですよね。非常に友利は大事にしている。じゃ、ここは同色系統で、大体石灰岩、トラバーチンでできている通路になっている。そこに橋をかけてあるわけですから、このトラバーチンも周りも無残にも壊してコンクリートで遊歩道をつくったりとかね、これ行政側がやっていた。結局それに対しても怒りを持っている住民はいるんですけど、観光地ならしようがないだろうと受けとめているようですけど、しかし私が質問したいのは、いろいろ問題点があるのは濱元雅浩議員からも質問がありましたんで、ああいう感覚で、どうしてあの色で、あの場所で全くつり合わない色で、真っ赤っかな色で、しかも柱もみんな木。頑丈でもない、将来。それから、あの地形、必ず右の海と左の海で一緒になるということを地域住民はよく知っているんで、向こうに無駄なものをつくらないと。それから、コンクリート補強しても何回も流されているんで、そのまま、自然のままでいいんだということです。観光地としては車椅子の人も行くんであればそれはやっぱり丈夫な歩道もつくったほうがいいだろうけど、これはぜひね、私が聞きたいのは誰があの橋をね、ああいう橋にしようとして考えて設計し、施工したのかということ詳しく聞かせてください、詳しく業者名まで。誰がどうしてあの事業をやったかということですね。

あとは、答弁を聞いてから再質問いたします。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ただいまは新城元吉君の一般質問中ですが、午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時半から再開します。

休憩します。

（休憩＝午前11時57分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。初めに午前における新城元吉君の質問に対する答弁を求めます。

◎市長（下地敏彦君）

まず、ごみゼロ宣言、それから撤回の根拠はということでした。担当課からの報告をもとにごみゼロ宣言を行いました。撤回の根拠は、残存ごみが確認されたため、ごみゼロ宣言を撤回いたしました。

次に、不法投棄ごみについての責任はということでもあります。行政機関の長である私に監督責任があるのは当然であります。職員の行為については、現在担当課に対し詳細な報告を求めているところであり、報告書が届き次第内容を確認の上、懲戒処分に関する指針に照らし、対象となる職員については職員懲戒分限審査委員会への諮問手続をとる方向で考えております。

次に、自衛隊に関連してでございますが、自衛隊配備促進協議会からの陳情を受けて市長はどう考えるかということですが、採択されたことについてということですが、私はこれまで答弁しているとおおり、議会で示された結果は大変重く尊重しなければならないと考えております。

次に、地権者から土地を購入した場合、それから法令に適合していた場合受け入れるかということですが、この質問に対してもこれまで答弁しているとおおり、防衛省からの関係書類の提出を受け、その内容が関係法令等と照らし、適合しているかどうかを見て判断したいと考えています。関係法令とは何かということですが、関係法令は具体的な計画を見て適用法令を決定することになりますが、例えば宮古島市地下水保全条例、農地法、建築基準法等が考えられます。

次に、集团的自衛権行使の最前線になるおそれがあるけれども、市長の見解は、それから安全保障関連法案が可決されたことについての見解はということです。防衛省の説明では、南西地域の安全保障環境が厳しさを増している中、島嶼部の安全、安心の確保が重要な課題となっています。これを踏まえ、宮古島市へ陸上自衛隊警備部隊等を配置したいとしています。同部隊は、島嶼防衛を主目的としていると理解しております。安全保障関連法案は、9月19日に国会で可決されました。日本の安全保障にとって包括的法制が整備されたと理解をいたしております。

次に、島嶼奪回作戦についての見解ということです。防衛省は、南西諸島域の防衛の空白地帯を埋めることを目的に自衛隊の配備を計画しています。同作戦は、この防衛ラインを守るためのものと理解をいたしております。

子や孫のためにも基地のない平和な宮古島を残したいと思うけれども、市長はどう受けとめているかということです。平和に対する思いは、宮古島市民のみならず、全世界共通の願いだと思います。宮古島への部隊配備は、防衛の空白地帯を埋めることにより防衛体制を強化し、平和維持をするものと理解しております。なお、現在上野村には自衛隊基地がございます。

#### ◎副市長（長濱政治君）

不法投棄ごみの問題です。詳しく調査し、市民に説明すると答弁したけどもということでございます。今定例会において多くの議員の質疑を受け、丁寧の説明しているところです。入札に係る経緯につきましては、調査委員会を新たに設置し、調査した後公表いたします。

それから、同じく不法投棄の事業の見積もりについてでございます。5社から見積書が出ていないという質問でございましたけれども、入札する業者、指名した業者全てから見積書をとるということではございません。当然入札の際には入札書を出していただきました。

それから、低い額は落札業者ではないと。この見積もりが落札業者じゃないということは、何も問題ではございません。それはお互いに業者のほうで見積もりをして出してきたわけですから、それについて市としてコメントすることはございません。

予定価格をどうやって他業者に知らせたのかということですが、これは委託業務でございまして、従来から予定価格を通知したことはございません。

それから、入札につながる一連の問題についてでございます。受注業者のアルバイト職員が他の会社から委任され、代理人として入札に参加しております。入札前に当該代理権の存在する委任状が提出されているため、委任されれば代理人として入札に参加できることとなります。

それから、同じく不法投棄ごみの撤去費の支払い処理方法についての中で、誰が5回と決めたのか、それから支払い方法を自由に変えられるのか、妥当か、根拠の法令はということでございます。誰が5回と決めたのか、これは発注者、受注者が納得して月割りで請求、それから支払うという契約になっております。

支払い方法を自由に変えられるか、これはケース・バイ・ケースによると思いますけれども、それぞれケースによっては、お互い納得すれば変えられます。変えられると思っております。

今回の契約は妥当か。お互いに発注者、受注者が印鑑を押したわけですから、妥当な契約がなされたと思っております。根拠の法令は何か、これは契約の大もとであります民法になるというふうに考えており

ます。

それから……

(議員の声あり)

◎副市長(長濱政治君)

わかりました。後で……

(「答弁逃げるなよ」の声あり)

◎副市長(長濱政治君)

逃げていません。法令は……

(議員の声あり)

◎副市長(長濱政治君)

はい。

それから、残存ごみはどのくらいあって、これをどう処理するかということでございますけども、友利に708トンと発言がございましたけども、70.8トンだと思います。残存するごみの数量は、約114トンでございます。この残存ごみの確認は、県のほうと、それから市のほうで、両方で現場に行きまして、そこで調査して決めたというふうに聞いております。

◎生活環境部長(平良哲則君)

まず、不法投棄ごみ撤去委託業務問題につきまして、計量における改ざん伝票と計量時の不正についてのように行われたかということですが、これにつきましては担当職員が業者からの実績報告書にある1,090トンのデータ及び計量票も全て作成したというふうになっております。

それから、この計量の不正であります。これは3月の下旬に、トラックにトンブロックを載せて、積み荷を積みかえて回ったというふうに聞いております。

次に、同じくごみ処理事業について、市長、副市長はこの事業を請け負った業者が催した酒宴に参加していたと聞いております。これにつきましては、通常事業が完了したときには請負業者は無事完了祝いをしておりまして、招待を受けて参加したというふうになっております。

(議員の声あり)

◎生活環境部長(平良哲則君)

副市長は、それには入っていないということですね。ほかのメンバーはといいますと、これは業者の従業員、それから環境衛生課職員で、当日はこの業者の野球チームが宮古地区大会で優勝しまして、その祝賀会も兼ねていたということで野球メンバーも参加をしていたというふうになっております。

◎農林水産部長(砂川一弘君)

観光行政について、新城湧水池の整備についてお答えいたします。

新城湧水池の整備については平成25年度に概略設計を行い、整備に向けて作業を進めているところでございます。湧水池の所在する土地について個人の所有地となっていることから、地元自治会とも調整を行い、地縁団体、これ新城自治会になると思いますけども、地縁団体を設立し、土地の所有を地縁団体へ移行し、湧水池の整備をすることで協議がなされてきました。しかし、その後土地については、議員からもご指摘がありましたけども、市への譲渡があり、再度土地の所有者との協議が必要なことから、これらを



解決した後に整備については取り組んでまいりたいと考えております。

次に、イムギャー公園遊歩道についてですが、イムギャーマリンガーデン内の遊歩道は整備から20年余が経過し、遊歩道の転落防止用の手すりや休憩所は塩害の影響でコンクリート内の鉄筋がさびて膨張し、亀裂が生じたり、また遊歩道の一部が崩壊し、危険な状況にありました。今回一括交付金を活用して遊歩道の改修やあずまや等の整備を進めてきたところでございます。どのような考えで設計、施工されたかのご質問ですが、今回高床式を採用したのは観光客を初め地元の方々、子供たちにも安全に海岸の散策が楽しめるようにということでこの設計を採用いたしました。色につきましては、この材料について1種類しかないということから、赤茶色ですか、この色で施工をしております。

#### ◎観光商工局長（下地信男君）

新城海岸は観光行政の中でどのように位置づけられ、取り組まれるかというご質問ですが、新城海岸は国内のベストビーチの4位にランクされるなど宮古島を代表する観光地であり、本市の観光振興に大きく寄与している重要な海岸であると考えております。海岸を利用する観光客は年間10万人と言われておりまして、現在このような海浜利用者の利便性を図るためにトイレ、シャワー施設の整備に向けて鋭意努力しているところでございます。今後も観光地として発展していく可能性を秘めた場所だと思っております。したがって、地元の皆さん方の理解を得ながら、できましたら地元の皆さん方と一緒に受け入れ環境が整備できたらいいなというふうに考えておりまして、現在トイレ、シャワー施設設置に関しましては地元の皆さん方の意向を聞きながら進めているところでございます。

#### ◎会計管理者（宮国高宣君）

撤去費の支払い処理方法に不備はなかったかという点についてお答えします。

まず最初に、宮古島市の契約規則第24条の第1項において、主管課において契約書は作成されます。それに基づいて支払いの方法は、会計規則第62条第1項及び本委託業務の契約約款第9条において、契約書の写し及び請求書で月々の支払いをし、最後の支払い月に完成通知書及び業務状況写真、検査調書の書類の添付をもって支払いを完了しております。

#### ◎新城元吉君

再質問をいたします。

まず、ただいま答弁をいただいた撤去費の支払いの処理方法についてであります。これはいろんな問題があるんじゃないかと思っていたのはですね、まず契約約款のね、第9条に5回払いとあるからそのとおりに払ったと会計管理者は答弁しています。それから、副市長は法令も示さないでこの5回払いは当事者の問題だと言っているんですけど、この支払いのことについてはですね、地方自治法にもちゃんと支払いがうたわれていますし、それから契約約款、契約書のつくり方もみんなあるわけなんですけど、そこどこを探してもですね、じゃ業者がね、受注した業者が1回で払ってくれと言ったら先に払いますか。じゃ、途中で全部払ってくれ、そういう契約書交わしたらそのとおりにやるんですか。本当に矛盾しているのはですね、1回1回同額ずつ四百五十何万円ずつ払われているんですよね。事業量も全く確認しないで、事業の出来高も全く確認しないで、それぞれの月に応じて払っているという支払いの仕方は契約のあり方としておかしいですよ、誰が考えても。仕事をしないのに、しない月も、わずか数日しかない月もあります。それでも四百五十何万円の支払いがされている。それは契約約款の第9条にあるからという理由なんですけど

ど、こういうようにですね、支払いが自由にね、そうすると会計の責任者あるいは市長の許可さえあれば業者はいつでも好きなだけ支払いを受けるような契約だって結べるんですよ、極端に言えばね。だから、そういう点でこういうようなのは法令が必ずあるはずだと、民法にしるあるいは地方自治法にしる。それを示してほしいと言っているんですよ。何を根拠に5回払いにしたかということ、もう一度質問します。

それから、支出負担行為の決議票というの存在するのかどうかという問題があります。それと、一番大事なのはですね、地方自治法によりまず契約の履行、もちろん支出負担行為もあるんですけどね、この契約履行の確保というのは地方自治法の第234条の2を見てください。これに契約の適正な……第1項のほうね。適正な履行を確保するためまたはその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督または検査をしなければならないとあるわけです。ですから、地方公共団体の契約においてはね、適切な相手方との公正な取引が確実に履行されなければならないんですよ。ですから、そのためにはですね、やはり監督または検査、これが一番大事なんです。契約締結後の監督及び検査を地方公共団体の職員に義務づけている、この法律は。だから、より具体的な方法についてはね、本市にも施行令があるから、それに基づいてちゃんとやっているのか。監督とは、例えば建築工事の一部または全部がね、請負契約どおりに完了していることを確認することであるとしています。ですから、契約書、仕様書及び設計書、その他の関係書類に基づいて行わなければならない。これはちゃんとあるんですか。ちゃんと見ましたか、会計管理者はこちらの書類を。こういうものが整わないとね、支出負担行為は実現しないんですよ。

それと、これがわざわざ設けられているのは、この解説書によればね、監督、検査に当たる職員等の数が少な過ぎたり、不正を発見、指摘する積極的な姿勢に乏しいと、相手方、請負業者との間で汚職事件が生じたり、地方公共団体に多大な損害を生じさせたりするおそれがあるから、工事請負契約で適正な履行を確認するためにこの法律はあると。だから、この監督、検査は大事なんです。だから、監督した書類、検査した書類、こういうものが支出負担行為に伴う書類として存在しているかどうかというのをはっきり答えてください。

新里聡議員もおっしゃっていたように、この議論はね、やればやるほど全くつかみどころがない。もう何を質問してもころころ、ころころもうつかみどころがない。それで、副市長も多分全容が答えられないと。しかし、一般質問への議員の答弁をもってこれが答えられているとしているんですけど、これがまともな答弁にはならない。やはりもっともっと時間かけて綿密にやらなきゃならんいろんな問題があるということを指摘しておきます。

それから、市長がね、この業者たちと飲酒をしたというのは5月7日ですよ。ごみゼロ宣言は、4月15日にされています。その後、この飲み会が終わった2カ月後には、ちゃんと残存ごみがあるじゃないかと指摘されると、いや、危険だからとる必要はないというふうな記者会見をやっている。だから、こういう一連のことと結びつけるとですね、これはやっぱり業者がどんな理由であるにしろ、これ市民からの通報でわかったことなんですけどね、市長、副市長、課長、課長補佐2人、担当、これらがいたという証言が確実にある。名前を公表することは堂々とできます。もう一遍答えてください、事実だったかどうか。

それから、先島地域への自衛隊の配備についてであります。やはり今安全保障法制がもう通って、集団的自衛権があつて、じゃ宮古島の自衛隊の配備というのはどういうことになるのかと考えたときに、やはり尖閣諸島を利用してね、排外的なナショナリズムをあおって、与那国を皮切りにずっと、先島地域、

琉球列島、こういうものを米軍と自衛隊が一緒になって、一体化してね、戦争に備えるというような体系ができ上がってしまいます。ですから、宮古島は何としてもね、これをやはり配備させてはいかんという市民の多くは願っているわけですよ。そのためにはね、我々にとっては米国や日本、中国のいずれの軍事強化にも反対してね、東シナ海の緩衝地帯をつくり、融和にしていくようなやっぱり呼びかけ、働きかけ、こういうものをしなけりゃいかん。市長がそういうことの前頭になればですね、本当に名実ともに宮古島の立派な市長として貢献できると思うんだけど、いかんせん先ほど聞いていますと、住民の願いを無視しているような発言があったり、自衛隊を受け入れるような発言があったりしているんで、やはり平和と戦争のない世の中を望むのが一般市民の願いであると理解しながらもね、市長がやろうとしている、受け入れようとしている自衛隊配備の受け入れ、それから住民へのね、民主主義に対する配慮、民主主義に向けての。こういうものが余りにも情けなく、少ないんじゃないかなという思いがしますので、もう一度ね、突っ込んでね、宮古島はどうすればいいかと、自衛隊配備に対してはもうちょっと突っ込んだ意見を聞かせてほしい。受け入れるのか、受け入れないのか、はっきりと。

これをもって一般質問を終わります。

#### ◎市長（下地敏彦君）

通常ですね、いろんな事業を宮古島市はしております。そして、事業が完了した場合は、請負業者というのは事業が無事に完了したからそのお祝いしましょうねというのはごく普通なんです。これはいろんなところでそういうふうなのがあったとき、招待されたときは私は参加しておりますよ。これだけが特別に参加したというわけではないということは改めて言っておきたいと思います。

それから、副市長は参加しておりません。先ほども言いました。あるという証拠があるなら、それは出してみたらいいんじゃないですか。それはありませんよ。ちゃんと答えました。

それから、自衛隊の配備についてですけれども、先ほども答弁したとおりです。平和に対する思いは、宮古島市民のみならず、全世界共通の願いだと思っております。宮古島への部隊配備は、防衛の空白地帯を埋めることにより防衛体制を強化し、平和を維持するためのものと理解をいたしております。

#### ◎副市長（長濱政治君）

契約を履行するための地方自治法第234条の2で、必要な監督または検査をしなければならないということがございます。これはケース・バイ・ケースだと思っていまして、例えば工事契約の場合は契約した時点ですぐ準備金として前払い金がすぐそのまま出されます。ですから、それぞれのやり方、それぞれのあり方でこういうものはできるというふうに思っております。つまりこれはお互い印鑑を押してこういう契約をやるということで納得したわけですから、それはそれで契約は成立するというふうに思っております。

（議員の声あり）

#### ◎副市長（長濱政治君）

ありがとうございます。

それから、契約は契約の締結、地方自治法の第234条、それから民法は第521条、承諾の期間を定めてした契約の申し込みは撤回することができないということだと思います。

#### ◎会計管理者（宮国高宣君）

支出負担行為決議票があるかどうかという質問でございます、まず第1点ですね。あります。平成26年

10月30日に起票して、決裁は終わっております。

次に、支出する場合に係書類はあるかどうかということですが、全部そろっております。

(「議長、休憩」の声あり)

◎議長(眞栄城徳彦君)

休憩します。

(休憩＝午後2時00分)

再開します。

(再開＝午後2時05分)

これで新城元吉君の質問は終了いたしました。

◎亀濱玲子君

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、市長の政治姿勢について質問をさせていただきます。通告したときは、まだ安全保障法制が審議中でありまして、このような質問を出させていただいたんですが、既にもう通りました。このように強行採決をされて審議不十分というふうに国民の中では、これ共同通信の世論調査ですね、でも出ているように、そういった混乱の中で強行採決された安全保障関連法案が成立をいたしております。その中で、国会での審議は尽くされたと思わない、審議が中断される中で採決が行われたわけですが、あれは本当に無効であるというようなマスコミのあのやりようというふうに指摘される中での成立なわけですが、そのような状況の中で国民は根強い不満があるというふうに報道されております。多くの憲法学者が違法だと指摘をし、世論調査でも過半数、50%の方がそれは十分に議論が尽くされていない、あるいは反対であるというのが50%を超える今の日本の現状だということをお伝えして、そういった中で制定された安全保障法案に対して、本当に法案が通ってもなお国会周辺、そして全国では反対の声は鳴りやみません。声を上げ続けています。その中で市長が、私は戦争体験をした沖縄、あるいは宮古島において市長としてしっかりと平和憲法の本質から核兵器廃絶平和都市宣言をしている宮古島市の市長であるからこそ、反対の意思を示していくべきだというふうに思っているんですが、これについては市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

続いて、宮古島への陸上自衛隊配備についてお伺いいたします。新たな陸上自衛隊配備についてお伺いいたします。地方自治法第147条にうたわれている自治体の首長の権限、役割に照らして考えると、市長がこの間ずっと繰り返し答えている、自衛隊配備は国の専権、あるいは専管事項であるから、例えば住民に説明をしない、あるいは住民投票になじまないというふうに言い続けております。私は、この第147条の持つ意味は、例えば地方自治、あるいは団体自治、住民自治がそのトップとして市長がこの宮古島の市民をどういうふうにしてまとめていくかというか、その代表であるかということに照らして大きな権限と役割があるというふうに思っていて、これについてはしっかりとみずから住民に対し説明をしなければならぬというふうに、防衛省にやるように言っていますよ、これは答えになりません。みずからがです。みずからが責任を持って説明しなければ、市長の責任は果たし得ないというふうに思っています。これについての見解を伺います。

それと、2点目です。宮古島市の新市建設計画と自衛隊配備の整合性が私とはとれないというふうに思っ

ているんですが、それについても説明いただきたいと思います。配備される地对艦・地对空ミサイルは可動式であるというふうに言われております。ということは公道を走って、この宮古島市に配備されるのが福山のあの場所だとしても、それは移動して、可動して宮古島中を走り回るという可能性を示していると思います。そういう危険性については、市長はどういうふうにお考えかお聞かせください。

もう一点です。候補地の付近に水源流域があります。地下水汚染や土壌汚染の危険性について、市長はどのような認識を持っていらっしゃるのか、まずこれを聞いてから再質問をしたいと思います。市長のお考えですよ。先ほど決まってから法令に照らしてというお話を答えられたらちょっと納得できないので、じゃもう少し突っ込んで聞きますね。さっき宮古島市地下水保全条例等の、あるいは建築基準法に照らし合わせますとおっしゃいましたけど、宮古島市の地下水保全条例の第21条には、規制対象事業場の設置の禁止がうたわれております。それは、「何人も、水道水源保全地域において、規制対象事業場を設置してはならない」とうたわれているんですね。この前条の第20条には、「市長は、当該事業が水道水源の水質を汚染するおそれが避けられない、又は汚染の未然防止が不確実であると認めるときは、当該事業を規制対象事業場と認定する」というふうになっています。このことを何で言うかということ、この間自衛隊及び全国にある実弾射撃訓練の状況を調べてみました。鉛汚染が一番大きいです。それは、地下水を、あるいは土壌汚染、そして表流水から流れていって水源流域に流れ込むという可能性があります。つまり市長が自衛隊の大きさ、あるいは51人以上の大きな規模の事業所が来るという、このレベルで考えていたら困る。自衛隊という、一回置いたら半永久的に動かないかもしれないというものに対して、普通の事業所のように建築基準法や、あるいは関係法令に照らしてという悠長なことを言っているような言っているような内容ではないんですよ。鉛汚染が全国の、あるいは岐阜市の公式ホームページをごらんになったらわかると思います。平成12年から平成23年までずっと引きずって、自衛隊に土壌汚染を撤去させたという岐阜市の動きがあります。ですけど、宮古島は一度汚染されたらこの回復は永久に、あるいは半永久的に不可能に近いという判断で守らなければいけないというのが、琉球石灰岩から島尻マージにたまるという水がめを持つ世界にも類を見ないという宮古島ではこれを守らなければいけないんです、首長は。なので、この宮古島市で代表を務めようと思っいらっしゃる方は、何をにおいても第一義に地下水を守ることがあるというふうに、私はこれはもう断言しなければいけないというふうに思っています。それで、その中身においてそんなに、もちろん宮古島市地下水害議会もあります。ですけども、市長のお考えとして、何人たりともこの宮古島の水を汚染することは許せない、その可能性が自衛隊にもしあるとするならば、これはもうはなから入り口でだめというふうには言わなければならない、これが宮古島市のとるべき態度だというふうに私は思っています。これについて、市長のお考えをお聞かせ願います。

そして、これについては環境省が持っているガイドラインというのをを出しています。これですね。射撃場に関する鉛汚染対策等の平成19年に出されたガイドラインがあります。これに明記されています。これにうたわれるものももしも今度来る自衛隊が宮古島に係るというのであれば、これは本当に前もって市は調べなければいけないというふうに考えています。これについての、後で具体的な提案をさせていただきますけれども、これをお答えいただきたいと思います。

スポーツ観光交流拠点施設についてお伺いします。当初から赤字が見込まれ、将来における財政の圧迫が考えられますけれども、市長の見解をお伺いをいたします。

環境行政についてお聞きいたします。平成26年度の不法投棄ごみの撤去・散乱防止事業、通称不法投棄ごみ撤去事業についてというふうになりますけれども、お伺いいたします。まず、1点目です。平成24年度の一括交付金事業で保良崖下2カ所を契約から外した理由は何か。また、平成26年度の本事業では同じ箇所を収集可能とした根拠は何か。後に危険だから取らなくてもよいと指示したこととの整合性及び大量のごみが残っていることをどのように皆さんは認識されているのですか。お答えください。

2点目です。本事業の見積もりをつくる際に、現場でこのごみの量をどう確認し、積算根拠をどうつくったんですか。これは、事業所を責めることではありません。行政が責任を持って積算根拠を示さなければなりませんので、これはお答えください。2点目です。

3点目、当初2カ所で予算化し、事業執行後は3カ所となり、また期間中に別の場所を収集した、これは写真で見てもらいますね。これです。これが後で課長がこれは改ざんしたものなので、返してくれと言いました。返しません。この中にあるのは、ちゃんとうたわれています。これは、新城と書かれているのに、平成26年度の不法投棄撤去事業というふうにきちっと明記して黒板を置いて事業者は収集しています。こういうずさんなことをして、さっきの新城元吉議員の質問の答えは、まるで何か当然、当たり前のことを事務事業しているような答弁をされておりますけれども、実際は別の期間なのをなぜ平成26年度不法投棄ごみ撤去・散乱防止事業としてこれを認めたのか。市がですよ。市が業者にそれをやってよいと認めたのか、その根拠を示してください。

議会に提出された計量票の改ざんはどのように行われたのか、説明を求めます。改ざん作業が行われた期間も伺います。

また、これは公文書偽造に当たるのか、明確にお答えください。

次です。改ざんデータ及び計量票の改ざんを上司、課長はもう知り得ていました。後で証明します。生活環境部長、副市長、市長はいつ知りましたか。お一人ずつお答えください。

ごみの収集量の水増し作業が行われたのを課内で知ったのはいつですか。上司が知ったのはいつですか。お答えください。

本事業の入札に関して、落札した事業所の関係者が他社の代理人で参加して問題ないのかと伺いましたら、これは副市長が問題ないとお答えになりましたので、これについては調査委員会に委ねたいというふうに思います。

次です。本事業の終了後、委託事業者に招宴されたのに、市長は何か随分むきになっていらっしゃいますけど、市長、副市長が参加されたかというのを私はそれぞれにお伺いしたかったんですが、市長は副市長は出ていませんよとおっしゃり、市長は出たのは当たり前でしょうとおっしゃいますけれども、これについては本当にそういう、これは事業所ですよ、宮古島市が委託した事業所の招宴をする場所に出かけて行って、それでそこにいるのが本当に当たり前でしょうか。もう一度お答えいただきたいと思います。

会計管理者へお伺いいたします。さっきおっしゃいました宮古島市会計規則の第62条の8項、これには必要な書類が整備されているから確認をして支出負担行為を決定しなければならないとうたわれている。それをしましたと。その書類を出してください。

2点目です。会計課に出された実績報告書が改ざんされたデータによる書類、これですね、これを出しましたと課長は言いました。これは、改ざんされたものです。これを会計課に見せましたと言いました。

改ざんされたものであるというデータで出したとしたら、それはどういうふうに対処するんですか。宮古島市はどうなっていますか。これが改ざんされたデータ、正しいデータではないというのが判明した後、会計課はこれにどう対処するんですか。これにお答えください。

この本事業の契約約款に不備はないか伺いたいわけですけど、私はそういうことを答える立場にないとおっしゃりますが、じゃこういうふう聞きかえしましょう。過去にこういうようなやり方の支出というのはありましたかと聞くならお答えできますか。お答えできる範囲でお答えください。

監査委員へ質問します。虚偽の報告書による支出と判明した場合、どのように対処するのですか。お答えください。

不法投棄ごみ撤去の一括交付金事業についてお伺いたします。委託契約は、競争入札じゃなくて随意契約にした理由は何ですか。

2点目です。本事業は22カ所、750トン、これは実は私がいただいた資料は31カ所の資料でした。二十何カ所ではありませんよ。31カ所の資料をもらいました。地図ももらいましたね。それを31カ所6,000トンと会見で発表しているわけです。なぜですか。

委託した仕様書の完成と事業の完了、事業が完了した日は平成25年3月25日、設計書が株式会社沖繩チャンネルから出されたのが3月25日。設計書がないのに、仕様書がないのにどうやって作業が進められたんですか。同じ日にこれが納められて印鑑も押されています。それについての説明をいただきたいと思います。

次です。さっきの仕様書をつくるための設計業務が完了していないのに、本事業の執行は可能なんですか。支出負担行為の決議票に会計管理者の決裁印、これは足場請負事業ですかね、3,000万円余です、に会計管理者の決裁印が押されていないのはなぜですか。

それと、この事業に関する実績報告、会計管理者に出された、会計課に出された実績報告を示していただきたいと思います。ありましたら示していただきたいです。

続いて、福祉行政についてお聞きします。宮古病院への血液専門外来の設置と専門医師の配置について、本市も力を入れていただきたい。市長のお考えをお聞きしたいと思います。先日宮古病院で開催された第4回沖繩県がん診療連携協議会に参加させていただきました。宮古島市にも血液がん等に苦しむ方たちがいます。宮古島には専門医がいらっしゃらないもんですから、沖繩本島に出かけていくんですね。これで、その中でも悪性リンパ種、そして多発性骨髄腫などがあります。これまでもう何年も通っていた方が、体力的にも精神的にも月2回とか家族を付き添いでとかというのはもう無理だということで断念した経緯があります。そのことで私たちは難病がん患者の支援、渡航費の支援を宮古島市にもやっていただいています。これは、本当に感謝できることです。ですけれども、もうその体力も気力もないと言われた方がどうやったら宮古島市で治療が受けられるかということで、宮古病院の院長に相談をさせていただきました。そうすると、これが意外に早く動きそうなんですね。なので、宮古島市も宮古から専門医がいらないというので沖繩本島の琉球大学医学部附属病院だったり那覇市立病院だったり沖繩県立南部医療センターだったり、さまざまな専門医がいるところに行かなければならない人たちのために、これはやっぱり宮古島もしっかりかかわっていただいて、宮古病院と相談をしていただいて一日も早い血液専門外来を設置して専門ドクターを置いていただきたいというふうに思います。

続いて、教育行政です。学校の校舎ですね、まずは校舎の写真を見ていただきたいんですが、これですね。先生たちから、これ北中学校もそうなんです。これ平良中学校です。朝日が入って余りにも暑いので、寄せて机を置いているんですね。下から見ると2階部分は日差しがない。なので、そのまま朝日が直射日光で当たると。こうやって寄せて授業をしているという現状を見てきました。毎日毎日よしずを張るという、その作業を、朝張って夕方おろすという作業をするそうです。特に5月、6月、7月、とてももう過酷な状況でありましたということで、もう恐らく教育委員会はこれわかっていらっしゃると思うんですけども、これについての対応を先日上里樹議員の質問に、全部を変えると二百幾つのクーラーを設置しなければならないけれども、その状況に応じて対応していきたいという教育長のお答えであったかなというふうに覚えています。なので、これについてはどういうふうに随時進めていこうというお考えか。北中学校、あるいは久松中学校にもあるようですが、特に平良中学校、北中学校はひどいと思います。学べる環境からはほど遠い状況じゃないかと思いますので、それについてはぜひ早目早目に、早目といっても本当に子供たちはずっと待たされているわけですけど、それについてどう対応していくかお答えいただきたいと思います。お答えを聞かせていただいてからまた再質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### ◎市長（下地敏彦君）

まず、宮古島市の平和都市宣言と照らして安全保障法制についての考え方はということです。宮古島市は、平和憲法の本質から非核三原則の完全実施を願い、全ての国の核兵器の全面廃絶と軍備縮小を強く訴え、人類の永遠の平和を希求し、核兵器廃絶平和都市となることを宣言いたしました。安全保障法制については、新城元吉議員へ答弁したとおりであります。

次に、なぜ自衛隊配備について住民にみずから説明を行わないかということですが、私の考え方は、これまでも議会、あるいは記者会見を通して市民に伝えてまいりました。沖縄防衛局に対し、具体的な計画が確定し次第、市民を対象とした説明会を開催するよう申し入れてあり、先方も開催する旨の同意を得ております。まずは、事業主体である防衛局が市民に対する説明をするのが先決であるというふうに考えております。

次に、市の新市建設計画との整合性についてということですが、宮古島市の新市建設計画は自衛隊配備計画が明らかになる前に策定されたものではありませんが、自衛隊が配備されることによって新市建設計画の推進に支障が出るとは考えておりません。

次に、配備される地对艦・地对空ミサイルが島の中を移動する可能性があるんだけどということですが、沖縄防衛局に問い合わせたところ、今具体的な計画は現時点では定まっていないということになります。

次に、水源流域との関連で土壌汚染したら危険性があるのではないかということです。まさに亀濱玲子議員が言うとおりでですね、宮古島の水というものはしっかりと守っていかなければならないというのが基本的な認識であります。ですから、地下水源を汚染するそのおそれがある場合は、当然のようにそれは認められないという形になります。でも、今現時点で防衛局がどこにどういう施設をつくるのか、まだ具体的に示されていないわけです。したがって、その関係書類を提出していただいて、その内容を私どもが持っている宮古島市地下水保全条例に反しているのかどうかをまず判断しなければならないんです。判断し



ない前におそれがあるというだけで排除するというわけには、行政の立場上できないという形になります。それは、地下水保全区域に民間が施設をつくるという場合も全く同じでありまして、それは同じようにしっかりと保全条例に合致するかどうかというふうなものを検証した後に判断してからお答えすると言っているわけです。その確定も、まだわからないうちにどう思うかと言われても今の時点ではお答えできないということでありまして、具体的な場所にどんな建物をどれぐらいつくるのかというのがわかって初めて判断できることになります。

さらに、射撃場の問題もおっしゃってございましたけれども、これもどの区域に、水源流域に影響があるところにやるのか、あるいはその射撃場は環境省が示している条件をクリアしていないのかいるのか、これもちゃんと書類を出してもらってからしか判断できないということでもあります。ですから、今の時点では具体的な書類が出た段階でそれを検討し、その後その結果を見て判断するという形になるということでもあります。

次に、宮古病院の血液専門外来の設置についてであります。県立宮古病院には血液疾患の専門医が配置されていない現状であり、患者の皆様には身体的にも経済的にも大きな負担となっているものと認識をいたしております。この件に関し、県立宮古病院に確認をいたしましたところ、来月の最終の週より血液疾患専門医が定期的に派遣されるということに決定しているという通知を受けております。血液疾患専門外来が宮古病院に設置されることは、患者はもとよりその家族にとりましても身体的負担や経済的負担の軽減が図られることになります。今後も離島医療機関の充実については、県と十分話し合ってまいりたいというふうに思っております。

#### ◎副市長（長濱政治君）

環境行政について、副市長がその改ざんを知ったのはいつかということでございます。8月19日というふうに覚えております。

それから、同じく環境行政について。本事業の実績、22カ所750トンと31カ所6,000トンと会見で発表したのはなぜか。これちょっと込み入っておりますので、少しゆっくりお話ししたいと思います。平成23年度の市の不法投棄ごみの区域は、一応32カ所を考えておりました。その32カ所のうち、平成23年度で7カ所で撤去を行いました。残り25カ所となります。平成24年度は、この25カ所からごみを回収する予定でございました。しかしながら、実際にごみを回収していく中で現場を確認したところ、保良とロラン基地の崖下部分については危険ということと、それから大きな資機材を使わないといけないということ等もございまして、その2カ所は断念いたしました。もう一カ所も現場で確認したところ、ロランの崖下の下のほうに地盤がありまして、そこでした。ですから、ロランのほうも諦めましたので、そのほうも諦めたと。ロランの崖下のほうで一緒に処理しようということにいたしました。そういうことで実際には22カ所、そしてその際のごみの量は750トンということでございます。ごみゼロ宣言で31カ所で6,000トンと発表しましたところ、これは平成23年度分と平成24年度分の合算の箇所になっております。チェック不十分のまま発表したことに對し、訂正するとともにおわび申し上げます。

それから、同じく環境行政について。委託した仕様書の件でございます。仕様書の委託業務は、平成24年12月14日で、期日は同日から平成25年3月25日までとなっております。同委託業務を実施するための仕様書は、委託契約書と一対となっております。この設計委託を出したのが12月14日、そして契約がたしか12月

25日だったですかね、そしてその回収業務の委託業務の前までには調査設計業務は終了しております、その回収業務の契約書のときには間に合って、契約書と一緒に業者のほうに提供しております。それからまた、実際に回収業務を行う中で城辺崖下の保良、それから吉野の2カ所からごみを回収するために足場を組む必要が生じました。そのため、回収業務の仕様書を作成しました事業者、いわゆる最初の回収業務をつくった業者ですね、その方に対してこの足場組みの仕様書を平成25年2月上旬に作成させ、不法投棄ごみ撤去用足場組み立て設置委託契約が平成25年2月18日に契約を締結しておりますけども、それに間に合わせて2月上旬にはその足場組みの仕様書を作成し、その足場組みの契約の仕様書として市から同業者に提供しております。足場組み立ての契約業者は、その仕様書に基づいて作業を行っております。つまり設計調査を行った業者は、回収業務を行うための仕様書と同回収業務を行うために必要な足場組みの契約の仕様書を工期内に作成したということになります。

#### ◎教育長（宮國 博君）

教育環境の整備について、その中でも特段に暑さ対策については、私ども教育委員会でも議員ご指摘のとおり大変課題があるというふうに認識をしております。具体的には、議員からありましたように北中学校の湿気の問題がございます。それから、平良中学校の朝日の部分ですね、非常に道路に面しているつくり方になっておりますので、直接日が当たる形になっております。この2つの学校につきましては、早速調査を入れてありますので、どのような形で対応するかというふうなことになると思いますが、具体的にはクーラーの設置というふうになると思うんですが、これはこれまで議会のほうで答弁しているとおりの多額の経費がかかりますので、きょう、あすという形ではございません。ですから、計画書をつくってそれに沿った形での設置になると思います。いずれにしても予算の裏づけをとってから具体的なご返事は申し上げたいと思っております。

#### ◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

スポーツ観光交流拠点施設の運営についての質問でございます。新里聡議員、それから西里芳明議員の質問にもお答えしているところでございます。スポーツ観光交流拠点施設の運営につきましては、現在庁内の関係16課の課長による有効活用等検討会議を設置しました。有効活用に向けた取り組みを始めているところです。また、年内には同施設の運営のあり方を主業務とする職員を配置し、市民利用の促進及びイベントなどの積極的な誘致に向けた調査活動に取り組む考えでございます。

#### ◎生活環境部長（平良哲則君）

まず、平成24年度の一括交付金事業で保良崖下2カ所を契約から外した理由、また平成26年度の本事業では同じ箇所を収集可能とした根拠、後に危険だから取らなくてもよいと指示したこととの整合性及び大量の残存ごみの量の確認、積算根拠であります。一括交付金事業では保良2カ所は回収箇所としてもと契約に記載していました。しかし、実際に現場を確認したところ、崖下にごみがあり、回収にバックホー等の機材を使用できず、また危険だったため、それからまた現場まで到着するのに2時間から3時間かかるということもあったことから保良の2カ所は断念をした経緯があります。市の事業として保良2カ所の事業化に至った経緯は、事業を完結したいとの考えで一括交付金事業とは異なるクレーン等の機材の導入、あるいは人力での作業方法で見積もりの提出を業者に依頼をいたしました。また、作業を進めていく中で落石等の発生があり、これ以上作業を続けると人命にかかわるという報告を受けたので、安全性を

考慮して取らなくてもよいという指示を出したということでもあります。また、残存ごみの量は県と市が一緒に現場において推定量を確定しております。

次に、本事業の予算額を説明した際の現場でのごみ量の確認、積算根拠ではありますが、当該箇所は除去困難場所である崖下にあつて危険であることから、回収作業のための調査ができませんでしたし、また市では積算ができませんので、業者に見積もりを依頼してその提示額を根拠に予算を計上したということでもあります。

次に、当初2カ所で予算化し、事業執行時には3カ所とされ、また期間中に別の場所を収集したのはなぜか、実際に収集作業を行った期間を示していただきたいということでもあります。平成26年9月補正予算を要求した後で県から友利に不法投棄があると報告を受けました。予算可決後、友利を加えた3カ所の見積もりを業者に依頼し、予算内での見積額だったため、入札を行っております。別の場所の収集につきましては、予定している場所、これが荒天時で作業が困難であるという場合に別の場所のごみの撤去を依頼したというふうに言っております。また、近くに投棄された区域もあったことから、これも含めて収集作業を行ったというふうに聞いております。

それから、計量票の改ざんはどのように行われたかということでもあります。担当職員が業者からの実績報告書、1,090トンのデータ及び計量票を全て改ざんしたというふうになっております。期間は、6月の下旬ごろから7月の中旬ごろという報告を受けております。

これは、公文書偽造に当たるのかということでもあります。公文書偽造に抵触するというふうに考えております。

それから、計量データ及び計量票の改ざんをいつしたかということでもあります。これは8月19日であります。

次に、ごみの収集量の水増し作業が行われたのを課内で知ったのはいつかと上司が知ったのはいつかということでもあります。業者が過大報告したというのを知ったのは7月8日でありました。課内で改ざんした作業をしていると知ったのは、これは8月19日であります。

それから次に、一括交付金事業ではありますが、なぜ委託契約を競争入札じゃなく随意契約にしたかという理由ではありますが、一括交付金事業は大量の不法投棄ごみを限られた年度内の期間で撤去作業を行う必要があり、その業務が可能と考えられる3社から単価契約を想定した見積書を徴して、一番低い価格を提示した業者と随意契約を行いました。契約した業者は、宮古島市や県の不法投棄ごみ撤去等の業務の実績を有しており、施工上の経験から現場の状況に精通できるというふうに判断をしております。また、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号では、売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格が普通公共団体の規則で定める額を加えない場合は随意契約できるというふうになっております。本市の契約規則第20条第1項第6号の規定により随意契約を行ったというふうに考えております。

#### ◎会計管理者（宮国高宣君）

まず、平成26年度不法投棄ごみ撤去・散乱防止事業についてであります。宮古島市会計規則第62条では、必要な書類が整備されていることを確認し、支出負担行為の決定をしなければならないが、その書類を示してもらいたいということでございますけど、書類については後で提示したいと思っております。その前に、支出負担行為は宮古島市会計規則第43条の規定において委託料に係る必要な書類は別表3に記載され

ており、見積書、契約書となっております。

また、宮古島市会計規則第62条では、支出負担行為の確認として10項目の事項を確認します。その中で、第8号で必要な書類が整備されているということについては、今回の委託料の支出につきましては委託契約書、完成通知書、検査調書、業務状況写真、引き渡し書を確認して支出しております。

次に、データの改ざんにつきましてでございますけど、改ざんされたデータによる書類と判明した場合、どう対処するかということでございますけど、実績報告書というのは会計課には来ておりません。業務状況写真でございます。今後のことでございますけど、現在予算執行者並びに監査委員が随時監査も予定しております。おのおので調査をすることになっておりますので、それを見きわめて判断したいと思っております。

次に、契約約款に不備はないかということでございますけど、その中で過去にあったかどうか。私の範囲内ではわかりません。

次に、平成24年度の事業でございますけど、不法投棄ごみ撤去一括交付金事業についての支出負担行為の決議票に会計管理者の決裁印が押されていないのはなぜかということでございます。会計管理者の決裁印が押されていない事業名は、平成24年度不法投棄ごみ撤去一括交付金事業のうち、宮古島市域内生活環境及び観光地現状回復事業における不法投棄ごみ撤去用足場組み立て設置委託業務でございます。この支出負担決議票の書類に会計管理者の印鑑がないのは、そのとおりでございます。ちなみに、亀濱玲子議員からの一般質問通告において発見されました。その後その当時の会計管理者から印鑑はもらっております。その理由でございますけど、その当時の関係職員に事情聴取したところ、どういった経緯でその印鑑が漏れたか、それはちょっと今の段階ではわかりません。

◎代表監査委員（砂川正吉君）

不法投棄ごみの撤去業務に関連しまして、監査委員に対する虚偽の報告書による支出と判明した場合、どのように対処するかというお尋ねでございます。

まず、監査委員の業務の権限範囲というものは、全ての事務事業に対しまして関係法令を遵守しているか否か、そして適正な事務処理をしているか否か、この監査をするのが重点でございます。本件問題となっている事業、これは定期監査の期間においては存在をしなかった事業でありました。したがって、定期監査をされていない事業でありますので、今後どう対処するかということであります。今後は、地方自治法第199条第5項の規定に基づきまして随時監査を実施する方向で現在調整をしております。

◎議長（眞栄城徳彦君）

答弁漏れありますか。

（「はい。休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（眞栄城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後2時55分）

再開します。

（再開＝午後3時14分）

◎代表監査委員（砂川正吉君）

監査委員としましては、まだ監査を実施しているわけではありませんので、ここで虚偽という言葉を使っていいのかちょっと疑問がありますが、議員のご指摘、虚偽と判明した場合の対処であります。仮にですね、虚偽と判明した場合において、監査委員の権限は特別な権限があるというわけではありません。監査委員の役割は、監査を実施して、その結果法令に違反している、適切な事務処理がされていない、これについては市長に対する指導、改善を求めるということであります。特別な権限はありません。

◎亀濱玲子君

再質問をさせていただきます。

市長は、なかなかご自分で出てきてお答えいただけないので、あれなんです、再度ね、質問をさせていただきます。私がなぜ地方自治法第147条にうたわれている自治体の首長の権限と言うかというのは、民間の企業と同じレベルで自衛隊がやってくることを市長が答弁するのは、私はやっぱりこれは間違っているというふうに思っています。なので、もう既に防衛省は市長に説明に来られているわけですよ。そして、場所もはっきりと千代田カントリークラブ、上野野原ですね、そして大福牧場というふうにきちっと示されて、防衛省は平成26年度の概算要求で108億円を計上する方針というのは既にもう出ているわけです。こういう状況で知り得る情報というのはあって、それで先送りするというのは私はいかななものかというふうに思います。なので、再質問をさせていただきます。であるならば、宮古島市にやっとうとする自衛隊が防衛省の26年中期防衛計画によるとこういうふうにならなっています。当初防衛に対する攻撃の対応で、米海兵隊と共同訓練による本格的な水陸両用の作戦の能力の速やかな向上だったり、あるいは南西地域における米軍施設、区域の自衛隊による共同使用の拡大だったりという、まさにこういう米軍と一体となった自衛隊にならなこうという、そういう防衛計画の中身にならなっている。さらには、これは自衛隊の幹部学校で使われているエアシーバトルという、アメリカが2010年に日本に集団的自衛権を早目にしろ、集団的自衛権が実現したらこういうことを日本の自衛隊に求めるというのは、既にもう自衛隊の幹部学校の勉強会では普通に使われています。このエアシーバトルというのが宮古島にやってきたときに自衛隊がどういう役割を宮古島で果たすかということが実は問われるんですよ。この2点。中期防衛計画と宮古島に配備される自衛隊の問題、米軍が持っている日本の自衛隊に求めるエアシーバトル構想とそれが宮古島の自衛隊にどう影響していくのかということ、この宮古島を守らなければいけない首長としてはしっかりとお考えを示していただきたいというふうに私は思います。

あとは、環境行政についてお聞きします。いただきました。会計課に出されたものですね。これでした。これあえて言わせていただきます。これは、事業の中で認められている場所ではありません。削られた場所です。そうでしょう。これが出されているわけですね。これは、事業の場所ではありません。しかし、さっき私が指摘したじゃないですか。それは違うというふうに、虚偽で改ざんしたデータだよと言われたのがそのまま出された、これが出されているということですね、これははっきりと確認しておきたいと思います。虚偽のものによって公金が支出されたということは、ここの場所ではっきりしておきたいというふうに思います。

もう一点です。これは、職員からの聞き取りです。職員から聞き取ってメモを作成していただきました。これによって質問します。答えていただきたいと思います。この職員は、6月29日、私の一般質問は7月3日でした。一般質問に対して勉強会を持たれています。そのときに、私が質問したことが課では問題に

なったようです。そして、沖縄計量器株式会社にこのデータを修正することはできないか問うたはずです。ファクスでそのやりとりをして、データが改ざんできるということを職員は知ったはずです。それで、そのことを知っていますかということをもまず聞きます。

そして、30日にデータの改ざん作業が始まります。そのときにどういうことが起きたか。一般の人が計量する計量器をとめて、それは勤務時間内に故障中というふうに市民に言ったわけです。故障中というふうにして鍵をかけて、中で改ざん作業が始まったはずです。それについては知っていますか。それは把握していますか。2点目です。

3点目、その作業を……

(議員の声あり)

#### ◎亀濱玲子君

いや、この通告はどうやって改ざん作業が行われたかという、これの再質問です。いいですか。その作業は、環境保全課内は狭いので、宮古島市総合体育館の2階を借りてその作業を続けたはずです。それを知り得ていますか。3点目です。

そして、7月3日、私は一般質問しました。そして、7月7日、その情報を知り得ている当該職員は、亀濱玲子議員に提出した伝票の写しは修正してある、職員、臨時職員を使ってやった、私も処分を受ける覚悟はある旨生活環境部長のところに行いに来たはずです、その職員は。そして、そのとき副市長室に行ってこの相談をしているわけですよ。ですから、皆さんが8月19日に改ざん作業を知ったというのはそうです。7月7日にこの改ざん作業は終わり、私はあえて指摘します。7月8日に最終本会議でした。生活環境部長は、そのことを知り得ていたら、最終本会議で実はそのデータは改ざんされているというふうに言う機会があったはずです。修正する機会があったはずです。その後も職員はずっと改ざん作業を続けているんですよ。そして、7月11日土曜日、課長から手伝ってくれと呼ばれて職員が改ざん作業をしています。私は、足りない資料を求めましたから、それをつくるために必死でやっているわけですよ。そういうことをただしたんですよ、私は。ただしたこと、おかしいんじゃないかと言ったことをちゃんと直しておけば職員が改ざん作業を続けることはなかったはずですよ。8月19日に副市長も生活環境部長も知ったというのは違います。市長もおっしゃいました、同じ日に知ったと。違うでしょう。7月7日ですよ。皆さんが知って、それで改ざん作業はその後も続いているんですよ。出しますね。これが4回目に出てきたものです。134トンに訂正されました。この中でも全く同じ正味量が出てきます。2回出てきます。1分置きというのでも出てきます。私は、これすらつくって出したんじゃないですかと指摘したい。これは、本当にもとものものですかと。これにも疑問があるわけです。これは、最終、4回目に出されたものです。ですから、真実を解明しようとしなければ、こういうことをずっと、改ざん、改ざんを職員にさせてしまうんですよ。市長も知り得ていた。副市長も知り得ていた。生活環境部長も知り得ていた。7月7日です。そのことをお答えいただいてから再質問をさせていただきます。

(「問題だ」の声あり)

#### ◎市長(下地敏彦君)

防衛計画についてでありますけれども、防衛計画の中身というのは、我が国の領土である尖閣周辺における近年の中国の領海、領空侵犯は目に余るものがあることから、日本国の実行支配をより強固なものに

するための措置ということで、やらなければならないというふうな形でなっていると思いますし、私もそのように思っております。さっき言いました自衛隊の中で話された内容という、テキストですか、それについては承知しておりません。

◎副市長（長濱政治君）

データを改ざんしている、そして沖縄計量器株式会社にできるかどうか聞いたというのは知りませんでした。故障中ということも知りませんでした。それから、宮古島市総合体育館の2階でやっているということも知りませんでした。それから、課長から呼ばれて職員がやっているという話も知りませんでした。ただ、7月8日に業者が話を持ってまいりました。これには、当社としては宮古島の不法投棄ごみを全部回収し、市のごみゼロに協力したいとの思いが強かったことから、ごみ計量の際、62回の計量をしましたが、実際には17回の計量でした。その結果、約139トンの水増しをしたこととなります。そのことが後日判明したことから、市への不法投棄ごみの報告は実数の17回分、約44トンとしておりますと、そういう報告です。ですから、実際に改ざんしているかどうかというふうなことは、この段階ではわかりません。

◎生活環境部長（平良哲則君）

まず、6月29日と6月30日の件はきょう初めて聞きました。この体育館での件は先週聞きました。先週ですね。先週聞きました。この7月8日に業者と担当と課長がですね、業者が水増ししたということでごんまつ書きたいのを書いてですね、これをマスコミに発表する予定で7月中旬に決定しました。勤務後、夜ですね、この担当職員から連絡がありました。今しないほうがいいと、そういうことで翌日ですね、8時に、出勤前に来いということと呼んで、一応状況を聞きました。自分はもちろんわからないわけで、自分はもう外れていてははっきりとわからないということでありました。そういうことで、すぐ帰して、8時半になったらすぐ課長と補佐を呼んで、こういうふうになっていますよといきさつを説明してですね、それでも本当に市はかかわっていないかと言ったら、全然かかわっていないということですね、それでこのことは重要なことですので、聞いてすぐまた副市長室へですね、連れて行って、本当にこのマスコミに発表するデータは大丈夫かと念を押しました。それでももちろん業者も担当も課長もですね、これは間違いないということで、そのままマスコミに発表したということでもあります。流れはですね。

◎亀濱玲子君

私の一般質問の後の7月7日には、この職員はもっともっと具体的に生活環境部長に提案したはずですが、これは修正してある、これは大変なことだと。そのときに生活環境部長は、公文書偽造に当たるから自分は偽証罪、議会でうそをついたことになるという会話をしているでしょう。すごく悩んでいたわけです、この職員も。そのときにその午後に副市長室で業者も、業者が入っていたかどうかわかんないですけど、話をしている。なので、もう少し思い出してみてください。本当にそういう作業を体育館を使い、どこを使い、二転三転してやっていく中で、この方は記者会見してくれるなととめたはずですが、ですから、今の宮古島市のありようは本当に厳しく問われなければいけないというふうに思いますし、ここに書かれている100条委員会を設置すべきという市民の声はそのとおりだと思います。しっかりと参考人や証人を迎えて、それで全容を解明しなければ市民に説明がつかないというふうに思います。

この印鑑もそうです。印鑑がないのを私が質問したので初めて知ったというのは、もう体をなしていないですよ。

最後に、自衛隊のことで、エアシーバトルについてはぜひ議会も関心を持って見ていただきたいし、知っていただきたい。自衛隊の幹部学校で使われている米軍が出された内容です。これがもし宮古島にかぶさってくるとしたらどうだろうということを考えていただきたい。そして、自衛隊で経済は活性化しないということを最後に申し上げたいと思います。

◎議長（眞榮城徳彦君）

亀濱玲子議員、時間です。

◎亀濱玲子君

わかりました。12月にそれはまたつないでいきたいと思います。

ぜひですね、さっきの7月7日の件を思い出して、答えられるんだったら今ここで副市長も市長も生活環境部長も登壇して答えていただきたいと思います。

一般質問を終わります。

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後3時32分）

再開します。

（再開＝午後3時33分）

◎副市長（長濱政治君）

先ほど申し上げましたけれども、データを改ざんしているというのは知りませんでした。問題は、伝票はあるかというふうに聞きました。伝票はないという話だから、伝票がないという話があるかということで、このデータがある以上、伝票はないといかんだらうという話は言いました。多分その後から、もしかしたら改ざんに走ったかもしれません。要するにこの業者からの報告を聞いた後にその職員に伝票がないといかんと、そしてデータもちゃんとあるべきだというふうな話をしました。実際にデータを改ざんしているかどうかは知りませんでした。もしこれをやろうとしたら、並大抵の能力じゃないよねという話はやりました。

◎生活環境部長（平良哲則君）

一応全部メモってありますので、一応こうやって。7月7日ですね、あのときに担当課を交えて話し合いをしました。7月8日に業者を自分の部屋に呼んで、実際業者が水増ししたということで、そのときにもうわかっているのは3月22日と4月5日のあれだけですよね。今結果的にはそういうふうになっていますが、当時はその3月22日と4月5日に水増しを市の職員がやったかどうかの1点だったんですよね。その担当職員は、自分が答弁書を書いたと、自分は非常に悩んでいると。じゃ、どうですかと言ったら、自分はもう一緒に仕事してないからわからないと、だから状況を調べてほしいと来たんです。それで、もうすぐ課長ですね、担当、補佐を呼んで聞いて、そういうことがあるよと、さらに副市長まで行って確認したわけですね。一貫して担当者で業者は自分がやりましたという流れでありました。当時は、3月22日の回数、水増し回数と4月5日の水増し、その2点しかなかったわけですから、それでその対応はしていました。改ざんとか、そういうのじゃないですね。そういうことであります。

（「市長は、お答えにならないんですか」の声あり）



◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後 3 時36分）

再開します。

（再開＝午後 3 時37分）

これで亀濱玲子君の質問は終了いたしました。

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長いたします。

しばらく休憩し、3時50分から再開いたします。

休憩します。

（休憩＝午後 3 時37分）

再開します。

（再開＝午後 3 時50分）

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

質問の発言を許します。

◎棚原芳樹君

今定例会は、本当にいろいろ大変な議会で皆様方も緊張していると思います。休憩の後、9月定例会も最後から2番目となりますと似たような質問も多々あるかと思いますが、再質問あたりで私なりに私見と要望を交えながら意見を述べたいと思っておりますので、当局の皆様方の誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

まず、市長の政治姿勢についてでございますが、県営公園の整備計画でございます。現在の進捗状況と今後の計画をお聞かせください。また、あと1カ所は防災機能を持った公園ということでございましたが、現在どうなっているのかお伺いいたします。

引き続き、下地島空港及び周辺利活用についても多くの議員の皆様方が質問しておりますので、私は割愛しますが、下地島、そして周辺残地はもう四十数年放置状態で、下地島パイロット訓練場をつくる時はあの残地にはバラ色の夢が描かれておりました。ただ、もう四十数年間放置された状態のこの周辺残地が今いよいよ動き出そうとしております。4社がほぼ決定をなされて、12月までにいろんな事業計画案を出されて、それをまた県が吟味した上で、来年からいよいよ夢の下地島の残地が始まっていくということでもあります。ただ、宮古島市のご意見が県に届いているのか届いていないのか、この辺が少し届いていないような気がいたしますので、宮古島市としてもですね、ぜひこの残地利用が宮古島市の今後の未来を、将来を決めると言っても過言ではありませんので、しっかりと県とも対応して進めていってほしいと思っております。

引き続き県から買い上げた下地島残地の農業的利用ゾーンについて、現在の状況と今後の計画についてお聞かせください。

次に、伊良部島と下地島間の入り江整備と沈砂池の整備計画について、現在の進捗状況と今後の計画についてお聞かせください。

次に、第6回エコアイランド宮古島マラソンの現在の取り組み状況と今後の計画についてもお聞かせく

ださい。また、実行委員長をなされております長濱政治副市長の今大会への意気込みをお聞かせください。

次に、伊良部大橋でのフラダンスは割愛いたしますが、ぜひギネス世界一の記録を達成なされてですね、このフラダンス及び伊良部大橋が日本全国へ、また世界へ発信されて、ますます宮古島の観光入客が50万人、60万人と伸びていくようにしっかりとやってもらいたいと思っております。

次に、なかなか進まない伊良部大橋橋詰広場計画についてでございますが、現在どういうふうな状況なのか、お聞かせください。

引き続き伊良部農林水産室の存続についてでございますが、仲間頼信議員の質問に対し、伊良部支所に農業係と漁業係を置く考えであると答弁なされております。しかしながら、やはり伊良部地域の産業の中心は第1次産業であり、農業と漁業が盛んな地域であります。農業は、サトウキビを基幹作物として、カボチャ、オクラ、マンゴー、葉たばこなどが栽培され、近年は畜産経営に若者の参入が増加傾向にあり、将来有望視されております。また、漁業においては県内でも有数の水揚げ高を誇り、今後は観光とリンクした活動が図られるものと明るい展望が期待されているところでございます。そこで、お伺いいたしますが、伊良部地域の人的、経済的衰退を招かないためにも伊良部農林水産室の存続をもう一度できないものか、お伺いをいたします。

引き続き下地島空港西側、通称青い楽園の南側に駐車場の整備はできないか3月定例会で質問をいたしました。検討してまいりますということでありましたが、現在はどういうふうになっているのかお伺いいたします。

次に、伊良部地区平成の森野球場の周辺整備についてでございますが、平成の森周辺が今大変また荒れ放題になってですね、市民からも多くの苦情が寄せられております。ぜひ平成の森及び周辺の環境整備にも当局として今までどおりね、やってもらいたいなと思っております。現在の状況と今後の計画についてお伺いをいたします。

引き続き伊良部地区下地島の中の島海岸での駐車場整備計画とシャワー設置についてでございます。これも3月定例会でも質問をいたしました。伊良部大橋が開通してですね、観光客が5倍ぐらいにふえているのかな、道路沿いはみんな駐車やり放題でですね、やはり正式な駐車場の整備が必要だと私は何回も質問はしてきておりますが、現在の状況と今後の計画についてお伺いをいたします。

次に、白鳥崎北側の座礁船撤去についてでございます。サンゴ礁の美しい場所であり、ダイビングやシュノーケリングやシーカヤックなど近年大変人気のある観光スポットであります。そこで、お伺いいたしますが、無残な姿でいる座礁船の撤去は何とかできないものか、お伺いをいたします。

引き続き牧山展望台周辺整備の計画は現在どうなっているのかお伺いをいたします。やはり伊良部大橋がかかって観光客が多く訪れているわけでございますが、駐車場から展望台まで遠いということもありますし、またあの展望台から眺めた景色はもう宮古一、本当に日本一だと言っても過言じゃないと思っておりますので、早目にあの周辺の観光地としての整備をお願いしたいと思っております。

引き続き農業行政についてでございます。ポットファーム実証栽培の現在の状況と今後については、何名も議員が質問しておりますので、割愛をいたしますが、トマトは9月から6月までの出荷、マンゴーが6月の月上旬、中旬から8月の中旬ぐらいまでの出荷、出荷時期がこのトマトとマンゴーはほとんどダブリがないんですね。ですから、やはりマンゴーにかわる第2の作物として、マンゴーをこれまでふやしてき

たみたいに、技術がある程度整えばトマトのポット栽培をやはりもっと実証して、またふやしていけばいいなと思っておりますので、この辺はぜひ力を入れて10町歩、20町歩、30町歩とできるようにお願いをしたいと思っております。

次に、マンゴーハウスの整備再開についてお伺いいたします。2018年度からマンゴーハウス整備事業再開ということですが、現在の状況と今後の計画をお聞かせください。

引き続きマングローブガニ養殖についてでございますが、ありがたくまた池間豊議員もバックアップしております。現在の状況と今後の計画についてお聞かせください。大型養殖場の導入については、池間豊議員が質問してありますので、割愛しますが、カニ養殖への今後の市としての支援体制はどう考えているのかお伺いをいたします。答弁を聞いて再質問をしますので、よろしく申し上げます。

#### ◎市長（下地敏彦君）

伊良部農林水産室につきましては、伊良部大橋開通に伴い、地理的利便性が大幅に改善され、これまでの業務を担当課に集約いたしました。しかしながら、伊良部大橋が開通して日が浅いことから、当分の間農水産業の担当者を配置したいと考えております。

#### ◎副市長（長濱政治君）

県営公園の整備についてでございます。沖縄県は、平成26年12月に宮古広域公園基本構想を策定し、その中で宮古圏域の防災に寄与する公園づくりは位置づけられております。現在基本計画及び環境配慮書の作成作業が行われており、基本計画の中でも広域公園における防災対応の検討が盛り込まれていることから、今後開催される検討委員会において議論されていくこととなります。なお、基本計画の策定は今年度内を目指しているとのことでございます。

次に、エコアイランド宮古島マラソンについてです。エコアイランド宮古島マラソンの取り組み状況としましては、テレビCMや新聞広告などを活用して出場選手の募集をしたところ、過去最高の2,336人の申し込みがございました。去年と比べて約600名余りの増になっております。競技運営につきましては、競技委員会を開催して安全体制の確認をしながら、万全の体制で大会に向けて準備している状況にあります。ことしは、宮古島市市制施行10周年記念の節目の大会として、また1月31日に開通した無料で渡れる日本一長い橋、伊良部大橋を新たにコースに取り入れ、宮古島ならではの美しい海や砂浜を見ながら走れる魅力あるコースを設定いたしました。多くのランナーに参加していただき、これまで以上にスポーツアイランド宮古島をPRしていきたいと考えております。

#### ◎総務部長（村吉順栄君）

座礁船の撤去については、本来船舶所有者の負担で撤去されることになっております。指摘の座礁船は外国船籍で、所有者に連絡をとるため宮古島海上保安署が調整を行ってききましたが、所有者の所在確認が困難で連絡ができず、撤去に至っておりません。これまで座礁船の撤去については、県宮古事務所において平成25年1月27日に座礁船T J 88関係者対策会議を開催し、対処してまいりましたが、所有者の居所不明や座礁地点が一般海域であることから、港湾法、海岸法等の処理に関する法律適用がなく、撤去に向けた取り組みができていないのが現状でございます。今後は、県等、関係機関と調整を行い、座礁船の撤去に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

#### ◎農林水産部長（砂川一弘君）

市長の政治姿勢について、県から買い上げた下地島残地の農業的利用ゾーンの現在の状況と今後の計画についてお答えいたします。

現在44戸の農家と利用権設定を済ませております。今後の計画については、県営土地改良事業で平成29年度新規地区として計画をしております。今年度は、調査設計業務を進めております。

次に、農業行政について、マンゴーハウスの整備事業再開についてお答えいたします。マンゴーハウスの整備については、生産量増加に伴い、ピーク期の滞貨問題の解決の見通しが立つまでは面積の拡大を抑制するとの方針で、平成24年度以降の国、県の補助事業及び市単独の補助事業についても平成25年度以降はマンゴー栽培のハウス導入を制限してきました。しかし、今年度から本格的に航空輸送と船舶輸送の複合輸送が実施され、滞貨問題の解決も糸口が見られつつあります。輸送実績の推移を見ながらマンゴーハウスの整備についても再開していきたいと考えております。

次に、マングローブガニの養殖についてです。現在の状況と今後の計画、それから今後市としての支援体制について一括してお答えいたします。伊良部佐和田にある宮古島市水産物養殖・加工施設は、平成26年10月より、同施設の設置条例に基づき管理運営委託契約という形をとって、ガザミ類の養殖試験を主な目的として民間が使用しております。新たな地場産業創出となる可能性もあることから、市は施設利用料に当たる委託契約金は無償にしているほか、海業センターで生産したタイワンガザミの種苗も提供し、養殖試験への支援を行っているところでございます。今後については、養殖試験を行っている方の事業計画とその実施状況などを踏まえ、取り組みを考えていきたいと思っております。

#### ◎建設部長（下地康教君）

伊良部地区平成の森公園の周辺整備についてでございます。新たな平成の森公園周辺整備計画については、現在のところその計画はありませんが、野球場は昭和59年に整備され、築30年を経過しており、老朽化が進んでおります。このような状況のもと、伊良部大橋が開通したことにより公園利用が増加しているため、今後公園の需要を見きわめながら平成の森周辺整備の検討をしていきたいと思っております。

#### ◎伊良部支所長（川満勝彦君）

5点ほどご質問いただきました。まず、伊良部島と下地島間の入り江整備と、これ沈砂池というふうになっておりますのは排水処理施設ということでお答えをいたします。

一般質問初日にですね、濱元雅浩議員のほうにもご説明申し上げましたが、平成24年度に基本計画を行い、平成30年度をめどにですね、完了を予定しております。昨年度は、一部の水路作濬工事、排水処理施設の実施設計、これは佐和田、長浜地区で実施したほか、希少生物調査、不発弾探査業務を実施しております。議員ご指摘の排水処理施設は4カ所、佐和田、長浜1カ所、国仲、仲地、伊良部の計4カ所を計画しており、平成30年度までにこの4カ所の整備と残りの水路作濬工事等を実施していきます。なお、現在の進捗率は事業費ベースで約10%となっております。

次に、伊良部大橋橋詰広場計画について、現在の状況についてということでお答えいたします。伊良部大橋開通に伴い、伊良部島を訪れる観光客は増加傾向にあります。素通り観光でなく、観光、お土産品等の物産を提供する施設が必要だと認識をしております。また、伊良部大橋橋詰広場の整備は伊良部島の観光、経済の発展に大きく寄与するものと考えております。本件については、沖縄県宮古土木事務所に確認をしたところ、現在計画の規模変更を含めて対応中であると伺っております。市としましては、県と連携

を密にして対応を見守っていきたいと考えております。

次に、下地島西側、青い楽園の南側駐車場の整備についてということで、議員が青い楽園と命名して通称青い楽園というふうになっておりますが、この議員ご指摘の下地島空港西側、一周道路に当たります、あたりは風光明媚で近年観光客に人気の場所で、レンタカーの路上駐車が多く見受けられます。しかしながら、同水域は海水浴場に適しているかどうか、これらの調査をした後に特に問題がなければ駐車場の整備を行っていきたいと考えております。

次に、伊良部地区下地島の中の島海岸での駐車場整備計画とシャワー設置についてでございます。お答えします。当該地区は、シュノーケリングやダイビング等の観光スポットとして観光客がふえており、路上駐車が多いことは認識をしております。そのため、約三十数台分の簡易の駐車場は整備してありますが、同地域周辺には水道管が布設されておられません。よって、シャワー施設の整備が今のところ困難であると考えております。ちなみに、一番近い字伊良部集落あたりからの距離はですね、3.5キロほどあります。なお、ちゃんとした駐車場設置というご指摘でありますから、当該地区はですね、地権者が沖縄県でございます。県とですね、協議を行って用地確保に向けて検討していきたいと思います。

最後に、牧山展望台周辺整備についてお答えいたします。牧山公園は、伊良部島を代表する観光スポットと認識をしております。伊良部大橋開通を機に既存の展望台の修繕、トイレの改修工事、案内板設置等を行っております。伊良部大橋開通前に比べて伊良部島を訪れる観光客は増加傾向にあり、今年度伊良部地区観光整備総合計画を策定し、総合的な牧山公園の整備を行ってまいります。

#### ◎棚原芳樹君

再質問を行います。

第6回エコアイランド宮古島マラソンということですが、応募者が2,336人、600名もアップしていると。やはり伊良部大橋効果かなと思ったりもしております。ぜひ今大会を、特に合併10周年記念でもありますので、盛大にまた成功させてもらいますようによろしく願いをいたします。

また、入り江整備も順調に進んでいるということでございます。ぜひしっかりと整備して、本当に整備してよかったなど伊良部島の方々が思えるような整備の仕方をお願いしたいと思っております。

残地の農業的利用ゾーンも44戸の農家とも話し合い、平成29年度からまた整備に入るということでございます。ぜひしっかりとした事業でですね、伊良部島の方々が納得、満足ができるように最後までお願いしたいと思っております。

伊良部大橋橋詰広場計画でございますが、伊良部島の方々も宮古島の方もあれやらないんじゃないかと、いつできるのじゃなく、あれもうやらないよねというふうな感じでみんな考えておられるんですよ。それで、本当に市と県がどれぐらいまでやる気があるのか、またやるとしたらいつまでにやるのか。民間の方々も、やらないのであれば自分たちが土地を買ってやりたいよというように言っている方々も多いんですね。しかし、自分たちが土地を買って橋詰広場みたいな道の駅をつくって、その後に県と市が伊良部大橋橋詰広場をつくったら、個人資金でやっちゃうと自分たちには到底太刀打ちできないよというふうなことを言っておられるんですよ。ですから、この伊良部大橋橋詰広場を本当にやっていくのか、やらないのか、またやるのであればいつまでにやるのか、もし答えられるんでしたら教えてください。

伊良部農林水産室の存続についてでございますが、農林水産室がなくなって伊良部島の方々が大変困っ

ておりますし、当局に対しても大変なご不満を持っておられます。係の配置も大変ありがたいことではあります。まず廃止してみて、どうしてもやはり室自体が必要だということであれば、農林水産室をもう一度伊良部に戻してほしいというお願いでございます。

下地島空港西側のきれいな、通称青の楽園ということでございますが、行ってみたらわかるんですけど、もうあちこちに車が周辺にいてですね、大型バスが通ったりするときに、角とかにもみんないるもんだから通りづらいような感じなんです。車を置いて、そこで座ってぼおっと1時間も海を見ながら楽しんでくれているのは大変ありがたいんですけど、それでこの南側にちょっとした50台ぐらいの駐車場でもつくって、そこに駐車して、歩いて行って海を眺めてくれれば何時間でも別にいいいですね。そこに何十台も車が並んで、何時間もしゃべりながら海を眺めているもんですから、大型バスが通るときなどに大変支障を来しているということで、ぜひ検討してもらいたいなということでもありますので、よろしくお願ひします。

平成の森周辺はですね、今余りに荒れまくってですね、4月までの状況と4月から農林水産室、建設室がなくなってからの状況がさま変わりしている。土曜、日曜は、平良のほうからみんな遊びに来て弁当食べたり何したりしているのに、何で草も刈らさないか何もしないかとみんな怒っておりますから、この野球場、そして平成の森周辺整備をしっかりとやっていただきたいと思っております。

中の島海岸も、行ってみてわかるように車が五、六十台ぐらいつもいるんですよ。ちゃんとした駐車場がないもんですから、道路にはみ出してみんなが駐車していたりですね、大変危険な状況も見受けられておりますから、県有地ではありますが、早目に県と話し合いを持たれてですね、借りるなり買うなりして、しっかりと安心、安全できる駐車場の整備をぜひ早目に、事故が起きる前にお願ひしたいと。シャワーの設置は、今は大変困難ではあるということでございますが、観光客がふえるのを見ながら、やはりシャワーの設置も将来はやっていただきたいなと思っております。

それから、白鳥崎北側の座礁船撤去についてでございますが、県と話し合いながら、関係機関と話し合いながらということでございます。これ10年も20年も放置しておくのかと考えたときに、ぜひ何とかして撤去してほしい。そして、あそこの海岸はやはり観光客が今多くなりつつあるんですね。見るとサンゴ礁もきれい、海もきれい。どういうふうなやり方で撤去できるかは私もわかりませんので、県と話し合いながらぜひ早目に撤去して、美しいサンゴ礁の海をもう一度見せてほしいなと思っております。

牧山展望台整備についても今後計画していくということでございます。やはりあそこの整備の仕方によって、観光客はあの展望台に今の5倍、10倍来てくれると思っております。どういうふうな計画になるかはわかりませんが、ぜひ牧山展望台周辺の整備をしっかりとやってもらいたいと思っております。展望台の下のほうの海が見えるところがあるんですけど、座っているだけですごく癒やしになるんですね。久松からずっと見て七色の海みたいになってですね、大変美しい景色でありますから、早目の整備をお願いします。

マンゴーハウスの整備再開。やりたくてもできないという方々が今多くあふれております。私のところにも、何でさせないのかと、滞貨問題があるよと、積み残してもうみんな腐れてしまって大変なんですよということでありましたが、船舶輸送で何とかできるというめどがついているわけでありますから、今まで待ちに待って、もう技術も習得して資金の準備もできてやりたいという方々にはですね、早目に、年1

カ所だけじゃなくて年に四、五カ所も、今技術的にもマンゴーは大分落ちついておりますし、大体マンゴー一部会とかに入ってやれば、また人のものを見てやれば成功している人は多いので、できますから、ぜひこれも力を入れてやってもらいたいと思います。

最後に、マングローブガニでございしますが、10年間研究してですね、本当にいろんな研究をして今できるというめどが立っているんですよ。ただ、いつも言うんですけど、じゃどのような形でどういうふうなものと何回も私も言っているわけでありますが、なかなか具体的なものが出てこないということでもあります。ぜひですね、大なり小なり市の支援がなければ、産業としての確立が成り立たないもんだと私は思っておりますので、市のぜひいろんな支援体制を、協力もよろしくお願いをしたいなと思っております。

また、これはちょっと質問じゃありませんが、要望であります。伊良部大橋つけ根から長山港のほうに行く道路がございします。長山港の入り口ですね、90度ぐらいの急なカーブになってですね、車のスムーズな流れができない状況でございします。もちろん現在県道でありますので、この長山港入り口の急カーブのですね、改良工事を市として県と調整してお願いして、一日でも早く安心、安全、車の流れがスムーズにいくような道路改良を県にお願いしてやってほしいなと思っております。

それから、トゥリバー地区の臨港道路でございしますが、まだ歩道ができておりません。いつも上水道を布設したらどうですかと言ったら、家も建たない、誰も使うものもないのにこれできませんよということでございします。鶏が先か卵が先かみたいなのではありますが、やはり歩道をことし整備して、来年から誰かが家をつくりたい、あるいは何がしたいとなったら、この歩道を掘り返してまた水道を布設していかなくてはいけない。この場所は、やはり確実に伸びる場所だと。もう歩道さえできれば、いろんなことを考えている人たちがおられるわけでありします。ことし歩道を設置しました、来年はこの歩道を掘り返して水道を布設しますと、そのような計画性のないようなやり方だけはやらずにですね、ことし歩道を設置しながら水道も布設しても構わないのかなと私は思っております。

また、伊良部大橋、伊良部側のほうもですね、やはり水道が欲しいとみんながおっしゃっております。いろんな計画があれば水道を引くんじゃなくて、水道さえできればあそこも二、三年したら一気に伸びるんですよ。一気に、3年、5年待たずにまちになっていくだろうと、この道路沿いは。しかし、水道がないために計画が立てられない。計画がないから水道が引けない。ぜひですね、つけ根から北側、また南のほう、また上のほうから真ん中側を下のほうにおりる道路沿いにもですね、水道さえつくれば、あの辺は四、五年すればすごいまちになると私は思っております。まちづくりは、やはり市がですね、先頭になって早目に計画を立ててやらなければ進まない、伸びていけないと思っておりますから、この辺のほうもぜひ、この地区、この場所はやはりインフラの整備を、水道の整備をまず先にやるべきだなというところを早目に決めてですね、3,000万円、5,000万円の布設費でここは何百億円のすごくいい効果が出ると私は思っておりますので、工事費にかかるのはこのまちが伸びれば大したことはない金額だと私は思っておりますので、ぜひ検討して伊良部大橋周辺、またトゥリバー周辺はもっと活気づいたまちづくりができるようにお願いをいたします。

これで私の一般質問は終わります。どうもありがとうございました。

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

(休憩＝午後 4 時32分)

再開します。

(再開＝午後 4 時32分)

◎副市長（長濱政治君）

伊良部大橋の橋詰広場の計画ですけれども、結局市としても困っているんですね。伊良部大橋橋詰広場の設計図は上がっているわけですよ、私どもとしても。しかしながら、用地買収は進まないということで、今宙に浮いている形です。ですから、県ともう少し緊密にですね、話を詰めながら、しかも用地の変更も含めてと言っているんで、そうなってくるとまた私どもの設計図がおかしくなってくるということもありますから、もう少し詰めて早目にできるように対応していきたいというふうに思います。

それから、下地島西側の青い楽園の駐車場でございますけども、これ結局海に入るためにはテトラポットを越えていかなければならないというふうなところ……

(議員の声あり)

◎副市長（長濱政治君）

そのところでちょっととまってしまってますね、危険な海水浴をするところというふうな意味合いで捉えておまして、そこに駐車場をつくるということについては、果たしてこれはいいのかどうかというふうなところは少し心配でございます。これは、もうちょっと中身をですね、見てから考えたいと思います。

あと中の島海岸です。簡易的な駐車場は一応つくってございます。それでも足りないというのは認識しております。その辺のところ県ともう少し話し合っ、もっともっと確保可能なかどうか、もしそうであるならば、賃貸なら賃貸、それから購入なら購入で舗装をきちんとやったほうがいいのかなどは思います。

それから、シャワーについては、これおっしゃっている意味は十分わかります。水道については、全体的にどうするというふうなことを内部できちっと議論してみたいと思います。基本的には何とか一括交付金でできないかというふうなところで進めていきたいなと思っております。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで棚原芳樹君の質問は終了いたしました。

◎國仲昌二君

今定例会最後の一般質問となります。これまでの質問で重複した通告内容もありますので、なるべくですね、重複しないように質問に努めたいと思います。当局には市民にわかりやすい丁寧なご答弁をお願いいたします。

まず初めに、市の重要施策会議についてということで、庁議についてお伺いいたします。庁議は、もともと宮古島市行政運営設置要綱において庁内最高会議と位置づけられ、市長や副市長、教育長、その他各部長等が出席し、重要施策及び重要事業計画に関する事項を含めて市の重要事項を議論する会議となっていたはずでした。しかし、庁議の会議次第を調べてみると、議会への提案、提出議案以外に議題がなく、驚きました。庁内最高会議と位置づけられた庁議で市の重要施策や事業計画が全く議論されていないということで驚きました。さらに調べてみますと、平成22年度から宮古島市行政運営設置要綱が宮古島市庁議



等設置要綱に改正されており、その中で庁議とは別に市長、副市長、企画政策部長、総務部長、そのほか企画調整課長など4課長が加わり、8名で構成する政策調整会議という会議が設置され、重要施策及び重要事業計画に関する事項はこの政策調整会議の付議事項と定められています。そこでお伺いいたします。

1点目、庁議は現在でも庁内最高会議と位置づけられているのでしょうか。

2点目、重要施策及び重要事業計画に関する事項が庁議ではなく、政策調整会議の付議事項になったのはどういった理由からでしょうか。また、政策調整会議はどのくらいの頻度で開催されているか、ご答弁をお願いします。

次に、自衛隊配備について質問いたします。その中の千代田カントリークラブの活用をみずから要請したことについてと自衛隊配備による地域経済活性化については割愛させていただきます。

国防に対する考え方についてお伺いいたします。市長は、6月定例会で「極めて国防の問題は国の専管事項でありまして、住民投票はなじまないと思います」と答弁しています。これは国防に関しては住民の意思は無関係であり、黙って従わなければならないという意味でしょうか、お伺いいたします。

次に、スポーツ観光交流拠点施設についてお伺いいたします。市長がマスコミで「黒字が出ると黒字の部分は国に返却しないといけないということを市民は理解してほしい」とコメントしていますが、このコメントの意味を教えてくださいたいと思います。

次に、オリンピックの合宿誘致についてお伺いいたします。マスコミに女子バレーボールのキューバチームにオリンピックの合宿を要請するという記事が出ていましたが、これはいつ、どこで、誰が話し合っ

て決めたのか、お伺いいたします。

それから、次の不祥事の再発防止についてですが、私はこれまで何度も指摘してきましたが、答弁はいつも一緒です。チェック体制を構築し、再発防止に万全を期したい、指導監督を心がける、それでも次から次へと不祥事が起きております。その原因はどこにあるとお考えでしょうか、お伺いいたします。

次に、人事行政の運営等の状況の公表についてお伺いいたします。今定例会に宮古島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例が提案されていますが、これまでこの条例がなかったとすれば地方公務員法違反となるのでしょうか、お伺いいたします。

次に、不法投棄残存ごみ問題についてですけれども、これまでたくさんの質問がありましたので、重複しないようにですね、伺っていきたいと思います。まず、平成26年度における事業の契約までの経緯等についてですけれども、設計書の作成ということについてですが、まずその根拠資料となった業者の見積もりについてお伺いいたします。本定例会の質疑の中で、県に対して報告してある600トンと750トンという数値が生きている、これを根拠にしてどれだけとれるんですかという見積もりをしていただいた旨の答弁がありました。業者はどれだけとれると見積もったのでしょうか、お伺いいたします。

また、予算計上後に保健所の指摘により、友利が加わって場所が3カ所になり、友利については担当が現場を調査し、約300トンと見積もった旨の答弁がありました。そこでお伺いいたします。

1点目、崖下は危険で調査できないということでしたけれども、なぜ友利は調査できたのでしょうか。

2点目、3カ所の見積もりは、残存ごみ量300トンに加えて1,650トンで見積もったのでしょうか。

3点目、1,650トンで見積もったのであれば、300トンも処理量がふえたのに見積額がふえないのは不自然ではないか。

以上、3点についてお伺いいたします。

次に、設計書について伺います。私が今定例会2日目の質疑で、見積書は誰が作成して、設計書は誰が作成するのかなどの質疑に対する答弁は、「見積書は業者がつくり、設計書は担当がつくる」と答弁していますが、私がもらった写しです。これが見積書、これが設計書ですけれども、全く一緒です。文字の形、大きさ、斜め文字であること、表の二重線の部分、全て一緒です。違うのは金額の数値だけ。これは同じ人がつくったと見るのが自然ではないでしょうか。ご見解を伺いたいと思います。

次に、予定価格についてお伺いいたします。予定価格はどのような経緯で設定されたのか、詳しい説明をお願いします。同じく指名業者の選定についてもどのような基準で選定されたのか、詳しい説明をお願いいたします。

次に、契約書についてお伺いいたします。当局は、これまでの答弁で、支出は月決めで実績を出さなくて支出するという契約でございました。実績に基づいて行われたとは違います。場所が崖下などの危険な場所であるため、処理可能数量が確定しなかったことから、数量を明記する契約には至っていない。実際に特記仕様書、契約書に基づいてごみの回収は行っている。詐欺罪に当たるとまで言えないのではないかと考えている旨の答弁をしています。つまりこの契約はどれだけとるとは決めていない、でも一応ごみは取ってある、だから詐欺ではないのではないかとということです。ということは、この契約では一つかみ、例えば1キログラムのごみを回収して、あとは危険だから回収できないと受注者が言ってきたとしても2,251万8,000円は支払わなければならないという契約になりますでしょうか、お伺いいたします。

次に、当該委託契約約款第9条についてお伺いいたします。宮古島市契約規則第48条では、予算執行者は、第39条の規定による契約の目的物の引き渡し後でなければ、当該契約に係る支出の手続をとることができないと規定しています。ところが、契約約款第9条では、受注者が引き渡し前に市に対し月割り額を請求して、市が請求書を受領してから30日以内に支払うことになっています。これは契約規則違反ではないですか、お答えください。

次の契約の履行の確認手段については、答弁を聞いてから後で質問を検討したいと思います。

次に、平成26年度における事業の支出についてお伺いいたします。支出の根拠法令ということで通告してありますが、まず地方自治法第232条の4、支出の方法についてお伺いいたします。この条文では、「会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない」とあります。この「政令で定めるところによる命令」とはどのような内容のものですか、お伺いいたします。

次に、環境衛生関係の委託契約についてお伺いいたします。まず、クリーンセンター委託業務契約について伺います。この事業は、市が直接臨時職員を雇用して行っていたと聞きましたが、現在のように業者と委託するようになった経緯についてお伺いいたします。

また、以前雇用していた臨時職員の皆さんの処遇についてもお伺いいたします。

次に、ごみ焼却炉運転管理委託業務、最終処分場運転管理業務委託、斎苑施設設備管理委託業務についてお伺いいたします。この3つの委託業務は、全て同じ業者と契約しています。特にごみ焼却炉運転管理委託業務は、ことしは新ごみ処理施設ができるので、契約が12月末となっているので、約5,500万円の委託契約ですが、通常は年間7,350万円にもなる契約です。そこでお伺いいたします。この3つの業務委託契約

は入札でしょうか、随意契約でしょうか、お伺いいたします。

それから、もう一つ、焼却施設から発生する酸性ガス及びダイオキシンを除去する薬品を購入しているようですが、以前は直接メーカーから見積もりをとって安いほうから購入していたのを今はこの業者を通して購入するようにしていると聞きました。これは委託料に入っているのか、それとも別途購入なのか伺います。

次に、イムギーマリンガーデンの遊歩道についてお伺いいたします。先日の答弁では、現在波による衝撃に耐えられる図面等の修正作業を行っている、でき次第工事に取りかかっていたいということですが、1点目に図面等の修正作業、この経費はどこから出ているのか。

2点目に、修正ができ次第工事に取りかかると言っているんですけども、その財源をどう考えているのか。

以上、2点お伺いいたします。

次に、植物園の遊歩道事業についてお伺いいたします。マスコミ報道によると、約6,000万円の事業費で設置された植物園の遊歩道がことし4月に供用開始してからわずか3カ月もたたないうちに十数カ所で亀裂が確認されているとのこと。マスコミ報道では、ボーリング調査を実施しているとのことですが、3点ほど伺います。

1点目、ボーリング調査は設計段階で行うものではないのか。

2点目、ボーリング調査の費用はどこから出ているのか。

3点目、修繕なのかやり直しなのかはわかりませんが、財源についてはどう考えているのか。

以上、3点お伺いいたします。

次のカギマナフラ事業についての取り組み状況については、先日の仲間則人議員の答弁がありましたので、私は角度を変えて質問いたします。私は、3月定例会で、ギネス記録に挑戦するならフラダンスではなくクイチャーなど地元の伝統文化でという発想はなかったのかと質問しましたが、やはり多くの市民から同様の意見が私に届いております。なぜ宮古島を発信するのにクイチャーではなくフラダンスなのか、島外の人からなぜフラダンスか、宮古島には伝統文化というのはないのかと笑われたなどの意見です。フラダンスはすばらしい伝統芸能であることは皆さん認めています。ただ、宮古島を世界に発信するのになぜ宮古島のすばらしい伝統芸能であるクイチャーではないのかとの強い思いがあるから、怒っているのだと思います。これについてご見解を伺います。

次に、道路行政についてお伺いいたします。来間大橋へ向かう道路と東急グループのゴルフ場、エメラルドコーストゴルフリンクスから宮古島東急ホテル&リゾートへ向かう道路の皆愛集落の交差点についてですが、どちらも優先なのかわかりにくいのか、事故が多いと聞きます。県道と市道の交差点だとのことですが、何らかの対応策ができないものか、お伺いいたします。

幼小中学校の教室へのクーラー設置につきましては、複数の議員への答弁で年次計画を策定して順次整備していくとのことでした。ぜひ早目に計画を策定し、取り組むようお願いいたします。

以上、答弁を聞いて再質問いたします。

◎市長（下地敏彦君）

自衛隊の配備についての考え方です。これは前にも新里聡議員にもお答えをいたしました。選挙によって市民の代表として選出された議員の皆様方が支持者や地域の住民の方々と十分に話し合い、そこで集約された意見をもって議会の場で議論することが市民の意見を反映することにつながるというふうに思っております。その上で、議会としての意思が示されたものというふうに考えております。

◎副市長（長濱政治君）

職員の不祥事についてでございます。通告の中身はこのように書いてありますけども、この不祥事が、このというか、不祥事が起こった原因と、全体という意味合いで聞かれたと思いますけど、それでよろしいんですか。

（「はい」の声あり）

◎副市長（長濱政治君）

この不祥事が起こるということは、職員の緊張関係が一番大事だと思います。そして、問題はその業務内容をしっかりとわかって、緊張関係をもって業務に当たらないから、そういうことになるのだろーと思っております。そういう意味では、研修とか講習とか、それからいろんな部署を回ってしっかりと勉強するということが必要だろーというふうに思っております。その辺が足りなかったというふうには思っております。

それから、植物園の遊歩道事業についてです。平成26年度に整備した植物園の遊歩道はことし4月から供用開始しておりますが、7月8日に1号園路、通称新婚の森のアスファルト舗装に亀裂が発生していることが確認されました。すぐに市、設計、施工業者3者で現場確認を行い、原因の調査、補修方法の検討を行いました。原因の特定に至らなかったため、設計業者提案によりボーリング調査を実施し、原因を特定することといたしました。9月1日にボーリング作業を終了し、現在は分析作業を行っているところでございます。

それから、環境衛生行政についてでございます。平成26年度事業の契約までの経緯についてです。業者はどのくらいとろーと見積もっていたのかということでございます。これは、1カ所に600トン、1カ所に750トン、推定のごみ量があるという話はやりました。しかし、実際に業者の方々が幾らぐらいあるのかということの見積もりをしたかということについては、確認はしておりません。

それから、崖下は、友利ですね、300トンということについてどのように見積もっていたのか。極端に言えば、目視でしか判断できないということになります。

それから、3カ所になったのに、その見積額がふえなかったということについてでございます。これは、業者に確認はしておりませんが、1つには実際にこれだけでできるという自信があった、そしてまたある業者によってはこの事業で実績を示したいというふうなところもあったりして、必ずしもその箇所がふえたからといって必ず一緒になるというふうなことではないというふうに思います。

予定価格についてですが、これは最低の見積額を基準にして決裁権者が作成しております。

それから、指名業者の選定の基準についてですが、主管課で課長を中心に収集、運搬に関連する講習を受けた業者や産業廃棄物収集運搬業許可を持っている業者の中から実績や資機材の有無等、総合的に判断して選定したというふう聞いております。

あと、同じく環境衛生行政について、平成26年度事業の支出の経緯についてということで、これは会計課のほうに聞かれておりますけども、その中でどれだけとるとは決めていない契約だという話がございま

した。確かにそのとおりでございます。具体的にそこにどれだけごみがあるかということについて具体的に調査したわけでもありませんし、またどれだけとれるかということについてもよくわからない状況でございましたので、この予算の範囲内でとっていただきたいということでございます。極端な例をおっしゃってございましたけども、それについてはちょっと発言は控えたいと思います。

◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

庁議は庁内の最高会議と位置づけられているか、それから重要施策及び重要事業計画が政策調整会議の付議事項となっているのかと、一括してお答えします。

改訂前の宮古島市行政運営会議設置要綱においては、庁議の規定はございました。ただ、その庁議の役割、それから位置づけといいますか、これが曖昧であったということから、宮古島市庁議等設置要綱に改定をしております。改訂をし、本市の行政運営の基本方針、重要施策などを総合的視野から審議し、行政の適正な執行を図るとともに、市長に意見を具申するため、庁議を置くと。いわゆる明確性を持たせる形で改訂をしたところでございます。庁議は、重要施策や重要事業計画を審議するという役割を担っており、庁内の最高会議というふう位置づけしているところでございます。

また、先ほどの重要施策及び重要事業計画についてもですね、庁議の中で協議をしているという状況でございます。

それから、政策調整会議は、これまでどういう頻度で開催されているのかという質問がございました。平成23年度には十数回ですね、の開催をしております。ただ、平成24年度以降はですね、開催の実績はございません。庁議で一本化する形で会議は開いているところです。

次に、スポーツ観光交流拠点施設関連、いわゆる黒字が出ると黒字部分は国に返却という発言についてですね、これについては新里聡議員、西里芳明議員の質問にもお答えをいたしました。黒字部分の国への返還については、これはいわゆるネーミングライツ料など、施設の利用料以外の収入を含めた収支に余剰金が生じた場合は、ネーミングライツ料に係る余剰分は補助金の返還があり得ることを想定しておいてくださいという国からの助言、指導があったことを説明したものでございます。

◎総務部長（村吉順栄君）

人事行政の運営等の状況の公表についてのご質問にお答えいたします。

これまで公表については、職員の給与や職員数などの一部、広報誌やマスコミ等を通して公表してまいりましたが、十分とは言えない状況にありました。今後は条例を制定し、定められた内容をホームページや広報誌で公表してまいりたいと考えております。

◎生活環境部長（平良哲則君）

まず1点目に、現在のごみ焼却炉運転管理業務ほか2つの業務を1業者が契約しているということでありました。これは3つとも随意契約であります。ごみ焼却炉運転管理業務については、同施設を運転管理するためには12名の従業員が必要で、その従業員の中にアーク溶接、クレーン運転技術資格、特定化学物質等作業主任講習修了者等7種の資格を有するというところで、その資格をこの業者が全部持っているということでもあります。

それから、酸性ガスをメーカーに委託かということではありますが、これは委託でありませんが、この都度見積もりを徴して購入しております。

それから、宮古島市クリーンセンター委託業務についてありますが、これは前年度から民間委託をしています。そのとき10名前後の臨時職員が市の職員からだったんですが、これを他の部署に異動させたり、また民間に紹介したりと、そういうふうにして処理をしたということでもあります。

◎農林水産部長（砂川一弘君）

農林水産行政について、イムギーマリンガーデン遊歩道についてお答えいたします。

図面の修正に係る費用はということですが、図面の修正につきましては当初設計を行ったコンサルタントにお願いをいたしまして修正を行っているところでございます。

それから、復旧に要する費用ですが、現在国、県と調整しながら災害復旧事業でできるか協議をしているところでございます。

◎建設部長（下地康教君）

来間大橋へ向かう道路と東急グループのゴルフ場、エメラルドコーストゴルフリンクスから宮古島東急ホテル&リゾートへ向かう道路の皆愛集落での交差点です、頻発する交通事故の対策についてのご質問がございました。当該交差点につきましては、停止線、標識、看板に加え、宮古島まもる君も設置されており、交通安全標示に関しましては問題はないというふうに思っております。しかしながら、レンタカー等の衝突事故が発生していることはもう認識しておりまして、道路利用者に対しまして優先道路を認識させるための対策を県または宮古島警察署など関係機関と調整をしていきたいというふうに考えております。具体的には、ポストコーンの設置などを調整していければなというふうに考えております。

◎観光商工局長（下地信男君）

ギネス世界記録挑戦がなぜフラダンスかというご質問ですが、これまで何名かの議員の皆さん方のご質問に対して回答しております。

まず1つ目に、ことしハワイ州マウイ郡との姉妹都市提携50周年の節目の年に当たっておりまして、この節目の年をどのように盛り上げていくかと、盛り上げて今後100年という今後のつき合いをどう深いものにしていくかということがあります。

もう一つは、宮古島でフラダンスイベントをやっていますカギマナフラ in 宮古島、ことしで3回目になりますけども、やっぱりこのイベントを全国にあるいは世界に発信してトライアスロンに次ぐイベントにしたいという思いで行っておりますので、それを世界に、全国に発信していきたいという思いがありました。企画会議の中では、クイチャーもどうかという話がありましたけれども、やはり最終的にはこのカギマナフラという開催のつながりの中から伊良部大橋をフックにして、やっぱり今後継続していただろうハワイ州マウイ郡とのつながり、それからイベントの発展性を考慮してフラダンスを採用しております。

◎生涯学習部長（奥原一秀君）

2020年東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致活動についてお答えをいたします。

2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿は、各国、各地域がそれぞれの責任と費用負担において任意に実施する大会期間前のトレーニングであります。本市においては、8月31日に2020年東京オリンピック・パラリンピック宮古島市合宿誘致庁舎内検討委員会を開催しまして、青少年の健全育成及びスポーツ振興に資するため、宮古島市に合宿等誘致活動を行っていくことを決定しております。今回の誘

致活動につきましては、日本でバレーボールのワールドカップが開催中だったため、キューバ共和国バレーボール協会と親交のあるバレーボール関係者によってキューバ女子チームの団長、監督に面会できる機会が得られたということもあって、9月5日に大会会場を訪れ団長、監督と面会し、事前の練習地として宮古島市を選定してほしい旨直接要請することができました。要請を受けた団長からは、「早い時期に声をかけてくださってうれしく思うとともに、国に帰ってキューババレーボール協会の会長にも伝え、返事をしたい」と話されておりました。今後は、沖縄県及び宮古島市体育協会とも情報交換を行い、連携を図りつつ事務局体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

◎会計管理者（宮国高宣君）

確認なんですけど、済みません、地方自治法の第234条の2のみについてでよろしいですか、それとも。  
（「232条」の声あり）

◎会計管理者（宮国高宣君）

第234条の2。  
（議員の声あり）

◎会計管理者（宮国高宣君）

それでは、その件につきましてお答えいたします。  
まず、地方自治法の第234条の2……  
（「232条」の声あり）

◎会計管理者（宮国高宣君）

第234条の2。  
（「2条の4」の声あり）

◎会計管理者（宮国高宣君）

第220の4。  
（「232条の4」の声あり）

◎会計管理者（宮国高宣君）

失礼しました。まず最初に、月割りの根拠についてまず先にお答えしたいと思います。  
今回の月割りの根拠につきましては、これまでも答弁しているとおり、平成26年度不法投棄ごみ撤去委託業務の契約約款第9条第1項及び第2項の規定に基づき支出しております。  
次に、支出の証拠書類ということでございますけど、支出の証拠書類につきましては、宮古島市会計規則第62条第1項の規定に基づく書類として1回目から4回までは契約書の写しと請求書、それと支出決議票により支出をしております。最後の5回目の支出につきましては、委託契約書、完成通知書、検査調書、業務状況写真、引渡書を確認して支出しております。証拠書類としまして、現在会計課には支出決議票と請求書の原本のみが今保管されております。先ほどの地方自治法の第232条の4については、後で少し調べて答弁したいと思います。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

(休憩＝午後 5 時14分)

再開します。

(再開＝午後 5 時24分)

◎会計管理者（宮国高宣君）

先ほどはどうぞ失礼しました。地方自治法第232条の4の支出の方法ということでございますけど、議員おっしゃるとおりですね、会計管理者は、普通公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。政令と申しますのは、地方自治法施行令第160条の2、支出命令という形になっております。それに基づきまして、予算執行者は宮古島市会計規則第47条に基づき、支出の命令をします。これに基づき、関係書類も添付して会計課に送付します。その支出命令を受け、会計課では会計規則第62条第1項に基づいて審査をします。最後に、関係書類に基づいて支出の決定をするという一つの流れになります。

◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

重要施策及び重要事業計画に関することが政策調整会議の付議事項となったのはという質問でございました。庁議の付議事項の中でも、いわゆる重要な新規事業、その他重要な施策に関する事項というのがうたわれております。したがって、その今質問のあります重要施策、それから重要事業計画というのは、この付議事項第3条、いわゆる第6号で包含をしているということでございまして、それが抜け落ちているということではないというふうに考えております。

◎総務部長（村吉順栄君）

さきに申し上げたように、確かに議員おっしゃるように人事行政の運営等の状況の公表については地方公務員法の改正がございまして、任命権者は条例で定めるところにより運営の状況を報告しなければならないというふうに規定されております。ただ、これまで宮古島市においてはこの公表に関する条例がございませんでした。今回条例をお願いしているところであります。先ほども申し上げたように条例は制定されてはおりませんが、この公表する中身については、一部についてはこれまでも広報誌やマスコミ等を通して公表してまいっております。条例を制定していないことが即地方公務員法に違反するかどうかということがにわかには判断できません。

◎生活環境部長（平良哲則君）

ごみ焼却施設の酸性ガスの件ですが、これは業者を通して見積もりをとっているということでもあります。

◎観光商工局長（下地信男君）

熱帯植物園の遊歩道の亀裂ですけれども、その後すぐに市、設計業者、それから施工業者の3者で現場確認をしましたけれども、原因の特定に結びついておりません。それで、その原因の調査のためのボーリング調査は、設計業者がみずから提案をして行っているところであります。

それから、修復費用はやはり亀裂の原因が何であったかということによると思います。人為的なミスであれば、どこにその瑕疵があったかというところが原因を起こしたというんですかね、原因のもととなる部分が基本的には負担していくということになると思います。

◎國仲昌二君

それでは、再質問いたします。



まず、庁議についてといいますか、政策調整会議、この重要施策及び重要事業計画に関する事項、これは庁議のほうで審議するのは私は違うと思うんですね。庁議のほうは新規事業についてのものだと思うんですけども、この重要施策及び重要事業計画に関する事項というのがこの各部局の部局長が多く集まる庁議ではなくてですね、わずか8名、しかも半数の4名が課長級で構成する政策調整会議の付議事項となったことは、より民主的な組織決定の仕組みからトップダウン方式へ転換させたことで非常に課題があるのではないかと考えています。確かにトップダウン方式は合併前の町村部でなら効率的な部分があったかもしれませんが。合併前の町村部というのは、住民の流動化も少なく、共有する歴史観あるいは共通する慣習、地域風土、住民の価値観、そういうものが近いということがあり、首長によるトップダウン方式でも住民の価値観と乖離した政策、施策は少なく、逆にスピーディーに事業ができたかもしれません。ところが、それぞれが長い歴史の中で育んできた自治体が5市町村で合併して1つの自治体としてまとまって組織されるとなったら、住民や地域でさまざまな点で相違点が出てきます。さらに、市街地を形成する地域もかなり厳しいものがあり、島内外からの人の出入りが激しくて自治会組織の立ち上げも困難です。歴史観や価値観、そして住民ニーズも非常に多様化している、こんな自治体の中においては、やはりさまざまな分野の部局長が集い、それぞれの立場で意見を出し合っ議論できる庁議こそが、時間はかかるとしても庁内最高会議として重要施策及び重要事業計画に関する事項を扱う会議にふさわしい機関だと考えます。これについての見解を伺います。

さらに、少数で重要施策や事業計画を決定していくという仕組みは、別の弊害を生んでいるように感じます。それは、部課長たちが自分たちで判断しなくなったということではないかということです。その端的な例が今回問題となった情報開示請求の件です。どこに行っても庁議で決まったから出せない、上からの指示で出せないという返事でした。庁議では、資料をもらったんですけど、中身を検討してから出すようにという意味で言っているにもかかわらずです、これは副市長が議会でその文書開示についての説明した後も同じようなことが続いています。このことは、重要施策や事業計画についても言えるのではないのでしょうか。決めるのはどこかの会議であり、上のほうだから、自分たちで決めてもしょうがない、自分たちは決めない、そんなモチベーション、やる気の低下が多く多くの職員にあるのではないかと、こういった組織環境が次々と職員の不祥事を生み出しているのではないかと危惧するわけです。これについての見解をお伺いいたします。

次に、自衛隊配備についての再質問です。市長の答弁は、先日の上里樹議員の答弁にあったように、憲法の前文である国会における議会制民主主義を念頭に置いた答弁だと思いますけれども、私は国と地方公共団体では議会制民主主義の質が全く違うということを指摘したいと思います。まず、内閣総理大臣は、国民が直接選ぶことができません。国会にその選出を委ねています。しかし、地方自治体の首長、つまり県知事や市町村長は、住民が直接選挙で選びます。また、国民がだめな国会議員だと思ってもやめさせることはできませんし、国会を解散させる仕組みもありませんが、地方自治体は市民が首長を任期途中でやめさせる仕組みも議会を解散させる仕組みも、個々の議員をリコールすることもできるのです。さらに、こういう法律が必要だからといって国民が法案をつくって国会に提案するということはできませんが、地方自治体では市民がこういう条例が必要だが、市も議会も条例案を提案しそうにないので、市民が条例案をつくって直接議会に提案することもできます。国が無駄遣いをしていると国民が思ったからといって会

計検査院に強制的に検査させることはできませんが、市役所が無駄遣いをしていると市民が思ったら、住民監査請求をして市の監査委員に強制的に監査させることもできるのです。つまり国に対しては国民が法的権限を持って関与をすとか、国が決めたことを国民が強制的に変更させるとかの制度はありませんが、地方自治体はいざとなったらあるいは大事なことは住民が直接決定する仕組みがあり、これが地方自治制度なのです。国と地方は民主主義の質が全く違います。今回計画されている大規模な自衛隊配備案、宮古島の将来に大きくかかわる大事で重要なことであり、市長や議会だけで決めるのではなく、市民が議論して直接選択すべきものと考えます。ご見解をお伺いいたします。

次に、スポーツ観光交流拠点施設についてですけれども、そのコメントの説明がありましたけれども、これはこの施設のコメントとしてはちょっとピント外れのコメントではないかと思えます。これは、皆さんが必要性の根拠だとする悪天候によるビッグイベントの中止など、過去に例はほとんどないし、施設を利用するのもフットサルやゲートボールが中心だということから、現実的に見て利用する人が本当にいるのかと疑問を持たざるを得ない。このような施設を約44億円かけてつくって大丈夫なのかと多くの市民は危惧しているんです。黒字どころか、何に利用できるかわからないから、内部で検討委員会を設置したり、イベント誘致班なる組織を検討したりしているのではないですか。必要性があるから施設をつくるのであって、何に利用できるかわからないけど、先に施設をつくって何に利用できるか検討しようというのでは順番が逆だと思います。ご見解をお伺いいたします。

それから、オリンピックの合宿誘致についてですけれども、8月31日に庁舎内で検討委員会をつくって9月5日に要請したという答弁だったと思うんですけれども、これまず1つは合宿を誘致して会場はどこを考えているのか。先日の答弁では、総合体育館は新市建設計画で平成32年度をめどに計画していると。これオリンピックの年ですね。間に合いませんね、それで。それと、オリンピックの合宿に対応できる施設というのはどういう施設なのかという調査はしたのでしょうか。私は、以前東京のナショナルトレーニングセンターを視察したときに、説明を聞いて驚きました。直近の世界大会の開催地に合わせて、陸上用のタータンはその会場の同じものに張りかえるそうです。そして、床も空調も寝室の気圧も全て開催地に合わせて調整できるような施設になっているという説明でした。やはり国の威信をかけて世界大会に送り出すからには、それなりの施設を整備しているということですね。となると、キャンプを要請したキューバチームもそれなりの施設を要求するという事も予想されます。その場合の建設費用やその後の維持管理費についての検討はしたのでしょうか、お伺いいたします。

それから、不法投棄ごみ残存問題ですけれども、先ほど契約の中身については答えていただきませんが、本当に聞けば聞くほど疑問だらけです。見積書の出し方、設計書、入札、契約書、実際のごみの撤去量、支出方法、全て疑問だらけです。私が不思議なのが、なぜ今回の事業の一連の手続について平成24年度の一括交付金事業ですね、の手続を参考にしなかったのかということです。平成24年度の一括交付金事業も確かに指摘があるように日付などの資料の不備は多数見られます。しかし、一連の流れとして、その一括交付金事業はごみを撤去する費用の1日当たりの単価を見積もり、その単価による単価契約で撤去作業を終了までの日数で事業費が算出されるものです。仮に予算を超過するような場合はそこで終了するという計画になっております。これだと、ごみの残存量が把握できなくてもあるいは危険箇所撤去できない場合があっても、事業費の算出は合理的に説明できるはずです。なぜ同じ課で同じ事業を行った経

験があるのにこの契約書を参考にしなかったのか理解できません。理由が何かあるのでしょうか、お伺いいたします。

それともう一つ、ごみ残存量は3カ所で1,650トン見積もったということだということなんですけれども、このごみゼロ宣言を行ったときのごみ撤去量は1,090トンです。とすると、その時点でも560トンのごみは残っていたこととなりますが、なぜごみゼロ宣言ができたのか、お伺いいたします。

それから、会計のですね、支出の件ですけれども、これ説明があったように「政令で定めるところによる命令」というのは、地方自治法施行令第160条の2第1項第1号で「当該支出負担行為に係る債務が確定した時以後に行う命令」と定められています。その債務が確定したとき以後に地方公共団体の長が支出命令をしなければ支出することができないとあります。ということは、この債務が確定したときとはいつかということになるんですけれども、地方財務実務提要によると、一般論として言えば目的物の引き渡しを受けたときに債務の確定があったこととなります。この一般論というのは、支払いの特例として前金払いや部分払いなどがあることを考慮していると思われませんが、当該契約は支払いの特例はありません。そして、当該事業の引き渡しは平成27年3月25日です。つまり平成27年3月25日引き渡し以前に月決めで支払うことは、法令で定める債務が確定したとき以後ではなく、以前に払ったこととなります。これでは法律違反になりませんか、伺います。

答弁を聞いて再度登壇したいと思います。よろしく申し上げます。

#### ◎市長（下地敏彦君）

自衛隊に関してですね、結局住民投票をやるべきじゃないかという感じのご質問だったと思いますけど、それでいいですか。

（「住民投票も含めて市民の議論を」の声あり）

#### ◎市長（下地敏彦君）

はい。ですから、先ほどからお答えしているとおり、議会の場ですね、議員というのはやっぱりそれぞれの地域から選ばれた方なんで、それを地域の人たちの意見を集約して持ってきているという前提が議会制民主主義だというふうに思っています。さらに、国と地方との関係で言えばですね、国は日本国というものをどうして守るかという基本的な枠組みは国の専管事項であるというふうに思っています。国防とか外交の分野についてはですね、やはりそれが優先するというふうに考えております。

次に、バレーボールの誘致についてですけれどもね、どこで、どんな感じで、どれぐらい整備してというふうなことを今お聞きしていますけどもね、まだ来るか来ないかもわからない段階なんですよ。要請をしてこれからやるわけです。でも、バレーボールだけじゃないわけです。とりあえず私どもとしては宮古島でどうですかというふうなものを今言っている段階であって、ではこれだけの施設を準備してありますから来てくださいという段階ではないんです。誘致をする場合にですね、こういうふうなもの、施設も全部あります、器具もこれだけあります、だから来てくださいというふうなものでは今の段階はないというふうに思っておりまして、私どもとしては宮古島に来てもらうといいんですけれども、ある程度の見込みがあれば、じゃどんな感じのものが要るんですかねという向こうの意向もこれから聞いていくという形になりますから、現時点でそういうものもないのにというふうな言い方はちょっと言い過ぎだなというふうに思います。

◎副市長（長濱政治君）

いわゆる不法投棄ごみの問題で、平成24年度の一括交付金事業を参考にしなかったのかということでございます。一括交付金の場合には、調査設計業務というふうなのが入っております。この平成26年度の事業については、場所が危険ということでその調査をやっておりません。実際にそこにごみがどれだけあるのか、これはもう推定量でしかわからない。本当に危険でどこまでとれるかわからないというふうな状況。そしてまた、大型のクレーン、25トン、10トンとか、そういう類いのものを使わなければならない。しかもこれは月決め契約をやらんといけないとか、そういうふうなものがありまして、必ずしも一括交付金をストレートに提供できるということではなかったということだと思います。

それから、1,090トンまだ残っていたのにごみゼロ宣言したというふうな話ですけども、実際に業者からも、それから職員からも、あの友利の箇所を見てわかるとおり、あれはもう土砂で固まっているんですね。それで、完了検査のときには土砂で固まっている。業者からの報告では、これ以上もう手作業は無理であるということで、そしてまた危険であると。これ以上やると危険であるという話から、あそこはもう終了しているわけですね。ですから、そういうふうな終了したという報告が来たから、ごみゼロ宣言というふうなものをやったということでございます。

◎企画政策部長兼振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

トップダウン方式の弊害という質問がございました。庁議といたしますか、設置要綱を改訂した理由といたしますのは、いわゆる合併時に策定された設置要綱、これが大変曖昧なものであったと。例えば第1条に設置という規定がございます。これは、市政の円滑かつ能率的な運営を図るため、行政運営会議を設置する。行政運営会議とは何かという4つの種類の中に先ほどの庁議というものもございます。ただ、この庁議がですね、どういう役割をするのかということについては特に示してはございません。ただ、付議事項がですね、その他も含めて5項目あるという状況でございました。そこで、より庁議のですね、重要性を明確にするという意味から、まず設置、第1条ですね、本市の行政運営の基本方針、重要施策等を総合的視野から審議し、行政の適正な執行を図るとともに、市長に意見を具申するため、庁議を置くという明確化を図ったわけでございます。加えて、府議事項についても、改定前の要綱では先ほど申し上げましたその他を含めて5項目でございました。これをその他を含めて11項目に幅を広げて充実度を図ったということでございます。ですから、先ほど議員から指摘があるような重要施策及び重要事業計画に関する事項についても、第3条の中で重要な新規事業その他重要な施策に関する事項という規定でもって協議を図っているという状況でございます。庁議でもってこのような重要な施策、計画については、まさに議員のご指摘のとおり、全ての部局長がそろう庁議において協議を行い、市長に必要な具申をしているというような状況でございます。

次に、スポーツ観光交流拠点施設の補助金の返還についてでございます。基本計画では、運営費の収支が不足というふうに表示されているところです。そのため、収支の向上を図るためイベントの誘致を初め、施設利用を高める取り組みを今後積極的に展開していく考えでございます。結果として、収支の不足が解消されて黒字が発生し、返還の必要が生じれば、いわゆるそのネーミングライツなど、公共料金以外の収入は返還を求められれば応じなければならないというようなことを説明をしたものでございます。

◎会計管理者（宮国高宣君）

債務の確定の件でございます。本事業はですね、平成26年9月定例会の補正予算の中で予算は確定しております。10月30日をもって支出負担行為の決議を起しております。金額にして2,251万8,000円となっております。これを受けて、第43条においてされておまして、会計課支出の段階において、第62条におきまして支出負担行為の確認と、最終段階におきまして第62条第1項第3号におきまして支出負担行為が予算配当を超過していないことということも明記されております。それをもって債務の確定はしております。

◎**國仲昌二君**

私は、今の宮古島の行政の進め方にはスピード感よりも丁寧さが求められているのではないかなというふうに感じます。それから、不法投棄問題、答弁聞けば聞くほど疑問が生じます。事業の全容を解明し、市民に対する議会の説明責任を果たすためにも、百条委員会設置して全容解明に取り組むことを希望しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎**議長（眞榮城徳彦君）**

これで國仲間昌二君の質問は終了いたしました。

これをもちまして一般質問を終わります。

これで当局にかかわる日程は全て終わりましたので、当局の皆さんは退席をしてください。

休憩します。

(休憩＝午後5時55分)

(市長ほか、説明員、退席)

◎**議長（眞榮城徳彦君）**

再開します。

(再開＝午後5時55分)

休憩中にですね、日程第2と日程第3について調整したい旨の要望がありますので、15分ほど休憩します。

(休憩＝午後5時56分)

再開します。

(再開＝午後6時14分)

次に、日程第2、決議案第1号、不法投棄ごみ撤去委託事業に関する調査特別委員会の設置についてを議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎**新城元吉君**

決議案第1号、不法投棄ごみ撤去委託事業に関する調査特別委員会の設置について。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第1項の規定により本案を提出します。平成27年9月24日、宮古島市議会議長、眞榮城徳彦殿。提出者議員、新城元吉。賛成者議員、上里樹、國仲昌二、亀濱玲子、新里聰、下地智、山里雅彦、池間豊、前里光恵。

提案理由。不法投棄ごみ撤去委託事業に関し、さまざまな疑義が生じている。参考人等を招致しての調査が必要であることから、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を委任した特別委員会を設置する。

## 不法投棄ごみ撤去委託事業に関する調査特別委員会の設置について

### 1. 調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

#### (1) 不法投棄ごみ撤去委託事業に関する事項

### 2. 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第6条の規定により委員10人からなる不法投棄ごみ撤去委託事業に関する調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

### 3. 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

### 4. 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる調査について次期12月定例会までとし、閉会中もお調査を行うことができる。

### 5. 調査経費

本調査に要する経費は、30万円以内とする。

## ◎議長（眞榮城徳彦君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

## ◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

## ◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

日程第2、決議案第1号、不法投棄ごみ撤去委託事業に関する調査特別委員会の設置についてに対する討論の発言を許します。

## ◎平良敏夫君

決議案第1号、不法投棄ごみ撤去委託事業に関する調査特別委員会の設置についてに反対討論をしたいと思います。

調査特別委員会の設置は賛成ですが、100条委員会ではなく地方自治法第109条の調査特別委員会設置で対応するべきだと考えます。調査特別委員会で調査して、もし法に触れるような疑惑や問題があれば、そ

の場合は司法に任せる流れがいいかと思います。そういう観点から反対したいと思います。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに討論はありませんか。

◎亀濱玲子君

決議案第1号、不法投棄ごみ撤去委託事業に関する調査特別委員会の設置について賛成の立場から討論させていただきます。

今反対討論がありましたけれども、当然調べていく中で司直の手に委ねる必要がある場合は、それはそういう結論が出るでしょう。しかしながら、今議会でも一生懸命皆さん聞いてくださっていますけれども、その資料は一定程度出ているというふうに思っています。ですけど、これからあと何が必要かという、それにかかわった人たちの証人、あるいは参考人を招致して、はっきりと事実関係を全容解明することなしにはこの問題は深いところにたどり着かない、本質にはたどり着かないと思っています。なので、100条という権限を付して、そして第98条の1項ですね、これは監査委員会を呼ぶことができるという、これもあえて付して、そして全容解明をすることが今の市民の負託を得た議会の役割だと思います。その観点から賛成の討論といたします。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより決議案第1号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

◎議長（眞榮城徳彦君）

挙手少数であります。

よって、決議案第1号は否決されました。

次に、日程第3、決議案第2号、不法投棄ごみ残存問題調査特別委員会の設置についてを議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎平良 隆君

決議案第2号、不法投棄ごみ残存問題調査特別委員会の設置について。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第1項の規定により本案を提出します。平成27年9月24日、宮古島市議会議長、眞榮城徳彦殿。提出者議員、平良隆。賛成者議員、佐久本洋介、平良敏夫、上地廣敏、仲間則人、高吉幸光、濱元雅浩、棚原芳樹、下地明、下地勇徳、嵩原弘、西里芳明、富永元順、垣花健志。

提案理由。不法投棄ごみ残存問題に関し、これまでに多くの疑義が生じている。調査が必要であり、特別委員会を設置する。

## 不法投棄ごみ残存問題調査特別委員会の設置について

### 1. 調査事項

本議会は、次の事項について調査するものとする。

#### (1) 不法投棄ごみ残存問題に関する事項

### 2. 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第6条の規定により委員10人からなる不法投棄ごみ残存問題調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

### 3. 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる調査について次期12月定例会までとし、閉会中もなお調査を行うことができる。

### 4. 調査経費

本調査に要する経費は、30万円以内とする。

#### ◎議長（眞榮城徳彦君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

#### ◎亀濱玲子君

提案者にちょっと質疑をさせていただきます。

この調査事項がですね、不法投棄ごみ残存問題に関するというふうに限定されています。なので、この残存問題というのはいくらまでを範囲として皆さんは調査の対象とされているのかをお聞かせください。

#### ◎平良 隆君

この問題についてはですね、議会でもいろんな方々からいろいろと質問されております。残存という問題というよりもですね、やはりこの不法投棄ごみ問題で今問題になっているのはですね、公文書偽造、データの改ざん、ごみ処理場に対する水増し関係、また会計処理等が適正じゃないというような、いろんな方々の意見が来ております。なぜ我々がですね、調査特別委員会がいいと言ったのは、やはりこれ地方公共団体の事務に関することなんですよ。これだったら、最初はこの調査特別委員会です、調査したほうがいいんじゃないかという我々14名の議員の一致した考えです、今回調査特別委員会をですね、設置すると案を出したわけでございます。

#### ◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

#### ◎新城元吉君

この調査特別委員会の調査事項に不法投棄残存問題に関する事項と。今当局はね、県と調査によって114トンの残存ごみが確認されたと。残存ごみという用語を使っているんです。これももともとはずっと、補正予算にもあったようにね、不法投棄ごみ処理事業に関する委託事業だから、やっぱり名称は残存ごみじゃなくてやっぱり不法投棄ごみとしてもいいんじゃないかと思うんですけど、わざわざ残存ごみという事業名を使ったのはどういうことかということをお答えしてください。



◎平良 隆君

下地敏彦市長が不法投棄ごみゼロ宣言をいたしましたよね。しかし、その後これが処理されていないというようなことが問題になって、それを今議員の中からもいろいろと当局に対してですね、質疑、質問がなされているんですよ。問題は、この残存ごみから始まった問題なんです、これは。だけでも、残存ごみが幾らというのは当局答弁で134トンだということになっておりますよね。そういったのがあって我々の特別委員会の設置の目的です。

◎新里 聰君

説明の意味がちょっとわからないから、もう少し教えてください。要するに今回問題となっているのはごみの撤去委託事業。ごみの撤去委託事業の中身がおかしいよと。委託事業の中身において、詐欺だと思われる部分があったり、あるいは書類を改ざんしたという部分があったりということで、この委託事業というものを調査をしたい、それでもって特別委員会をつくりたいということだというふうに理解しているんですけども、今の説明だと、残存ごみだという形でいくとちょっと特別委員会をつくった後の調査する中身が大分変わってくるのかなと思うんですけども、再度説明していただけますか。

◎平良 隆君

そもそもですね、この問題は、皆さんご承知のとおりごみゼロ宣言したんだけど、ごみが残っているということから始まった問題なんですよ。それで、ただ残存ごみについてという書き方をしても、向こうは先ほど言ったとおり同時に公文書偽造、データの改ざん、ごみ処理量に対する水増しとか書いて、そういうことを上げているんですよ。何も矛盾していないですよ、これは。

◎新里 聰君

文章は何であれ、今提出者の平良隆議員から説明がありましたんで、要するに中身は文書の改ざんがあったとか、そういったものを調査するんだということだというふうに理解できましたんで。

◎議長（眞栄城徳彦君）

大枠ではそうだと思います。何も残存問題だけを調査する特別委員会ではないと私も思っています。質疑はよろしいですか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（眞栄城徳彦君）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞栄城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

日程第3、決議案第2号、不法投棄ごみ残存問題調査特別委員会の設置についてに対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

(「議長」の声あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

亀濱玲子議員、何でしょう。

◎亀濱玲子君

挙手する、挙手しないということをちょっと調整できなかったもので、少し、1分ほど時間を下さい。

◎議長(眞榮城徳彦君)

わかりました。多少調整に時間を要するというので、一、二分時間を下さいということなので、それを認めます。

休憩します。

(休憩＝午後6時33分)

再開します。

(再開＝午後6時34分)

これより決議案第2号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(眞榮城徳彦君)

挙手多数であります。

よって、決議案第2号は可決されました。

本日の日程は、これで全部終了いたしました。

よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

(散会＝午後6時34分)

平成 27 年

# 第 6 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

9 月 25 日 (金) 最終日

(委員長報告、質疑、討論、表決)

平成27年第6回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第8号

平成27年9月25日（金）午前10時開議

- 日程第1 議案第94号 宮古島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について  
(委員長報告)
- 〃 第2 〃 第95号 宮古島市個人情報保護条例の一部を改正する条例 (〃)
- 〃 第3 〃 第96号 宮古島市手数料条例の一部を改正する条例 (〃)
- 〃 第4 〃 第97号 宮古島市総合交流ターミナル条例の一部を改正する条例 (〃)
- 〃 第5 〃 第85号 平成27年度宮古島市一般会計補正予算(第5号) (〃)
- 〃 第6 〃 第86号 平成27年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)  
(〃)
- 〃 第7 〃 第87号 平成27年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第1号)  
(〃)
- 〃 第8 〃 第88号 平成27年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)  
(〃)
- 〃 第9 〃 第89号 平成27年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)  
(〃)
- 〃 第10 〃 第90号 平成27年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第2号)  
(〃)
- 〃 第11 〃 第91号 平成27年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
(〃)
- 〃 第12 〃 第92号 平成27年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計補正予算  
(第1号) (〃)
- 〃 第13 〃 第93号 平成27年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)  
(〃)
- 〃 第14 〃 第98号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画(総合整備  
計画)の変更について (〃)
- 〃 第15 〃 第99号 財産の取得について (〃)
- 〃 第16 〃 第100号 字の区域の変更について (〃)
- 〃 第17 〃 第101号 字の区域の変更について (〃)
- 〃 第18 〃 第102号 平成26年度宮古島市水道事業会計利益の処分について (〃)
- 〃 第19 認定第1号 平成26年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について  
(〃)
- 〃 第20 〃 第2号 平成26年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて (〃)

日程第 2 1	認定第 3 号	平成 2 6 年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について (委員長報告)
〃 第 2 2	〃 第 4 号	平成 2 6 年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について ( 〃 )
〃 第 2 3	〃 第 5 号	平成 2 6 年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について ( 〃 )
〃 第 2 4	〃 第 6 号	平成 2 6 年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について ( 〃 )
〃 第 2 5	〃 第 7 号	平成 2 6 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について ( 〃 )
〃 第 2 6	〃 第 8 号	平成 2 6 年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について ( 〃 )
〃 第 2 7	〃 第 9 号	平成 2 6 年度宮古島市平良字久貝財産区特別会計歳入歳出決算認定について ( 〃 )
〃 第 2 8	〃 第 1 0 号	平成 2 6 年度宮古島市平良字松原財産区特別会計歳入歳出決算認定について ( 〃 )
〃 第 2 9	〃 第 1 1 号	平成 2 6 年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について ( 〃 )
〃 第 3 0	〃 第 1 2 号	平成 2 6 年度宮古島市水道事業会計決算認定について ( 〃 )
〃 第 3 1	陳情書第 1 2 号	県産品の優先使用について (要請) ( 〃 )
〃 第 3 2	〃 第 1 4 号	“マイナンバー法”に反対する「陳情書」 ( 〃 )
〃 第 3 3	〃 第 1 5 号	「若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書」採択に関する陳情 ( 〃 )
〃 第 3 4	〃 第 1 6 号	「30人以下学級」早期完全実現に関する陳情 ( 〃 )
〃 第 3 5	〃 第 1 7 号	「幼稚園・就学前教育」義務教育化・無償化に関する陳情 ( 〃 )
〃 第 3 6	〃 第 1 8 号	「労働安全衛生委員会」の設置を進め、学校労働環境の改善を求める陳情 ( 〃 )
〃 第 3 7	〃 第 2 0 号	住民合意のない「学校統廃合」に反対する陳情 ( 〃 )
〃 第 3 8	〃 第 2 1 号	幼稚園の教育条件・労働条件の改善を求める陳情 ( 〃 )
〃 第 3 9	〃 第 2 2 号	宮古島への陸上自衛隊配備及び新たな軍備の増強に反対する陳情 ( 〃 )
〃 第 4 0	〃 第 2 3 号	市道認定道路の道路照明灯管理移管について (要請書) ( 〃 )
〃 第 4 1	〃 第 2 4 号	2015年10月通知、2016年1月運用開始予定の「マイナンバー制度」による混乱とリスクを避けるため、実施には慎重に対応するよう国に働きかける意見書提出を求める陳情 ( 〃 )

- 日程第 4 2 陳情書第 1 1 号 「安全保障関連法案の廃案を求める意見書」採択のための陳情  
(委員長報告)
- 〃 第 4 3 〃 第 1 3 号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情  
( 〃 )
- 〃 第 4 4 〃 第 1 9 号 学校における「集団フッ化物洗口導入」に反対する陳情 ( 〃 )
- 〃 第 4 5 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (市長提出)
- 〃 第 4 6 〃 第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて ( 〃 )
- 〃 第 4 7 〃 第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて ( 〃 )
- 〃 第 4 8 〃 第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて ( 〃 )
- 〃 第 4 9 決議案第 3 号 県産品及び地元産品愛用宣言決議 (経済工務委員会提出)
- 〃 第 5 0 指名第 2 号 不法投棄ごみ残存問題調査特別委員会委員の選任について  
～ 休 憩 (委員会構成) ～
- 〃 第 5 1 派遣第 2 号 議員の派遣について

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成27年9月25日

宮古島市議会  
議長 眞榮城 徳彦 殿

総務財政委員会  
委員長 嵩原 弘

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案 第85号	平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）	原案可決
議案 第92号	平成27年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計補正予算（第1号）	〃
議案 第94号	宮古島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について	〃
議案 第95号	宮古島市個人情報保護条例の一部を改正する条例	〃
議案 第98号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について	〃
議案 第99号	財産の取得について	〃
認定 第1号	平成26年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について	不認定
認定 第8号	平成26年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
認定 第9号	平成26年度宮古島市平良字久貝財産区特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定 第10号	平成26年度宮古島市平良字松原財産区特別会計歳入歳出決算認定について	〃

◎不認定の理由

認定第1号については、歳出の4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費中、不法投棄・散乱ごみ監視事業の「委託料2,376万円の予算執行について、予算化、工事請負、支払いまでの過程において疑義が多く、これらが明らかにされていない中で、認定はできない」との反対意見があり、全会一致で不認定と決した。



平成27年9月25日

宮古島市議会  
議長 眞榮城 徳彦 殿

総務財政委員会  
委員長 嵩原 弘

### 陳情書審査結果報告書

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

#### 記

議案番号	件名	結果	措置
陳情書 第14号	“マイナンバー法”に反対する「陳情書」	不採択とすべきもの	
陳情書 第22号	宮古島への陸上自衛隊配備及び新たな軍備の増強に反対する陳情	〃	
陳情書 第24号	2015年10月通知、2016年1月運用開始予定の「マイナンバー制度」による混乱とリスクを避けるため、実施には慎重に対応するよう国に働きかける意見書提出を求める陳情	〃	

#### ◎不採択の理由

陳情書第14号については、「市民や国民の理解が進んでいないというが、行政がしっかりと対応していくと考えており、マイナンバー制度が徴兵制につながるというのは飛躍した考えである」との反対意見と「年金の個人情報漏えい問題があったが、沖縄県は特に多く流出したように、国民の多くがマイナンバー制度に不安を感じている」との賛成意見があった。採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決した。

陳情書第22号については、「同様の陳情が以前にも提出され、継続も含め審査され、結論は出ていると考えている」との反対意見と「自衛隊配備問題が具体的にクローズアップされることによって配備に対する不安や反対、こういう考えを持つ宮古島市民の大きな声である」との賛成意見があった。採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決した。

陳情書第24号については、「マイナンバー制度は行政の事務の効率化を図ることが大前提であり、諸々の手続きが簡便化される」との反対意見と「マイナンバー制度施行に伴い、どのようなことが起きるのかわからない部分が多く国民の不安がある。ある調査ではマイナンバー制度を知らないという国民が多数いる」

との賛成意見があった。採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決した。

平成27年9月25日

宮古島市議会  
議長 眞榮城 徳彦 殿

総務財政委員会  
委員長 嵩原 弘

閉会中、継続審査の申し出について

本委員会は、下記の事件について、閉会中もお審査を要するものと決定したので、会議規則第110条の規定により申し出ます。

記

1. 件名

議案番号	件名
陳情書 第11号	「安全保障関連法案の廃案を求める意見書」採択のための陳情
陳情書 第13号	外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情

2. 理由

陳情書第11号、陳情書第13号については、慎重審査を要するので閉会中の継続審査とされたいとの意見があり、継続審査について諮ったところ、採決の結果、賛成多数で継続審査と決した。

平成27年9月25日

宮古島市議会  
議長 眞榮城 徳彦 殿

文教社会委員会  
委員長 垣 花 健 志

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案 第86号	平成27年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案 第90号	平成27年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
議案 第91号	平成27年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
議案 第96号	宮古島市手数料条例の一部を改正する条例	〃
認定 第2号	平成26年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定
認定 第6号	平成26年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定 第7号	平成26年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃

◎議案第96号

議案第96号については、「マイナンバー制度の導入に伴う条例改正であり、制度の導入には、国民の収入財産の把握によって社会保障給付の削減や保険料徴収を強化する狙いがあり、個人情報の漏洩の危険性、犯罪に利用される不安が大きく、現在のシステムを活用し、効率化適正化を図るべき」との反対意見と、「マイナンバー制度の導入後に手数料条例の改正がされていなければ市民生活に支障がある」との賛成意見があ

った。採決の結果、賛成多数で、原案可決された。

平成27年9月25日

宮古島市議会  
議長 眞栄城 徳彦 殿

文教社会委員会  
委員長 垣 花 健 志

### 陳情書審査結果報告書

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

#### 記

議案番号	件名	結果	措置
陳情書 第15号	「若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書」採択に関する陳情	不採択とすべきもの	
陳情書 第16号	「30人以下学級」早期完全実現に関する陳情	採択すべきもの	
陳情書 第17号	「幼稚園・就学前教育」義務教育化・無償化に関する陳情	〃	
陳情書 第18号	「労働安全衛生委員会」の設置を進め、学校労働環境の改善を求める陳情	〃	
陳情書 第20号	住民合意のない「学校統廃合」に反対する陳情	不採択とすべきもの	
陳情書 第21号	幼稚園の教育条件・労働条件の改善を求める陳情	採択すべきもの	

#### ◎採択の理由

陳情書第16号、陳情書第17号、陳情書第18号、陳情書第21号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

#### ◎不採択の理由

陳情書第15号については、「年金制度の財源を大きく占めているのは消費税であり、毎年増加していく社会保障費の財源を消費税から求めないとすると、現在の制度そのものが崩壊する。法人も税負担はしてお

り、また国防のためには軍事費も必要である」との反対意見と「年金制度が危機状態に陥ったのは運営の方法にも原因があり、所得の低い人ほど負担の重い消費税ではなく大企業や富裕層から税負担を求め、全額国庫負担による最低補償年金制度を一日も早く実現することを、全国に比べ支給額の低い沖縄県の地方議会から声を上げていくべき」との賛成意見があった。採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決した。

陳情書第20号については、「子どもは適正規模の学校で学ぶことが必要、過疎化は学校統廃合だけが問題ではない」との反対意見と「学校統廃合はまちづくりに大きく影響する、限界集落では廃校により過疎化は加速する。また、学校は防災拠点、地域コミュニティの場である。住民の意思に沿った考えを大事にしていくべき」との賛成意見があった。採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決した。

平成27年9月25日

宮古島市議会  
議長 眞榮城 徳彦 殿

文教社会委員会  
委員長 垣 花 健 志

閉会中、継続審査の申し出について

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第110条の規定により申し出ます。

記

1. 件 名

議案番号	件 名
陳情書 第19号	学校における「集団フッ化物洗口導入」に反対する陳情

2. 理 由

陳情書第19号については、閉会中も慎重審査を要する。



平成27年9月25日

宮古島市議会  
議長 眞榮城 徳彦 殿

経済工務委員会  
委員長 仲間 則人

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案 第87号	平成27年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案 第88号	平成27年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	〃
議案 第89号	平成27年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃
議案 第93号	平成27年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	〃
議案 第97号	宮古島市総合交流ターミナル条例の一部を改正する条例	〃
議案 第100号	字の区域の変更について	〃
議案 第101号	字の区域の変更について	〃
議案 第102号	平成26年度宮古島市水道事業会計利益の処分について	〃
認定 第3号	平成26年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
認定 第4号	平成26年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃

議案番号	件名	結果
認定 第 5 号	平成 2 6 年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定
認定 第 1 1 号	平成 2 6 年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定 第 1 2 号	平成 2 6 年度宮古島市水道事業会計決算認定について	〃

平成27年9月25日

宮古島市議会  
議長 眞榮城 徳彦 殿

経済工務委員会  
委員長 仲間 則人

### 陳情書審査結果報告書

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

#### 記

議案番号	件名	結果	措置
陳情書 第12号	県産品の優先使用について（要請）	採択すべき もの	
陳情書 第23号	市道認定道路の道路照明灯管理移管について（要請書）	〃	

#### ◎採択の理由

陳情書第12号、陳情書第23号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

#### ◎意見

陳情書第23号については、城辺地区の市道の街灯における電気料金を含めた維持管理費は市が負担してほしい旨の陳情となっているが、城辺地区のみならず宮古島市全地区の市道の街灯の電気料金を含めた維持管理費は市が負担すること。

平成27年第6回宮古島市議会定例会（9月）会議録

平成27年9月25日

（開議＝午前10時28分）

◎出席議員（26名）

（閉会＝午後零時07分）

議長（4番）	眞榮城 徳彦 君	議員（13番）	高吉 幸光 君
副議長（17〃）	佐久本 洋介 〃	〃（14〃）	富永 元順 〃
議員（1〃）	濱元 雅浩 〃	〃（15〃）	新城 元吉 〃
〃（2〃）	平良 敏夫 〃	〃（16〃）	亀濱 玲子 〃
〃（3〃）	下地 勇徳 〃	〃（18〃）	下地 明 〃
〃（5〃）	栗国 恒広 〃	〃（19〃）	垣花 健志 〃
〃（6〃）	仲間 頼信 〃	〃（20〃）	棚原 芳樹 〃
〃（7〃）	國仲 昌二 〃	〃（21〃）	平良 隆 〃
〃（8〃）	上里 樹 〃	〃（22〃）	前里 光恵 〃
〃（9〃）	上地 廣敏 〃	〃（23〃）	山里 雅彦 〃
〃（10〃）	嵩原 弘 〃	〃（24〃）	池間 豊 〃
〃（11〃）	仲間 則人 〃	〃（25〃）	下地 智 〃
〃（12〃）	西里 芳明 〃	〃（26〃）	新里 聰 〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	下地 敏彦 君	総務部長	村吉 順栄 君
企画政策部長兼振興 開発プロジェクト局長	友利 克 〃	教育長	宮國 博 〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	上地 栄作 君	議事係長	仲間 清人 君
次長補佐	友利 毅彦 〃	議事係	下地 茜 〃

平成27年第6回宮古島市議会定例会（9月）諸般の報告書

平成27年9月25日（金）

9月24日	<p>本会議散会后、全員協議会が開催され、「不法投棄ごみ残存問題調査特別委員会委員の選任について」の取り扱いが協議された。</p> <p>協議の結果、本日9月25日の最終本会議で議長において佐久本洋介君ほか9人の委員を指名することと決した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
-------	---

◎議長（眞榮城徳彦君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時28分）

本日の出席議員は、26名で全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第8号のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（上地栄作君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

9月24日、本会議散会后、全員協議会が開催され、不法投棄ごみ残存問題調査特別委員会委員の選任についての取り扱いが協議されました。

協議の結果、本日の最終本会議で議長において佐久本洋介君外9人を指名することと決しました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長（眞榮城徳彦君）

この際、日程第1、議案第94号から日程第44、陳情書第19号までの計44件を一括議題とし、各所管委員長から審査結果報告を求めます。

◎総務財政委員会委員長（嵩原 弘君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、眞榮城徳彦殿。総務財政委員会委員長、嵩原弘。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第85号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）、原案可決。

議案第92号、平成27年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第94号、宮古島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、原案可決。

議案第95号、宮古島市個人情報保護条例の一部を改正する条例、原案可決。

議案第98号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について、原案可決。

議案第99号、財産の取得について、原案可決。

認定第1号、平成26年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について、不認定。

認定第8号、平成26年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第9号、平成26年度宮古島市平良字久貝財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第10号、平成26年度宮古島市平良字松原財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

不認定の理由。認定第1号については、歳出の4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費中、不法投棄・散乱ごみ監視事業の「委託料2,376万円の予算執行について、予算化、工事請負、支払いまでの過程において疑義が多く、これらが明らかにされていない中で、認定はできない」との反対意見があり、全会

一致で不認定と決した。

陳情書審査結果報告書。

宮古島市議会議長、眞榮城徳彦殿。総務財政委員会委員長、嵩原弘。

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

陳情書第14号、「マイナンバー法」に反対する「陳情書」、不採択とすべきもの。

陳情書第22号、宮古島への陸上自衛隊配備及び新たな軍備の増強に反対する陳情、不採択とすべきもの。

陳情書第24号、2015年10月通知、2016年1月運用開始予定の「マイナンバー制度」による混乱とリスクを避けるため、実施には慎重に対応するよう国に働きかける意見書提出を求める陳情、不採択とすべきもの。

不採択の理由。陳情書第14号については、「市民や国民の理解が進んでいないというが、行政がしっかりと対応していくと考えており、マイナンバー制度が徴兵制につながるというのは飛躍した考えである」との反対意見と「年金の個人情報漏えい問題があったが、沖縄県は特に多く流出したように、国民の多くがマイナンバー制度に不安を感じている」との賛成意見があった。採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決した。

陳情書第22号については、「同様の陳情が以前にも提出され、継続も含め審査され、結論は出ていると考えている」との反対意見と「自衛隊配備問題が具体的にクローズアップされることによって配備に対する不安や反対、こういう考えを持つ宮古島市民の大きな声である」との賛成意見があった。採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決した。

陳情書第24号については、「マイナンバー制度は行政の事務の効率化を図ることが大前提であり、諸々の手続きが簡便化される」との反対意見と「マイナンバー制度施行に伴い、どのようなことが起きるのかわからない部分が多く国民の不安がある。ある調査ではマイナンバー制度を知らないという国民が多数いる」との賛成意見があった。採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決した。

閉会中、継続審査の申し出について。

宮古島市議会議長、眞榮城徳彦殿。総務財政委員会委員長、嵩原弘。

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第110条の規定により申し出ます。

陳情書第11号、「安全保障関連法案の廃案を求める意見書」採択のための陳情。

陳情書第13号、外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情。

理由。陳情書第11号、陳情書第13号については、慎重審査を要するので閉会中の継続審査とされたいとの意見があり、継続審査について諮ったところ、採決の結果、賛成多数で継続審査と決した。

#### ◎文教社会委員会委員長（垣花健志君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、眞榮城徳彦殿。文教社会委員会委員長、垣花健志。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第86号、平成27年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第90号、平成27年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第91号、平成27年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第96号、宮古島市手数料条例の一部を改正する条例、原案可決。

認定第2号、平成26年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第6号、平成26年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第7号、平成26年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第96号。議案第96号については、「マイナンバー制度の導入に伴う条例改正であり、制度の導入には、国民の収入財産の把握によって社会保障給付の削減や保険料徴収を強化する狙いがあり、個人情報の漏洩の危険性、犯罪に利用される不安が大きく、現在のシステムを活用し、効率化適正化を図るべき」との反対意見と、「マイナンバー制度の導入後に手数料条例の改正がされていなければ市民生活に支障がある」との賛成意見があった。採決の結果、賛成多数で、原案可決された。

陳情書審査結果報告書。

宮古島市議会議長、眞榮城徳彦殿。文教社会委員会委員長、垣花健志。

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

陳情書第15号、「若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書」採択に関する陳情、不採択とすべきもの。

陳情書第16号、「30人以下学級」早期完全実現に関する陳情、採択すべきもの。

陳情書第17号、「幼稚園・就学前教育」義務教育化・無償化に関する陳情、採択すべきもの。

陳情書第18号、「労働安全衛生委員会」の設置を進め、学校労働環境の改善を求める陳情、採択すべきもの。

陳情書第20号、住民合意のない「学校統廃合」に反対する陳情、不採択とすべきもの。

陳情書第21号、幼稚園の教育条件・労働条件の改善を求める陳情、採択すべきもの。

採択の理由。陳情書第16号、陳情書第17号、陳情書第18号、陳情書第21号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

不採択の理由。陳情書第15号については、「年金制度の財源を大きく占めているのは消費税であり、毎年増加していく社会保障費の財源を消費税から求めないとすると、現在の制度そのものが崩壊する。法人も税負担はしており、また国防のためには軍事費も必要である」との反対意見と「年金制度が危機状態に陥ったのは運営の方法にも原因があり、所得の低い人ほど負担の重い消費税ではなく大企業や富裕層から税負担を求め、全額国庫負担による最低補償年金制度を一日も早く実現することを、全国に比べ支給額の低い沖縄県の地方議会から声を上げていくべき」との賛成意見があった。採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決した。

陳情書第20号については、「子どもは適正規模の学校で学ぶことが必要、過疎化は学校統廃合だけが問題ではない」との反対意見と「学校統廃合はまちづくりに大きく影響する、限界集落では廃校により過疎化は加速する。また、学校は防災拠点、地域コミュニティの場である。住民の意思に沿った考えを大事に



していくべき」との賛成意見があった。採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決した。

閉会中、継続審査の申し出について。

宮古島市議会議長、眞榮城徳彦殿。文教社会委員会委員長、垣花健志。

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第110条の規定により申し出ます。

陳情書第19号、学校における「集団フッ化物洗口導入」に反対する陳情。

理由。陳情書第19号については、閉会中も慎重審査を要する。

#### ◎経済工務委員会委員長（仲間則人君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、眞榮城徳彦殿。経済工務委員会委員長、仲間則人。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第87号、平成27年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第88号、平成27年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第89号、平成27年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第93号、平成27年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第97号、宮古島市総合交流ターミナル条例の一部を改正する条例、原案可決。

議案第100号、字の区域の変更について、原案可決。

議案第101号、字の区域の変更について、原案可決。

議案第102号、平成26年度宮古島市水道事業会計利益の処分について、原案可決。

認定第3号、平成26年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第4号、平成26年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第5号、平成26年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第11号、平成26年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第12号、平成26年度宮古島市水道事業会計決算認定について、認定。

陳情書審査結果報告書。

宮古島市議会議長、眞榮城徳彦殿。経済工務委員会委員長、仲間則人。

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

陳情書第12号、県産品の優先使用について（要請）、採択すべきもの。

陳情書第23号、市道認定道路の道路照明灯管理移管について（要請書）、採択すべきもの。

採択の理由。陳情書第12号、陳情書第23号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

意見。陳情書第23号については、城辺地区の市道の街灯における電気料金を含めた維持管理費は市が負担してほしい旨の陳情となっているが、城辺地区のみならず宮古島市全地区の市道の街灯の電気料金を含めた維持管理費は市が負担すること。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎亀濱玲子君

総務財政委員長にちょっとお伺いいたしますが、議案第95号、宮古島市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてですけれども、これについてどのような実施したときの問題があるかということについての議論はどういう意見が出たかということ、今報告のほかにもしあるようでしたらお願いします。

次にですね、陳情書第22号ですね。陳情書第22号は、宮古島への陸上自衛隊配備及び新たな軍備の増強に反対する陳情、これ不採択とすべきものというふうになっていますけれども、この不採択の理由にですね、同様の陳情が以前にも出されたというふうに書かれておりますけれども、この出された趣旨を、例えば新たな増強というふうに書かれていますから、当初自衛隊は来ると言っていた規模よりも内容も大いにこれが膨らんでいっている危険性というのはやっぱりあるかと思うんですけど、その当初の予定から内容が変わっていっていることへの議論というものがその中ではされたかというのをひとつお答えいただきたいと思います。

続いて、陳情書第24号、2015年10月通知、2016年1月運用開始予定の「マイナンバー制度」による混乱とリスクを避けるため、実施には慎重に対応するよう国に働きかける意見書提出を求める陳情なんですけれども、これも不採択とすべきものというふうに結果が出ていますけれども、これについていうと同じように陳情書第14号、“マイナンバー法”に反対する「陳情書」も出ているんですね、マイナンバーのものが。ですけど、これは反対する陳情と陳情書第14号はなっていますけど、陳情書第24号はですね、これはもう目の前に迫っている運用について混乱とリスクを避けるための実施に慎重に対応するよう国に働きかける意見書ですので、これについても何か不採択とすべきものというふうになっていることが少し私はちょっとあれっと思ったので、ここでその内容が十分、それぞれですよ。その陳情書第14号は陳情書第14号として、陳情書第24号は陳情書第24号として別の目的を持った陳情だというふうに思うんですが、これについての議論がどういうふうにされたかということをもう少し具体的に聞かせていただけたらありがたいです。よろしくお伺いいたします。

（「ちょっと確認したいので、休憩してください」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時50分）

再開します。

（再開＝午前10時51分）

◎総務財政委員会委員長（嵩原 弘君）

まず、議案第95号、宮古島市個人情報保護条例の一部を改正する条例の質疑にお答えしたいと思います。どのように議論があったかということは先ほど確認しましたが、どんな意見があったかということで

説明したいと思います。この宮古島市個人情報保護条例の一部を改正する条例に対する意見はですね、これまでの個人情報保護条例との違いはどのようなものなのですかというものなどがありました。そしてまた、第33条の3、利用停止請求の利用停止ができる理由というのはどのようなものなのかですかね、写真の有効期限はあるのかという、お互い年は重ねていくわけですから、顔形も変わってくると思いますけど、そういった中で説明では大人で有効期限は10年、子供で5年というのが当局からの説明でありました。

続きましては、陳情書に対する質疑にお答えしたいと思います。陳情書第14号、「マイナンバー法」に反対する「陳情書」への意見はですね、四、五点ありましたが、国民の多くがマイナンバー制度に不安を感じているという意見。また、国が個人情報を管理して個人情報が流失した場合、大変な問題になるのではないかというご意見とかですね。また、アメリカでは成り済まし事件などが起きているとの声もあり、不安があるという意見。もう一つは、国民の理解が進んでいないと言うが、行政がしっかり対応するという意見ですね。あと、マイナンバー制度が徴兵制度につながるという意見は、飛躍した考えであるという意見もありました。

同じく今度陳情書第24号、2015年10月通知、2016年1月運用開始予定の「マイナンバー制度」による混乱とリスクを避けるため、実施には慎重に対応するよう国に働きかける意見書提出を求める陳情に対する意見としましては、同じくマイナンバーに関連するものでありますが、まず意見としましては、この陳情書第24号は実施に慎重に対応するよう国に働きかけてもらいたいという意見書を提出してもらいたいという陳情書でありました。その中では制度の実施を慎重にしてほしいという内容なので、認めてもいいのではないかというご意見。また、マイナンバー制度自体を知らない人も多いので、採択すべきのご意見ですね。それに対してまた、この制度により事務の効率化が図られ、もろもろの手續が簡便化されると思うというご意見。そして、マイナンバー制度の施行は既に法律で決まっているので、採択は難しいのではないかというご意見などがありました。

続いて、陳情書第22号、宮古島への陸上自衛隊配備及び新たな軍備の増強に反対する陳情に対する意見はですね、まず四、五点ほど意見が出ました。この陳情書の内容に賛成の市民は数多くいるというご意見。また、配備に反対する不安や反対の市民の声があるというご意見。あと、自衛隊の配備の候補地が水道水源保護指定地域であり、汚染が心配とのことだが、国が法令を守りながら進めていくというご意見もありました。また、法令を守っていれば汚染がないということはないので、危険性があるものを取り入れてはいけないというご意見もありました。そして、もう一つは、自衛隊配備反対の陳情書は以前も提出され、審査され、結論は出ていると考えるというご意見などがありました。

#### ◎亀濱玲子君

丁寧なご答弁ありがとうございました。

重ねてちょっとお伺いいたします。議案第95号の宮古島市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてですけど、今質疑の中でね、恐らく当局が来て説明をされたんでしょうね、今の考えだと、答弁だと。行政がしっかり対応してくれると思うという意見がこの条例を通す理由の中にあつたということなんですけど、この宮古島市のいわゆる盗難に遭ったときのセキュリティーですね、宮古島市自身が持っているセキュリティーについてのしっかりした説明や確認というのは委員会の中で行われたかということをお聞かせください。

◎総務財政委員会委員長（嵩原 弘君）

今質疑のあった盗難とか、セキュリティとかというものに関する質疑はありませんでした。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎池間 豊君

経済工務委員長にちょっと確認をしたいんですけども、陳情書第23号、市道認定道路の道路照明灯管理移管について（要請書）ですね、この意見として、宮古島市全地区の市道の街灯の電気料金を含めた維持管理費は市が負担することとありますけども、この辺の話し合いをですね、例えば宮古島市は伊良部地区、下地地区、上野地区、城辺地区、そして市内も周辺の各集落がたくさんあると思うんですけども、この集落内の市道であって、その市道に面している街灯になるのか、防犯灯になるのか、そういったのは、みんなここに書かれている意見の中で該当するのかどうかということですね。例えば市道であって家のおすぐ前に立っている街灯と、それから家と家がある程度離れていてその真ん中に立っている街灯と、これも同じ市の負担という形で認めるかどうかというふうな、そういった部分もしっかり話し合われたかどうかですね、どこからどこまでが市が負担すべきものか、あるいは自治会が負担すべきものか、そういった部分が少し曖昧なところがありますから、その辺を確認したい。お願いします。

◎経済工務委員会委員長（仲間則人君）

我々委員会の中で話し合われたのは、この街灯について城辺地区からの陳情書が上がりました。それに対して一般質問の中で市長のほうから街灯については全て市が負担がしますということで、防犯灯については今までどおり各自治会ということで委員会の中では確認はとれています。その中で、街灯数がどれぐらいあるかというのは把握次第報告しますということで当局のほうから答弁をもらっております。池間豊議員がおっしゃるのは、どこからどこかというんだけど、街灯に対しては市が負担すると、防犯灯に関してはおのおの自治会が負担するという形で話し合われております。

◎池間 豊君

じゃ、この防犯灯と街灯という、分け方はわかりますけど、これ申請して設置した時点でのこれは防犯灯だ、これは街灯だというふうな、これでしかも確認はできないということですか。例えば家と家の間にあるような、これはもう本当に防犯灯じゃなくても街灯に近いよというふうに思えるようなところもあると思うんですよ。ただ、これ設置の時点でこれが防犯灯であればこれはもう市の負担ということではないというわけね。街灯だという見方というわけですね。もう設置した時点でしかこの確認はできないということ。

◎経済工務委員会委員長（仲間則人君）

今、池間豊議員が質疑しながら答えたとおりだと思っております。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎前里光恵君

文教社会委員会委員長にお伺いをいたします。

陳情書第19号について、学校における「集団フッ化物洗口導入」に反対する陳情についてはどのような

意見があつてですね、閉会中継続審査となつたのか、お伺いをいたします。

◎文教社会委員会委員長（垣花健志君）

この件につきましては賛成をする議員と反対をする議員がおりまして、ただいずれにしても現在行われているもの等も含めた勉強、我々委員が知る必要があるということで、現在陳情書を提出した方にですね、その内容についての細かい資料を求めているところです。フッ素を歯を磨くときに、それを虫歯を予防するためにいいという考えと、それといわゆる人によっては余りよくないという人もいるんだというふうな意見の中で、継続にしてもう一度勉強したいというふうに決しました。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎新城元吉君

文教社会委員長に質疑をいたします。

陳情書第20号、住民合意のない「学校統廃合」に反対する陳情が不採択とすべきものとなっているんですけど、この陳情についてはですね、今国の政策としてはふるさと創生を基本的な重要政策として打ち出しています。こういう中にあつても、やはり文部科学省と、それからふるさと創生を担う部署とですね、いろいろふるさと創生めぐって学校の統廃合に対して非常に議論が行われている最中でありまして。ですから、そういうことなどを考慮した場合に、この問題についてふるさと創生に関する政策との絡みはどうなっているかという意見は出たでしょうか、出なかったでしょうか。

（「済みません。休憩してください」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時04分）

再開します。

（再開＝午前11時05分）

◎文教社会委員会委員長（垣花健志君）

特別にその関係での質疑は出なかったというふうに思いますが、一応報告書の中でも申し上げましたけれども、不採択の理由について反対と賛成の意見が出たことを申し上げたいと思うんですが、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

◎文教社会委員会委員長（垣花健志君）

まず、反対の意見として、現在統廃合をした来間、宮原について大きな問題があるとは聞こえてこない。統廃合には賛成。各地の運動会も、小さな学校では子供の運動会なのか、大人の運動会なのかわからない状態にある。文部科学省が出している基準は陸路が広い地域の問題であつて、小さな宮古島では短絡的に適用することはないであろう。それと、子供は多くの子供たちの中で育てたほうがよい。大人しかない環境はよいとは思わない。子供は、学習面だけではなく、精神面でも適正な環境で過ごせるようにすべき。地域の過疎化の問題は、別の問題であるという反対の意見がありました。そして、賛成の意見として、住民合意のないという部分を重視したい。地域における学校という存在の重要性をわかつてほ

しい。この陳情の趣旨は、これからの国の基準が変わっていくと宮古島全体が統廃合の対象になるのではないかと。その際には住民合意をもって進めるべきであるという趣旨の賛成の意見があり、採決の結果、不採択とすべきものと決したということであります。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎國仲昌二君

私もですね、文教社会委員長のほうにちょっと質疑したいと思います。

同じく陳情書第20号ですけども、住民合意のない「学校統廃合」に反対する陳情、今どういう意見があったかということで、不採択とすべきものという意見は学校統合は必要だという視点からの意見だったと思いますけれども、この陳情書の中身はですね、学校統廃合するんであれば地域住民や学校現場に対して十分な合意を図ってくださいと、そういうことをしないで拙速な学校統廃合を行わないようお願いしますというのがこの陳情書の趣旨なんですね。合意が図れば当然学校統廃合について反対するものではないというのがこの陳情書の趣旨だと思うんですけども、この不採択とすべきものということで委員の皆さんは住民合意はなくても学校統廃合はやるべきだという考えで不採択としたのでしょうか、その辺をお伺いいたします。

◎文教社会委員会委員長（垣花健志君）

委員の考えがどのようなものなのかまでは私は把握しておりませんし、今申し上げたいろんな意見の中で採決を諮ったということでもあります。その中身についてそれぞれが考えていることまでは、やはり言葉として出てこない限り私のほうで把握することはできませんでした。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上里 樹君

総務財政委員長に1点だけ確認いたします。

陳情書第14号、それから陳情書第22号、陳情書第24号に関してなんですけども、賛成少数でということで不採択されていますけども、その内訳を教えてください。何対何だったか。

（議員の声あり）

◎上里 樹君

賛成です。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時09分）

再開します。

（再開＝午前11時09分）

◎総務財政委員会委員長（髙原 弘君）

大変重要な質疑だったと思っております。まず、陳情書第14号、“マイナンバー法”に反対する「陳情

書」は、賛成少数で不採択ということでありました。賛成者は1人であります。反対者も言いますか。いいですね、賛成者1人という……

(議員の声あり)

◎総務財政委員会委員長(嵩原 弘君)

今から言います。陳情書第22号、宮古島への陸上自衛隊配備及び新たな軍備の増強に反対する陳情に対しては、賛成者1人、退席者3名であります。陳情書第24号、2015年10月通知、2016年1月運用開始予定の「マイナンバー制度」による混乱とリスクを避けるため、実施には慎重に対応するよう国に働きかける意見書提出を求める陳情に関しましては、賛成者3人でありました。

◎議長(眞栄城徳彦君)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長(眞栄城徳彦君)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、日程第1、議案第94号、宮古島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞栄城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第94号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞栄城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号は可決されました。

次に、日程第2、議案第95号、宮古島市個人情報保護条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

◎亀濱玲子君

これまでの質疑でもそうですし、委員長報告からもうかがえるわけですけど、宮古島市も含めてとっても何か行政の現場は戸惑っているんじゃないかというふうに思っています。もう本当に目の前に迫っているわけですけど、各種のカードの番号を結びつけて一括管理するような、マスターキーのような役割を果たす今度の条例がですね、まず盗まれたり、紛失したり、さまざまな面で、今大人が10年だとか、子供で5年だとかとなくなっていますけど、そういう全部のことを含めて十分安心できる状況じゃないまま見切り発車をしようとしているというのが大きな問題だというふうにやっぱり思っています。この条例は、今実施して本当に個人の情報が、それこそ半永久的と言えるぐらい情報が例えば管理されて、それが一旦ネットに乗ってしまったら拡散して、取り返しがつかなくなるようなことまで想定される。そんなことを考

えるとやっぱり怖いなというふうに思っていて、これは本当に慎重に考えなきゃいけない問題であるということから、今回のこの議案第95号、宮古島市個人情報保護条例の一部を改正する条例に関しては反対をいたします。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに討論はありませんか。

◎上里 樹君

賛成討論があるかと思ったんですけども、私も議案第95号、宮古島市個人情報保護条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論させていただきます。

このマイナンバー制度は、利便性が強調されていますけども、犯罪等の危険性を高めて国民に負担増を逆にもたらすものだという事を指摘したいと思います。個人番号をもとにそれぞれの機関で保有する個人情報と互いに参照し合えるネットワークシステムで結ぶと、そのことによって行政の効率性を高めるとしていますけども、一つの番号で容易に国民一人一人の個人情報を結びつけて活用する番号制度、それを活用する側にとっては極めて効率的なツールだと思います。しかし、それは一人一人の個人情報が容易に名寄せ、いわゆる寄せ集められて集積されるということであって、集積されることによってリスクも高まる。一たび流出したら、悪用されたりすれば、甚大なプライバシー侵害につながりかねないと。また、成り済みの犯罪等の危険性を高めることも明白です。

私は、4点その理由を挙げたいと思います。1点目は、100%の情報漏えいを防ぐシステムの構築は不可能であるということです。2点目に、意図的に情報を盗んだ上で売る人間がいると。それから、3点目に1度漏れた情報は流通、売買され、取り返しがつかなくなるということ。4点目に、情報は集積されるほど利用価値が高まり、攻撃されやすくなるということです。

もう一点、制度導入に情報連携システムなどの番号制度の基幹インフラシステムの構築に係る費用の総額が3,000億円以上という私たちの血税が投入されるわけです。維持管理も今後多額になってまいります。中止しても住民生活に何ら支障がないということですので、従来の制度を適用することで十分だという立場から反対いたします。

◎議長（眞榮城徳彦君）

賛成討論はありませんか。

◎高吉幸光君

私は、議案第95号、宮古島市個人情報保護条例の一部を改正する条例に賛成の立場から討論したいというふうに思います。

このシステム自体というのは、もともともう国が我々のほうになくても全部やってしまうようなものだというふうに思って理解をしています。もともとは簡便化を図るためのものであって、アメリカの成り済ましという話をございましたけれども、それは別々なところで分散管理をしていくということで決定しているはずで、それに対しての質問は一般質問の中で私やりましたので、それぞれの中の管理は、IDチップの中には基本的な情報しか基本的に入っていないと。本人がその利益を確認するためのマイナポータル制度も始まりますということもちゃんと確認をとっておりますので、個人の管理というのは、リスクというのは個人でやっぱり管理をしていくべきですし、100%漏えいのないシステムなんていうのはこの世に



存在しないので、その中でどういうふういきちんと運営していくかというのはそれぞれのまた立場によると思いますので、この制度というのは非常に簡便化を図るためにいい制度だというふうに思っております。それに対しての条例の改正というのは必要だというふうに考えますので、賛成の討論としたいというふうに思います。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに賛成討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第95号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（眞榮城徳彦君）

挙手多数であります。

よって、議案第95号は可決されました。

次に、日程第3、議案第96号、宮古島市手数料条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

◎亀濱玲子君

採決に当たって反対、同じ内容だったので、反対だけすればいいかなと思ったんですけど、この議案第96号、宮古島市手数料条例の一部を改正する条例ですけれど、これは議案第95号、宮古島市個人情報保護条例の一部を改正する条例と重なっての提案されている内容ですので、前段で述べました同様の意見から反対とさせていただきます。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第96号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（眞榮城徳彦君）

挙手多数であります。

よって、議案第96号は可決されました。

次に、日程第4、議案第97号、宮古島市総合交流ターミナル条例の一部を改正する条例に対する討論の

発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第97号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第97号は可決されました。

次に、日程第5、議案第85号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算(第5号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第85号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号は可決されました。

次に、日程第6、議案第86号、平成27年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第86号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号は可決されました。

次に、日程第7、議案第87号、平成27年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第1号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第87号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号は可決されました。

次に、日程第8、議案第88号、平成27年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第88号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号は可決されました。

次に、日程第9、議案第89号、平成27年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第89号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号は可決されました。

次に、日程第10、議案第90号、平成27年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第2号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第90号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号は可決されました。

次に、日程第11、議案第91号、平成27年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第91号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号は可決されました。

次に、日程第12、議案第92号、平成27年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計補正予算(第1号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第92号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号は可決されました。

次に、日程第13、議案第93号、平成27年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第93号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号は可決されました。

次に、日程第14、議案第98号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第98号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第98号は可決されました。

次に、日程第15、議案第99号、財産の取得についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第99号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第99号は可決されました。

次に、日程第16、議案第100号、字の区域の変更についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第100号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第100号は可決されました。

次に、日程第17、議案第101号、字の区域の変更についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第101号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第101号は可決されました。

次に、日程第18、議案第102号、平成26年度宮古島市水道事業会計利益の処分についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第102号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第102号は可決されました。

次に、日程第19、認定第1号、平成26年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

本件に対する委員長報告は不認定でありますので、会議規則第69条の賛成者先諮の原則に基づき、本件は挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

認定第1号は、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手なし)

◎議長(眞榮城徳彦君)

挙手なしであります。

よって、認定第1号は不認定されました。

次に、日程第20、認定第2号、平成26年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定されました。

次に、日程第21、認定第3号、平成26年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第3号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は認定されました。

次に、日程第22、認定第4号、平成26年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は認定されました。

次に、日程第23、認定第5号、平成26年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は認定されました。

次に、日程第24、認定第6号、平成26年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞栄城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第6号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞栄城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定されました。

次に、日程第25、認定第7号、平成26年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞栄城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第7号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞栄城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は認定されました。

次に、日程第26、認定第8号、平成26年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞栄城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第8号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞栄城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は認定されました。

次に、日程第27、認定第9号、平成26年度宮古島市平良字久貝財産区特別会計歳入歳出決算認定について



てに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第9号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は認定されました。

次に、日程第28、認定第10号、平成26年度宮古島市平良字松原財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第10号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号は認定されました。

次に、日程第29、認定第11号、平成26年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第11号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第11号は認定されました。

次に、日程第30、認定第12号、平成26年度宮古島市水道事業会計決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第12号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第12号は認定されました。

次に、日程第31、陳情書第12号、県産品の優先使用について(要請)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第12号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第12号は採択されました。

次に、日程第32、陳情書第14号、「マイナンバー法」に反対する「陳情書」に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

本件に対する委員長報告は不採択でありますので、会議規則第69条の賛成者先諮の原則に基づき、本件は挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

陳情書第14号は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手少数)

◎議長(眞榮城徳彦君)

挙手少数であります。

よって、陳情書第14号は不採択されました。

次に、日程第33、陳情書第15号、「若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書」採択に関する陳情に対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

陳情書第15号、「若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書」採択に関する陳情に賛成の立場から討論させていただきます。

消費税の増税と円高による物価上昇で庶民の暮らしは苦しくなるばかりです。社会保障はどんどん削減

され、貧困と格差が広がっています。そんな中で、法人税減税などで5年間法人税がゼロという軽減されている大企業があるとか、それから高額所得者が優遇されるという、そういう一方で、マクロ経済スライドという仕組みを使って向こう30年間も年金受給を減らそうという方針があります。年金の受給額が生活保護以下で、これでは暮らしていけないと全国でも悲鳴が上がっていますが、沖縄県は特に無年金者も多く、年金受給額も少ない。そういう中で、この沖縄県だからこそこういう声を上げていくべきだと考えます。

今、必要なことは、安定した雇用を保障して社会保障を充実させることです。若者も高齢者も誰でも安心できる年金の実現が求められています。それが、年金が納められなかった人も一定年齢に達すれば最低額土台が保障されるという仕組みが最低保障年金制度です。沖縄県では無年金者も多い中で、ぜひこの実現が必要と考えます。必要な財源は、被災者、失業している人、所得の低い人からも無差別に容赦なくむしり取る逆進性の強い消費税ではなくて、もうかっても法人税ゼロというような企業があらわれるそのような状況を見ますと、大企業や富裕層に適切な負担を求めるのが当然だと考えます。無理、無駄な大型公共事業や軍事費を減らして財源が十分確保できます。

以上の立場から賛成いたします。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

本件に対する委員長報告は不採択でありますので、会議規則第69条の賛成者先諮の原則に基づき、本件は挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

陳情書第15号は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

◎議長（眞榮城徳彦君）

挙手少数であります。

よって、陳情書第15号は不採択されました。

次に、日程第34、陳情書第16号、「30人以下学級」早期完全実現に関する陳情に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第16号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第16号は採択されました。

次に、日程第35、陳情書第17号、「幼稚園・就学前教育」義務教育化・無償化に関する陳情に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第17号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第17号は採択されました。

次に、日程第36、陳情書第18号、「労働安全衛生委員会」の設置を進め、学校労働環境の改善を求める陳情に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第18号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第18号は採択されました。

次に、日程第37、陳情書第20号、住民合意のない「学校統廃合」に反対する陳情に対する討論の発言を許します。

◎國仲昌二君

私は、陳情書第20号、住民合意のない「学校統廃合」に反対する陳情に賛成の立場から討論いたします。

学校統廃合の必要性はいろいろ意見あると思うんですけども、それには住民合意が不可欠だと考えます。ですから、この陳情書に賛成するものであります。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに討論はありませんか。

◎亀濱玲子君

私も、同じくこの陳情書第20号、住民合意のない「学校統廃合」に反対する陳情に賛成の立場から討論をさせていただきます。

国は、文部科学省はですね、3.11以降ですね、学校が防災の拠点になるように、新しい建築の基準とい

うものも見直しをしています。そして、地域のコミュニティーの場になるようにというのが今の文部科学省の流れです。しかしながら、一方文部科学省は、学校統廃合の対象の学級数を大きくしていつているんですよ。そんなふうな物差しではかると、宮古島市は本当に宮古島圏内で、宮古島市の市内で何か所かしかつけれないぐらいの基準にもうなっていくんですよ。この国の進める基準をそのままに進めていくということには、私たち足踏みをしなきゃいけない。なので、ここに書かれているですね、ここの陳情の趣旨はですね、さっき國仲昌二議員がおっしゃっていましたが、少なくとも地域住民や学校現場に対して十分な合意を図ることなく拙速な学校統廃合を行わないようにお願いします、これは十分この議会でも本当に全会一致で、そのとおりで出していけるような内容になってきているんです。なので、これピンポイントで、ただどここの統廃合に反対してくれとか、そういう内容ではないんです。慎重に議会でも対応してくれという内容ですので、ぜひ議会の皆さん、全会一致ですね、この陳情書を採択していただきたいという思いで、賛成の立場からの討論といたします。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

本件に対する委員長報告は不採択でありますので、会議規則第69条の賛成者先諮の原則に基づき、本件は挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

陳情書第20号は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

◎議長（眞榮城徳彦君）

挙手少数であります。

よって、陳情書第20号は不採択されました。

次に、日程第38、陳情書第21号、幼稚園の教育条件・労働条件の改善を求める陳情に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第21号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第21号は採択されました。

次に、日程第39、陳情書第22号、宮古島への陸上自衛隊配備及び新たな軍備の増強に反対する陳情に対

する討論の発言を許します。

(議員の声あり)

◎亀濱玲子君

この陳情書第22号、宮古島への陸上自衛隊配備及び新たな軍備の増強に反対する陳情に賛成の立場から討論をさせていただきます。

ここに書かれている宮古島へのこれからに対する不安というのはですね、新たに配備される自衛隊の全容というのが実は市から、あえて言うならば市長から、住民に十分な説明は行われていません、いまだ。そんな中でこの陳情書は出てきているんですよね。それで、最初に提案されたものからさらに増強したミサイル配備や、あるいは司令部が地下に埋設されるだとか、あるいは弾薬庫が来るだとか、もろもろのことが知らないうちに広がっていくという不安の中にあります。その中で、特にここにうたわれている予定配備が候補地となっている場所に地下水汚染が心配される水源流域があること等々が書かれていまして、ここには長期的な視点から慎重の上にも慎重を重ねた十分な議論を議会にも求めるというふうに締めくくられています。なので、今退席しようという皆さんも、これまでずっとそうです。市長がその陳情書第7号、宮古島市への自衛隊早期配備に関する要請書によって議会の意思は示されたと言いますが、反対もあり、退席もあっての賛成多数という形の中でここで示されてきました。なので、やっぱりこの陳情書、慎重にも慎重を重ねた議論というのが今まさに議会に求められているというふうに思っています。なので、この陳情書に賛成の立場からの討論とさせていただきます。

◎議長(眞榮城徳彦君)

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

(「議長」の声あり)

◎高吉幸光君

6月定例会の中でも賛成、また反対の陳情が上がってくる中で、我々公明会派として退席をいたしました。それに関して今回またここに残るといことはちょっと整合性がとれないということで、また退席をさせていただきたいなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

◎議長(眞榮城徳彦君)

わかりました。

(「議長」の声あり)

◎山里雅彦君

この陳情書第22号、宮古島への陸上自衛隊配備及び新たな軍備の増強に反対する陳情に関してですね、さきの6月定例会においても同様な陳情書に関して我々会派21世紀新風会は説明や議論等が尽くされていないという理由で退席しましたので、今回も陳情書第22号に関しては我々会派21世紀新風会は退席したいと思えます。

◎議長(眞榮城徳彦君)

はい、わかりました。

休憩します。

(休憩＝午前11時45分)

(富永元順君、高吉幸光君、新里 聰君、前里光恵君、  
山里雅彦君、下地 智君、退席)

◎議長（眞榮城徳彦君）

再開します。

(再開＝午前11時46分)

本件に対する委員長報告は不採択でありますので、会議規則第69条の賛成者先諮の原則に基づき、本件は挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

陳情書第22号は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手少数)

◎議長（眞榮城徳彦君）

挙手少数であります。

よって、陳情書第22号は不採択されました。

休憩します。

(休憩＝午前11時47分)

(富永元順君、高吉幸光君、新里 聰君、前里光恵君、  
山里雅彦君、下地 智君、着席)

◎議長（眞榮城徳彦君）

再開します。

(再開＝午前11時47分)

次に、日程第40、陳情書第23号、市道認定道路の道路照明灯管理移管について（要請書）に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第23号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第23号は採択されました。

次に、日程第41、陳情書第24号、2015年10月通知、2016年1月運用開始予定の「マイナンバー制度」による混乱とリスクを避けるため、実施には慎重に対応するよう国に働きかける意見書提出を求める陳情に

対する討論の発言を許します。

◎亀濱玲子君

この陳情書第24号、2015年10月通知、2016年1月運用開始予定の「マイナンバー制度」による混乱とリスクを避けるため、実施には慎重に対応するよう国に働きかける意見書提出を求める陳情に賛成の立場から討論をさせていただきます。

これは、本当に今私たち国民が抱える不安をそのまま陳情書に出していただいている陳情書です。例えば個人情報漏えいを防ぐというこのセキュリティーのそれがきちっと100%できないというのは、もうわかっていることです。そのリスクが大きい中で進めようとするのに慎重にも慎重にという、国にそれを働きかけているということをぜひ地方議会からやっていただきたい。これについては、ぜひ宮古島市議会でも賛成をして国にその陳情を出していただきたいというふうに思います。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに討論はありませんか。

◎國仲昌二君

私も、陳情書第24号、2015年10月通知、2016年1月運用開始予定の「マイナンバー制度」による混乱とリスクを避けるため、実施には慎重に対応するよう国に働きかける意見書提出を求める陳情に賛成の立場から討論します。

これは実施に反対ということではなくて、やっぱりリスクが大きいという話があるわけですから、慎重に対応するよう国に働きかける、当然だと思います。よって、賛成の立場の討論とします。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

本件に対する委員長報告は不採択でありますので、会議規則第69条の賛成者先諮の原則に基づき、本件は挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

陳情書第24号は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

◎議長（眞榮城徳彦君）

挙手少数であります。

よって、陳情書第24号は不採択されました。

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時49分）

再開します。



(再開＝午前11時49分)

次に、日程第42、陳情書第11号及び日程第43、陳情書第13号の2件については総務財政委員長から、日程第44、陳情書第19号については文教社会委員長から、会議規則第110条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、それぞれ閉会中の継続審査の申し出がなされております。

お諮りいたします。ただいまの3件については、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第11号及び陳情書第13号の2件は総務財政委員会に、陳情書第19号は文教社会委員会にそれぞれ閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第45、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本件は、これを適任と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は適任と決しました。

次に、日程第46、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第2号を採決いたします。

本件は、これを適任と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は適任と決しました。

次に、日程第47、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第3号を採決いたします。

本件は、これを適任と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は適任と決しました。

次に、日程第48、諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第4号を採決いたします。

本件は、これを適任と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第4号は適任と決しました。

これで市長提出の議案の審議は終わりましたので、当局の皆さんは退席してください。

休憩します。

（休憩＝午前11時53分）

（市長、教育長、企画政策部長兼振興開発プロジェクト

ト局長、総務部長、退席）

◎議長（眞榮城徳彦君）

再開します。

（再開＝午前11時54分）

次に、日程第49、決議案第3号、県産品及び地元産品愛用宣言決議を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎経済工務委員会委員長（仲間則人君）

決議案第3号、県産品及び地元産品愛用宣言決議。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。平成27年9月25日、宮古島市議会議長、眞榮城徳彦殿。経済工務委員会委員長、仲間則人。

県産品及び地元産品愛用宣言決議

全国的に厳しい経済状況の中、県経済も例外なく厳しい状況にあり、それを象徴するかのよう、平成26年の完全失業率も5.4%となっており、全国の1.5倍という高い数値を示している。

県産品及び地元産品関連産業は、流通において建設資材等の価格高騰など、他県と比べ不利な状況下にあり、消費拡大の大きな足かせとなっている。

沖縄県においては、自立型経済の構築に向けて策定した「沖縄21世紀ビジョン基本計画」で、「ものづくり産業の振興」、「県産品の販路拡大と地域ブランドの形成」といった地場産業振興に向けた事業を強く押し進めることになっている。

地場産業発展の一番の近道は県産品及び地元産品の愛用であり、県民・市民が自ら消費をし、県産品及び地元産品の良さを再認識することが、関連企業の育成と雇用の創出につながり、ひいては経済の活性化に寄与するものとする。

よって、県及び本市経済の活性化・地場産業の振興のため、県産品及び地元産品の愛用を広く訴えるとともに、下記事項の実現に向けて取り組むことを宣言する。

#### 記

1. 行政は、市の業務及び諸行事における県産品及び地元産品の優先使用及び地場産業の育成に努めること。
  2. 県産品及び地元産品の関連企業は、県民・市民のニーズに対応した良質・低価格の製品開発、生産性の向上、及び安定供給についてこれまで以上に努めること。  
特に、製品の低価格化については、消費拡大に直接つながることから最大限努めること。
  3. 市民は、県産品及び地元産品の活用に努めること。
- 以上、決議する。

平成27年（2015年）9月25日

沖縄県宮古島市議会

#### ◎議長（眞栄城徳彦君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

#### ◎議長（眞栄城徳彦君）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第3号については、委員会提出の案件でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理します。

これより討論に入ります。

日程第49、決議案第3号、県産品及び地元産品愛用宣言決議に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

#### ◎議長（眞栄城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより決議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、決議案第3号は可決されました。

次に、日程第50、指名第2号、不法投棄ごみ残存問題調査特別委員会委員の選任を行います。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、佐久本洋介君、垣花健志君、平良敏夫君、上地廣敏君、亀濱玲子君、下地智君、國仲昌二君、下地勇徳君、仲間則人君、高吉幸光君の10名を指名いたします。

ただいま特別委員会委員を指名いたしました。しばらく休憩し、正副委員長の互選をお願いいたします。

休憩します。

(休憩＝午前11時58分)

再開します。

(再開＝午後零時05分)

ただいま不法投棄ごみ残存問題調査特別委員会から正副委員長の互選の結果報告がありました。

不法投棄ごみ残存問題調査特別委員会委員長に佐久本洋介君、同副委員長に下地智君がそれぞれ選任されました。

次に、日程第51、派遣第2号、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、派遣第2号のとおり、豊見城市で開催される平成27年度沖縄県市議会議員・事務局職員研修会参加のため、11月20日から21日までの2日間、全議員26名を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、この際お諮りいたします。ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、これを議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで今定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもちまして平成27年第6回宮古島市議会定例会を閉会いたします。

（閉会＝午後零時07分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成27年9月25日

宮古島市議会

議長 眞榮城 徳彦

議員 西里 芳明

〃 前里 光恵